

令和2年度  
水道水及び水道用薬品等に関する調査等一式  
報 告 書

令和3年3月

株式会社三菱ケミカルリサーチ



## 目次

1. 業務概要	1
1-1. 業務目的	1
1-2. 業務内容	2
2. 水質基準等の水質検査結果の整理	4
2-1. 過去5年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し	4
2-2. 水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理	70
2-3. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新	113
3. 水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計	141
3-1. 水道水質の被害状況等調査	141
3-2. クリプトスポリジウム等対策実施状況調査	146
3-3. 貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査	150
3-4. 水道水質検査の実施状況等に関する調査	168
3-5. 水安全計画の策定状況等に関する調査	180
4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理	181
4-1. 調査概要	181
4-2. 集計結果	182
5. 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理	192
5-1. 各国における薬品基準等の概要	192
5-2. 各国における水道用薬品の現行基準・規格	197
6. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理他	201
6-1. 内閣府食品安全委員会における評価結果の整理	201
6-2. 海外諸国・機関における基準値等の整理	219
7. 水質基準等に関する情報の更新	246
7-1. 水質基準等の見直しの動向	246
7-2. データベースの整理・情報更新	273
8. 要検討項目への追加物質案の検討	275



# 1. 業務概要

## 1-1. 業務目的

本調査業務は、水道水及び水道原水における水質検査結果等の整理及び水道用の薬品基準に関する各国の動向等の収集・整理等を行うことにより、水質基準等について基準値等の変更や分類の見直しに係る原案を作成するとともに、「平成 30 年度水道水及び水道用薬品等に関する調査等業務」において構築した水道水における有害物質のデータベースをもとに、水道法の水質基準等に係る国内外の最新の毒性情報等の収集・整理、要検討項目の対象とする物質に係る検討、我が国の現行の水質基準等に関する情報及び有害物質の健康影響等の最新の情報を収集・整理することにより、水質基準の逐次改正に資することを目的とする。

## 1-2. 業務内容

### 1) 水質基準等の水質検査結果の整理（仕様書 2 の(1)(2)）

#### (1) 過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検出状況について、「水道統計」の過去 5 年分の水質検査結果（平成 26 年度～平成 30 年度版、浄水）を、第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会で確認された分類要件（資料 4：水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて）に基づき、基準値又は目標値の 10%、50%、100%値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理し、検討を行った。

#### (2) 水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理

全国の水道事業者が平成 30 年度及び 31 年・令和元年度水道水質検査計画で定めた地点等における水質測定結果（要検討項目等、農薬類）について、データチェック及び集計を行った。

#### (3) 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計データ（平成 30 年度統計）より収集した情報及び前記（2）により収集した情報に基づき、全水質基準等項目等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目等）について整理した。

### 2) クリプトスポリジウム等の検出状況の整理（仕様書 2 の(3)）

平成 24 年度以降、厚生労働省に対し全国の都道府県及び水道事業者等から報告された耐塩素性病原生物の検出状況等の情報について、一覧表として整理した。

### 3) 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理（仕様書 2 の(4)）

#### (1) 薬品基準等に関する各国の動向等の収集・整理

米国（AWWA 及び NSF）、欧州、中国、韓国、WHO における薬品基準等の①概要（改正経緯含む）、②現行基準の内容と設定根拠を収集・整理した。

#### (2) 各国基準の比較表の作成

日本（JWWA、JIS）の規格と（1）に示す各国の基準項目及び基準値を整理した。

### 4) 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理（仕様書 2 の(5)）

#### (1) 内閣府食品安全委員会における評価結果の整理

我が国の現行の水質基準等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目及び農薬類等をいう。以下同じ。）に係る内閣府食品安全委員会における評価結果（令和 2 年 3 月以降に公表されたものに限る。）を収集・整理し、これまでの評価結果の一覧（令和元年度調査：表 6-3）を更新した。

## (2) 海外諸国・機関における基準値等の整理

海外諸国・機関（米国、欧州、カナダ、オーストラリア、韓国、中国、WHO）における基準値・目標値と、我が国の現行の水質基準等の中で基準値・目標値の比較を行うとともに、我が国の現行の水質基準項目ではないが、海外諸国において基準値・目標値（法的拘束力を有するものに限る）が設定されている項目について、併せて整理を行った。

また、我が国の現行の水質基準等と比較していずれかの海外諸国・機関で基準値・目標値に相違点のあった物質のうち、我が国より基準値・目標値が厳しく設定されているものを中心に、知見を整理し、我が国の現行の水質基準等との間で耐容一日摂取量等の設定根拠・考え方の比較を行った。

## (3) 有機フッ素化合物に関する情報の整理

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）及びペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）について、概ね令和2年1月から12月までに新たに公表された国際機関・国（米国の州を含む）の主要な情報・知見を整理する。対象となる情報・知見は、概ね次のとおりとし、令和元年度調査で整理した内容を改めて整理する必要はなく、新たな情報について整理する。特にPFHxSについては、令和元年度調査の表6-32に変更点や追加事項がないかという視点で調査を行った。

## 5) 水質基準等に関する情報の更新（仕様書2の(6)）

### (1) 関連情報の更新

我が国の現行の水質基準等について、基準値・目標値に関連した検討状況、課題及び留意事項等の関連情報（令和元年度調査：表7-1～表7-7）を更新した。「評価値に関連したその後の検討」欄については、最新の時点に更新した。

### (2) データベース更新

我が国の現行の水質基準等について、令和元年度調査業務において作成したデータベースを更新した。

## 6) 基礎情報収集対象物質のとりまとめ（仕様書2の(7)）

平成21年度第1回水質基準逐次改正検討会資料5-1「水道水から検出されるおそれのある物質(母集団物質リスト候補物質)に関する情報整理」に示された基礎情報収集対象物質(過年度業務において追加された基礎情報収集対象物質リストを含む)について、平成27年度の環境中での各物質の検出状況(環境省による化学物質環境実態調査及び要調査項目存在状況調査)から新たに要検討項目へ追加すべき物質を検討した。

## 7) 報告書作成

以上の調査結果をとりまとめ、会議資料及び報告書を作成した。

## 2. 水質基準等の水質検査結果の整理

### 2-1. 過去5年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し

現在の水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、平成15年4月の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について（答申）」に基づいて設定されたものであり、浄水中の検出状況から物質毎のリスクレベルの評価結果等を踏まえ、水質基準項目と水質管理目標設定項目に分類されている。

ここでは、第8回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成22年2月2日）の「資料4 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」に従って、水質基準項目及び水質管理目標設定項目間での分類変更について検討した。

#### 2-1-1. 基準項目等の分類に関する考え方

第8回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成22年2月2日）の「資料4 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」にて承認された、水質基準項目と水質管理目標設定項目の分類に関する考え方を以下に示す。

##### 1) 定期見直しの進め方

化学物質はその使用状況等に応じて水道水から検出される濃度・頻度に変化していくものであり、水質検査結果に基づき、その時点で比較的高濃度かつ高頻度で検出される物質を水質基準項目とするよう、計画的に見直しを行うべきである。定期見直しの具体的な方法については、以下のとおりとする。

##### (1) 定期見直しの対象物質

すべての水質基準項目及び水質管理目標設定項目を、水質検査結果に基づく定期見直しの対象とするのではなく、以下の考え方に基づいて基準項目等に据え置くべき項目以外の項目を選定する。

①水質基準項目等へ据え置くべき項目を整理-----表 2-1、表 2-2

②基準項目に据え置くべきか専門家の議論も踏まえて確認すべき物質-----表 2-3

この結果、基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目は表 2-4 のとおりとなる。

##### (2) 定期見直しの検討に使用する水質検査結果

検査年度による水質検査結果のばらつき等を考慮すると、直近の単年度のみではなく、中長期的な検査結果に基づいて分類見直しの検討を行うべきと考えられる。具体的には水質検査結果の保存義務年限である過去5年分の検査結果に基づいて計画的に見直すこととする。

表 2-1 基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質基準項目）

据え置くべきとする理由	項目名
水道法第 4 条に例示されている項目	水銀、フェノール、味、臭気等 11 項目
環境中に広く存在し、少なくない数の水道事業者において、当該項目の濃度の低い水源を求めたり、浄水処理工程（設備）を設けて分解・除去等を行ったりする必要がとらえられる項目（基準項目から外すことにより、濃度の低減化が行われなくなるおそれがあるため）	ヒ素及びその化合物、亜硝酸態窒素 <sup>*</sup> 、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、マンガン及びその化合物、ジオオスミン、2-MIB
飲料水の水質としての基本的指標と考えられる項目	ナトリウム及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、有機物（全有機炭素（TOC）の量）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	一般細菌、大腸菌
浄水処理に広く利用される次亜塩素酸の管理指標	塩素酸
浄水処理に広く利用される PAC の管理指標	アルミニウム及びその化合物

※ 平成 26 年 2 月 28 日厚生労働省令第 15 号により、亜硝酸態窒素を水質基準項目に追加。

表 2-2 基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質管理目標設定項目）

据え置くべきとする理由	項目名
評価値が暫定の項目	ウラン等 3 項目
水道水質基準を補完する項目	pH 値、アルミニウム、残留塩素等 9 項目
より望ましい水の目標値である項目（水質基準とはしない）	遊離炭酸、腐食性（ランゲリア指数）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	従属栄養細菌

表 2-3 基準項目に据え置くべきか確認すべき物質の考え方（水質基準項目）

基準項目として据え置くことも考えられる理由	項目名
水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心が高い	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物
原水においてトリハロメタン生成能は広く存在し、水質基準項目から除外した場合、生成量の低減管理が行われなくなるおそれがある	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム
オゾン処理の副生成物、浄水処理に広く利用される次亜塩素酸ナトリウムにも含まれる	臭素酸

表 2-4 基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目

基準項目等の見直し対象とする項目（案）	項目名	
水質基準項目	セレン及びその化合物 四塩化炭素 シス及びトランス-ジクロロエチレン ベンゼン ジクロロ酢酸 ホルムアルデヒド 陰イオン界面活性剤	ホウ素及びその化合物 1,4-ジオキサン ジクロロメタン クロロ酢酸 トリクロロ酢酸 亜鉛及びその化合物 非イオン界面活性剤
水質管理目標設定項目※	アンチモン及びその化合物 1,2-ジクロロエタン トルエン 亜塩素酸 農薬類 メチル-t-ブチルエーテル	ニッケル及びその化合物 1,1,2-トリクロロエタン フタル酸ジ（2-エチルヘキシル） 二酸化塩素 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン

※ 平成 22 年 2 月 17 日健水発 0217 第 1 号により、1,1,2-トリクロロエタンを水質管理目標設定項目から削除。

※ 平成 26 年 3 月 31 日健水発 0331 第 6 号により、亜硝酸態窒素を水質管理目標設定項目から削除。

### (3) 定期見直しにおける水質基準等の分類方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の考え方は、基本的には平成 15 年答申のもの（表 2-5）を踏襲するべきであるが、複数年度における検出状況の判断や、検出率の取扱いについて運用の明確化を行う必要がある。

表 2-5 過去の審議会答申における水質基準等の分類の考え方（参考）

	水質基準項目	水質管理目標設定項目・監視項目
平成 15 年答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水において、評価値の 1/10 を超えて検出され、又は検出されるおそれの高い項目（特異値によるものを除く。評価値が暫定であるものを除く。）</li> <li>水道法第 4 条の例示項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>場合によっては、浄水において評価値の 1/10 を超えて検出される可能性のある項目</li> <li>水質基準項目の分類要件に該当するもののうち、評価値が暫定であるもの</li> </ul>
平成 4 年答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大値が評価値の 50% を超えていること（特異値と考えられる場合は除く）</li> <li>かつ、評価値の 10% を超えるものの検出率が数%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大値が評価値の数% 以上（特異値と考えられる場合は除く）</li> <li>かつ、評価値の 1% を超えるものの検出率が数% 以上</li> </ul>

※ 農薬については、平成 15 年答申において、①水質基準項目の分類要件に該当する農薬については個別に水質基準を設定し、②それら以外については総農薬方式により水質管理目標設定項目に位置づけることとされているところ。

表 2-5 に示した過去の答申の内容を参考にすると、例えば表 2-6 に示す分類要件に従って水質基準項目等の分類を行うことが考えられる。

分類要件 1：最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2：最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在  
又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 2-6 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1 YES		分類要件 1 NO
	分類要件 2 YES	分類要件 2 NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

ただし、個々の項目の水質基準項目及び水質管理目標設定項目への分類については、当該項目の浄水における検出状況に加え、環境汚染状況の推移や生成メカニズム、浄水処理における除去性等を総合的に評価して判断すべきであり、分類要件のみによってあてはめるべきものではない。

## 2) 過去 5 年間の水質基準等の超過状況

### (1) データ整理

水質基準項目及び水質管理目標設定項目について、水道統計水質編の過去 5 年分（平成 26 年度版～平成 30 年度版）の水質検査結果（浄水）より、評価値の 10%、50%、100%値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理した。

水道水質基準項目の水道水質データの整理結果は表 2-7 に示し、水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果は表 2-8 に示す。また、水質基準項目の過去 5 年間の基準値等の超過状況を図 2-1～図 2-25 に示し、水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況を図 2-26～図 2-37 に示す。

過去 5 年間に基準値及び目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。

表 2-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(1/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H26 ※2			H27 ※3			H28 ※4			H29 ※5			H30		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
基-1	一般細菌	100個/mL	健康項目	対基準値	6,074	5	0.1%	6,181	2	0.1%	6,636	3	0.0%	8,368	5	0.1%	8,669	2	0.0%
				対50%値	6,074	21	0.3%	6,181	16	0.3%	6,636	27	0.4%	8,368	33	0.4%	8,669	31	0.4%
				対10%値	6,074	107	1.8%	6,181	99	1.7%	6,636	121	1.8%	8,368	177	2.1%	8,669	182	2.1%
基-2	大腸菌	不検出	健康項目	陽性	6,074	0	0.0%	6,181	2	0.0%	6,636	1	0.0%	8,368	0	0.0%	8,668	1	0.0%
基-3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	健康項目	対基準値	5,582	0	0.0%	5,703	0	0.0%	6,252	0	0.0%	7,558	0	0.0%	7,898	0	0.0%
				対50%値	5,582	4	0.1%	5,703	1	0.1%	6,252	3	0.0%	7,558	1	0.0%	7,898	5	0.1%
				対10%値	5,582	9	0.2%	5,703	7	0.2%	6,252	9	0.1%	7,558	6	0.1%	7,898	11	0.1%
基-4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L	健康項目	対基準値	5,467	0	0.0%	5,585	0	0.0%	6,133	0	0.0%	7,441	0	0.0%	7,784	0	0.0%
				対50%値	5,467	2	0.0%	5,585	3	0.0%	6,133	8	0.1%	7,441	14	0.2%	7,784	10	0.1%
				対10%値	5,467	4	0.1%	5,585	6	0.1%	6,133	10	0.2%	7,441	16	0.2%	7,784	15	0.2%
基-5	セレン及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,548	0	0.0%	5,674	0	0.0%	6,224	0	0.0%	7,537	0	0.0%	7,873	0	0.0%
				対50%値	5,548	2	0.0%	5,674	0	0.0%	6,224	0	0.0%	7,537	0	0.0%	7,873	0	0.0%
				対10%値	5,548	12	0.2%	5,674	4	0.2%	6,224	3	0.0%	7,537	7	0.1%	7,873	4	0.1%
基-6	鉛及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,713	1	0.0%	5,817	0	0.0%	6,377	0	0.0%	7,741	0	0.0%	8,047	2	0.0%
				対50%値	5,713	20	0.4%	5,817	15	0.3%	6,377	28	0.4%	7,741	28	0.4%	8,047	32	0.4%
				対10%値	5,713	235	4.1%	5,817	240	4.0%	6,377	308	4.8%	7,741	325	4.2%	8,047	337	4.2%
基-7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,604	0	0.0%	5,723	0	0.0%	6,258	0	0.0%	7,630	0	0.0%	7,968	0	0.0%
				対50%値	5,604	79	1.4%	5,723	74	1.4%	6,258	69	1.1%	7,630	88	1.2%	7,968	92	1.2%
				対10%値	5,604	544	9.7%	5,723	547	9.5%	6,258	602	9.6%	7,630	769	10.1%	7,968	809	10.2%
基-8	六価クロム化合物	0.05mg/L	健康項目	対基準値	5,658	0	0.0%	5,780	0	0.0%	6,329	0	0.0%	7,646	0	0.0%	7,970	0	0.0%
				対50%値	5,658	0	0.0%	5,780	0	0.0%	6,329	0	0.0%	7,646	0	0.0%	7,970	0	0.0%
				対10%値	5,658	1	0.0%	5,780	3	0.0%	6,329	2	0.0%	7,646	4	0.1%	7,970	5	0.1%
基-9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	健康項目	対基準値	5,906	0	0.0%	6,136	0	0.0%	6,592	0	0.0%	7,925	0	0.0%	8,120	0	0.0%
				対50%値	5,906	6	0.1%	6,136	4	0.1%	6,592	2	0.0%	7,925	3	0.0%	8,120	4	0.0%
				対10%値	5,906	150	2.5%	6,136	83	2.4%	6,592	73	1.1%	7,925	84	1.1%	8,120	76	0.9%
基-10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	6,063	0	0.0%	6,173	0	0.0%	6,624	0	0.0%	8,349	0	0.0%	8,647	0	0.0%
				対50%値	6,063	3	0.0%	6,173	0	0.0%	6,624	0	0.0%	8,349	0	0.0%	8,647	0	0.0%
				対10%値	6,063	9	0.1%	6,173	20	0.1%	6,624	12	0.2%	8,349	15	0.2%	8,647	8	0.1%
基-11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	健康項目	対基準値	5,825	0	0.0%	5,921	0	0.0%	6,464	0	0.0%	7,918	0	0.0%	8,206	0	0.0%
				対50%値	5,825	137	2.4%	5,921	133	2.3%	6,464	147	2.3%	7,918	166	2.1%	8,206	160	1.9%
				対10%値	5,825	2,096	36.0%	5,921	2,041	35.4%	6,464	2,087	32.3%	7,918	2,392	30.2%	8,206	2,381	29.0%
基-12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L	健康項目	対基準値	5,726	0	0.0%	5,835	0	0.0%	6,383	0	0.0%	7,780	0	0.0%	8,087	1	0.0%
				対50%値	5,726	64	1.1%	5,835	53	1.1%	6,383	55	0.9%	7,780	87	1.1%	8,087	98	1.2%
				対10%値	5,726	1,874	32.7%	5,835	1,802	32.1%	6,383	1,979	31.0%	7,780	2,269	29.2%	8,087	2,367	29.3%
基-13	ホウ素及びその化合物	1mg/L	健康項目	対基準値	5,578	0	0.0%	5,709	0	0.0%	6,256	0	0.0%	7,571	0	0.0%	7,916	0	0.0%
				対50%値	5,578	14	0.3%	5,709	15	0.2%	6,256	17	0.3%	7,571	19	0.3%	7,916	19	0.2%
				対10%値	5,578	164	2.9%	5,709	162	2.9%	6,256	157	2.5%	7,571	165	2.2%	7,916	184	2.3%
基-14	四塩化炭素	0.002mg/L	健康項目	対基準値	5,540	0	0.0%	5,656	0	0.0%	6,215	0	0.0%	7,526	0	0.0%	7,859	0	0.0%
				対50%値	5,540	5	0.1%	5,656	4	0.1%	6,215	3	0.0%	7,526	4	0.1%	7,859	5	0.1%
				対10%値	5,540	8	0.1%	5,656	5	0.1%	6,215	9	0.1%	7,526	11	0.1%	7,859	9	0.1%
基-15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	健康項目	対基準値	5,506	0	0.0%	5,633	0	0.0%	6,197	0	0.0%	7,497	0	0.0%	7,835	0	0.0%
				対50%値	5,506	2	0.0%	5,633	0	0.0%	6,197	1	0.0%	7,497	1	0.0%	7,835	1	0.0%
				対10%値	5,506	6	0.1%	5,633	2	0.1%	6,197	4	0.1%	7,497	2	0.0%	7,835	2	0.0%

表 2-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(2/4)

番号	項目名	基準値 <sup>※1</sup> (mg/L)	区分	評価	H26 <sup>※2</sup>			H27 <sup>※3</sup>			H28 <sup>※4</sup>			H29 <sup>※5</sup>			H30		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合									
基-16	cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	健康項目	対基準値	5,555	0	0.0%	5,677	0	0.0%	6,233	0	0.0%	7,543	0	0.0%	7,863	0	0.0%
				対50%値	5,555	1	0.0%	5,677	0	0.0%	6,233	0	0.0%	7,543	0	0.0%	7,863	0	0.0%
				対10%値	5,555	5	0.1%	5,677	2	0.1%	6,233	1	0.0%	7,543	2	0.0%	7,863	2	0.0%
基-17	ジクロロメタン	0.02mg/L	健康項目	対基準値	5,541	0	0.0%	5,658	0	0.0%	6,214	0	0.0%	7,526	0	0.0%	7,862	0	0.0%
				対50%値	5,541	0	0.0%	5,658	0	0.0%	6,214	0	0.0%	7,526	1	0.0%	7,862	0	0.0%
				対10%値	5,541	2	0.0%	5,658	1	0.0%	6,214	1	0.0%	7,526	3	0.0%	7,862	4	0.1%
基-18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,543	0	0.0%	5,661	0	0.0%	6,214	0	0.0%	7,529	0	0.0%	7,866	0	0.0%
				対50%値	5,543	1	0.0%	5,661	0	0.0%	6,214	0	0.0%	7,529	0	0.0%	7,866	0	0.0%
				対10%値	5,543	14	0.3%	5,661	14	0.2%	6,214	9	0.1%	7,529	12	0.2%	7,866	8	0.1%
基-19	トリクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,562	0	0.0%	5,670	0	0.0%	6,217	0	0.0%	7,538	0	0.0%	7,874	0	0.0%
				対50%値	5,562	1	0.0%	5,670	1	0.0%	6,217	1	0.0%	7,538	3	0.0%	7,874	1	0.0%
				対10%値	5,562	28	0.5%	5,670	37	0.5%	6,217	25	0.4%	7,538	28	0.4%	7,874	21	0.3%
基-20	ベンゼン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,541	0	0.0%	5,659	0	0.0%	6,213	0	0.0%	7,526	0	0.0%	7,863	0	0.0%
				対50%値	5,541	0	0.0%	5,659	0	0.0%	6,213	0	0.0%	7,526	0	0.0%	7,863	0	0.0%
				対10%値	5,541	1	0.0%	5,659	2	0.0%	6,213	1	0.0%	7,526	1	0.0%	7,863	1	0.0%
基-21	塩素酸	0.6mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,062	5	0.1%	6,174	5	0.1%	6,627	2	0.0%	8,354	8	0.1%	8,653	6	0.1%
				対50%値	6,062	177	2.9%	6,174	194	2.9%	6,627	194	2.9%	8,354	307	3.7%	8,653	319	3.7%
				対10%値	6,062	2,953	48.7%	6,174	2,954	47.8%	6,627	3,314	50.0%	8,354	4,326	51.8%	8,653	4,630	53.5%
基-22	クロロ酢酸	0.02mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	1	0.0%	8,652	0	0.0%
				対50%値	6,063	5	0.1%	6,174	6	0.1%	6,627	2	0.0%	8,355	6	0.1%	8,652	7	0.1%
				対10%値	6,063	53	0.9%	6,174	39	0.9%	6,627	31	0.5%	8,355	35	0.4%	8,652	30	0.3%
基-23	クロロホルム	0.06mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,064	1	0.0%	6,174	1	0.0%	6,627	2	0.0%	8,355	2	0.0%	8,653	1	0.0%
				対50%値	6,064	181	3.0%	6,174	185	2.9%	6,627	185	2.8%	8,355	285	3.4%	8,653	244	2.8%
				対10%値	6,064	2,254	37.2%	6,174	2,319	36.5%	6,627	2,403	36.3%	8,355	2,937	35.2%	8,653	3,041	35.1%
基-24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,064	4	0.1%	6,174	2	0.1%	6,627	2	0.0%	8,355	3	0.0%	8,653	1	0.0%
				対50%値	6,064	92	1.5%	6,174	75	1.5%	6,627	82	1.2%	8,355	116	1.4%	8,653	98	1.1%
				対10%値	6,064	1,701	28.1%	6,174	1,616	27.6%	6,627	1,692	25.5%	8,355	2,200	26.3%	8,653	2,299	26.6%
基-25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,064	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	0	0.0%	8,653	0	0.0%
				対50%値	6,064	20	0.3%	6,174	14	0.3%	6,627	5	0.1%	8,355	10	0.1%	8,653	12	0.1%
				対10%値	6,064	234	3.9%	6,174	222	3.8%	6,627	182	2.7%	8,355	200	2.4%	8,653	245	2.8%
基-26	臭素酸	0.01mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,063	0	0.0%	6,174	2	0.0%	6,627	6	0.1%	8,354	0	0.0%	8,653	1	0.0%
				対50%値	6,063	15	0.2%	6,174	10	0.2%	6,627	15	0.2%	8,354	12	0.1%	8,653	10	0.1%
				対10%値	6,063	249	4.1%	6,174	238	4.0%	6,627	249	3.8%	8,354	255	3.1%	8,653	246	2.8%
基-27	総トリハロメタン	0.1mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,064	2	0.0%	6,174	1	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	1	0.0%	8,653	0	0.0%
				対50%値	6,064	153	2.5%	6,174	161	2.5%	6,627	182	2.7%	8,355	212	2.5%	8,653	220	2.5%
				対10%値	6,064	2,752	45.4%	6,174	2,848	44.6%	6,627	2,952	44.5%	8,355	3,654	43.7%	8,653	3,735	43.2%
基-28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,064	21	0.3%	6,174	3	0.3%	6,627	7	0.1%	8,354	8	0.1%	8,649	4	0.0%
				対50%値	6,064	388	6.4%	6,174	285	6.3%	6,627	325	4.9%	8,354	458	5.5%	8,649	385	4.5%
				対10%値	6,064	1,006	16.6%	6,174	1,938	16.3%	6,627	2,192	33.1%	8,354	2,700	32.3%	8,649	2,799	32.4%

表 2-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(3/4)

番号	項目名	基準値 <sup>※1</sup> (mg/L)	区分	評価	H26 <sup>※2</sup>			H27 <sup>※3</sup>			H28 <sup>※4</sup>			H29 <sup>※5</sup>			H30		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合									
基-29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,064	3	0.0%	6,174	1	0.0%	6,627	1	0.0%	8,355	1	0.0%	8,653	2	0.0%
				対50%値	6,064	109	1.8%	6,174	113	1.8%	6,627	135	2.0%	8,355	153	1.8%	8,653	170	2.0%
				対10%値	6,064	2,493	41.1%	6,174	2,534	40.4%	6,627	2,675	40.4%	8,355	3,196	38.3%	8,653	3,234	37.4%
基-30	プロモホルム	0.09mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,064	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	0	0.0%	8,653	0	0.0%
				対50%値	6,064	6	0.1%	6,174	2	0.1%	6,627	1	0.0%	8,355	2	0.0%	8,653	1	0.0%
				対10%値	6,064	117	1.9%	6,174	154	1.9%	6,627	137	2.1%	8,355	154	1.8%	8,653	182	2.1%
基-31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	1	0.0%	8,353	1	0.0%	8,651	0	0.0%
				対50%値	6,063	5	0.1%	6,174	0	0.1%	6,627	1	0.0%	8,353	2	0.0%	8,651	1	0.0%
				対10%値	6,063	54	0.9%	6,174	43	0.9%	6,627	36	0.5%	8,353	45	0.5%	8,651	47	0.5%
基-32	亜鉛及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,672	0	0.0%	5,784	0	0.0%	6,348	0	0.0%	7,655	0	0.0%	7,973	0	0.0%
				対50%値	5,672	1	0.0%	5,784	1	0.0%	6,348	1	0.0%	7,655	1	0.0%	7,973	1	0.0%
				対10%値	5,672	14	0.2%	5,784	16	0.2%	6,348	20	0.3%	7,655	21	0.3%	7,973	31	0.4%
基-33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,768	8	0.1%	5,872	9	0.1%	6,452	8	0.1%	7,823	14	0.2%	8,104	13	0.2%
				対50%値	5,768	107	1.9%	5,872	108	1.8%	6,452	118	1.8%	7,823	167	2.1%	8,104	146	1.8%
				対10%値	5,768	1,523	26.4%	5,872	1,511	25.9%	6,452	1,554	24.1%	7,823	1,794	22.9%	8,104	1,828	22.6%
基-34	鉄及びその化合物	0.3mg/L	性状項目	対基準値	5,743	2	0.0%	5,848	1	0.0%	6,433	0	0.0%	7,782	3	0.0%	8,062	2	0.0%
				対50%値	5,743	17	0.3%	5,848	17	0.3%	6,433	27	0.4%	7,782	38	0.5%	8,062	24	0.3%
				対10%値	5,743	323	5.6%	5,848	344	5.5%	6,433	311	4.8%	7,782	425	5.5%	8,062	439	5.4%
基-35	銅及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,667	0	0.0%	5,778	0	0.0%	6,344	0	0.0%	7,658	0	0.0%	7,972	0	0.0%
				対50%値	5,667	0	0.0%	5,778	1	0.0%	6,344	2	0.0%	7,658	3	0.0%	7,972	2	0.0%
				対10%値	5,667	10	0.2%	5,778	9	0.2%	6,344	21	0.3%	7,658	25	0.3%	7,972	30	0.4%
基-36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L	性状項目	対基準値	5,608	0	0.0%	5,726	0	0.0%	6,288	0	0.0%	7,611	0	0.0%	7,949	0	0.0%
				対50%値	5,608	2	0.0%	5,726	2	0.0%	6,288	3	0.0%	7,611	2	0.0%	7,949	3	0.0%
				対10%値	5,608	577	10.3%	5,726	566	10.1%	6,288	611	9.7%	7,611	708	9.3%	7,949	730	9.2%
基-37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L	性状項目	対基準値	5,693	1	0.0%	5,810	1	0.0%	6,371	0	0.0%	7,687	2	0.0%	7,995	0	0.0%
				対50%値	5,693	7	0.1%	5,810	7	0.1%	6,371	15	0.2%	7,687	14	0.2%	7,995	13	0.2%
				対10%値	5,693	125	2.2%	5,810	115	2.2%	6,371	128	2.0%	7,687	129	1.7%	7,995	130	1.6%
基-38	塩化物イオン	200mg/L	性状項目	対基準値	6,074	0	0.0%	6,179	0	0.0%	6,636	0	0.0%	8,368	0	0.0%	8,666	0	0.0%
				対50%値	6,074	15	0.2%	6,179	13	0.2%	6,636	12	0.2%	8,368	17	0.2%	8,666	18	0.2%
				対10%値	6,074	1,009	16.6%	6,179	954	16.3%	6,636	1,013	15.3%	8,368	1,278	15.3%	8,666	1,268	14.6%
基-39	カルシウム、マグネシウム(硬度)	300mg/L	性状項目	対基準値	5,795	0	0.0%	5,915	0	0.0%	6,424	0	0.0%	7,879	0	0.0%	8,225	0	0.0%
				対50%値	5,795	70	1.2%	5,915	68	1.2%	6,424	58	0.9%	7,879	76	1.0%	8,225	67	0.8%
				対10%値	5,795	4,273	73.7%	5,915	4,350	72.2%	6,424	4,628	72.0%	7,879	5,429	68.9%	8,225	5,541	67.4%
基-40	蒸発残留物	500mg/L	性状項目	対基準値	5,806	0	0.0%	5,920	0	0.0%	6,390	3	0.0%	7,951	0	0.0%	8,343	0	0.0%
				対50%値	5,806	167	2.9%	5,920	172	2.8%	6,390	180	2.8%	7,951	224	2.8%	8,343	211	2.5%
				対10%値	5,806	5,422	93.4%	5,920	5,494	91.6%	6,390	5,923	92.7%	7,951	7,254	91.2%	8,343	7,479	89.6%
基-41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	0	0.0%	7,428	0	0.0%	7,756	0	0.0%
				対50%値	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	0	0.0%	7,428	0	0.0%	7,756	0	0.0%
				対10%値	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	0	0.0%	7,428	2	0.0%	7,756	0	0.0%
基-42	ジェオスミン	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,635	6	0.1%	5,735	12	0.1%	6,229	2	0.0%	7,676	5	0.1%	7,954	4	0.1%
				対50%値	5,635	62	1.1%	5,735	62	1.1%	6,229	47	0.8%	7,676	59	0.8%	7,954	41	0.5%
				対10%値	5,635	721	12.8%	5,735	685	12.6%	6,229	706	11.3%	7,676	755	9.8%	7,954	689	8.7%
基-43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,635	1	0.0%	5,734	1	0.0%	6,230	0	0.0%	7,677	1	0.0%	7,952	2	0.0%
				対50%値	5,635	16	0.3%	5,734	8	0.3%	6,230	20	0.3%	7,677	19	0.2%	7,952	19	0.2%
				対10%値	5,635	311	5.5%	5,734	301	5.4%	6,230	329	5.3%	7,677	347	4.5%	7,952	365	4.6%

表 2-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(4/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H26 ※2			H27 ※3			H28 ※4			H29 ※5			H30		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
基-44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L	性状項目	対基準値	5,599	0	0.0%	5,639	0	0.0%	6,185	0	0.0%	7,505	0	0.0%	7,848	0	0.0%
				対50%値	5,599	2	0.0%	5,639	0	0.0%	6,185	3	0.0%	7,505	2	0.0%	7,848	3	0.0%
				対10%値	5,599	190	3.4%	5,639	173	3.4%	6,185	304	4.9%	7,505	318	4.2%	7,848	364	4.6%
基-45	フェノール類	0.005mg/L	性状項目	対基準値	5,431	0	0.0%	5,546	0	0.0%	6,103	0	0.0%	7,402	0	0.0%	7,742	0	0.0%
				対50%値	5,431	2	0.0%	5,546	0	0.0%	6,103	8	0.1%	7,402	10	0.1%	7,742	6	0.1%
				対10%値	5,431	3	0.1%	5,546	2	0.1%	6,103	9	0.1%	7,402	11	0.1%	7,742	7	0.1%
基-46	有機物(全有機炭素 (TOC)の量)	3mg/L	性状項目	対基準値	6,073	0	0.0%	6,181	1	0.0%	6,636	0	0.0%	8,368	2	0.0%	8,666	0	0.0%
				対50%値	6,073	95	1.6%	6,181	92	1.5%	6,636	82	1.2%	8,368	140	1.7%	8,666	109	1.3%
				対10%値	6,073	3,451	56.8%	6,181	3,454	55.8%	6,636	3,658	55.1%	8,368	4,531	54.1%	8,666	4,600	53.1%
基-47	pH値	5.8-8.6	性状項目	酸側超	6,074	5	0.1%	6,181	3	0.1%	6,636	2	0.0%	8,368	3	0.0%	8,666	2	0.0%
				アルカリ側超	6,074	5	0.1%	6,181	1	0.1%	6,636	2	0.0%	8,368	2	0.0%	8,666	4	0.0%
基-48	味	異常でない	性状項目	異常でない	6,071	1	0.0%	6,178	1	0.0%	6,637	1	0.0%	8,368	2	0.0%	8,668	1	0.0%
基-49	臭気	異常でない	性状項目	異常でない	6,074	9	0.1%	6,181	7	0.1%	6,636	12	0.2%	8,368	6	0.1%	8,668	6	0.1%
基-50	色度	5度	性状項目	対基準値	6,002	3	0.0%	6,181	4	0.0%	6,636	15	0.2%	8,368	7	0.1%	8,668	10	0.1%
				対50%値	6,002	100	1.7%	6,181	77	1.6%	6,636	120	1.8%	8,368	148	2.2%	8,668	192	2.2%
				対10%値	6,002	1,427	23.8%	6,181	1,435	23.1%	6,636	1,584	23.9%	8,368	2,203	33.2%	8,668	2,310	26.6%
基-51	濁度	2度	性状項目	対基準値	6,074	3	0.0%	6,181	1	0.0%	6,636	9	0.1%	8,368	3	0.0%	8,668	3	0.0%
				対50%値	6,074	27	0.4%	6,181	29	0.4%	6,636	42	0.6%	8,368	44	0.7%	8,668	58	0.7%
				対10%値	6,074	290	4.8%	6,181	296	4.7%	6,636	363	5.5%	8,368	525	7.9%	8,668	531	6.1%

※1 令和2年4月1日時点の基準値で評価している。

※2 平成26年度の六価クロム化合物については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過1地点が誤報告であることを確認)。

※3 平成27年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過2地点が誤報告であることを確認)。

※4 平成28年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過2地点が誤報告であることを確認)。  
六価クロム化合物(対50%値超過1地点)、陰イオン界面活性剤(対50%値超過1地点)

※5 平成29年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過2地点が誤報告であることを確認)。  
六価クロム化合物(対50%値超過1地点)、陰イオン界面活性剤(対50%値超過2地点)

表 2-8 水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(1/2)

番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	区分	評価	H26			H27 ※2			H28 ※3			H29			H30		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
目-1	アンチモン及び その化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	2,088	0	0.0%	2,053	0	0.0%	2,085	0	0.0%	2,432	0	0.0%	2,440	0	0.0%
				対50%値	2,088	0	0.0%	2,053	0	0.0%	2,085	0	0.0%	2,432	0	0.0%	2,440	0	0.0%
				対10%値	2,088	6	0.3%	2,053	3	0.1%	2,085	1	0.0%	2,432	3	0.1%	2,440	8	0.3%
目-2	ウラン及びその 化合物	0.002mg/L	健康項目	対目標値	2,057	0	0.0%	2,030	0	0.0%	2,057	0	0.0%	2,402	1	0.0%	2,414	0	0.0%
				対50%値	2,057	3	0.1%	2,030	2	0.1%	2,057	3	0.1%	2,402	5	0.2%	2,414	3	0.1%
				対10%値	2,057	37	1.8%	2,030	37	1.8%	2,057	38	1.8%	2,402	38	1.6%	2,414	38	1.6%
目-3	ニッケル及びそ の化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	2,322	0	0.0%	2,281	1	0.0%	2,339	0	0.0%	2,720	0	0.0%	2,717	0	0.0%
				対50%値	2,322	1	0.0%	2,281	2	0.1%	2,339	1	0.0%	2,720	1	0.0%	2,717	1	0.0%
				対10%値	2,322	18	0.8%	2,281	21	0.9%	2,339	19	0.8%	2,720	25	0.9%	2,717	26	1.0%
目-5	1,2-ジクロロエ タン	0.004mg/L	健康項目	対目標値	2,026	0	0.0%	2,009	0	0.0%	2,019	0	0.0%	2,346	0	0.0%	2,355	0	0.0%
				対50%値	2,026	0	0.0%	2,009	0	0.0%	2,019	0	0.0%	2,346	1	0.0%	2,355	2	0.1%
				対10%値	2,026	0	0.0%	2,009	1	0.0%	2,019	0	0.0%	2,346	1	0.0%	2,355	2	0.1%
目-8	トルエン	0.4mg/L	健康項目	対目標値	2,052	0	0.0%	2,033	0	0.0%	2,069	0	0.0%	2,398	0	0.0%	2,406	0	0.0%
				対50%値	2,052	0	0.0%	2,033	0	0.0%	2,069	0	0.0%	2,398	0	0.0%	2,406	0	0.0%
				対10%値	2,052	0	0.0%	2,033	0	0.0%	2,069	0	0.0%	2,398	0	0.0%	2,406	0	0.0%
目-9	フタル酸ジ(2- エチルヘキシ ル)	0.08mg/L	健康項目	対目標値	1,817	0	0.0%	1,767	0	0.0%	1,806	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,129	0	0.0%
				対50%値	1,817	0	0.0%	1,767	0	0.0%	1,806	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,129	1	0.0%
				対10%値	1,817	35	1.9%	1,767	7	0.4%	1,806	10	0.6%	2,114	5	0.2%	2,129	2	0.1%
目-10	亜塩素酸	0.6mg/L	健康項目 (消)	対目標値	1,151	0	0.0%	1,131	0	0.0%	1,144	0	0.0%	1,285	0	0.0%	1,253	0	0.0%
				対50%値	1,151	0	0.0%	1,131	0	0.0%	1,144	0	0.0%	1,285	1	0.1%	1,253	1	0.1%
				対10%値	1,151	2	0.2%	1,131	1	0.1%	1,144	0	0.0%	1,285	1	0.1%	1,253	1	0.1%
目-12	二酸化塩素	0.6mg/L	健康項目 (消)	対目標値	584	0	0.0%	567	0	0.0%	568	0	0.0%	671	0	0.0%	644	0	0.0%
				対50%値	584	0	0.0%	567	0	0.0%	568	0	0.0%	671	0	0.0%	644	0	0.0%
				対10%値	584	0	0.0%	567	0	0.0%	568	0	0.0%	671	0	0.0%	644	0	0.0%
目-13	ジクロロアセ トニトリル	0.01mg/L	健康項目 (消)	対目標値	2,527	0	0.0%	2,506	0	0.0%	2,590	0	0.0%	3,016	0	0.0%	3,068	0	0.0%
				対50%値	2,527	15	0.6%	2,506	6	0.2%	2,590	2	0.1%	3,016	7	0.2%	3,068	3	0.1%
				対10%値	2,527	353	14.0%	2,506	339	13.5%	2,590	330	12.7%	3,016	369	12.2%	3,068	335	10.9%
目-14	抱水クロラール	0.02mg/L	健康項目 (消)	対目標値	2,535	0	0.0%	2,508	0	0.0%	2,593	0	0.0%	3,018	0	0.0%	3,066	0	0.0%
				対50%値	2,535	27	1.1%	2,508	23	0.9%	2,593	34	1.3%	3,018	32	1.1%	3,066	19	0.6%
				対10%値	2,535	697	27.5%	2,508	687	27.4%	2,593	711	27.4%	3,018	792	26.2%	3,066	815	26.6%
目-15	農薬類	検出値と目標値 の比の和とし て、1以下	健康項目	対目標値	708	0	0.0%	696	0	0.0%	705	0	0.0%	840	0	0.0%	828	0	0.0%
				対50%値	708	0	0.0%	696	0	0.0%	705	3	0.4%	840	3	0.4%	828	4	0.5%
				対10%値	708	1	0.1%	696	1	0.1%	705	4	0.6%	840	4	0.5%	828	8	1.0%
目-16	残留塩素	1mg/L	性状項目	対目標値	5,937	50	0.8%	6,060	50	0.8%	6,480	47	0.7%	8,217	72	0.9%	8,498	61	0.7%
				対50%値	5,937	1,727	29.1%	6,060	1,737	28.7%	6,480	1,769	27.3%	8,217	2,309	28.1%	8,498	2,271	26.7%
				対10%値	5,937	5,770	97.2%	6,060	5,916	97.6%	6,480	6,379	98.4%	8,217	8,097	98.5%	8,498	8,360	98.4%

表 2-8 水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(2/2)

番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	区分	評価	H26			H27 ※2			H28 ※3			H29			H30		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
目-17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100mg/L	性状項目	<10	5,795	94	1.6%	5,915	95	1.6%	6,424	46	0.7%	7,879	189	2.4%	8,225	226	2.7%
				>100	5,795	377	6.5%	5,915	375	6.3%	6,424	364	5.7%	7,879	484	6.1%	8,225	503	6.1%
目-18	マンガン	0.01mg/L	性状項目	対目標値	5,693	47	0.8%	5,810	47	0.8%	6,371	53	0.8%	7,687	2	0.0%	7,995	61	0.8%
				対50%値	5,693	125	2.2%	5,810	115	2.0%	6,371	128	2.0%	7,687	14	0.2%	7,995	130	1.6%
				対10%値	5,693	408	7.2%	5,810	407	7.0%	6,371	462	7.3%	7,687	129	1.7%	7,995	628	7.9%
目-19	遊離炭酸	20mg/L	性状項目	対目標値	2,272	72	3.2%	2,237	81	3.6%	2,297	93	4.0%	2,623	93	3.5%	2,657	96	3.6%
				対50%値	2,272	295	13.0%	2,237	319	14.3%	2,297	304	13.2%	2,623	381	14.5%	2,657	385	14.5%
				対10%値	2,272	1,702	74.9%	2,237	1,648	73.7%	2,297	1,708	74.4%	2,623	2,007	76.5%	2,657	1,983	74.6%
目-20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L	性状項目	対目標値	2,088	0	0.0%	2,063	0	0.0%	2,096	0	0.0%	2,465	0	0.0%	2,469	0	0.0%
				対50%値	2,088	0	0.0%	2,063	0	0.0%	2,096	0	0.0%	2,465	0	0.0%	2,469	0	0.0%
				対10%値	2,088	2	0.1%	2,063	0	0.0%	2,096	0	0.0%	2,465	0	0.0%	2,469	0	0.0%
目-21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L	性状項目	対目標値	1,946	0	0.0%	1,934	0	0.0%	1,965	0	0.0%	2,297	0	0.0%	2,348	0	0.0%
				対50%値	1,946	1	0.1%	1,934	0	0.0%	1,965	0	0.0%	2,297	0	0.0%	2,348	1	0.0%
				対10%値	1,946	2	0.1%	1,934	0	0.0%	1,965	0	0.0%	2,297	0	0.0%	2,348	1	0.0%
目-22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L	性状項目	対目標値	1,594	34	2.1%	1,595	24	1.5%	1,644	27	1.6%	1,903	30	1.6%	1,834	29	1.6%
				対50%値	1,594	335	21.0%	1,595	338	21.2%	1,644	319	19.4%	1,903	408	21.4%	1,834	402	21.9%
				対10%値	1,594	1,316	82.6%	1,595	1,309	82.1%	1,644	1,297	78.9%	1,903	1,531	80.5%	1,834	1,473	80.3%
目-23	臭気強度(TON)	3 TON	性状項目	対目標値	2,063	10	0.5%	2,049	15	0.7%	2,111	37	1.8%	2,418	36	1.5%	2,358	34	1.4%
				対50%値	2,063	116	5.6%	2,049	118	5.8%	2,111	140	6.6%	2,418	169	7.0%	2,358	138	5.9%
				対10%値	2,063	402	19.5%	2,049	423	20.6%	2,111	454	21.5%	2,418	474	19.6%	2,358	472	20.0%
目-24	蒸発残留物	30-200mg/L	性状項目	<30	5,806	63	1.1%	5,920	74	1.3%	6,389	51	0.8%	7,951	88	1.1%	8,343	76	0.9%
				>200	5,806	537	9.2%	5,920	552	9.3%	6,389	564	8.8%	7,951	677	8.5%	8,343	681	8.2%
目-25	濁度	1度	性状項目	対目標値	6,074	27	0.4%	6,181	29	0.5%	6,636	42	0.6%	8,368	3	0.0%	8,668	58	0.7%
				対50%値	6,074	104	1.7%	6,181	83	1.3%	6,636	124	1.9%	8,368	44	0.7%	8,668	208	2.4%
				対10%値	6,074	590	9.7%	6,181	599	9.7%	6,636	771	11.6%	8,368	525	7.9%	8,668	1,089	12.6%
目-26	pH値	7.5程度	性状項目	7.3以下	6,074	4,312	71.0%	6,181	4,305	69.6%	6,636	4,568	68.8%	8,368	5,992	71.6%	8,668	3,094	35.7%
				7.7以上	6,074	2,058	33.9%	6,181	2,141	34.6%	6,636	2,286	34.4%	8,368	2,783	33.3%	8,668	2,838	32.7%
目-27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	性状項目	<-1	2,298	1,635	71.1%	2,263	1,619	71.5%	2,290	688	30.0%	3,222	1,785	55.4%	2,644	1,777	67.2%
目-28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下	性状項目	>0	2,298	57	2.5%	2,263	48	2.1%	2,290	9	0.4%	3,222	59	1.8%	2,644	72	2.7%
				対目標値	2,545	3	0.1%	2,509	0	0.0%	2,559	1	0.0%	2,894	3	0.1%	2,932	4	0.1%
				対50%値	2,545	5	0.2%	2,509	5	0.2%	2,559	4	0.2%	2,894	8	0.3%	2,932	8	0.3%
目-29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	性状項目	対目標値	2,114	0	0.0%	2,097	0	0.0%	2,123	0	0.0%	2,475	0	0.0%	2,472	0	0.0%
				対50%値	2,114	0	0.0%	2,097	0	0.0%	2,123	0	0.0%	2,475	0	0.0%	2,472	0	0.0%
				対10%値	2,114	0	0.0%	2,097	2	0.1%	2,123	0	0.0%	2,475	0	0.0%	2,472	0	0.0%
目-30	アルミニウム	0.1mg/L	性状項目	対目標値	5,768	107	1.9%	5,872	108	1.8%	6,452	118	1.8%	7,823	14	0.2%	8,104	146	1.8%
				対50%値	5,768	515	8.9%	5,872	489	8.3%	6,452	515	8.0%	7,823	167	2.1%	8,104	608	7.5%
				対10%値	5,768	2,210	38.3%	5,872	2,203	37.5%	6,452	2,335	36.2%	7,823	1,794	22.9%	8,104	2,819	34.8%

※1 令和2年4月1日時点の目標値で評価している。

※2 平成27年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している( )内の地点が誤報告であることを確認)。

アンチモン及びその化合物(対50%値超過1地点)、ウラン及びその化合物(対50%値超過1地点)、ニッケル及びその化合物(対50%値超過2地点)、1,2-ジクロロエタン(対50%値超過1地点)、トルエン(対50%値超過1地点)、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(対50%値超過1地点)、二酸化塩素(対50%値超過1地点)、ジクロロアセトニトリル(対50%値超過1地点)、抱水クロラール(対目標値超過1地点、対50%値超過1地点)、農薬類(対50%値超過1地点)、残留塩素(対50%値超過1地点)、1,1,1-トリクロロエタン(対50%値超過1地点)、メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)(対50%値超過1地点)、従属栄養細菌(対50%値超過1地点)、1,1-ジクロロエチレン(対50%値超過1地点)

※3 平成28年度のニッケル及びその化合物については、水道事業者へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%超過1地点が誤報告であることを確認)。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (1/13)

群	番号	項目名	目標値 <sup>※1</sup> (mg/L)	評価	H26 <sup>※2</sup>			H27 <sup>※3</sup>			H28 <sup>※4</sup>			H29 <sup>※5</sup>			H30 <sup>※6</sup>		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
対	1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05	対目標値超	621	0	0.0%	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%
				対50%値超	621	0	0.0%	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%
				対10%値超	621	0	0.0%	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%
				対1%値超	621	0	0.0%	615	1	0.2%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%
対	2	ダラボン	0.08	対目標値超	431	0	0.0%	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%	458	0	0.0%
				対50%値超	431	0	0.0%	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%	458	0	0.0%
				対10%値超	431	0	0.0%	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%	458	0	0.0%
				対1%値超	431	1	0.2%	430	10	2.3%	411	0	0.0%	480	2	0.4%	458	3	0.7%
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ 酢酸(2,4-D)	0.02	対目標値超	596	0	0.0%	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	0	0.0%
				対50%値超	596	0	0.0%	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	0	0.0%
				対10%値超	596	0	0.0%	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	0	0.0%
				対1%値超	596	0	0.0%	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	1	0.2%
対	4	EPN	0.004	対目標値超	632	0	0.0%	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%	690	0	0.0%
				対50%値超	632	0	0.0%	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%	690	0	0.0%
				対10%値超	632	0	0.0%	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%	690	0	0.0%
				対1%値超	632	6	0.9%	610	16	2.6%	565	0	0.0%	672	2	0.3%	690	0	0.0%
対	5	MCPA	0.005	対目標値超	380	0	0.0%	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%	507	0	0.0%
				対50%値超	380	0	0.0%	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%	507	0	0.0%
				対10%値超	380	0	0.0%	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%	507	0	0.0%
				対1%値超	380	1	0.3%	404	11	2.7%	423	0	0.0%	524	12	2.3%	507	0	0.0%
対	6	アシュラム	0.9	対目標値超	550	0	0.0%	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%	614	0	0.0%
				対50%値超	550	0	0.0%	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%	614	0	0.0%
				対10%値超	550	0	0.0%	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%	614	0	0.0%
				対1%値超	550	0	0.0%	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	3	0.5%	614	0	0.0%
対	7	アセフェート	0.006	対目標値超	606	0	0.0%	578	0	0.0%	547	0	0.0%	638	0	0.0%	637	0	0.0%
				対50%値超	606	0	0.0%	578	0	0.0%	547	0	0.0%	638	0	0.0%	637	0	0.0%
				対10%値超	606	3	0.5%	578	16	2.8%	547	1	0.2%	638	2	0.3%	637	0	0.0%
				対1%値超	606	3	0.5%	578	17	2.9%	547	1	0.2%	638	3	0.5%	637	0	0.0%
対	8	アトラジン	0.01	対目標値超	588	0	0.0%	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%
				対50%値超	588	0	0.0%	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%
				対10%値超	588	0	0.0%	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%
				対1%値超	588	0	0.0%	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%
対	9	アニロホス	0.003	対目標値超	508	0	0.0%	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%	589	0	0.0%
				対50%値超	508	0	0.0%	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%	589	0	0.0%
				対10%値超	508	0	0.0%	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%	589	0	0.0%
				対1%値超	508	1	0.2%	506	11	2.2%	477	0	0.0%	567	4	0.7%	589	0	0.0%
対	10	アミトラズ	0.006	対目標値超	345	0	0.0%	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%	441	0	0.0%
				対50%値超	345	0	0.0%	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%	441	0	0.0%
				対10%値超	345	0	0.0%	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%	441	0	0.0%
				対1%値超	345	1	0.3%	359	10	2.8%	358	0	0.0%	452	1	0.2%	441	0	0.0%

※5 平成29年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (2/13)

群	番号	項目名	目標値 <sup>※1</sup> (mg/L)	評価	H26 <sup>※2</sup>			H27 <sup>※3</sup>			H28 <sup>※4</sup>			H29 <sup>※5</sup>			H30 <sup>※6</sup>		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
対	11	アラクロール	0.03	対目標値超	596	0	0.0%	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	656	0	0.0%
				対50%値超	596	0	0.0%	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	656	0	0.0%
				対10%値超	596	0	0.0%	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	656	0	0.0%
				対1%値超	596	0	0.0%	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	1	0.2%	656	3	0.5%
対	12	イソキサチオン	0.005	対目標値超	674	0	0.0%	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	0	0.0%
				対50%値超	674	0	0.0%	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	0	0.0%
				対10%値超	674	0	0.0%	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	0	0.0%
				対1%値超	674	0	0.0%	630	1	0.2%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	1	0.1%
対	13	イソフェンホス	0.001	対目標値超	557	0	0.0%	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%	652	0	0.0%
				対50%値超	557	0	0.0%	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%	652	0	0.0%
				対10%値超	557	0	0.0%	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%	652	0	0.0%
				対1%値超	557	2	0.4%	537	13	2.4%	508	3	0.6%	628	5	0.8%	652	4	0.6%
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	対目標値超	577	0	0.0%	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%
				対50%値超	577	0	0.0%	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%
				対10%値超	577	0	0.0%	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%
				対1%値超	577	0	0.0%	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%
対	15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	対目標値超	648	0	0.0%	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%
				対50%値超	648	0	0.0%	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%
				対10%値超	648	0	0.0%	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%
				対1%値超	648	0	0.0%	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	7	1.0%
対	16	イプロベンホス(IBP)	0.09	対目標値超	633	0	0.0%	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%	682	0	0.0%
				対50%値超	633	0	0.0%	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%	682	0	0.0%
				対10%値超	633	0	0.0%	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%	682	0	0.0%
				対1%値超	633	0	0.0%	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%	682	0	0.0%
対	17	イミノクタジン酢酸塩	0.006	対目標値超	395	0	0.0%	403	0	0.0%	381	0	0.0%	430	0	0.0%	423	0	0.0%
				対50%値超	395	0	0.0%	403	0	0.0%	381	0	0.0%	430	0	0.0%	423	0	0.0%
				対10%値超	395	0	0.0%	403	0	0.0%	381	0	0.0%	430	0	0.0%	423	0	0.0%
				対1%値超	395	0	0.0%	403	1	0.2%	381	0	0.0%	430	0	0.0%	423	0	0.0%
対	18	インダノファン	0.009	対目標値超	408	0	0.0%	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	0	0.0%
				対50%値超	408	0	0.0%	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	0	0.0%
				対10%値超	408	0	0.0%	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	0	0.0%
				対1%値超	408	1	0.2%	485	1	0.2%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	0	0.0%
対	19	エスプロカルブ	0.03	対目標値超	581	0	0.0%	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%
				対50%値超	581	0	0.0%	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%
				対10%値超	581	0	0.0%	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%
				対1%値超	581	0	0.0%	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%
対	20	エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	0.08	対目標値超	529	0	0.0%	528	0	0.0%	505	0	0.0%	586	0	0.0%	616	0	0.0%
				対50%値超	529	0	0.0%	528	0	0.0%	505	0	0.0%	586	0	0.0%	616	0	0.0%
				対10%値超	529	0	0.0%	528	0	0.0%	505	0	0.0%	586	0	0.0%	616	0	0.0%
				対1%値超	529	0	0.0%	528	0	0.0%	505	0	0.0%	586	0	0.0%	616	0	0.0%

イミノクタジン酢酸塩(対50%超過4地点)、クロルニトロフェン(CNP)(対50%値超過5地点)

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (3/13)

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H26 ※2			H27 ※3			H28 ※4			H29 ※5			H30 ※6		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
対	21	エトフェンプロックス	0.08	対目標値超	686	0	0.0%	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%	739	0	0.0%
				対50%値超	686	0	0.0%	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%	739	0	0.0%
				対10%値超	686	0	0.0%	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%	739	0	0.0%
				対1%値超	686	0	0.0%	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	3	0.4%	739	0	0.0%
対	22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	対目標値超	539	0	0.0%	527	0	0.0%	491	0	0.0%	585	0	0.0%	618	0	0.0%
				対50%値超	539	0	0.0%	527	0	0.0%	491	0	0.0%	585	0	0.0%	618	0	0.0%
				対10%値超	539	0	0.0%	527	0	0.0%	491	0	0.0%	585	0	0.0%	618	0	0.0%
				対1%値超	539	0	0.0%	527	0	0.0%	491	0	0.0%	585	0	0.0%	618	0	0.0%
対	23	エンドスルファン(ヘンゾエピン、エンドスルフェート)	0.01	対目標値超	510	0	0.0%	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%
				対50%値超	510	0	0.0%	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%
				対10%値超	510	0	0.0%	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%
				対1%値超	510	0	0.0%	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%
対	24	オキサジクロメホン	0.02	対目標値超	396	0	0.0%	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%
				対50%値超	396	0	0.0%	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%
				対10%値超	396	0	0.0%	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%
				対1%値超	396	0	0.0%	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%
対	25	オキシシン銅	0.03	対目標値超	545	0	0.0%	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%	548	0	0.0%
				対50%値超	545	0	0.0%	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%	548	0	0.0%
				対10%値超	545	0	0.0%	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%	548	0	0.0%
				対1%値超	545	2	0.4%	513	1	0.2%	484	0	0.0%	556	3	0.5%	548	3	0.5%
対	26	オリサストロビン	0.1	対目標値超	351	0	0.0%	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%
				対50%値超	351	0	0.0%	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%
				対10%値超	351	0	0.0%	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%
				対1%値超	351	1	0.3%	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%
対	27	カズサホス	0.0006	対目標値超	345	0	0.0%	413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%	503	0	0.0%
				対50%値超	345	0	0.0%	413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%	503	0	0.0%
				対10%値超	345	0	0.0%	413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%	503	0	0.0%
				対1%値超	345	0	0.0%	413	2	0.5%	420	1	0.2%	518	1	0.2%	503	0	0.0%
対	28	カフェンストール	0.008	対目標値超	646	0	0.0%	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%	736	0	0.0%
				対50%値超	646	0	0.0%	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%	736	0	0.0%
				対10%値超	646	0	0.0%	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%	736	0	0.0%
				対1%値超	646	0	0.0%	640	0	0.0%	607	1	0.2%	721	0	0.0%	736	0	0.0%
対	29	カルタップ	0.08	対目標値超	188	0	0.0%	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	0	0.0%
				対50%値超	188	0	0.0%	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	0	0.0%
				対10%値超	188	0	0.0%	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	0	0.0%
				対1%値超	188	0	0.0%	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	12	2.7%
対	30	カルバリル(NAC)	0.02	対目標値超	537	0	0.0%	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%	542	0	0.0%
				対50%値超	537	0	0.0%	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%	542	0	0.0%
				対10%値超	537	0	0.0%	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%	542	0	0.0%
				対1%値超	537	0	0.0%	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	7	1.3%	542	4	0.7%

※6 平成30年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (4/13)

群	番号	項目名	目標値 <sup>※1</sup> (mg/L)	評価	H26 <sup>※2</sup>			H27 <sup>※3</sup>			H28 <sup>※4</sup>			H29 <sup>※5</sup>			H30 <sup>※6</sup>		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
対	31	カルプロバミド	0.04	対目標値超	487	0	0.0%	466	0	0.0%	439	0	0.0%	517	0	0.0%	505	0	0.0%
				対50%値超	487	0	0.0%	466	0	0.0%	439	0	0.0%	517	0	0.0%	505	0	0.0%
				対10%値超	487	0	0.0%	466	0	0.0%	439	0	0.0%	517	0	0.0%	505	0	0.0%
				対1%値超	487	0	0.0%	466	0	0.0%	439	0	0.0%	517	0	0.0%	505	0	0.0%
対	32	カルボフラン	0.005	対目標値超	536	0	0.0%	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%
				対50%値超	536	0	0.0%	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%
				対10%値超	536	0	0.0%	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%
				対1%値超	536	0	0.0%	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%
対	33	キノクラミン(ACN)	0.005	対目標値超	359	0	0.0%	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	0	0.0%
				対50%値超	359	0	0.0%	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	0	0.0%
				対10%値超	359	0	0.0%	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	0	0.0%
				対1%値超	359	0	0.0%	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	0	0.0%
対	34	キャプタン	0.3	対目標値超	593	0	0.0%	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%
				対50%値超	593	0	0.0%	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%
				対10%値超	593	0	0.0%	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%
				対1%値超	593	0	0.0%	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%
対	35	クミルロン	0.03	対目標値超	393	0	0.0%	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%
				対50%値超	393	0	0.0%	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%
				対10%値超	393	0	0.0%	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%
				対1%値超	393	1	0.3%	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%
対	36	グリホサート	2	対目標値超	474	0	0.0%	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	524	0	0.0%
				対50%値超	474	0	0.0%	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	524	0	0.0%
				対10%値超	474	0	0.0%	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	524	0	0.0%
				対1%値超	474	0	0.0%	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	524	0	0.0%
対	37	グルホシネート	0.02	対目標値超	163	0	0.0%	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%
				対50%値超	163	0	0.0%	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%
				対10%値超	163	1	0.6%	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%
				対1%値超	163	3	1.8%	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%
対	38	クロメプロップ	0.02	対目標値超	404	0	0.0%	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%
				対50%値超	404	0	0.0%	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%
				対10%値超	404	0	0.0%	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%
				対1%値超	404	0	0.0%	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%
対	39	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001	対目標値超	514	0	0.0%	493	0	0.0%	454	0	0.0%	525	0	0.0%	549	0	0.0%
				対50%値超	514	2	0.4%	493	0	0.0%	454	0	0.0%	525	0	0.0%	549	0	0.0%
				対10%値超	514	2	0.4%	493	0	0.0%	454	0	0.0%	525	0	0.0%	549	0	0.0%
				対1%値超	514	2	0.4%	493	0	0.0%	454	0	0.0%	525	0	0.0%	549	0	0.0%
対	40	クロルピリホス	0.003	対目標値超	640	0	0.0%	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%	721	0	0.0%
				対50%値超	640	0	0.0%	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%	721	0	0.0%
				対10%値超	640	0	0.0%	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%	721	0	0.0%
				対1%値超	640	1	0.2%	609	12	2.0%	566	0	0.0%	685	3	0.4%	721	0	0.0%

イプロベンホス (IBP) (対1%超過地点7地点)、イミノクタジン酢酸塩 (対50%超過1地点)、クロルニトロフェン (CNP) (対50%値超過6地点)、ジクワット (対10%超過1地点)、ペノミル (対10%超過1地点未報告)

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (5/13)

群	番号	項目名	目標値 <sup>※1</sup> (mg/L)	評価	H26 <sup>※2</sup>			H27 <sup>※3</sup>			H28 <sup>※4</sup>			H29 <sup>※5</sup>			H30 <sup>※6</sup>		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
対	41	クロロタロニル(TPN)	0.05	対目標値超	692	0	0.0%	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%
				対50%値超	692	0	0.0%	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%
				対10%値超	692	0	0.0%	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%
				対1%値超	692	0	0.0%	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%
対	42	シアナジン	0.001	対目標値超	418	0	0.0%	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%
				対50%値超	418	0	0.0%	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%
				対10%値超	418	0	0.0%	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%
				対1%値超	418	0	0.0%	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	2	0.3%
対	43	シアノホス(CYAP)	0.003	対目標値超	389	0	0.0%	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%
				対50%値超	389	0	0.0%	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%
				対10%値超	389	0	0.0%	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%
				対1%値超	389	0	0.0%	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%
対	44	ジウロン(DCMU)	0.02	対目標値超	542	0	0.0%	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%
				対50%値超	542	0	0.0%	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%
				対10%値超	542	0	0.0%	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%
				対1%値超	542	0	0.0%	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%
対	45	ジクロベニル(DBN)	0.03	対目標値超	602	0	0.0%	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%	670	0	0.0%
				対50%値超	602	0	0.0%	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%	670	0	0.0%
				対10%値超	602	0	0.0%	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%	670	0	0.0%
				対1%値超	602	0	0.0%	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	1	0.2%	670	0	0.0%
対	46	ジクロルボス(DDVP)	0.008	対目標値超	575	0	0.0%	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%	639	0	0.0%
				対50%値超	575	0	0.0%	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%	639	0	0.0%
				対10%値超	575	0	0.0%	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%	639	0	0.0%
				対1%値超	575	0	0.0%	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	1	0.2%	639	0	0.0%
対	47	ジクワット	0.01	対目標値超	451	0	0.0%	436	0	0.0%	432	0	0.0%	489	0	0.0%	495	0	0.0%
				対50%値超	451	0	0.0%	436	0	0.0%	432	0	0.0%	489	0	0.0%	495	0	0.0%
				対10%値超	451	8	1.8%	436	22	5.0%	432	0	0.0%	489	7	1.4%	495	0	0.0%
				対1%値超	451	8	1.8%	436	23	5.3%	432	0	0.0%	489	7	1.4%	495	1	0.2%
対	48	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	対目標値超	580	0	0.0%	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%	618	0	0.0%
				対50%値超	580	0	0.0%	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%	618	0	0.0%
				対10%値超	580	0	0.0%	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%	618	0	0.0%
				対1%値超	580	1	0.2%	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	3	0.5%	618	0	0.0%
対	49(～H29)	ジチアノン	0.03	対目標値超	191	0	0.0%	175	0	0.0%	173	0	0.0%	253	0	0.0%			
				対50%値超	191	0	0.0%	175	0	0.0%	173	0	0.0%	253	0	0.0%			
				対10%値超	191	1	0.5%	175	1	0.6%	173	0	0.0%	253	0	0.0%			
				対1%値超	191	2	1.0%	175	1	0.6%	173	4	2.3%	253	2	0.8%			
対	50	ジチオカルバメート系 農薬	0.005	対目標値超	150	0	0.0%	179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	0	0.0%	316	0	0.0%
				対50%値超	150	0	0.0%	179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	3	0.9%	316	0	0.0%
				対10%値超	150	0	0.0%	179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	3	0.9%	316	0	0.0%
				対1%値超	150	0	0.0%	179	1	0.6%	243	3	1.2%	316	7	2.2%	316	0	0.0%

※5 平成29年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している( )内の地点が誤報告であることを確認)。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（6/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H26 ※2			H27 ※3			H28 ※4			H29 ※5			H30 ※6		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
対	51	ジチオピル	0.009	対目標値超	532	0	0.0%	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%
				対50%値超	532	0	0.0%	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%
				対10%値超	532	0	0.0%	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%
				対1%値超	532	0	0.0%	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	3	0.5%
対	52	シハロホップブチル	0.006	対目標値超	378	0	0.0%	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%
				対50%値超	378	0	0.0%	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%
				対10%値超	378	0	0.0%	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%
				対1%値超	378	0	0.0%	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%
対	53	シマジン(CAT)	0.003	対目標値超	660	0	0.0%	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%	723	0	0.0%
				対50%値超	660	0	0.0%	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%	723	0	0.0%
				対10%値超	660	0	0.0%	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%	723	0	0.0%
				対1%値超	660	0	0.0%	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	1	0.1%	723	0	0.0%
対	54	ジメタメトリン	0.02	対目標値超	586	0	0.0%	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%
				対50%値超	586	0	0.0%	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%
				対10%値超	586	0	0.0%	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%
				対1%値超	586	0	0.0%	579	1	0.2%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%
対	55	ジメエート	0.05	対目標値超	594	0	0.0%	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%
				対50%値超	594	0	0.0%	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%
				対10%値超	594	0	0.0%	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%
				対1%値超	594	0	0.0%	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%
対	56	シメトリン	0.03	対目標値超	634	0	0.0%	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%
				対50%値超	634	0	0.0%	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%
				対10%値超	634	0	0.0%	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%
				対1%値超	634	0	0.0%	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%
対	57(～H29)	ジメピレレート	0.003	対目標値超	519	0	0.0%	520	0	0.0%	497	0	0.0%	586	0	0.0%			
				対50%値超	519	0	0.0%	520	0	0.0%	497	0	0.0%	586	0	0.0%			
				対10%値超	519	0	0.0%	520	0	0.0%	497	0	0.0%	586	0	0.0%			
				対1%値超	519	0	0.0%	520	0	0.0%	497	0	0.0%	586	0	0.0%			
対	58	ダイアジノン	0.003	対目標値超	731	0	0.0%	708	0	0.0%	665	0	0.0%	765	0	0.0%	795	0	0.0%
				対50%値超	731	0	0.0%	708	0	0.0%	665	0	0.0%	765	0	0.0%	795	0	0.0%
				対10%値超	731	1	0.1%	708	1	0.1%	665	0	0.0%	765	0	0.0%	795	0	0.0%
				対1%値超	731	10	1.4%	708	27	3.8%	665	0	0.0%	765	5	0.7%	795	5	0.6%
対	59	ダイムロン	0.8	対目標値超	544	0	0.0%	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%
				対50%値超	544	0	0.0%	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%
				対10%値超	544	0	0.0%	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%
				対1%値超	544	0	0.0%	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%
対	60(～H27)	ダゾメット※	0.006	対目標値超	153	0	0.0%	202	0	0.0%									
				対50%値超	153	1	0.7%	202	0	0.0%									
				対10%値超	153	1	0.7%	202	0	0.0%									
				対1%値超	153	3	2.0%	202	0	0.0%									
対	60	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート※	0.01(メチルイソチオシアネートとして)	対目標値超	153	0	0.0%	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%
				対50%値超	153	1	0.7%	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%
				対10%値超	153	1	0.7%	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%
				対1%値超	153	3	2.0%	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%

※5 平成29年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している( )内の地点が誤報告であることを確認)。

※ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート(MITC)についてはH25～27年度のデータより、原体(ダゾメット、メタム)の検出結果から分子量(ダゾメット:162、メタム:129、MITC:73)を基に換算。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (7/13)

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H26 ※2			H27 ※3			H28 ※4			H29 ※5			H30 ※6			
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合													
対	61	チアジニル	0.1	対目標値超	379	0	0.0%	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	
				対50%値超	379	0	0.0%	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	
				対10%値超	379	0	0.0%	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	
				対1%値超	379	0	0.0%	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	
対	62	チウラム	0.02	対目標値超	651	0	0.0%	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	
				対50%値超	651	0	0.0%	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	
				対10%値超	651	0	0.0%	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	
				対1%値超	651	0	0.0%	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	
対	63	チオジカルブ	0.08	対目標値超	520	0	0.0%	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	
				対50%値超	520	0	0.0%	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	
				対10%値超	520	0	0.0%	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	
				対1%値超	520	0	0.0%	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	
対	64	チオファネートメチル	0.3	対目標値超	567	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%	593	0	0.0%	
				対50%値超	567	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%	593	0	0.0%	
				対10%値超	567	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%	593	0	0.0%	
				対1%値超	567	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	3	0.5%	593	0	0.0%	
対	65	チオベンカルブ	0.02	対目標値超	629	0	0.0%	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	
				対50%値超	629	0	0.0%	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	
				対10%値超	629	0	0.0%	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	
				対1%値超	629	0	0.0%	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	
対	66	テフリルトリオン	0.002	対目標値超									298	0	0.0%	364	0	0.0%		
				対50%値超											298	0	0.0%	364	0	0.0%
				対10%値超											298	0	0.0%	364	0	0.0%
				対1%値超	21	0	-	24	0	-	24	0	-	298	0	0.0%	364	0	0.0%	
対	67	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	対目標値超	515	0	0.0%	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	
				対50%値超	515	0	0.0%	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	
				対10%値超	515	0	0.0%	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	
				対1%値超	515	2	0.4%	513	1	0.2%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	
対	68	トリクロピル	0.006	対目標値超	584	0	0.0%	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	
				対50%値超	584	0	0.0%	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	
				対10%値超	584	0	0.0%	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	
				対1%値超	584	0	0.0%	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	
対	69	トリクロルホン(DEP)	0.005	対目標値超	566	0	0.0%	541	0	0.0%	497	0	0.0%	594	0	0.0%	572	0	0.0%	
				対50%値超	566	0	0.0%	541	0	0.0%	497	0	0.0%	594	0	0.0%	572	0	0.0%	
				対10%値超	566	0	0.0%	541	0	0.0%	497	1	0.2%	594	0	0.0%	572	0	0.0%	
				対1%値超	566	2	0.4%	541	5	0.9%	497	3	0.6%	594	6	1.0%	572	4	0.7%	
対	70	トリシラズール	0.1	対目標値超	544	0	0.0%	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	
				対50%値超	544	0	0.0%	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	
				対10%値超	544	0	0.0%	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	
				対1%値超	544	0	0.0%	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	

※5 平成29年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している( )内の地点が誤報告であることを確認)。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (8/13)

群	番号	項目名	目標値 <sup>※1</sup> (mg/L)	評価	H26 <sup>※2</sup>			H27 <sup>※3</sup>			H28 <sup>※4</sup>			H29 <sup>※5</sup>			H30 <sup>※6</sup>		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
対	71	トリフルラリン	0.06	対目標値超	632	0	0.0%	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%
				対50%値超	632	0	0.0%	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%
				対10%値超	632	0	0.0%	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%
				対1%値超	632	0	0.0%	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%
対	72	ナプロバミド	0.03	対目標値超	530	0	0.0%	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%
				対50%値超	530	0	0.0%	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%
				対10%値超	530	0	0.0%	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%
				対1%値超	530	0	0.0%	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%
対	73	パラコート	0.005	対目標値超	209	0	0.0%	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%
				対50%値超	209	0	0.0%	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%
				対10%値超	209	1	0.5%	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%
				対1%値超	209	3	1.4%	269	1	0.4%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%
対	74	ピペロホス	0.0009	対目標値超	507	0	0.0%	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%	586	0	0.0%
				対50%値超	507	0	0.0%	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%	586	0	0.0%
				対10%値超	507	0	0.0%	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%	586	0	0.0%
				対1%値超	507	8	1.6%	504	11	2.2%	481	7	1.5%	566	6	1.1%	586	6	1.0%
対	75	ピラクロニル	0.01	対目標値超	149	0	0.0%	203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%	448	0	0.0%
				対50%値超	149	0	0.0%	203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%	448	0	0.0%
				対10%値超	149	0	0.0%	203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%	448	0	0.0%
				対1%値超	149	0	0.0%	203	4	2.0%	317	1	0.3%	427	1	0.2%	448	0	0.0%
対	76	ピラゾキシフェン	0.004	対目標値超	344	0	0.0%	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%
				対50%値超	344	0	0.0%	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%
				対10%値超	344	0	0.0%	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%
				対1%値超	344	0	0.0%	398	1	0.3%	393	0	0.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%
対	77	ピラゾリネート(ピラゾ レート)	0.02	対目標値超	383	0	0.0%	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%
				対50%値超	383	0	0.0%	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%
				対10%値超	383	0	0.0%	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%
				対1%値超	383	0	0.0%	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%
対	78	ピリダフェンチオン	0.002	対目標値超	553	0	0.0%	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%	612	0	0.0%
				対50%値超	553	0	0.0%	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%	612	0	0.0%
				対10%値超	553	0	0.0%	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%	612	0	0.0%
				対1%値超	553	1	0.2%	534	11	2.1%	495	0	0.0%	583	4	0.7%	612	4	0.7%
対	79	ピリプチカルブ	0.02	対目標値超	601	0	0.0%	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%
				対50%値超	601	0	0.0%	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%
				対10%値超	601	0	0.0%	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%
				対1%値超	601	0	0.0%	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%
対	80	ピロキロン	0.05	対目標値超	589	0	0.0%	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%	666	0	0.0%
				対50%値超	589	0	0.0%	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%	666	0	0.0%
				対10%値超	589	0	0.0%	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%	666	0	0.0%
				対1%値超	589	1	0.2%	587	1	0.2%	554	0	0.0%	641	1	0.2%	666	1	0.2%

※5 平成29年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している( )内の地点が誤報告であることを確認)。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (9/13)

群	番号	項目名	目標値 <sup>※1</sup> (mg/L)	評価	H26 <sup>※2</sup>			H27 <sup>※3</sup>			H28 <sup>※4</sup>			H29 <sup>※5</sup>			H30 <sup>※6</sup>		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
対	81	フィプロニル	0.0005	対目標値超	610	0	0.0%	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%	666	0	0.0%
				対50%値超	610	0	0.0%	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%	666	0	0.0%
				対10%値超	610	0	0.0%	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%	666	0	0.0%
				対1%値超	610	0	0.0%	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	1	0.1%	666	0	0.0%
対	82	フェニトロチオン(MEP)	0.01	対目標値超	718	0	0.0%	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%
				対50%値超	718	0	0.0%	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%
				対10%値超	718	0	0.0%	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%
				対1%値超	718	0	0.0%	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%
対	83	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	対目標値超	665	0	0.0%	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%
				対50%値超	665	0	0.0%	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%
				対10%値超	665	0	0.0%	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%
				対1%値超	665	0	0.0%	637	1	0.2%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%
対	84	フェリムゾン	0.05	対目標値超	204	0	0.0%	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%
				対50%値超	204	0	0.0%	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%
				対10%値超	204	0	0.0%	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%
				対1%値超	204	0	0.0%	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%
対	85	フェンチオン(MPP)	0.006	対目標値超	612	0	0.0%	613	0	0.0%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%
				対50%値超	612	0	0.0%	613	0	0.0%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%
				対10%値超	612	1	0.2%	613	1	0.2%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%
				対1%値超	612	1	0.2%	613	1	0.2%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	10	1.5%
対	86	フェントエート(PAP)	0.007	対目標値超	605	0	0.0%	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%
				対50%値超	605	0	0.0%	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%
				対10%値超	605	0	0.0%	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%
				対1%値超	605	0	0.0%	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	3	0.4%
対	87	フェントラザミド	0.01	対目標値超	378	0	0.0%	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%
				対50%値超	378	0	0.0%	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%
				対10%値超	378	0	0.0%	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%
				対1%値超	378	0	0.0%	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%
対	88	フサライド	0.1	対目標値超	637	0	0.0%	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%
				対50%値超	637	0	0.0%	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%
				対10%値超	637	0	0.0%	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%
				対1%値超	637	0	0.0%	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%
対	89	ブタクロール	0.03	対目標値超	360	0	0.0%	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%	548	0	0.0%
				対50%値超	360	0	0.0%	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%	548	0	0.0%
				対10%値超	360	0	0.0%	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%	548	0	0.0%
				対1%値超	360	0	0.0%	431	3	0.7%	438	1	0.2%	528	0	0.0%	548	0	0.0%
対	90	ブタミホス	0.02	対目標値超	598	0	0.0%	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%
				対50%値超	598	0	0.0%	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%
				対10%値超	598	0	0.0%	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%
				対1%値超	598	0	0.0%	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%

※5 平成29年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している( )内の地点が誤報告であることを確認)。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（10/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H26 ※2			H27 ※3			H28 ※4			H29 ※5			H30 ※6		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
対	91	ブプロフェジン	0.02	対目標値超	610	0	0.0%	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%
				対50%値超	610	0	0.0%	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%
				対10%値超	610	0	0.0%	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%
				対1%値超	610	0	0.0%	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%
対	92	フルアジナム	0.03	対目標値超	390	0	0.0%	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%
				対50%値超	390	0	0.0%	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%
				対10%値超	390	0	0.0%	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%
				対1%値超	390	0	0.0%	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%
対	93	プレチラクロール	0.05	対目標値超	655	0	0.0%	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%	741	0	0.0%
				対50%値超	655	0	0.0%	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%	741	0	0.0%
				対10%値超	655	0	0.0%	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%	741	0	0.0%
				対1%値超	655	2	0.3%	631	1	0.2%	615	1	0.2%	709	0	0.0%	741	0	0.0%
対	94	プロシミドン	0.09	対目標値超	548	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%
				対50%値超	548	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%
				対10%値超	548	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%
				対1%値超	548	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%
対	95	プロチオホス	0.007	対目標値超	153	0	0.0%	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%	348	0	0.0%
				対50%値超	153	0	0.0%	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%	348	0	0.0%
				対10%値超	153	0	0.0%	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%	348	0	0.0%
				対1%値超	153	0	0.0%	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	1	0.3%	348	0	0.0%
対	96	プロピコナゾール	0.05	対目標値超	555	0	0.0%	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%
				対50%値超	555	0	0.0%	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%
				対10%値超	555	0	0.0%	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%
				対1%値超	555	0	0.0%	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%
対	97	プロピザミド	0.05	対目標値超	631	0	0.0%	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%
				対50%値超	631	0	0.0%	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%
				対10%値超	631	0	0.0%	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%
				対1%値超	631	0	0.0%	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%
対	98	プロベナゾール	0.03	対目標値超	574	0	0.0%	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%	594	0	0.0%
				対50%値超	574	0	0.0%	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%	594	0	0.0%
				対10%値超	574	0	0.0%	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%	594	0	0.0%
				対1%値超	574	0	0.0%	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	7	1.1%	594	7	1.2%
対	99	プロモブチド	0.1	対目標値超	605	0	0.0%	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%	722	0	0.0%
				対50%値超	605	0	0.0%	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%	722	0	0.0%
				対10%値超	605	0	0.0%	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%	722	0	0.0%
				対1%値超	605	3	0.5%	602	2	0.3%	592	1	0.2%	693	3	0.4%	722	13	1.8%
対	100	ベノミル	0.02	対目標値超	560	0	0.0%	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	0	0.0%
				対50%値超	560	0	0.0%	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	0	0.0%
				対10%値超	560	0	0.0%	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	2	0.4%
				対1%値超	560	0	0.0%	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	0	0.0%

※5 平成29年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（）内の地点が誤報告であることを確認）。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（11/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H26 ※2			H27 ※3			H28 ※4			H29 ※5			H30 ※6		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
対	101	ペンシクロン	0.1	対目標値超	595	0	0.0%	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%
				対50%値超	595	0	0.0%	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%
				対10%値超	595	0	0.0%	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%
				対1%値超	595	0	0.0%	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%
対	102	ベンゾビスクロン	0.09	対目標値超	384	0	0.0%	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%
				対50%値超	384	0	0.0%	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%
				対10%値超	384	0	0.0%	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%
				対1%値超	384	1	0.3%	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%
対	103	ベンゾフェナップ	0.005	対目標値超	383	0	0.0%	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%
				対50%値超	383	0	0.0%	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%
				対10%値超	383	0	0.0%	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%
				対1%値超	383	0	0.0%	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%
対	104	ベンタゾン	0.2	対目標値超	607	0	0.0%	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	0	0.0%
				対50%値超	607	0	0.0%	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	0	0.0%
				対10%値超	607	0	0.0%	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	0	0.0%
				対1%値超	607	0	0.0%	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	1	0.2%
対	105	ペンディメタリン	0.3	対目標値超	662	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%
				対50%値超	662	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%
				対10%値超	662	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%
				対1%値超	662	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	3	0.4%
対	106	ベンフラカルブ	0.04	対目標値超	512	0	0.0%	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%
				対50%値超	512	0	0.0%	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%
				対10%値超	512	0	0.0%	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%
				対1%値超	512	0	0.0%	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%
対	107	ベンフルラリン(ベスロジ ン)	0.01	対目標値超	558	0	0.0%	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%
				対50%値超	558	0	0.0%	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%
				対10%値超	558	0	0.0%	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%
				対1%値超	558	0	0.0%	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%
対	108	ベンフレセート	0.07	対目標値超	354	0	0.0%	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%
				対50%値超	354	0	0.0%	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%
				対10%値超	354	0	0.0%	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%
				対1%値超	354	0	0.0%	379	1	0.3%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%
対	109	ホスチアゼート	0.003	対目標値超	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%
				対50%値超	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%
				対10%値超	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%
				対1%値超	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	4	0.9%	534	0	0.0%	523	0	0.0%
対	110	マラソン(マラチオン)	0.7	対目標値超	627	0	0.0%	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	683	0	0.0%
				対50%値超	627	0	0.0%	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	683	0	0.0%
				対10%値超	627	0	0.0%	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	683	0	0.0%
				対1%値超	627	0	0.0%	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	683	0	0.0%

※5 平成29年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している( )内の地点が誤報告であることを確認)。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（12/13）

群	番号	項目名	目標値 <sup>※1</sup> (mg/L)	評価	H26 <sup>※2</sup>			H27 <sup>※3</sup>			H28 <sup>※4</sup>			H29 <sup>※5</sup>			H30 <sup>※6</sup>		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
対	111	メコプロップ(MCPP)	0.05	対目標値超	600	0	0.0%	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%
				対50%値超	600	0	0.0%	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%
				対10%値超	600	0	0.0%	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%
				対1%値超	600	0	0.0%	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%
対	112	メソミル	0.03	対目標値超	586	0	0.0%	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%	613	0	0.0%
				対50%値超	586	0	0.0%	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%	613	0	0.0%
				対10%値超	586	0	0.0%	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%	613	0	0.0%
				対1%値超	586	0	0.0%	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	3	0.5%	613	0	0.0%
対	112(～H27)	メタム(カーバム)	0.01	対目標値超	133	0	0.0%	180	0	0.0%									
				対50%値超	133	0	0.0%	180	0	0.0%									
				対10%値超	133	2	1.5%	180	0	0.0%									
				対1%値超	133	3	2.3%	180	0	0.0%									
対	113	メタラキシル	0.2	対目標値超	614	0	0.0%	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%
				対50%値超	614	0	0.0%	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%
				対10%値超	614	0	0.0%	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%
				対1%値超	614	0	0.0%	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%
対	114	メチダチオン(DMTP)	0.004	対目標値超	640	0	0.0%	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%	730	0	0.0%
				対50%値超	640	0	0.0%	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%	730	0	0.0%
				対10%値超	640	0	0.0%	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%	730	0	0.0%
				対1%値超	640	0	0.0%	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	3	0.4%	730	0	0.0%
対	115	メチルダイムロン	0.03	対目標値超	523	0	0.0%	518	0	0.0%	501	0	0.0%	588	0	0.0%	615	0	0.0%
				対50%値超	523	0	0.0%	518	0	0.0%	501	0	0.0%	588	0	0.0%	615	0	0.0%
				対10%値超	523	0	0.0%	518	0	0.0%	501	0	0.0%	588	0	0.0%	615	0	0.0%
				対1%値超	523	0	0.0%	518	0	0.0%	501	0	0.0%	588	0	0.0%	615	0	0.0%
対	116	メトミノストロビン	0.04	対目標値超	411	0	0.0%	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%
				対50%値超	411	0	0.0%	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%
				対10%値超	411	0	0.0%	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%
				対1%値超	411	0	0.0%	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%
対	117	メトリブジン	0.03	対目標値超	400	0	0.0%	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%
				対50%値超	400	0	0.0%	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%
				対10%値超	400	0	0.0%	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%
				対1%値超	400	0	0.0%	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%
対	118	メフェナセット	0.02	対目標値超	646	0	0.0%	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%	717	0	0.0%
				対50%値超	646	0	0.0%	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%	717	0	0.0%
				対10%値超	646	0	0.0%	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%	717	0	0.0%
				対1%値超	646	0	0.0%	625	0	0.0%	601	1	0.2%	700	0	0.0%	717	16	2.2%
対	119	メプロニル	0.1	対目標値超	615	0	0.0%	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%
				対50%値超	615	0	0.0%	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%
				対10%値超	615	0	0.0%	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%
				対1%値超	615	0	0.0%	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%

※5 平成29年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（13/13）

群	番号	項目名	目標値 <sup>※1</sup> (mg/L)	評価	H26 <sup>※2</sup>			H27 <sup>※3</sup>			H28 <sup>※4</sup>			H29 <sup>※5</sup>			H30 <sup>※6</sup>		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合												
対	120	モリネート	0.005	対目標値超	642	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	0	0.0%	714	0	0.0%
				対50%値超	642	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	0	0.0%	714	0	0.0%
				対10%値超	642	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	4	0.6%	714	0	0.0%
				対1%値超	642	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	4	0.6%	714	0	0.0%

※1 令和2年4月1日時点の目標値で評価している。タゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート（MITC）については平成25～27年度のデータより、原体（タゾメット、メタム）の検出結果から分子量（タゾメット：162、メタム：129、MITC：73）を基に換算。

※2 平成26年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（<sup>( )</sup>内の地点が誤報告であることを確認）。

イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過6地点）、ジチオカルバメート系農薬（対10%値超過1地点、対1%値超過1地点）

※3 平成27年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（<sup>( )</sup>内の地点が誤報告であることを確認）。

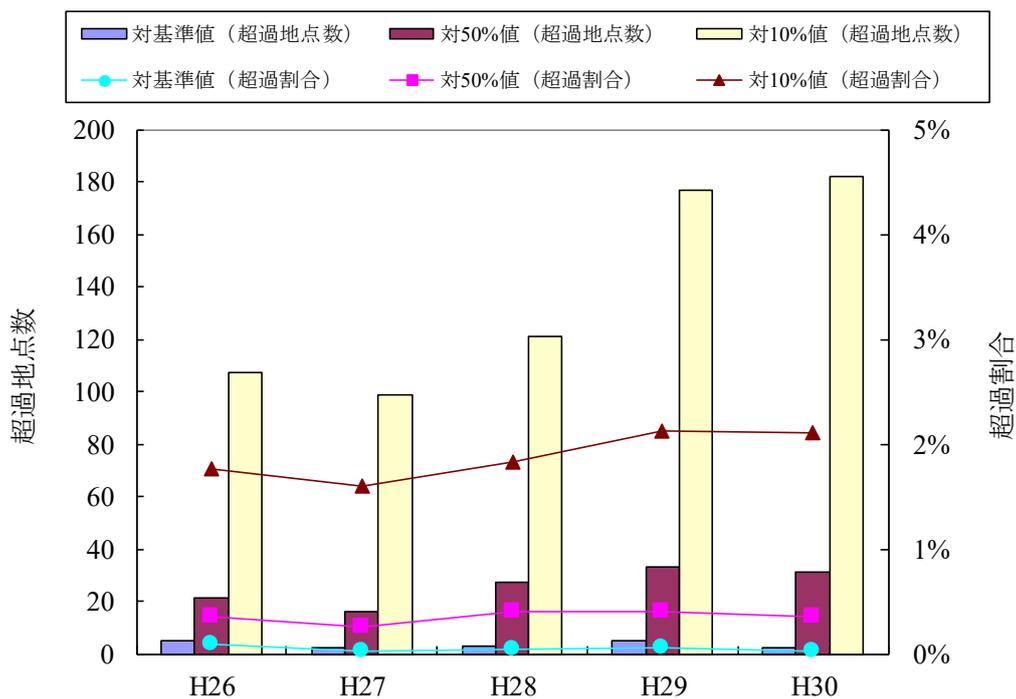
アセフェート（対目標値超か1地点）、イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過20地点）、クロロニトロフェン（CNP）（対50%値超過11地点）、ジチオカルバメート系農薬（対50%値超過1地点）

※4 平成28年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（<sup>( )</sup>内の地点が誤報告であることを確認）。

アニロホス（対1%超過3地点）、イソフェンホス（対1%超過3地点）、イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過3地点）、オキシシン銅（対1%超過3地点）、クロロニトロフェン（CNP）（対50%値超過3地点及び対1%超過4地点）、ジクワット（対10%値超過3地点）  
ジチアノン（対1%超過4地点）、ダイアジノン（対1%超過7地点）、トリクロロホロン（対1%値超過3地点）、ピペロホス（対1%超過7地点）、ピラゾキシフェン（対1%値超過4地点）、ピリダフェンチオン（対1%値超過7地点）

基-1 一般細菌

【健康項目】



基-3 カドミウム及びその化合物

【健康項目】

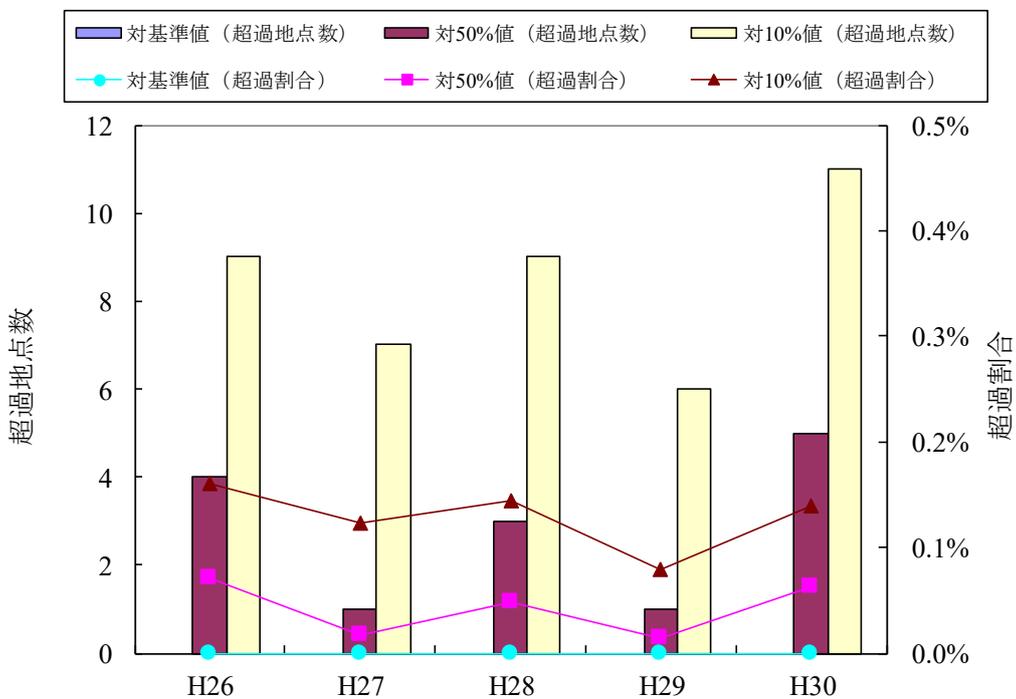
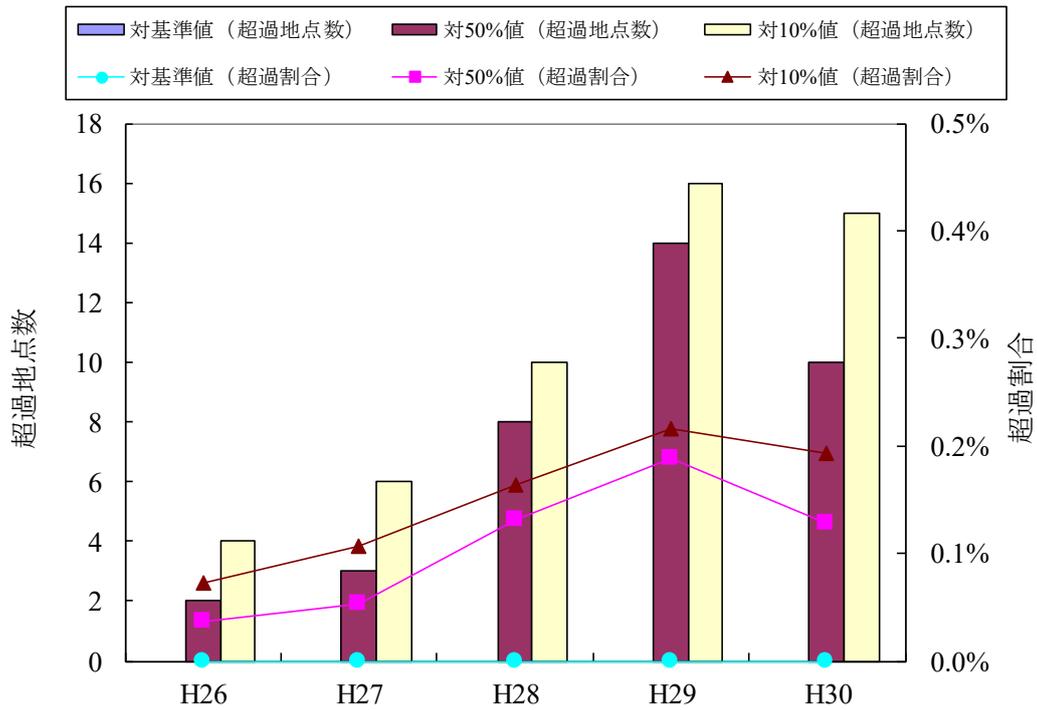


図 2-1 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(1)

基-4 水銀及びその化合物 【健康項目】



基-5 セレン及びその化合物 【健康項目】

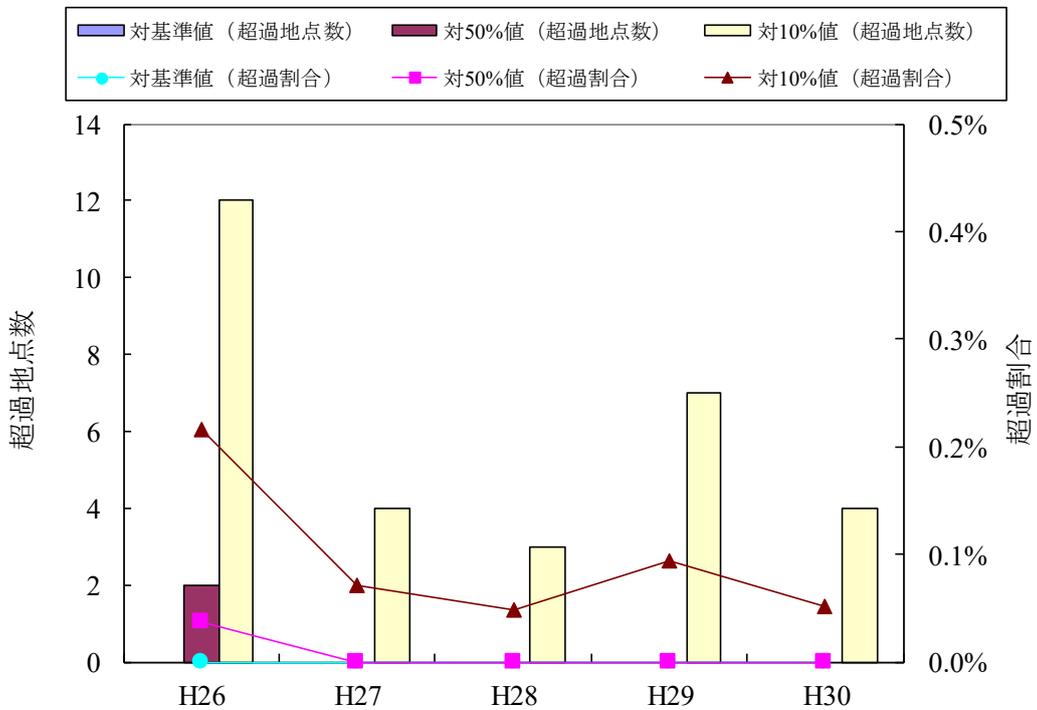
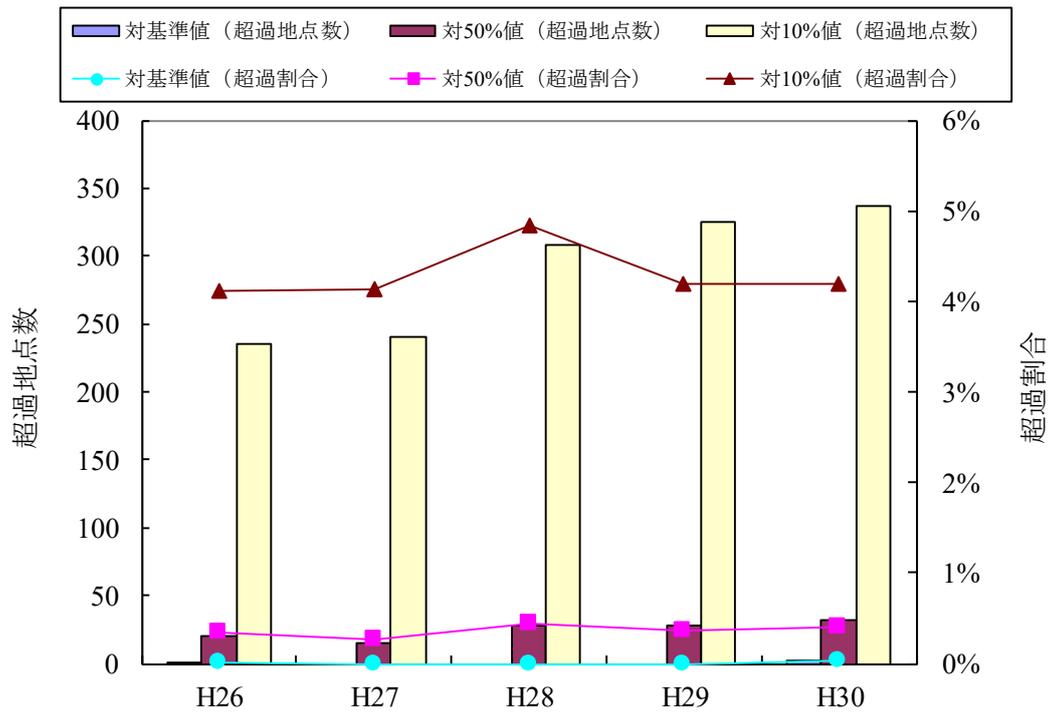


図 2-2 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(2)

基-6 鉛及びその化合物

【健康項目】



基-7 ヒ素及びその化合物

【健康項目】

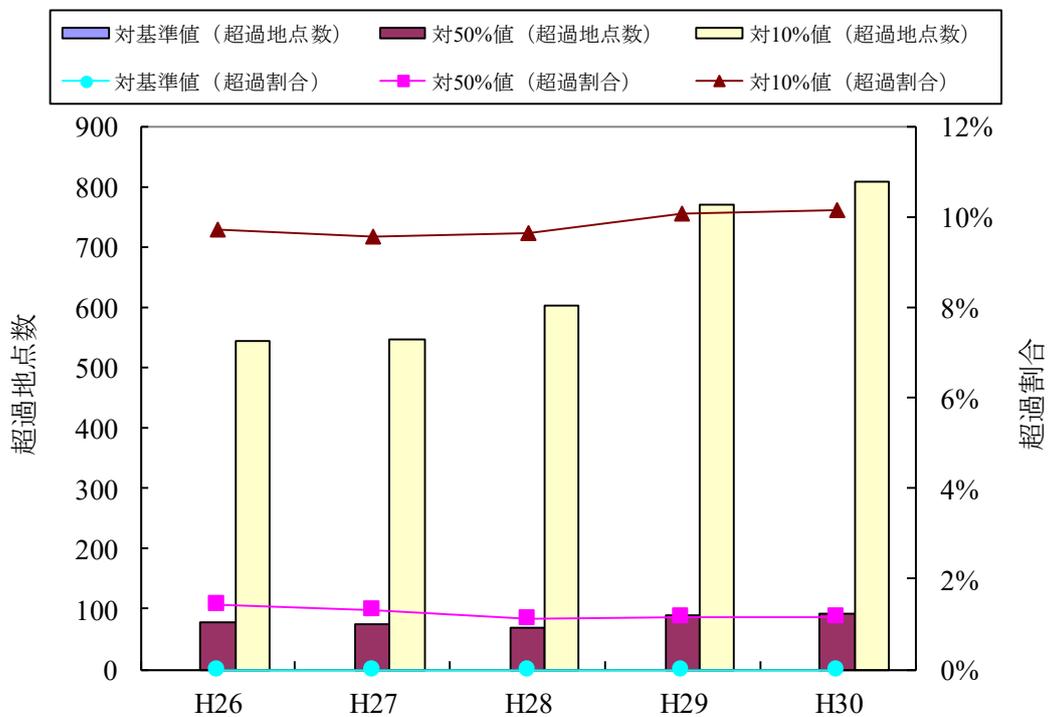
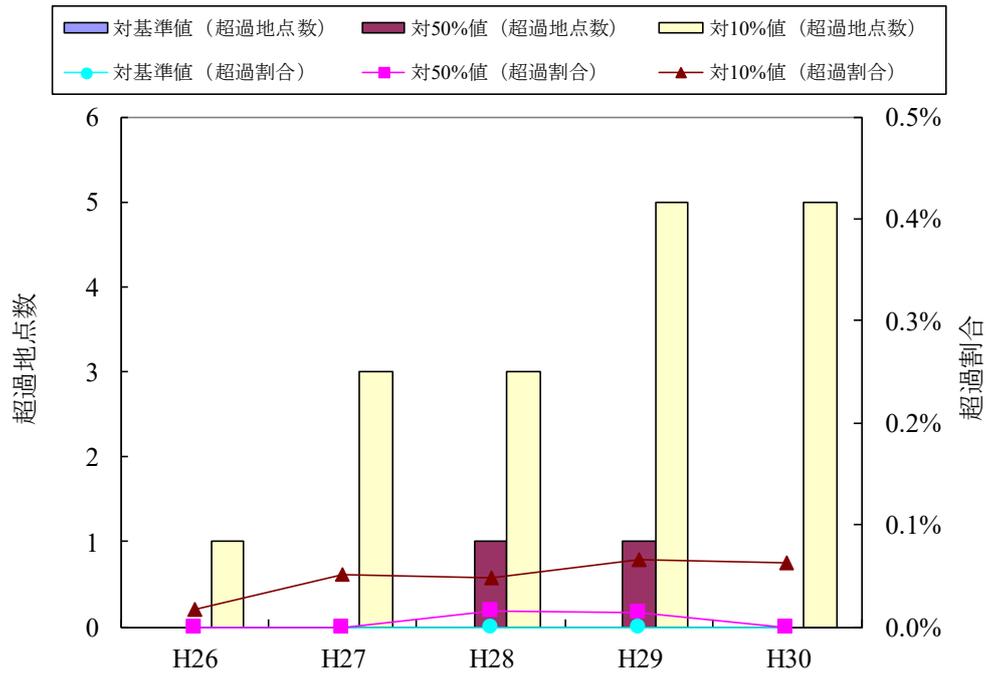


図 2-3 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(3)

基-8 六価クロム化合物 【健康項目】



基-9 亜硝酸態窒素 【健康項目】

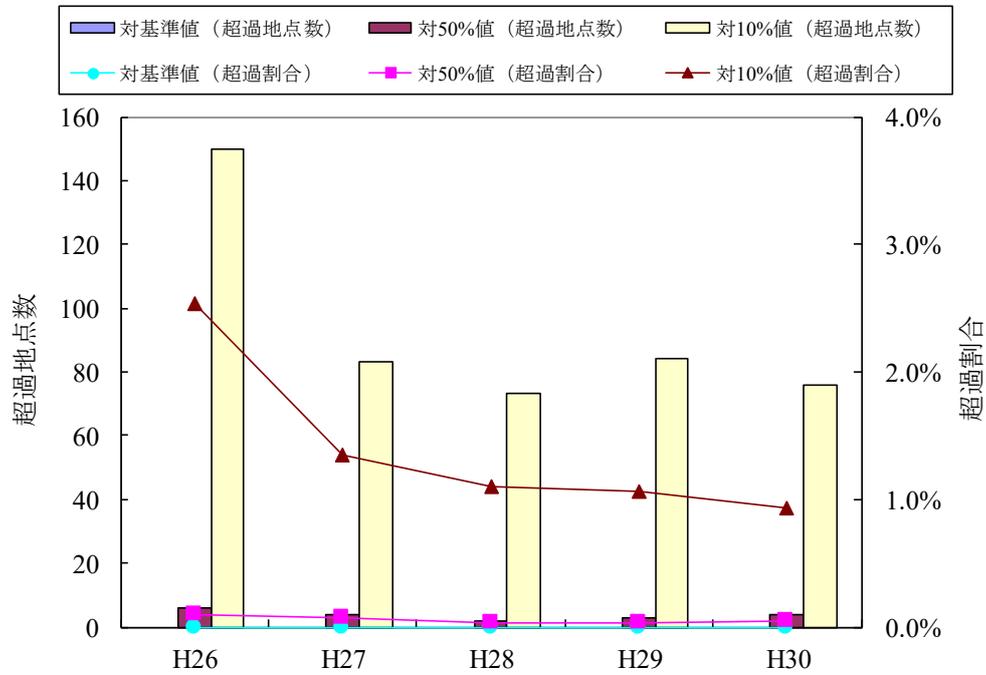
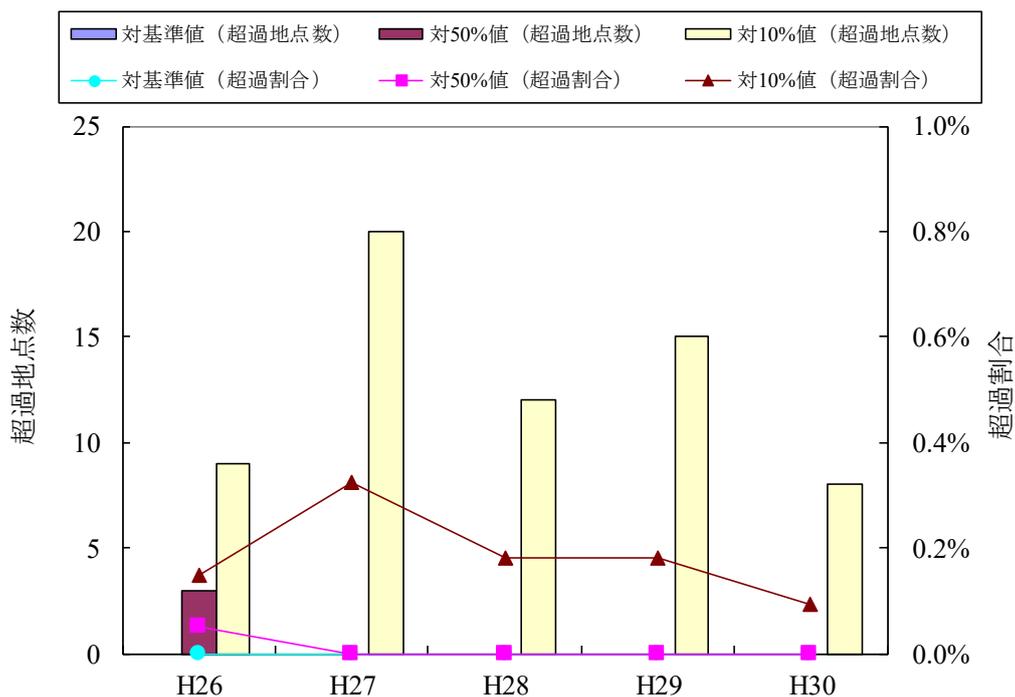


図 2-4 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(4)

基-10 シアン化物及び塩化シアン 【健康項目】



基-11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素【健康項目】

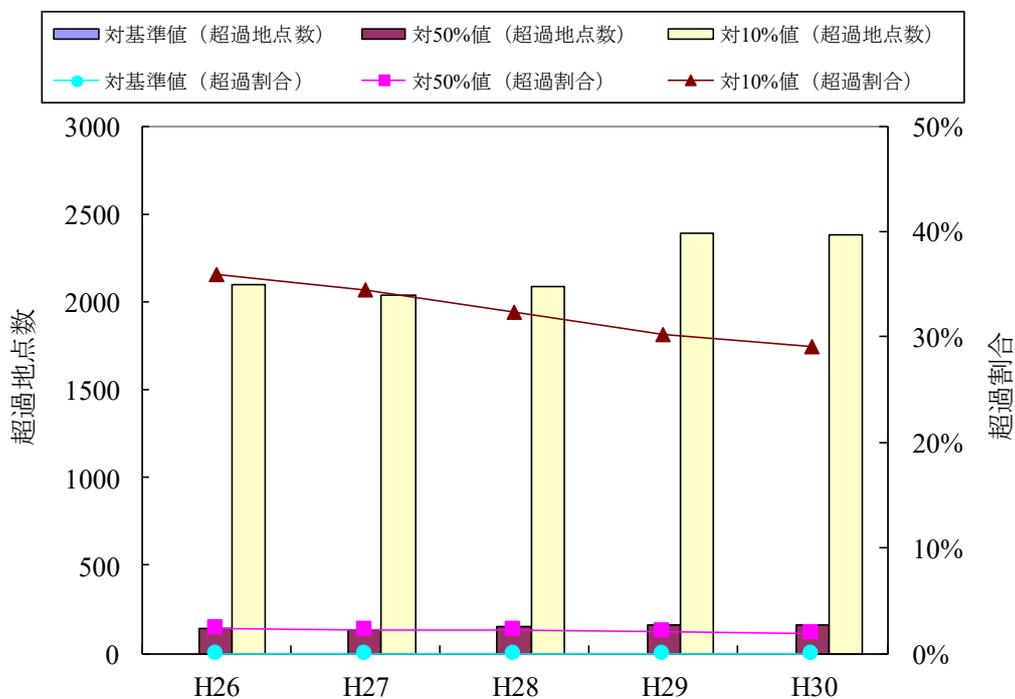
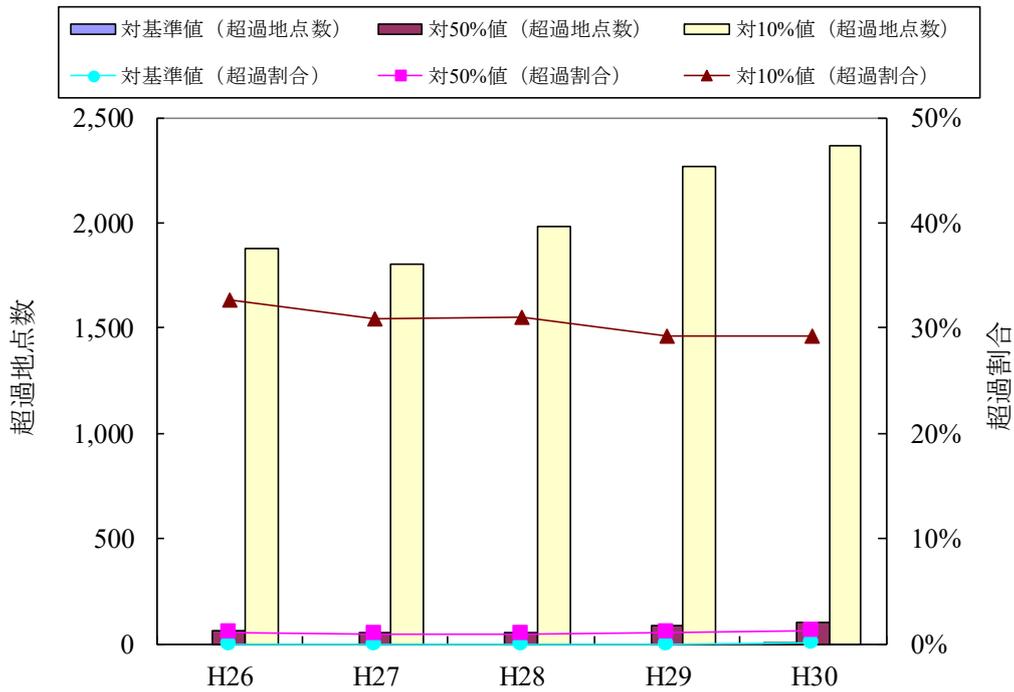


図 2-5 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(5)

基-12 フッ素及びその化合物 【健康項目】



基-13 ホウ素及びその化合物 【健康項目】

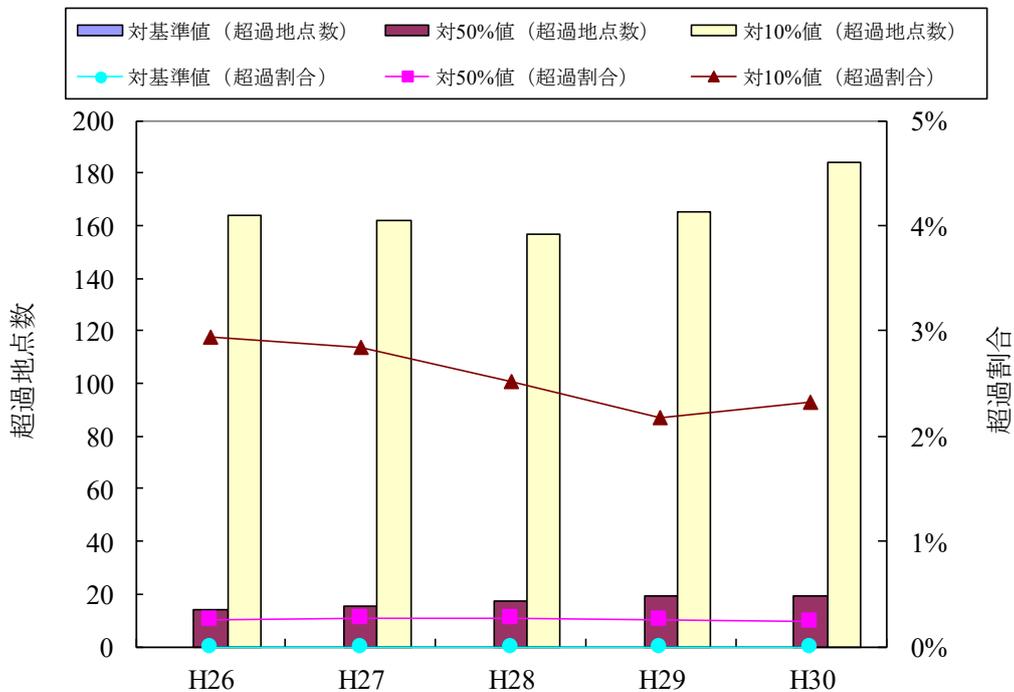
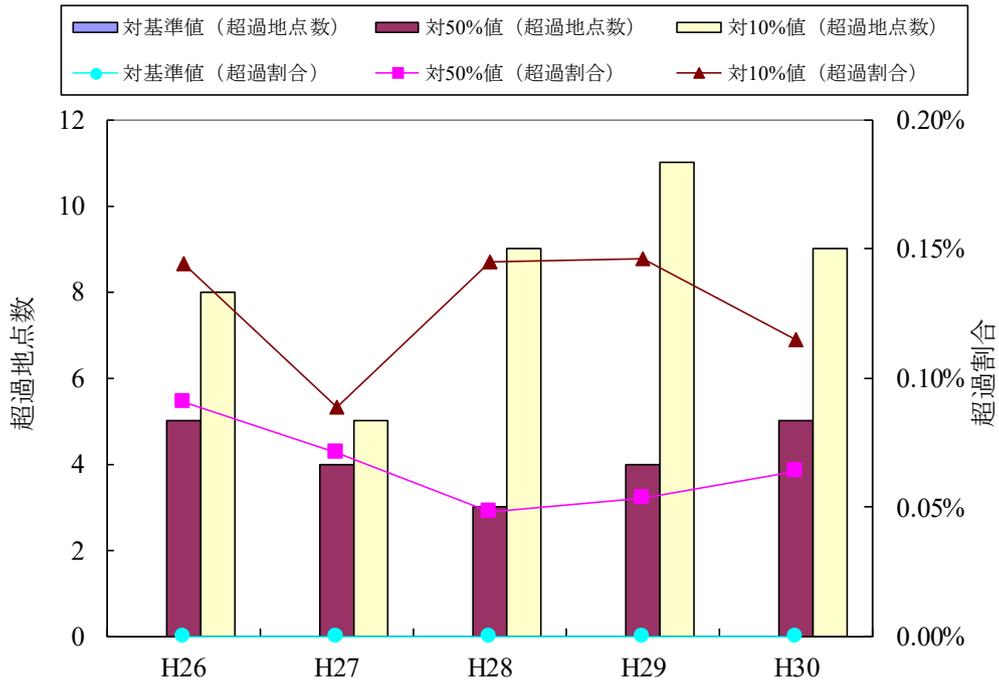


図 2-6 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(6)

基-14 四塩化炭素

【健康項目】



基-15 1,4-ジオキサン

【健康項目】

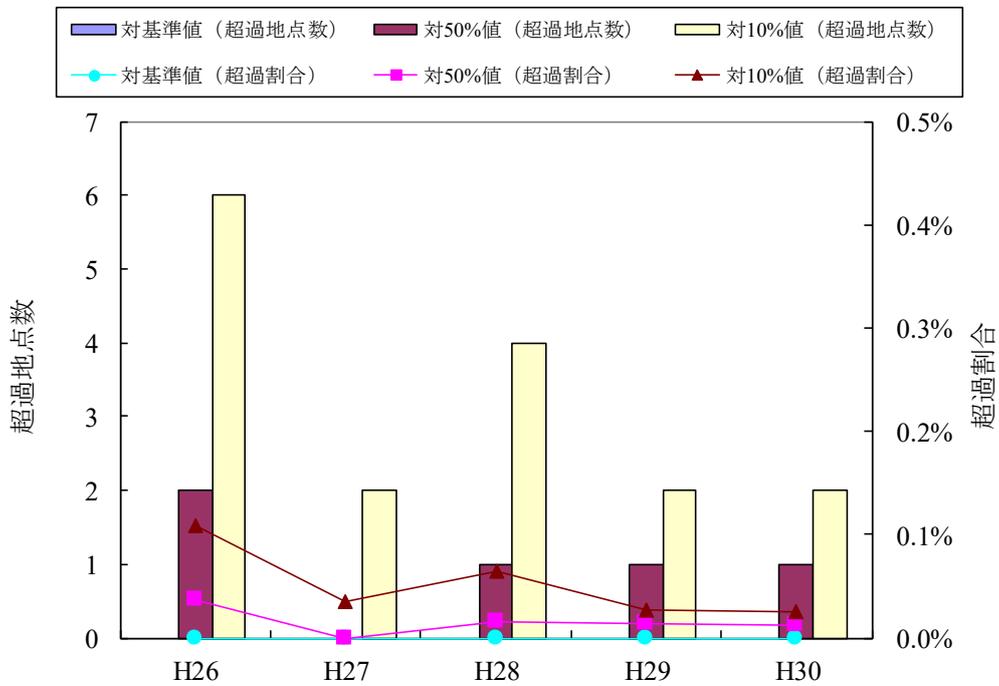
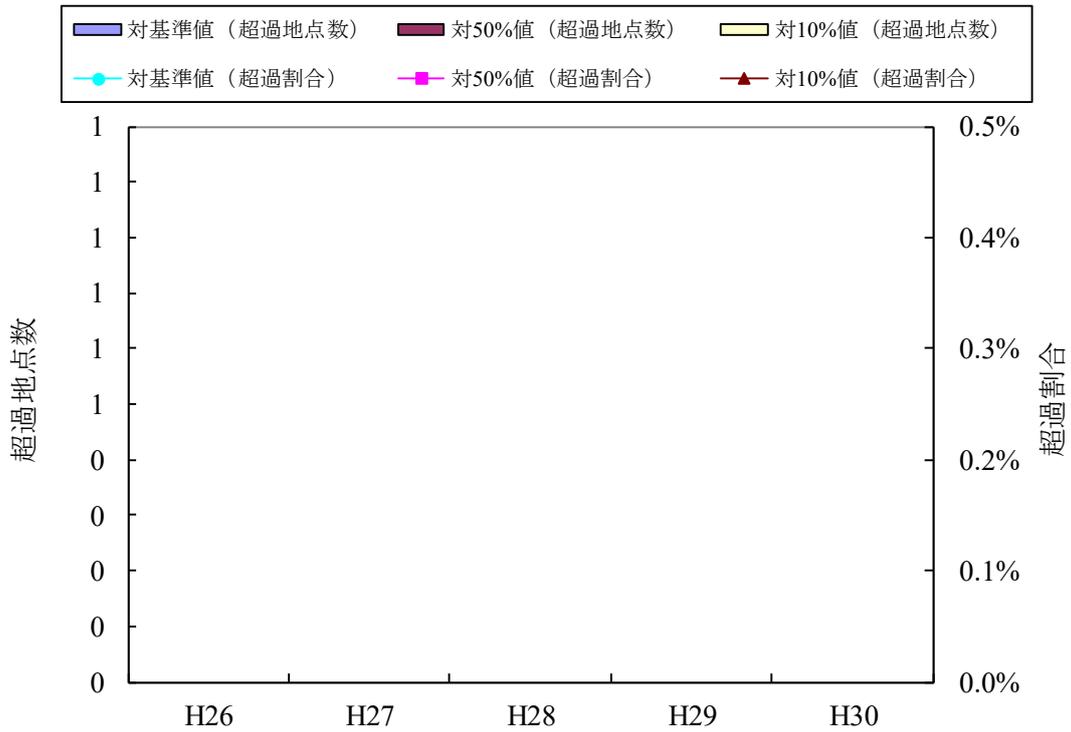


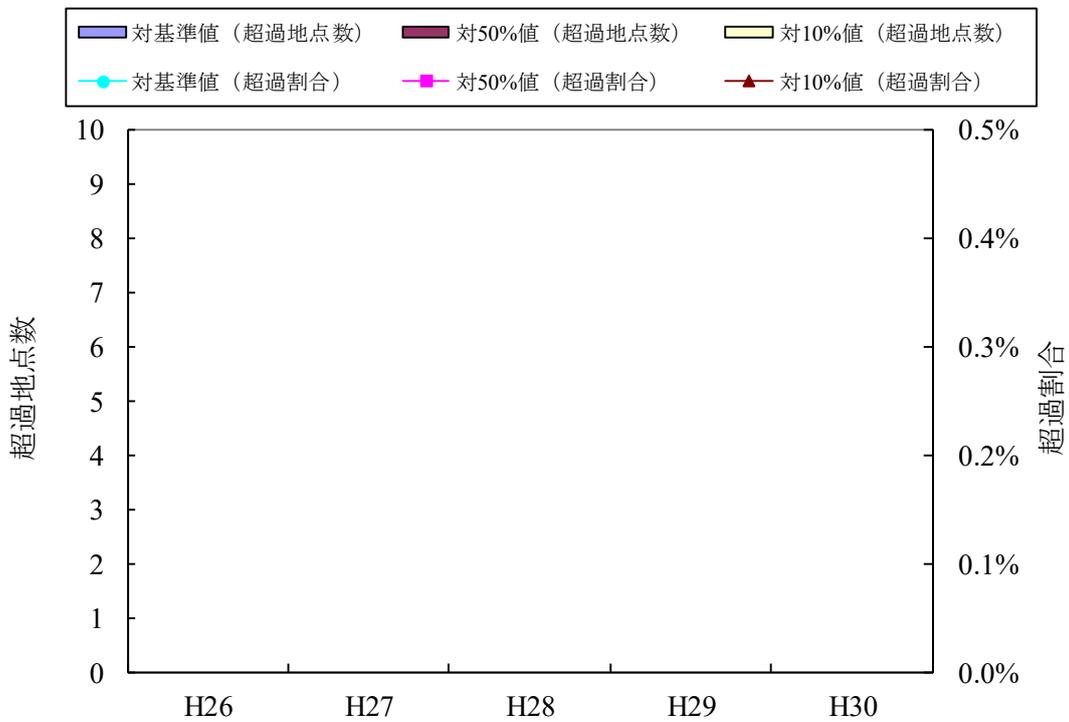
図 2-7 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(7)

基-16 シス-1,2-ジクロロエチレン 【健康項目】



平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

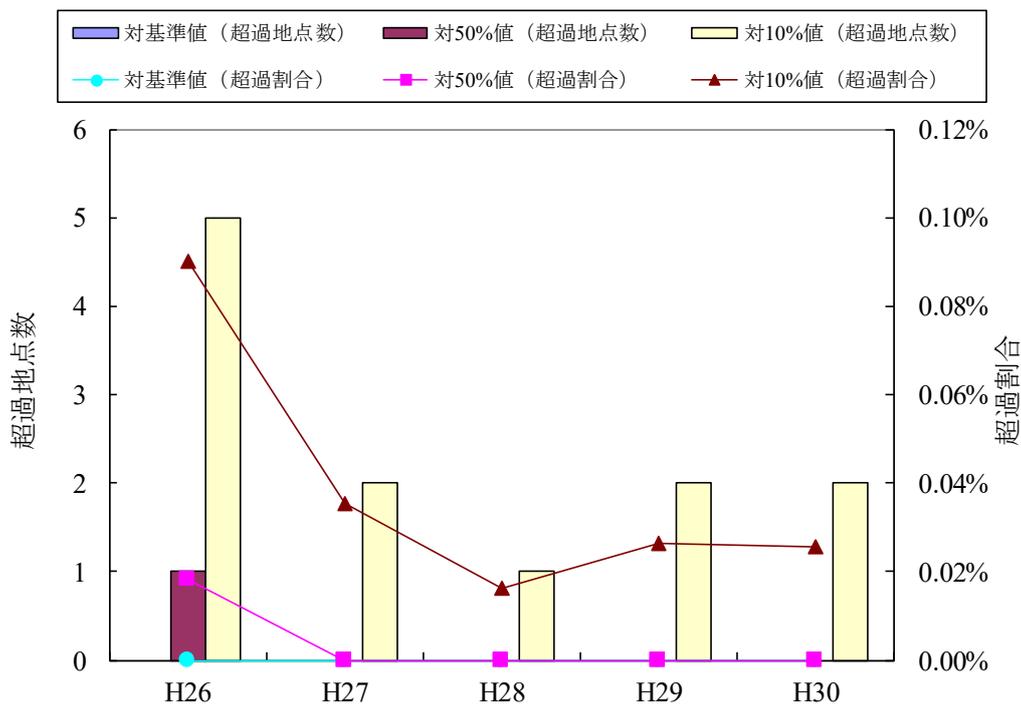
基-16 トランス-1,2-ジクロロエチレン 【健康項目】



平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

図 2-8 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(8)

基-16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン【健康項目】



平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

基-17 ジクロロメタン【健康項目】

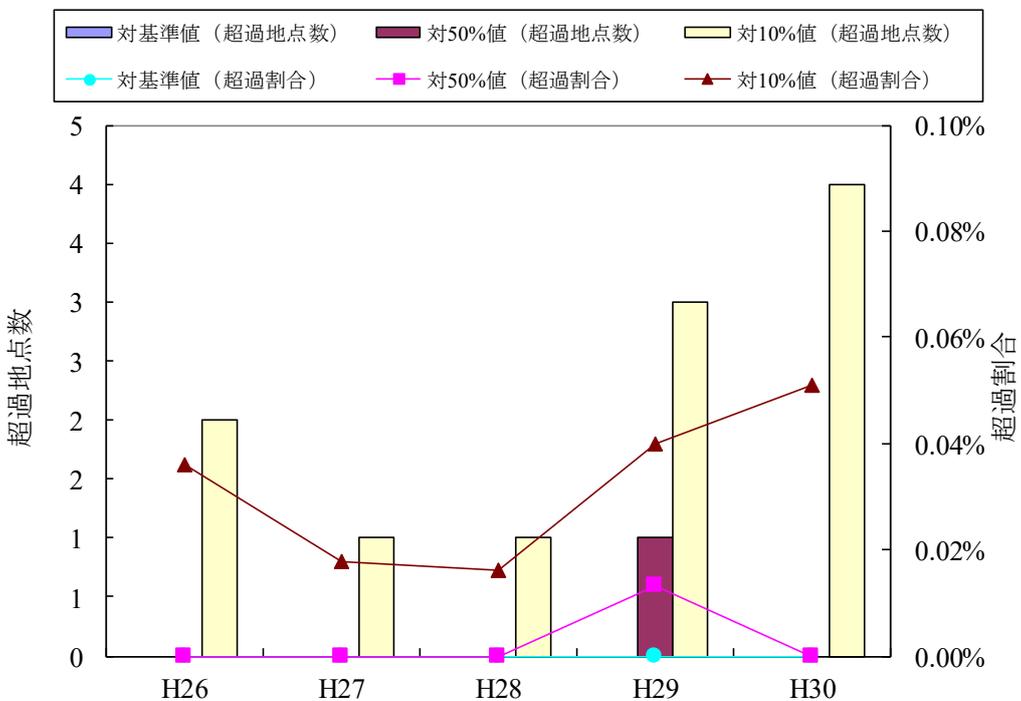
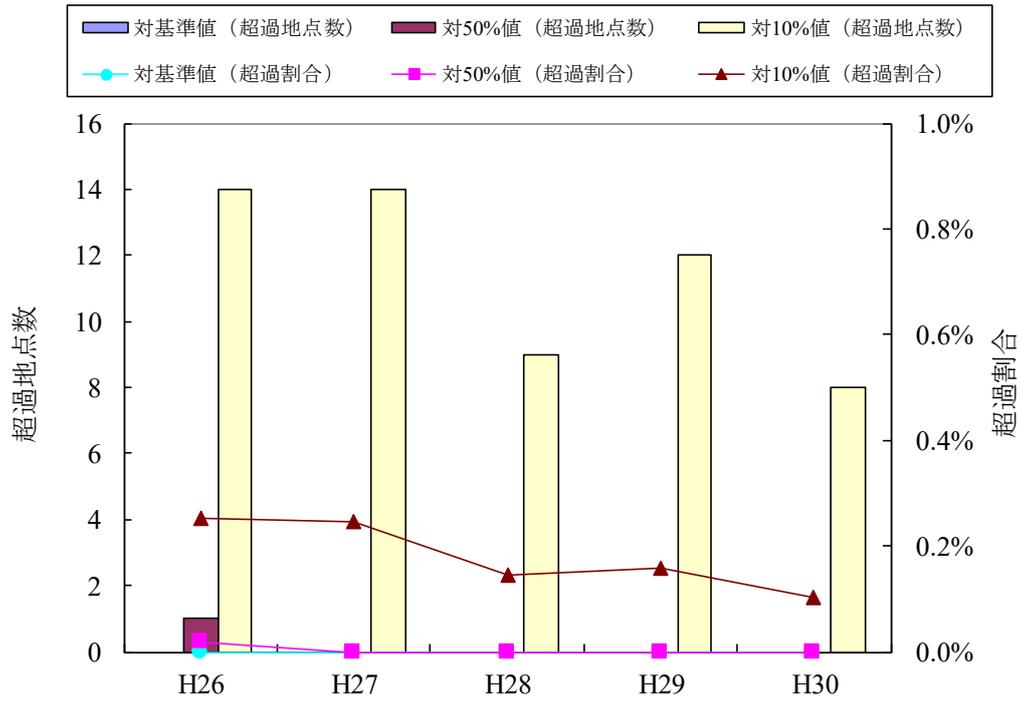


図 2-9 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(9)

基-18 テトラクロロエチレン 【健康項目】



基-19 トリクロロエチレン 【健康項目】

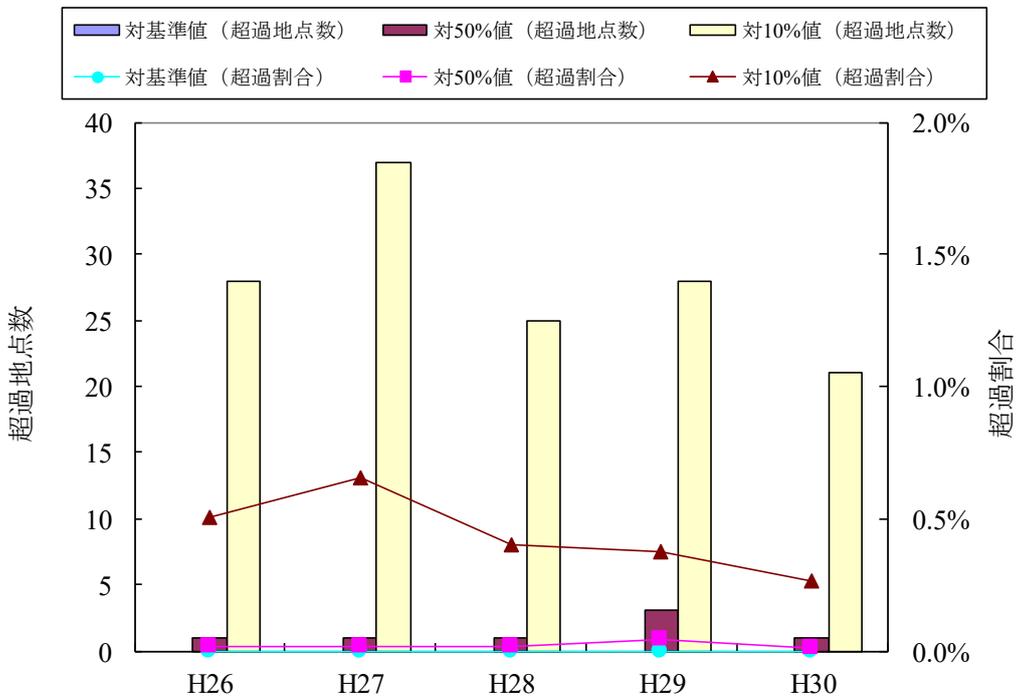
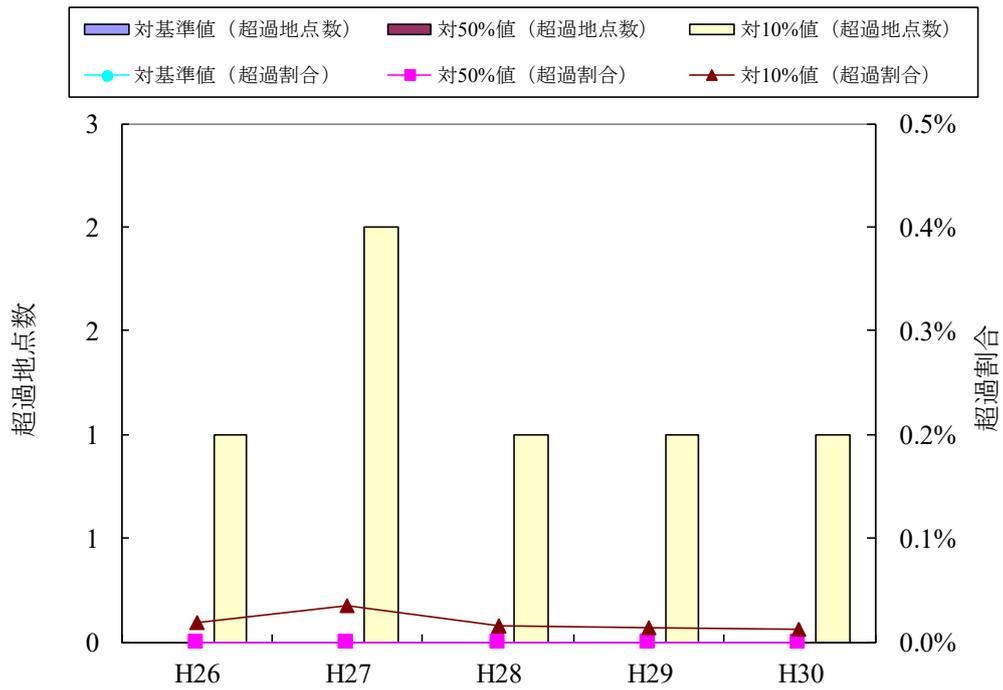


図 2-10 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(10)

基-20 ベンゼン

【健康項目】



基-21 塩素酸

【健康項目(消)】

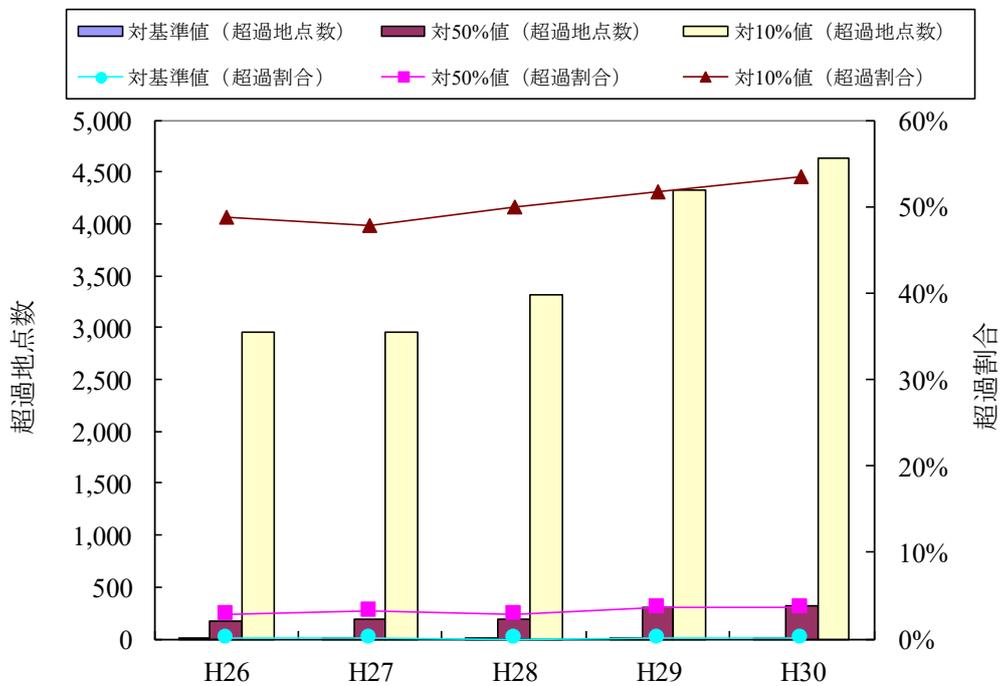
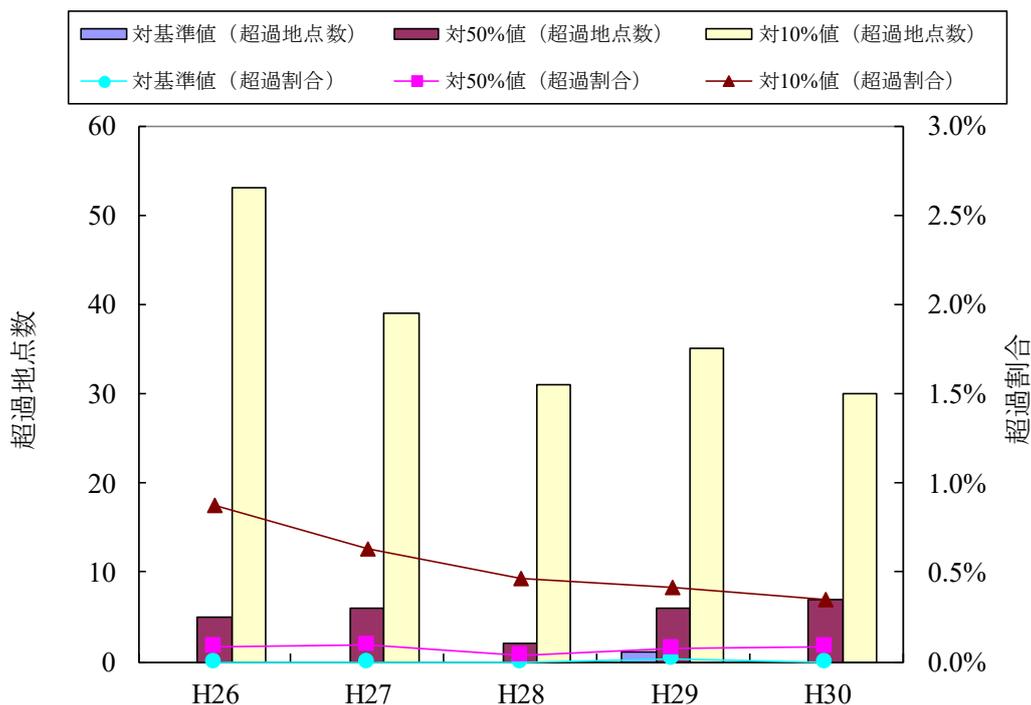


図 2-11 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(11)

基-22 クロロ酢酸

【健康項目(消)】



基-23 クロロホルム

【健康項目(消)】

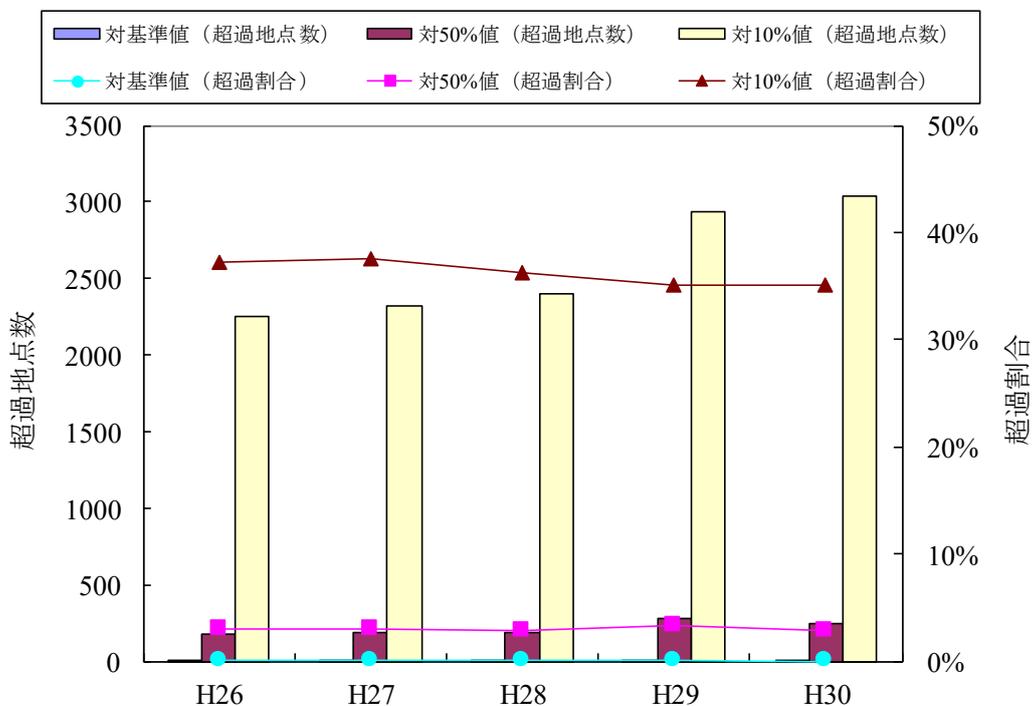
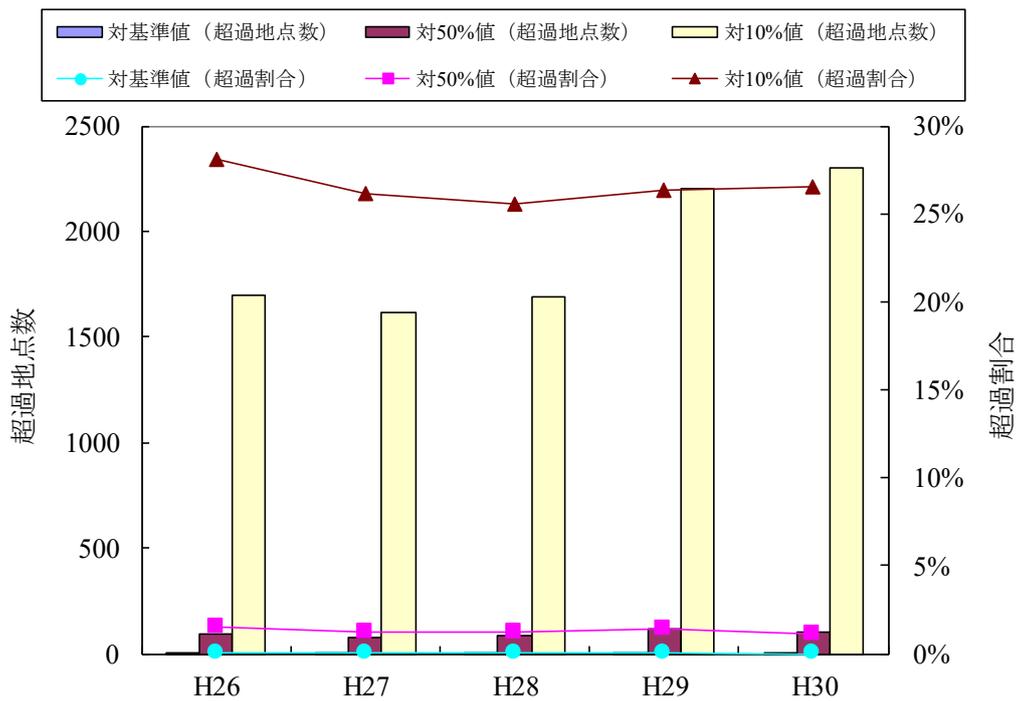


図 2-12 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(12)

基-24 シクロ酢酸

【健康項目(消)】



基-25 ジブromクロロメタン

【健康項目(消)】

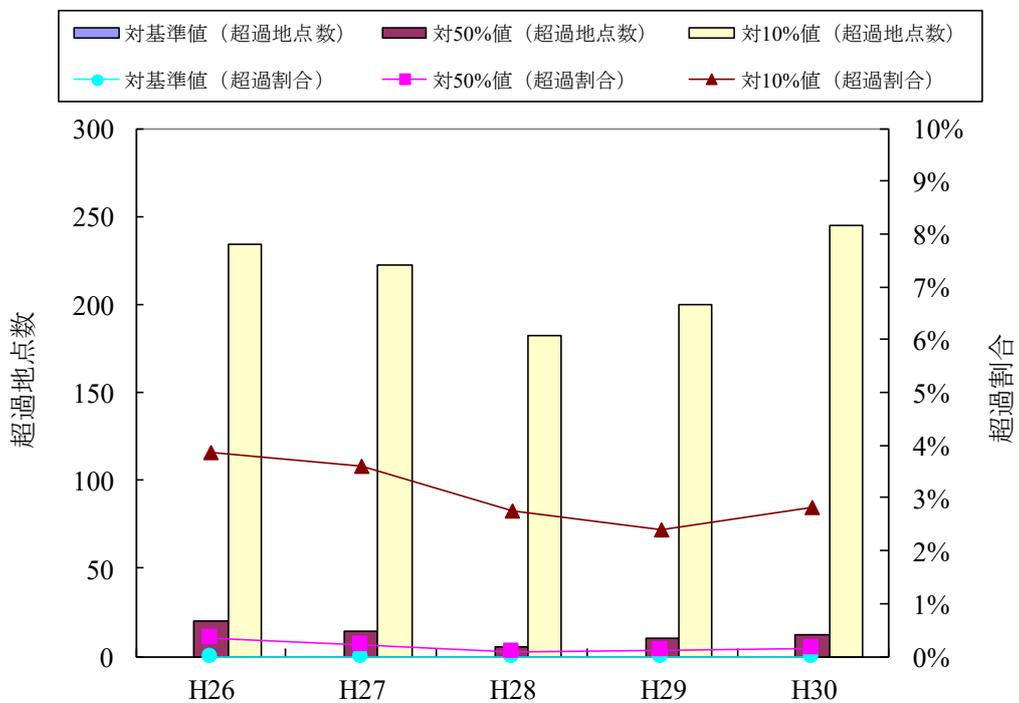
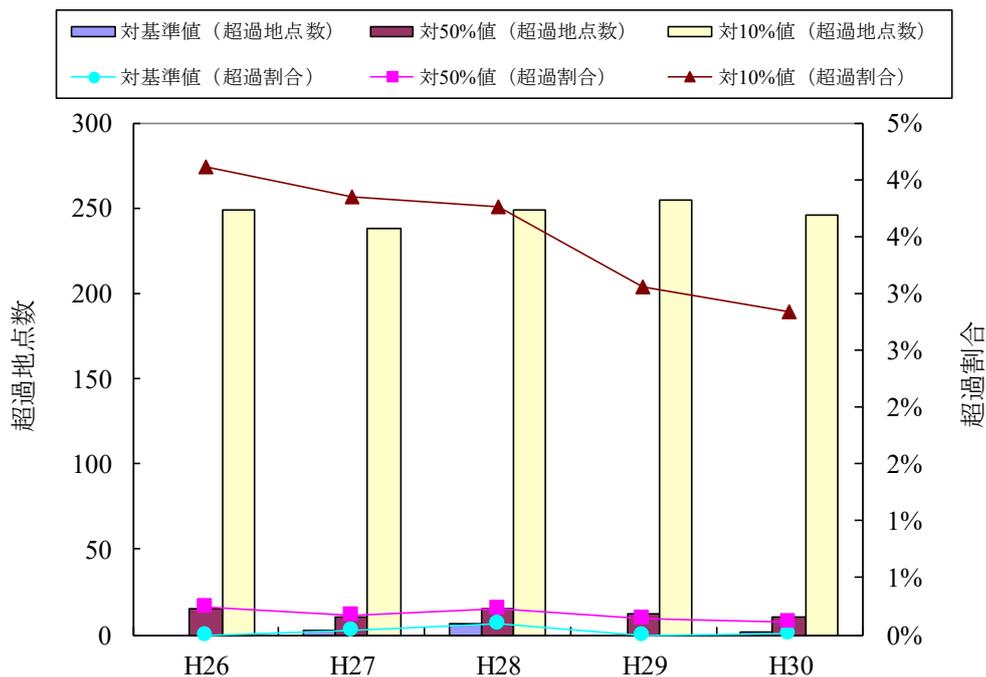


図 2-13 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(13)

基-26 臭素酸

【健康項目(消)】



基-27 総トリハロメタン

【健康項目(消)】

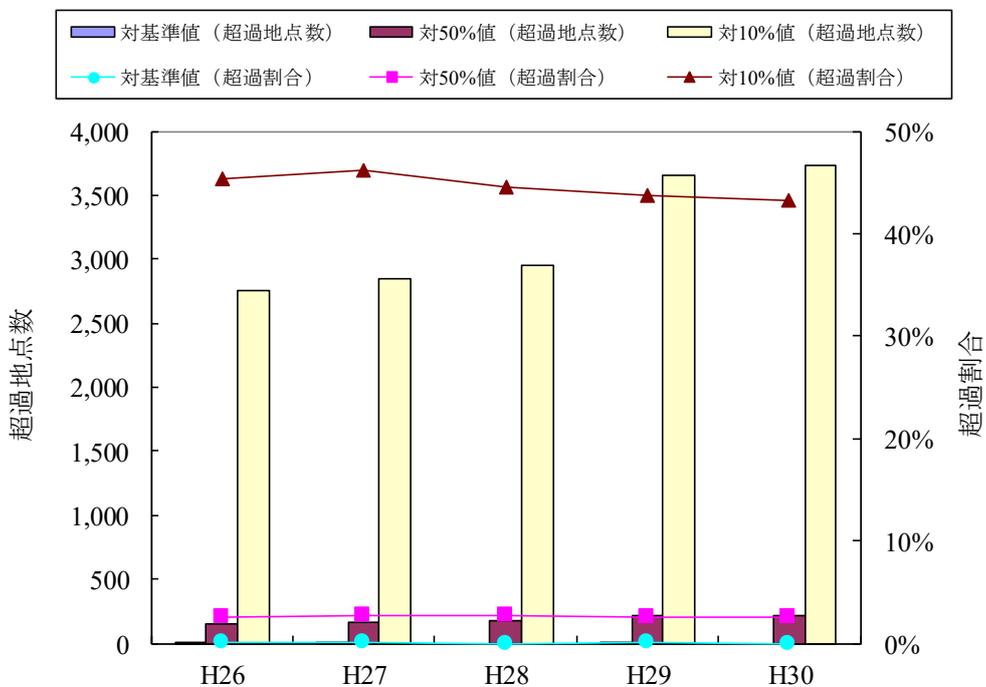
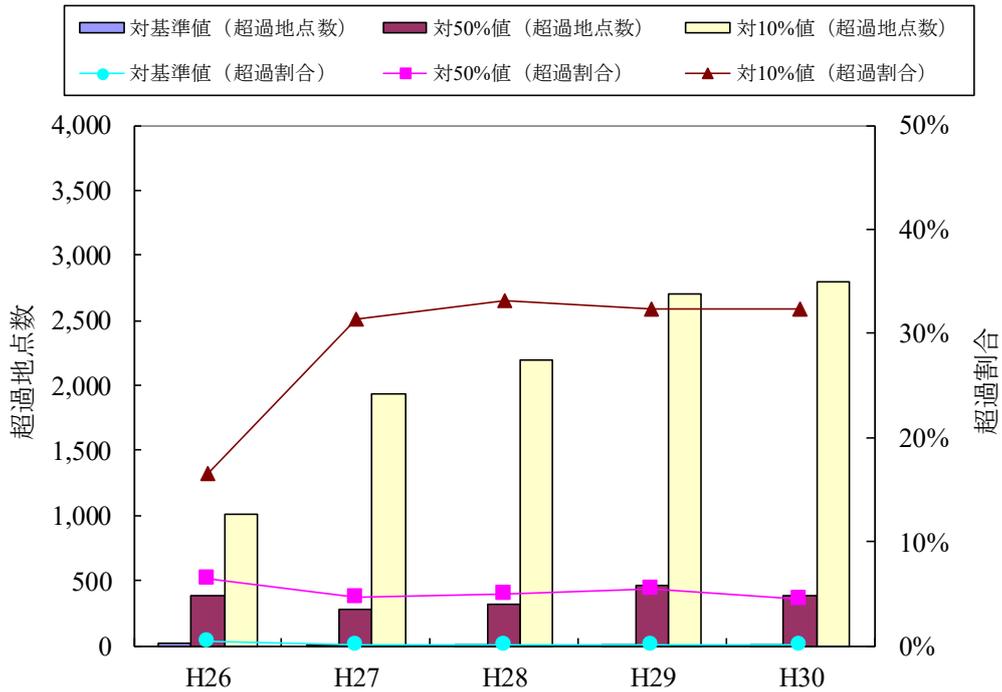


図 2-14 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(14)

基-28 トリクロロ酢酸

【健康項目(消)】



基-29 ブロモジクロロメタン

【健康項目(消)】

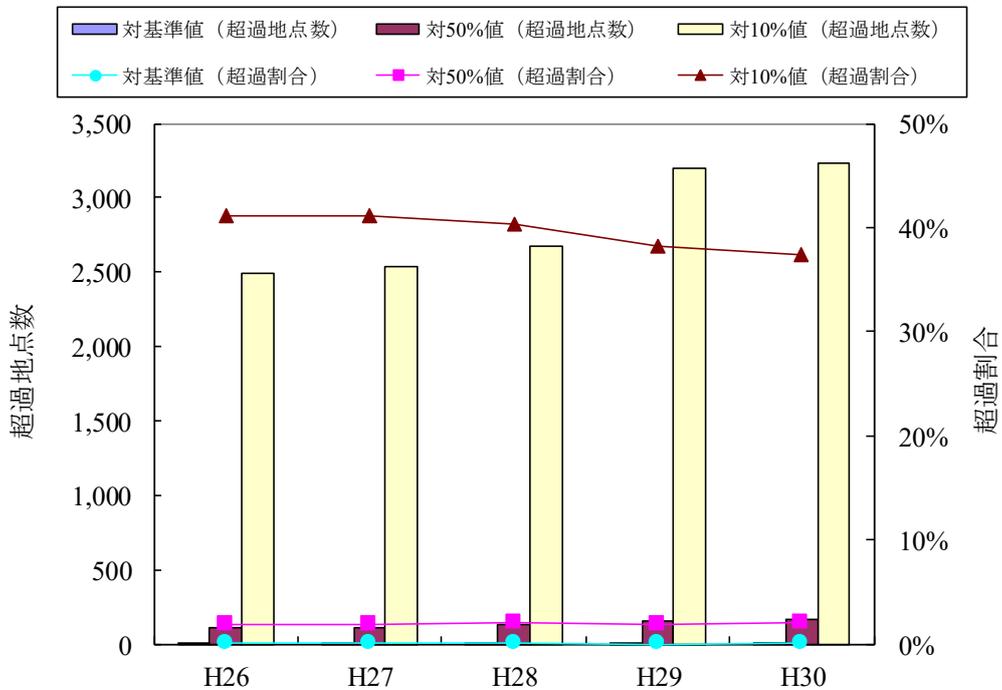
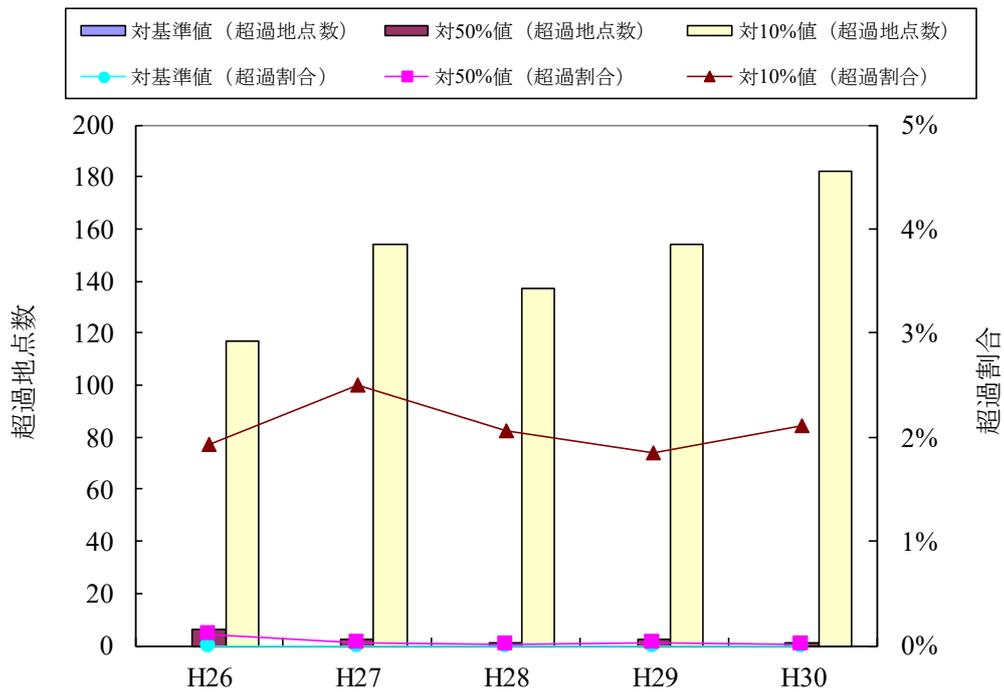


図 2-15 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(15)

基-30 プロモホルム

【健康項目(消)】



基-31 ホルムアルデヒド

【健康項目(消)】

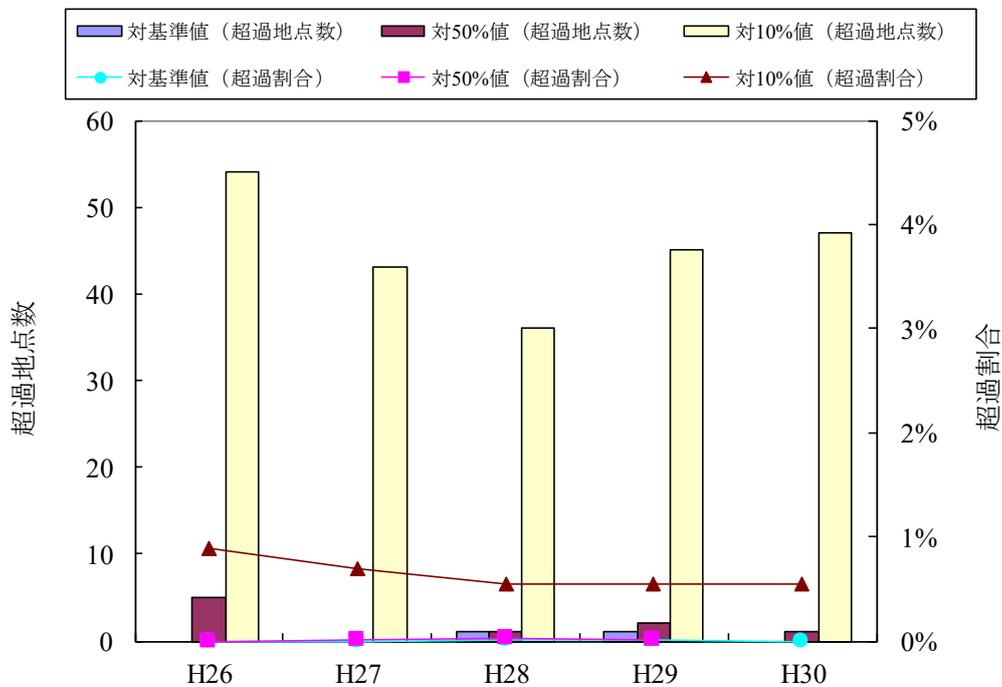
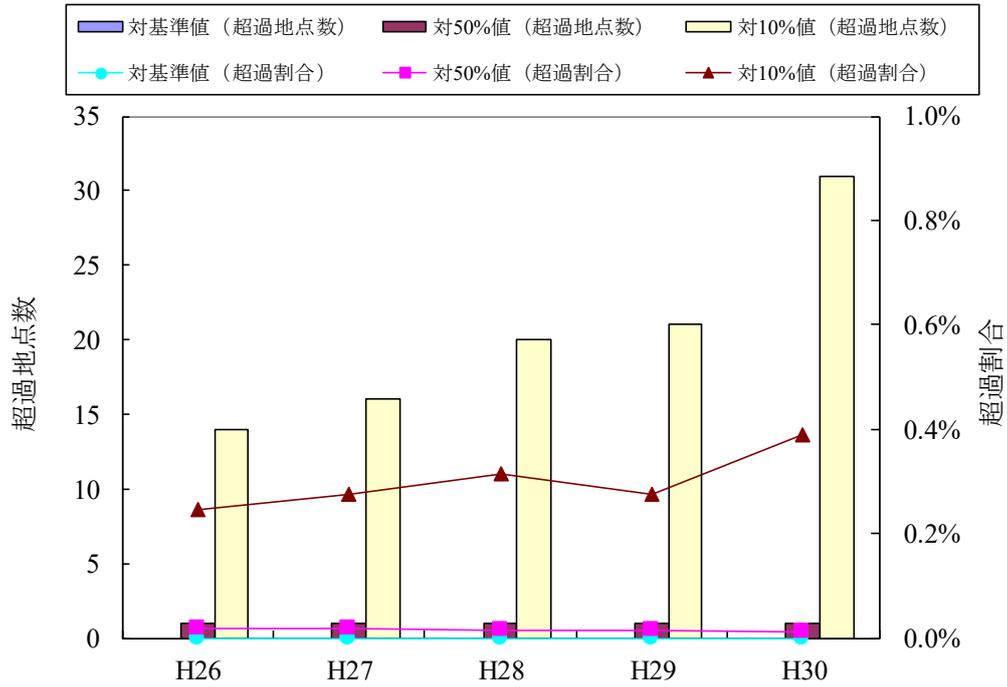


図 2-16 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(16)

基-32 亜鉛及びその化合物 【性状項目】



基-33 アルミニウム及びその化合物 【性状項目】

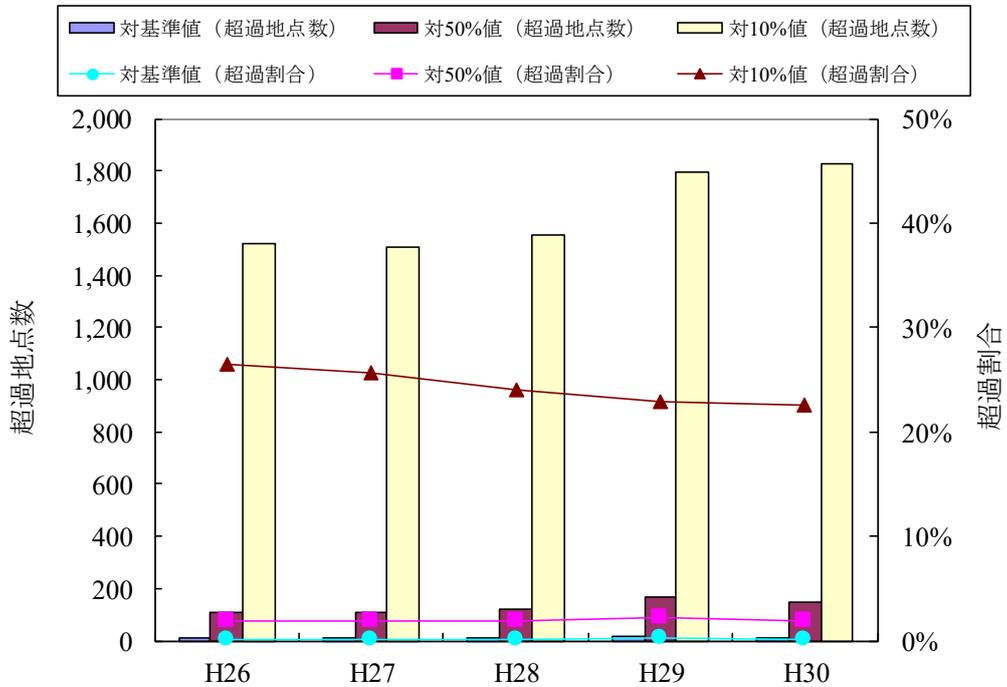
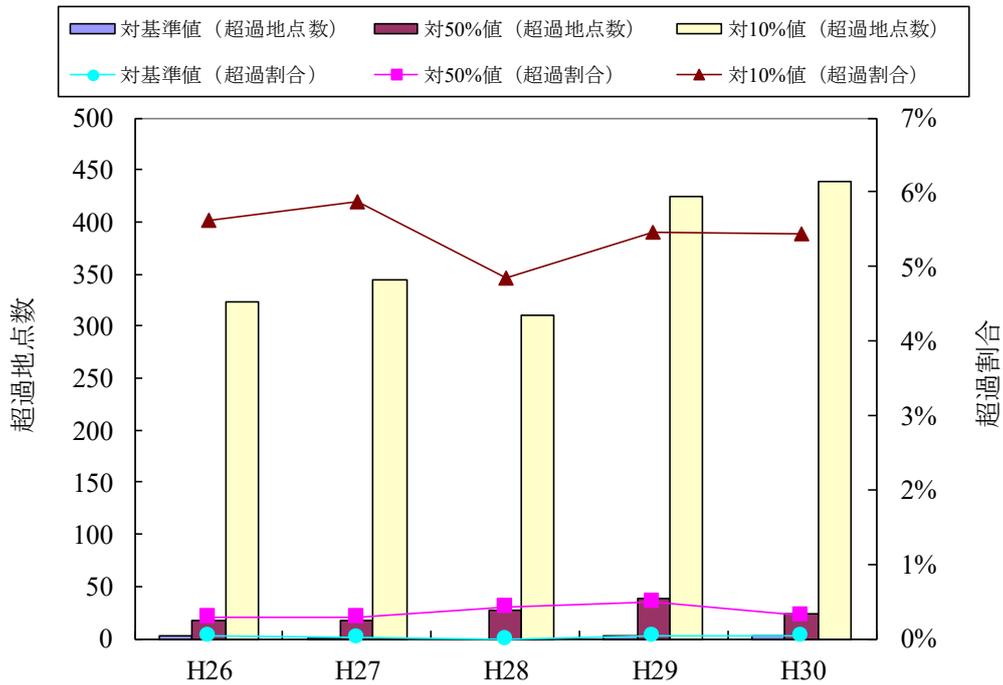


図 2-17 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(17)

基-34 鉄及びその化合物 【性状項目】



基-35 銅及びその化合物 【性状項目】

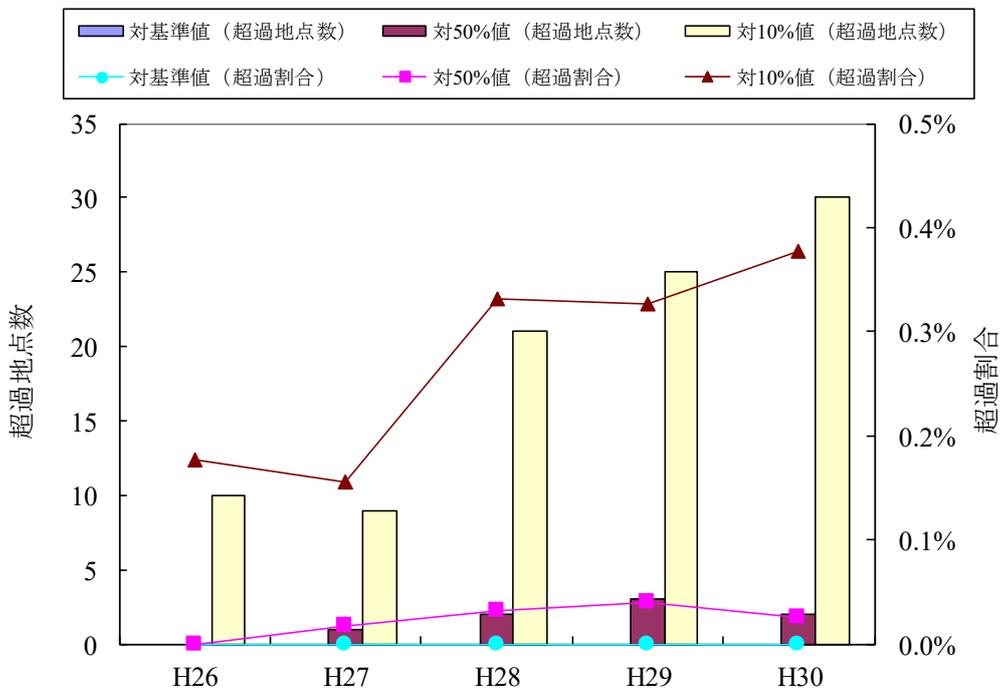
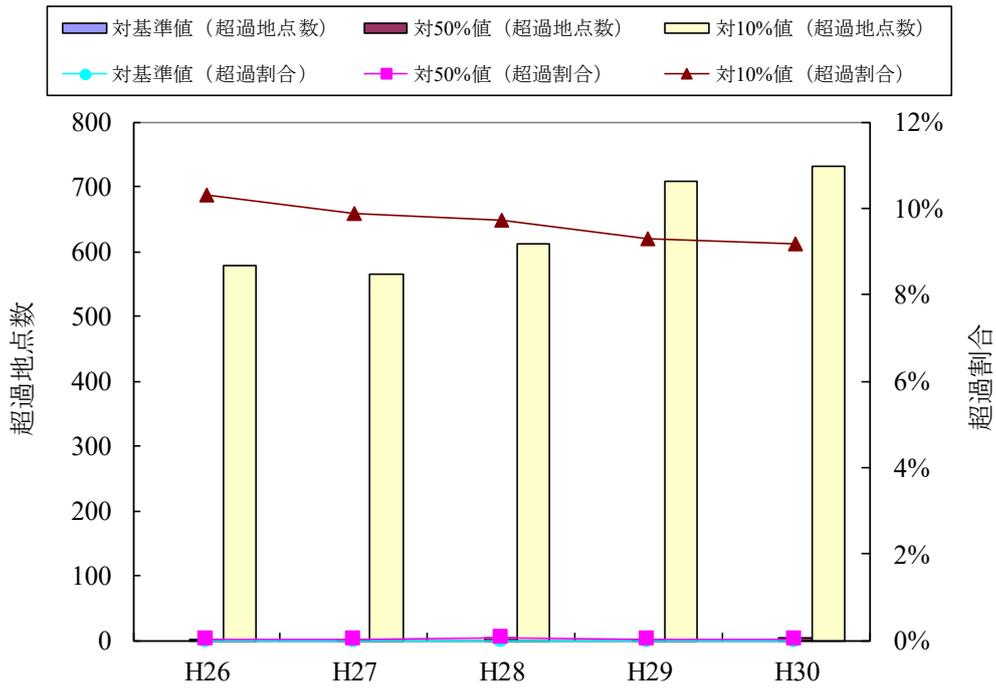


図 2-18 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(18)

基-36 ナトリウム及びその化合物 【性状項目】



基-37 マンガン及びその化合物 【性状項目】

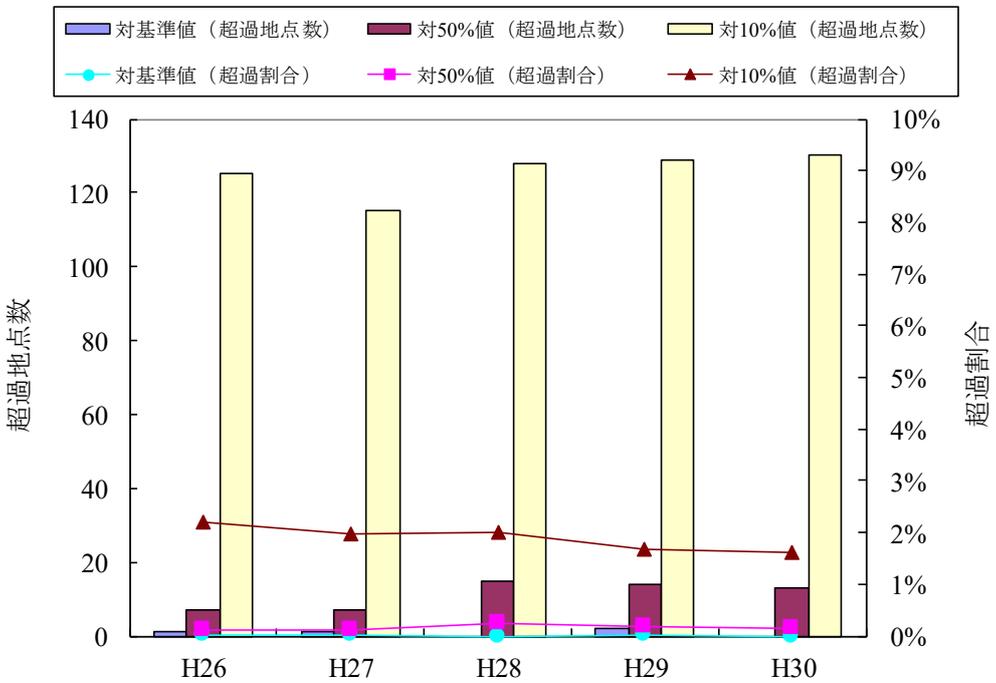
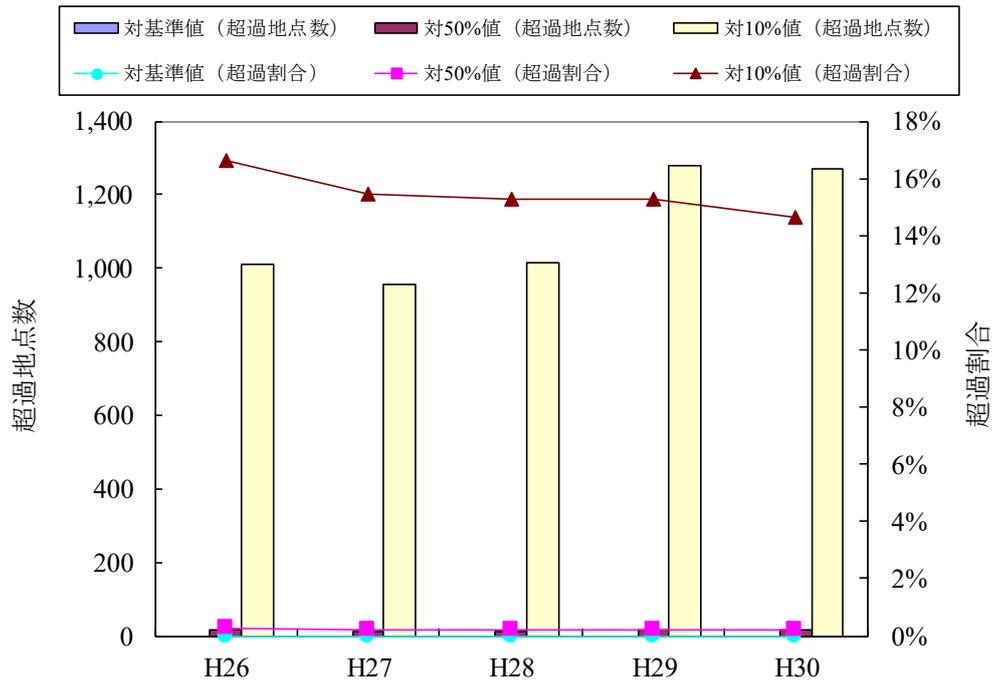


図 2-19 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(19)

基-38 塩化物イオン

【性状項目】



基-39 カルシウム、マグネシウム(硬度)

【性状項目】

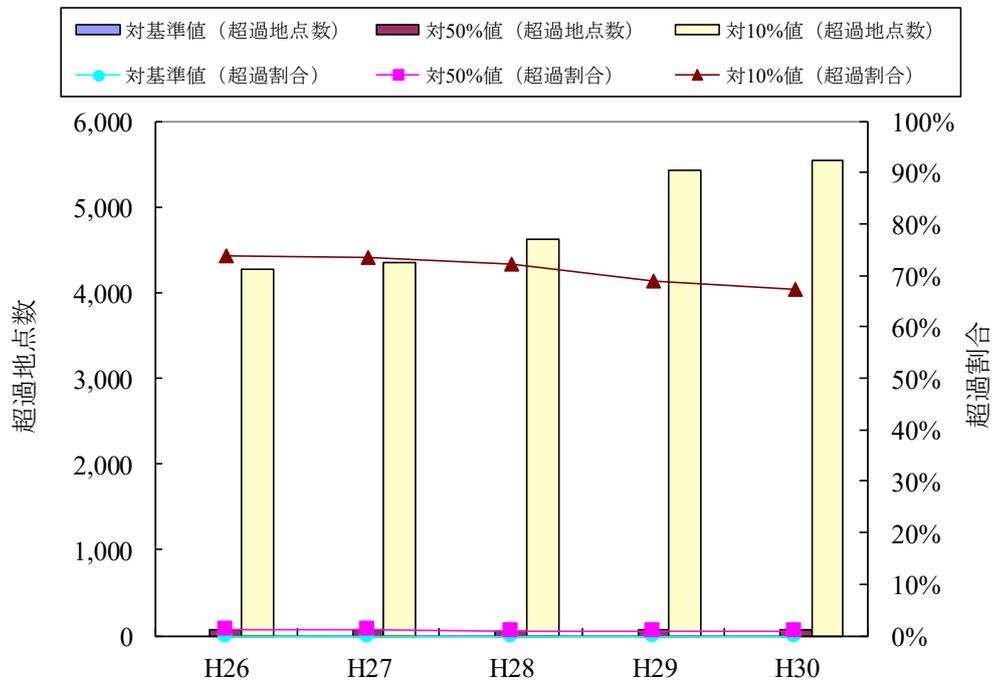
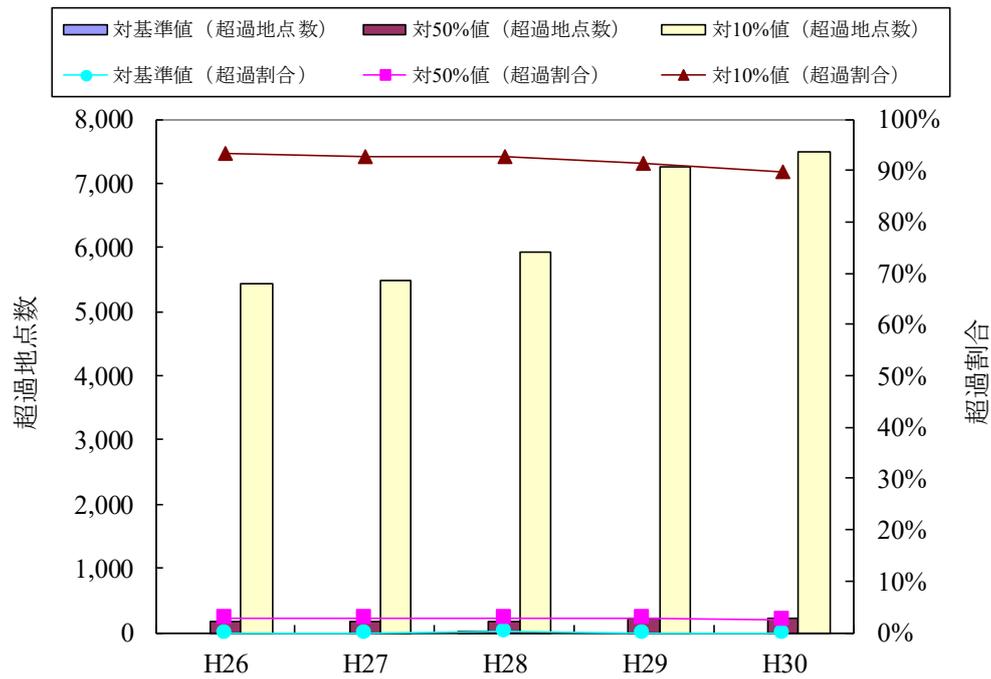


図 2-20 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(20)

基-40 蒸発残留物

【性状項目】



基-41 陰イオン界面活性剤

【性状項目】

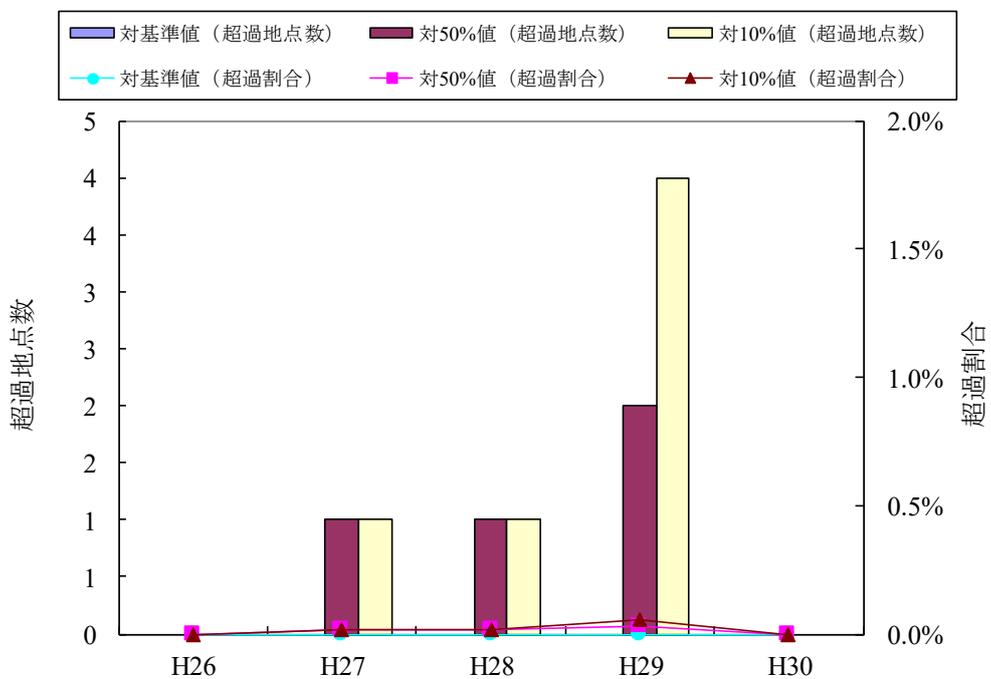
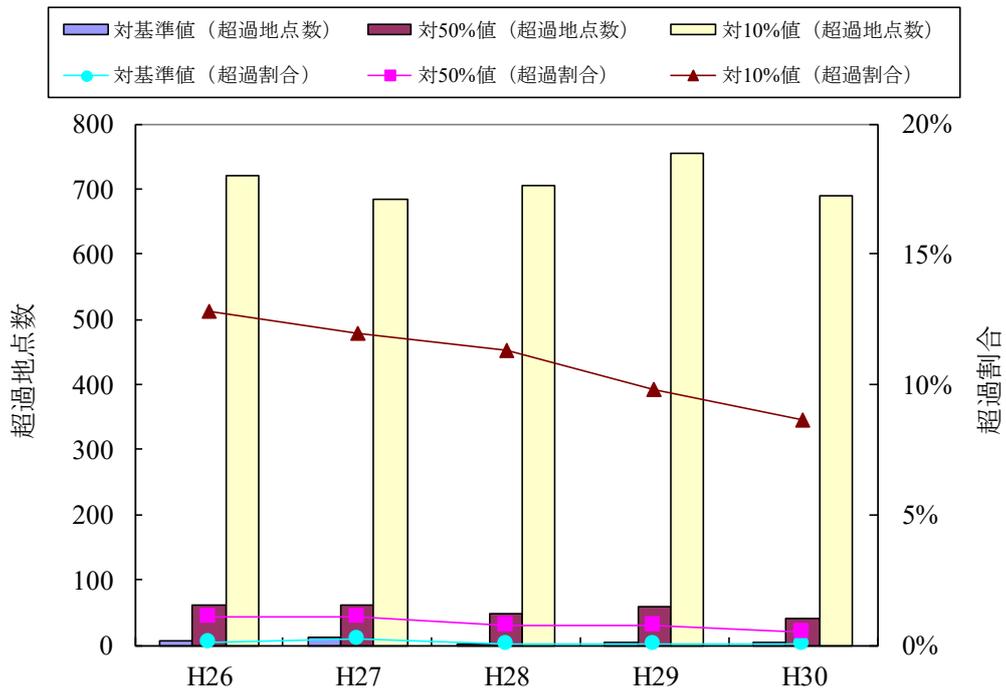


図 2-21 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(21)

基-42 ジェオスミン

【性状項目】



基-43 2-メチルイソボルネオール 【性状項目】

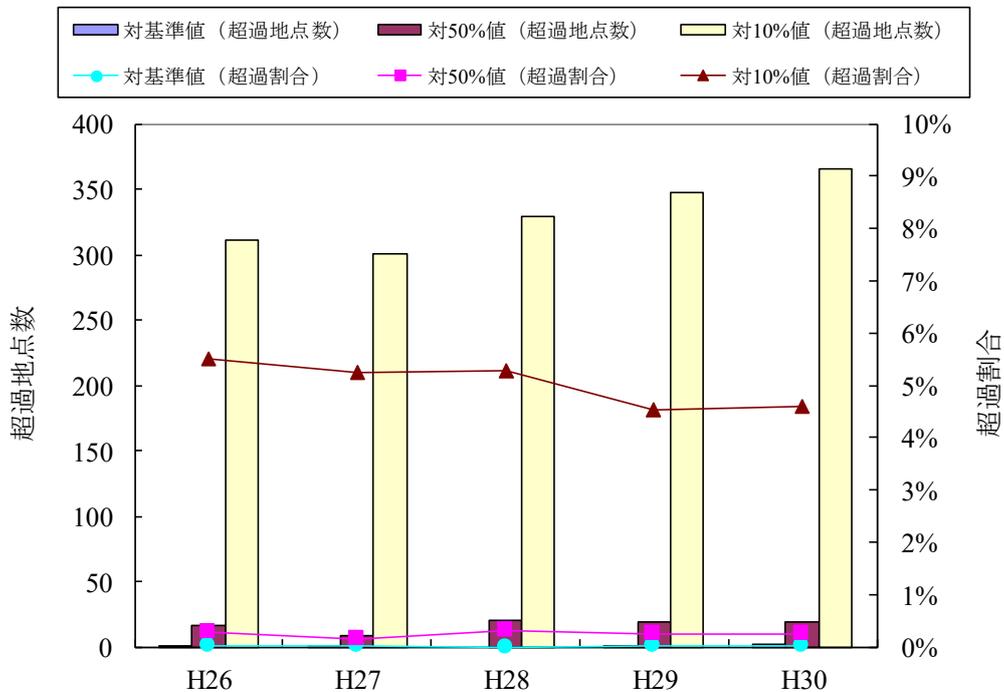
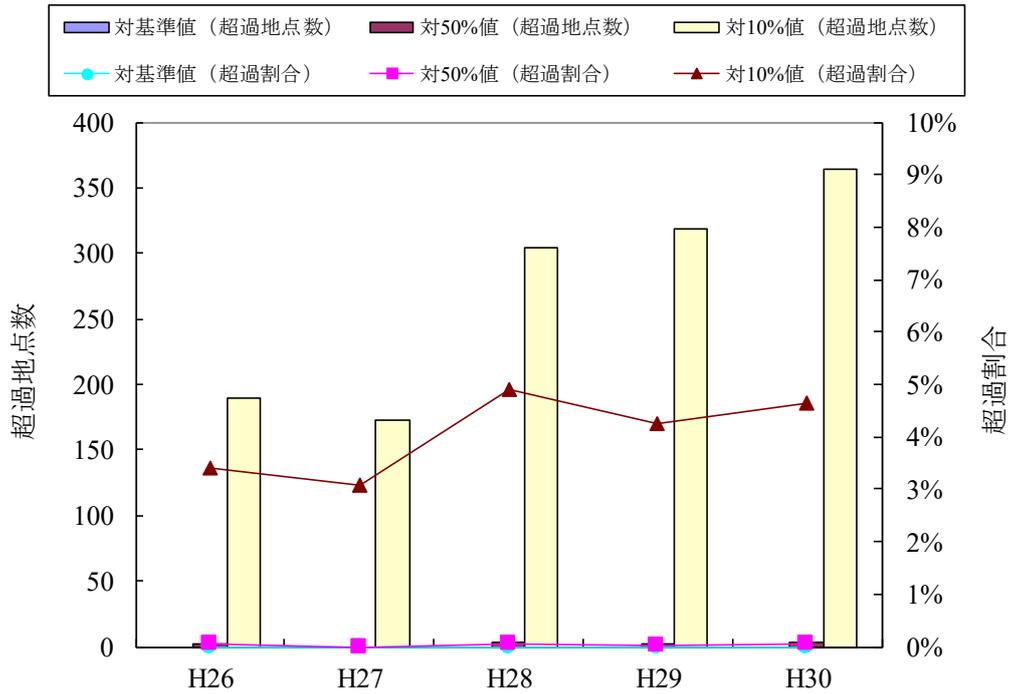


図 2-22 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(22)

基-44 非イオン界面活性剤 【性状項目】



基-45 フェノール類 【性状項目】

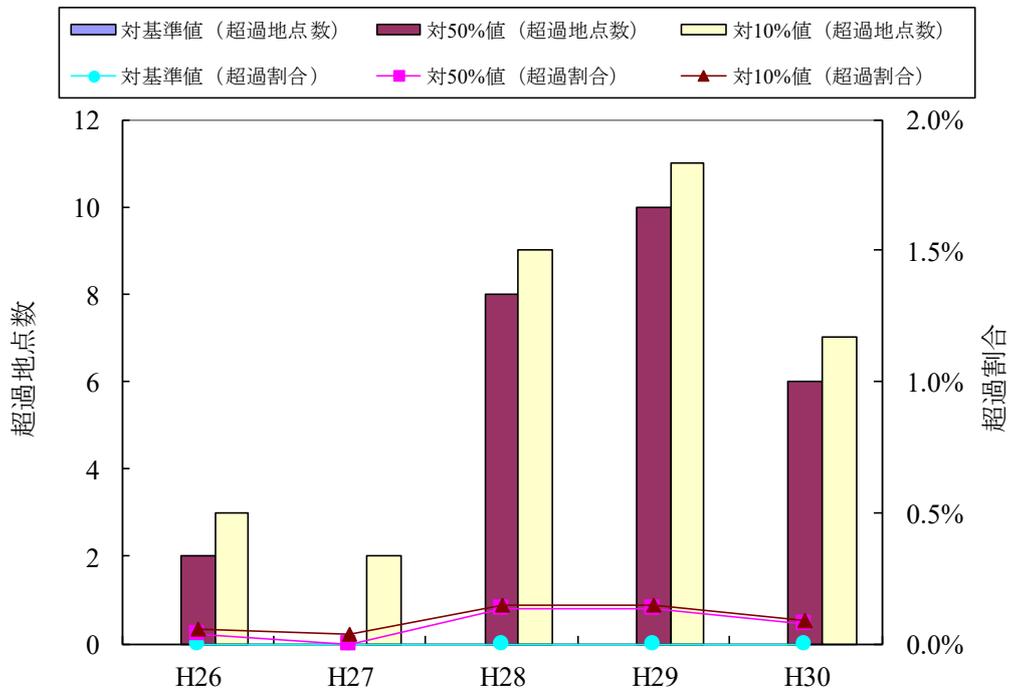
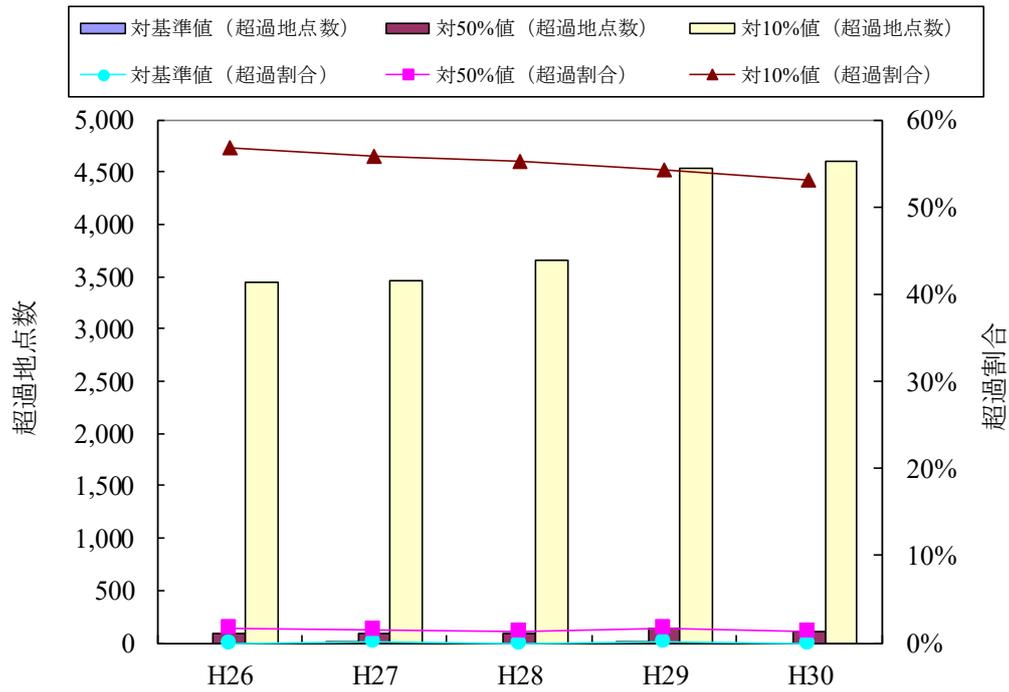


図 2-23 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(23)

基-46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 【性状項目】



基-50 色度 【性状項目】

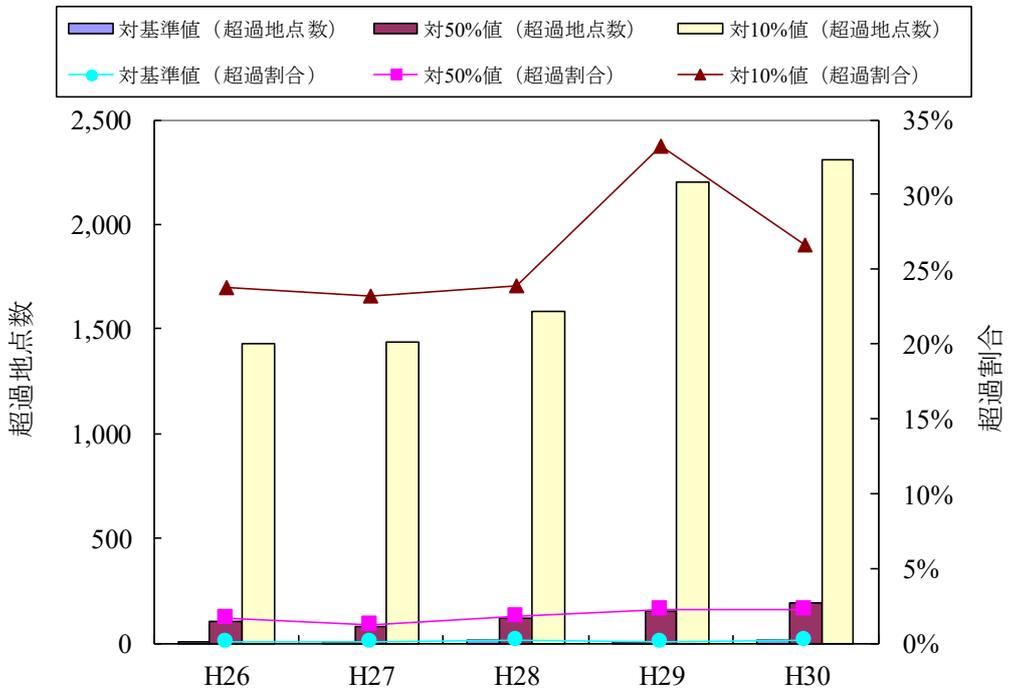


図 2-24 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(24)

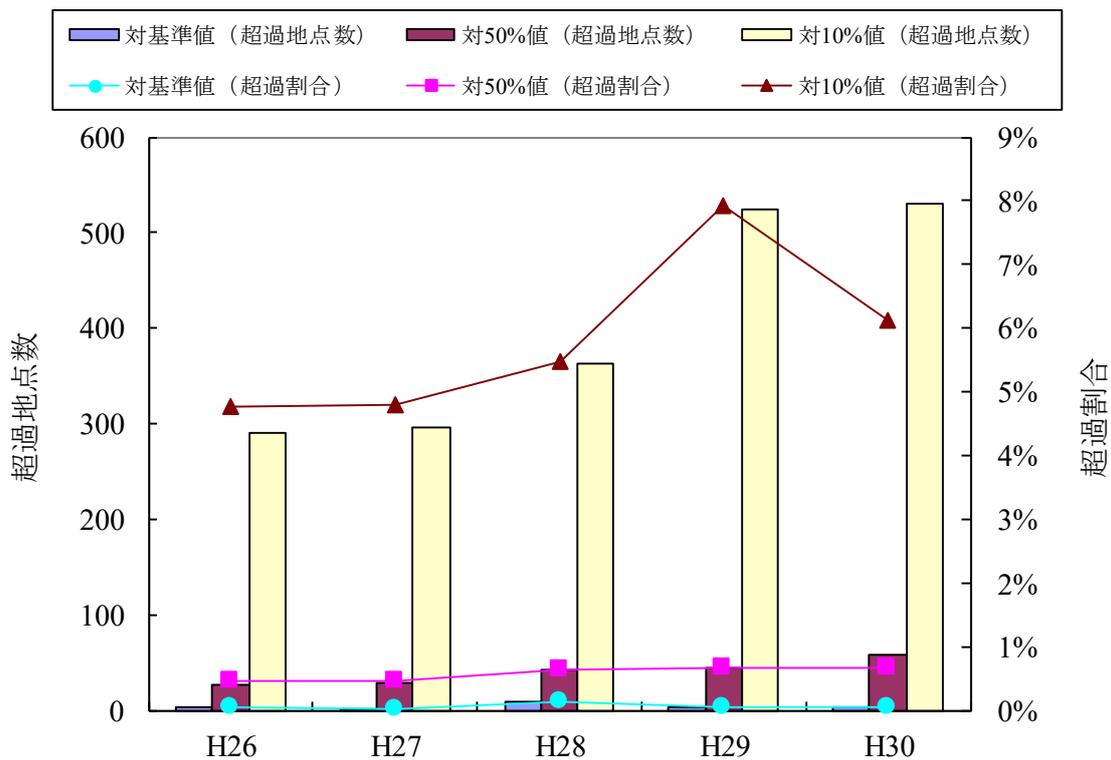
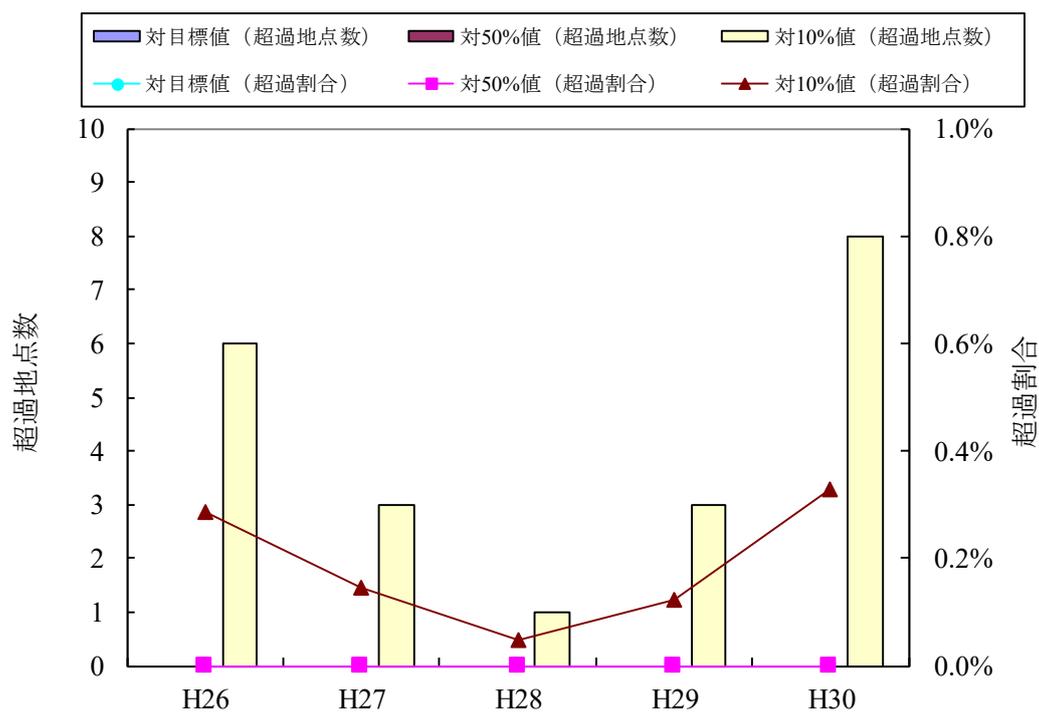


図 2-25 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(25)

目-1 アンチモン及びその化合物 【健康項目】



目-2 ウラン及びその化合物 【健康項目】

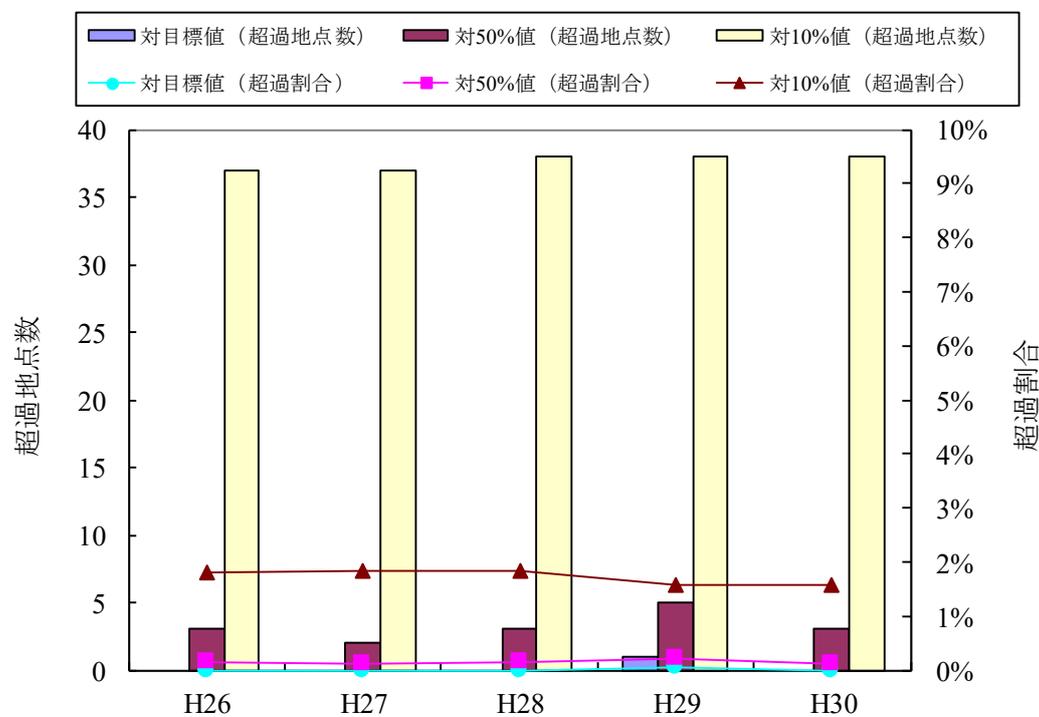
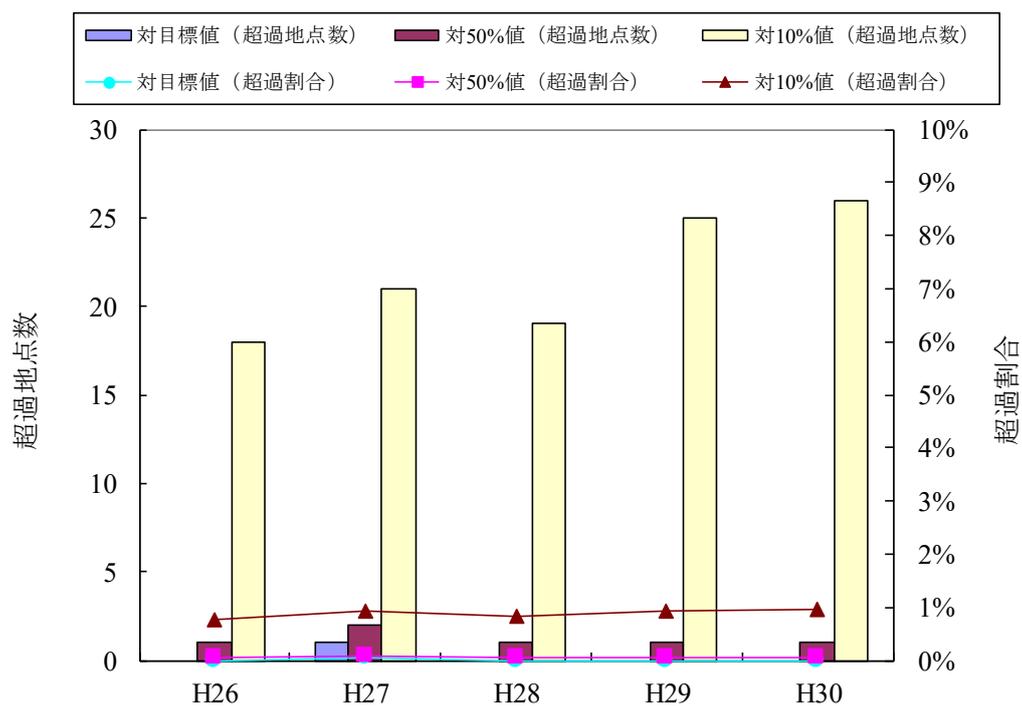


図 2-26 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(1)

目-3 ニッケル及びその化合物 【健康項目】

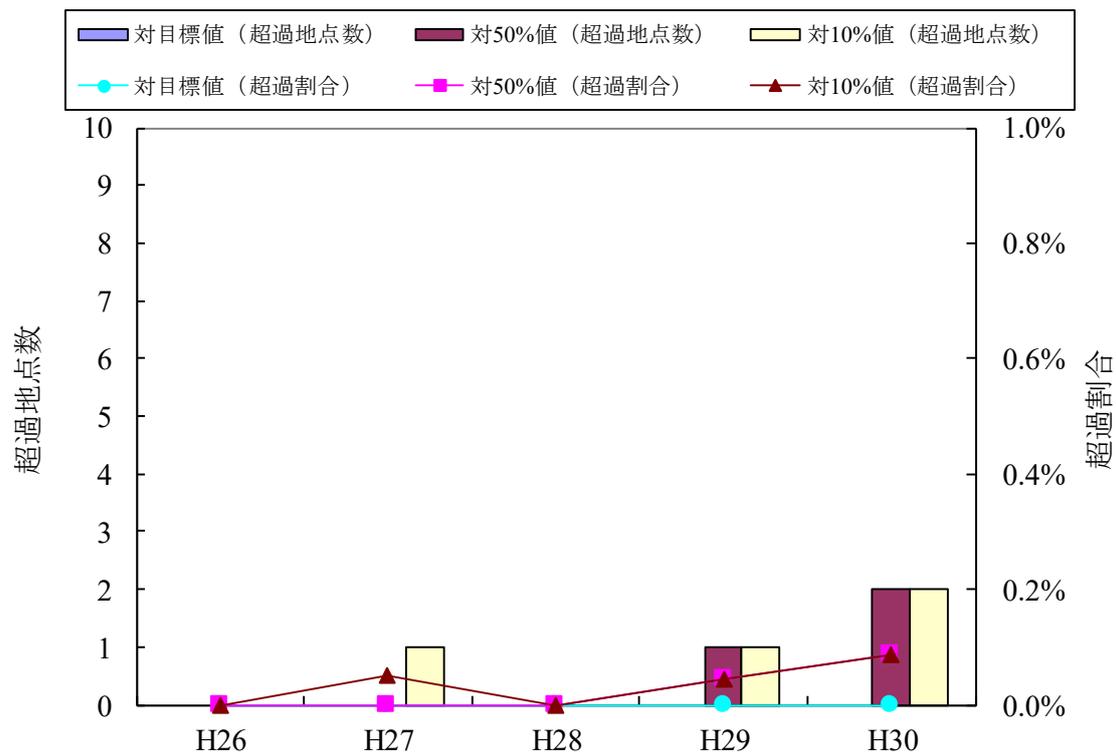


目-4 欠番

図 2-27 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(2)

目-5 1,2-ジクロロエタン

【健康項目】

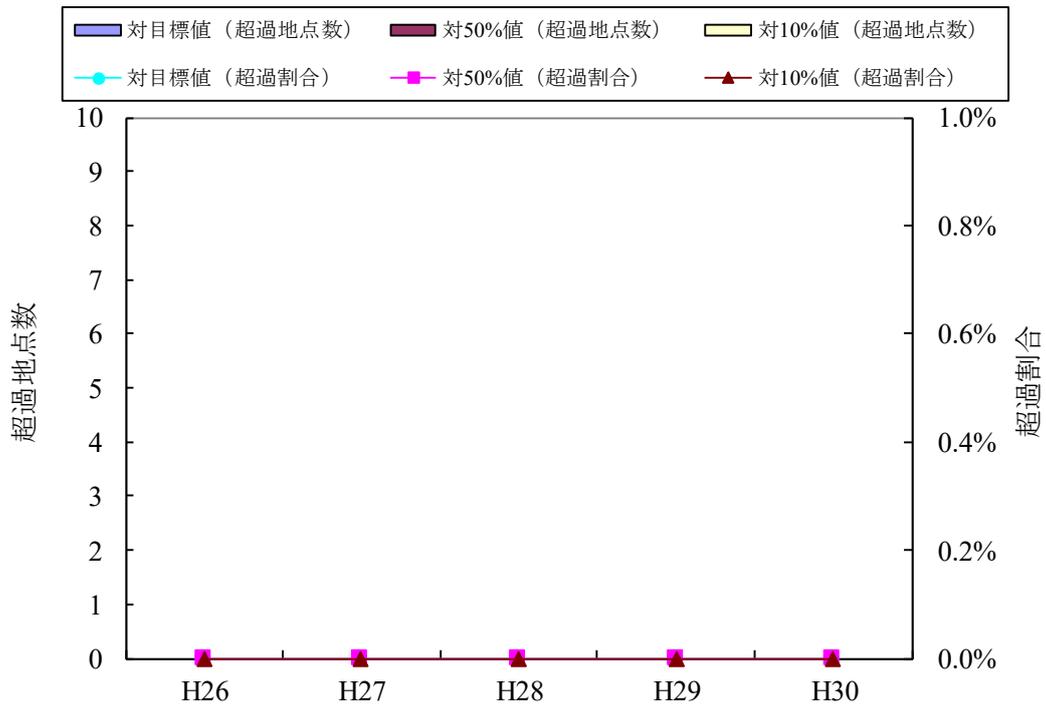


目-6 欠番  
目-7 欠番

図 2-28 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(3)

目-8 トルエン

【健康項目】



目-9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)【健康項目】

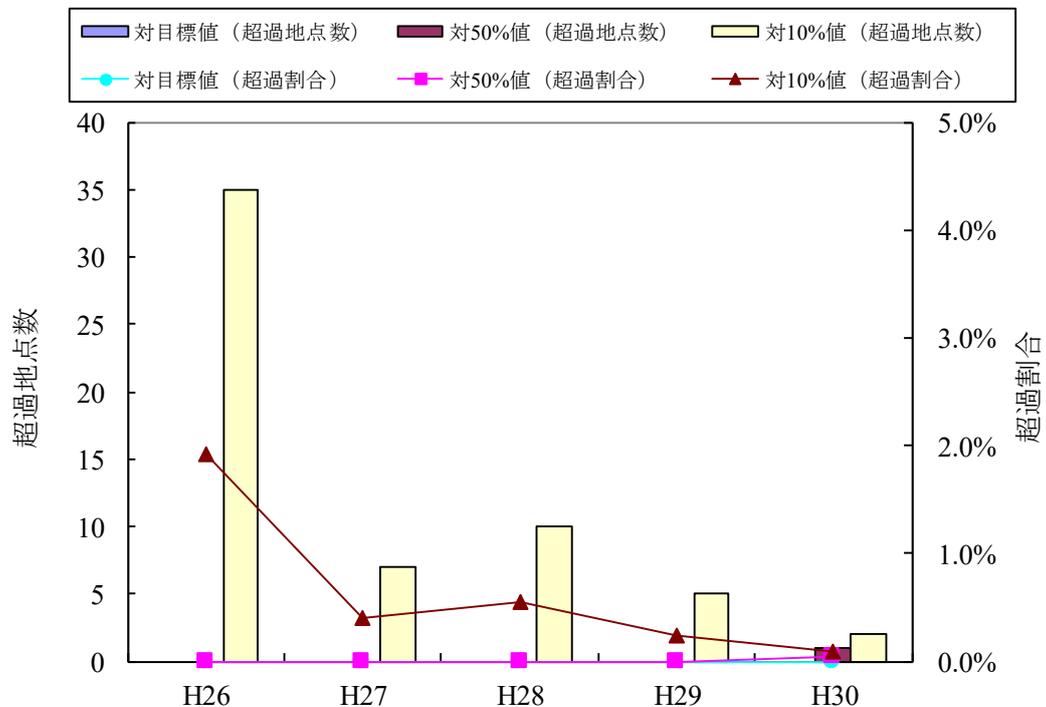
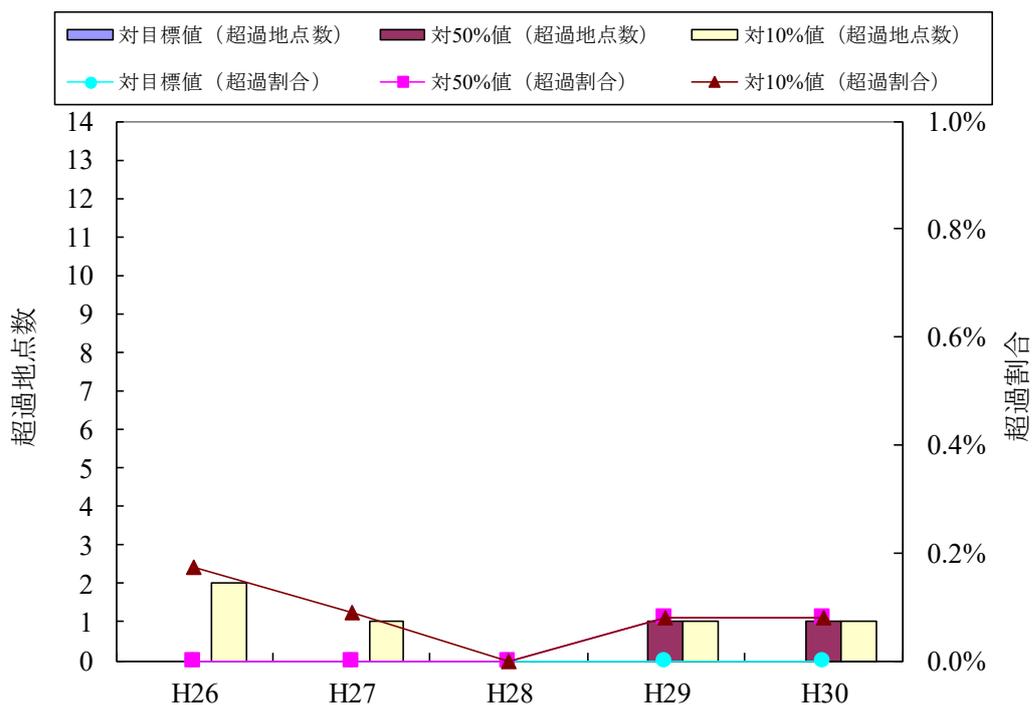


図 2-29 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(4)

目-10 亜塩素酸

【健康項目(消)】



目-11 欠番

目-12 二酸化塩素

【健康項目(消)】

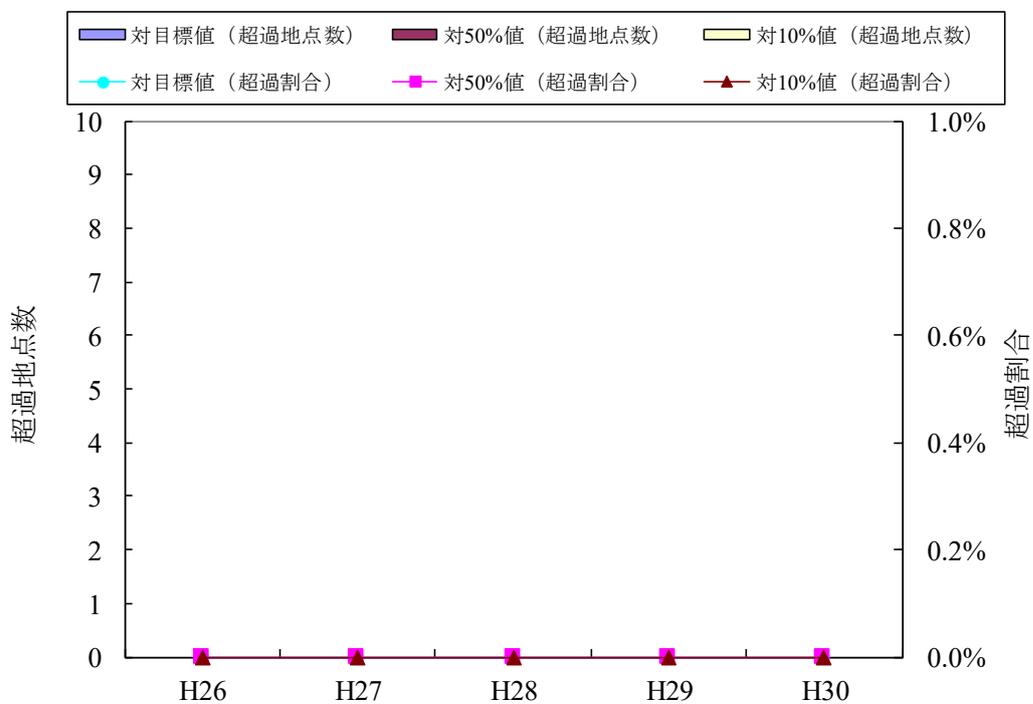
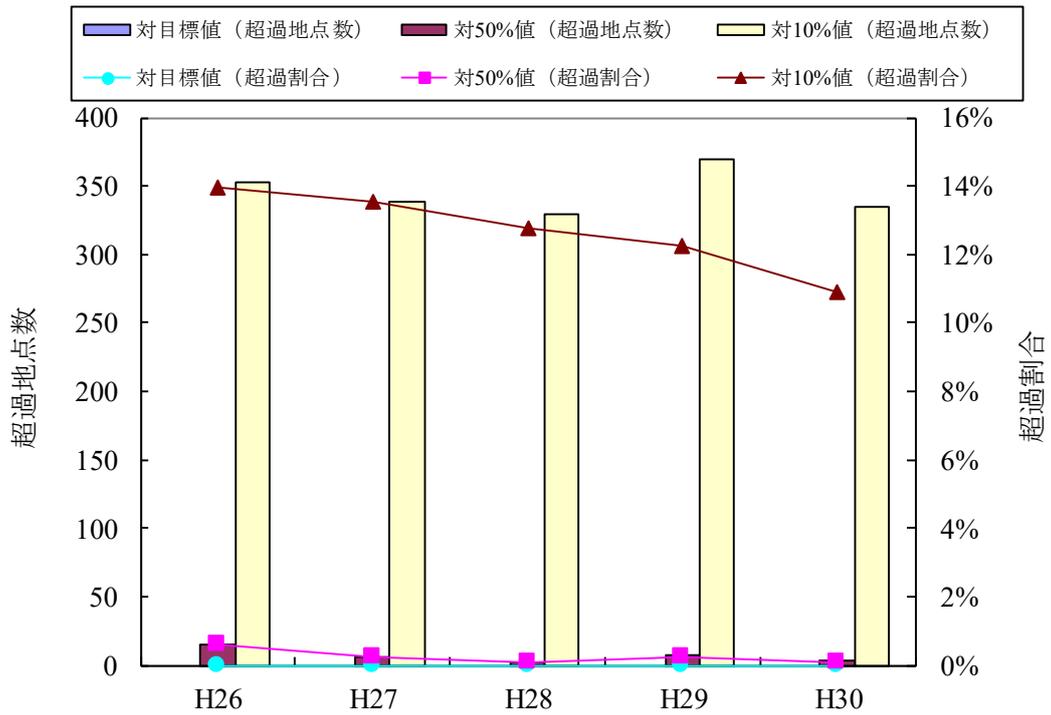


図 2-30 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(5)

目-13 ジクロロアセトニトリル 【健康項目(消)】



目-14 抱水クロラール 【健康項目(消)】

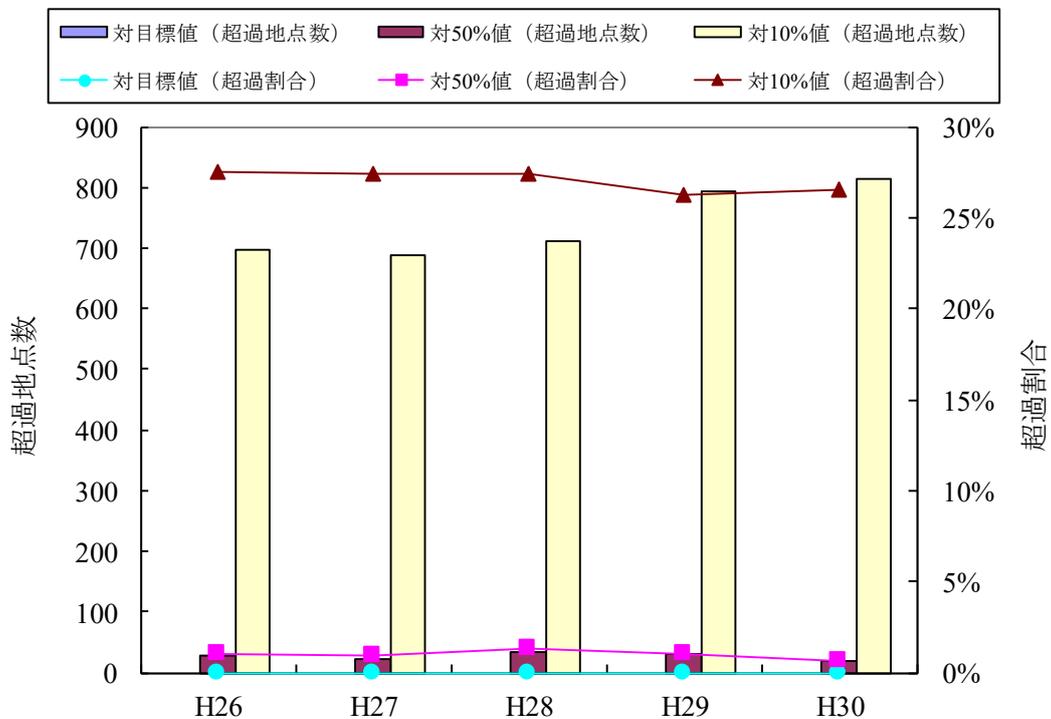
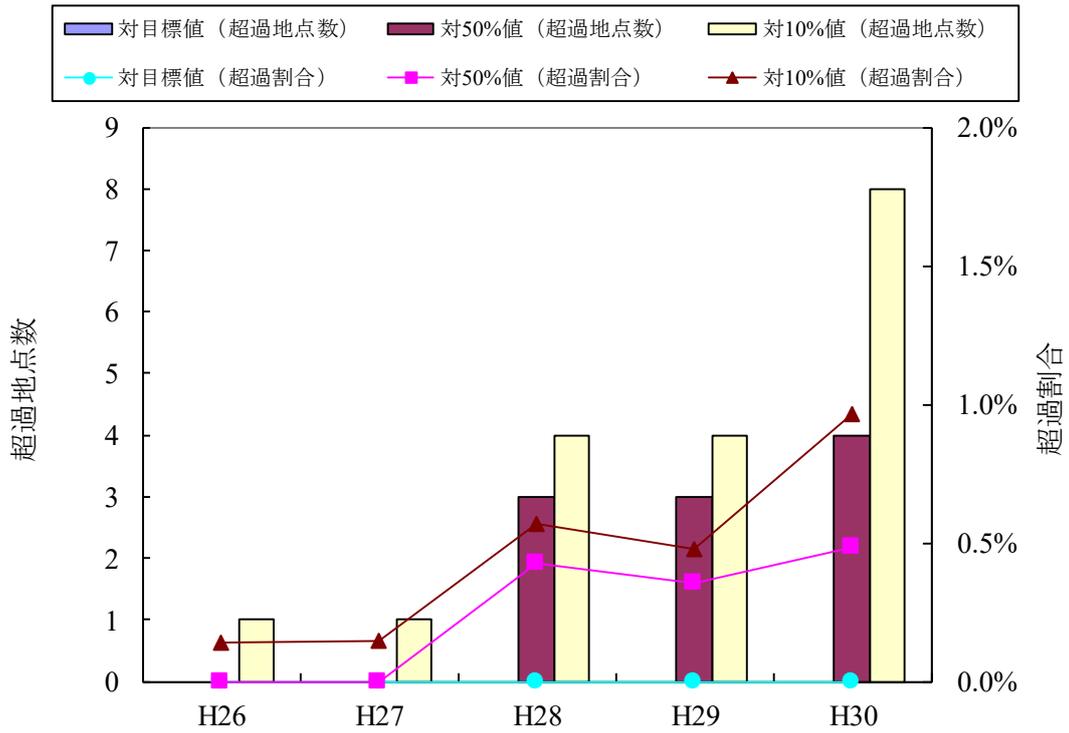


図 2-31 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(6)

目-15 農薬類



目-16 残留塩素 【性状項目】

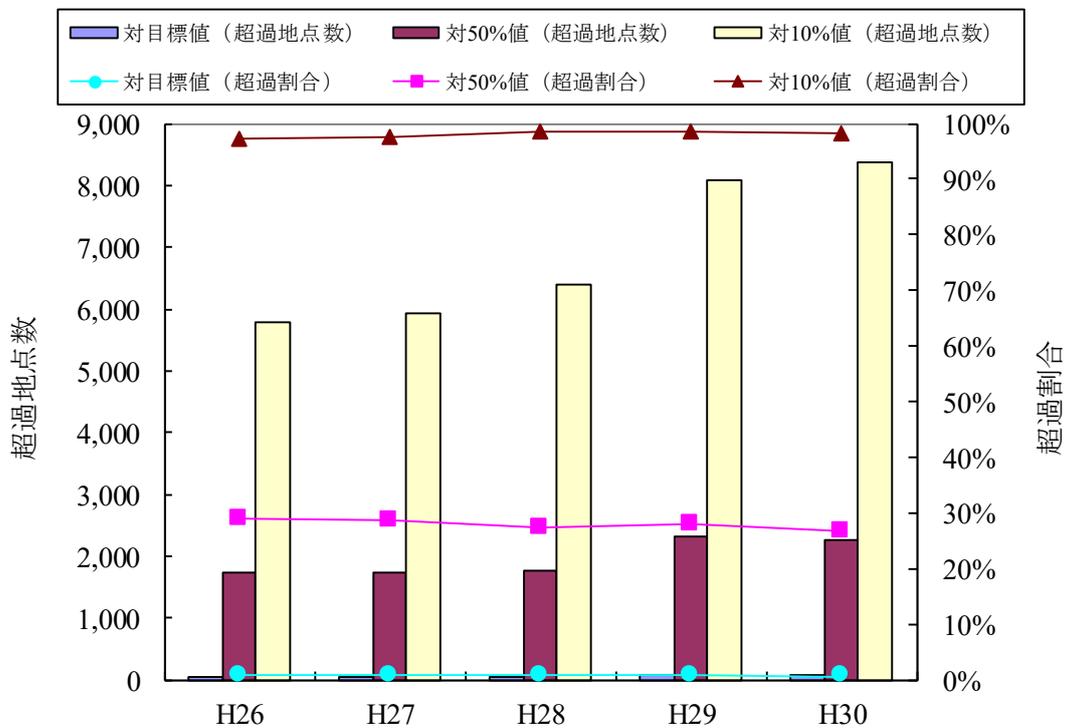
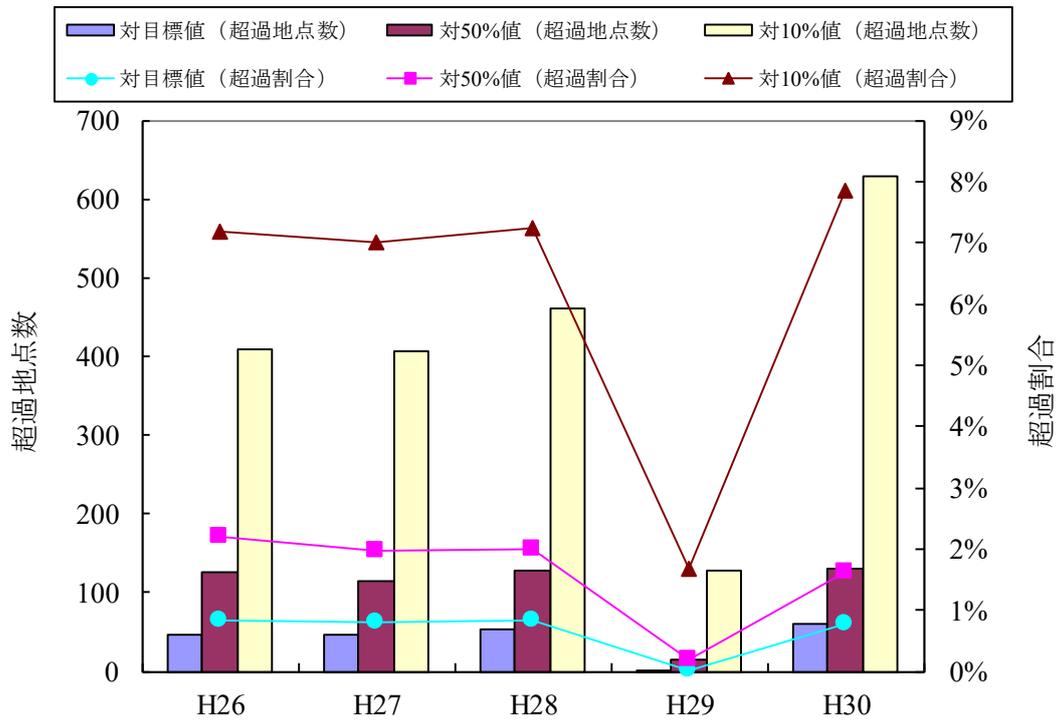


図 2-32 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(7)

目-18 マンガン及びその化合物 【性状項目】



目-19 遊離炭酸 【性状項目】

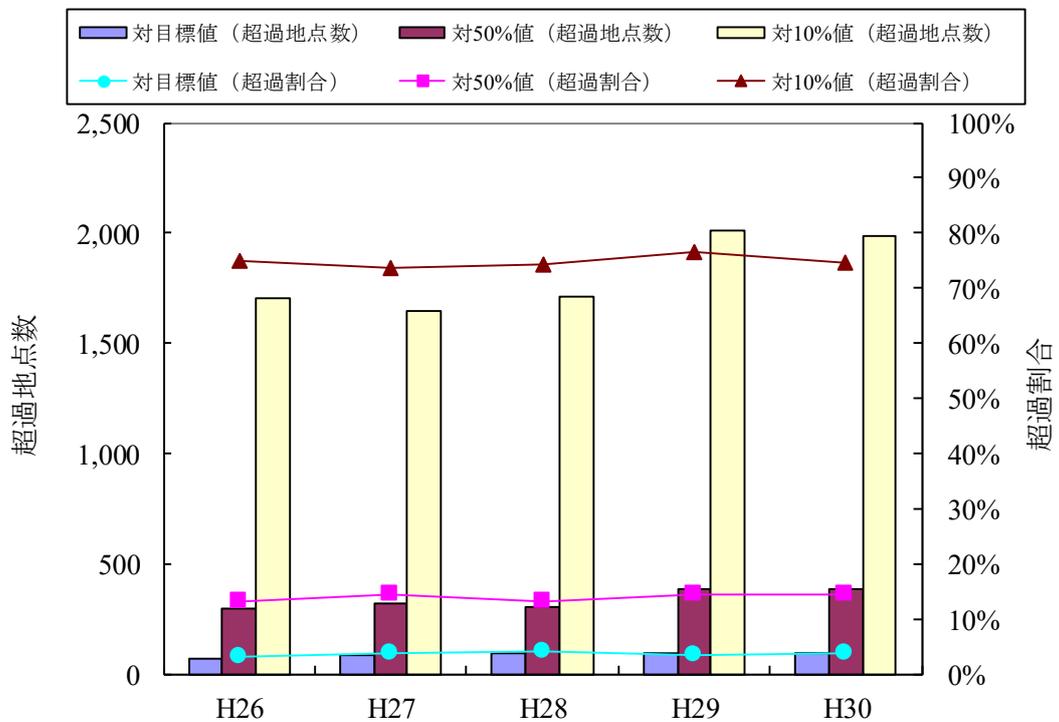
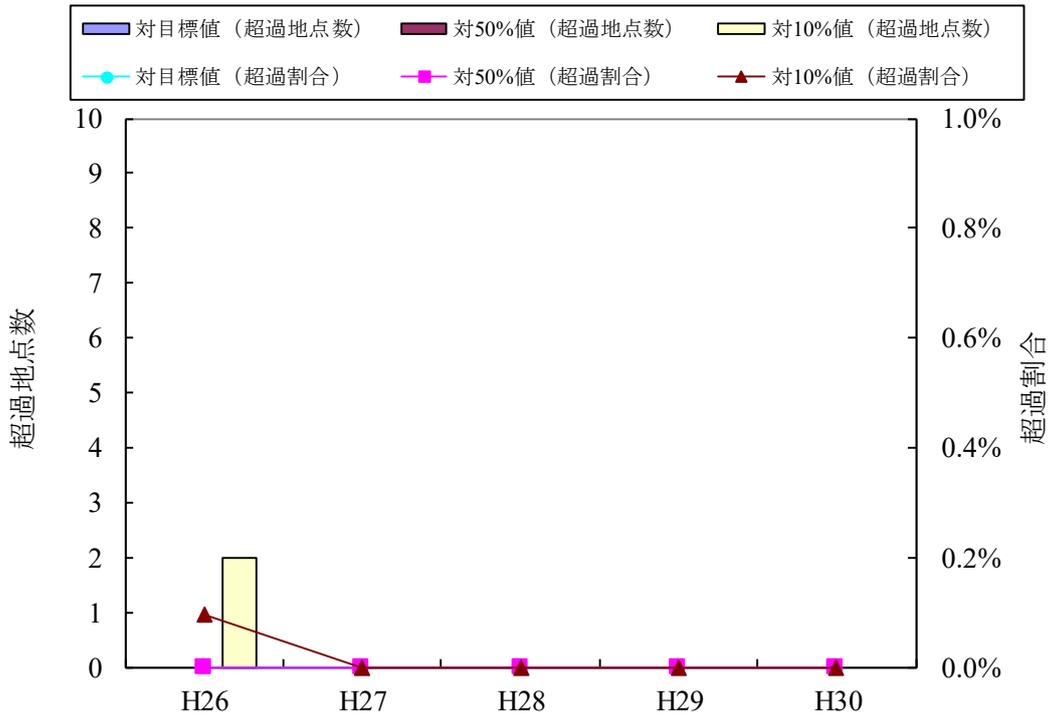


図 2-33 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(8)  
(目-17は基-39で前掲)

目-20 1,1,1-トリクロロエタン 【性状項目】



目-21 メチル-t-ブチルエーテル(MTBE) 【性状項目】

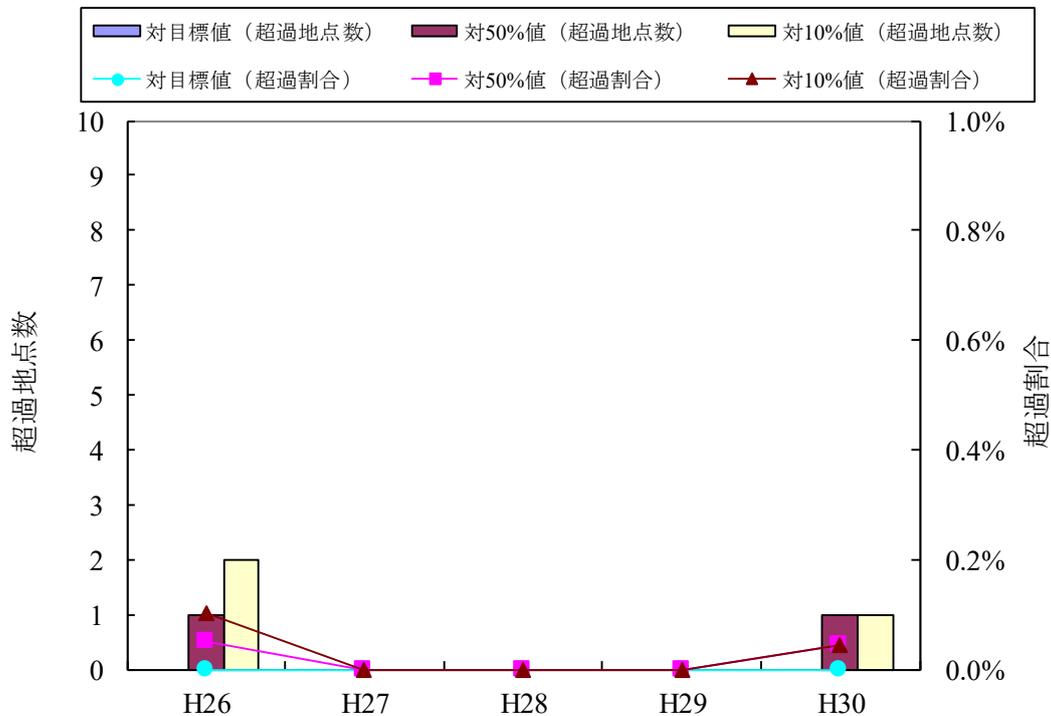
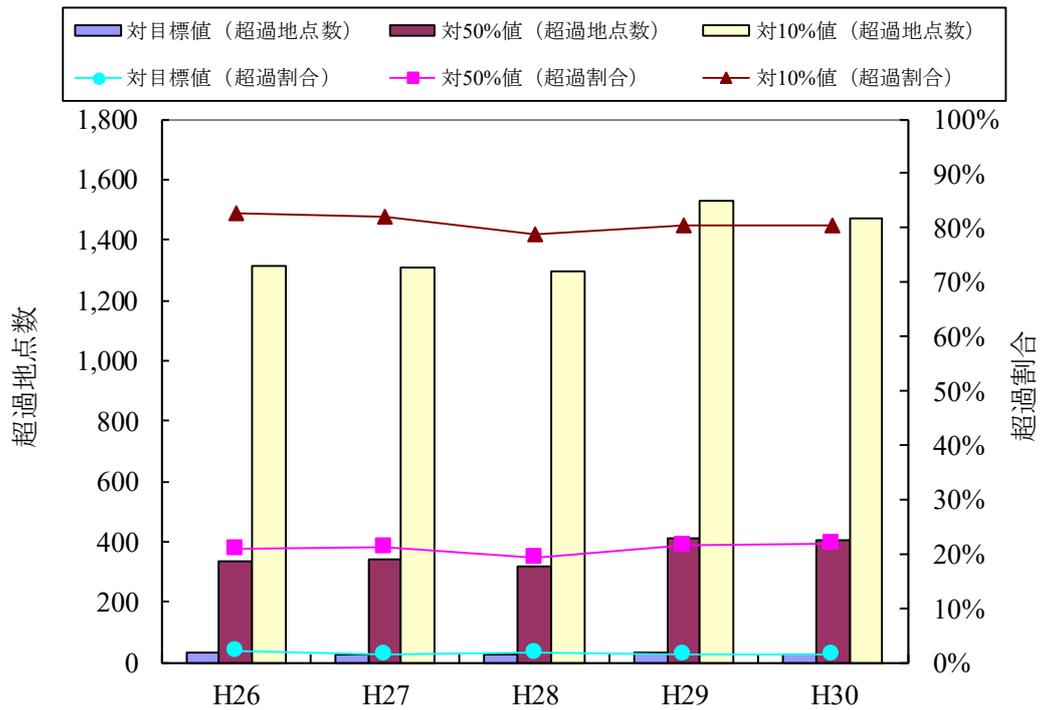


図 2-34 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(9)

目-22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)【性状項目】



目-23 臭気強度(TON)【性状項目】

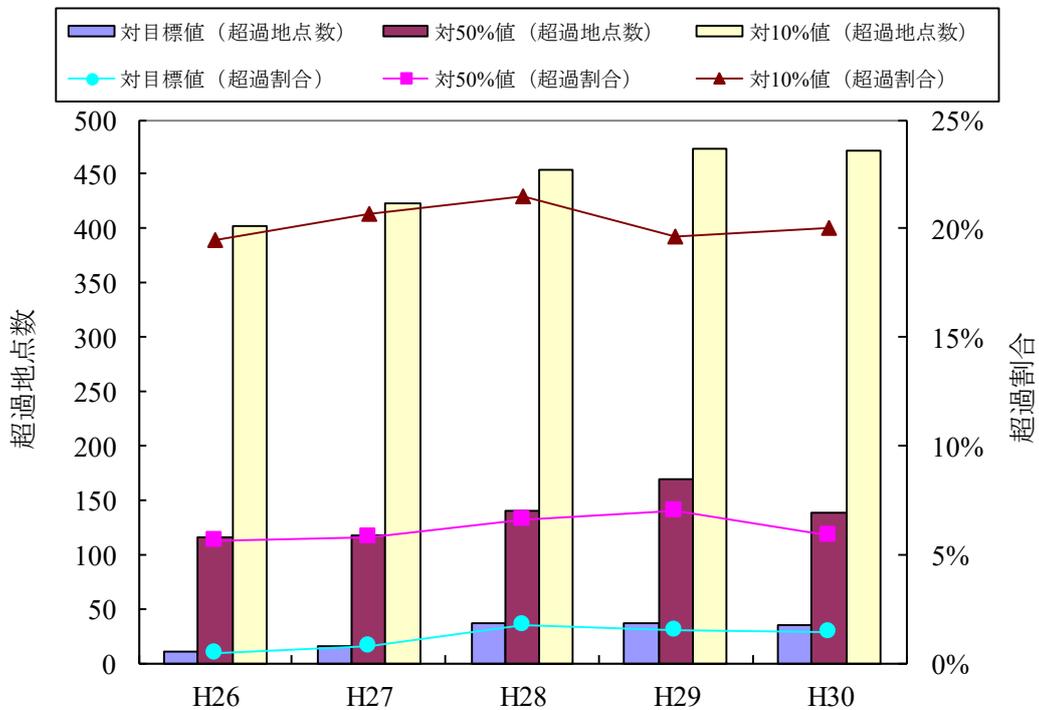
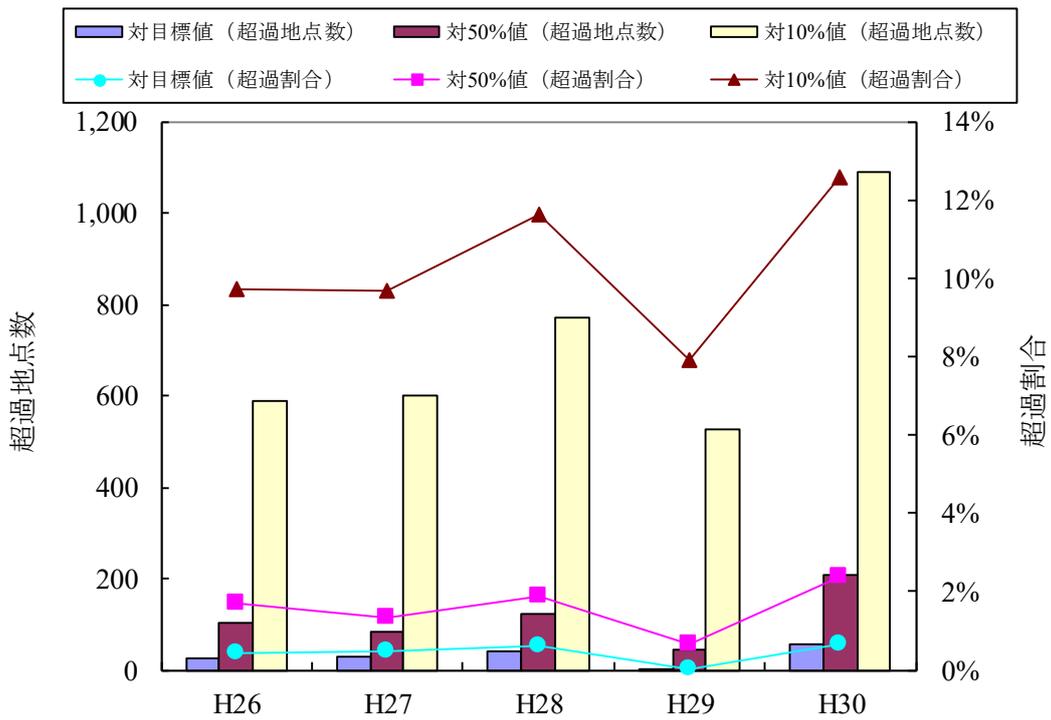


図 2-35 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(10)

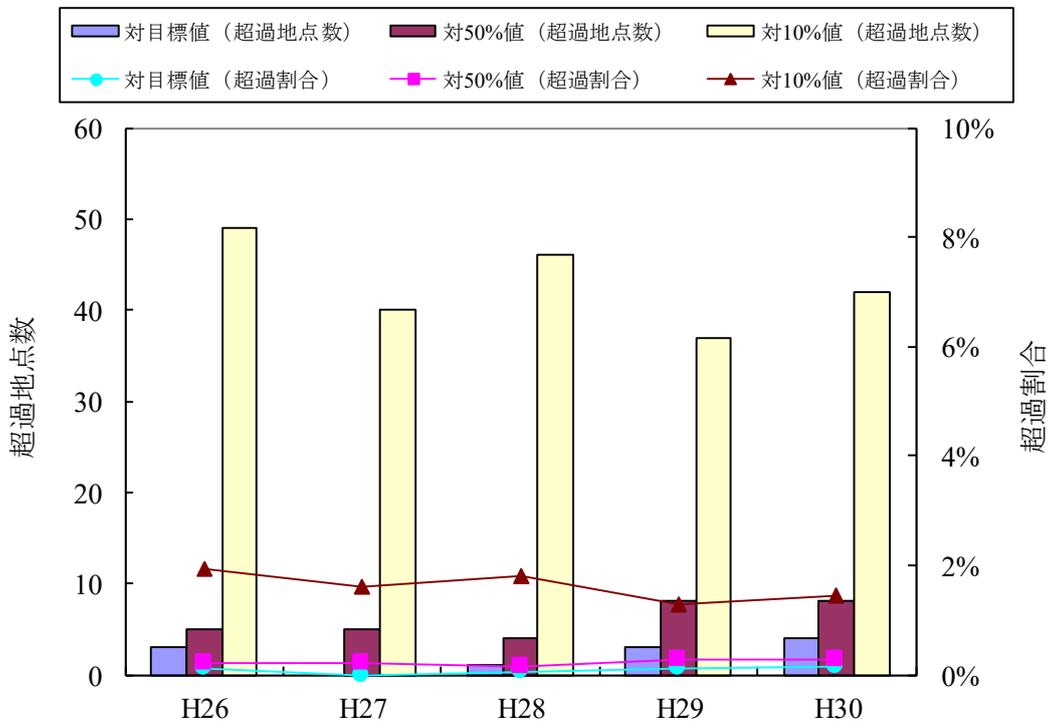
目-25 濁度

【性状項目】



目-28 従属栄養細菌

【性状項目】

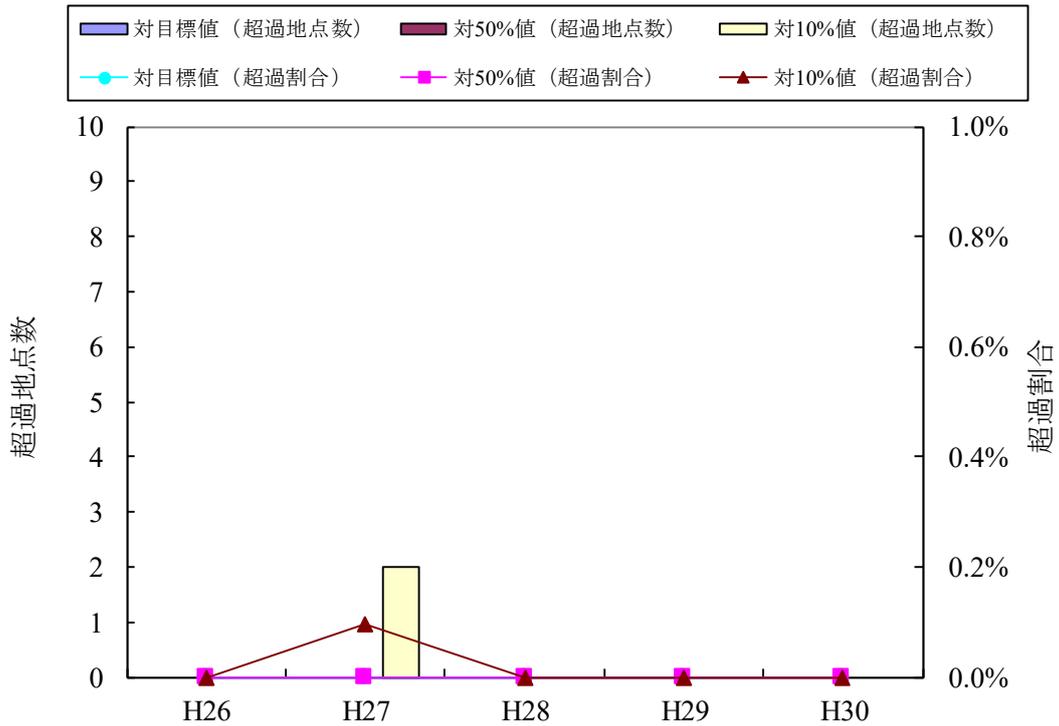


(目-24 は基-40 で前掲)

図 2-36 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(11)

目-29 1,1-ジクロロエチレン

【健康項目】



目-30 アルミニウム及びその化合物 【性状項目】

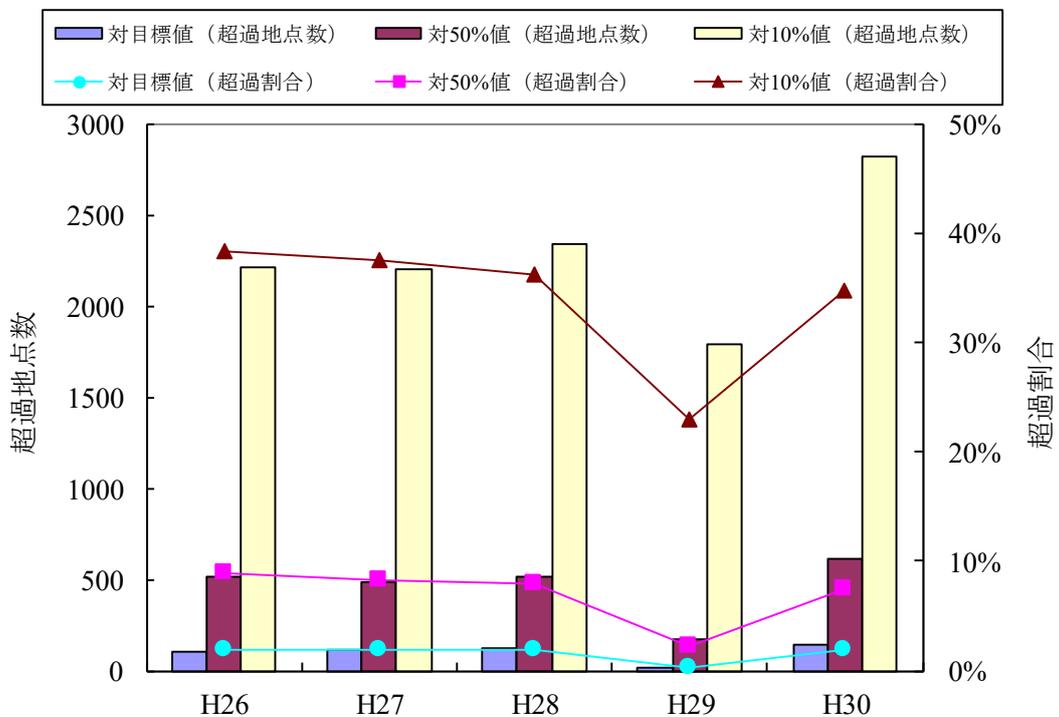


図 2-37 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(12)

## (2) 水質基準等の超過状況

前項で整理した過去5年間（平成26～30年度）の水道水質データを対象として、以下に掲げる2つの観点から100%値（基準値又は目標値）、50%値、10%値それぞれの超過傾向を整理した結果を表2-10、表2-11に示す。

### ① 5ヶ年経年での超過状況

- ：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上
- △：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヶ年のいずれかで超過地点数が1地点以上
- ※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上
- －：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

### ② 直近1年の超過割合

- 0% …………… 0%（超過地点数が1地点もない）
- 0-0.1% ……… 0%超、0.1%以下
- 0.1-1% ……… 0.1%超、1%以下
- 1-10% ……… 1%超、10%以下
- 10-100% …… 10%超、100%以下

表 2-10 水道水質基準項目・水質管理目標設定項目の超過状況（農薬類を除く）

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況※4			対10%値の 直近の 超過割合	水道水質基準項目			水質管理目標設定項目の 見直し対象とする項目※2	水質管理目標 見直し対象とする項目※2
	対基準値 対目標値	対50%値	対10%値		基準項目の 見直し対象とする項目	基準項目に 据え置くべきか 確認すべき項目	基準項目に 据え置くべき対象項目※1		
1	○	○	○	10-100%	ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸	クロロホルム ブロモジクロロメタン	塩素酸 アルミニウム及びその化合物 色度		残留 臭濁 ア マ 従
2				1-10%			一般細菌 ジェオスミン 濁度		
3				0.1-1%					
4				10-100%		総トリハロメタン	フッ素及びその化合物 蒸発残留物 有機物(全有機炭素(TOC)の量)		
5	△	○	○	1-10%		臭素酸	鉛及びその化合物 鉄及びその化合物 マンガン及びその化合物 2-メチルイソボルネオール		ウ
6				0.1-1%	クロロ酢酸 ホルムアルデヒド				
7				10-100%					
8				1-10%					
9				0.1-1%				ニッケル及びその化合物	
10				10-100%			ヒ素及びその化合物 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 塩化物イオン カルシウム、マグネシウム(硬度)		ジ 抱
11	-	○	○	1-10%	ホウ素及びその化合物 非イオン界面活性剤	ジブロモクロロメタン ブromoホルム	ナトリウム及びその化合物		
12				0.1-1%	四塩化炭素 亜鉛及びその化合物	カドミウム及びその化合物	水銀及びその化合物 亜硝酸態窒素 トリクロロエチレン 銅及びその化合物		
13				0-0.1%	1,4-ジオキサン		フェノール類		
14	△	△	○	0.1-1%					
15	※	※	○	0.1-1%					
16				1-10%					
17				0.1-1%					
18	-	△	○	0-0.1%	ジクロロメタン	六価クロム化合物		フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	
19				0.1-1%			テトラクロロエチレン		
20	-	※	○	0-0.1%	セレン及びその化合物 <small>※1はジクロロエチレン及びテトラフルオロエチレン</small>		シアン化物及び塩化シアン		
21				1-10%					
22				0.1-1%				アンチモン及びその化合物	
23				0-0.1%	ベンゼン				
24				0.1-1%					
25	-	△	△	0-0.1%				1,2-ジクロロエタン 亜塩素酸 メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	
26				0%	陰イオン界面活性剤				
27	-	※	△	0%					
28	-	※	※	0%					
29				0-0.1%					
30	-	-	△	0%					
31	-	-	※	0%				1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン	
32	-	-	-	0%				トルエン 二酸化塩素	

凡例 ○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上  
 △：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヶ年のいずれかで超過地点数が1地点以上  
 ※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上  
 -：5ヶ年継続で超過地点数が0地点  
 ※1: 大腸菌(基準値:不検出)、pH値(基準値:5.8～8.6)、味(基準値:異常でないこと)、臭気(基準値:異常でないこと)を除く。  
 ※2: 農薬類を除く。  
 ※3: カルシウム、マグネシウム等(硬度)(目標値:10～100)、蒸発残留物(目標値:30～200)、pH値(目標値:7.5程度)、腐食性(ランゲリア指数)(目標値:-1～0)を除く。  
 ※4: 平成30年4月1日時点の基準値及び目標値で評価している。

表 2-11 農薬類の超過状況

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況※1			対10%値の 直近の 超過割合	水質管理目標設定項目			
	対基準値 対目標値	対50%値	対10%値		水質管理目標設定項目の見直し対象とする項目			
1				10-100%				
2	○	○	○	1-10%				
3				0.1-1%				
4				10-100%				
5	△	○	○	1-10%				
6				0.1-1%				
7	※	○	○	1-10%				
8				10-100%				
9	-	○	○	1-10%				
10				0.1-1%				
11				1-10%				
12	△	△	○	0.1-1%				
13	※	△	○	1-10%				
14	-	△	○	0.1-1%				
15				0-0.1%				
16	-	※	○	1-10%				
17				1-10%				
18	-	-	○	0.1-1%	アセフェート			
19				0%				
20				1-10%	クロルニトロフェン(CNP)			
21	-	△	△	0.1-1%	イミノクタジン酢酸塩	ダイアジノン		
22				0%				
23	-	※	※	0%	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート※			
24				1-10%				
25				0.1-1%	ベノミル			
26	-	-	△	0-0.1%				
27				0%	ジクワット	トリクロロホン(DEP)	フェンチオン(MPP)	
28	-	-	※	0%	グルホシネート	パラコート	フィプロニル	
					1,3-ジクロロプロベン(D-D)	カズサホス	ジメエート	フェントエート(PAP)
					ダラボン	カフェンストロール	シメトリン	フェントラザミド
					2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	カルタップ	ダイムロン	フサライド
					EPN	カルバリル(NAC)	チアジニル	ブタクロール
					MCPA	カルプロバミド	チウラム	ブタミホス
					アシュラム	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	チオジカルブ	ブプロフェジン
					アトラジン	キノクラミン(ACN)	チオファネートメチル	フルアジナム
					アニロホス	キャプタン	チオベンカルブ	ブレチラクロール
					アミトラズ	クミルロン	テフリルトリオン	プロシミドン
					アラクロール	グリホサート	テルブカルブ(MBPMC)	プロチオホス
					イソキサチオン	クロメプロップ	トリクロピル	プロピコナゾール
					イソフェンホス	クローピリホス	トリシクラゾール	プロピザミド
					イソプロカルブ(MIPG)	クロタロニル(TPN)	トリフルラン	プロベナゾール
					イソプロチオラン(IPT)	シアナジン	ナプロバミド	プロモブチド
					イプロベンホス(IPB)	シアノホス(CYAP)	ピベロホス	ベンシクロン
					インダノファン	ジウロン(DCMU)	ピラクロニル	ベンゾピシクロン
					エスプロカルブ	ジクロベニル(DBN)	ピラゾキシフェン	ベンゾフェナップ
					エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	ジクロロホス(DDVP)	ピラゾリネート(ピラゾレート)	ペンタゾン
					エトフェンブロックス	エチルチオメトン	ピリダフェンチオン	ベンディメタリン
					エトリジアゾール(エクロメゾール)	ジチオカルバメート系農薬	ピリチカルブ	ベンフラカルブ
					エンドスルファン(ベンゾエピン, エンドスルフェート)	ジチオピル	ピロキロン	ベンフルラリン(ベスロジン)
					オキサジクロメホン	シハロホップチル	フェニトロチオン(MEP)	ベンフレセート
					オキシシン銅	シマジン(CAT)	フェノプロカルブ(BPMC)	ホスチアゼート
					オリサストロピン	ジメタメトリン	フェリムゾン	マラソン(マラチオン)

凡例 ○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上  
 △：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヶ年のいずれかで超過地点数が1地点以上  
 ※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上  
 -：5ヶ年継続で超過地点数が0地点  
 ※1:平成30年4月1日時点の目標値で評価している。

(3) 定期見直しにおける水質基準等の分類結果

整理した超過状況に対し、表 2-12 に示した分類要件を適用して分類した。過去 5 年間に基準値又は目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。(表 2-13～表 2-14)

表 2-12 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1 YES		分類要件 1 NO
	分類要件 2 YES	分類要件 2 NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

分類要件 1 : 最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2 : 最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在

又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 2-13 分類要件に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在		
	YES		NO
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在		
	YES	NO	
	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で 水質基準項目	ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸 クロロ酢酸 ホルムアルデヒド ホウ素及びその化合物 非イオン界面活性剤 四塩化炭素 亜鉛及びその化合物 1,4-ジオキサン クロロホルム ブロモジクロロメタン 総トリハロメタン 臭素酸 ジブロモクロロメタン ブromoホルム カドミウム及びその化合物	ジクロロメタン セレン及びその化合物 cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ベンゼン 六価クロム化合物	陰イオン界面活性剤
見直し時点で 水質管理目標 設定項目	水質基準項目 ニッケル及びその化合物	水質管理目標設定項目 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル) アンチモン及びその化合物	水質管理目標設定項目 1,2-ジクロロエタン 亜塩素酸 メチル-t-ブチルエーテル (MTBE) 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン トルエン 二酸化塩素

表 2-14 対象農薬リスト掲載農薬類の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在			
	YES		NO	
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在			
	YES	NO		
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目 アセフェート	水質管理目標設定項目	
	該当なし		1,3-ジクロロプロペン (D-D) ダラボン 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2,4-D) EPN MCPA アンジュラム アトラジン アニロホス アミトラズ アラクロール イソキサチオン イソフェンホス イソプロカルブ (MIPC) イソプロチオラン (IPT) イブロベンホス (IBP) イミノクタジン酢酸塩 インダノファン エスプロカルブ エディフェンホス (エディフェンホス, EDDP) エトフェンブロックス エトリジアゾール (エクロメゾール) エトスルホリン (エトスルホリン, エトスルホート) オキサジクロメホン オキシシン銅 オリサストロビン カズサホス カフェンストロール カルタップ カルバリル (NAC) カルプロバミド カルボフラン (カルボスルファン代謝物) キノクラミン (ACN) キャプタン クミルロン グリホサート グルホシネート クロメプロップ クロルニトロフェン (CNP) クロルピリホス クロタロニル (TPN)	シアナジン シアノホス (CYAP) ジウロン (DCMU) ジクロベニル (DBN) ジクロルボス (DDVP) ジクワット エチルチオメトン ジチオカルバメート系農薬 ジチオピル シハロホップブチル シマジン (CAT) ジメタメトリン ジメトエート シメトリン ダイアジノン ダイムロン ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート系 チアジニル チウラム チオジカルブ チオファネートメチル チオベンカルブ テフリルトリオン テルブカルブ (MBPMC) トリクロピル トリクロルホン (DEP) トリシクラゾール トリフルラリン ナプロバミド パラコート ビベロホス ピラクロニル ビラゾキシフェン ビラゾリネート (ピラゾレート) ビリダフェンチオン ビリブチカルブ ビロキロン フィプロニル フェニトロチオン (MEP) フェノブカルブ (BPMC)

## 2-2. 水道事業者における要検討項目等の検出状況の整理

### 2-2-1. 調査概要

全国の水道事業者等が平成 26 年度～令和元年度に実施した水質測定の結果(要検討項目及び農薬類)について、データチェック及び集計を行った。

#### 1) 調査の対象とした水質測定結果

全国の厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者が平成 26 年度～令和元年度に実施した要検討項目及び農薬類の測定の結果を対象とした。

#### 2) 調査の対象とした水質項目

調査対象項目は、以下に示す合計 145 項目とした。項目の一覧を表 2-15 に示す。

- ・ 要検討項目 48 項目 (うち 1 項目削除)
- ・ 農薬類 96 項目 (要検討 : 14 項目、その他 : 84 項目)

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討項目	検-01	銀	—
要検討項目	検-02	バリウム	0.7
要検討項目	検-03	ビスマス	—
要検討項目	検-04	モリブデン	0.07
要検討項目	検-05	アクリルアミド	0.0005
要検討項目	検-06	アクリル酸	—
要検討項目	検-07	17-β-エストラジオール (E2)	0.00008P
要検討項目	検-08	エチニル-エストラジオール (EE2)	0.00002P
要検討項目	検-09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
要検討項目	検-10	エピクロロヒドリン	0.0004P
要検討項目	検-11	塩化ビニル	0.002
要検討項目	検-12	酢酸ビニル	—
要検討項目	検-13	2,4-トルエンジアミン	—
要検討項目	検-14	2,6-トルエンジアミン	—
要検討項目	検-15	N,N-ジメチルアニリン	—
要検討項目	検-16	スチレン	0.02
要検討項目	検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (P)
要検討項目	検-18	トリエチレントトラミン	—
要検討項目	検-19	ノニルフェノール	0.3P
要検討項目	検-20	ビスフェノールA	0.1P
要検討項目	検-21	ヒドラジン	—
要検討項目	検-22	1,2-ブタジエン	—
要検討項目	検-23	1,3-ブタジエン	—
要検討項目	検-24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討項目	検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
要検討項目	検-26	マイクロキシチン-L R	0.0008P
要検討項目	検-27	有機すざ化合物	0.0006P (TBTO)
要検討項目	検-28	ブロモクロロ酢酸	—
要検討項目	検-29	ブロモジクロロ酢酸	—
要検討項目	検-30	ジブロモクロロ酢酸	—
要検討項目	検-31	ブロモ酢酸	—
要検討項目	検-32	ジブロモ酢酸	—
要検討項目	検-33	トリブロモ酢酸	—
要検討項目	検-34	トリクロロアセトニトリル	—
要検討項目	検-35	ブロモクロロアセトニトリル	—
要検討項目	検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06
要検討項目	検-37	アセトアルデヒド	—
要検討項目	検-38	MX	0.001
要検討項目	検-39	削除	
要検討項目	検-40	キシレン	0.4
要検討項目	検-41	過塩素酸	0.025
要検討項目	検-42	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	—
要検討項目	検-43	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	—
要検討項目	検-44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
要検討項目	検-45	アニリン	0.02
要検討項目	検-46	キノリン	0.0001
要検討項目	検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02
要検討項目	検-48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2
要検討農薬類	要-001	アセタミプリド	0.2
要検討農薬類	要-002	イミダクロプリド	0.1
要検討農薬類	要-003	エチプロール	0.01
要検討農薬類	要-004	クロロピクリン	-
要検討農薬類	要-005	テブコナゾール	0.07
要検討農薬類	要-006	テフリルトリオン	0.002
要検討農薬類	要-006	パラチオンメチル	0.04
要検討農薬類	要-007	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	0.1
要検討農薬類	要-008	ピラクロホス	—
要検討農薬類	要-009	フルスルファミド	—
要検討農薬類	要-010	ブロマシル	0.05
要検討農薬類	要-011	ペントキサゾン	0.6
要検討農薬類	要-012	ホサロン	0.005
要検討農薬類	要-013	メタアルデヒド	0.06
要検討農薬類	要-014 (~H27)	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート；メチルイソチオシアネート	-

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討農薬類	要-014	メトラクロール	0.2
その他農薬類	他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MC PM)	—
その他農薬類	他-002	2, 4-DB	—
その他農薬類	他-003	DBEDC	—
その他農薬類	他-004	MCPB	0.08
その他農薬類	他-005	アシベンゾラルSメチル	0.2
その他農薬類	他-006	アジムスルフロン	0.2
その他農薬類	他-007	アミトロール	0.003
その他農薬類	他-008	アメトリン	0.2
その他農薬類	他-009	イナベンフィド	0.3
その他農薬類	他-010	イマゾスルフロン	0.2
その他農薬類	他-011	ウニコナゾールP	0.04
その他農薬類	他-012	エトキシスルフロン	0.1
その他農薬類	他-013	エトベンザニド	0.1
その他農薬類	他-014	エンドタール	—
その他農薬類	他-015	オキサジアルギル	0.02
その他農薬類	他-016	オキサミル	0.05
その他農薬類	他-017	オキシリニック酸	0.05
その他農薬類	他-018	キザロホップエチル	0.02
その他農薬類	他-019	クロチアニジン	0.2
その他農薬類	他-020	クロマフェノジド	0.7
その他農薬類	他-021	クロルタールジメチル (TCTP)	—
その他農薬類	他-022	クロルピリホスメチル	0.03
その他農薬類	他-023	シクロスルファミロン	0.08
その他農薬類	他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006
その他農薬類	他-025	シクロプロトリン	0.008
その他農薬類	他-026	ジクロメジン	0.05
その他農薬類	他-027	ジクロルプロップ	0.06
その他農薬類	他-028	ジコホル (ケルセン)	0.06
その他農薬類	他-029	シノスルフロン	0.2
その他農薬類	他-030	ジノテフラン	0.6
その他農薬類	他-031	ジフェノコナゾール	0.02
その他農薬類	他-032	シフルトリン	0.05
その他農薬類	他-033	ジフルベンズロン	0.05
その他農薬類	他-034	シプロコナゾール	0.02
その他農薬類	他-035	シプロジニル	0.07
その他農薬類	他-036	シペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-037	シメコナゾール	0.02
その他農薬類	他-038	ジメチルビンホス	0.01
その他農薬類	他-039	シラフルオフエン	0.3
その他農薬類	他-040	シンメチリン	0.1

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
その他農薬類	他-041	スピノサド	0.06
その他農薬類	他-042	セトキシジム	0.4
その他農薬類	他-043	チアクロプリド	—
その他農薬類	他-044	チアメトキサム	0.05
その他農薬類	他-045	チオシクラム	0.03
その他農薬類	他-046	チフルザミド	0.04
その他農薬類	他-047	テクロフタラム	0.1
その他農薬類	他-048	テトラクロルビンホス (CVMP)	0.01
その他農薬類	他-049	テトラコナゾール	0.01
その他農薬類	他-050	テブフェノジド	0.04
その他農薬類	他-051	トリネキサパックエチル	0.01
その他農薬類	他-052	トリフルミゾール	0.04
その他農薬類	他-053	トルフェンピラド	0.01
その他農薬類	他-054	ナプロアニリド	0.02
その他農薬類	他-055	ニテンピラム	1.3
その他農薬類	他-056	パクロボトラゾール	0.05
その他農薬類	他-057	バリダマイシン	—
その他農薬類	他-058	ビスピリバック	0.03
その他農薬類	他-059	ピメトロジン	0.03
その他農薬類	他-060	ピラズスルフロンエチル	0.03
その他農薬類	他-061	ピリミノバックメチル	0.05
その他農薬類	他-062	ピリミホスメチル	0.06
その他農薬類	他-063	ピレトリン	0.1
その他農薬類	他-064	フェノキサニル	0.02
その他農薬類	他-065	フェンバレレート	0.04
その他農薬類	他-066	フラチオカルブ	0.008
その他農薬類	他-067	フラメトピル	0.02
その他農薬類	他-068	フルアジホップ	0.01
その他農薬類	他-069	プロパニル (DCPA)	0.04
その他農薬類	他-070	プロパホス	0.001
その他農薬類	他-071	プロパルギット (BPFS)	0.02
その他農薬類	他-072	プロヘキサジオン	0.5
その他農薬類	他-073	プロボキスル (PHC)	0.2
その他農薬類	他-074	プロメトリン	0.08
その他農薬類	他-075	ペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-076	ベンスルタップ	0.09
その他農薬類	他-077	ベンダイオカルブ	0.009
その他農薬類	他-078	ホキシム	0.003
その他農薬類	他-079	ボスカリド	0.1
その他農薬類	他-080	ミルネブ (チアジアジン)	—
その他農薬類	他-081	メタミドホス	0.002

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
その他農薬類	他-082	メチルイソシアネート	0.006
その他農薬類	他-083	モノクロトホス	0.002
その他農薬類	他-084	リニュロン	0.02

## 2-2-2. 測定地点数、検出地点数及び検出率の一覧表

各調査対象項目について、各年度の原水／浄水別の測定地点数と検出地点数及び検出率を表 2-16 に示す。

ここでは次の 2 ケースについて検出地点数と検出率を整理した。

《a》 最大値が目標値の 10% 値（農薬においては 1% 値、目標値が定められていない項目については定量下限値）を超過して検出された地点

《b》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10% 値以下（農薬においては 1% 値以下）で検出された地点

（目標値が定められていない項目については、最大値が定量下限値と等しい地点）

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (1/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農薬は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農薬は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
検-01	銀	-	H30	120	159	2	5	1.7%	3.1%	1	7	0.8%	4.4%	0.22	目標値ナ	0.03	目標値ナ
			R01	125	163	3	2	2.4%	1.2%	6	6	4.8%	3.7%	0.06	目標値ナ	0.01	目標値ナ
検-02	バリウム	0.7	H30	139	186	3	0	2.2%	0.0%	5	1	3.6%	0.5%	0.1	14.3%	0.05	7.1%
			R01	142	189	4	1	2.8%	0.5%	2	1	1.4%	0.5%	0.1	14.3%	0.08	11.4%
検-03	ビスマス	-	H30	100	136	0	0	0.0%	0.0%	2	4	2.0%	2.9%	0.001	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R01	104	139	0	0	0.0%	0.0%	4	3	3.8%	2.2%	0.001	目標値ナ	0.001	目標値ナ
検-04	モリブデン	0.07	H30	364	466	2	0	0.5%	0.0%	2	0	0.5%	0.0%	0.024	34.3%	0.002	2.9%
			R01	375	408	2	0	0.5%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.021	30.0%	0.003	4.3%
検-05	アクリルアミド	0.0005	H30	41	52	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.000009	1.8%	ND	0%
			R01	46	51	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-06	アクリル酸	-	H30	26	36	0	0	0.0%	0.0%	1	1	3.8%	2.8%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R01	32	35	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	2.9%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-07	17-β-エストラジオール (E2)	0.00008 (P)	H30	37	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	44	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-08	エチル-エストラジオール (EE2)	0.00002 (P)	H30	33	45	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	39	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5	H30	57	38	0	0	0.0%	0.0%	4	0	7.0%	0.0%	0.0242	4.8%	0.018	3.6%
			R01	58	40	0	0	0.0%	0.0%	2	0	3.4%	0.0%	0.0275	5.5%	0.0118	2.4%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004 (P)	H30	54	55	2	0	3.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0004	100.0%	ND	0%
			R01	61	59	2	0	3.3%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0004	100.0%	ND	0%
検-11	塩化ビニル	0.002	H30	62	52	0	1	0.0%	1.9%	2	0	3.2%	0.0%	0.0002	10.0%	0.0013	65.0%
			R01	59	54	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0002	10.0%	0.0002	10.0%
検-12	酢酸ビニル	-	H30	43	27	2	0	4.7%	0.0%	2	4	4.7%	14.8%	0.001	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R01	48	29	2	0	4.2%	0.0%	2	0	4.2%	0.0%	0.001	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-13	2,4-トルエンジアミン	-	H30	37	46	0	0	0.0%	0.0%	1	1	2.7%	2.2%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R01	14	17	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-14	2,6-トルエンジアミン	-	H30	38	47	1	1	2.6%	2.1%	1	1	2.6%	2.1%	0.16	目標値ナ	0.0015	目標値ナ
			R01	14	17	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-15	N,N-ジメチルアニリン	-	H30	53	39	2	0	3.8%	0.0%	2	4	3.8%	10.3%	0.001	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R01	57	39	2	0	3.5%	0.0%	2	1	3.5%	2.6%	0.001	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-16	スチレン	0.02	H30	69	58	0	1	0.0%	1.7%	2	0	2.9%	0.0%	0.001	5.0%	0.0027	13.5%
			R01	75	57	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	5.0%	ND	0%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (P)	H30	325	272	38	0	11.7%	0.0%	140	35	43.1%	12.9%	1.9	190.0%	0.068	6.8%
			R01	298	263	42	0	14.1%	0.0%	143	34	48.0%	12.9%	1.5	150.0%	0.058	5.8%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。

着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (2/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水				
検-18	トリエチレンテトラミン	-	H30	12	15	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値	ND	目標値
				R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値	ND
検-19	ノニルフェノール	0.3 (P)	H30	97	94	0	0	0.0%	0.0%	2	0	2.1%	0.0%	0.03	10.0%	0.03	10.0%
				R01	102	82	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.03	10.0%	0.001
検-20	ビスフェノールA	0.1 (P)	H30	108	107	0	0	0.0%	0.0%	4	0	3.7%	0.0%	0.01	10.0%	0.01	10.0%
				R01	111	95	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.01	10.0%	0.001
検-21	ヒドラジン	-	H30	34	14	2	0	5.9%	0.0%	3	5	8.8%	35.7%	0.02	目標値	ND	目標値
				R01	45	25	2	0	4.4%	0.0%	2	0	4.4%	0.0%	0.02	目標値	ND
検-22	1, 2-ブタジエン	-	H30	15	17	0	0	0.0%	0.0%	1	1	6.7%	5.9%	ND	目標値	ND	目標値
				R01	16	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値	ND
検-23	1, 3-ブタジエン	-	H30	15	17	0	0	0.0%	0.0%	1	1	6.7%	5.9%	ND	目標値	ND	目標値
				R01	16	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値	ND
検-24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01	H30	111	161	0	0	0.0%	0.0%	2	0	1.8%	0.0%	0.001	10.0%	0.001	10.0%
				R01	109	153	2	3	1.8%	2.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.004	40.0%	0.004
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	H30	110	154	0	0	0.0%	0.0%	2	0	1.8%	0.0%	0.05	10.0%	ND	0%
				R01	108	146	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.05	10.0%	0.01
検-26	マイクロキستن-LR	0.0008 (P)	H30	61	67	14	0	23.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00132	165.0%	0.000036	4.5%
				R01	55	56	10	1	18.2%	1.8%	0	0	0.0%	0.0%	0.0027	337.5%	0.0003
検-27	有機すず化合物 (TBTO)	0.0006 (P)	H30	21	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	17	21	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
検-28	ブロモクロロ酢酸	-	H30	28	149	0	36	0.0%	24.2%	4	27	14.3%	18.1%	ND	目標値	0.01	目標値
				R01	28	145	0	41	0.0%	28.3%	0	20	0.0%	13.8%	ND	目標値	0.01
検-29	ブロモジクロロ酢酸	-	H30	20	101	0	15	0.0%	14.9%	4	8	20.0%	7.9%	ND	目標値	0.03	目標値
				R01	25	100	0	16	0.0%	16.0%	0	9	0.0%	9.0%	ND	目標値	0.03
検-30	ジブロモクロロ酢酸	-	H30	20	101	0	2	0.0%	2.0%	4	3	20.0%	3.0%	ND	目標値	0.03	目標値
				R01	25	100	0	2	0.0%	2.0%	0	5	0.0%	5.0%	ND	目標値	0.03
検-31	ブロモ酢酸	-	H30	30	193	0	4	0.0%	2.1%	4	2	13.3%	1.0%	ND	目標値	0.012	目標値
				R01	28	170	0	5	0.0%	2.9%	0	6	0.0%	3.5%	ND	目標値	0.005
検-32	ジブロモ酢酸	-	H30	28	149	0	33	0.0%	22.1%	4	16	14.3%	10.7%	ND	目標値	0.006	目標値
				R01	28	145	0	16	0.0%	11.0%	0	14	0.0%	9.7%	ND	目標値	0.005
検-33	トリブロモ酢酸	-	H30	9	78	0	2	0.0%	2.6%	4	2	44.4%	2.6%	ND	目標値	0.03	目標値
				R01	25	89	0	2	0.0%	2.2%	0	6	0.0%	6.7%	ND	目標値	0.03
検-34	トリクロロアセトニトリル	-	H30	30	179	0	0	0.0%	0.0%	4	2	13.3%	1.1%	ND	目標値	0.001	目標値
				R01	29	177	0	0	0.0%	0.0%	0	5	0.0%	2.8%	ND	目標値	0.001

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。  
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (3/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農薬は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農薬は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水				
検-35	ブロモクロアセトニトリル	-	H30	28	161	0	0	0.0%	0.0%	4	6	14.3%	3.7%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ
			R01	28	148	0	1	0.0%	0.7%	0	16	0.0%	10.8%	ND	目標値ナシ	0.002	目標値ナシ
検-36	ジブromoアセトニトリル	0.06	H30	30	189	0	0	0.0%	0.0%	0	2	0.0%	1.1%	ND	0%	0.002	3.3%
			R01	29	189	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	0.002	3.3%
検-37	アセトアルデヒド	-	H30	27	153	0	5	0.0%	3.3%	5	7	18.5%	4.6%	0.001	目標値ナシ	0.005	目標値ナシ
			R01	29	157	0	10	0.0%	6.4%	0	17	0.0%	10.8%	ND	目標値ナシ	0.005	目標値ナシ
検-38	MX	0.001	H30	6	11	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	6	10	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-40	キシレン	0.4	H30	341	413	0	0	0.0%	0.0%	2	0	0.6%	0.0%	0.001	0.3%	0.003	0.8%
			R01	344	384	0	0	0.0%	0.0%	1	0	0.3%	0.0%	0.003	0.8%	0.003	0.8%
検-41	過塩素酸	0.025	H30	44	55	9	1	20.5%	1.8%	0	0	0.0%	0.0%	0.004	16.0%	0.003	12.0%
			R01	54	58	7	2	13.0%	3.4%	0	0	0.0%	0.0%	0.0033	13.2%	0.0028	11.2%
検-42	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFO S)	-	H30	118	143	5	3	4.2%	2.1%	8	8	6.8%	5.6%	0.00021	目標値ナシ	0.000094	目標値ナシ
			R01	207	216	14	5	6.8%	2.3%	4	10	1.9%	4.6%	0.00038	目標値ナシ	0.000066	目標値ナシ
検-43	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	-	H30	116	143	0	0	0.0%	0.0%	3	6	2.6%	4.2%	0.00009	目標値ナシ	0.000036	目標値ナシ
			R01	207	216	0	0	0.0%	0.0%	9	8	4.3%	3.7%	0.00009	目標値ナシ	0.000035	目標値ナシ
検-44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001	H30	29	45	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.000003	3.0%	0.000002	2.0%
			R01	28	43	3	2	10.7%	4.7%	0	0	0.0%	0.0%	0.000044	44.0%	0.000022	22.0%
検-45	アニリン	0.02	H30	47	60	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	36	40	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-46	キノリン	0.0001	H30	55	63	1	0	1.8%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00002	20.0%	ND	0%
			R01	37	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00001	10.0%	0.00001	10.0%
検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02	H30	33	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0004	2.0%	ND	0%
			R01	39	48	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	5.0%	0.001	5.0%
検-48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2	H30	25	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	0.5%	ND	0%
			R01	25	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0011	0.6%	0.0007	0.4%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。  
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (4/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
要-001	アセタミプリド	0.2	H30	45	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	47	50	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-002	イミダクロプリド	0.1	H30	69	66	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00002	0.0%	ND	0%
			R01	71	69	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00001	0.0%	ND	0%
要-003	エチプロール	0.01	H30	14	10	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00001	0.1%	ND	0%
			R01	22	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0001	1.0%	ND	0%
要-004	クロロピクリン	-	H30	7	5	0	0	0.0%	0.0%	1	1	14.3%	20.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R01	5	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
要-005	テブコナゾール	0.07	H30	46	43	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	46	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
	テフリルトリオン	0.002	H30	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
			R01	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
要-006	パラチオンメチル	0.04	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
要-007	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	0.1	H30	6	6	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-008	ピラクロホス	-	H30	33	34	0	0	0.0%	0.0%	1	1	3.0%	2.9%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R01	35	37	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
要-009	フルスルファミド	-	H30	36	37	0	0	0.0%	0.0%	1	1	2.8%	2.7%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R01	43	45	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
要-010	プロマシル	0.05	H30	45	48	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00014	0.3%	ND	0%
			R01	56	64	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00013	0.3%	ND	0%
要-011	ペントキサゾン	0.6	H30	37	38	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	45	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-012	ホサロン	0.005	H30	31	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	38	40	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-013	メタアルデヒド	0.06	H30	9	2	7	1	77.8%	50.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.003	5.0%	0.001	1.7%
			R01	10	2	3	0	30.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.003	5.0%	ND	0%
	メチルイソチオシアネート	-	H30	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
			R01	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
要-014	メトラクロール	0.2	H30	36	40	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	39	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。  
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (5/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下)で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MCP M)	-	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナ	ND
他-002	2, 4-DB	-	H30	0	1	0	0	-	0.0%	-	-	-	100.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
				R01	0	1	0	0	-	0.0%	0	0	-	0.0%	ND	目標値ナ	ND
他-003	DBEDC	-	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナ	ND
他-004	MCPB	0.08	H30	8	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	8	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-005	アシベンゾラルSメチル	0.2	H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-006	アジムスルフロン	0.2	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND
他-007	アミトロール	0.003	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND
他-008	アメトリン	0.2	H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-009	イナベンフィド	0.3	H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-010	イマズスルフロン	0.2	H30	26	22	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00025	0.1%	ND	0%
				R01	32	23	2	0	6.3%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.007	3.5%	ND
他-011	ウニコナゾールP	0.04	H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-012	エトキシスルフロン	0.1	H30	30	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	32	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-013	エトベンザニド	0.1	H30	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	29	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-014	エンドタール	-	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナ	ND
他-015	オキサジアルギル	0.02	H30	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	26	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-016	オキサミル	0.05	H30	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-017	オキシロニック酸	0.05	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。  
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (6/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合		
他-018	キザロホップエテル	0.02	H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-019	クロチアニジン	0.2	H30	69	60	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.002	1.0%	ND	0%
			R01	69	67	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00003	0.0%	0.00001	0.0%
他-020	クロマフェノジド	0.7	H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-021	クロールタルジメテル (TCTP)	-	H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	1	1	4.3%	4.2%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
他-022	クロールピリホスメテル	0.03	H30	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	29	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-023	シクロスルファミロン	0.08	H30	1	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
			R01	2	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006	H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-025	シクロプロトリン	0.008	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-026	ジクロメジン	0.05	H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-027	ジクロルブロップ	0.06	H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-028	ジコホル (ケルセン)	0.06	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-029	シノスルフォン	0.2	H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-030	ジノテフラン	0.6	H30	85	64	2	0	2.4%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.01	1.7%	0.006	1.0%
			R01	88	75	1	0	1.1%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.01	1.7%	0.00024	0.0%
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	H30	31	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	33	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-032	シフルトリン	0.05	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-033	ジフルベンズロン	0.05	H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-034	シプロコナゾール	0.02	H30	32	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	33	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。  
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (7/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農薬は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農薬は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
他-035	シブロジニル	0.07	H30	30	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	31	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-036	シペルメトリン	0.1	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R01	1	0	0	0	0.0%	-	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND
他-037	シメコナゾール	0.02	H30	31	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	48	52	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00001	0.1%	0.00001	0.1%
他-038	ジメチルビンホス	0.01	H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-039	シラフルオフェン	0.3	H30	43	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.003	1.0%	ND	0%
			R01	43	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.003	1.0%	ND	0%
他-040	シンメチリン	0.1	H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-041	スピノサド	0.06	H30	8	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	8	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-042	セトキシジム	0.4	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-043	チアクロプリド	-	H30	32	31	0	0	0.0%	0.0%	1	1	3.1%	3.2%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R01	32	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-044	チアメトキサム	0.05	H30	36	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	34	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-045	チオシクラム	0.03	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-046	チフルザミド	0.04	H30	48	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	49	45	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00001	0.0%	ND	0%
他-047	テクロフタラム	0.1	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-048	テトラクロルビンホス (CVMF)	0.01	H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-049	テトラコナゾール	0.01	H30	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	30	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-050	テブフェノジド	0.04	H30	37	31	1	0	2.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0026	6.5%	ND	0%
			R01	39	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00009	0.2%	ND	0%
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	H30	25	22	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R01	26	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。  
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (8/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下 (農薬は1%値以下)で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値に対する割合
他-052	トリフルミゾール	0.04	H30	30	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	29	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-053	トルフェンピラド	0.01	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND
他-054	ナプロアニリド	0.02	H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-055	ニテンピラム	1.3	H30	31	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	32	37	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-056	パクロブトラゾール	0.05	H30	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	32	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-057	バリダマイシン	-	H30	1	0	0	0	0.0%	-	1	1	100.0%	-	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナシ	ND
他-058	ビスピリバック	0.03	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND
他-059	ピメトロジン	0.03	H30	44	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0003	1.0%	0.0003	1.0%
				R01	42	34	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0003	1.0%	ND
他-060	ピラゾスルフロエチル	0.03	H30	38	37	1	0	2.6%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00128	4.3%	ND	0%
				R01	39	39	1	0	2.6%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0024	8.0%	ND
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	H30	35	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	36	37	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00002	0.0%	ND
他-062	ピリミホスメチル	0.06	H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-063	ピレトリン	0.1	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND
他-064	フェノキサニル	0.02	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R01	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	-	-	ND	0%	ND
他-065	フェンバレレート	0.04	H30	0	1	0	0	-	0.0%	0	0	-	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	0	1	0	0	-	0.0%	0	0	-	0.0%	ND	0%	ND
他-066	フラチオカルブ	0.008	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND
他-067	フラメトピル	0.02	H30	47	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00008	0.4%	0.00004	0.2%
				R01	50	48	3	0	6.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0005	2.5%	0.00003
他-068	フルアジホップ	0.01	H30	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	29	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。  
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (9/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
他-069	プロパニル (DCPA)	0.04	H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-070	プロバホス	0.001	H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-071	プロバルギット (BPPS)	0.02	H30	14	13	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	15	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-072	プロヘキサジオン	0.5	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND
他-073	プロボキスル (PHC)	0.2	H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-074	プロメトリン	0.08	H30	27	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-075	ペルメトリン	0.1	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R01	1	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND
他-076	ベンスルタップ	0.09	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-078	ホキシム	0.003	H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-079	ボスカリド	0.1	H30	32	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	31	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-080	ミルネブ (チアジアジン)	-	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナシ	ND
他-081	メタミドホス	0.002	H30	12	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	16	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-082	メチルイソシアネート	0.006	H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND
他-083	モノクロトホス	0.002	H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND
他-084	リニューロン	0.02	H30	29	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。  
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

### 2-2-3. 調査結果

#### 1) 最大値が目標値の10%値（農薬は1%値）を超過した地点及び項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水の最大値が目標値の10%値（農薬においては1%値）を超過した項目の一覧を表2-17に示す。

表 2-17 最大値が目標値の10%値（農薬は1%値）を超過した項目（H30・R01の2年分）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	■14%	■7%
検-04	モリブデン	0.07	■34%	■3%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004(P)	■100%	(ND)
検-11	塩化ビニル	0.002	■10%	■65%
検-16	スチレン	0.02	■5%	■14%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	■190%	■7%
検-24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	■10%	■10%
検-26	ミクロキスチン-LR	0.0008(P)	■165%	■5%
検-41	過塩素酸	0.025	■16%	■12%
検-44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	■3%	■2%
検-46	キノリン	0.0001	■20%	(ND)
要-013	メタアルデヒド	0.06	■5%	■2%
他-010	イマゾスルフロン	0.2	■0%	(ND)
他-030	ジノテフラン	0.6	■2%	■1%
他-050	テブフェノジド	0.04	■7%	(ND)
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.03	■4%	(ND)
他-067	フラメピル	0.02	■0%	(ND)

注) ■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す

※目標値が存在する項目のうち、H30・R01年どちらかにおいて原水・浄水一方以上が基準を満たした項目を抽出

※最大値の目標値に対する割合は、H30・R01年のうち、より大きい年度の値を使用

## 2) 目標値のない項目の最大値

調査の対象とした水質測定結果のうち、目標値が設定されていない項目について、原水あるいは浄水の最大値の一覧を表 2-18 に示す（全ての測定結果が定量下限値未満であった項目と測定されていなかった項目を除く）。

表 2-18 目標値のない項目の最大値（H30・R01 の 2 年分）

物質No.	物質名称	採水年度	種別最大値 (mg/L)	
			原水	浄水
検-01	銀	H30	0.22	0.03
		R01	0.06	0.01
検-03	ビスマス	H30	0.001	ND
		R01	0.001	0.001
検-06	アクリル酸	H30	ND	ND
		R01	ND	ND
検-12	酢酸ビニル	H30	0.001	ND
		R01	0.001	ND
検-13	2, 4-トルエンジアミン	H30	ND	ND
		R01	ND	ND
検-14	2, 6-トルエンジアミン	H30	0.16	0.0015
		R01	ND	ND
検-15	N, N-ジメチルアニリン	H30	0.001	ND
		R01	0.001	ND
検-18	トリエチレンテトラミン	H30	ND	0.015
		R01	ND	ND
検-21	ヒドラジン	H30	0.02	ND
		R01	0.02	ND
検-22	1, 2-ブタジエン	H30	ND	ND
		R01	ND	ND
検-23	1, 3-ブタジエン	H30	ND	ND
		R01	ND	ND
検-28	ブロモクロロ酢酸	H30	ND	0.01
		R01	ND	0.01
検-29	ブロモジクロロ酢酸	H30	ND	0.03
		R01	ND	0.03
検-30	ジブロモクロロ酢酸	H30	ND	0.03
		R01	ND	0.03
検-31	ブロモ酢酸	H30	ND	0.012
		R01	ND	0.005
検-32	ジブロモ酢酸	H30	ND	0.006
		R01	ND	0.005
検-33	トリブロモ酢酸	H30	ND	0.03
		R01	ND	0.03
検-34	トリクロロアセトニトリル	H30	ND	0.001
		R01	ND	0.001
検-35	ブロモクロロアセトニトリル	H30	ND	0.001
		R01	ND	0.002
検-37	アセトアルデヒド	H30	0.001	0.005
		R01	ND	0.005
検-42	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	H30	0.00021	0.000094
		R01	0.00038	0.000066
検-43	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	H30	0.00009	0.000036
		R01	0.00009	0.000035
要-004	クロロピクリン	H30	ND	ND
		R01	ND	ND
要-008	ピラクロホス	H30	ND	ND
		R01	ND	ND
要-009	フルスルファミド	H30	ND	ND
		R01	ND	ND
他-002	2, 4-DB	H30	ND	ND
		R01	ND	ND
他-021	クロルタールジメチル (TCTP)	H30	ND	ND
		R01	ND	ND
他-043	チアクロプリド	H30	ND	ND
		R01	ND	ND
他-057	バリダマイシン	H30	ND	ND
		R01	ND	ND

3) 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬は1%値）以下であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全地点の最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬においては1%値）以下であった項目の一覧を表 2-19 に示す。

表 2-19 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬は1%値）以下であった項目  
(H30・R01の2年分)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	(>10%)	(>10%)
検-09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5	■6%	■2%
検-11	塩化ビニル	0.002	(>10%)	(>10%)
検-16	スチレン	0.02	■5%	■0%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	(>10%)	■6%
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	(>10%)	■0%
検-20	ビスフェノールA	0.1(P)	(>10%)	■1%
検-24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	(>10%)	(>10%)
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	■10%	■2%
検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06	■0%	■3%
検-40	キシレン	0.4	■1%	■1%
注) ■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す				

#### 4) 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧を表 2-20 に示す。

表 2-20 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表(H30・R01 の2年分) (1/2)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-05	アクリルアミド	0.0005	■	■
検-07	17-β-エストラジオール(E2)	0.00008(P)	■	■
検-08	エチニル-エストラジオール(EE2)	0.00002(P)	■	■
検-27	有機すず化合物	0.0006(P)(TBTO)	■	■
検-38	MX	0.001	■	■
検-45	アニリン	0.02	■	■
検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02	■	■
検-48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	■	■
要-001	アセタミプリド	0.2	■	■
要-002	イミダクロプリド	0.1	■	■
要-003	エチプロール	0.01	■	■
要-005	テブコナゾール	0.07	■	■
要-007	ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)	0.1	■	■
要-010	プロマシル	0.05	■	■
要-011	ペントキサゾン	0.6	■	■
要-012	ホサロン	0.005	■	■
要-014	メトラクロール	0.2	■	■
他-004	MCPB	0.08	■	■
他-005	アシベンゾラルSメチル	0.2	■	■
他-008	アメリン	0.2	■	■
他-009	イナベンフィド	0.3	■	■
他-011	ウニコナゾールP	0.04	■	■
他-012	エトキシスルフロン	0.1	■	■
他-013	エトベンザニド	0.1	■	■
他-015	オキサジアルギル	0.02	■	■
他-016	オキサミル	0.05	■	■
他-018	キザロホップエチル	0.02	■	■
他-019	クロチアニジン	0.2	■	■
他-020	クロマフェンジド	0.7	■	■
他-022	クロルピリホスメチル	0.03	■	■
他-023	シクロスルファミロン	0.08	■	■
他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	0.006	■	■
他-026	ジクロメジン	0.05	■	■
他-027	ジクロルプロップ	0.06	■	■
他-029	シノスルフロン	0.2	■	■
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	■	■
他-033	ジフルベンズロン	0.05	■	■
他-034	シプロコナゾール	0.02	■	■
他-035	シプロジニル	0.07	■	■
他-036	シペルメリン	0.1	■	■
他-037	シメコナゾール	0.02	■	■
他-038	ジメチルビンホス	0.01	■	■
他-039	シラフルオフェン	0.3	■	■

表 2-20 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表 (H29・H30 の2年分) (2/2)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
他-040	シンメチリン	0.1	■	■
他-041	スピノサド	0.06	■	■
他-044	チアメキサム	0.05	■	■
他-046	チフルザミド	0.04	■	■
他-048	テトラクロルビンホス(CVMP)	0.01	■	■
他-049	テトラコナゾール	0.01	■	■
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	■	■
他-052	トリフルミゾール	0.04	■	■
他-054	ナプロアニリド	0.02	■	■
他-055	ニテンピラム	1.3	■	■
他-056	バクロブトラゾール	0.05	■	■
他-059	ピメトロジン	0.03	■	■
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	■	■
他-062	ピリミホスメチル	0.06	■	■
他-065	フェンバレレート	0.04	■	■
他-068	フルアジホップ	0.01	■	■
他-069	プロパニル(DCPA)	0.04	■	■
他-070	プロパホス	0.001	■	■
他-071	プロパルギット(BPPS)	0.02	■	■
他-073	プロポキスル(PHC)	0.2	■	■
他-074	プロメリン	0.08	■	■
他-075	ペルメリン	0.1	■	■
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	■	■
他-078	ホキシム	0.003	■	■
他-079	ボスカリド	0.1	■	■
他-081	メタミドホス	0.002	■	■
他-083	モノクロトホス	0.002	■	■
他-084	リニユロン	0.02	■	■

## 5) 測定されていなかった項目

本調査において回答のあった全ての水道事業者において測定されていなかった項目の一覧を表 2-21 に示す。

表 2-21 測定されていなかった項目 (H29・H30 の2年分)

物質No.	物質名称	目標値 (mg/L)
要-006	パラチオンメチル	0.04
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)	—
他-003	DBEDC	—
他-006	アジムスルフロン	0.2
他-007	アミトロール	0.003
他-014	エンドタール	—
他-017	オキシリニック酸	0.05
他-025	シクロプロトリン	0.008
他-028	ジコホル(ケルセン)	0.06
他-032	シフルトリン	0.05
他-042	セトキシジム	0.4
他-045	チオシクラム	0.03
他-047	テクロフタラム	0.1
他-053	トルフェンピラド	0.01
他-058	ビスピリバック	0.03
他-063	ピレトリン	0.1
他-064	フェノキサニル	0.02
他-066	フラチオカルブ	0.008
他-072	プロヘキサジオン	0.5
他-076	ベンスルタップ	0.09
他-080	ミルネブ(チアジアジン)	—
他-082	メチルイソシアネート	0.006

#### 2-2-4. 測定値の度数分布表

調査の対象とした水質測定結果のうち、最大値について作成した度数分布表を 表 2-22～表 2-41 に示す。なお、水質階級の設定について、要検討項目は 10%から 100%まで 10%刻み、農薬類については 1、2、3、5、7、10、30、50、70、100%刻みで集計を行った。また、目標値が設定されていない項目については、濃度の分布状況のみを示した。

- ・ 要検討項目 ----- 表 2-22～表 2-28
- ・ 要検討農薬類 ----- 表 2-29～表 2-30
- ・ その他農薬類 ----- 表 2-31～表 2-42

表 2-22 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その1）

検-01 銀及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H30	原水	120	116	2												2
	浄水	159	154												3	2
R01	原水	125	117	5											1	2
	浄水	163	157	4											2	

ND: 定量下限値未満

検-02 バリウム及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.7mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.07	0.07	≤0.14	≤0.21	≤0.28	≤0.35	≤0.42	≤0.49	≤0.56	≤0.63	≤0.7	>0.7
H30	原水	139	134	2	3									
	浄水	186	186											
R01	原水	142	136	2	4									
	浄水	189	188		1									

検-03 ビスマス及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01
H30	原水	100	97	3										
	浄水	136	136											
R01	原水	104	100	4										
	浄水	139	135	4										

ND: 定量下限値未満

検-04 モリブデン及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.007	0.007	≤0.014	≤0.021	≤0.028	≤0.035	≤0.042	≤0.049	≤0.056	≤0.063	≤0.07	>0.07
H30	原水	364	360	2	1		1							
	浄水	466	466											
R01	原水	375	371	2	1	1								
	浄水	408	408											

検-05 アクリルアミド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.0005mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00005	0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
H30	原水	41	41											
	浄水	52	52											
R01	原水	46	46											
	浄水	51	51											

検-06 アクリル酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.0008	≤0.001	≤0.0012	≤0.0014	≤0.0016	≤0.0018	≤0.002	>0.002
H30	原水	26	26											
	浄水	36	36											
R01	原水	32	32											
	浄水	35	35											

ND: 定量下限値未満

検-07 17-β-エストラジオール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.00008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.000008	0.000008	≤0.000016	≤0.000024	≤0.000032	≤0.00004	≤0.000048	≤0.000056	≤0.000064	≤0.000072	≤0.00008	>0.00008
H30	原水	37	37											
	浄水	46	46											
R01	原水	44	44											
	浄水	49	49											

表 2-23 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その2）

検-08 エチニルーエストラジオール

		0.0002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.000002	0.000002	≤0.000004	≤0.000006	≤0.000008	≤0.00001	≤0.000012	≤0.000014	≤0.000016	≤0.000018	≤0.00002	>0.00002
H30	原水	33	33											
	浄水	45	45											
R01	原水	39	39											
	浄水	47	47											

検-09 エチレンジアミン四酢酸(EDTA)

		0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.05	0.05	≤0.1	≤0.15	≤0.2	≤0.25	≤0.3	≤0.35	≤0.4	≤0.45	≤0.5	>0.5
H30	原水	57	57											
	浄水	38	38											
R01	原水	58	58											
	浄水	40	40											

検-10 エピクロロヒドリン

		0.0004mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00004	0.00004	≤0.00008	≤0.00012	≤0.00016	≤0.0002	≤0.00024	≤0.00028	≤0.00032	≤0.00036	≤0.0004	>0.0004
H30	原水	54	52										2	
	浄水	55	55											
R01	原水	61	59										2	
	浄水	59	59											

検-11 塩化ビニル

		0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.0008	≤0.001	≤0.0012	≤0.0014	≤0.0016	≤0.0018	≤0.002	>0.002
H30	原水	62	60	2										
	浄水	52	51							1				
R01	原水	59	55	4										
	浄水	54	51	3										

検-12 酢酸ビニル

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	ND	≤0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
			H30	原水	43	41								
浄水	27	27												
R01	原水	48	46											2
	浄水	29	29											

ND: 定量下限値未満

検-13 2,4-トルエンジアミン

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	ND	≤0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
			H30	原水	37	37								
浄水	46	46												
R01	原水	14	14											
	浄水	17	17											

ND: 定量下限値未満

検-14 2,6-トルエンジアミン

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	ND	≤0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
			H30	原水	38	37								
浄水	47	46												1
R01	原水	14	14											
	浄水	17	17											

ND: 定量下限値未満



表 2-25 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その4）

検-22 1,2-ブタジエン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000004	≤0.000005	≤0.000006	≤0.000007	≤0.000008	≤0.000009	≤0.00001	>0.00001			
H30	原水	15	15														
	浄水	17	17														
R01	原水	16	16														
	浄水	18	18														

ND: 定量下限値未満

検-23 1,3-ブタジエン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000004	≤0.000005	≤0.000006	≤0.000007	≤0.000008	≤0.000009	≤0.00001	>0.00001			
H30	原水	15	15														
	浄水	17	17														
R01	原水	16	16														
	浄水	18	18														

ND: 定量下限値未満

検-24 フタル酸ジ(n-ブチル)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01			
H30	原水	111	109	2													
	浄水	161	160	1													
R01	原水	109	105	2				2									
	浄水	153	150					3									

検-25 フタル酸ブチルベンジル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
			<0.05	0.05	≤0.1	≤0.15	≤0.2	≤0.25	≤0.3	≤0.35	≤0.4	≤0.45	≤0.5	>0.5			
H30	原水	110	108	2													
	浄水	154	154														
R01	原水	108	106	2													
	浄水	146	146														

検-26 ミクロキステン-LR

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.00032	≤0.0004	≤0.00048	≤0.00056	≤0.00064	≤0.00072	≤0.0008	>0.0008			
H30	原水	61	46	1	3	3	4			1							2
	浄水	67	67														
R01	原水	55	45		4	2	2										2
	浄水	56	55				1										

検-27 有機すず化合物

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.00024	≤0.0003	≤0.00036	≤0.00042	≤0.00048	≤0.00054	≤0.0006	>0.0006			
H30	原水	21	21														
	浄水	31	31														
R01	原水	17	17														
	浄水	21	21														

検-28 ブロモクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01			
H30	原水	28	28														
	浄水	149	97	16	13	10	8	3									2
R01	原水	28	28														
	浄水	145	92	12	13	16	6	4									2

ND: 定量下限値未満

表 2-26 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その5）

検-29 プロモジクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H30	原水	20	20													
	浄水	101	86		10	2	1									2
R01	原水	25	25													
	浄水	100	79	5	3	8	3									2

ND: 定量下限値未満

検-30 ジブロモクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.012	≤0.015	≤0.018	≤0.021	≤0.024	≤0.027	≤0.03	>0.03		
H30	原水	20	20													
	浄水	101	97	2												2
R01	原水	25	25													
	浄水	100	95	3												2

ND: 定量下限値未満

検-31 プロモ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.002	≤0.0025	≤0.003	≤0.0035	≤0.004	≤0.0045	≤0.005	>0.005		
H30	原水	30	30													
	浄水	193	189												2	2
R01	原水	28	28													
	浄水	170	165			3										2

ND: 定量下限値未満

検-32 ジブロモ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H30	原水	28	28													
	浄水	149	111	5	13	4	5	9	2							
R01	原水	28	28													
	浄水	145	121	8	4	10		2								

ND: 定量下限値未満

検-33 トリブロモ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.005	≤0.01	≤0.015	≤0.02	≤0.025	≤0.03	≤0.035	≤0.04	≤0.045	≤0.05	>0.05		
H30	原水	9	9													
	浄水	78	76							2						
R01	原水	25	25													
	浄水	89	83	4						2						

ND: 定量下限値未満

検-34 トリクロロアセトニトリル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H30	原水	30	30													
	浄水	179	177	2												
R01	原水	29	29													
	浄水	177	172	5												

ND: 定量下限値未満

検-35 プロモクロロアセトニトリル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H30	原水	28	28													
	浄水	161	155	6												
R01	原水	28	28													
	浄水	148	131	16	1											

ND: 定量下限値未満

表 2-27 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その6）

検-36 ジプロモアセトニトリル

			0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.024	≤0.03	≤0.036	≤0.042	≤0.048	≤0.054	≤0.06	>0.06
H30	原水	30	30											
	浄水	189	189											
R01	原水	29	29											
	浄水	189	189											

検-37 アセトアルデヒド

			度数分布表(mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01
H30	原水	27	26	1										
	浄水	153	143	5	3	1		1						
R01	原水	29	29											
	浄水	157	136	11	3	3		4						

ND: 定量下限値未満

検-38 MX

			0.001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0004	≤0.0005	≤0.0006	≤0.0007	≤0.0008	≤0.0009	≤0.001	>0.001
H30	原水	6	6											
	浄水	11	11											
R01	原水	6	6											
	浄水	10	10											

検-40 キシレン

			0.4mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.04	0.04	≤0.08	≤0.12	≤0.16	≤0.2	≤0.24	≤0.28	≤0.32	≤0.36	≤0.4	>0.4
H30	原水	341	341											
	浄水	413	413											
R01	原水	344	344											
	浄水	384	384											

検-41 過塩素酸

			0.025mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.0025	0.0025	≤0.005	≤0.0075	≤0.01	≤0.0125	≤0.015	≤0.0175	≤0.02	≤0.0225	≤0.025	>0.025
H30	原水	44	35		9									
	浄水	55	53	1	1									
R01	原水	54	47		7									
	浄水	58	56		2									

検-42 パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)

			度数分布表(mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00012	≤0.00015	≤0.00018	≤0.00021	≤0.00024	≤0.00027	≤0.0003	>0.0003
H30	原水	118	86	27	1	2					2			
	浄水	143	115	25	1	1	1							
R01	原水	207	153	40	7	4	1	1						1
	浄水	216	164	47	4	1								

ND: 定量下限値未満

表 2-28 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その7）

検-43 パーフルオロオクタン酸(PFOA)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	>0.01			
H30	原水	116	80	36													
	浄水	143	95	48													
R01	原水	207	133	74													
	浄水	216	147	69													

ND: 定量下限値未満

検-44 N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.0001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00004	≦0.00005	≦0.00006	≦0.00007	≦0.00008	≦0.00009	≦0.0001	>0.0001
H30	原水	29	29											
	浄水	45	45											
R01	原水	28	25	1	1		1							
	浄水	43	41	1	1									

検-45 アニリン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.008	≦0.01	≦0.012	≦0.014	≦0.016	≦0.018	≦0.02	>0.02
H30	原水	47	47											
	浄水	60	60											
R01	原水	36	36											
	浄水	40	40											

検-46 キノリン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.0001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00004	≦0.00005	≦0.00006	≦0.00007	≦0.00008	≦0.00009	≦0.0001	>0.0001
H30	原水	55	54	1										
	浄水	63	63											
R01	原水	37	35	2										
	浄水	44	41	3										

検-47 1, 2, 3-トリクロロベンゼン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.008	≦0.01	≦0.012	≦0.014	≦0.016	≦0.018	≦0.02	>0.02
H30	原水	33	33											
	浄水	47	47											
R01	原水	39	39											
	浄水	48	48											

検-48 ニトリロ三酢酸(NTA)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.02	0.02	≦0.04	≦0.06	≦0.08	≦0.1	≦0.12	≦0.14	≦0.16	≦0.18	≦0.2	>0.2
H30	原水	25	25											
	浄水	29	29											
R01	原水	25	25											
	浄水	30	30											

表 2-29 測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その1）

要-001 アセタミプリド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2		
H30	原水	45	45													
	浄水	46														
R01	原水	47	47													
	浄水	50	50													

要-002 イマダクロプリド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1		
H30	原水	69	69													
	浄水	66	66													
R01	原水	71	71													
	浄水	69	69													

要-003 エチプロール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01		
H30	原水	14	14													
	浄水	10	10													
R01	原水	22	21	1												
	浄水	16	16													

要-004 クロロピクリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001		
H30	原水	7	7													
	浄水	5	5													
R01	原水	5	5													
	浄水	3	3													

ND: 定量下限値未満

要-005 テブコナゾール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0007	0.0007	≤0.0014	≤0.0021	≤0.0035	≤0.0049	≤0.007	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	>0.07		
H30	原水	46	46													
	浄水	43	43													
R01	原水	46	46													
	浄水	47	47													

要-006 パラチオンメチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04		
H30	原水	0														
	浄水	0														
R01	原水	0														
	浄水	0														

要-007 ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1		
H30	原水	6	6													
	浄水	6	6													
R01	原水	8	8													
	浄水	8	8													

表 2-30 測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その2）

要-008 ピラクロホス

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001			
H30	原水	33	33														
	浄水	34															
R01	原水	35	35														
	浄水	37	37														

ND: 定量下限値未満

要-009 フルスルファミド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001			
H30	原水	36	36														
	浄水	37	37														
R01	原水	43	43														
	浄水	45	45														

ND: 定量下限値未満

要-010 プロマシル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			1%未満 ≤0.0005	1% 0.0005	1%超過 2%以下 ≤0.001	2%超過 3%以下 ≤0.0015	3%超過 5%以下 ≤0.0025	5%超過 7%以下 ≤0.0035	7%超過 10%以下 ≤0.005	10%超過 30%以下 ≤0.015	30%超過 50%以下 ≤0.025	50%超過 70%以下 ≤0.035	70%超過 100%以下 ≤0.05	100%超過 >0.05			
H30	原水	45	45														
	浄水	48	48														
R01	原水	56	56														
	浄水	64	64														

要-011 ベントキサゾン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.6mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			1%未満 ≤0.006	1% 0.006	1%超過 2%以下 ≤0.012	2%超過 3%以下 ≤0.018	3%超過 5%以下 ≤0.03	5%超過 7%以下 ≤0.042	7%超過 10%以下 ≤0.06	10%超過 30%以下 ≤0.18	30%超過 50%以下 ≤0.3	50%超過 70%以下 ≤0.42	70%超過 100%以下 ≤0.6	100%超過 >0.6			
H30	原水	37	37														
	浄水	38	38														
R01	原水	45	45														
	浄水	46	46														

要-012 ホサロン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.005mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			1%未満 ≤0.00005	1% 0.00005	1%超過 2%以下 ≤0.0001	2%超過 3%以下 ≤0.00015	3%超過 5%以下 ≤0.00025	5%超過 7%以下 ≤0.00035	7%超過 10%以下 ≤0.0005	10%超過 30%以下 ≤0.0015	30%超過 50%以下 ≤0.0025	50%超過 70%以下 ≤0.0035	70%超過 100%以下 ≤0.005	100%超過 >0.005			
H30	原水	31	31														
	浄水	32	32														
R01	原水	38	38														
	浄水	40	40														

要-013 メタアルデヒド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			1%未満 ≤0.0006	1% 0.0006	1%超過 2%以下 ≤0.0012	2%超過 3%以下 ≤0.0018	3%超過 5%以下 ≤0.003	5%超過 7%以下 ≤0.0042	7%超過 10%以下 ≤0.006	10%超過 30%以下 ≤0.018	30%超過 50%以下 ≤0.03	50%超過 70%以下 ≤0.042	70%超過 100%以下 ≤0.06	100%超過 >0.06			
H30	原水	9	2		4		3										
	浄水	2	1		1												
R01	原水	10	7		2		1										
	浄水	2	2														

要-014 メトラクロール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			1%未満 ≤0.002	1% 0.002	1%超過 2%以下 ≤0.004	2%超過 3%以下 ≤0.006	3%超過 5%以下 ≤0.01	5%超過 7%以下 ≤0.014	7%超過 10%以下 ≤0.02	10%超過 30%以下 ≤0.06	30%超過 50%以下 ≤0.1	50%超過 70%以下 ≤0.14	70%超過 100%以下 ≤0.2	100%超過 >0.2			
H30	原水	36	36														
	浄水	40	40														
R01	原水	39	39														
	浄水	44	44														

表 2-31 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その1）

他-001 2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)

			度数分布表(mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数												
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001
H30	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

ND: 定量下限値未満

他-002 2,4-DB

			度数分布表(mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数												
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001
H30	原水	0												
	浄水	1	1											
R01	原水	0												
	浄水	1	1											

ND: 定量下限値未満

他-003 DBEDC

			度数分布表(mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数												
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001
H30	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

ND: 定量下限値未満

他-004 MCPB

			0.03mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
H30	原水	8	8											
	浄水	4	4											
R01	原水	8	8											
	浄水	4	4											

他-005 アシベンゾラSメチル

			0.2mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											

他-006 アジメスルフロン

			0.2mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
H30	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

他-007 アミトロール

			0.003mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00003	0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00015	≤0.00021	≤0.0003	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	>0.003
H30	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

表 2-32 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その2）

他-008 アメトリン

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											

他-009 イナベンフィド

		0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.003	0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	≤0.09	≤0.15	≤0.21	≤0.3	>0.3
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											

他-010 イマズスルフロン

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
H30	原水	26	26											
	浄水	22	22											
R01	原水	32	30		1			1						
	浄水	23	23											

他-011 ウニコナゾールP

		0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											

他-012 エトキシスルフロン

		0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H30	原水	30	30											
	浄水	28	28											
R01	原水	32	32											
	浄水	30	30											

他-013 エトベンザニド

		0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H30	原水	28	28											
	浄水	28	28											
R01	原水	29	29											
	浄水	30	30											

他-014 エンドタール

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001
			H30	原水	0									
浄水	0													
R01	原水	0												
	浄水	0												

ND: 定量下限値未満

表 2-33 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その3）

他-015 オキサジアルギル

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H30	原水	26	26											
	浄水	26	26											
R01	原水	26	26											
	浄水	27	27											

他-016 オキサミル

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H30	原水	26	26											
	浄水	26	26											
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											

他-017 オキシロニック酸

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H30	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

他-018 キザロホップエチル

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											

他-019 クロチアニジン

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
H30	原水	69	67	2										
	浄水	60	60											
R01	原水	69	69											
	浄水	67	67											

他-020 クロマフェンジド

		0.7mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.007	0.007	≤0.014	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	≤0.21	≤0.35	≤0.49	≤0.7	>0.7
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											

他-021 クロルタルジメチル(TCTP)

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001
			H30	原水	23	23								
浄水	24	24												
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											

ND: 定量下限値未満

表 2-34 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その4）

他-022 クロルピリホスメチル

			0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
H30	原水	28	28											
	浄水	28												
R01	原水	29	29											
	浄水	30	30											

他-023 シクロスルファミロン

			0.08mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0008	0.0008	≤0.0016	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	≤0.024	≤0.04	≤0.056	≤0.08	>0.08
H30	原水	1	1											
	浄水	0												
R01	原水	2	2											
	浄水	0												

他-024 ジクロフェンチオン(EGP)

			0.006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.0003	≤0.00042	≤0.0006	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	>0.006
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											

他-025 シクロプロトリン

			0.008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.0004	≤0.00056	≤0.0008	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	>0.008
H30	原水	0												
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

水質測定結果なし

他-026 ジクロメジン

			0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											

他-027 ジクロプロップ

			0.09mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0009	0.0009	≤0.0018	≤0.0027	≤0.0045	≤0.0063	≤0.009	≤0.027	≤0.045	≤0.063	≤0.09	>0.09
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											

他-028 ジコホル(ケルゼン)

			0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
H30	原水	0												
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

水質測定結果なし

表 2-35 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その5）

他-029 シノスルフロ

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
H30	原水	23	23											
	浄水	24												
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											

他-030 ジノテフラン

		0.6mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	≤0.18	≤0.3	≤0.42	≤0.6	>0.6
H30	原水	85	80	3	2									
	浄水	64	63	1										
R01	原水	88	86	1	1									
	浄水	75	75											

他-031 ジフェノコナゾール

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H30	原水	31	31											
	浄水	28	28											
R01	原水	33	33											
	浄水	30	30											

他-032 シフルトリン

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H30	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

他-033 ジフルベンズロン

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											

他-034 シプロコナゾール

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H30	原水	32	32											
	浄水	28	28											
R01	原水	33	33											
	浄水	30	30											

他-035 シプロジニル

		0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0007	0.0007	≤0.0014	≤0.0021	≤0.0035	≤0.0049	≤0.007	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	>0.07
H30	原水	30	30											
	浄水	30	30											
R01	原水	31	31											
	浄水	32	32											

表 2-36 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その6）

他-036 シベルメリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06	
H30	原水	0													
	浄水	0													
R01	原水	1	1												
	浄水	0													

他-037 シメコナゾール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02	
H30	原水	31	31												
	浄水	29	29												
R01	原水	48	48												
	浄水	52	52												

他-038 ジメチルピホス

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01	
H30	原水	25	25												
	浄水	26	26												
R01	原水	26	26												
	浄水	28	28												

他-039 シラフルオフェン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.003	0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	≤0.09	≤0.15	≤0.21	≤0.3	>0.3	
H30	原水	43	42	1											
	浄水	30	30												
R01	原水	43	42	1											
	浄水	31	31												

他-040 シンメチリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1	
H30	原水	25	25												
	浄水	26	26												
R01	原水	26	26												
	浄水	28	28												

他-041 スピノサド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06	
H30	原水	8	8												
	浄水	4	4												
R01	原水	8	8												
	浄水	4	4												

他-042 セトキシジム

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.4mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.004	0.004	≤0.008	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	≤0.12	≤0.2	≤0.28	≤0.4	>0.4	
H30	原水	0													
	浄水	0													
R01	原水	0													
	浄水	0													

水質測定結果なし

表 2-37 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その7）

他-043 チアクロプリド

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001			
H30	原水	32	32														
	浄水	31	31														
R01	原水	32	32														
	浄水	32	32														

ND: 定量下限値未満

他-044 チアトキサム

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H30	原水	36	<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
	浄水	39	39											
R01	原水	34	34											
	浄水	39	39											

他-045 チオシクロラム

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H30	原水	0	<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
	浄水	0	水質測定結果なし											
R01	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0	水質測定結果なし											

他-046 チフルザミド

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H30	原水	48	<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
	浄水	44	44											
R01	原水	49	49											
	浄水	45	45											

他-047 テクロフタラム

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H30	原水	0	<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
	浄水	0	水質測定結果なし											
R01	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0	水質測定結果なし											

他-048 テトラクロルピホス(CVMP)

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H30	原水	23	<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
	浄水	24	24											
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											

他-049 テトラコナゾール

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H30	原水	28	<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
	浄水	28	28											
R01	原水	30	30											
	浄水	30	30											

表 2-38 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その8）

他-050 テブフェノド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
H30	原水	37	36					1						
	浄水	31	31											
R01	原水	39	39											
	浄水	32	32											

他-051 トリネキサバックエチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
H30	原水	25	25											
	浄水	22	22											
R01	原水	26	26											
	浄水	23	23											

他-052 トリフルミゾール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
H30	原水	30	30											
	浄水	28	28											
R01	原水	29	29											
	浄水	30	30											

他-053 トルフェンピラド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
H30	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

他-054 ナプロアニリド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											

他-055 ニテンピラム

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.013	0.013	≤0.026	≤0.039	≤0.065	≤0.091	≤0.13	≤0.39	≤0.65	≤0.91	≤1.3	>1.3
H30	原水	31	31											
	浄水	35	35											
R01	原水	32	32											
	浄水	37	37											

他-056 バクトロラゾール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H30	原水	28	28											
	浄水	28	28											
R01	原水	32	32											
	浄水	30	30											

表 2-39 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その9）

他-057 バリダマイシン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001			
H30	原水	1	1														
	浄水	0															
R01	原水	0															
	浄水	0															

ND: 定量下限値未満

他-058 ビスピリバック

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H30	原水	0	<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
	浄水	0	水質測定結果なし											
R01	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0	水質測定結果なし											

他-059 ピメロジン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H30	原水	44	41	3										
	浄水	32	32											
R01	原水	42	41	1										
	浄水	34	34											

他-060 ビラゾスルフロンエチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H30	原水	38	37				1							
	浄水	37	37											
R01	原水	39	38					1						
	浄水	39	39											

他-061 ピリミノバックメチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H30	原水	35	35											
	浄水	35	35											
R01	原水	36	36											
	浄水	37	37											

他-062 ピリミホスメチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											

他-063 ビレトリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H30	原水	0	<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
	浄水	0	水質測定結果なし											
R01	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0	水質測定結果なし											

表 2-40 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その10）

他-064 フェノキサニル

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H30	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

他-065 フェンバレード

			0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
H30	原水	0												
	浄水	1	1											
R01	原水	0												
	浄水	1	1											

他-066 フラチオカルブ

			0.008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.0004	≤0.00056	≤0.0008	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	>0.008
H30	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

他-067 フラトピル

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H30	原水	47	47											
	浄水	47	47											
R01	原水	50	46	1	2	1								
	浄水	48	48											

他-068 フルアジホップ

			0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
H30	原水	28	28											
	浄水	28	28											
R01	原水	29	29											
	浄水	30	30											

他-069 プロパニル(DCPA)

			0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											

他-070 プロパホス

			0.001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	>0.001
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											

表 2-41 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その11）

他-071 プロパルギット(BPPS)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02	
H30	原水	14	14												
	浄水	13													
R01	原水	15	15												
	浄水	14	14												

他-072 プロヘキサジオン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.005	0.005	≤0.01	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	≤0.15	≤0.25	≤0.35	≤0.5	>0.5
H30	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

他-073 プロボキスル(PHC)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2	
H30	原水	25	25												
	浄水	26	26												
R01	原水	26	26												
	浄水	28	28												

他-074 プロメトリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.08mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0008	0.0008	≤0.0016	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	≤0.024	≤0.04	≤0.056	≤0.08	>0.08	
H30	原水	27	27												
	浄水	26	26												
R01	原水	26	26												
	浄水	28	28												

他-075 ベルメトリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1	
H30	原水	0													
	浄水	0													
R01	原水	1	1												
	浄水	0													

他-076 ベンスタップ

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.09mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0009	0.0009	≤0.0018	≤0.0027	≤0.0045	≤0.0063	≤0.009	≤0.027	≤0.045	≤0.063	≤0.09	>0.09
H30	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

他-077 ベンダイオカルブ

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.009mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.00009	0.00009	≤0.00018	≤0.00027	≤0.00045	≤0.00063	≤0.0009	≤0.0027	≤0.0045	≤0.0063	≤0.009	>0.009	
H30	原水	23	23												
	浄水	24	24												
R01	原水	23	23												
	浄水	25	25												

表 2-42 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その12）

他-078 ホキシム

		0.003mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00003	0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00015	≤0.00021	≤0.0003	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	>0.003
H30	原水	23	23											
	浄水	24												
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											

他-079 ポスカリド

		0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H30	原水	32	32											
	浄水	29	29											
R01	原水	31	31											
	浄水	30	30											

他-080 ミルネブ(チアジアジン)

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数												
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001
H30	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

ND: 定量下限値未満

他-081 メタミドホス

		0.001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	>0.001
H30	原水	12	12											
	浄水	14	14											
R01	原水	16	16											
	浄水	18	18											

他-082 メチルイソシアネート

		0.006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.0003	≤0.00042	≤0.0006	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	>0.006
H30	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R01	原水	0												
	浄水	0												

他-083 モノクロトホス

		0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00002	0.00002	≤0.00004	≤0.00006	≤0.0001	≤0.00014	≤0.0002	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	>0.002
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											
R01	原水	0												
	浄水	0												

他-084 リニユロン

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H30	原水	29	29											
	浄水	30	30											
R01	原水	0												
	浄水	0												

### 2-3. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計水質編（平成 30 年度版）及び章で収集した情報に基づき、水質基準等項目（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目の全て）について情報を整理した。

最近の水道水質基準項目等の状況を表 2-43～表 2-47 に示す。

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(1/6)

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※2 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※3 (H29水道統計)		浄水超過状況 (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注	
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値				
基-1	1	一般細菌	100個/ml	直*						・感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く	対基準値 5 / 8,368 対50%値 33 / 8,368 対10%値 177 / 8,368	対基準値 2 / 8,669 対50%値 31 / 8,669 対10%値 182 / 8,669			・H15パブコメ回答で「従属栄養細菌に変更する方向で考えており」と回答 ・浄水場管理には迅速性の観点から従属栄養細菌より適する(H17厚生科学研究)		
基-2	2	大腸菌	不検出	直*						・糞便汚染の指標として適当	陽性 0 / 8,368	陽性 1 / 8,668					
基-3	3	カドミウム及びその化合物	0.003	H22.4.1 施行	0.003	H20.12.16 基準値強化 0.003-0.01	H20.9.25 答申済み			・JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会(1970)ベースの0.01mg/Lを当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ を維持(寄与率10%で2.5 $\mu\text{g}/\text{L}$ ) ・食安委答申(食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3) →耐容週間摂取量 7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。)	対基準値 0 / 7,558 対50%値 1 / 7,558 対10%値 6 / 7,558	対基準値 0 / 7,898 対50%値 5 / 7,898 対10%値 11 / 7,898			・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.003mg/Lとなる方向。	
基-4	4	水銀及びその化合物	0.0005	直*	0.7	H20.12.16 H15からの 変更無し (メチル水銀) H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申(魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4) →ハイスルグループ(胎児)を対象とした耐容週間摂取量 2.0 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (メチル水銀) ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=0.7(水銀として) ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=0.7(水銀として)	対基準値 0 / 7,441 対50%値 14 / 7,441 対10%値 16 / 7,441	対基準値 0 / 7,784 対50%値 10 / 7,784 対10%値 15 / 7,784				
基-5	5	セレン及びその化合物	0.01		4	H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 暫定基準に変更		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持	・食安委答申(H24.10.29) →TDI=4 ・推奨摂取量=25~35mg/日(成人、上限量400mg/日(前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対基準値 0 / 7,537 対50%値 0 / 7,537 対10%値 7 / 7,537	対基準値 0 / 7,873 対50%値 0 / 7,873 対10%値 4 / 7,873				
基-6	6	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.01 A.T	H24.3.22 審議中 (専門調査会) 自ら評価	WHO第4版 変更 0.04P-0.01		・4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的低減を図るとした	・食安委検討中(H24.3.22専門調査会) 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討	対基準値 0 / 7,741 対50%値 28 / 7,741 対10%値 325 / 7,741	対基準値 2 / 8,047 対50%値 32 / 8,047 対10%値 337 / 8,047				
基-7	7	ヒ素及びその化合物	0.01			0.01 A.T	H25.12.16 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 A.T-P		・発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10 $\mu\text{g}/\text{L}$ を維持	・WHO第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L ・食安委答申(H25.12.16) ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。	対基準値 0 / 7,630 対50%値 88 / 7,630 対10%値 769 / 7,630	対基準値 0 / 7,968 対50%値 92 / 7,968 対10%値 809 / 7,968				
基-8	8	六価クロム化合物	0.05			0.05 P(全Cr)	H21.8.17 審議中 (清涼飲料水部会)	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・食安委検討中(H21.8.17清涼飲料水部会) ・Crは必須元素(推奨摂取量=30~40mg/日、成人)	対基準値 0 / 7,646 対50%値 1 / 7,646 対10%値 5 / 7,646	対基準値 0 / 7,970 対50%値 0 / 7,970 対10%値 5 / 7,970			・分析法上は全Crを測定	
基-9		亜硝酸態窒素	0.04		15	0.9 (Nitriteとして3)	H26.1.14 水質基準として追加	H25.7.22 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず→0.2P	・WHOのガイドライン値は毒性評価の観点から暫定値とされていることから、水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H24.10.29) →一硝酸態窒素: TDI=1500 →亜硝酸態窒素: TDI=15 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対基準値 0 / 7,925 対50%値 3 / 7,925 対10%値 84 / 7,925	対基準値 0 / 8,120 対50%値 4 / 8,120 対10%値 76 / 8,120			・超過事例は一時的で未対策なものが多い。継続的超過地点では用水受水に変更の見込み ・トヘモグロビン血症LOAELは0.4mg-NO <sub>2</sub> /kg/日(乳児で0.8mg-N/L相当)	
基-10	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	直*	4.5	設定せず(第4版) →0.7(AF=20%) 0.6(短期暴露、2007)	H24.3.5 H15からの 変更なし	H22.10.14 答申済み	WHO第4版 ガイドライン値設定せず ガイダンス値: 短期暴露 シアン化物イオン 0.5、長期暴露 0.6(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)	・水質基準として維持	・食安委答申(H22.10.14) →TDI=4.5(非発がん)	対基準値 0 / 8,349 対50%値 0 / 8,349 対10%値 15 / 8,349	対基準値 0 / 8,647 対50%値 0 / 8,647 対10%値 8 / 8,647			・消毒副生成物であるCICNを含む	

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(2/6)

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※3 (H29水道統計)		浄水超過状況 (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-11	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		50(NO3として) 3(NO2として)	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	・亜硝酸性窒素についてはWHO/GDWQが 毒性評価の観点から暫定値とされていること から水質管理目標設定項目	・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素: TDI=1500 →亜硝酸態窒素: TDI=15 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対基準値 0 / 7,918 対50%値 166 / 7,918 対10%値 2,392 / 7,918	対基準値 0 / 8,206 対50%値 160 / 8,206 対10%値 2,381 / 8,206	・急性発症濃度(36mg/L〜)との差が小 ・基準超過件数は減少傾向			
基-12	11	フッ素及びその化合物	0.8		1.5	H25.3.19 現行評価値を維持	H25.1.21 答申済み	WHO第3版 第2次追補版 追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値: 0.8mg/Lを継続	・食安委答申(H25.1.21) →TDI=0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L	対基準値 0 / 7,780 対50%値 87 / 7,780 対10%値 2,269 / 7,780	対基準値 1 / 8,087 対50%値 98 / 8,087 対10%値 2,367 / 8,087	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-13	12	ホウ素及びその化合物	1.0	92(AF=40%)	2.4	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバス ケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地 質等の影響	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=96 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切) ・WHO/GDWQ:2008会合にてGV値2.4mg/Lで合 意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。	対基準値 0 / 7,571 対50%値 19 / 7,571 対10%値 165 / 7,571	対基準値 0 / 7,916 対50%値 19 / 7,916 対10%値 184 / 7,916				
基-14	13	四塩化炭素	0.002	0.71	0.004	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=0.71	対基準値 0 / 7,526 対50%値 4 / 7,526 対10%値 11 / 7,526	対基準値 0 / 7,859 対50%値 5 / 7,859 対10%値 9 / 7,859				
基-15	14	1,4-ジオキサン	0.05	10-5Risk	0.05(2005)	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=18	対基準値 0 / 7,497 対50%値 1 / 7,497 対10%値 2 / 7,497	対基準値 0 / 7,835 対50%値 1 / 7,835 対10%値 2 / 7,835				
基-16	15	1,1-ジクロロエチレン	削除		設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26 水質基準から 水質管理項目 に変更 評価値変更 0.1←0.02	H19.3.15 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6 年以來基準値超の例もあり、継続性の観点 から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=46 ・食安委答申(H20.5.29水質基準廃止)	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0				
基-16	16	シス-1,2-ジクロ ロエチレン及びトランス- 1,2-ジクロロエチレン	0.04	H21.4.1 追加(旧 基-15・旧 目-6)	0.05	H19.10.26 シス及びトランス- 1,2-ジクロ ロエチレンを合 算して評価、 シス-1,2-ジク ロエチレンの 基準を廃止	H19.3.15(シ ス体) H20.5.29(ト ランス体) 答申済み	WHO第4版 追加	・評価値の10%を超えるものは1%未満だが6 年以來基準値超の例もあり、継続性の観点 から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(トランス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対基準値 0 / 7,543 対50%値 0 / 7,543 対10%値 2 / 7,543	対基準値 0 / 7,863 対50%値 0 / 7,863 対10%値 2 / 7,863	・シス体の超過状況(トランス体については対10%値超過地 点はない)			
基-16	6	シス-1,2-ジクロ ロエチレン	削除	旧基-16 H21.4.1 シス-1,2-ジク ロエチレン及 びトランス- 1,2-ジクロロエ チレンに変更	17	H19.10.26 シス及びトランス- 1,2-ジクロ ロエチレンを合 算して評価、シス- 1,2-ジクロロエ チレンの基準を 廃止			・シス体との混合物として使用されるので管 理目標設定項目として経過観察	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(シス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0				
基-17	17	ジクロロメタン	0.02	6	0.02	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1 地点で60%を超えており継続性の観点から 水質基準とする	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=6	対基準値 0 / 7,526 対50%値 1 / 7,526 対10%値 3 / 7,526	対基準値 0 / 7,862 対50%値 0 / 7,862 対10%値 4 / 7,862	H16は基準超過件数が多かった(7件)			

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(3/6)

旧番号	項目名	基準値 <sup>※1</sup>	根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ <sup>※2</sup> (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 <sup>※3</sup> (H29水道統計)	浄水超過状況 (H30水道統計)	課題、留意事項	その他注		
		値(mg/L) <sup>※3</sup>			厚科審	食安委	WHO等								
基-18	18	テトラクロロエチレン	0.01	10-5Risk	0.04	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが 安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=14	対基準値 0 / 7,529 対50%値 0 / 7,529 対10%値 12 / 7,529	対基準値 0 / 7,866 対50%値 0 / 7,866 対10%値 8 / 7,866			
基-19	19	トリクロロエチレン	0.01	H23.4.1 施行 (0.03→ 0.01)	10-5Risk	0.02 P (2005)	H22.2.2 評価値強化 0.01←0.03	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが 安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H22.9.2) →TDI=1.46(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =1.2 μg/kg体重/日	対基準値 0 / 7,538 対50%値 3 / 7,538 対10%値 28 / 7,538	対基準値 0 / 7,874 対50%値 1 / 7,874 対10%値 21 / 7,874		
基-20	20	ベンゼン	0.01	10-5Risk	0.01	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・概ね評価値の10%以下であるが過去に基 準値を超えていた例もあり、継続性の観点 から当面、水質基準として維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=18(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.40 μg/kg体重/日	対基準値 0 / 7,526 対50%値 0 / 7,526 対10%値 1 / 7,526	対基準値 0 / 7,863 対50%値 0 / 7,863 対10%値 1 / 7,863			
基-21	21	塩素酸	0.6	H20.4.1施 行 (水質管理 目標設定 項目(旧目 -11)から 変更)	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み	ヒト曝露が想定されるのは基本的にClO2が 水道水の浄水処理に使用される場合であ り、水質管理目標設定項目としClO2が浄水 処理に使用される場合の指針として活用さ れるべき。 水質基準の設定等はClO2の浄水過程での 使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30	対基準値 8 / 8,354 対50%値 307 / 8,354 対10%値 4,326 / 8,354	対基準値 6 / 8,653 対50%値 319 / 8,653 対10%値 4,630 / 8,653	・超過事例は全て一時的なもので次亜塩素酸Naの注入 等に対応。未対策3地点は島嶼部の簡水 ・次亜塩素酸Naの適正保管につきH18.3事務連絡 ・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L		
基-22	22	クロロ酢酸	0.02	(新規)	3.5 (AF=20%)	0.02 (AF=20%)	H26.1.14 現行評価値を 維持	H26.10.7 答申済み	LOAEL=3.5 TDI=3.5 ・評価値=0.02	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会 (H24.1.27) →TDI=3.5 ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=3.5	対基準値 1 / 8,355 対50%値 6 / 8,355 対10%値 35 / 8,355	対基準値 0 / 8,652 対50%値 7 / 8,652 対10%値 30 / 8,652	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-23	23	クロロホルム	0.06	12.9 (AF=20%)	0.3 (AF=75%) (2005)	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=12.9(非発がん)(TDI不変)	対基準値 2 / 8,355 対50%値 285 / 8,355 対10%値 2,937 / 8,355	対基準値 1 / 8,653 対50%値 244 / 8,653 対10%値 3,041 / 8,653	・基準超過件数は減少傾向 ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-24	24	ジクロロ酢酸	0.03	(変更)	1.3 (10-5Risk)	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	VSD=1.43 評価値=0.04	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会 (H24.1.27) →非発がん影響 TDI=12.5 発がん影響 TDI=12.8 SF=7.8E-3 ・食安委報告前H24.3.23現在)	対基準値 3 / 8,355 対50%値 116 / 8,355 対10%値 2,200 / 8,355	対基準値 1 / 8,653 対50%値 98 / 8,653 対10%値 2,299 / 8,653	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-25	25	ジプロモクロロメタン	0.1	21 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=21.4(非発がん)(TDI不変)	対基準値 0 / 8,355 対50%値 10 / 8,355 対10%値 200 / 8,355	対基準値 0 / 8,653 対50%値 12 / 8,653 対10%値 245 / 8,653	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-26	26	臭素酸	0.01	(新規)	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT (2005) ←0.002	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み	・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO3濃度の調節やH2O2-UV法 に限定	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=11(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.36 μg/kg体重/日	対基準値 0 / 8,354 対50%値 12 / 8,354 対10%値 255 / 8,354	対基準値 1 / 8,653 対50%値 10 / 8,653 対10%値 246 / 8,653	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L ・超過事例の殆どは一時的なもので次亜塩素酸Naの選 定、貯蔵管理等で対応。本件注意事項を事務連絡 (H16.6) ・状況は改善傾向 ・O3処理時の溶存濃度と注入率の制御も重要		

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(4/6)

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※3 (H29水道統計)		浄水超過状況 (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-27	27	総トリハロメタン	0.1	クロロホルム+ジブロモクロロメタン+プロモジクロロメタン+プロモホルム	設定せず(2005) 総評価は推奨	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない	対基準値 1 / 8.355 対50%値 212 / 8.355 対10%値 3.654 / 8.355	対基準値 0 / 8.653 対50%値 220 / 8.653 対10%値 3.735 / 8.653	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-28	28	トリクロロ酢酸	0.03	(変更)	6 (AF=20%)	0.2 (AF=20%)	H27.2.5	H26.10.7 答申済み		NOAEL=32.5 TDI=32.5 評価値=0.2	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=6 ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=6	対基準値 8 / 8.354 対50%値 458 / 8.354 対10%値 2.700 / 8.354	対基準値 4 / 8.649 対50%値 385 / 8.649 対10%値 2.799 / 8.649	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-29	29	プロモジクロロメタン	0.03		6.1 (AF=20%)	0.06	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第4版 変更		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=6.1(非発がん)(TDI不変)	対基準値 1 / 8.355 対50%値 153 / 8.355 対10%値 3.196 / 8.355	対基準値 2 / 8.653 対50%値 170 / 8.653 対10%値 3.234 / 8.653	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-30	30	プロモホルム	0.09		17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=17.9(非発がん)(TDI不変)	対基準値 0 / 8.355 対50%値 2 / 8.355 対10%値 154 / 8.355	対基準値 0 / 8.653 対50%値 1 / 8.653 対10%値 182 / 8.653	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-31	31	ホルムアルデヒド	0.08		15 (AF=20%)	設定せず(2005) ←2.6	H20.12.16 H15からの変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・入浴時等の水道水からの気化による吸入 暴露による影響も考慮	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=15	対基準値 1 / 8.353 対50%値 2 / 8.353 対10%値 45 / 8.353	対基準値 0 / 8.651 対50%値 1 / 8.651 対10%値 47 / 8.651	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-32	32	亜鉛及びその化合物	1.0	味覚及び色				H29.4.25 答申済み			・推奨摂取量=7~10mg/日(成人、上限量30mg/日)の必須元素	対基準値 0 / 7.655 対50%値 1 / 7.655 対10%値 21 / 7.655	対基準値 0 / 7.973 対50%値 1 / 7.973 対10%値 31 / 7.973			
基-33	33	アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共存時) H21.4.1 管理目標 設定項目 追加			H19.10.26 水質管理目標 を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合 にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるか についてはなお疑問の余地有	H19に水質管理目標値を0.1に設定	対基準値 14 / 7.823 対50%値 167 / 7.823 対10%値 1.794 / 7.823	対基準値 13 / 8.104 対50%値 146 / 8.104 対10%値 1.828 / 8.104	・超過事例は全て一時的なもので凝集剤の注入方法等 で対応		
基-34	34	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず		H29.4.25 答申済み		・水質基準として維持	・推奨摂取量=10mg/日前後(成人、上限量40~50mg/日)の必須元素	対基準値 3 / 7.782 対50%値 38 / 7.782 対10%値 425 / 7.782	対基準値 2 / 8.062 対50%値 24 / 8.062 対10%値 439 / 8.062			
基-35	35	銅及びその化合物	1.0	洗濯物への着色		2 (洗濯染みは生じる 可能性有)	H20.12.16 基準改正の 必要性について 検討を行う	H20.4.17 答申済み		・水質基準として維持	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト(成人)/日 ・推奨摂取量=0.7~0.9mg/日(成人、上限量 10mg/日)の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされ た。	対基準値 0 / 7.658 対50%値 3 / 7.658 対10%値 25 / 7.658	対基準値 0 / 7.972 対50%値 2 / 7.972 対10%値 30 / 7.972	・見直し検討中(厚生科学審議会生活環境水道部会(平 成20年12月16日)で審議)		
基-36	36	ナトリウム及びその化合物	200	味覚								対基準値 0 / 7.611 対50%値 2 / 7.611 対10%値 708 / 7.611	対基準値 0 / 7.949 対50%値 3 / 7.949 対10%値 730 / 7.949	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(5/6)

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWG※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※3 (H29水道統計)		浄水超過状況 (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-37	37	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず→0.4C		・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日前後(成人、上限量10mg/日前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対基準値 2 / 7.687 対50%値 14 / 7.687 対10%値 129 / 7.687	対基準値 0 / 7.995 対50%値 13 / 7.995 対10%値 130 / 7.995	・より高レベルの水道を目指すため管理目標設定(0.01mg/L)		
基-38	38	塩化物イオン	200	味覚								対基準値 0 / 8.368 対50%値 17 / 8.368 対10%値 1,278 / 8.368	対基準値 0 / 8.666 対50%値 18 / 8.666 対10%値 1,268 / 8.666	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-39	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日前後(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日前後(成人)の必須元素	対基準値 0 / 7.879 対50%値 76 / 7.879 対10%値 5,429 / 7.879	対基準値 0 / 8.225 対50%値 67 / 8.225 対10%値 5,541 / 8.225	・おいしい水の観点から管理目標設定(10~100mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-40	40	蒸発残留物	500									対基準値 0 / 7.951 対50%値 224 / 7.951 対10%値 7,254 / 7.951	対基準値 0 / 8.343 対50%値 211 / 8.343 対10%値 7,479 / 8.343	・おいしい水の観点から管理目標設定(30~200mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-41	41	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある		対基準値 0 / 7.428 対50%値 2 / 7.428 対10%値 4 / 7.428	対基準値 0 / 7.756 対50%値 0 / 7.756 対10%値 0 / 7.756			
基-42	42	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L		対基準値 5 / 7.676 対50%値 59 / 7.676 対10%値 755 / 7.676	対基準値 4 / 7.954 対50%値 41 / 7.954 対10%値 689 / 7.954			
基-43	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L		対基準値 1 / 7.677 対50%値 19 / 7.677 対10%値 347 / 7.677	対基準値 2 / 7.952 対50%値 19 / 7.952 対10%値 365 / 7.952			
基-44	44	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある		対基準値 0 / 7.505 対50%値 2 / 7.505 対10%値 318 / 7.505	対基準値 0 / 7.848 対50%値 3 / 7.848 対10%値 364 / 7.848	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L		
基-45	45	フェノール類	0.005	臭気						・水質基準として維持		対基準値 0 / 7.402 対50%値 10 / 7.402 対10%値 11 / 7.402	対基準値 0 / 7.742 対50%値 6 / 7.742 対10%値 7 / 7.742			

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(6/6)

旧番号	項目名	基準値 <sup>※1</sup>		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWG <sup>※2</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 <sup>※3</sup> (H29水道統計)		浄水超過状況 (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値( $\text{mg}/\text{L}$ ) <sup>※3</sup>				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-46	46	有機物(全有機炭素 (TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物				H19.10.26 基準値を3に 強化	・旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相 当するTOCは相関性から1~4mg/Lで上限 値に危険率25%を見込む		対基準値 2 / 8,368 対50%値 140 / 8,368 対10%値 4,531 / 8,368	対基準値 0 / 8,666 対50%値 109 / 8,666 対10%値 4,600 / 8,666				
基-47	47	pH値	5.8-8.6	腐食防止					・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標 として、7.5程度を管理目標に設定		酸側超 3 / 6,636 アルカリ側超 2 / 6,636	酸側超 2 / 8,666 アルカリ側超 4 / 8,666	・より高レベルの水道を目指すため管理目標設定(7.5)			
基-48	48	味	異常でない	基本指標							陽性 2 / 6,637	陽性 1 / 8,668				
基-49	49	臭気	異常でない	基本指標					・水質基準として維持		陽性 6 / 6,636	陽性 6 / 8,668				
基-50	50	色度	5度	基本指標					・水質基準として維持		対基準値 7 / 6,636 対50%値 148 / 6,636 対10%値 2,203 / 6,636	対基準値 10 / 8,668 対50%値 192 / 8,668 対10%値 2,310 / 8,668				
基-51	51	濁度	2度	基本指標					・より高いレベルの水道を目指すための目標 として1度以下を管理目標に設定		対基準値 3 / 6,636 対50%値 44 / 6,636 対10%値 525 / 6,636	対基準値 3 / 8,668 対50%値 58 / 8,668 対10%値 531 / 8,668	・おいしい水の観点から管理目標設定(1度) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(1/4)

目	旧番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H29水道統計)		浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
			値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-1	1	アンチモン及びその化合物	0.02	(変更)	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		・三酸化アンチモンを用いた研究より導いたかなり安全側になった評価	・食安委答申(H24.8.6) →TDI=6 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対目標値 0 / 2,432 対50%値 0 / 2,432 対10%値 3 / 2,432	対目標値 0 / 2,440 対50%値 0 / 2,440 対10%値 8 / 2,440	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-2	2	ウラン及びその化合物	0.002	暫定値	0.2-0.6	0.03 P	H24.3.5 H15からの 変更なし	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P- 0.015P,T	・LOAEL: 0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ , UF: 100 ・寄与率: 10% ・評価値: 0.002 $\text{mg}/\text{L}$	・食安委答申(H24.1.12) →TDI=0.2 (LOAEL: 0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ , UF: 300)	対目標値 1 / 2,402 対50%値 5 / 2,402 対10%値 38 / 2,402	対目標値 0 / 2,414 対50%値 3 / 2,414 対10%値 38 / 2,414	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-3	3	ニッケル及びその化合物	0.02	暫定値扱いを取りやめ	4	0.07 (AF=20%) (2007提案)	H25.3.19 暫定値扱いを取りやめ、評価値を0.02とする	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H24.7.23) →TDI=4 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対目標値 0 / 2,720 対50%値 1 / 2,720 対10%値 25 / 2,720	対目標値 0 / 2,717 対50%値 1 / 2,717 対10%値 26 / 2,717	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-5	5	1,2-ジクロロエタン	0.004		10-5Risk	0.03	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=37.5(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.18 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$	対目標値 0 / 2,346 対50%値 1 / 2,346 対10%値 1 / 2,346	対目標値 0 / 2,355 対50%値 2 / 2,355 対10%値 2 / 2,355	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-6	6	トランス-1,2-ジクロロエチレン	削除	旧目-6 H21.4.1 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更	17		H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止			・シス体との混合物として使用されるので管理目標設定項目として経過観察	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(シス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-7	7	1,1,2-トリクロロエタン	削除	H22.4.1水質管理目標設定項目から削除(旧目-7)	10-5Risk		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み			・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=3.9	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-8	8	トルエン	0.4	H23.4.1 (施行)	149 (AF=10%)	0.7 (C)	H22.2.2 評価値緩和 0.4-0.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=149	対目標値 0 / 2,398 対50%値 0 / 2,398 対10%値 0 / 2,398	対目標値 0 / 2,406 対50%値 0 / 2,406 対10%値 0 / 2,406				
目-9	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	(変更)	30 (AF=10%)	0.008 (AF=1%)	H27.2.5	H25.4.15 答申済み		NOAEL=3.7 TDI=40 評価値=0.1	・食安委答申(H25.4.15) →TDI=30 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	対目標値 0 / 2,114 対50%値 0 / 2,114 対10%値 5 / 2,114	対目標値 0 / 2,129 対50%値 1 / 2,129 対10%値 2 / 2,129	・基準値は12年厚生省通知(塩ビ手袋の食品使用)をベースに設定			

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(2/4)

目番	旧番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>*1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 <sup>*2</sup> (H29水道統計)		浄水超過状況 <sup>*2</sup> (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
			値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚労省	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-10	10	亜塩素酸	0.6		29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO <sub>2</sub> が水道水の浄水処理に使用される場合であり、水質管理目標設定項目としClO <sub>2</sub> が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO <sub>2</sub> の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・添加物としてはTDI29を答申(H18.11)	対目標値 0 / 1,285 対50%値 1 / 1,285 対10%値 1 / 1,285	対目標値 0 / 1,253 対50%値 1 / 1,253 対10%値 1 / 1,253			・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L	
目-11		塩素酸	削除	H20.4.1施行 (水質管理目標設定項目 (旧目-11)から変更)	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30							
目-12	11	二酸化塩素	0.6		29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lとしている	対目標値 0 / 671 対50%値 0 / 671 対10%値 0 / 671	対目標値 0 / 644 対50%値 0 / 644 対10%値 0 / 644			・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L		
目-13	12	ジクロロアセトニトリル	0.01	暫定値 H21.4.1変更	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26 評価値変更 0.01(暫定)← 0.04(暫定)	H19.3.15 答申済み		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=2.7	対目標値 0 / 3,016 対50%値 7 / 3,016 対10%値 369 / 3,016	対目標値 0 / 3,068 対50%値 3 / 3,068 対10%値 335 / 3,068			・超過事例は近接地点で一時的に発生		
目-14	13	抱水クロラール	0.02	暫定値	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26 評価値変更 0.02(暫定)← 0.03(暫定)	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=4.5	対目標値 0 / 3,018 対50%値 32 / 3,018 対10%値 792 / 3,018	対目標値 0 / 3,066 対50%値 19 / 3,066 対10%値 815 / 3,066			・超過事例はいずれも一時的なもの		
目-15	14	農薬類	検出値/目標 値の総和が1 以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル(殺虫剤)を追加(H20.4.1)				・現行目標値が小さいのはCNPの0.0001mg/L ・使用又は販売が禁止された農薬のうち検出されているもの、生産・輸入量が多く測定法が確立したものを追加 ・テルブカルビ、ジメビレートは削除案が提出されたが、平成17年度調査において、浄水及び原水から、目標値の1%前後の検出が認められたことから、農薬類の対象農薬リストからの削除を見送り。		
目-16	15	残留塩素	1	(衛生上措置) 遊離塩素 0.1mg/L以上	150	0.5~5 C (上限値は AF=100%)	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み		・おいさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=136	対目標値 72 / 8,217 対50%値 2,309 / 8,217 対10%値 8,097 / 8,217	対目標値 61 / 8,498 対50%値 2,271 / 8,498 対10%値 8,360 / 8,498		・目標超過件数は減少傾向だが、継続的で未対策の超過地点も多い		
目-17	16	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず	・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日前後(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日前後(成人)の必須元素	10未満 189 / 7,879 100超過 484 / 7,879	10未満 226 / 8,225 100超過 503 / 8,225		・水質基準 300			
目-18	17	マンガン及びその化合物	0.01	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.4C	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日前後(成人、上限量10mg/日前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対目標値 2 / 7,687 対50%値 14 / 7,687 対10%値 129 / 7,687	対目標値 61 / 7,995 対50%値 130 / 7,995 対10%値 628 / 7,995		・水質基準 0.05			
目-19	18	遊離炭酸	20							・おいさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする		対目標値 93 / 2,623 対50%値 381 / 2,623 対10%値 2,007 / 2,623	対目標値 96 / 2,657 対50%値 385 / 2,657 対10%値 1,983 / 2,657		・目標超過件数はH16増加		

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(3/4)

目-番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H29水道統計)		浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-20	19 1,1,1-トリクロロエタン	0.3		600		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み		・健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが 臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=800	対目標値 0 / 2,465 対50%値 0 / 2,465 対10%値 0 / 2,465	対目標値 0 / 2,469 対50%値 0 / 2,469 対10%値 0 / 2,469				
目-21	20 メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02	(新規)	143	設定せず (2005) →0.015	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・地下水で一過的に高濃度で検出されると の情報もある	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=143 ・WHOは臭気閾値を0.015mg/Lとしている	対目標値 0 / 2,297 対50%値 0 / 2,297 対10%値 0 / 2,297	対目標値 0 / 2,348 対50%値 1 / 2,348 対10%値 1 / 2,348				
目-22	21 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持		対目標値 30 / 1,903 対50%値 408 / 1,903 対10%値 1,531 / 1,903	対目標値 29 / 1,834 対50%値 402 / 1,834 対10%値 1,473 / 1,834	・旧水質基準 10mg/L			
目-23	22 臭気強度(TON)	3TON							・おいしい水の観点から維持		対目標値 36 / 2,418 対50%値 169 / 2,418 対10%値 474 / 2,418	対目標値 34 / 2,358 対50%値 138 / 2,358 対10%値 472 / 2,358				
目-24	23 蒸発残留物	30-200									30未満 88 / 7,951 200超過 677 / 7,951	30未満 76 / 8,343 200超過 681 / 8,343	・水質基準 500			
目-25	24 濁度	1度	基本指標						・より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を管理目標に設定		対目標値 3 / 6,636 対50%値 44 / 6,636 対10%値 525 / 6,636	対目標値 58 / 8,668 対50%値 208 / 8,668 対10%値 1,089 / 8,668	・水質基準 2度			
目-26	25 pH値	7.5程度	腐食防止						・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を管理目標に設定		7.3以下 5,992 / 6,636 7.7以上 2,783 / 6,636	7.3以下 3,094 / 8,667 7.7以上 2,838 / 8,667	・水質基準 5.8~8.6			
目-27	26 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける							・水道施設の維持管理やCaCO <sub>3</sub> 析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする		-1未満 1,785 / 3,222 0超過 59 / 3,222	-1未満 1,777 / 2,644 0超過 72 / 2,644				
目-28	27 従属栄養細菌	2000	H21.4.1追加		USEPA処理基準 500cfu/ml以下	H18.8.4 追加			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断	対目標値 3 / 2,894 対50%値 8 / 2,894 対10%値 37 / 2,894	対目標値 4 / 2,932 対50%値 8 / 2,932 対10%値 42 / 2,932				

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(4/4)

目	旧番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H29水道統計)		浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注	
			値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値				
目-29		1,1-ジクロロエチレン	0.1	H21.4.1水質管理目標設定項目に変更(旧基準-15 (0.02 $\text{mg}/\text{L}$ ))	9	設定せず(2005) ←0.14	H19.10.26水質基準から水質管理項目に変更 評価値変更 0.1←0.02		H19.3.15答申済み	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=46 ・食安委答申(H20.5.29水質基準廃止)	対目標値 0 / 2,475 対50%値 0 / 2,475 対10%値 0 / 2,475	対目標値 0 / 2,472 対50%値 0 / 2,472 対10%値 0 / 2,472					
目-30		アルミニウム及びその化合物	0.1	色(鉄共存時) H21.4.1管理目標設定項目追加			H19.10.26水質管理目標値を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1 $\text{mg}/\text{L}$ を達成可能であるかについてはなお疑問の余地有		対目標値 14 / 7,823 対50%値 167 / 7,823 対10%値 1,794 / 7,823	対目標値 146 / 8,104 対50%値 608 / 8,104 対10%値 2,819 / 8,104					
【答申言及】																		
対策指針		耐塩素性病原体	-			USEPA処理基準 ・クリプトスポリジウム99%除去 ・シアルシ799.9%除去又は不活化				・検出方法等に種々の課題が残っている	・原水から指標菌が検出されたことがある施設においては、水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌を検査 ・H20から水質検査計画に基づき原水を測定							
101		ウイルスその他の病原微生物	-			USEPA処理基準 ・消化器系感染ウイルス99.99%除去又は不活化				・将来的に起こり得るCyclospora等新たな病原微生物への対策にも注意 ・万全を期すためウイルス汚染対策、特に検出方法等に関する研究を推進							・ウイルスによる水系感染症は井戸水などを原水とする小規模水道で、消毒工程の不備・不具合が殆ど(H17厚生科学研究) ・塩素消毒の効果は不明点多い(同)	
102		不快生物(線虫等)	-							・混入や繁殖の防止対策、漏出時の原因、汚染場所、病原性の有無等に関する解析・検討体制の整備などについて検討	・2006年WHO/GDWQ専門家会合では、病原性バクテリアを媒介する可能性も議論されたがGDWQを示せない、とした							

表 2-45 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）(1/2)

番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※1 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	評価値 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	備考 80%)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 (H30年水質測定結果)		浄水超過状況 (R01年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )						厚科審	食安委	WHO等			対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	対10%値	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	対10%値		
検01	銀	-									浄水器等で消毒のために利用する事例があること等から知見収集に努める	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	5/159	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	2/163			
検02	バリウム	0.7			1.3	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補 版変更		・食安委答申(H24.10.29) →TDI=20(ヒトNOAEL 0.21( $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ ))、UF 10)	対目標値 対10%値	0/186 0/186	対目標値 対10%値	0/189 1/189		・施設基準省令に基づく薬品基準は0.01 $\text{mg}/\text{L}$ ・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている
検03	ビスマス	-									鉛代替品としての利用が考えられており材質管理の観点で留意	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/136	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/139			
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3(個体差)を適用し基準値を導出			WHO/GDWQ 第4版変更 設定せず 0.07			対目標値 対10%値	0/466 0/466	対目標値 対10%値	0/408 0/408		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10 <sup>-5</sup>		線形多段階モデルを適用				高分子凝集剤の製品管理において残留モノマーの確実なコントロールが必要	対目標値 対10%値	0/52 0/52	対目標値 対10%値	0/51 0/51			・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている
検06	アクリル酸	-									日本水道協会規格の塗料の品質として0.002 $\text{mg}/\text{L}$ 以下を設定	対0.2 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/36	対0.2 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/35			
検07	17- $\beta$ -エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	対目標値 対10%値	0/46 0/46	対目標値 対10%値	0/49 0/49			
検08	エチニル-エストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	対目標値 対10%値	0/45 0/45	対目標値 対10%値	0/47 0/47			
検09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900							対目標値 対10%値	0/38 0/38	対目標値 対10%値	0/40 0/40		
検10	エピクロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14							対目標値 対10%値	0/55 0/55	対目標値 対10%値	0/59 0/59		
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10 <sup>-5</sup>		線形外挿法を適用				10-5リスク相当VSDから設定	対目標値 対10%値	0/52 1/52	対目標値 対10%値	0/54 0/54			
検12	酢酸ビニル	-									施設基準省令で溶出基準0.01 $\text{mg}/\text{L}$ を設定	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/27	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/29			
検13	2,4-トルエンジアミン	-									施設基準省令で溶出基準0.002 $\text{mg}/\text{L}$ を設定	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/46	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/17			
検14	2,6-トルエンジアミン	-									施設基準省令で溶出基準0.001 $\text{mg}/\text{L}$ を設定	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	1/47	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/17			
検15	N,N-ジメチルアニリン	-									施設基準省令で溶出基準0.01 $\text{mg}/\text{L}$ を設定	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/39	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/39			
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7					臭気の閾値と一致	対目標値 対10%値	0/58 1/58	対目標値 対10%値	0/57 0/57			
検17	ダイオキシン類	1 $\mu\text{gTEQ}/\text{L}$	暫定値	4 $\mu\text{gTEQ}/\text{kg}/\text{日}$									対目標値 対10%値	0/272 0/272	対目標値 対10%値	0/263 0/263		
検18	トリエチレンテトラミン	-									施設基準省令で溶出基準0.01 $\text{mg}/\text{L}$ を設定	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	1/15	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/25			
検19	ノルフェノール	0.3	暫定値	100							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	対目標値 対10%値	0/94 0/94	対目標値 対10%値	0/82 0/82			
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	対目標値 対10%値	0/107 0/107	対目標値 対10%値	0/95 0/95			・食品安全部→食安委員会諮問(H20.7.8)
検21	ヒドラジン	-									日本水道協会規格の塗料の品質として0.005 $\text{mg}/\text{L}$ 以下を設定	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/14	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/25			
検22	1,2-ブタジエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001 $\text{mg}/\text{L}$ を設定	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/17	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/18			
検23	1,3-ブタジエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001 $\text{mg}/\text{L}$ を設定	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/17	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/18			
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より 0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ 、安全係数500	H27.2.5	H26.6.10 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	対目標値 対10%値	0/161 0/161	対目標値 対10%値	0/153 3/153			・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査会)→TDI=5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5		200		200		H28.2.17	H27.4.7 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	対目標値 対10%値	0/154 0/154	対目標値 対10%値	0/146 0/146			・食安委答申(H27.4.7器具・容器包装専門調査会)→TDI=200 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
検26	ミクロキスチン-LR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04							対目標値 対10%値	0/67 0/67	対目標値 対10%値	0/56 1/56		
検27	有機ずび化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25									対目標値 対10%値	0/31 0/31	対目標値 対10%値	0/21 0/21		

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値  
( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。  
※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01 $\text{mg}/\text{L}$ 、PFOSは0.0003 $\text{mg}/\text{L}$ で評価している。

表 2-46 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）(2/2)

番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※1 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	評価値 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	備考 80%)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 (H30年水質測定結果)		浄水超過状況 (R01年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注	
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )						厚科審	食安委	WHO等			対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	対10%値	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	対10%値			
検28	ブロモクロロ酢酸	-										予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	52/149	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	53/145			
検29	ブロモジクロロ酢酸	-										予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	15/101	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	10/100			
検30	ジブロモクロロ酢酸	-										予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	対3 $\mu\text{g}/\text{L}$	2/101	対3 $\mu\text{g}/\text{L}$	2/100			
検31	ブロモ酢酸	-										予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	4/193	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	5/170			
検32	ジブロモ酢酸	-										予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	33/149	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	16/145			
検33	トリブロモ酢酸	-										予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	対5 $\mu\text{g}/\text{L}$	2/78	対5 $\mu\text{g}/\text{L}$	2/89			
検34	トリクロロアセトニトリル	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/179	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/177			
検35	ブロモクロロアセトニトリル	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/161	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	1/148			
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11							対目標値	0/189	対目標値	0/189			
検37	アセトアルデヒド	-	H15からの 変更なし					H20.12.16	H17.7.21 答申済み				・食安委答申(添加物、H17.7.21) →食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	5/153	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	10/157		
検38	MX	0.001		10-5Risk	検出濃度は評価値に対し極めて低く、基準値は設定しない	0.0018	・線形多段階モデルを適用						対目標値	0/11	対目標値	0/10			
検40	キシレン	0.4		179	0.5(C)	179							対目標値	0/413	対目標値	0/384			
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 (H22)			・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、15 $\mu\text{g}/\text{l}$ を定めている(RfD:0.7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価(2010.Feb.) BMDL50=0.11 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ (ヒト) UF=10 PMTDI=0.01 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ PMTDI: 暫定最大一日耐容摂取量	対目標値	0/55	対目標値	0/58		・利根川流域の関係企業で排出削減対策を実施中
検42	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)	-											・英国COTがTDI:3 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中 ・発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$	/143	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$	/216		・作業従事者で高い血清中濃度が報告されている
検43	ペルフルオロオクタン 酸(PFOA)	-											・英国COTがTDI:0.3 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$ ※2	0/143	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$ ※2	0/216		・作業従事者で高い血清中濃度が報告されている
検44	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加			・WHO/GDWQ第2次追補版追加(0.1 $\mu\text{g}/\text{l}$ )	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ ※2	0/45	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ ※2	2/43		
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL=7 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ UF=1000 TDI=7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	H24.3.5						対目標値	0/60	対目標値	0/40		
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS:10-5	H24.3.5						対目標値	0/63	対目標値	0/44		
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず (健康に基づく評価値 =0.02 TDI=7.7)	0.02	WHO(参考値)	H24.3.5						対目標値	0/47	対目標値	0/48		
検48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	追加		0.2 (TDI=10)	0.2	WHO(ガイドライン値)	H24.3.5						対目標値	0/29	対目標値	0/30		

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値  
( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。  
※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01 $\text{mg}/\text{L}$ 、PFOSは0.0003 $\text{mg}/\text{L}$ で評価している。

表 2-47 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（1/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H29水道統計)		浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	土壌熏蒸	-	-	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02	H28.2.17	H25.2.18 H27.10.20 答申済み	・食安委答申(H25.2.18, H27.10.20) → ADI = 20 ・評価申請(H29.3.15)	10%値超 0 / 653 1%値超 0 / 653	10%値超 0 / 651 1%値超 0 / 651	・地下水からの検出事例が多い				
対	2	ダラボン	除草剤	-	-	0.08		30			H29.3.28 答申済み	・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 480 1%値超 0 / 480	10%値超 0 / 458 1%値超 3 / 458					
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	除草剤	-	-	0.02	H30.4.1より 0.03→0.02	10	0.03	H30.2.15	H29.5.16 答申済み	・評価第四部会審議中(H25.7.10) ・食安委答申(H29.5.16) → ADI = 9.9	10%値超 0 / 620 1%値超 0 / 620	10%値超 0 / 599 1%値超 1 / 599					
対	4	EPN	殺虫剤	-	-	0.004	H21.4.1より 0.006→ 0.004	1.4		H19.10.26 評価値変更	H29.2.14 答申済み	・食安委答申(H20.10.16, H20.11.27, H29.2.14) → ADI = 1.4	10%値超 0 / 672 1%値超 0 / 672	10%値超 0 / 691 1%値超 2 / 691	・【H17】浄水からの検出レベルは 最高11%(表流水)				
対	5	MCPA	除草剤	-	-	0.005	変更なし	2	設定せず	H27.2.5	H26.7.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補版 変更 ・食安委答申(H26.7.29) → ADI=1.9	10%値超 0 / 524 1%値超 0 / 524	10%値超 0 / 507 1%値超 2 / 507					
対	6	アシュラム	除草剤	-	-	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み	・食安委答申(H26.10.21) → ADI=360	10%値超 0 / 597 1%値超 0 / 597	10%値超 0 / 614 1%値超 0 / 614					
対	7	アセフェート	殺虫剤	-	-	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H24.3.5	H28.12.13 答申済み	・食安委答申 (H22.7.22, H25.9.30, H28.12.13) → ADI = 2.4	10%値超 1 / 638 1%値超 1 / 638	10%値超 4 / 637 1%値超 9 / 637					
対	8	アトラジン	除草剤	-	-	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002 ・評価申請(H23.10.11)	10%値超 0 / 638 1%値超 0 / 638	10%値超 0 / 654 1%値超 0 / 654					
対	9	アニロホス	除草剤	-	-	0.003		1			H25.3.18 意見書提出	・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 567 1%値超 3 / 567	10%値超 0 / 589 1%値超 3 / 589					
対	10	アミトラズ	殺虫剤	-	-	0.006	0.003→ 0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み	・食安委答申(H19.5.17) → ADI = 2.5 (0.006 $\text{mg}/\text{L}$ )	10%値超 0 / 452 1%値超 0 / 452	10%値超 0 / 441 1%値超 5 / 441					
対	11	アラクロール	除草剤	-	-	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H25.3.18 答申済み	・食安委答申(H25.3.18) → ADI=10	10%値超 0 / 638 1%値超 0 / 638	10%値超 0 / 656 1%値超 0 / 656					
対	12	イソキサチオン	殺虫剤	-	-	0.005	H30.4.1より 0.008→ 0.005	2		H30.2.15	H28.2.23 答申済み	・食安委答申(H28.2.23) → ADI = 2	10%値超 0 / 694 1%値超 0 / 694	10%値超 0 / 730 1%値超 1 / 730					
対	13	イソフェンホス	殺虫剤	-	-	0.001		0.5				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 628 1%値超 3 / 628	10%値超 0 / 652 1%値超 4 / 652					
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	-	-	0.01		4				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 606 1%値超 0 / 606	10%値超 0 / 612 1%値超 0 / 612					

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄: 浄水の1地点以上で10%超過

表 2-48 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(2/8)

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H29水道統計)		浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	15	インプロチオラン(IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	-	-	0.3	H22.4.1より 0.04→0.3	100		H24.3.5	H24.12.10 答申済み		・食安委答申(H24.12.10) → ADI=100(0.3 mg/L)	10%値超 0 / 687 1%値超 0 / 687	10%値超 0 / 713 1%値超 0 / 713		・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.3mg/Lとなる方向		
対	16	イプロベンホス(IPB)	殺菌剤	-	-	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申(H21.4.23) → ADI = 35	10%値超 0 / 654 1%値超 0 / 654	10%値超 0 / 682 1%値超 0 / 682				
対	17	イミノクタジン酢酸塩	殺菌剤	-	-	0.006		2.3(イミノク タジンとし て)					・食安委検討中(H22.10.6部会) ・評価要請(H22.1.25)	10%値超 3 / 430 1%値超 3 / 430	10%値超 1 / 423 1%値超 1 / 423		・定量下限 $\leq 0.005\text{mg}/\text{L}$		
対	18	インダノファン	除草剤	-	-	0.009	H15年から の変更なし	3.5		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H22.9.9) → ADI=3.5	10%値超 0 / 585 1%値超 0 / 585	10%値超 0 / 576 1%値超 3 / 576				
対	19	エスプロカルブ	除草剤	-	-	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H24.2.23 答申済み		・食安委答申(H24.2.23) → ADI = 10	10%値超 0 / 639 1%値超 0 / 639	10%値超 0 / 665 1%値超 0 / 665		・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.03mg/Lとなる方向		
対	20	エディフェンホス(エシフェンホ ス, EDDP)	殺菌剤	-	-	0.006		2.5			WHO第4版 変更 削除←0.05		・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 586 1%値超 0 / 586	10%値超 0 / 616 1%値超 0 / 616				
対	21	エトフェンブロックス	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.08	H15年から の変更なし	30		H28.2.17	H29.4.25 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9, H29.4.25) → ADI = 31	10%値超 0 / 732 1%値超 0 / 732	10%値超 0 / 739 1%値超 0 / 739				
対	22	エトリジアゾール(エクロメ ゾール)	殺菌剤	-	-	0.004		1.6						10%値超 0 / 585 1%値超 0 / 585	10%値超 0 / 618 1%値超 0 / 618				
対	23	エンドスルファン(ベンゾエド スルフェート)	殺虫剤	-	-	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 532 1%値超 0 / 532	10%値超 0 / 556 1%値超 0 / 556		・定量下限 $\leq 0.01\text{mg}/\text{L}$		
対	24	オキサジクロメホン	除草剤	-	-	0.02	H26.4.1より 新規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) → ADI = 9.0 ・食安委答申(H20.8.21) → ADI = 9.1	10%値超 0 / 550 1%値超 0 / 550	10%値超 0 / 557 1%値超 0 / 557				
対	25	オキシシン銅	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申(H25.4.22) → ADI = 10	10%値超 0 / 556 1%値超 3 / 556	10%値超 0 / 548 1%値超 3 / 548				
対	26	オリサストロビン	殺菌剤、殺虫殺菌 剤	-	-	0.1	H26.4.1より 新規設定	52		H26.1.14	H20.3.27 答申済み		・食安委答申(H20.3.27) → ADI = 52	10%値超 0 / 493 1%値超 0 / 493	10%値超 0 / 510 1%値超 0 / 510				
対	27	カズサホス	殺虫剤	-	-	0.0006	H26.4.1より 新規設定	0.25		H26.1.14	H29.5.23 答申済み		・食安委答申 (H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3, H29.5.23) → ADI = 0.25	10%値超 0 / 518 1%値超 1 / 518	10%値超 0 / 503 1%値超 1 / 503				
対	28	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	-	-	0.008	H15年から の変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申(H20.2.21) → ADI = 3 (0.008mg/L)	10%値超 0 / 721 1%値超 1 / 721	10%値超 0 / 736 1%値超 0 / 736				
対	29	カルタップ	殺虫剤	-	-	0.3	H15年答申	100						10%値超 0 / 424 1%値超 0 / 424	10%値超 0 / 438 1%値超 12 / 438				

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-49 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(3/8)

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H29水道統計)		浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	30	カルバリル(NAC)	殺虫剤	-	-	0.05		20			審議中		・評価第四部会審議中(H25.8.7)	10%値超 0 / 540 1%値超 0 / 540	10%値超 0 / 542 1%値超 0 / 542				
対	31	カルプロバミド	殺菌剤	-	-	0.04	H15年からの変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申(H19.12.13) → ADI = 14 (0.04 $\text{mg}/\text{L}$ )	10%値超 0 / 517 1%値超 0 / 517	10%値超 0 / 505 1%値超 0 / 505				
対	32	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	殺虫剤	-	-	0.005		2	0.007		H23.12.26 審議中		・評価第一部会にて審議中(最近の議事H: 23.12.26部会)	10%値超 0 / 546 1%値超 0 / 546	10%値超 0 / 532 1%値超 0 / 532				
対	33	キノクラミン(ACN)	除草剤	-	-	0.005	H15年からの変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申(H25.10.7) → ADI = 2.1	10%値超 0 / 500 1%値超 0 / 500	10%値超 0 / 497 1%値超 2 / 497				
対	34	キャプタン	殺菌剤	-	-	0.3		125			H29.3.7 答申済み		・食安委答申(H29.3.7) → ADI = 100	10%値超 0 / 625 1%値超 0 / 625	10%値超 0 / 655 1%値超 0 / 655				
対	35	クミルロン	除草剤	-	-	0.03	H15年からの変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申(H19.8.9) → ADI = 10 (0.03 $\text{mg}/\text{L}$ )	10%値超 0 / 578 1%値超 0 / 578	10%値超 0 / 567 1%値超 0 / 567				
対	36	グリホサート	除草剤	-	-	2		1		H29.1.31	H28.7.12 答申済み		・食安委答申(H28.7.12) → ADI = 1000	10%値超 0 / 519 1%値超 0 / 519	10%値超 0 / 525 1%値超 0 / 525				
対	37	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	-	-	0.02	H26.4.1より新規設定	9.1		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申(H25.7.29) → ADI = 9.1	10%値超 0 / 341 1%値超 0 / 341	10%値超 0 / 400 1%値超 0 / 400				
対	38	クロメプロップ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申(H21.7.23) → ADI = 6.2	10%値超 0 / 533 1%値超 0 / 533	10%値超 0 / 521 1%値超 0 / 521				
対	39	クロロニトロフェン(CNP)	除草剤	1996失効	-	0.0001		設定せず						10%値超 3 / 525 1%値超 7 / 525	10%値超 6 / 549 1%値超 6 / 549	・定量下限 $\leq 0.0001\text{mg}/\text{L}$			
対	40	クロルピリホス	殺虫剤	-	-	0.003	H21.4.1より0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H19.10.26 H24.3.5	H23.6.2 答申済み		・食安委答申(H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2) → ADI = 1 ・評価要請(H29.7.21) ・WHO/GDWQ第2次追補版追加(30 $\mu\text{g}/\text{L}$ )	10%値超 0 / 685 1%値超 0 / 685	10%値超 0 / 721 1%値超 4 / 721				
対	41	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	-	-	0.05		18					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H29.7.21)	10%値超 0 / 706 1%値超 0 / 706	10%値超 0 / 741 1%値超 0 / 741				
対	42	シアナジン	除草剤	-	-	0.001	H30.4.1より0.004→0.001	1.5	0.0006	H30.2.15	H29.2.28 答申済み	WHO第4版追加	・食安委答申(H29.2.28) → ADI = 0.53	10%値超 0 / 598 1%値超 0 / 598	10%値超 0 / 583 1%値超 2 / 583				
対	43	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	-	-	0.003	H15年答申	1			H29.10.17 答申済み		・食安委答申(H29.10.17) → ADI = 1	10%値超 0 / 527 1%値超 0 / 527	10%値超 0 / 528 1%値超 0 / 528				
対	44	ジウロン(DCMU)	除草剤	-	-	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 598 1%値超 0 / 598	10%値超 0 / 576 1%値超 0 / 576				

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-50 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（4/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H29水道統計)		浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	45	ジクロベニル(DBN)	除草剤	-	-	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申(H26.7.1) →ADI=10 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	10%値超 0 / 650 1%値超 0 / 650	10%値超 0 / 670 1%値超 0 / 670				
対	46	ジクロロボス(DDVP)	殺虫剤	-	-	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.3.24)	10%値超 0 / 611 1%値超 0 / 611	10%値超 0 / 639 1%値超 0 / 639				
対	47	ジクワット	除草剤	-	-	0.005		1.9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 3 / 489 1%値超 3 / 489	10%値超 0 / 495 1%値超 1 / 495	・定量下限 $\leq 0.001\text{mg}/\text{L}$			
対	48	エチルチオメトン	殺虫剤	-	-	0.004		1.4						10%値超 0 / 637 1%値超 0 / 637	10%値超 0 / 618 1%値超 0 / 618				
対	49	ジチアゾン	殺虫剤	-	-	0.03	H30年度より 削除	10			H22.6.17 答申済み		・食安委答申(H22.6.17) →ADI=10 ・評価要請(H29.8.31) ・平成30年厚生労働省告示第138号により 削除	10%値超 0 / 253 1%値超 4 / 253	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0				
対	50	ジチオカルバメート系農薬	-	-	-	0.005	H26.4.1より 新規設定			H26.1.14			二硫化炭素として	10%値超 0 / 316 1%値超 3 / 316	10%値超 0 / 316 1%値超 1 / 316				
対	51	ジチオピル	除草剤	-	-	0.009	H22.4.1より 0.008→ 0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) →ADI=3.6 (0.009 $\text{mg}/\text{L}$ )	10%値超 0 / 600 1%値超 0 / 600	10%値超 0 / 629 1%値超 0 / 629	・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.009 $\text{mg}/\text{L}$ となる方向			
対	52	シハロホップブチル	除草剤	-	-	0.006	H15年答申	2.4						10%値超 0 / 545 1%値超 0 / 545	10%値超 0 / 540 1%値超 0 / 540				
対	53	シマジン(CAT)	除草剤	-	-	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 695 1%値超 0 / 695	10%値超 0 / 723 1%値超 0 / 723				
対	54	ジメタメリン	除草剤	-	-	0.02	H15年から の変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申(H23.12.22) →ADI=9.4	10%値超 0 / 642 1%値超 0 / 642	10%値超 0 / 673 1%値超 0 / 673				
対	55	ジメエート	殺虫剤	-	-	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 640 1%値超 0 / 640	10%値超 0 / 641 1%値超 0 / 641				
対	56	シメリン	除草剤	-	-	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 680 1%値超 0 / 680	10%値超 0 / 702 1%値超 0 / 702				
対	57	ジメピレレート	除草剤	2004.6失効	-	0.003	H30年度より 削除	1		H18.8.4			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り(浄水、 原水からの検出が確認されたため) ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意 見書提出 ・平成30年厚生労働省告示第138号により 削除	10%値超 0 / 586 1%値超 0 / 586	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0				
対	58	ダイアジノン	殺虫剤	-	-	0.003	H28.4.1より 0.005→ 0.003	2		H27.2.5	H26.8.19 答申済み		・食安委答申(H26.8.19) →ADI=1 ・評価要請(H29.5.24)	10%値超 0 / 765 1%値超 7 / 765	10%値超 1 / 796 1%値超 7 / 796				
対	59	ダイムロン	除草剤	-	-	0.8	H15年から の変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申(H19.11.8) →ADI=300 (0.8 $\text{mg}/\text{L}$ )	10%値超 0 / 563 1%値超 0 / 563	10%値超 0 / 571 1%値超 0 / 571				

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-51 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（5/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H29水道統計)		浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	60	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	-	-	0.01	H29.4.1より新規設定	2.5		H29.1.31	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 4	10%値超 0 / 352 1%値超 0 / 352	10%値超 0 / 392 1%値超 0 / 392				
対	61	チアジニル	殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤	-	-	0.1	H26.4.1より新規設定	40		H26.1.14	H19.10.25 答申済み		・食安委答申(H19.10.25) → ADI = 40	10%値超 0 / 544 1%値超 0 / 544	10%値超 0 / 531 1%値超 0 / 531				
対	62	チウラム	殺菌剤	-	-	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 659 1%値超 0 / 659	10%値超 0 / 654 1%値超 0 / 654				
対	63	チオジカルブ	殺虫剤	-	-	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 555 1%値超 0 / 555	10%値超 0 / 536 1%値超 0 / 536				
対	64	チオファネートメチル	殺菌剤	-	-	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 598 1%値超 0 / 598	10%値超 0 / 593 1%値超 0 / 593				
対	65	チオベンカルブ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの変更なし	9		H24.3.5	H22.8.5 答申済み		・食安委答申(H22.8.5) → ADI=9(0.02 mg/L)	10%値超 0 / 665 1%値超 0 / 665	10%値超 0 / 695 1%値超 0 / 695				
対	66	テフリルトリオン	除草剤	-	-	0.002	H29.4.1より対象農薬に格上げ	0.8		H29.1.31	H21.2.19 答申済み		・食安委答申(H21.2.19) → ADI = 0.8	10%値超 0 / 298 1%値超 0 / 298	10%値超 0 / 364 1%値超 0 / 364				
対	67	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	1998.7失効	-	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため)	10%値超 0 / 567 1%値超 0 / 567	10%値超 0 / 591 1%値超 0 / 591				
対	68	トリクロピル	除草剤	-	-	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 607 1%値超 0 / 607	10%値超 0 / 590 1%値超 0 / 590			トリクロピルブキシエチルを厚労科研H15検出	
対	69	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	-	-	0.005	H26.4.1より0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 1 / 594 1%値超 6 / 594	10%値超 0 / 572 1%値超 4 / 572				
対	70	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	-	-	0.1	H28.4.1より0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI=50	10%値超 0 / 574 1%値超 0 / 574	10%値超 0 / 568 1%値超 0 / 568				
対	71	トリフルラリン	除草剤	-	-	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26 答申済み		・食安委答申(H24.1.26) → ADI=24	10%値超 0 / 683 1%値超 0 / 683	10%値超 0 / 690 1%値超 0 / 690				
対	72	ナプロパミド	除草剤	-	-	0.03		12.5						10%値超 0 / 572 1%値超 0 / 572	10%値超 0 / 615 1%値超 0 / 615				
対	73	パラコート	除草剤	-	-	0.005	H15年答申	2						10%値超 0 / 432 1%値超 0 / 432	10%値超 0 / 456 1%値超 0 / 456				
対	74	ピペロホス	除草剤	-	-	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 566 1%値超 7 / 566	10%値超 0 / 586 1%値超 6 / 586			・定量下限 $\leq 0.0001\text{mg}/\text{L}$	
対	75	ピラクロニル	除草剤	-	-	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H23.6.2 答申済み		・食安委答申(H23.6.2) → ADI = 4.4	10%値超 0 / 427 1%値超 1 / 427	10%値超 0 / 448 1%値超 4 / 448				

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-52 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（6/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H29水道統計)		浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	76	ピラゾキシフェン	除草剤	-	-	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申(H20.4.24) → ADI = 26 (0.07 $\text{mg}/\text{L}$ )	10%値超 0 / 495 1%値超 4 / 495	10%値超 0 / 485 1%値超 0 / 485				
対	77	ピラソリネート(ピラソレート)	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	6						10%値超 0 / 525 1%値超 0 / 525	10%値超 0 / 530 1%値超 0 / 530				
対	78	ピリダフェンチオン	殺虫剤	2007.2失効	-	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 583 1%値超 7 / 583	10%値超 0 / 612 1%値超 4 / 612				
対	79	ピリブチカルブ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの 変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申(H20.9.11) → ADI = 8.8 (0.02 $\text{mg}/\text{L}$ )	10%値超 0 / 653 1%値超 0 / 653	10%値超 0 / 689 1%値超 0 / 689				
対	80	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申(H27.6.9) → ADI = 19	10%値超 0 / 641 1%値超 0 / 641	10%値超 0 / 666 1%値超 1 / 666				
対	81	フィプロニル	殺虫剤	-	-	0.0005	変更なし	0.2		H29.1.31	H28.4.5 答申済み		・食安委答申(H26.1.20, H28.4.5) → ADI=0.19 ・評価書(案)を一部修正の上、委員会に報告することとなった。(最近の議事:28.1.14幹事会)	10%値超 0 / 673 1%値超 0 / 673	10%値超 0 / 666 1%値超 2 / 666		・左記は管理目標調査に基づくもの。 ・【H17】原水の検出レベルは90~100%。		
対	82	フェントロチオン(MEP)	殺虫剤	-	-	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5		H27.2.5	H29.8.22 答申済み		・食安委答申(H26.6.3, H29.8.22) → ADI = 4.9	10%値超 0 / 772 1%値超 0 / 772	10%値超 0 / 799 1%値超 0 / 799		・【H17】浄水からの検出レベルは最高20%(表流水、原水で100%超が1例存在(表流水)) ・【H18】浄水・原水ともに最高濃度		
対	83	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申(H25.9.9) → ADI = 13	10%値超 0 / 687 1%値超 0 / 687	10%値超 0 / 705 1%値超 0 / 705				
対	84	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H24.2.23 答申済み		・食安委答申(H24.2.23) → ADI = 19	10%値超 0 / 479 1%値超 0 / 479	10%値超 0 / 495 1%値超 0 / 495				
対	85	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	-	-	0.006	H25.4.1より 0.001→ 0.006	2.3		H24.3.5	H25.9.30 答申済み		・食安委答申(H25.9.30) → ADI=2.3	10%値超 0 / 650 1%値超 0 / 650	10%値超 0 / 663 1%値超 0 / 663				
対	86	フェントエート(PAP)	殺虫剤	-	-	0.007	H25.4.1より 0.004→ 0.007	2.9		H24.3.5	H25.1.21 答申済み		・食安委答申(H25.1.21) → ADI=2.9	10%値超 0 / 667 1%値超 0 / 667	10%値超 0 / 681 1%値超 0 / 681			フェントエートと あったが間違い	
対	87	フェントラザミド	除草剤	-	-	0.01	H26.4.1より 新規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申(H20.12.4) → ADI = 5.2	10%値超 0 / 561 1%値超 0 / 561	10%値超 0 / 535 1%値超 0 / 535				
対	88	フサライド	殺菌剤	-	-	0.1		40						10%値超 0 / 702 1%値超 0 / 702	10%値超 0 / 727 1%値超 0 / 727				
対	89	ブタクロール	除草剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申(H23.8.25) → ADI=10	10%値超 0 / 528 1%値超 1 / 528	10%値超 0 / 548 1%値超 1 / 548				
対	90	ブタミホス	除草剤	-	-	0.02	H23.4.1より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) → ADI = 8 (0.02 $\text{mg}/\text{L}$ )	10%値超 0 / 638 1%値超 0 / 638	10%値超 0 / 668 1%値超 0 / 668				

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-53 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（7/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H29水道統計)		浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	91	プロフェジン	殺虫剤	-	-	0.02	H15年からの変更なし	9		H29.1.31	H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13) → ADI = 9	10%値超 0 / 651 1%値超 0 / 651	10%値超 0 / 672 1%値超 0 / 672				
対	92	フルアジナム	殺菌剤	-	-	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.11.11) → ADI = 10	10%値超 0 / 539 1%値超 0 / 539	10%値超 0 / 543 1%値超 0 / 543				
対	93	プレチラクロール	除草剤	-	-	0.05	H23.4.1より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI=18(0.05 $\text{mg}/\text{L}$ )	10%値超 0 / 709 1%値超 1 / 709	10%値超 0 / 741 1%値超 0 / 741				
対	94	プロシミドン	殺菌剤	-	-	0.09	変更なし	35		H27.2.5	H29.5.30 答申済み		・食安委答申(H26.1.20, H29.5.30) → ADI = 35	10%値超 0 / 593 1%値超 0 / 593	10%値超 0 / 582 1%値超 0 / 582				
対	95	プロチオホス	殺虫剤	-	-	0.004	H15年答申	1.5						10%値超 0 / 350 1%値超 0 / 350	10%値超 0 / 348 1%値超 0 / 348				
対	96	プロピコナゾール	殺菌剤	-	-	0.05	変更なし	18		H27.2.5	H29.7.4 答申済み		・食安委答申(H26.4.8, H29.7.4) → ADI = 19	10%値超 0 / 608 1%値超 0 / 608	10%値超 0 / 605 1%値超 0 / 605				
対	97	プロピザミド	除草剤	-	-	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI = 19	10%値超 0 / 651 1%値超 0 / 651	10%値超 0 / 678 1%値超 0 / 678				
対	98	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.05		20			H23.9.28 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事: H23.9.28評価第三部会)	10%値超 0 / 621 1%値超 0 / 621	10%値超 0 / 594 1%値超 0 / 594				
対	99	プロモブチド	除草剤	-	-	0.1	H22.4.1より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) → ADI = 40 (0.1 $\text{mg}/\text{L}$ )	10%値超 0 / 693 1%値超 1 / 693	10%値超 0 / 722 1%値超 0 / 722		・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.1 $\text{mg}/\text{L}$ となる方向		
対	100	ベノミル	殺菌剤	-	-	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 584 1%値超 0 / 584	10%値超 1 / 568 1%値超 1 / 568				
対	101	ベンシクロン	殺菌剤	-	-	0.1	H23.4.1より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申(H20.10.16) → ADI=53(0.1 $\text{mg}/\text{L}$ )	10%値超 0 / 669 1%値超 0 / 669	10%値超 0 / 701 1%値超 0 / 701				
対	102	ベンソピシクロン	除草剤	-	-	0.09	H26.4.1より 新規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI=34	10%値超 0 / 534 1%値超 0 / 534	10%値超 0 / 530 1%値超 0 / 530				
対	103	ベンゾフェナップ	除草剤	-	-	0.005	H29.4.1より 0.004→ 0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申(H27.8.18) → ADI=2	10%値超 0 / 520 1%値超 0 / 520	10%値超 0 / 502 1%値超 0 / 502				

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-54 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(8/8)

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H29水道統計)		浄水超過状況 <sup>※2</sup> (H30水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	104	ペンタゾン	除草剤	-	-	0.2		90					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 642 1%値超 0 / 642	10%値超 0 / 652 1%値超 1 / 652				
対	105	ペンディメタリン	除草剤	-	-	0.3	H25.4.1より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H24.8.6 答申済み		・食安委答申(H24.8.6) → ADI=120	10%値超 0 / 716 1%値超 0 / 716	10%値超 0 / 713 1%値超 0 / 713				
対	106	ペンフルカルブ	殺虫剤	-	-	0.04		15						10%値超 0 / 582 1%値超 0 / 582	10%値超 0 / 583 1%値超 0 / 583				
対	107	ペンフルラリン(ベスロジ ン)	除草剤	-	-	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申(H22.10.14) → ADI=5	10%値超 0 / 605 1%値超 0 / 605	10%値超 0 / 630 1%値超 0 / 630				
対	108	ペンフレセート	除草剤	-	-	0.07	H15から変 更なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 23	10%値超 0 / 477 1%値超 0 / 477	10%値超 0 / 473 1%値超 0 / 473				
対	109	ホスチアゼート	殺虫剤	-	-	0.003	H15年答申	1			H24.9.12 幹事会報告		評価書(案)を一部修正の上、農業専門調査 会幹事会に報告することとなった。ただし、確 認事項に対する回答について評価部会で確 認することとなった。(最近の議事: H24.9.12評 価第三部会)	10%値超 0 / 534 1%値超 4 / 534	10%値超 0 / 523 1%値超 2 / 523				
対	110	マラソン(マラチオン)	殺虫剤	-	-	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申(H26.5.13) → ADI=290 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	10%値超 0 / 680 1%値超 0 / 680	10%値超 0 / 684 1%値超 0 / 684				
対	111	メコプロップ(MCPPP)	除草剤	-	-	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 646 1%値超 0 / 646	10%値超 0 / 639 1%値超 0 / 639				
対	112	メソミル	殺虫剤	-	-	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 619 1%値超 0 / 619	10%値超 0 / 613 1%値超 0 / 613				
		メタム(カーバム)	-	-	-	0.01	H29.4.1より 新規設定	7.5		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 7.5	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0				
対	113	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H22.2.2	H29.10.17 答申済み		・食安委答申(H21.3.5, H23.7.7, H26.1.20, H29.10.17) → ADI = 80 (メタラキシル及びメフェノキサムとして)	10%値超 0 / 676 1%値超 0 / 676	10%値超 0 / 705 1%値超 0 / 705				
対	114	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	-	-	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 700 1%値超 0 / 700	10%値超 0 / 730 1%値超 0 / 730				
対	115	メチルダイムロン	除草剤	2005.7失効	-	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.12.14) ・H18.8.4厚科審で取扱について検討	10%値超 0 / 588 1%値超 0 / 588	10%値超 0 / 615 1%値超 0 / 615				
対	116	メミノストロピン	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 答申済み		・食安委答申(H22.3.4) → ADI=16	10%値超 0 / 569 1%値超 0 / 569	10%値超 0 / 568 1%値超 0 / 568				
対	117	メトリブジン	除草剤	-	-	0.03	H15年答申	12.5						10%値超 0 / 584 1%値超 0 / 584	10%値超 0 / 590 1%値超 0 / 590				
対	118	メフェナセット	除草剤	-	-	0.02	H22.4.1より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI = 7 (0.02 $\text{mg}/\text{L}$ )	10%値超 0 / 700 1%値超 1 / 700	10%値超 0 / 717 1%値超 0 / 717			・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.02 $\text{mg}/\text{L}$ となる方向	
対	119	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.1	H15から変 更なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申(H21.12.17) → ADI = 0.05	10%値超 0 / 648 1%値超 0 / 648	10%値超 0 / 675 1%値超 0 / 675				
対	120	モリネート	除草剤	-	-	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申(H25.3.4) → ADI = 2.1	10%値超 0 / 710 1%値超 0 / 710	10%値超 0 / 714 1%値超 0 / 714			・定量下限 $\leq 0.001\text{mg}/\text{L}$	

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄: 浄水の1地点以上で10%超過

表 2-55 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(1/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWG※1 (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況※2 (H30年水質測定結果)		検出状況※2 (R01年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
要	1	アセタミプリド	殺菌剤 殺虫殺菌剤	-	-	0.2	H24年度 末部会	71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 45	1%値超 0 / 50	1%値超 0 / 47		
要	2	イミダクロプリド	殺虫剤	-	-	0.1	H20.12.16 変更0.1→ 0.2	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14, H22.9.9, H28.7.12) → ADI=57	1%値超 0 / 66	1%値超 0 / 69	1%値超 0 / 69	1%値超 0 / 71	・厚生科学審議会生活環境水道 部会(平成20年12月16日)で審 議。基準値は0.1 mg/Lとなる方向	
要	3	エチプロール	-	-	-	0.01		5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み		・食安委答申(H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24) → ADI = 5	1%値超 0 / 10	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 16	1%値超 0 / 22		
要	4	クロロピクリン	-	-	-	-	未設定						・評価要請(H29.6.15)	1%値超 0 / 5	1%値超 0 / 7	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 5		
要	5	テブコナゾール	殺菌剤	-	-	0.07	H24年度 末部会	29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8) → ADI = 29	1%値超 0 / 43	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 46		
		テフリルトリオン	-	-	-	0.002							・内閣府食品安全委員会(H 2102.19) → ADI=0.8	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
要	6	バラチオンメチル	殺虫剤	1971失効	#N/A	0.04	H15年答 申	15					・食安委検討中 ・評価要請(H21.3.24)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 ### / 8	1%値超 ### / ###	・販売・使用禁止農薬(使用事故 多発)	
要	7	ヒメキサゾール(ヒドロキ シイソキサゾール)	殺菌剤	-	-	0.1	H15年答 申	50					・評価要請(H25.8.20)	1%値超 0 / 6	1%値超 0 / 6	1%値超 0 / ###	1%値超 0 / 8		
要	8	ピラクロホス	-	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 35		
要	9	フルスルファミド	殺菌剤	-	-	-	-	-					・評価要請(H24.8.21)	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 45	1%値超 0 / 43		
要	10	プロマシル	除草剤	-	-	0.05	H29.4.1 より新規 設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申(H28.5.17) → ADI = 19	1%値超 0 / 48	1%値超 0 / 45	1%値超 0 / 64	1%値超 0 / 56		
要	11	ベントキサゾン	除草剤	-	-	0.6	H22.2.2 変更0.6→ 0.2	230		H22.12.21 評価値を0.6に 緩和	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 23	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 45		
要	12	ホサロン	殺虫剤	-	-	0.005	H27.4.1よ り新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申(H26.3.10) → ADI = 2	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 40	1%値超 0 / 38		
要	13	メタアルデヒド	-	-	-	0.06		22		H27.2.5	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 22	1%値超 1 / 2	1%値超 7 / 9	1%値超 0 / 2	1%値超 3 / 10		

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-56 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(2/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 <sup>※2</sup> (H30年水質測定結果)		検出状況 <sup>※2</sup> (R01年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
		メチルイソチオンアネート	殺虫剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 39		
要	14	メトラクロール	除草剤	-	-	0.2	H15年答申	97	0.01	H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.7.30 答申済み		・食安委答申(H21.7.30) → ADI = 97	1%値超 0 / 40	1%値超 0 / 36	1%値超 ### / ###	1%値超 ### / ###		
他	1	2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)	除草剤	-	-	-	-	-			H24.10.29 答申済み		・食安委答申(H24.10.29) → ADI = 9.8	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	2	2,4-DB	除草剤	未登録	-	-	-	-	0.09		審議中		・食安委検討中	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 0		
他	3	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	4	MCPB	除草剤 植物成長 調整剤	-	-	0.08	H15年答申	33						1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 8		
他	5	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	2006.12失効	-	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 77	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23		
他	6	アジムスルフロ	除草剤	-	-	0.2	H15年答申	95		H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.4.9 答申済み		・食安委答申(H21.4.9) → ADI = 95	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	7	アミトロール	除草剤	-	-	0.003	H24.3.5変 更0.003→ 0.06	1.2		H24.3.5 評価値強化 0.003→0.06	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7) → ADI=1.2	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	8	アメリリン	除草剤	-	-	0.2	H20.12.16 変更0.2→ 0.003	72		H20.12.16 評価値変更 0.2→0.003	H19.9.13 答申済み		・食安委答申(H19.9.13) → ADI = 72 (0.2mg/L)	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	・厚生科学審議会生活環境水道 部会(平成20年12月16日)で審 議。基準値は0.2 mg/Lとなる方向	
他	9	イナベンフィド	植物成長 調整剤	2007.1失効	-	0.3	H15年答申	130						1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23		
他	10	イマズスルフロ	殺虫剤 除草剤	-	-	0.2	H15年答申	89						1%値超 0 / 22	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 23	1%値超 2 / 32		
他	11	ウニコナゾールP	植物成長 調整剤	-	-	0.04	H15年答申	16		H20.12.16 H15からの 変更なし	H19.5.31 答申済み		・食安委答申(H19.5.31) → ADI = 16 (0.04mg/L)	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	12	エトキシスルフロ	除草剤	-	-	0.1	H15年答申	56		H25.3.19 評価値を0.1に強 化 H26.1.14 変更なし	H25.10.21 答申済み		・残留農薬安全性評価委員会(ADI =38)	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 32		

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-57 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(3/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 <sup>※2</sup> (H30年水質測定結果)		検出状況 <sup>※2</sup> (R01年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚料審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	13	エトベンザニド	除草剤	-	-	0.1	H15年答申	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI = 44	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 29		
他	14	エンドタール	除草剤	-	-	-	-	-			H29.3.28 答申済み			1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	15	オキサジアルギル	除草剤	-	-	0.02	H24年度 末部会	8		H25.3.19 評価値を0.02 に設定	H19.10.11 答申済み		・食安委答申(H19.10.11) → ADI = 8	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 26		
他	16	オキサミル	殺虫剤	-	-	0.05	H15年答申	20					評価要請 H25.3.12	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	17	オキシリニック酸	殺菌剤	-	-	0.05	H15年答申	21		H25.3.19 評価値を0.05に 強化 H26.1.14 変更なし	H25.11.11 答申済み		・内閣府食品安全委員会(H 23.6.30) ADI=21	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	18	キザロホップエチル	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申(H21.10.22, H26.4.8) → ADI = 9	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	19	クロチアニジン	殺菌剤、殺 虫殺菌剤	-	-	0.2	H24年度 末部会	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申(H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7) → ADI = 97	1%値超 0 / 60	1%値超 0 / 69	1%値超 0 / 67	1%値超 0 / 69		
他	20	クロマフェノジド	殺虫剤	-	-	0.7	H15年答申	270		H20.12.16 H15からの 変更なし H25.3.19 現行評価値を維 持	H24.5.24 答申済み		・食安委答申(H19.10.18) ・食安委答申(H24.5.24) → ADI = 270	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23		
他	21	クロルタルジメチル(TC TP)	除草剤	2005.9失 効	-	-	-	-						1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23		
他	22	クロルピリホスメチル	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	10						1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 29		
他	23	シクロスルフアムロン	除草剤	-	-	0.08	H15年答申	30						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 2		
他	24	ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	-	-	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除すること に関する意見書提出	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	25	シクロプロトリン	殺虫剤	-	-	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申(H27.2.3) → ADI = 85 ・評価要請(H22.1.25)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	26	ジクロメジン	殺菌剤	-	-	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の 議事:H19.10.12部会)	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23		

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-58 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(4/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWG <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 <sup>※2</sup> (H30年水質測定結果)		検出状況 <sup>※2</sup> (R01年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注	
						値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水			
他	27	ジクロロプロップ	植物成長調整剤	-	-	0.06	H15年答申	22	0.1	H30.2.15	H29.7.4 答申済み		・食安委答申(H29.7.4) → ADI = 36	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23			
他	28	ジコホル(ケルセン)	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	25	設定せず			WHO第4版 第1次追補版 変更 設定せず← 0.006			1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	29	シノスルフロン	除草剤	2006.11失効	-	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23			
他	30	ジノテフラン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.6	H24年度末部会	220		H27.2.5	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申(H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 220	1%値超 0 / 64	1%値超 2 / 85	1%値超 0 / 75	1%値超 1 / 88			
他	31	ジフェノコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.02	-	-		H28.2.17	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 答申済み		・食安委答申(H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28) → ADI = 9.6	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 33			
他	32	シフルトリン	殺虫剤	-	-	0.05	H15年答申	20						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0			
他	33	ジフルベズロン	殺虫剤	-	-	0.05	H28.4.1より 0.03→ 0.05	12	設定せず	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.12	・食安委答申(H27.7.28) → ADI = 20	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23			
他	34	シプロコナゾール	殺菌剤	-	-	0.02	H15年答申	9.9						1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 33			
他	35	シプロジニル	殺菌剤	-	-	0.07	-	-		H25.3.19 評価値を0.07に設定	H.24.9.24 答申済み		・食安委答申(H.24.9.24) → ADI = 27	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 31			
他	36	シペルメトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	50					評価要請 H29.1.25	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1			
他	37	シメコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.02	H24年度末部会	8.5		H29.1.31	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 答申済み		・食安委答申(H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23) → ADI = 8.5	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 52	1%値超 0 / 48			
他	38	ジメチルビンホス	殺虫剤	2006.11失効	-	0.01	H15年答申	4						1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26			
他	39	シラフルオフェン	殺虫剤	-	-	0.3	H15年答申	110		H20.12.16 H15からの 変更なし H24.3.5 H15からの 変更なし H25.3.19 現行評価値を 維持	H20.1.17 答申済み H24.2.9 審議終了、 答申予定		・食安委答申(H20.1.17) → ADI = 110(0.3 $\text{mg}/\text{L}$ ) ・食安委 審議(H24.2.9) → ADI = 110	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 43	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 43			
他	40	シンメチリン	除草剤	2006.6失効	-	0.1	H15年答申	42						1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26			

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

表 2-59 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(5/7)

群	番号	項目名	用途			目標値 値(mg/L)	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWG <sup>※1</sup> (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 <sup>※2</sup> (H30年水質測定結果)		検出状況 <sup>※2</sup> (R01年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注		
									厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水				
他	41	スピノサド	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	24			H25.3.19 現行評価値を維持	H22.4.8 答申済み		・食安委答申(H22.4.8, H27.2.17) → ADI = 24 ・評価要請 H29.5.24	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 8		
他	42	セトキシジム	除草剤	-	-	0.4	H15年答申	140				H26.2.27 審議中		・評価第一部会で審議中(最近の議事:H26.2.27評価第一部会)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	43	チアクロプリド	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-	-	-							1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 32		
他	44	チアメトキサム	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.05	H24年度末部会	18			H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申(H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28) → ADI = 18	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 34		
他	45	チオシクラム	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	12							1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	46	チフルザミド	殺菌剤	-	-	0.04	H15年答申	20			H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 答申済み		・食安委答申(H24.10.1, H28.1.26) → ADI = 14	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 48	1%値超 0 / 45	1%値超 0 / 49		
他	47	テクロフタラム	殺菌剤	-	-	0.1	H15年答申	58							1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	48	テトラクロルピホス(CVMP)	殺虫剤	-	-	0.01	H15年答申	4				H29.3.28 答申済み			1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23		
他	49	テトラコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.01	H28.4.1より新規設定	4			H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申(H27.8.18) → ADI = 4	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 30		
他	50	テブフェノジド	殺虫剤	-	-	0.04	H20.12.16 変更0.04 ←0.02	16			H20.12.16 評価値変更 0.04←0.02	H19.11.8 答申済み		・食安委答申(H19.11.8) → ADI = 16 (0.04mg/L)	1%値超 0 / 31	1%値超 1 / 37	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 39	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.04 mg/Lとなる方向	
他	51	トリネキサパックエチル	植物成長調整剤	-	-	0.01	H15年答申	5.9			H19.10.26 H22.12.21 H15から変更なし	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) ・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 5.9 (0.01mg/L)	1%値超 0 / 22	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 26		
他	52	トリフルミゾール	殺菌剤	-	-	0.04	H26.4.1より新規設定	15			H29.1.31	H25.11.11 H28.5.17 答申済み		・食安委答申(H25.11.11, H28.5.17) → ADI = 15	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 29		
他	53	トルフェンピラド	殺虫剤	-	-	0.01	H24年度末部会	5.6			H25.3.19 評価値を0.01に設定	H.16.10.7 H.19.5.31 H.23.2.10 答申済み		・食安委答申(H.17.6.30) ・食安委答申(H.19.5.31) ・食安委答申(H.23.2.10) → ADI = 5.6	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	54	ナプロアニリド	除草剤	2003.11失効	-	0.02	H15年答申	7						・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-60 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(6/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 <sup>※2</sup> (H30年水質測定結果)		検出状況 <sup>※2</sup> (R01年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	55	ニテンピラム	殺虫剤	-	-	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申(H28.5.17) → ADI = 530	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 32		
他	56	バクロブトラゾール	植物成長調整剤	-	-	0.05	H22.12.21 変更0.06 ←0.1	20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申(H21.4.2, H28.9.6) → ADI = 20	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 32		
他	57	バリダマイシン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	58	ビスピリバック	除草剤	-	-	0.03	H15年答申	11						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	59	ピメロジン	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	13		H24.3.5 H15からの変更なし	H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H22.9.9) → ADI=13	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 42		
他	60	ピラソスルフロンエチル	除草剤	-	-	0.03	H27.4.1より 0.1→0.03	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申(H26.5.20) → ADI = 10	1%値超 0 / 37	1%値超 1 / 38	1%値超 0 / 39	1%値超 1 / 39		
他	61	ピリミノバックメチル	除草剤	-	-	0.05	H24年度末部会	20		H25.3.19 評価値を0.05に緩和	H22.4.1 答申済み		・食安委答申(H22.4.1) → ADI=20	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 36		
他	62	ピリモホスメチル	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	25	設定不相当 ADI0.03 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$			WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加		1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	63	ピレトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	40					・評価要請(H29.4.19)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	64	フェノキサニル	-	-	-	0.02		7		H25.3.19 評価値を0.02に設定	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) → ADI = 6.9 ・食安委答申(H20.11.27) → ADI = 7	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	65	フェンバレレート	殺虫剤	-	-	0.04	H26.4.1より 0.05→ 0.04	17		H26.1.14 強化	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.7.29) → ADI = 17	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 0		
他	66	フラチオカルブ	殺虫剤	2006.1失効	-	0.008	H15年答申	3			H29.3.28 答申済み			1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	67	フラメビル	殺菌剤	-	-	0.02	H15年答申	7		H24.3.5 H15からの変更なし	H23.11.17 答申済み		・食安委答申(H23.11.17) → ADI=7	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 48	1%値超 3 / 50		
他	68	フルアジホップ	除草剤	-	-	0.01	H28.4.1より 0.03→ 0.01	10		H28.2.17	H27.7.7 答申済み		・食安委答申(H27.7.7) → ADI = 4.4	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 29		
他	69	プロパニル(DCPA)	除草剤	-	-	0.04	H15年答申	17						1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-61 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(7/7)

群	番号	項目名	用途			目標値 値(mg/L)	根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ <sup>※1</sup> (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 <sup>※2</sup> (H30年水質測定結果)		検出状況 <sup>※2</sup> (R01年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
									厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	70	プロバホス	殺虫剤	2007.2失効	-	0.001	H15年答申	0.4		H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	71	プロバルギット(BPPS)	殺虫剤	-	-	0.02	H15年答申	8.3	H25.3.19 現行評価値を維持	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.11.11) → ADI = 21	1%値超 0 / 13	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 15		
他	72	プロヘキサジオン	植物成長調整剤	-	-	0.5	H15年答申	180					1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	73	プロボキスル(PHC)	殺虫剤	2006.4失効	-	0.2	H15年答申	63					1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	74	プロメトリン	除草剤	-	-	0.06	H15年答申	22	H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申(H27.9.8) → ADI = 30	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	75	ペルメトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	48	設定せず		WHO第4版 変更 設定せず← 0.3		1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1		
他	76	ペンスルタップ	殺虫剤	-	-	0.09	H15年答申	34					1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	77	ベンダイオカルブ	殺虫剤	-	-	0.009	H15年答申	4	H22.12.21 H15からの変更なし H25.3.19 評価値を強化	H21.8.27 答申済み		・食安委答申(H21.8.27) → ADI = 3.5	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23		
他	78	ホキシム	防蟻剤	-	-	0.003	H15年答申	1.2				・食安委検附中 ・評価要請(H21.2.3)	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23		
他	79	ボスカリド	殺菌剤	-	-	0.1	H24年度 末部会	44	H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み		・食安委答申 (H16.5.20, H18.10.26, H21.3.19, H24.8.6, H28.9.27) → ADI = 44	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 31		
他	80	ミルネブ(チアジアジン)	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-	-	-					1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	81	メタミドホス	殺虫剤	未登録	-	0.002	H20.12.16 変更0.002 ←0.01	0.6	H30.2.15	H20.5.1 H28.12.13 答申済み		・食安委答申(H20.5.1) → ADI = 0.6 ・食安委答申(H28.12.13) → ADI = 0.56	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 12	1%値超 0 / 18	1%値超 0 / 16	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.002 mg/Lとなる方向	
他	82	メチルイソシアネート	殺虫剤	-	-	0.006	H15年答申	2.5					1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	83	モノクロトホス	殺虫剤	-	-	0.002	H15年答申	0.6					1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	84	リニュロン	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	7.7					1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	・【H17】検出レベルは1~10%(湖沼水)	

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。  
 ※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

### 3. 水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計

#### 3-1. 水道水質の被害状況等調査

##### 3-1-1. 水質汚染事故による水道の被害状況

水質汚染事故による水道の被害状況を表 3-1～表 3-3、図 3-1～図 3-4 に示す。

表 3-1 水質汚染事故による被害を受けた水道事業者等の経年変化

	平成27		平成28		平成29		平成30		平成31・令和元		平均	
	件数	(事業者数)	件数	(事業者数)	件数	(事業者数)	件数	(事業者数)	件数	(事業者数)	件数	(事業者数)
上水道	91	1	75	(1)	118	(6)	97	(2)	99	(2)	96	(2)
簡易水道	5	(2)	16	(6)	2	(0)	2	(1)	5	(3)	6	(2)
専用水道	17	(1)	18	(2)	22	(4)	7	(0)	10	(0)	15	(2)
水道用水供給	19	(1)	24	(5)	31	(1)	48	(0)	80	(0)	40	(2)
合計	132	(5)	133	(14)	173	(11)	154	(3)	194	(5)	157	(8)

表 3-2 水質汚染事故による被害を受けた水源数（平成 31・令和元年度）

区分	上水道				簡易水道				専用水道				用水供給				合計				
	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	計
北海道	4						1		1								5		1		6
東北	3		2						1				1				5		2		7
関東	9								1				8				18				18
中部	5			2	1								1				7			2	9
近畿	11	1				2					1	3	1				14	4		1	19
中国	7		1				2				1						7		4		11
四国	1																1				1
九州	4			4					2								6			4	10
沖縄													4				4				4
小計	44	1	3	6	1	2	3		5		1	1	17	1			67	4	7	7	85
合計	54(99)				6(5)				7(10)				18(80)				85(194)				

合計欄の( )内の数字は、被害を受けた水道事業者数を示す。

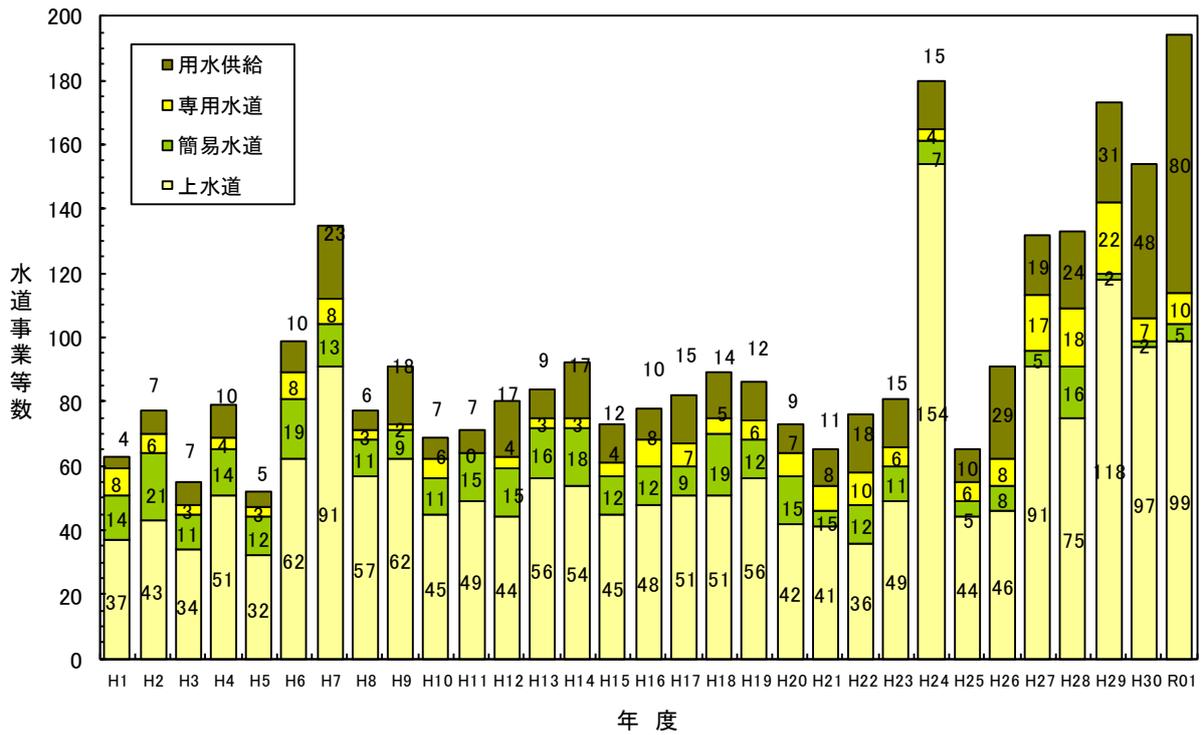


図 3-1 水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化

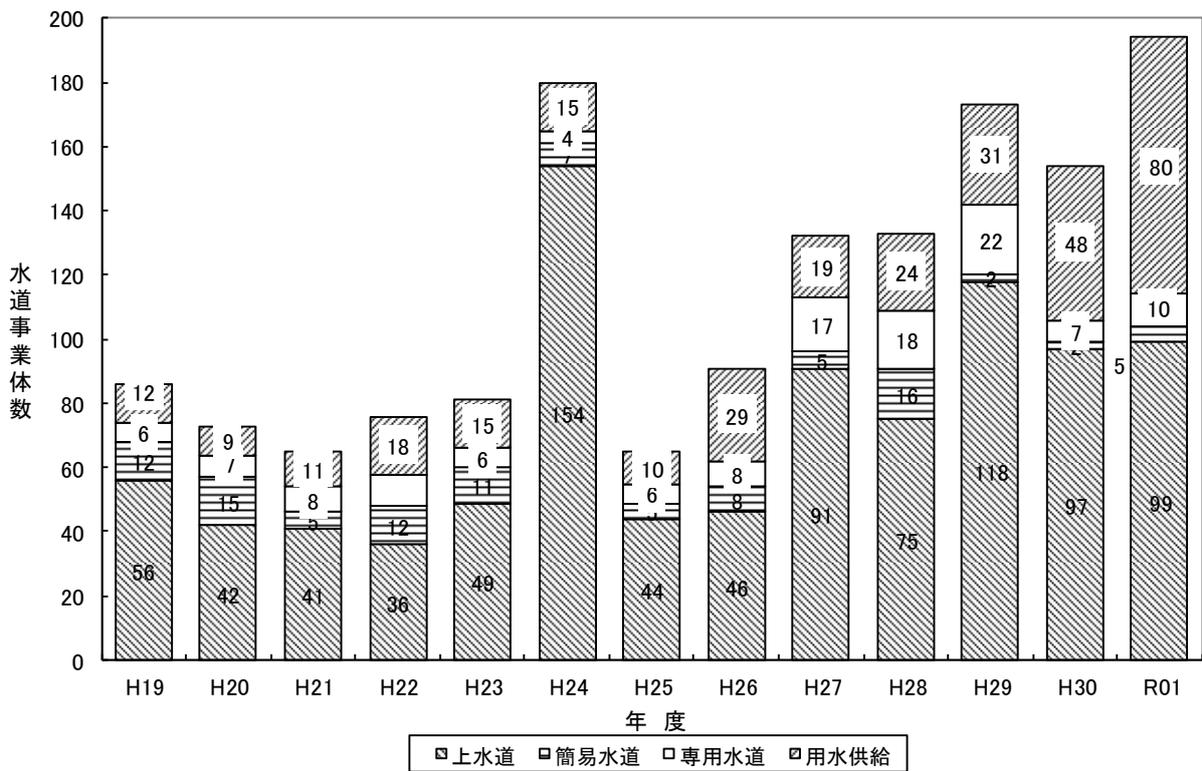


図 3-2 水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化（近年）

表 3-3 水質汚染項目別水質汚染事故件数の経年変化

汚染原因物質	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31・令和元年度	
油類	76	57.6%	61	45.9%	106	61.3%	107	69.5%	91	68.4%
有機物	5	3.8%	2	1.5%	5	2.9%	5	3.2%	16	12.0%
濁度	10	7.6%	22	16.5%	19	11.0%	9	5.8%	3	2.3%
臭気	6	4.5%	4	3.0%	1	0.6%	4	2.6%	1	0.8%
pH	2	1.5%	1	0.8%	0	0.0%	1	0.6%	1	0.8%
農薬	2	1.5%	5	3.8%	1	0.6%	1	0.6%	1	0.8%
無機物	1	0.8%	1	0.8%	2	1.2%	2	1.3%	3	2.3%
界面活性剤	1	0.8%	1	0.8%	6	3.5%	4	2.6%	0	0.0%
色度	0	0.0%	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.3%
硝酸態窒素	0	0.0%	2	1.5%	3	1.7%	1	0.6%	1	0.8%
アンモニア態窒素	19	14.4%	13	9.8%	11	6.4%	5	3.2%	4	3.0%
塩素イオン	1	0.8%	2	1.5%	2	1.2%	2	1.3%	0	0.0%
その他	9	6.8%	17	12.8%	17	9.8%	13	8.4%	9	6.8%
合計	132		133		173		154		133	

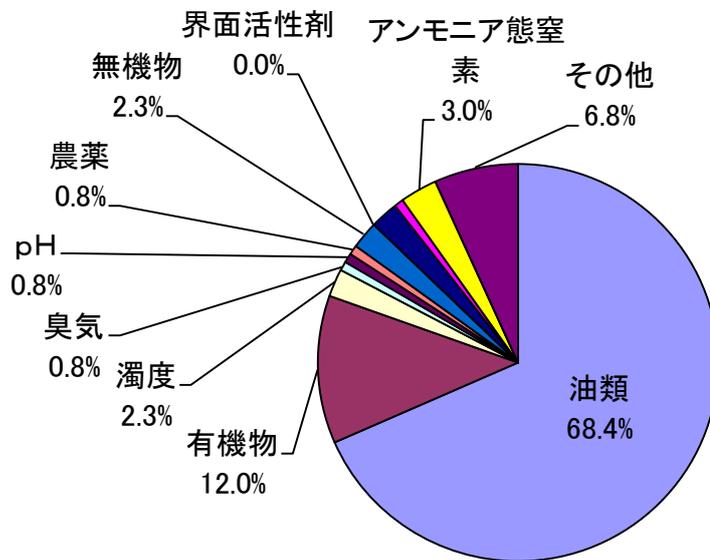


図 3-3 水質汚染事故における水質汚染項目 (平成 31・令和元年度、全 133 事故数)

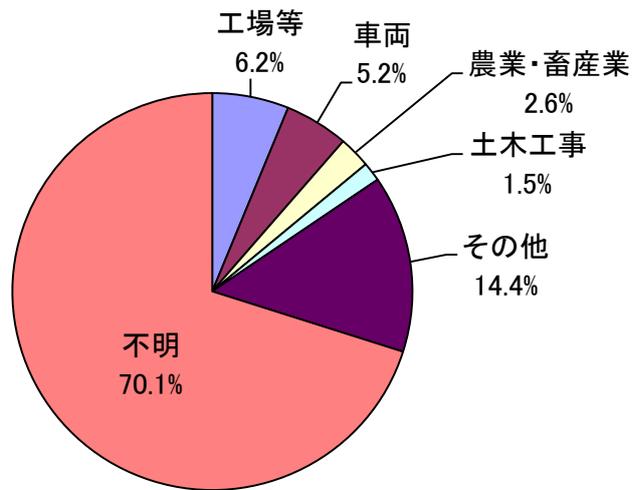


図 3-4 水質汚染事故の汚染原因 (平成 31・令和元年度、全 133 事故数)

### 3-1-2. 異臭味等による水道の被害状況

異臭味等による水道の被害状況を表 3-4、図 3-5～図 3-6 に示す。

表 3-4 水道における異臭味の障害の発生状況

地 域	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31・令和元年度	
	被害事業 者数 <sup>※1</sup>	被害人口 (千人) <sup>※2</sup>								
北海道	4	184	5	0	4	0	5	0	8 (1)	300
東 北	5 (1)	0	7 (1)	7	5	7	10 (2)	45	8 (2)	12
関 東	49 (19)	26	60 (21)	297	39 (11)	792	53 (20)	185	49 (17)	266
中 部	11 (2)	459	10 (4)	49	6 (3)	118	10 (5)	245	8 (3)	140
近 畿	12	76	19 (2)	118	30 (4)	381	19 (4)	514	21 (4)	997
中 国	16 (2)	340	17 (2)	341	18 (2)	413	17 (3)	316	15 (1)	456
四 国	7 (1)	56	6	10	3	204	8 (1)	370	4	4
九 州	10	214	11	36	13	66	7	0	11	69
計	114 (25)	1,355	135 (30)	858	118 (20)	1,981	129 (35)	1,675	124 (28)	2,244

- 注) ※1. 被害事業者数には原水のみ異臭味が発生し、浄水では被害が発生していない事業者を含む。また、被害事業者数の( )内の数字は、水道用水供給事業者数を内数で表したものである。
- ※2. 被害人口とは、浄水で1日以上、異臭味による被害が発生した浄水場の給水人口である。また、被害人口は、百の位を四捨五入し、千人単位で表示しているため、各ブロックの総計と計の数は必ずしも一致しない。

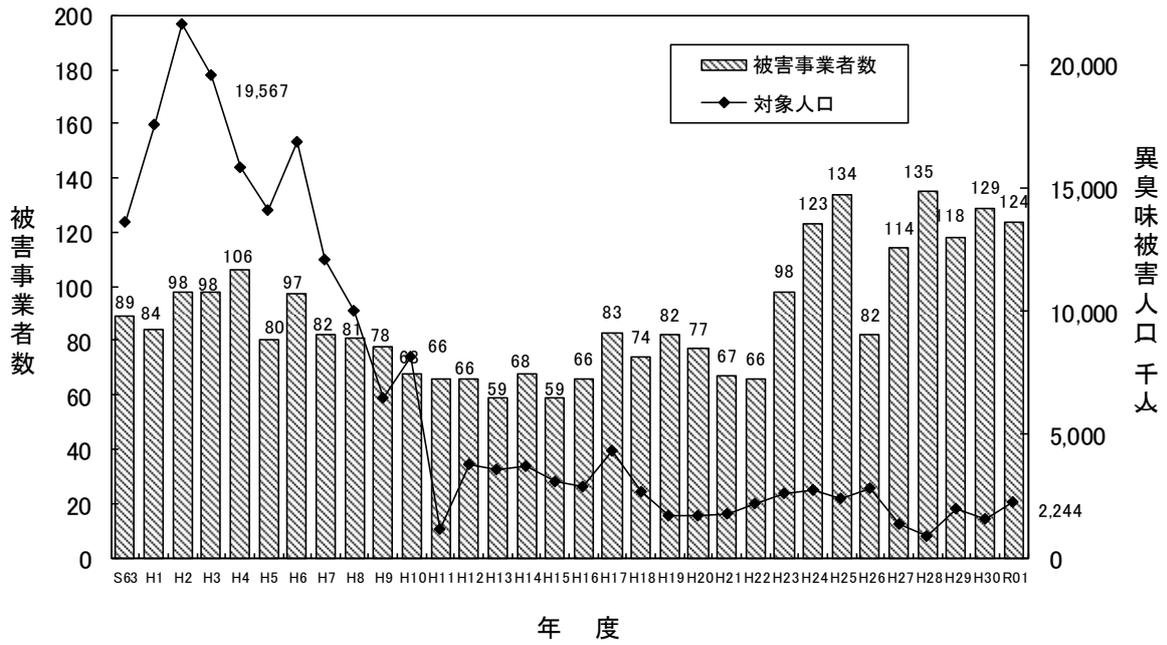


図 3-5 水道における異臭味障害の発生状況経年変化

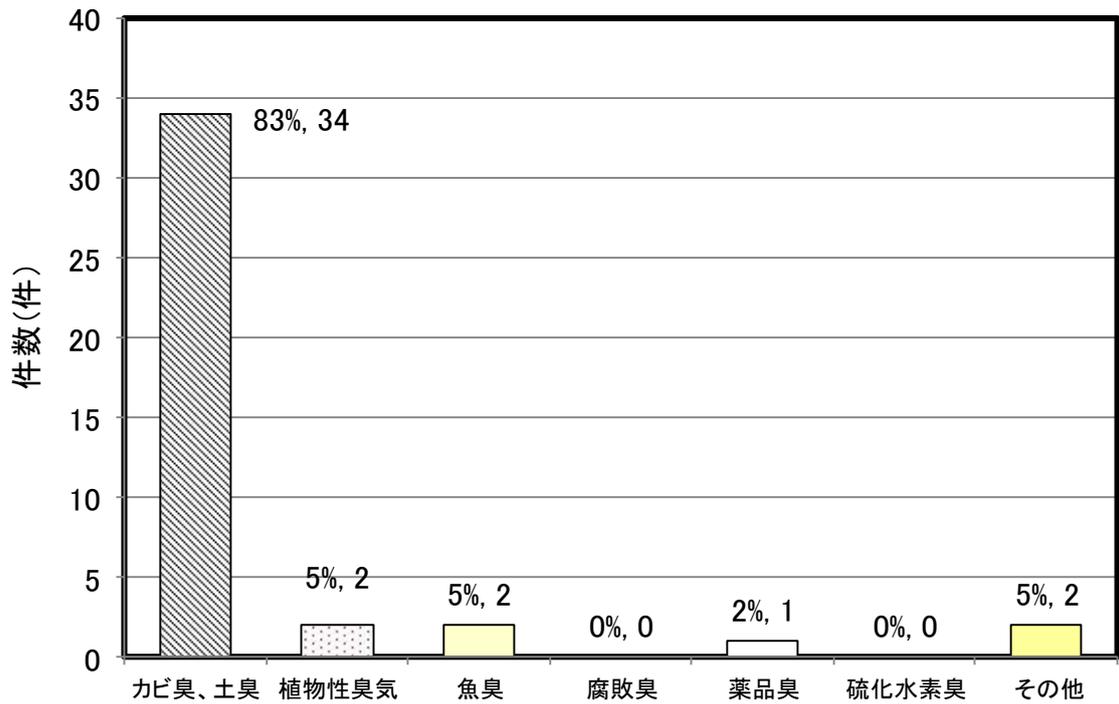


図 3-6 浄水における異臭味被害の種類別内訳 (平成 31・令和元年度、全 41 件)

注) 41 件に対する異臭味の種類別割合。被害別に該当する異臭味項目を選択(複数回答あり)。

### 3-2. クリプトスポリジウム等対策実施状況調査

クリプトスポリジウム等対策実施状況調査結果を表 3-5～表 3-8 に示す。

表 3-5 対策指針に基づく予防対策の実施状況（令和2年3月末現在）

	水道事業		水道用水供給事業	専用水道	合計	(参考) H31年3月末 時点
	上水道	簡易水道				
調査対象浄水施設数	8,391	4,759	170	6,846	20,166	20,135
給水人口(人)	121,384,594	2,203,892	—	382,787	123,971,273	124,164,270
レベル4施設数	2,281 (27%)	1,514 (32%)	155 (91%)	306 (4%)	4,256 (21%)	4,150 (21%)
対応済みの浄水施設数	2,131	1,229	155	258	3,773	3,660
対策施設を検討中の浄水施設数	150 [23]	285 [34]	0 [0]	48 [9]	483 [66]	490 [55]
給水人口(人)	185,713 (0.2%)	86,448 (3.9%)	— (—%)	9,305 (2.4%)	281,466 (0.2%)	332,696 (0.3%)
レベル3施設数	2,195 (26%)	1,100 (23%)	7 (4%)	395 (6%)	3,697 (18%)	3,544 (18%)
対応済みの浄水施設数(ろ過)	926	422	4	193	1,545	1,408
対応済みの浄水施設数(紫外線照射)	267	39	0	25	331	389
対策施設を検討中の浄水施設数	1,002 [99]	639 [58]	3 [1]	177 [10]	1,821 [168]	1,747 [197]
給水人口(人)	2,681,577 (2%)	218,370 (10%)	— (—%)	46,666 (12%)	2,946,613 (2%)	2,781,821 (2%)
レベル2施設数	1,521 (18%)	814 (17%)	5 (3%)	1,519 (22%)	3,859 (19%)	4,027 (20%)
レベル1施設数	2,237 (27%)	869 (18%)	3 (2%)	4,028 (59%)	7,137 (35%)	7,099 (35%)
レベル不明施設数	157 (2%)	462 (10%)	0 (0%)	598 (9%)	1,217 (6%)	1,315 (7%)

表 3-6 都道府県別対応状況（施設数）

都道府県	調査対象浄水施設(A)	対応の必要な浄水施設数(B)	B/A(%)	対応済みの浄水施設数(C)	C/B(%)	対策施設設置等検討中の浄水施設数(D)	D/B(%)
北海道	1,028	471	45.8%	344	73.0%	127	27.0%
青森県	240	83	34.6%	61	73.5%	22	26.5%
岩手県	414	219	52.9%	178	81.3%	41	18.7%
宮城県	239	116	48.5%	96	82.8%	20	17.2%
秋田県	369	171	46.3%	107	62.6%	64	37.4%
山形県	221	107	48.4%	78	72.9%	29	27.1%
福島県	513	188	36.6%	113	60.1%	75	39.9%
茨城県	427	78	18.3%	56	71.8%	22	28.2%
栃木県	516	113	21.9%	61	54.0%	52	46.0%
群馬県	551	194	35.2%	108	55.7%	86	44.3%
埼玉県	487	95	19.5%	87	91.6%	8	8.4%
千葉県	953	86	9.0%	68	79.1%	18	20.9%
東京都	299	68	22.7%	60	88.2%	8	11.8%
神奈川県	476	88	18.5%	59	67.0%	29	33.0%
新潟県	576	254	44.1%	139	54.7%	115	45.3%
富山県	366	87	23.8%	54	62.1%	33	37.9%
石川県	275	65	23.6%	44	67.7%	21	32.3%
福井県	237	111	46.8%	57	51.4%	54	48.6%
山梨県	533	177	33.2%	85	48.0%	92	52.0%
長野県	883	398	45.1%	206	51.8%	192	48.2%
岐阜県	665	328	49.3%	237	72.3%	91	27.7%
静岡県	916	246	26.9%	122	49.6%	124	50.4%
愛知県	439	127	28.9%	126	99.2%	1	0.8%
三重県	354	170	48.0%	106	62.4%	64	37.6%
滋賀県	187	97	51.9%	80	82.5%	17	17.5%
京都府	391	224	57.3%	194	86.6%	30	13.4%
大阪府	244	60	24.6%	56	93.3%	4	6.7%
兵庫県	504	351	69.6%	298	84.9%	53	15.1%
奈良県	215	133	61.9%	91	68.4%	42	31.6%
和歌山県	201	136	67.7%	129	94.9%	7	5.1%
鳥取県	358	96	26.8%	27	28.1%	69	71.9%
島根県	321	207	64.5%	182	87.9%	25	12.1%
岡山県	254	174	68.5%	143	82.2%	31	17.8%
広島県	345	209	60.6%	179	85.6%	30	14.4%
山口県	240	137	57.1%	103	75.2%	34	24.8%
徳島県	232	125	53.9%	83	66.4%	42	33.6%
香川県	127	90	70.9%	67	74.4%	23	25.6%
愛媛県	431	255	59.2%	212	83.1%	43	16.9%
高知県	343	204	59.5%	162	79.4%	42	20.6%
福岡県	547	137	25.0%	128	93.4%	9	6.6%
佐賀県	188	75	39.9%	64	85.3%	11	14.7%
長崎県	620	305	49.2%	215	70.5%	90	29.5%
熊本県	679	130	19.1%	82	63.1%	48	36.9%
大分県	517	196	37.9%	111	56.6%	85	43.4%
宮崎県	288	182	63.2%	118	64.8%	64	35.2%
鹿児島県	870	329	37.8%	222	67.5%	107	32.5%
沖縄県	83	58	69.9%	50	86.2%	8	13.8%
合計	20,162	7,950	39.4%	5,648	71.0%	2,302	29.0%

表 3-7 クリプトスポリジウム等対応状況（給水人口）

都道府県	現在給水人口(A)	対応不要又は対応済みの浄水施設人口(B)	B/A(%)	対策施設設置等検討中の浄水人口(C)	C/A(%)
北海道	5,178,342	5,018,347	96.9%	159,995	3.1%
青森県	1,219,331	1,193,641	97.9%	25,690	2.1%
岩手県	1,160,113	1,128,806	97.3%	31,307	2.7%
宮城県	2,273,501	2,254,496	99.2%	19,005	0.8%
秋田県	889,152	847,994	95.4%	41,158	4.6%
山形県	1,075,511	1,062,292	98.8%	13,219	1.2%
福島県	1,745,287	1,717,490	98.4%	27,797	1.6%
茨城県	2,719,874	2,657,306	97.7%	62,568	2.3%
栃木県	1,885,094	1,694,365	89.9%	190,729	10.1%
群馬県	1,964,787	1,827,645	93.0%	137,142	7.0%
埼玉県	7,309,980	7,250,540	99.2%	59,440	0.8%
千葉県	5,978,774	5,973,048	99.9%	5,726	0.1%
東京都	13,885,696	13,874,743	99.9%	10,953	0.1%
神奈川県	9,169,680	9,051,988	98.7%	117,692	1.3%
新潟県	2,216,977	2,157,278	97.3%	59,699	2.7%
富山県	974,140	957,862	98.3%	16,278	1.7%
石川県	1,122,763	1,119,141	99.7%	3,622	0.3%
福井県	754,617	720,660	95.5%	33,957	4.5%
山梨県	814,198	764,909	93.9%	49,289	6.1%
長野県	2,027,947	1,874,291	92.4%	153,656	7.6%
岐阜県	1,902,982	1,830,480	96.2%	72,502	3.8%
静岡県	3,607,374	3,480,899	96.5%	126,475	3.5%
愛知県	7,525,599	7,525,596	100.0%	3	0.0%
三重県	1,811,255	1,594,894	88.1%	216,361	11.9%
滋賀県	1,413,836	1,345,393	95.2%	68,443	4.8%
京都府	2,579,604	2,567,515	99.5%	12,089	0.5%
大阪府	8,812,416	8,778,385	99.6%	34,031	0.4%
兵庫県	5,458,162	5,375,826	98.5%	82,336	1.5%
奈良県	1,324,728	1,308,047	98.7%	16,681	1.3%
和歌山県	941,856	922,805	98.0%	19,051	2.0%
鳥取県	551,491	521,595	94.6%	29,896	5.4%
島根県	657,739	648,770	98.6%	8,969	1.4%
岡山県	1,877,482	1,749,359	93.2%	128,123	6.8%
広島県	2,676,870	2,557,669	95.5%	119,201	4.5%
山口県	1,273,135	1,182,236	92.9%	90,899	7.1%
徳島県	709,435	643,692	90.7%	65,743	9.3%
香川県	951,345	928,112	97.6%	23,233	2.4%
愛媛県	1,281,704	1,199,877	93.6%	81,827	6.4%
高知県	659,141	578,117	87.7%	81,024	12.3%
福岡県	4,823,364	4,801,807	99.6%	21,557	0.4%
佐賀県	785,112	779,589	99.3%	5,523	0.7%
長崎県	1,307,216	1,234,961	94.5%	72,255	5.5%
熊本県	1,539,778	1,295,242	84.1%	244,536	15.9%
大分県	1,046,708	945,482	90.3%	101,226	9.7%
宮崎県	1,050,547	974,821	92.8%	75,726	7.2%
鹿児島県	1,592,368	1,400,761	88.0%	191,607	12.0%
沖縄県	1,444,262	1,424,423	98.6%	19,839	1.4%
合計	123,971,273	120,743,195	97.4%	3,228,078	2.6%

表 3-8 水道におけるクリプトスポリジウム等検出状況と対応の事例（給水停止等の対応を行ったもの）

年度	件数	都道府県 市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備考
平成8年度	1	埼玉県 越生町	上水道	急速ろ過処理	膜ろ過施設設置	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 住民14,000人のうち8,800人が感染。
平成9年度	2	鳥取県 鳥取市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成10年度	2	福井県 永平寺町	簡易水道	急速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 夢前町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成11年度	1	山形県 朝日村	上水道	塩素処理のみ	広域用水供給事業から受水	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成12年度	3	青森県 三戸町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		沖縄県 名護市	小規模 水道	簡易ろ過及び 塩素処理	上水道事業に併合	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 平泉町	簡易水道	塩素処理のみ	水源変更、急速ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成13年度	5	愛媛県 今治市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 金石市	簡易水道	緩速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		鹿児島県 財部町	上水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置予定	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 北条市	上水道	急速ろ過、活 性炭処理	ろ材入替、浄水処理管理強 化を予定	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成14年度	1	山形県 新庄市	簡易水道	塩素処理のみ	応急対策として膜処理装置 設置、長期的には上水道事 業と統合予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成15年度	2	大分県 別府市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		山形県 米沢市	小規模 水道	塩素処理のみ	応急対策として膜ろ過施設 設置、長期的には水源変更	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成16年度	1	兵庫県 宝塚市	上水道	急速ろ過処理	安全確認迄の間飲用制限、 浄水処理管理強化を実施	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成17年度	0	該当なし				
平成18年度	1	大阪府 能勢町	簡易水道	急速ろ過	濁度計を設置し常時濁度管理 を徹底	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成19年度	2	富山県 富山市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		富山県 高岡市	簡易水道	急速ろ過 (濁度管理不可)	紫外線処理施設設置予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成20年度	1	山形県 村山市	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成21年度	0	該当なし				
平成22年度	2	富山県 南砺市	専用水道	塩素処理のみ	紫外線処理施設の設置ある いは隣接簡易水道への切り 替え	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 成田市	小規模貯 水水道	—	貯水槽を更新	給水栓水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検 出。 小規模貯水水道の利用者43人のうち28人が 体調不良。4人がジアルジアに感染。
平成23年度	1	長野県 伊那市	簡易水道	急速ろ過		原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成24年度	1	群馬県	用水給水	急速ろ過		浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成25年度	3	北海道 島牧村	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		東京都 八王子市	専用水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化、危機管理マニユア	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成26年度	4	北海道 島牧村	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 伊那市	簡易水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	飲料水供給施設の統合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成27年度	0	該当なし				
平成28年度	4	長野県 箕輪町	簡易水道	塩素消毒のみ	深井戸への水源切替	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設の設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 千葉市	専用水道	沈砂、塩素消毒	検討中	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 大洲市	簡易水道	緩速ろ過	高感度濁度計を設置予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成29年度	1	鹿児島県 長島町	簡易水道	塩素消毒のみ	応急対策として別水源から取水、 長期的には紫外線照射設備を検 討	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成30年度	1	山形県 村山市	上水道	塩素消毒のみ	当面、用水供給事業者からの受 水に切替。既設水源の廃止につ いて検討	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
令和元年度	0	該当なし				
計	38					

※ 原水からクリプトスポリジウム等が検出された場合で「対策指針」に基づく対策が講じられていない施設の事例を含む。

### 3-3. 貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査

貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査結果を表 3-9～表 3-19、図 3-7～図 3-12 に示す。

表 3-9 簡易専用水道、小規模受水槽水道の検査における不適合内容

簡易専用水道の検査における不適合内容			平成31・令和元	小規模受水槽水道の検査における不適合内容			平成31・令和元
施設数			207,020	施設数			807,200
検査実施施設数			162,249	検査実施施設数			28,081
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	4,437	受 水 槽 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	608
		受水槽本体の状態	5,627			受水槽本体の状態	644
		受水槽上部の状態	2,656			受水槽上部の状態	264
		受水槽内部の状態	4,520			受水槽内部の状態	1,212
		マンホールの状態	7,877			マンホールの状態	1,508
		オーバーフロー管の状態	2,955			オーバーフロー管の状態	749
		通気管の状態	3,947			通気管の状態	643
		水抜き管の状態	3,682			水抜き管の状態	696
	計	31,264	計	5,716			
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	2,882	高 置 水 槽 の 外 観 検 査	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	317
高置水槽上部の状態		667	高置水槽上部の状態			77	
高置水槽内部の状態		2,516	高置水槽内部の状態			341	
マンホールの状態		4,626	マンホールの状態			736	
オーバーフロー管の状態		1,578	オーバーフロー管の状態			266	
通気管の状態		4,854	通気管の状態			575	
水抜き管の状態		606	水抜き管の状態			68	
計	17,729	計	2,380				
他	給水管等の状態	449	他	給水管等の状態	78		
水 質 検 査	臭気	12	水 質 検 査	臭気	1		
	味	5		味	0		
	色	5		色	5		
	色度	18		色度	10		
	濁度(濁りを含む)	8		濁度(濁りを含む)	4		
	残留塩素	159		残留塩素	153		
	計	207		計	173		
書類の整備保存の状況			10,395	書類の整備保存の状況			2,474

注：上表の検査指摘施設数は、検査期間から上記23項目についての指摘を受けた施設である。

割合は、検査実施施設に対する割合(複数回答)

水槽周辺の状態	4,437
受水槽	31,264
高置水槽	17,729
給水管等の状態	449
水質検査	207
書類の整備・保存の状況	10,395
その他	1,856
延べ不適合数	66,337

水槽周辺の状態	608
受水槽	5,716
高置水槽	2,380
給水管等の状態	78
水質検査	173
書類の整備・保存の状況	2,474
その他	620
延べ不適合数	12,049

表 3-10 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31・令和元
検査対象施設数	208,798	207,260	207,687	207,368	207,020
検査実施施設数	163,482	162,543	163,408	162,574	162,249
受検率	78.3%	78.4%	78.7%	78.4%	78.4%

表 3-11 簡易専用水道の検査における不適合内容

		平成27	平成28	平成29	平成30	平成31・令和元	
検査指摘施設数		38,903	37,943	37,180	37,524	37,320	
検査指摘率		23.8%	23.3%	22.8%	23.1%	23.0%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	11.5%	11.3%	11.6%	11.8%	11.9%
		受水槽本体の状態	15.3%	14.4%	14.0%	14.6%	15.1%
		受水槽上部の状態	7.1%	7.8%	6.8%	6.8%	7.1%
		受水槽内部の状態	12.0%	12.5%	12.4%	12.4%	12.1%
		マンホールの状態	20.7%	20.4%	20.8%	21.1%	21.1%
		オーバーフロー管の状態	8.1%	8.1%	7.8%	8.1%	7.9%
		通気管の状態	11.5%	11.3%	10.7%	10.8%	10.6%
		水抜き管の状態	10.0%	9.8%	9.6%	9.5%	9.9%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	8.5%	8.0%	7.7%	8.1%	7.7%
		高置水槽上部の状態	1.8%	2.0%	2.0%	1.8%	1.8%
		高置水槽内部の状態	7.5%	7.4%	7.6%	7.8%	6.7%
		マンホールの状態	13.6%	12.6%	12.9%	13.3%	12.4%
		オーバーフロー管の状態	4.8%	4.7%	4.3%	4.5%	4.2%
		通気管の状態	13.3%	13.1%	12.9%	12.3%	13.0%
水抜き管の状態		2.1%	2.0%	1.5%	1.5%	1.6%	
他	給水管等の状態	1.2%	1.2%	1.0%	1.2%	1.2%	
水 質 検 査	臭気	0.03%	0.01%	0.03%	0.05%	0.03%	
	味	0.01%	0.00%	0.02%	0.02%	0.01%	
	色	0.05%	0.05%	0.01%	0.22%	0.01%	
	色度	0.10%	0.12%	0.24%	0.08%	0.05%	
	濁度(濁りを含む)	0.14%	0.10%	0.23%	0.69%	0.02%	
	残留塩素	0.6%	0.9%	0.5%	0.5%	0.4%	
書類の整備保存の状況		35.1%	28.5%	26.9%	29.2%	27.9%	

※1：上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設である。

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表 3-12 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成27	平成28	平成29	平成30	平成31・令和元	
報告施設数		732	1,167	1,261	1,545	1,134	
報告率		0.4%	0.7%	0.8%	1.0%	0.7%	
施設 の 外 観 検 査	水槽の周囲の状態	19.8%	9.6%	7.9%	7.1%	6.4%	
	受 水 槽	受水槽本体の状態	36.1%	23.4%	22.0%	15.2%	18.0%
		受水槽上部の状態	16.7%	7.8%	7.2%	4.3%	7.0%
		受水槽内部の状態	51.5%	45.4%	34.0%	33.2%	34.6%
	水 槽	マンホールの状態	34.4%	24.1%	20.6%	16.2%	16.4%
		オーバーフロー管の状態	9.3%	14.6%	5.7%	3.8%	4.3%
		通気管の状態	15.2%	10.3%	10.0%	6.8%	9.0%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	21.3%	9.8%	11.3%	10.4%	9.8%
		高置水槽上部の状態	4.8%	1.5%	2.6%	1.3%	1.1%
		高置水槽内部の状態	20.4%	18.0%	18.1%	14.7%	17.7%
		マンホールの状態	23.8%	13.1%	13.0%	13.0%	11.1%
		オーバーフロー管の状態	6.6%	3.6%	3.4%	2.1%	4.5%
		通気管の状態	16.3%	9.7%	9.8%	7.8%	9.9%
		水抜き管の状態	2.2%	0.9%	1.0%	0.3%	0.5%
他	給水管等の状態	4.5%	4.1%	2.2%	1.3%	1.3%	
水 質 検 査	臭気	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.1%	
	味	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	
	色	0.5%	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	
	色度	1.2%	0.6%	0.8%	0.6%	0.7%	
	濁度(濁りを含む)	0.5%	0.3%	0.2%	0.2%	0.4%	
	残留塩素	12.0%	9.6%	9.0%	6.9%	8.7%	
書類の整備保存の状況		23.0%	15.8%	22.4%	15.7%	14.1%	

表 3-13 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成27	平成28	平成29	平成30	平成31・令和元
報告施設数		732	1,167	1,261	1,545	1,134
報告率		0.4%	0.7%	0.8%	1.0%	0.7%
内訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	14.3%	12.3%	10.8%	9.4%	7.1%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	3.8%	4.2%	4.3%	4.6%	3.6%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	13.7%	9.0%	7.9%	13.0%	9.0%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	6.6%	4.5%	6.3%	3.9%	3.5%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	50.3%	36.1%	41.5%	37.8%	44.5%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	20.4%	34.0%	29.3%	31.3%	32.2%

注: 上表の報告対象施設数は、平成15年7月23日付け厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、検査機関の助言を受け設置者より行政庁へ報告の措置が行われた施設数である。

- ・報告率は、報告施設数が判明している都道府県等の検査実施施設数に対する報告の措置が行われた施設数の割合
- ・内訳別の報告率は報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表 3-14 簡易専用水道における行政立入検査・指導数(平成31・令和元年度)

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県(以下を除く)	533	101	55	5
保健所設置市を除く市	480	203	109	6
保健所設置市	3,680	751	449	0
特別区	123	40	37	0
合計	4,816	1,095	650	11

表 3-15 簡易専用水道の設置状況及び検査（平成 31・令和元年度）

（都道府県（町村のみ））

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
北海道	660	359	54.4
青森県	189	178	94.2
岩手県	190	132	69.5
宮城県	530	378	71.3
秋田県	72	65	90.3
山形県	71	70	98.6
福島県	498	275	55.2
茨城県	343	257	74.9
栃木県	290	190	65.5
群馬県	406	264	65.0
埼玉県	599	507	84.6
千葉県	225	197	87.6
東京都	2,673	2,661	99.6
神奈川県	797	625	78.4
新潟県	182	118	64.8
富山県	35	31	88.6
石川県	107	84	78.5
福井県	94	73	77.7
山梨県	195	45	23.1
長野県	415	370	89.2
岐阜県	206	193	93.7
静岡県	402	371	92.3
愛知県	518	356	68.7
三重県	26	0	0.0
滋賀県	99	48	48.5
京都府	215	201	93.5
大阪府	229	183	79.9
兵庫県	233	208	89.3
奈良県	347	174	50.1
和歌山県	178	163	91.6
鳥取県	73	69	94.5
島根県	156	49	31.4
岡山県	104	99	95.2
広島県	226	202	89.4
山口県	238	185	77.7
徳島県	209	109	52.2
香川県	207	176	85.0
愛媛県	128	91	71.1
高知県	72	70	97.2
福岡県	700	286	40.9
佐賀県	229	193	84.3
長崎県	99	111	112.1
熊本県	173	111	64.2
大分県	49	90	183.7
宮崎県	81	49	60.5
鹿児島県	99	103	104.0
沖縄県	671	557	83.0
合計	14,538	11,326	77.9

本表は全市、特別区を除いた  
各都道府県の検査実績を示す。

（保健所設置市）

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
札幌市	3,282	2,613	79.6
函館市	445	353	79.3
小樽市	230	218	94.8
旭川市	444	292	65.8
青森市	456	414	90.8
八戸市	236	224	94.9
岡谷市	816	561	68.8
仙台市	3,797	3,298	86.9
秋田市	519	429	82.7
山形市	442	330	74.7
郡山市	725	530	73.1
いわき市	472	326	69.1
福島市	640	442	69.1
宇都宮市	1,180	774	65.6
前橋市	578	378	65.4
高崎市	607	405	66.7
さいたま市	2,772	1,914	69.0
川越市	902	584	64.7
越谷市	477	309	64.8
川口市	1,572	1,134	72.1
千葉市	1,595	1,248	78.2
船橋市	1,066	790	74.1
柏市	585	527	90.1
八王子市	710	644	90.7
町田市	451	411	91.1
横浜市	6,388	5,291	82.8
相模原市	2,679	2,446	91.3
横浜須賀沼市	1,116	998	89.4
藤沢市	473	421	89.0
茅ヶ崎市	263	227	86.3
新富山	1,511	1,392	92.1
富山	487	423	86.9
富山	527	505	95.8
福井	240	231	96.3
甲府市	495	421	85.1
長野市	500	436	87.2
岐阜市	431	388	90.0
岐阜市	1,758	1,346	76.6
静浜市	1,054	925	87.8
名古屋	5,249	4,421	84.2
豊橋市	587	312	53.2
岡崎市	605	421	69.6
豊田	612	463	75.7
四日市	270	0	0.0
大津市	718	496	69.1
大津市	3,617	3,155	87.2
大津市	7,529	6,014	79.9
大塚市	1,242	1,080	87.0
豊中	748	622	83.2
高槻市	269	252	93.7
枚方市	810	579	71.5
東大阪市	887	758	85.5
八尾市	387	284	73.4
寝屋川市	360	314	87.2
神戸市	2,586	2,093	80.9
姫路市	1,172	1,121	95.6
尼崎市	1,123	688	61.3
西宮市	1,353	1,162	85.9
明石市	719	525	73.0
奈良市	669	549	82.1
和歌山市	683	621	90.9
鳥取市	368	357	97.0
松江市	422	324	76.8
岡山市	1,210	1,076	88.9
倉敷市	516	479	92.8
広島市	2,451	2,054	83.8
呉市	423	358	84.6
福山市	672	424	63.1
下関市	474	392	82.7
高松市	924	874	94.6
松山市	1,139	598	52.5
高知市	709	489	69.0
北九州市	2,315	1,864	80.5
福岡市	4,275	4,018	94.0
大牟田市	133	123	92.5
久留米市	355	203	57.2
長崎市	853	721	84.5
佐世保市	563	360	63.9
熊本市	1,253	888	70.9
大分市	885	798	90.2
宮崎	524	449	85.7
鹿児島	985	887	90.1
那覇市	1,320	956	72.4
合計	98,766	79,910	80.9

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
北海道	室蘭市	99	98	99.0
北海道	釧路市	177	168	94.9
北海道	帯広市	113	108	95.6
北海道	北見市	64	62	96.9
北海道	夕張市	13	12	92.3
北海道	岩見沢市	67	67	100.0
北海道	留萌市	34	34	100.0
北海道	苫小牧市	238	183	76.9
北海道	稚内市	69	18	26.1
北海道	美幌市	24	8	33.3
北海道	別所市	0	0	-
北海道	江別市	123	102	82.9
北海道	赤平市	12	5	41.7
北海道	紋別市	24	20	83.3
北海道	紋別市	15	15	100.0
北海道	名寄市	26	18	69.2
北海道	三笠市	9	9	100.0
北海道	室蘭市	25	15	60.0
北海道	千歳市	144	144	100.0
北海道	滝川市	68	45	66.2
北海道	砂川市	35	2	5.7
北海道	歌志内市	6	3	50.0
北海道	深川市	14	14	100.0
北海道	富良野市	32	9	28.1
北海道	登別市	60	57	95.0
北海道	伊達市	0	0	-
北海道	北広島市	11	9	81.8
北海道	北狩市	67	39	58.2
北海道	北狩市	54	0	0.0
北海道	北狩市	34	31	91.2
青森県	弘前市	216	189	87.5
青森県	黒石市	10	9	90.0
青森県	五所市	28	28	100.0
青森県	三和町	52	46	88.5
青森県	三戸市	38	36	94.7
青森県	むつ市	39	39	100.0
青森県	つがる市	10	10	100.0
青森県	平川市	13	12	92.3
青森県	森田町	172	105	61.0
青森県	遠野市	27	26	96.3
岩手県	奥州市	132	119	90.2
岩手県	花巻市	117	97	82.9
岩手県	釜石市	47	47	100.0
岩手県	久慈市	33	33	100.0
岩手県	宮古市	62	38	61.3
岩手県	大船渡市	79	79	100.0
岩手県	滝沢市	50	40	80.0
岩手県	滝沢市	32	30	93.8
岩手県	二戸市	32	32	100.0
岩手県	八幡平市	126	117	92.9
岩手県	陸前高田市	31	24	77.4
岩手県	宮城多賀城	150	100	66.7
岩手県	宮城富谷	80	69	86.3
岩手県	宮城栗原	87	64	73.6
岩手県	宮城登米	78	55	70.5
岩手県	宮城岩沼	81	49	60.5
岩手県	宮城大崎	193	102	52.8
岩手県	宮城大崎	140	83	59.3
岩手県	宮城白石	35	29	82.9
岩手県	宮城角田	41	28	68.3
岩手県	宮城名取	145	106	73.1
岩手県	宮城塩釜	93	55	59.1
岩手県	宮城塩釜	329	120	36.5
岩手県	宮城東松島	38	34	89.5
秋田県	鹿角市	32	29	90.6
秋田県	大館市	83	81	97.6
秋田県	北秋田市	27	24	88.9
秋田県	能代市	63	62	98.4
秋田県	田代市	36	29	80.6
秋田県	湯沢市	18	17	94.4

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
秋田県	由利本荘市	69	66	95.7
秋田県	にかほ市	25	17	68.0
秋田県	大仙市	58	57	98.3
秋田県	仙北市	31	24	77.4
秋田県	横手市	79	64	81.0
秋田県	湯沢市	40	38	95.0
秋田県	湯沢市	35	34	97.1
秋田県	天童市	88	56	63.6
秋田県	米沢市	119	63	52.9
秋田県	南陽市	25	23	92.0
秋田県	長井市	26	26	100.0
秋田県	鶴岡市	117	88	75.2
秋田県	新庄市	72	35	48.6
秋田県	酒田市	0	0	-
福島県	二本松市	72	49	68.1
福島県	伊達市	45	38	84.4
福島県	本宮市	47	34	72.3
福島県	須賀川市	85	57	67.1
福島県	田村市	18	15	83.3
福島県	白河市	73	53	72.6
福島県	会津若松市	285	207	72.6
福島県	喜多方市	45	28	62.2
福島県	相馬市	47	27	57.4
福島県	南相馬市	124	60	48.4
福島県	水戸市	537	416	77.5
福島県	日立市	143	116	81.1
福島県	土浦市	260	173	66.5
福島県	古河市	144	108	75.0
福島県	石岡市	63	61	96.8
福島県	結城市	46	35	76.1
福島県	龍ヶ崎市	70	61	87.1
福島県	下妻市	46	31	67.4
福島県	常総市	67	41	61.2
福島県	常陸太田市	68	39	57.4
福島県	高萩市	39	36	92.3
茨城県	北茨城市	57	42	73.7
茨城県	笠間市	95	64	67.4
茨城県	取手市	119	101	84.9
茨城県	牛久市	63	57	90.5
茨城県	つくば市	510	296	58.0
茨城県	ひたちなか市	224	157	70.1
茨城県	鹿嶋市	75	56	74.7
茨城県	潮来市	29	29	100.0
茨城県	守谷市	56	56	100.0
茨城県	常陸大宮市	54	44	81.5
茨城県	那珂市	51	45	88.2
茨城県	筑西市	81	60	74.1
茨城県	坂東市	53	38	71.7
茨城県	稲敷市	45	29	64.4
茨城県	かすみがうら市	48	27	56.3
茨城県	桜川市	35	28	80.0
茨城県	神栖市	138	87	63.0
茨城県	行方市	28	25	89.3
茨城県	鉾田市	33	28	84.8
茨城県	つくばみらい市	57	36	63.2
茨城県	小美玉市	43	35	81.4
栃木県	足利市	184	140	76.1
栃木県	栃木市	193	131	67.9
栃木県	佐野市	188	100	53.2
栃木県	鹿沼市	96	72	75.0
栃木県	日光市	214	116	54.2
栃木県	小山市	215	128	59.5
栃木県	真岡市	82	57	69.5
栃木県	大田原市	99	69	69.7
栃木県	矢板市	53	32	60.4
栃木県	那須塩原市	258	143	55.4
栃木県	さくら市	57	29	50.9
栃木県	那須烏山市	25	14	56.0
栃木県	下野市	82	54	65.9
栃木県	馬場生市	76	76	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
群馬県	伊勢崎市	231	161	69.7
群馬県	沼田市	50	41	82.0
群馬県	渋川市	112	111	99.1
群馬県	藤岡市	48	46	95.8
群馬県	富岡市	86	59	68.6
群馬県	安中市	83	64	77.1
群馬県	みどり市	46	46	100.0
群馬県	太田市	348	228	65.5
群馬県	林市	91	70	76.9
埼玉県	熊谷市	363	285	78.5
埼玉県	行田市	84	62	73.8
埼玉県	秩父市	74	67	90.5
埼玉県	所沢市	597	438	73.4
埼玉県	飯沼市	154	122	79.2
埼玉県	加須市	109	95	87.2
埼玉県	本庄市	131	83	63.4
埼玉県	松山市	148	100	67.6
埼玉県	春日部市	359	262	73.0
埼玉県	狭山市	315	192	61.0
埼玉県	羽生市	79	57	72.2
埼玉県	鴻巣市	151	130	86.1
埼玉県	深谷市	222	126	56.8
埼玉県	上尾市	332	215	64.8
埼玉県	草加市	405	320	79.0
埼玉県	蕨市	238	145	60.9
埼玉県	戸田市	413	339	82.1
埼玉県	朝霞市	292	207	70.9
埼玉県	志木市	386	298	77.2
埼玉県	和光市	160	90	56.3
埼玉県	新座市	237	174	73.4
埼玉県	新川市	383	211	55.1
埼玉県	桶川市	103	80	77.7
埼玉県	久喜市	237	150	63.3
埼玉県	北本市	106	76	71.7
埼玉県	八潮市	130	85	65.4
埼玉県	富士見市	194	145	74.7
埼玉県	三郷市	187	159	85.0
埼玉県	蓮田市	59	43	72.9
埼玉県	坂戸市	174	146	83.9
埼玉県	幸手市	68	54	79.4
埼玉県	鶴ヶ島市	159	118	74.2
埼玉県	高崎市	56	48	85.7
埼玉県	吉野市	95	72	75.8
埼玉県	ふじみ野市	245	160	65.3
埼玉県	白岡市	64	51	79.7
千葉県	習志野市	329	296	90.0
千葉県	八千代市	178	124	69.7
千葉県	鎌谷市	82	67	81.7
千葉県	市川市	717	532	74.2
千葉県	浦安市	277	24	8.7
千葉県	松戸市	763	582	76.3
千葉県	流山市	241	198	82.2
千葉県	我孫子市	176	136	77.3
千葉県	野田市	135	117	86.7
千葉県	佐倉市	306	195	63.7
千葉県	四街道市	84	79	94.0
千葉県	八街市	31	31	100.0
千葉県	印西市	105	87	82.9
千葉県	白井市	46	41	89.1
千葉県	成田市	197	161	81.7
千葉県	富里市	48	40	83.3
千葉県	香取市	74	61	82.4
千葉県	銚子市	47	41	87.2
千葉県	旭市	42	42	100.0
千葉県	匝瑳市	32	28	87.5
千葉県	東金市	55	54	98.2
千葉県	山武市	40	39	97.5
千葉県	網白市	33	33	100.0
千葉県	大網白里市	108	99	91.7
千葉県	勝浦市	31	31	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
千葉県	勝浦市	31	31	100.0
千葉県	いすみ市	38	35	92.1
千葉県	館山市	76	41	53.9
千葉県	南房総市	55	44	80.0
千葉県	鴨川市	76	67	88.2
千葉県	君津市	93	87	93.5
千葉県	袖ヶ浦市	59	58	98.3
千葉県	富津市	58	53	91.4
千葉県	東津市	139	130	93.5
千葉県	原市	279	230	82.4
東京都	青梅市	197	191	97.0
東京都	羽村市	98	90	91.8
東京都	福生市	71	67	94.4
東京都	あきる野市	53	47	88.7
東京都	日野市	162	161	99.4
東京都	稲城市	79	77	97.5
東京都	多摩市	169	163	96.4
東京都	立川市	346	330	95.4
東京都	昭島市	161	155	96.3
東京都	国分寺市	134	137	102.2
東京都	国立市	107	103	96.3
東京都	武蔵村山市	37	38	102.7
東京都	東大和市	76	75	98.7
東京都	府中市	382	382	100.0
東京都	調布市	365	347	95.1
東京都	狛江市	67	61	91.0
東京都	武蔵野市	305	291	95.4
東京都	三鷹市	268	255	95.1
東京都	小金井市	149	141	94.6
東京都	小平市	221	201	91.0
東京都	東村山市	187	175	93.6
東京都	清瀬市	91	87	95.6
東京都	西東京市	255	247	96.9
東京都	東久留米市	140	131	93.6
神奈川県	平塚市	495	332	67.1
神奈川県	鎌倉市	250	108	43.2
神奈川県	逗子市	89	77	86.5
神奈川県	田原市	292	259	88.7
神奈川県	小三浦市	73	38	52.1
神奈川県	秦野市	260	187	71.9
神奈川県	伊勢原市	156	129	82.7
神奈川県	厚木市	429	380	88.6
神奈川県	海老名市	271	179	66.1
神奈川県	座間市	249	198	79.5
神奈川県	大和市	454	380	83.7
神奈川県	綾瀬市	123	109	88.6
神奈川県	南足柄市	42	41	97.6
新潟県	村上市	66	43	65.2
新潟県	新潟市	171	117	68.4
新潟県	阿賀野市	45	24	53.3
新潟県	胎内市	51	45	88.2
新潟県	五泉市	38	37	97.4
新潟県	三条市	116	87	75.0
新潟県	燕市	71	65	91.5
新潟県	加茂市	28	25	89.3
新潟県	長岡市	399	290	72.7
新潟県	長岡市	0	0	-
新潟県	見附市	29	23	79.3
新潟県	小千谷市	33	27	81.8
新潟県	魚沼市	38	33	86.8
新潟県	南魚沼市	64	53	82.8
新潟県	十日町市	76	45	59.2
新潟県	湯沢市	124	82	66.1
新潟県	湯沢市	190	159	83.7
新潟県	妙高市	77	50	64.9

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
新潟県	魚川市	32	26	81.3
新潟県	佐渡市	71	60	84.5
新潟県	黒部市	21	18	85.7
新潟県	魚津市	30	30	100.0
新潟県	氷見市	41	38	92.7
富山県	砺波市	47	28	59.6
富山県	南砺市	51	49	96.1
富山県	射水市	118	96	81.4
富山県	滑川市	29	29	100.0
富山県	高岡市	127	104	81.9
富山県	小矢部市	17	17	100.0
石川県	七尾市	74	44	59.5
石川県	小松市	123	89	72.4
石川県	輪島市	23	12	52.2
石川県	珠洲市	14	12	85.7
石川県	加賀市	136	66	48.5
石川県	羽咋市	14	12	85.7
石川県	白山市	0	10	-
石川県	白山市	50	41	82.0
石川県	能美市	40	31	77.5
石川県	野々市市	52	45	86.5
福井県	敦賀市	95	53	55.8
福井県	小浜市	29	23	79.3
福井県	大野市	8	6	75.0
福井県	勝山市	11	11	100.0
福井県	鯖江市	75	34	45.3
福井県	あわら市	53	35	66.0
福井県	坂井市	0	61	-
福井県	甲斐市	98	49	50.0
福井県	中梨市	15	5	33.3
山梨県	韮崎市	48	48	100.0
山梨県	南アルプス市	81	55	67.9
山梨県	北杜市	123	64	52.0
山梨県	甲州市	47	22	46.8
山梨県	笛吹市	87	60	69.0
山梨県	山梨市	39	23	59.0
山梨県	富士吉田市	79	36	45.6
山梨県	都留市	66	0	0.0
山梨県	大月市	41	27	65.9
山梨県	上野原市	31	18	58.1
長野県	小諸市	62	38	61.3
長野県	佐久市	96	96	100.0
長野県	東御市	42	27	64.3
長野県	上田市	187	139	74.3
長野県	岡谷市	57	56	98.2
長野県	諏訪市	79	71	89.9
長野県	茅野市	76	48	63.2
長野県	伊那市	49	49	100.0
長野県	駒ヶ根市	16	16	100.0
長野県	飯田市	67	43	64.2
長野県	松本市	310	274	88.4
長野県	塩尻市	65	56	86.2
長野県	安曇野市	64	46	71.9
長野県	大町市	15	15	100.0
長野県	須坂市	95	36	37.9
長野県	千曲市	43	39	90.7
長野県	中野市	31	24	77.4
長野県	飯山市	17	17	100.0
岐阜県	山島市	40	32	80.0
岐阜県	各務原市	121	120	99.2
岐阜県	山県市	10	10	100.0
岐阜県	瑞穂市	29	29	100.0
岐阜県	本巣市	26	21	80.8
岐阜県	大垣市	137	110	80.3
岐阜県	海津市	23	20	87.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
岐阜県	関市	83	82	98.8
岐阜県	美濃市	23	18	78.3
岐阜県	郡上市	28	26	92.9
岐阜県	美濃市	53	46	86.8
岐阜県	可児市	96	83	86.5
岐阜県	多治見市	161	115	71.4
岐阜県	瑞浪市	40	32	80.0
岐阜県	土岐市	53	48	90.6
岐阜県	中津川市	78	69	88.5
岐阜県	恵那市	66	54	81.8
岐阜県	高山市	101	77	76.2
岐阜県	飛騨市	30	23	76.7
岐阜県	下呂市	41	35	85.4
静岡県	沼津市	501	349	69.7
静岡県	熱海市	255	220	86.3
静岡県	三島市	272	182	66.9
静岡県	富士宮市	168	101	60.1
静岡県	伊東市	150	102	68.0
静岡県	島田市	102	78	76.5
静岡県	富田市	267	267	100.0
静岡県	磐田市	212	159	75.0
静岡県	焼津市	207	165	79.7
静岡県	掛川市	204	167	81.9
静岡県	藤枝市	197	149	75.6
静岡県	御殿場市	187	131	70.1
静岡県	袋井市	143	95	66.4
静岡県	下野市	63	35	55.6
静岡県	裾野市	77	62	80.5
静岡県	湖西市	125	70	56.0
静岡県	伊豆市	67	41	61.2
静岡県	御前崎市	57	46	80.7
静岡県	菊川市	97	46	47.4
静岡県	伊豆の国市	88	66	75.0
静岡県	牧之原市	67	52	77.6
静岡県	一宮市	335	308	91.9
愛知県	瀬戸市	188	156	83.0
愛知県	半田市	158	142	89.9
愛知県	春日井市	469	302	64.4
愛知県	豊川市	187	153	81.8
愛知県	津島市	83	63	75.9
愛知県	碧南市	84	55	65.5
愛知県	刈谷市	347	241	69.5
愛知県	安城市	474	338	71.3
愛知県	西尾市	130	97	74.6
愛知県	蒲郡市	117	79	67.5
愛知県	犬山市	100	75	75.0
愛知県	常滑市	100	65	65.0
愛知県	江南市	98	98	100.0
愛知県	小牧市	315	231	73.3
愛知県	稲沢市	187	126	67.4
愛知県	新城市	49	49	100.0
愛知県	東海市	180	146	81.1
愛知県	大府市	177	108	61.0
愛知県	知多市	88	65	73.9
愛知県	知立市	114	91	79.8
愛知県	尾張旭市	139	131	94.2
愛知県	高浜市	63	43	68.3
愛知県	岩倉市	69	54	78.3
愛知県	豊明市	110	93	84.5
愛知県	日進市	162	123	75.9
愛知県	田原市	72	60	83.3
愛知県	愛西市	42	34	81.0
愛知県	清須市	81	61	75.3
愛知県	名古屋北	75	71	94.7
愛知県	名古屋南	68	43	63.2
愛知県	みよし市	59	57	96.6
愛知県	あま市	62	58	93.5
愛知県	長久手市	80	66	82.5
愛知県	三重市	272	144	52.9
愛知県	三重市	67	15	22.4

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
三重県	津市	476	259	54.4
三重県	伊賀市	110	58	52.7
三重県	熊野市	15	0	0.0
三重県	熊野市	3	3	100.0
三重県	松阪市	174	141	81.0
三重県	伊勢市	117	1	0.9
三重県	いなべ市	27	0	0.0
三重県	いなべ市	232	209	90.1
三重県	尾鷲市	13	14	107.7
三重県	亀山市	70	0	0.0
三重県	名張市	123	10	8.1
三重県	名張市	123	10	8.1
三重県	志摩市	110	57	51.8
滋賀県	彦根市	198	159	80.3
滋賀県	彦根市	125	76	60.8
滋賀県	近江八幡市	124	95	76.6
滋賀県	草津市	489	295	60.3
滋賀県	守山市	122	97	79.5
滋賀県	栗東市	222	103	46.4
滋賀県	甲賀市	128	91	71.1
滋賀県	野洲市	95	77	81.1
滋賀県	湖南市	112	58	51.8
滋賀県	高島市	58	43	74.1
滋賀県	東近江市	118	87	73.7
滋賀県	米原市	49	31	63.3
京都府	福知山市	155	122	78.7
京都府	舞鶴市	170	95	55.9
京都府	綾部市	54	44	81.5
京都府	宇治市	423	298	70.4
京都府	宮津市	43	40	93.0
京都府	亀岡市	123	82	66.7
京都府	向日市	82	74	90.2
京都府	向日市	103	76	73.8
京都府	八幡岡市	144	132	91.7
京都府	八幡岡市	75	54	72.0
京都府	京田辺市	162	139	85.8
京都府	京丹後市	64	42	65.6
京都府	京丹波市	59	35	59.3
京都府	木津川市	81	68	84.0
大阪府	池田市	305	206	67.5
大阪府	箕面市	222	139	62.6
大阪府	吹田市	733	622	84.9
大阪府	摂津市	128	99	77.3
大阪府	茨木市	657	411	62.6
大阪府	守口市	310	208	67.1
大阪府	門真市	294	143	48.6
大阪府	交野市	76	69	90.8
大阪府	四條畷市	79	49	62.0
大阪府	大東市	173	129	74.6
大阪府	柏原市	116	83	71.6
大阪府	藤井寺市	91	81	89.0
大阪府	松原市	145	120	82.8
大阪府	羽曳野市	115	100	87.0
大阪府	富田林市	180	135	75.0
大阪府	河内長野市	160	124	77.5
大阪府	狭山市	130	76	58.5
大阪府	高石市	119	101	84.9
大阪府	泉大津市	170	99	58.2
大阪府	和泉市	350	223	63.7
大阪府	岸和田市	312	263	84.3
大阪府	貝塚市	171	137	80.1
大阪府	泉佐野市	214	158	73.8
大阪府	泉南市	77	61	79.2
大阪府	泉南生市	47	42	89.4
兵庫県	相国市	58	54	93.1
兵庫県	たつの市	100	81	81.0
兵庫県	伊丹市	379	337	88.9
兵庫県	波路市	63	63	100.0
兵庫県	淡路市	75	70	93.3
兵庫県	三木市	112	112	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
兵庫県	加東市	96	65	67.7
兵庫県	赤穂市	76	74	97.4
兵庫県	西脇市	50	45	90.0
兵庫県	朝来市	20	20	100.0
兵庫県	高砂市	84	78	92.9
兵庫県	小野市	80	80	100.0
兵庫県	洲本市	59	47	79.7
兵庫県	宝塚市	463	443	95.7
兵庫県	豊岡市	137	84	61.3
兵庫県	養父市	29	16	55.2
兵庫県	加古川市	326	293	89.9
兵庫県	川西市	274	256	93.4
兵庫県	芦屋市	455	412	90.5
兵庫県	加西市	77	55	71.4
兵庫県	宍粟市	15	14	93.3
兵庫県	南あわじ市	52	50	96.2
兵庫県	篠山市	52	51	98.1
兵庫県	三田市	244	223	91.4
兵庫県	大和高田市	111	53	47.7
兵庫県	大和郡山市	156	93	59.6
奈良県	天理市	221	214	96.8
奈良県	橿原市	192	103	53.6
奈良県	桜井市	77	63	81.8
奈良県	五條市	31	2	6.5
奈良県	御所市	27	16	59.3
奈良県	生駒市	170	165	97.1
奈良県	香芝市	90	40	44.4
奈良県	葛城市	39	31	79.5
奈良県	宇陀市	27	22	81.5
和歌山県	海南市	48	43	89.6
和歌山県	橋本市	81	60	74.1
和歌山県	御田市	15	14	93.3
和歌山県	御坊市	33	33	100.0
和歌山県	田辺市	61	0	0.0
和歌山県	新宮市	26	26	100.0
和歌山県	紀の川市	37	2	5.4
和歌山県	岩出市	68	68	100.0
鳥取県	米子市	286	256	89.5
鳥取県	倉吉市	67	65	97.0
島根県	浜田市	96	86	89.6
島根県	出雲市	207	206	99.5
島根県	益田市	61	53	86.9
島根県	大田市	37	33	89.2
島根県	安来市	33	27	81.8
島根県	江津市	24	23	95.8
岡山県	雲南市	25	23	92.0
岡山県	津山市	93	85	91.4
岡山県	玉野市	56	55	98.2
岡山県	笠岡市	55	45	81.8
岡山県	井原市	24	21	87.5
岡山県	総社市	46	46	100.0
岡山県	高梁市	33	29	87.9
岡山県	新見市	16	16	100.0
岡山県	備前市	39	38	97.4
岡山県	瀬戸内市	20	20	100.0
岡山県	赤磐市	14	14	100.0
岡山県	真庭市	26	18	69.2
岡山県	美作市	50	26	52.0
岡山県	浅口市	24	21	87.5
広島県	三原市	73	64	87.7
広島県	竹原市	53	36	67.9
広島県	東広島市	327	241	73.7
広島県	三原市	189	140	74.1
広島県	廿日市市	203	185	91.1
広島県	尾道市	200	172	86.0
広島県	安芸高田市	27	18	66.7
広島県	江田島市	11	11	100.0
広島県	庄原市	64	42	65.6
広島県	府中市	43	28	65.1
広島県	大竹市	36	32	88.9

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
山口県	宇部市	141	97	68.8
山口県	山口市	256	171	66.8
山口県	萩市	42	33	78.6
山口県	防府市	93	69	74.2
山口県	下松市	57	49	86.0
山口県	岩国市	117	90	76.9
山口県	光市	0	0	-
山口県	長門市	23	23	100.0
山口県	柳井市	24	23	95.8
山口県	美祿市	25	25	100.0
山口県	周南市	37	17	45.9
山口県	周山	0	0	-
山口県	陽小野田	46	34	73.9
徳島県	徳島市	697	368	52.8
徳島県	鳴門市	93	47	50.5
徳島県	小松島市	43	21	48.8
徳島県	阿波市	23	16	69.6
徳島県	吉野川市	0	18	-
徳島県	阿南市	82	31	37.8
徳島県	美馬市	43	18	41.9
徳島県	三好市	44	22	50.0
徳島県	丸亀市	185	138	74.6
徳島県	坂出市	103	84	81.6
徳島県	善通寺市	46	41	89.1
徳島県	観音寺市	63	63	100.0
香川県	さぬき市	70	46	65.7
香川県	東かがわ市	47	37	78.7
香川県	三豊市	47	33	70.2
香川県	今治市	204	160	78.4
香川県	愛媛市	110	69	62.7
愛媛県	八幡浜市	60	42	70.0
愛媛県	新居浜市	212	174	82.1
愛媛県	西条市	71	52	73.2
愛媛県	大洲市	97	33	34.0
愛媛県	伊予市	49	32	65.3
愛媛県	四国中央市	123	54	43.9
愛媛県	西予市	22	21	95.5
愛媛県	東温市	66	26	39.4
高知県	室戸市	9	9	100.0
高知県	安芸市	14	14	100.0
高知県	南国市	38	38	100.0
高知県	土佐市	36	23	63.9
高知県	須崎市	30	27	90.0
高知県	宿毛市	14	14	100.0
福岡県	直方市	53	43	81.1
福岡県	飯塚市	209	157	75.1
福岡県	飯川市	64	45	70.3
福岡県	柳川市	60	36	60.0
福岡県	八女市	22	13	59.1
福岡県	筑後市	33	32	97.0
福岡県	川崎市	66	30	45.5
福岡県	大行橋市	127	44	34.6
福岡県	豊前市	23	22	95.7
福岡県	中間市	55	37	67.3
福岡県	小郡市	59	38	64.4
福岡県	筑紫野市	228	133	58.3
福岡県	春日市	357	178	49.9
福岡県	大野城市	282	173	61.3
福岡県	宗像市	79	62	78.5
福岡県	太宰府市	52	34	65.4
福岡県	古賀市	104	63	60.6
福岡県	福岡市	74	67	90.5
福岡県	うきは市	1	0	0.0
福岡県	宮若市	18	2	11.1
福岡県	嘉麻市	50	50	100.0
福岡県	朝倉市	25	22	88.0
福岡県	みやま市	32	25	78.1
福岡県	糸島市	116	71	61.2
福岡県	那珂川市	117	53	45.3
佐賀県	佐賀市	532	370	69.5

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
佐賀県	唐津市	166	155	93.4
佐賀県	鳥栖市	130	111	85.4
佐賀県	多久市	24	24	100.0
佐賀県	伊万里市	68	62	91.2
佐賀県	武雄市	92	81	88.0
佐賀県	鹿島市	33	30	90.9
佐賀県	小城市	39	36	92.3
長崎県	嬉野市	37	12	32.4
長崎県	神埼市	37	34	91.9
長崎県	島原市	30	24	80.0
長崎県	諫早市	158	119	75.3
長崎県	大村市	118	117	99.2
長崎県	平戸市	40	34	85.0
長崎県	松浦市	33	33	100.0
長崎県	対馬市	42	42	100.0
長崎県	壱岐市	19	14	73.7
長崎県	五島市	30	30	100.0
長崎県	西海市	21	21	100.0
熊本県	雲仙市	32	30	93.8
熊本県	南島原市	12	12	100.0
熊本県	荒尾市	35	35	100.0
熊本県	玉名市	29	29	100.0
熊本県	山鹿市	16	16	100.0
熊本県	菊池市	29	10	34.5
熊本県	合志市	29	28	96.6
熊本県	阿蘇市	15	14	93.3
熊本県	宇土市	9	9	100.0
熊本県	宇城市	24	5	20.8
熊本県	八代市	45	45	100.0
熊本県	水俣市	19	19	100.0
熊本県	人吉市	73	43	58.9
熊本県	上天草市	40	6	15.0
大分県	上田市	12	1	8.3
大分県	別府市	368	203	55.2
大分県	津门市	73	67	91.8
大分県	日田市	56	50	89.3
大分県	佐伯市	47	46	97.9
大分県	津杵市	40	37	92.5
大分県	津久見市	7	7	100.0
大分県	竹田市	17	17	100.0
大分県	豊後高田市	15	15	100.0
大分県	杵築市	7	7	100.0
大分県	宇佐市	34	34	100.0
大分県	豊後大野市	19	19	100.0
大分県	由布市	39	38	97.4
宮崎県	国東市	24	23	95.8
宮崎県	都城市	94	65	69.1
宮崎県	延岡市	124	85	68.5
宮崎県	日南市	65	28	43.1
宮崎県	小林市	18	16	88.9
宮崎県	日向市	81	44	54.3
宮崎県	串間市	8	8	100.0
鹿児島県	西都賀市	16	10	62.5
鹿児島県	えびの市	10	8	80.0
鹿児島県	鹿屋市	71	65	91.5
鹿児島県	枕崎市	11	9	81.8
鹿児島県	阿久根市	22	22	100.0
鹿児島県	出水市	43	40	93.0
鹿児島県	指宿市	38	38	100.0
鹿児島県	西之表市	20	20	100.0
鹿児島県	垂水市	12	11	91.7
鹿児島県	薩摩川内市	110	96	87.3
鹿児島県	日置市	40	34	85.0
鹿児島県	曾於市	12	12	100.0
鹿児島県	霧島市	166	144	86.7
鹿児島県	いちき串木野市	21	21	100.0
鹿児島県	南さつま市	39	37	94.9
鹿児島県	志布志市	23	22	95.7
鹿児島県	奄美市	66	64	97.0
鹿児島県	南九州市	11	11	100.0

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
鹿児島県	伊佐市	16	15	93.8
鹿児島県	始良市	49	39	79.6
沖縄県	名護市	133	115	86.5
沖縄県	うるま市	147	139	94.6
沖縄県	豊見城市	104	102	98.1
沖縄県	石垣市	91	88	96.7
沖縄県	浦添市	286	256	89.5
沖縄県	南城市	57	52	91.2
沖縄県	沖縄市	233	187	80.3
沖縄県	宮古島市	107	101	94.4
沖縄県	宜野湾市	202	183	90.6
沖縄県	糸満市	106	93	87.7
合計		77,196	58,059	75.2

(特別区)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
千代田区	688	664	96.5
中央区	1,383	1,024	74.0
港区	1,222	1,154	94.4
新宿区	1,374	634	46.1
文京区	398	298	74.9
台東区	521	460	88.3
墨田区	506	203	40.1
江東区	1,033	914	88.5
品川区	776	445	57.3
目黒区	368	286	77.7
大田区	803	765	95.3
世田谷区	824	773	93.8
渋谷区	889	685	77.1
中野区	372	226	60.8
杉並区	402	360	89.6
豊島区	620	392	63.2
北区	436	415	95.2
荒川区	273	234	85.7
板橋区	768	678	88.3
練馬区	756	617	81.6
足立区	796	715	89.8
葛飾区	626	478	76.4
江戸川区	686	534	77.8
合計	16,520	12,954	78.4

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率
都道府県	14,538	11,326	77.9
保健所設置市	98,766	79,910	80.9
保健所設置市を除く市	77,196	58,059	75.2
特別区	16,520	12,954	78.4
合計	207,020	162,249	78.4
平成30年度	207,368	162,574	78.4

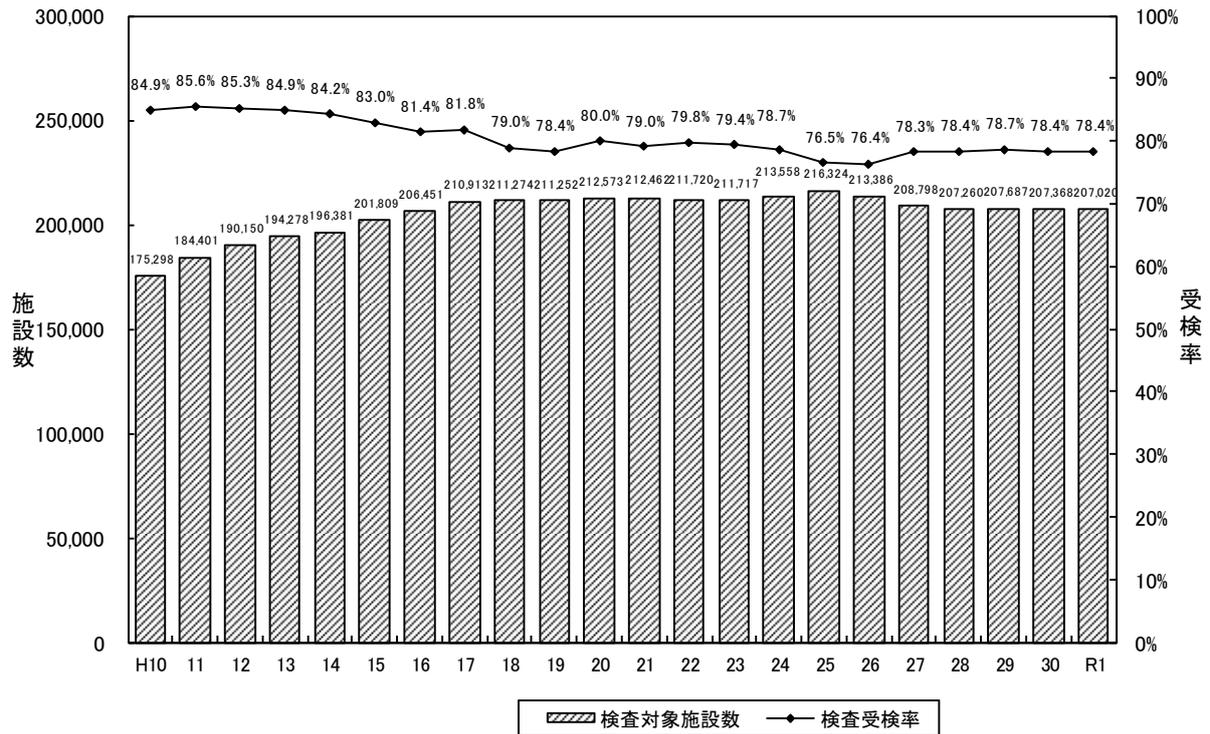


図 3-7 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

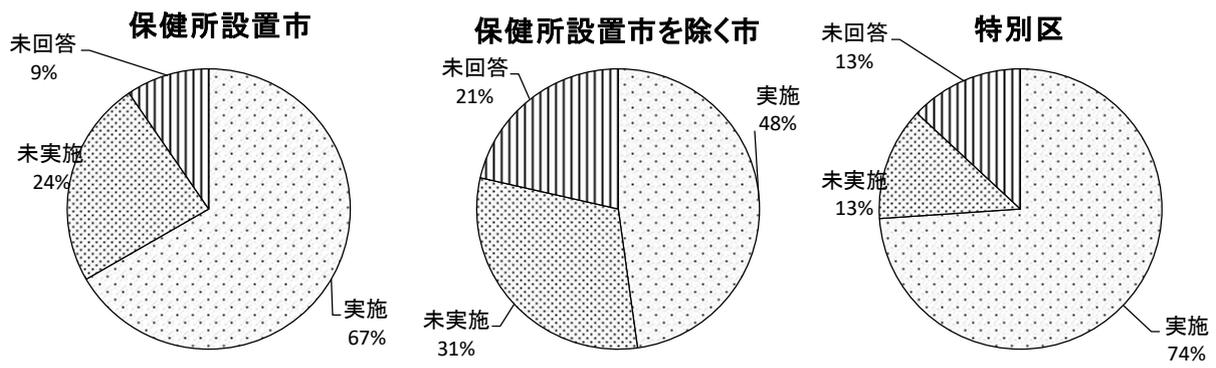
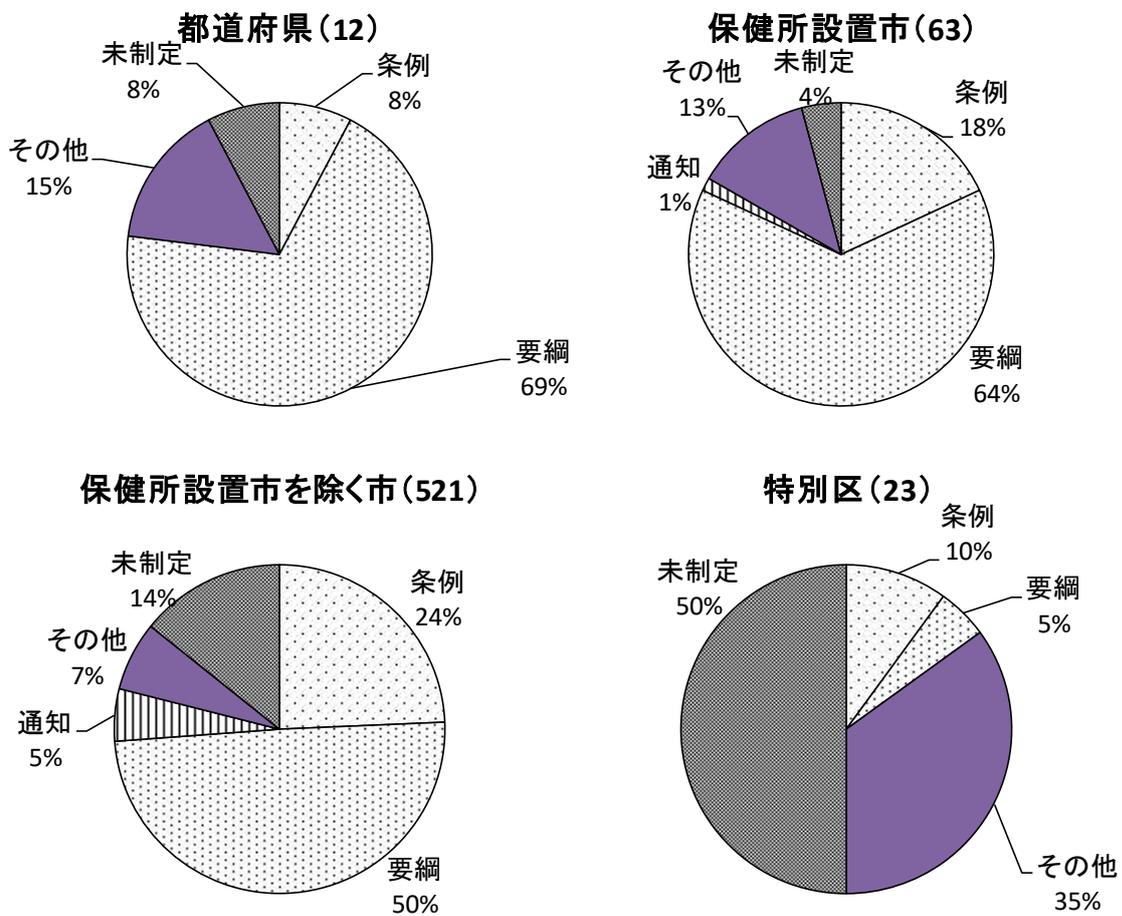


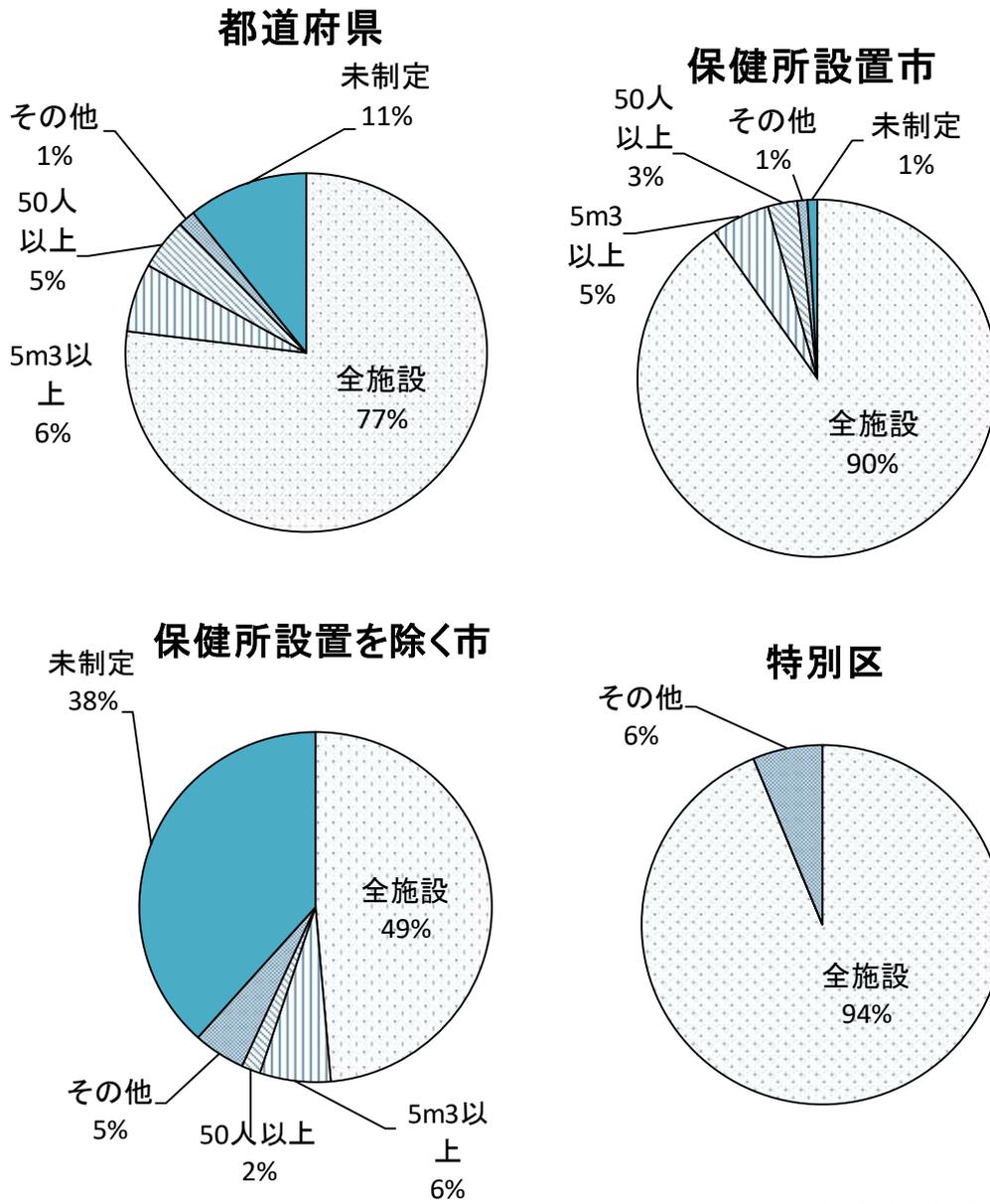
図 3-8 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況



注) 未回答分は除く、( )は回答自治体数を示す。

注) 未回答分は除く、( )は回答自治体数を示す。

図 3-9 簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況 (平成 31・令和元年度)



注)未制定は、未回答分も含んでいる。

図 3-10 小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

表 3-16 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31・令和元
検査対象施設数	845,345	840,170	830,762	820,011	807,200
検査実施施設数	27,281	26,304	27,750	27,822	28,081
受検率	3.2%	3.1%	3.3%	3.4%	3.5%

表 3-17 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

		平成27	平成28	平成29	平成30	平成31・令和元	
検査指摘施設数		7,343	6,673	6,735	6,634	6,893	
検査指摘率		26.9%	25.4%	24.3%	23.8%	24.5%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	8.8%	10.8%	9.7%	9.6%	8.8%
		受水槽本体の状態	9.2%	8.8%	9.2%	8.9%	9.3%
		受水槽上部の状態	4.1%	4.0%	3.8%	4.6%	3.8%
		受水槽内部の状態	16.6%	11.0%	16.0%	17.3%	17.6%
		マンホールの状態	21.7%	20.6%	20.7%	23.2%	21.9%
		オーバーフロー管の状態	11.5%	9.6%	10.9%	11.4%	10.9%
		通気管の状態	9.7%	9.3%	9.5%	9.7%	9.3%
		水抜き管の状態	9.4%	8.9%	8.9%	9.7%	10.1%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	5.3%	4.8%	4.0%	5.0%	4.6%
		高置水槽上部の状態	1.4%	1.6%	1.2%	1.4%	1.1%
		高置水槽内部の状態	5.7%	5.9%	5.4%	5.2%	4.9%
		マンホールの状態	11.6%	12.0%	10.6%	11.9%	10.7%
		オーバーフロー管の状態	4.9%	5.6%	4.0%	4.4%	3.9%
		通気管の状態	9.5%	10.1%	7.8%	8.6%	8.3%
水抜き管の状態		2.7%	2.5%	1.0%	1.2%	1.0%	
他	給水管等の状態	1.4%	1.3%	0.9%	0.9%	1.1%	
水 質 検 査	臭気	0.08%	0.00%	0.01%	0.12%	0.01%	
	味	0.07%	0.01%	0.01%	0.14%	0.00%	
	色	0.10%	0.03%	0.03%	0.11%	0.07%	
	色度	0.2%	0.5%	0.4%	0.5%	0.1%	
	濁度(濁りを含む)	0.1%	0.4%	0.4%	0.5%	0.1%	
	残留塩素	2.1%	1.7%	1.5%	1.4%	2.2%	
書類の整備保存の状況		50.3%	38.8%	32.6%	36.3%	35.9%	

表 3-18 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況

  : 今年度記載なし(昨年の記載を残している)  
  : 今年度調査で新規に記載されたもの  
  : 記載に変更・相違があった箇所。日付に相違あった場合は新しいものを採用

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H15.5.1	全施設
青森県	要領	H26.4.1	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.12.1	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.2.25	受水槽10m3以下
埼玉県	-	-	-
千葉県	条例	S55.3.29	50人以上
	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H14.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟県	要綱	H25.4.1	全施設
	要綱	H14.10.18	全施設
富山県	条例	H15.4.1	全施設
石川県	要領	H21.4.1	全施設
	その他	H21.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.8.29	全施設
岐阜県	-	-	-
静岡県	(要綱)		その他
愛知県	要領	S55.4.16	全施設
	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H24.4.1	全施設
奈良県	-	-	-
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設
	条例		全施設
	要領	H26.4.1	全施設
鳥取県	その他	H15.3.25	全施設
	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
島根県	-	-	-
岡山県	要領	H5.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
	要領	H15.12.1	有効容量10m3以下
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設
	条例		全施設
高知県	要領	H9.4.1	全施設
	要領	H3.1.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県	-	-	-
長崎県	-	-	-
熊本県	-	-	-
大分県	要綱	S60.1.10	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	S60.7.15	有効容量10m3以下
	要領	H29.4.1	10m3以下

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	5m3超
八戸市	要領	H25.4.1	5m3超
盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
	条例	S50.7.1	5m3超
秋田市	要領	H10.4.1	10m3以下
山形市	条例	H23.4.1	全施設
	要綱	H20.4.1	10m3以下
郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	条例	S44.10.17	全施設
福島市	条例	H24.12.27	5m3超
	要領	H25.4.1	全施設
宇都宮市	要領	H1.6.5	全施設
	要綱	H20.5.20	全施設
前橋市	要領	H24.10.29	全施設
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	H21.5.1	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
越谷市			
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	その他	H19.4.1	全施設
	その他	H27.7.16	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H18.12.22	〃
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.12.8	〃
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	全施設
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市	条例	H17.4.1	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	その他	H14.12.19	10m3未満
	要領	H24.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
	条例	S34.4.1	全施設
	要領	S34.4.1	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	10m3以下
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	10m3以下
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
八尾市	要領	H25.11.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	要綱	H24.10.1	全施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	0m <sup>3</sup> <V≤10m <sup>3</sup>
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市	条例	H30.4.1	10m <sup>3</sup> 以下
	その他	H30.4.1	10m <sup>3</sup> 以下
鳥取市	要綱	H15.4.1	全施設
岡山市	要領	H15.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H3.9.1	10m <sup>3</sup> 以下
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H14.12.24	V≤10
	条例	H30.4.1	全施設
	要領	R1.6.6	V≤10
松山市	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	V≤10
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
	条例	S44.4.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
	要領	H19.4.1	全施設
	条例	S39.1.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
	条例	S35.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領	S59.7.1	全施設
熊本市	要綱	H5.7.1	10m <sup>3</sup> 以下
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
	要領	H15.4.1	10m <sup>3</sup> 以下
鹿児島市	条例	S43.11.29	全施設
那覇市	条例	H9.12.26	全施設
	条例	H10.3.31	V≤10m <sup>3</sup>
	要綱	H15.3.31	V≤10m <sup>3</sup>

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H9.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.16	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	H16.7.1	全施設
	要領	H16.7.1	その他
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
	要領	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H21.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m <sup>2</sup> 以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中野区	要綱	S61.11.1	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	H26.3.1	全施設
	要領	H26.3.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
	その他	S59.6.7	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	10m <sup>3</sup> 以下
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

表 3-19 貯水槽水道衛生管理状況一覧表（平成 31・令和元年度全国計）

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率	未改善施設数	是正未確認施設数
簡易専用水道	全体計	207,020	162,249	78.4%	37,320	23.0%	1,130	14,139
	登録検査機関の検査	207,020	154,317	74.5%	36,830	23.9%	1,109	13,989
	地方公共団体の検査		7,932	3.8%	490	6.2%	21	150
小規模貯水槽水道	全体計	807,200	28,081	3.5%	6,893	24.5%	323	2,811

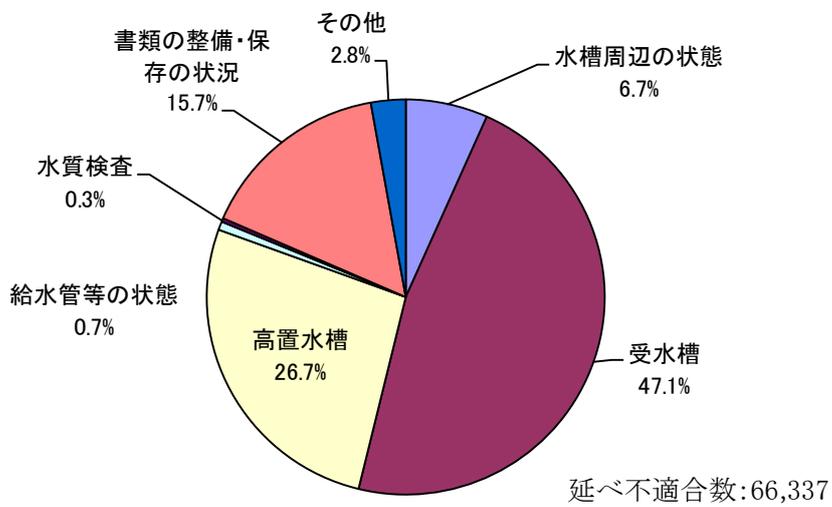


図 3-11 簡易専用水道の不適合項目区別割合（平成 31・令和元年度）

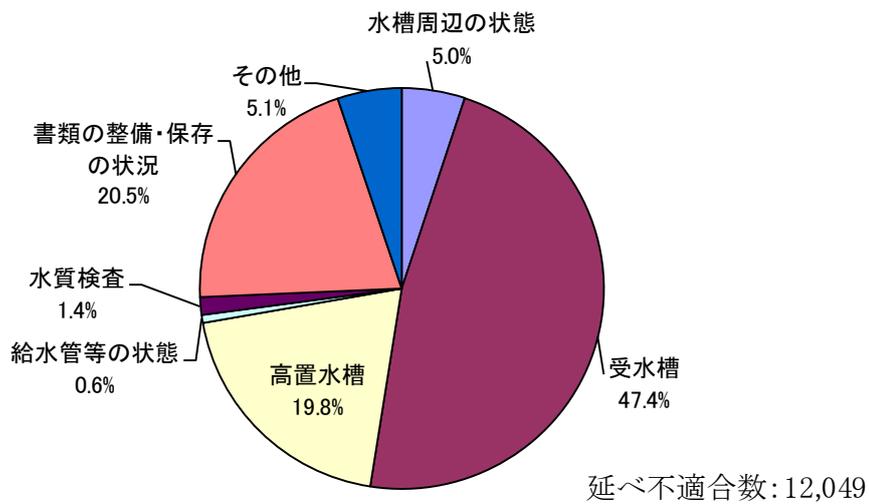


図 3-12 小規模貯水槽水道の不適合項目区別割合（平成 31・令和元年度）

### 3-4. 水道水質検査の実施状況等に関する調査

水道水質検査の実施状況等に関する調査結果を表 3-20～表 3-28、図 3-13～図 3-18 に示す。

表 3-20 一般項目に係る水質検査状況（平成 31・令和元年度）

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31・令和元
検査井戸数	32,253	32,055	25,368	24,996	30,462
基準超過井戸数(超過率)	6,788 (21.0%)	6,257 (19.5%)	_※4	_※4	_※4
一般細菌	4,017 (12.5%)	3,964 (12.4%)	2,165 /22,546	3,229 /22,461	3,450 /28379
大腸菌(群)	1,608 (5.0%)	1,658 (5.2%)	138 /22,400	1,284 /22,341	1,127 /28250
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	933 (2.9%)	770 (2.4%)	386 /22,136	693 /22,070	808 /27288
その他項目	4,366 (13.5%)	4,226 (13.2%)	2,617 _※8	2,028 /21,383	1,932 /27538

表 3-21 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成 27 年～平成 31・令和元年度）

年度	対 応 状 況									
	専 用 井 戸					併 用 井 戸				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成27	11	170	68	300	549	336	83	11	68	498
平成28	12	180	32	330	554	283	79	14	50	426
平成29	35	212	26	163	436	213	60	14	29	316
平成30	43	193	53	109	398	214	69	2	36	321
平成31・令和元	16	184	46	75	321	180	74	9	15	278

※1: 一般項目とは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目(塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度及び濁度)をいう。

※2: 検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5: その他項目の数値については各項目の合計値を計上している。

※6: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※7: 専用井戸とは、汚染の判明時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。各年度の井戸数は当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

\*8: 検査井戸数に重複があるため、集計を行っていない。

表 3-22 トリクロロエチレン等の水質基準超過状況（平成 31・令和元年度）

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31・令和元
検査井戸数	4,457	4,534	3,937	3,708	3,054
基準超過井戸数(超過率)	93 (2.1%)	117 (2.6%)	-※4	-※4	-※4
四塩化炭素	27 (0.6%)	3 (0.1%)	1/1,506	1/1,227	4 /1613
1,4-ジオキサン	3 (0.1%)	4 (0.1%)	0/1,422	0/1,173	0 /1522
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	6 (0.1%)	8 (0.2%)	6/1,522	9/1,320	7 /1658
ジクロロメタン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0/1,455	25/1,186	0 /1580
テトラクロロエチレン	53 (1.2%)	43 (0.9%)	60/2,705	48/2,509	28 /2688
トリクロロエチレン	31 (0.7%)	33 (0.7%)	17/2,692	39/2,522	23 /2699
ベンゼン	0 (0.0%)	3 (0.1%)	0/1,439	1/1,161	0 /1607

表 3-23 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況（平成 27 年～平成 31・令和元年度）

年度	対 応 状 況							
	専 用 井 戸				併 用 井 戸			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成27	4	1	35	40	24	1	0	25
平成28	2	1	27	30	26	2	0	28
平成29	23	3	12	38	31	3	0	34
平成30	8	3	14	25	22	1	18	41
平成31・令和元	5	2	11	18	36	4	20	60

注) ※1: トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。

※2: 検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※6: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

表 3-24 その他項目の水質基準超過状況（平成 30 年度）

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31・令和元
検査井戸数	16,473	18,016	12,234	15,229	16,802
基準超過井戸数(超過率)	1,218 (7.4%)	1,436 (8.0%)	-※4	-※4	-※4
ヒ素	182 (1.1%)	202 (1.1%)	109 /2,856	106 /2,451	123 /3321
フッ素	365 (2.2%)	290 (1.6%)	231 /3,297	57 /2,177	246 /3786
水銀	6 (0.0%)	12 (0.1%)	7 /1,987	7 /1,573	3 /2133
六価クロム	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 /2,146	0 /1,652	4 /2654
その他水質基準項目	1,013 (6.1%)	1,136 (6.3%)	594 -※9	816 /13,138	963 /13641

表 3-25 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成 27 年～平成 31・令和元年度）

年 度	対 応 状 況 <sup>※5</sup>					
	専 用 井 戸 <sup>※6</sup>			併 用 井 戸 <sup>※6</sup>		
	水道加入	その他 <sup>※7</sup>	計	飲用中止	その他 <sup>※7</sup>	計
平成27	1	122	123	27	23	50
平成28	2	140	142	79	11	90
平成29	23	425	448	80	595	675
平成30	4	45	49	38	6	44
平成31・令和元	6	30	36	24	7	31

注)※1:その他項目とは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。

※2:検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3:超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4:調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5:その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目(鉄、マンガン、硬度等)である。数値については各項目の合計値を計上している。

※6:基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※7:専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

※8:その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

\*9:検査井戸数に重複があるため、集計を行っていない。

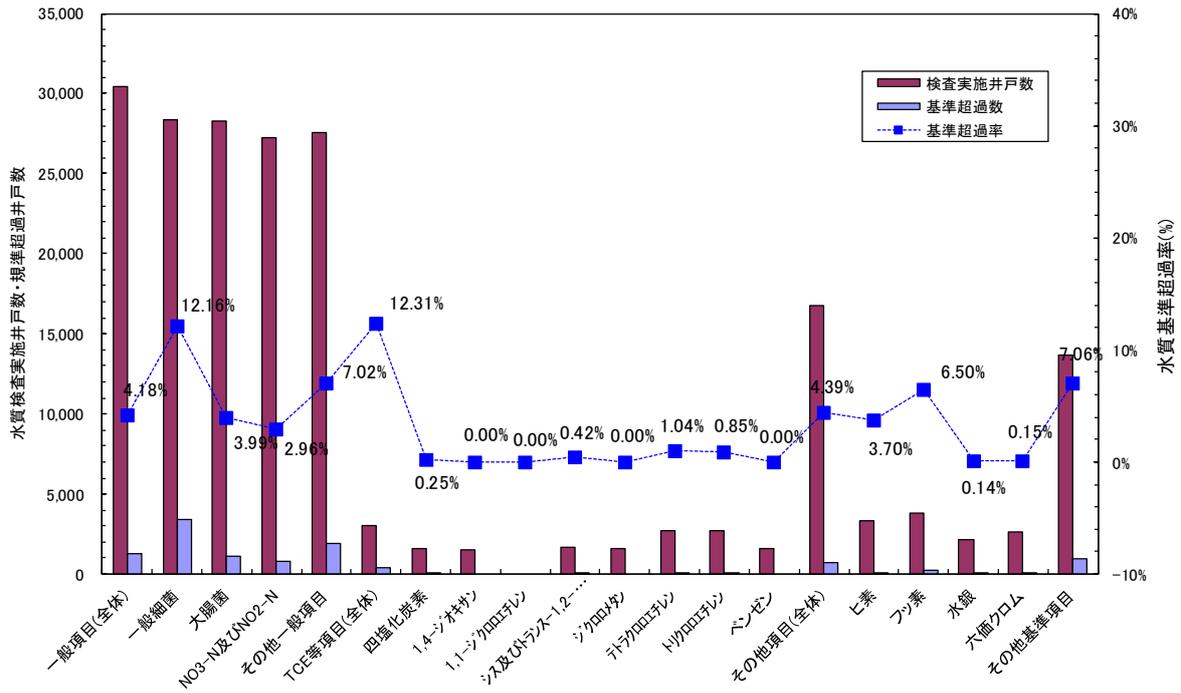


図 3-13 飲用井戸等における項目別水質検査状況（平成 31・令和元年度）

表 3-26 飲用井戸等に係る要綱等制定状況（都道府県、特別区、保健所設置市）

都道府県	種別	施行日	対象施設
北海道	要綱	H15.1	全施設
	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下
青森県	要綱	S62.8.21	全施設
	条例	S33.7.10	100人超過
岩手県	要綱	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	100人以下30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	100人以下30人以上
山形県	要綱	S62.4.1	全施設
	条例	S44.4.1	50人以上
福島県	要綱	H3.11.20	50人以下
	条例	S54.10.1	50人超
茨城県	要綱	H1.10.1	全施設
	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校
群馬県	要綱	H1.6.15	50人未満
	条例	H23.4.1	50人以上又は10世帯以上
埼玉県	条例	S32.3.30	50人以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.10.23	全施設
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上
富山県	要綱	H14.4.22	全施設
石川県	要綱	S63.4.1	全施設
福井県	要綱	S63.4.1	全施設
山梨県	条例	H16.11.1	全施設
長野県	要綱	H14.12.4	全施設
	条例	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設
静岡県	要綱	S55.4.16	全施設
愛知県	条例	S41.7.5	50人以上
三重県	要綱	H17.4.1	全施設
滋賀県	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上
京都府	その他	H25.7.1	全施設
	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m <sup>3</sup> 以上のもの
大阪府	要綱	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m <sup>3</sup> 未満のもの
	条例	S39.4.1	50人以上等
兵庫県	要綱	H25.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要綱	H3.7.24	全施設
岡山県	要綱	H1.4.1	全施設
広島県	要綱	H5.12.1	全施設
山口県	要綱	H21.4.1	全施設
徳島県	要綱	S63.4.1	全施設
香川県	要綱	S63.7.19	全施設
愛媛県	要綱	S62.7.1	50人以上
高知県			
福岡県			
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上
熊本県	要綱	H26.9.1	飲用井戸等
大分県	条例	S33.11.1	居住者50人以上100人以下
宮崎県	要綱	H16.4.1	全施設
	条例	S62.4.1	全施設
鹿児島県	条例	H17.4.1	全施設
沖縄県	要綱	H27.4.1	全施設

特別区	種別	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	-
目黒区	要綱	S63.4.1	飲用水を供給する井戸等
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要綱	H17.4.1	全施設

保健所設置市	種別	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
小樽市	要綱	H1.1.20	全施設
旭川市	要綱	H18.4.1	全施設
青森市	要綱	H19.10.1	全施設
八戸市	要綱	H25.4.1	全施設
盛岡市	条例	S33.7.10	30人以上
仙台市	要綱	H25.4.1	全施設
	条例	S50.7.1	30人以上
秋田市	要綱	H12.4.1	30人未満
	条例	S35.3.30	30人以上
山形市	要綱	H10.4.1	30人未満
	条例	H31.4.1	全施設
郡山市	条例	H9.4.1	50人超
いわき市	条例	H11.4.1	50人超
福島市	要綱	H12.4.1	50人以下
	条例	H24.12.27	50人以上
宇都宮市	要綱	H25.4.1	全施設
	条例	S38.11.1	50人以上
前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
さいたま市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
川越市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
越谷市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
千葉市	条例	H4.4.4	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
町田市	要綱	H19.4.1	全施設
	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	要綱	H23.4.1	全施設
	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
川崎市	条例	H7.10.1	全施設
相模原市	要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横須賀市	要綱	H27.4.1	全施設
	条例	H8.10.1	全施設
藤沢市	要綱	H23.4.1	全施設
	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
新潟市	条例	H12.4.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
富山市	要綱	H26.8.22	飲用水の衛生に係る法令の適用外
金沢市	要綱	H16.4.1	全施設
福井市	要綱	H6.4.1	全施設
甲府市	要綱	H25.4.1	全施設
長野市	要綱	H16.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要綱	H15.4.1	全施設
名古屋	要綱	S52.1.1	受水タンクを有する建築物
豊橋市	要綱	H12.4.1	醸造専用水道以外の貯水槽水道
岡崎市	要綱	H18.9.4	全施設
豊田市	要綱	H16.2.12	全施設
四日市市	条例	S41.10.1	50人以上
大津市	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要綱	H2.10.29	全施設
大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	条例	S33.10.13	50人以上
堺市	要綱	H24.4.1	全施設
	条例	S33.10.13	50人以上
高槻市	要綱	H15.4.1	全施設
	条例	S33.10.13	50人以上
枚方市	要綱	H16.4.1	全施設
	条例	S33.10.13	50人以上
東大阪市	要綱	S63.4.1	全施設
	条例	S33.10.13	50人以上
八尾市	要綱	S33.10.13	50人以上
	条例	H25.11.1	全施設
寝屋川市	要綱	S33.10.13	50人以上
	条例	H25.4.1	全施設
神戸市	要綱	S39.4.1	50人以上
	条例	S39.4.1	50人以上
姫路市	その他	H17.4.1	全施設
	条例	S39.4.1	50人以上
尼崎市	要綱	H20.2.1	全施設
	条例	S39.4.1	50人以上
西宮市	要綱	H25.4.1	50人未満
	条例	S39.4.1	50人以上
明石市	要綱	S39.4.1	50人以上
	条例	H25.4.1	50人未満
奈良市			
和歌山市			
前山	要綱	H6.4.1	全施設
倉敷市			
広島市	要綱	S62.4.1	50人以上又は10世帯以上
広島市			
下関市			
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	条例	S38.7.10	50人以上
	要綱	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
北九州市			
福岡市	要綱	S64.1.1	全施設
大牟田市	要綱	H11.4.1	全施設
久留米市			
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
	条例	S33.11.1	50人以上
大分市	要綱	H16.4.1	全施設
	要綱	H25.4.1	全施設
宮崎市	要綱	H10.4.1	全施設
鹿児島市			
那覇市			

表 3-27 飲用井戸等に係る要綱等制定状況（保健所設置市以外の市）

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
北海道	札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
北海道	函館市	要領	H1.5.1	V≤10
北海道	小樽市	要領	H1.1.20	全施設
北海道	旭川市	要領	H18.4.1	-
北海道	室蘭市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	釧路市	条例	H25.4.1	全施設
北海道	帯広市	要領	H25.10.1	全施設
北海道	北見市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	夕張市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	網走市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	苫小牧市	要領	H1.5.1	-
北海道	芦別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	江別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	紋別市	要領	H26.6.2	全施設
北海道	根室市	要領	-	-
北海道	千歳市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	深川市	要領	H25.4.1	V≤10
北海道	富良野市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	登別市	要領	H28.4.1	-
北海道	伊達市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	北広島市	要領	H25.4.1	-
北海道	石狩市	要領	H25.3.18	V≤10
青森県	青森市	要領	H19.10.1	全施設
青森県	弘前市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	八戸市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	黒石市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	五所川原市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	十和田市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	三沢市	要領	H26.4.4	-
青森県	むつ市	要綱	H25.4.1	全施設
青森県	平川市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	盛岡市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	宮古市	条例	S33.7.10	100人以上
岩手県	宮古市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	大船渡市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	花巻市	条例	H27.2.13	全施設
岩手県	北上市	条例	H30.5.1	全施設
岩手県	久慈市	条例	S33.7.10	100人以上
岩手県	久慈市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	一関市	条例	S33.7.10	100人以上
岩手県	一関市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	釜石市	条例	S33.7.10	100人以上
岩手県	釜石市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	二戸市	条例	H18.1.1	全施設
岩手県	八幡平市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	奥州市	要領	H25.4.1	全施設
宮城県	仙台市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	仙台市	要綱	H12.4.1	30人未満
宮城県	石巻市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	塩竈市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	気仙沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	白石市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	名取市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	角田市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	多賀城市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	岩沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	登米市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	栗原市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	東松島市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	大崎町	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	富谷市	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	秋田市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	秋田市	要領	H10.4.1	-
秋田県	能代市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	能代市	要領	H25.4.1	全施設
秋田県	横手市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	大館市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	大館市	要領	H27.4.1	全施設
秋田県	男鹿市	条例	S35.7.1	30人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
秋田県	湯沢市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	鹿角市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	由利本荘市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	潟上市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	大仙市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	大仙市	その他	H21.4.1	-
秋田県	北秋田市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	にかほ市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	にかほ市	要領	H27.4.1	全施設
秋田県	仙北市	条例	S35.7.1	30人以上
山形県	山形市	要領	H31.4.1	全施設
山形県	米沢市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	米沢市	要領	H3.12.1	-
山形県	鶴岡市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	酒田市	条例	M33.1.0	-
山形県	新庄市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	新庄市	要領	H3.12.1	50人以上
山形県	長井市	要領	H3.12.1	-
山形県	南陽市	要領	H3.12.1	-
福島県	福島市	条例	H24.12.27	50人以上
福島県	福島市	要領	H25.4.1	全施設
福島県	会津若松市	条例	H25.4.1	-
福島県	郡山市	条例	H9.4.1	51人以上
福島県	いわき市	条例	H11.4.1	51人以上
福島県	白河市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	須賀川市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	須賀川市	要綱	H25.4.1	全施設
福島県	喜多方市	要領	H26.11.1	全施設
福島県	相馬市	条例	H24.12.21	51人以上
福島県	二本松市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	二本松市	要領	H25.4.1	全施設
福島県	田村市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	南相馬市	要領	H26.6.1	全施設
福島県	伊達市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	伊達市	要領	H30.4.1	50人以下
福島県	本宮市	条例	H25.4.1	50人以上
福島県	本宮市	要領	H25.4.1	全施設
茨城県	水戸市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	日立市	条例	H26.3.31	50人以上
茨城県	土浦市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	古河市	条例	H25.12.19	50人以上
茨城県	古河市	その他	H26.3.12	全施設
茨城県	石岡市	条例	H26.3.20	全施設
茨城県	結城市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	結城市	その他	H26.4.1	-
茨城県	龍ヶ崎市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	下妻市	条例	H25.12.25	全施設
茨城県	常総市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	常陸太田市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	常陸太田市	その他	H26.4.1	50人未満
茨城県	高萩市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	北茨城市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	笠間市	条例	H26.3.14	50人以上
茨城県	取手市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	牛久市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	つくば市	条例	H26.3.25	全施設
茨城県	ひたちなか市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	鹿嶋市	条例	H26.3.19	50人以上
茨城県	潮来市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	守谷市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	常陸大宮市	条例	H26.3.28	全施設
茨城県	那珂市	条例	H26.3.28	全施設
茨城県	筑西市	条例	H25.12.25	全施設
茨城県	坂東市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	稲敷市	条例	H26.3.28	全施設
茨城県	稲敷市	その他	H26.3.28	全施設
茨城県	かすみがうら市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	桜川市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	神栖市	条例	H25.12.24	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
茨城県	行方市	条例	H26.1.23	全施設
茨城県	鉾田市	条例	H26.3.20	全施設
茨城県	つくばみらい市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	小美玉市	条例	H26.4.1	50人以上
栃木県	宇都宮市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	栃木市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	佐野市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	鹿沼市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	日光市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	小山市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	真岡市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	大田原市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	矢板市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	那須塩原市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	さくら市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	那須烏山市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	下野市	条例	S38.10.8	50人以上
群馬県	前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
群馬県	高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
群馬県	伊勢崎市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	沼田市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	館林市	要綱	H25.4.1	30人以上
群馬県	渋川市	要綱	H25.4.1	50人以上
群馬県	藤岡市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	藤岡市	その他	H25.4.1	-
群馬県	みどり市	要綱	H28.3.18	30人以上
埼玉県	川越市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	熊谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	秩父市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	所沢市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	飯能市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	本庄市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	春日部市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	狭山市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	鴻巣市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	深谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	上尾市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	蕨市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	戸田市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	入間市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	桶川市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	久喜市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	北本市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	八潮市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	富士見市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	蓮田市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	ふじみ野市	条例	S32.4.1	50人以上
千葉県	千葉市	条例	H4.4.4	50人以上
千葉県	銚子市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	市川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
千葉県	館山市	条例	H24.12.19	50人以上
千葉県	木更津市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	松戸市	条例	H24.12.1	50人以上
千葉県	野田市	条例	H26.4.1	50人以上
千葉県	茂原市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	成田市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	佐倉市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	東金市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	旭市	条例	H25.3.26	50人以上
千葉県	習志野市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	柏市	条例	H20.4.1	50人以上
千葉県	勝浦市	条例	H24.12.14	50人以上
千葉県	市原市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	流山市	その他	H25.4.1	全施設
千葉県	八千代市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	鴨川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	鎌ヶ谷市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	君津市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	富津市	条例	H25.4.1	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
千葉県	浦安市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	浦安市	その他	H25.4.1	50人以上
千葉県	四街道市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	袖ヶ浦市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	八街市	条例	H10.4.1	吐出口断面積6㎡超
千葉県	印西市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	白井市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	富里市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	南房総市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	匝瑳市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	匝瑳市	要綱	H25.4.1	50人以上
千葉県	香取市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	山武市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	いすみ市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	大網白里市	条例	H25.4.1	50人以上
東京都	八王子市	条例	H19.4.1	全施設
東京都	八王子市	要綱	H19.4.1	全施設
東京都	立川市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	立川市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	武蔵野市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	三鷹市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	三鷹市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	青梅市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	青梅市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	府中市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	府中市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	昭島市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	昭島市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	調布市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	調布市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	町田市	条例	H23.4.1	全施設
東京都	町田市	要綱	H23.4.1	全施設
東京都	小金井市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	小金井市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	小平市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	小平市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	日野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	日野市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東村山市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東村山市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	国分寺市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	国分寺市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	国立市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	国立市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	福生市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	福生市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	狛江市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	狛江市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東大和市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東大和市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	清瀬市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	清瀬市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東久留米市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東久留米市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵村山市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	武蔵村山市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	多摩市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	多摩市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	稲城市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	稲城市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	羽村市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	羽村市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	あきる野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	あきる野市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	西東京市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	西東京市	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	横浜	条例	H3.12.25	全施設
神奈川県	川崎市	条例	H7.10.1	全施設
神奈川県	川崎市	要綱	S62.12.8	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
神奈川県	相模原市	条例	H12.4.1	全施設
神奈川県	相模原市	要綱	H27.4.1	全施設
神奈川県	横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
神奈川県	平塚市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	平塚市	要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	鎌倉市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	鎌倉市	その他	H25.4.1	全施設
神奈川県	藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
神奈川県	小田原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	茅ヶ崎市	要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	逗子市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	三浦市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	三浦市	要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	秦野市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	厚木市	条例	H25.4.1	100人以下
神奈川県	大和市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	大和市	要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	伊勢原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	海老名市	条例	H24.12.25	100人以下
神奈川県	座間市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	南足柄市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	綾瀬市	条例	H25.4.1	全施設
新潟県	新潟市	条例	H12.4.1	全施設
新潟県	柏崎市	条例	H19.4.1	30人以上
新潟県	上越市	条例	H19.4.1	30人以上
新潟県	佐渡市	要綱	H21.4.1	全施設
新潟県	魚沼市	条例	H19.4.1	30人以上
新潟県	南魚沼市	条例	H17.9.6	全施設
新潟県	胎内市	要領	H25.4.1	全施設
富山県	富山市	要領	H26.8.22	全施設
石川県	金沢市	要領	H16.4.1	全施設
石川県	小松市	条例	S63.4.1	-
石川県	羽咋市	要領	H25.4.1	-
石川県	白山市	要領	H30.1.1	全施設
石川県	能美市	条例	S63.4.1	-
福井県	福井市	要領	H6.4.1	全施設
福井県	小浜市	条例	S34.12.26	50人以上
福井県	大野市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	甲府市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	富士吉田市	条例	-	-
山梨県	都留市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	大月市	要領	H25.4.1	100人以下
山梨県	韭崎	条例	H25.4.1	全施設
山梨県	南アルプス市	要綱	H25.4.1	全施設
山梨県	北杜市	条例	H16.11.1	全施設
山梨県	甲斐市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	上野原市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	長野市	要綱	H16.4.1	全施設
長野県	松本市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	上田市	条例	H25.4.1	全施設
長野県	上田市	要綱	H25.4.1	-
長野県	岡谷市	条例	H25.4.1	全施設
長野県	飯田市	要綱	H29.4.1	50人以上
長野県	諏訪市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	須坂市	要綱	H26.3.28	50人以上
長野県	小諸市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	伊那市	条例	H18.3.31	全施設
長野県	伊那市	要綱	H26.10.20	-
長野県	中野市	条例	H17.4.1	全施設
長野県	中野市	要綱	H25.4.1	-
長野県	大町市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	飯山市	要綱	H29.9.1	全施設
長野県	茅野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	塩尻市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	佐久市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	千曲市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	東御市	要綱	-	-
長野県	安曇野市	要綱	H25.4.1	全施設
岐阜県	岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
岐阜県	美濃加茂市	要綱	H25.4.1	-
岐阜県	各務原市	要綱	H25.4.1	V≤10
静岡県	静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
静岡県	浜松市	要領	H15.4.1	-
静岡県	富山市	要領	H26.6.19	全施設
静岡県	湖西市	条例	S54.7.20	全施設
静岡県	伊豆市	条例	H16.4.1	全施設
愛知県	名古屋	要綱	S52.1.1	全施設
愛知県	豊橋市	要領	H12.4.1	全施設
愛知県	岡崎市	要綱	H18.9.4	全施設
愛知県	一宮市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	半田市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	春日井市	条例	H25.4.1	全施設
愛知県	豊川市	条例	H25.4.1	全施設
愛知県	碧南市	その他	H25.4.1	全施設
愛知県	刈谷市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊田	要領	H16.2.12	全施設
愛知県	安城市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	西尾市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	蒲郡市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	江南市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	小牧市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	稲沢市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	東海市	要領	H27.4.1	全施設
愛知県	大府市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知多市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知立市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	高浜市	その他	H25.4.1	全施設
愛知県	岩倉市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊明市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	日進市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	田原市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	北名古屋	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	弥富市	要領	H25.4.1	-
愛知県	あま市	要領	H25.4.1	全施設
三重県	鳥羽市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	四日市市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	松阪市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	伊賀市	条例	H25.4.1	-
滋賀県	大津市	要綱	H21.4.1	全施設
滋賀県	彦根市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	長浜市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	近江八幡市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	草津市	条例	H15.3.1	全施設
滋賀県	守山市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	栗東市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	甲賀市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	野洲市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	湖南市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	高島市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	東近江市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	米原市	要領	H17.4.1	全施設
京都府	京都市	要領	H2.10.29	全施設
京都府	舞鶴市	要領	H26.1.1	全施設
京都府	城陽市	要領	H25.4.1	全施設
京都府	八幡市	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	大阪市	要領	S60.7.1	全施設
大阪府	堺市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	堺市	要領	S60.7.1	全施設
大阪府	岸和田市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	岸和田市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	豊中市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	豊中市	要領	H24.4.1	全施設
大阪府	池田市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	池田市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	吹田市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	吹田市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	泉大津市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	泉大津市	要領	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
大阪府	高槻市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	高槻市	要領	H15.4.1	全施設
大阪府	貝塚市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	貝塚市	要綱	H25.4.1	-
大阪府	守口市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	守口市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	枚方市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	枚方市	要領	H26.4.1	全施設
大阪府	茨木市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	茨木市	要領	H29.4.1	全施設
大阪府	八尾市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	柏原市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	八尾市	要領	H25.11.1	50人以上
大阪府	柏原市	要領	S60.7.1	50人以上
大阪府	泉佐野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	泉佐野市	要領	H26.4.1	50人以上
大阪府	寝屋川市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	寝屋川市	要領	H25.4.1	50人以上
大阪府	河内長野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	河内長野市	要領	H25.4.1	50人以上
大阪府	松原市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	松原市	要領	H25.4.1	50人以上
大阪府	大東市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	大東市	要領	S60.7.1	50人以上
大阪府	和泉市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	和泉市	要領	H25.4.1	50人以上
大阪府	箕面市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	箕面市	要綱	H25.4.1	全施設
大阪府	羽曳野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	羽曳野市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	門真市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	門真市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	摂津市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	摂津市	要綱	H29.4.1	全施設
大阪府	高石市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	高石市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	藤井寺市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	藤井寺市	要綱	H29.4.1	全施設
大阪府	東大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	東大阪市	要領	S63.4.1	全施設
大阪府	泉南市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	泉南市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	四條畷市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	四條畷市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	交野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	交野市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	大阪狭山市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	大阪狭山市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	阪南市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	阪南市	要領	S60.7.1	全施設
兵庫県	神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	尼崎市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	明石市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	明石市	要綱	H25.4.1	50人未満
兵庫県	西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	西宮市	要領	H25.4.1	50人未満
兵庫県	洲本市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	芦屋市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	伊丹市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	相生市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	豊岡市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加古川市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加古川市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	赤穂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	西脇市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	宝塚市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三木市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	高砂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	高砂市	要綱	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
兵庫県	川西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	小野市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三田市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	丹波篠山市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	丹波篠山市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	養父市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	丹波市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	南あわじ市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	南あわじ市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	朝来市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	淡路市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	宍粟市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加東市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加東市	要綱	H28.3.31	全施設
兵庫県	たつの市	条例	S39.4.1	50人以上
鳥取県	倉吉市	条例	H19.4.1	-
岡山県	岡山市	要領	H6.4.1	全施設
岡山県	津山市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	笠岡市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	井原市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	総社市	要領	H26.4.1	全施設
岡山県	真庭市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	宇部市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	山口市	要領	H26.4.1	全施設
山口県	萩市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	防府市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	下松市	要綱	H25.4.1	全施設
山口県	岩国市	条例	H25.4.1	全施設
山口県	光市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	柳井市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	美祢市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	周南市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	徳島市	要領	H26.4.1	全施設
徳島県	鳴門市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	阿南市	条例	H25.4.1	全施設
徳島県	阿波市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	三好市	要領	H25.4.1	全施設
香川県	高松市	要綱	H11.12.1	全施設
香川県	坂出市	要綱	H25.4.1	全施設
香川県	観音寺市	要領	H30.4.1	全施設
愛媛県	松山市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	今治市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	宇和島市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	八幡浜市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	西条市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	大洲市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	大洲市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	西予市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	東温市	条例	-	-
高知県	高知市	要綱	H10.4.1	全施設
高知県	室戸市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	安芸市	条例	H25.4.1	全施設
高知県	土佐市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	須崎市	要綱	H25.4.1	V≤10
高知県	宿毛市	条例	H25.4.1	全施設
高知県	土佐清水市	要綱	H25.3.29	全施設
福岡県	福岡市	要領	S64.1.1	全施設
福岡県	大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
福岡県	直方市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	春日市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	福津市	要領	H25.4.1	-
福岡県	糸島市	要領	H25.4.1	全施設
佐賀県	佐賀市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	唐津市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	多久市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	武雄市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	小城市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	神埼市	条例	H25.4.1	50人以上
長崎県	長崎市	要綱	H15.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
長崎県	諫早市	要領	H26.4.1	-
長崎県	南島原市	条例	H27.12.21	全施設
熊本県	熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
熊本県	人吉市	要領	H26.9.1	-
熊本県	山鹿市	要綱	H17.1.15	全施設
大分県	大分市	条例	S33.11.1	50人以上
大分県	大分市	要領	H16.4.1	全施設
大分県	別府市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	日田市	要綱	H25.3.26	全施設
大分県	佐伯市	要領	H25.4.1	全施設
大分県	豊後大野市	要綱	H25.4.1	-
大分県	由布市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	国東市	要領	H25.4.1	全施設
宮崎県	宮崎市	要領	H10.4.1	-
宮崎県	都城市	要領	H25.6.18	全施設
宮崎県	小林市	条例	H23.10.1	全施設
鹿児島県	枕崎市	条例	S54.3.31	全施設
鹿児島県	薩摩川内市	要領	H26.6.1	全施設
鹿児島県	霧島市	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県	うるま市	要綱	H25.3.27	全施設
沖縄県	宮古島市	条例	H21.10.1	-

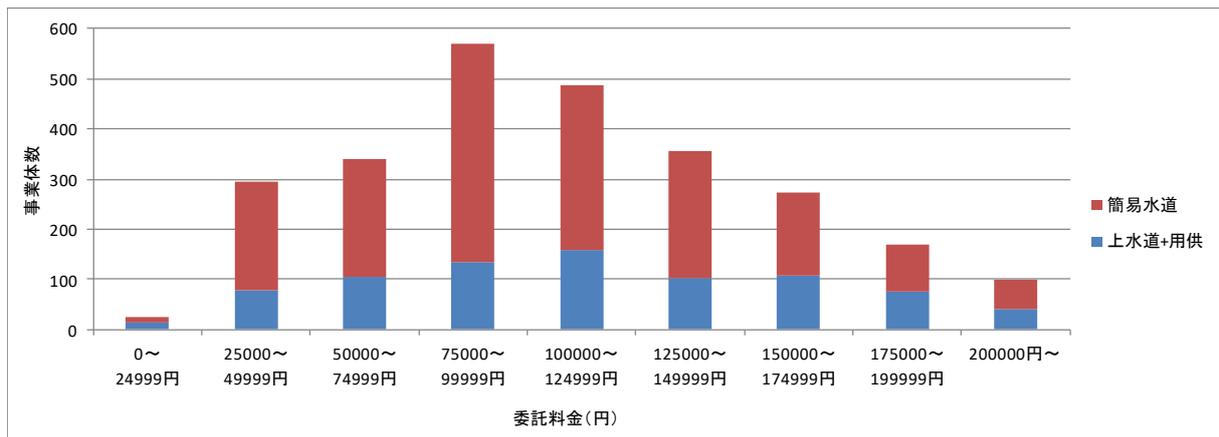


図 3-14 委託料金

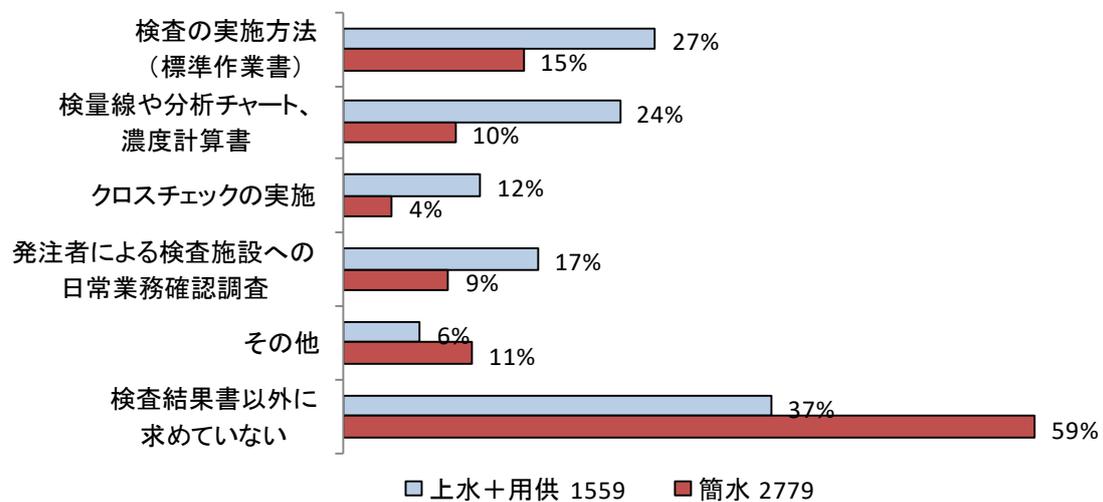


図 3-15 水質検査結果書以外に求めている事項

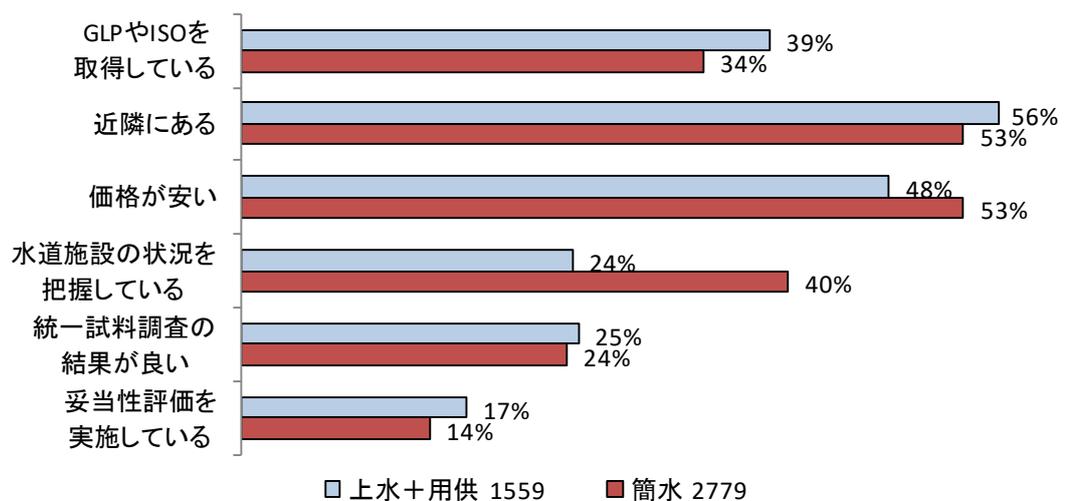
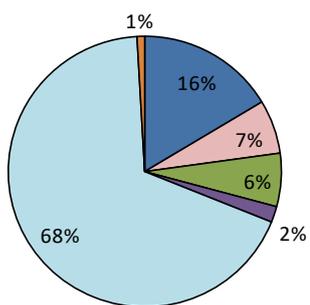
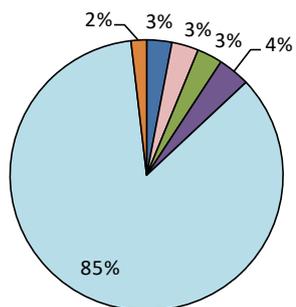


図 3-16 委託先選定の際の留意事項

### 上水道+用水供給



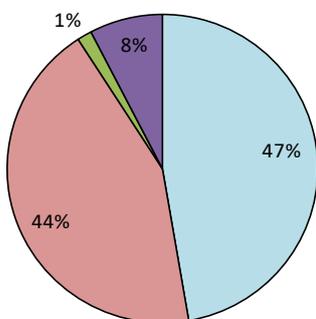
### 簡易水道



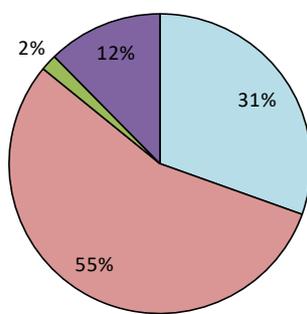
- 自己検査
- 共同検査  
(共同で検査施設を設置)
- 他の水道事業者へ委託
- 地方自治体の機関へ委託
- 20条登録水質検査機関へ委託
- その他

図 3-17 水質検査の実施状況

### 上水道+用水供給



### 簡易水道



- ①契約内で取り決め有り
- ②その都度契約
- ③自己検査で対応
- ④その他

図 3-18 緊急時の水質検査

### 3-5. 水安全計画の策定状況等に関する調査

水安全計画の策定状況等に関する調査結果を表 3-28～表 3-29、図 3-19 に示す。

表 3-28 水安全計画策定状況(1)

		上水道事業	簡易水道事業	水道用水供給事業	全事業	上水道+水道用水供給
回収状況	事業数	1,323 (100.0%)	3,036 (100.0%)	87 (100.0%)	4,446 (100.0%)	1,410 (100.0%)
	回答あった事業	1,069 ( 80.8%)	1,768 ( 58.2%)	86 ( 98.9%)	2,923 ( 65.7%)	1,155 ( 81.9%)
	回答なし	254 ( 19.2%)	1,268 ( 41.8%)	1 ( 1.1%)	1,523 ( 34.3%)	255 ( 18.1%)
※策定・進捗状況	事業者数	1,323 (100.0%)	3,036 (100.0%)	87 (100.0%)	4,446 (100.0%)	1,410 (100.0%)
	着手状況	1,085 ( 82.0%)	1,771 ( 58.3%)	86 ( 98.9%)	2,296 ( 51.6%)	823 ( 58.4%)
	策定済	510 ( 38.5%)	208 ( 6.9%)	74 ( 85.1%)	792 ( 17.8%)	584 ( 41.4%)
	策定中	61 ( 4.6%)	47 ( 1.5%)	3 ( 3.4%)	111 ( 2.5%)	64 ( 4.5%)
	3年以内に着手	514 ( 38.9%)	1,516 ( 49.9%)	9 ( 10.3%)	2,039 ( 45.9%)	523 ( 37.1%)
未着手	238 ( 18.0%)	1,265 ( 41.7%)	1 ( 1.1%)	1,504 ( 33.8%)	239 ( 17.0%)	

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいるWSPをもとに集計した。

回答あった事業：策定予定なしの理由の回答を含む

未着手は策定済、策定中、3年以内に着手の回答がない数

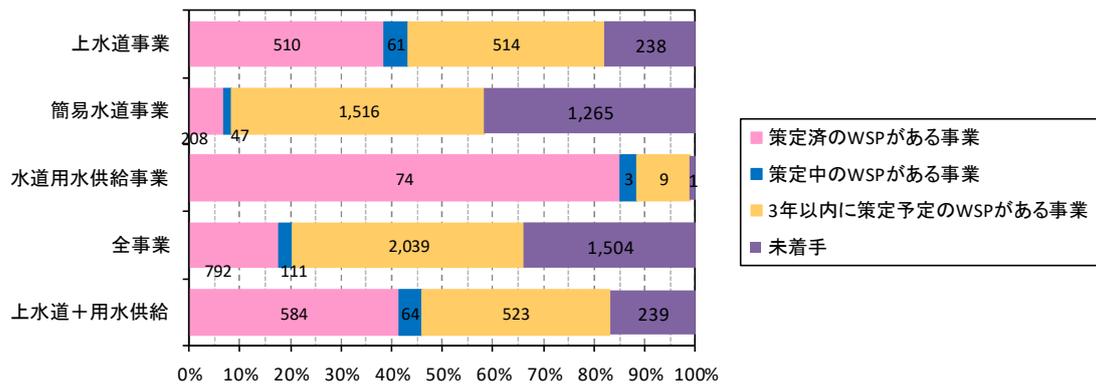


図 3-19 水安全計画策定状況

表 3-29 水安全計画策定状況(2)

		上水道事業 (一事業)のみ経営	上水道事業 (複数事業)のみ経営	上水道事業のみ経営	簡易水道事業 (一事業)のみ経営	簡易水道事業 (複数事業)のみ経営	水道用水供給事業のみ経営	上水道事業と簡易水道事業を経営	上水道事業と水道用水供給事業と簡易水道事業を経営	簡易水道事業と水道用水供給事業を経営	全事業者	上水道事業又は水道用水供給事業を経営	簡易水道事業のみ経営
回収状況	事業者数	965 (100.0%)	20 (100.0%)	985 (100.0%)	873 (100.0%)	105 (100.0%)	64 (100.0%)	261 (100.0%)	7 (100.0%)	0 #DIV/0!	2,295 (100.0%)	1,317 (100.0%)	978 (100.0%)
	回答あり(着手状況)	793 ( 82.2%)	16 ( 80.0%)	809 ( 82.1%)	377 ( 43.2%)	60 ( 57.1%)	63 ( 98.4%)	204 ( 78.2%)	7 (100.0%)	0 #DIV/0!	1,520 ( 66.2%)	1,083 ( 82.2%)	437 ( 44.7%)
	回答なし(着手状況)	172 ( 17.8%)	4 ( 20.0%)	176 ( 17.9%)	496 ( 56.8%)	45 ( 42.9%)	1 ( 1.6%)	57 ( 21.8%)	0 ( 0.0%)	0 #DIV/0!	775 ( 33.8%)	234 ( 17.8%)	541 ( 55.3%)
※策定・進捗状況	事業者数	965 (100.0%)	20 (100.0%)	985 (100.0%)	873 (100.0%)	105 (100.0%)	64 (100.0%)	261 (100.0%)	7 (100.0%)	0 #DIV/0!	2,295 (100.0%)	1,317 (100.0%)	978 (100.0%)
	着手状況	790 ( 81.9%)	16 ( 80.0%)	806 ( 81.8%)	375 ( 43.0%)	60 ( 57.1%)	63 ( 98.4%)	203 ( 77.8%)	7 (100.0%)	0 #DIV/0!	1,514 ( 66.0%)	1,079 ( 81.9%)	435 ( 44.5%)
	策定済	394 ( 40.8%)	8 ( 40.0%)	402 ( 40.8%)	11 ( 1.3%)	8 ( 7.6%)	53 ( 82.8%)	73 ( 28.0%)	6 ( 85.7%)	0 #DIV/0!	553 ( 24.1%)	534 ( 40.5%)	19 ( 1.9%)
	策定中	45 ( 4.7%)	0 ( 0.0%)	45 ( 4.6%)	10 ( 1.1%)	0 ( 0.0%)	3 ( 4.7%)	10 ( 3.8%)	0 ( 0.0%)	0 #DIV/0!	68 ( 3.0%)	58 ( 4.4%)	10 ( 1.0%)
	3年以内に着手	351 ( 36.4%)	8 ( 40.0%)	359 ( 36.4%)	354 ( 40.5%)	52 ( 49.5%)	7 ( 10.9%)	120 ( 46.0%)	1 ( 14.3%)	0 #DIV/0!	893 ( 38.9%)	487 ( 37.0%)	406 ( 41.5%)
未着手	175 ( 18.1%)	4 ( 20.0%)	179 ( 18.2%)	498 ( 57.0%)	45 ( 42.9%)	1 ( 1.6%)	58 ( 22.2%)	0 ( 0.0%)	0 #DIV/0!	781 ( 34.0%)	238 ( 18.1%)	543 ( 55.5%)	

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいるWSPをもとに集計した。

回答あり(着手状況)は策定済、策定中、3年以内に着手の回答があった数

未着手は策定済、策定中、3年以内に着手の回答がない数

## 4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理

### 4-1. 調査概要

報告された、耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の検出状況等の情報について集計を行った。

#### (1) 集計の対象年度及び各年度における集計件数

平成 26 年度～令和 2 年度（令和 2 年度は令和元年 12 月まで）に、厚生労働省に報告があったものを集計の対象とした。

各年度における集計件数（原水と浄水の両方で検出されたものは、合わせて 1 件として計数）を以下に示す。

・平成 26 年度	64 件
・平成 27 年度	86 件
・平成 28 年度（3 月時点）	77 件
・平成 29 年度（2 月時点）	72 件
・平成 30 年度（12 月時点）	52 件
・平成 31-令和元年度	40 件
・令和 2 年度（12 月時点）	51 件

#### (2) 集計方法

都道府県及び水道事業者等からの報告書において、次の(3)に示す項目が記載されていたものについて、集計を行った。

事業者等からの報告書において、リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の記載がないものについては、「水道水質関連調査結果等整理業務」による集計結果（クリプトスポリジウム等対策実施状況調査：FILE02、平成 31-令和元年度以降は FILE03）も活用した（表 4-1 参照）。

表 4-1 リスクレベルの判定等に用いたデータベースファイル

クリプトスポリジウム等の検出報告	実際の検出時期	リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の調査に活用した「水道水質関連調査業務」のデータベースファイル	データベースファイルの調査対象期間
平成26年度	平成26年4月から27年3月	H26年度_FILE02集計.xls(レベルの判定のみ、H27年度_FILE02.xls集計で確認)	平成26年4月から27年3月
平成27年度	平成27年1月から27年12月	H27年度_FILE02集計.xls	平成27年4月から27年12月
平成28年度	平成28年2月から29年3月	H28年度_FILE02集計.xls	(平成28年4月から28年12月)
平成29年度	平成29年4月から30年2月	●FILE02集計_H29.xls	(平成29年4月から29年12月)
平成30年度	平成30年4月から30年12月	●クリプトスポリジウム等検出状況集計(平成20から30年度)_2019.xlsx	(平成30年4月から30年12月)
平成31-令和元年度	平成31年1月から令和元12月	◆FILE03解析結果_R01(暫定終了20200207).xlsm	(平成31年4月から令和元12月)
令和2年度	令和2年1月から令和2年12月	FILE03データ諸ファイル	(令和2年4月から令和2年12月)

(3) 集計項目

原水及び浄水中でクリプトスポリジウムあるいはジアルジアが検出された事例における集計項目を表 4-2 に示す。

表 4-2 集計対象項目

原水中での検出事例報告	浄水中での検出事例報告
発生時期	発生時期
都道府県名／事業体名	都道府県名／事業体名
水道種別	水道種別
水源の名称	水源の名称
水源種別	水源種別
浄水施設名	浄水施設名
リスクレベル	リスクレベル
浄水処理方法	浄水処理方法
給水人口	給水人口
病原生物の検出濃度	病原生物の検出濃度
原因	原因
検出時の浄水濁度	検出時の浄水濁度
	健康被害発生状況
	対応経緯
	関係機関との連絡状況
	今後の対応方針

4-2. 集計結果

全国の都道府県及び水道事業者等から報告された、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検出状況等の集計結果を表 4-3 に示す

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (1/9)

処理用通番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濃度	クリプトポリジウム等の検出		ジアルジア等の検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝集 沈殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒 のみ				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H26-001	-01	H26.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯島取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	1			原水					給水人口記載なし	
H26-002	-01	H26.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水				○		398101		0.1度以下	○	1	○	2	原水						
H26-003	-01	H26.04	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1280000		0.1度以下	○	2			原水						
H26-004	-01	H26.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○		1006000		0.1度以下	○	1			原水						
H26-005	-01	H26.05	岐阜県	岐阜県	簡易水道	谷水	地表水	大崎取水場			○		26		0.1度以下	○	1			原水						
H26-006	-01	H26.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場		○	○		650000		0.1度以下			○	1	原水						
H26-007	-01	H26.05	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場		○	○		50700		0.1度以下			○	1	原水						
H26-008	-01	H26.05	茨城県	茨城県企業局	上水道	潮沼川	地表水			○	○		136607		0.1度以下			○	6	原水						
H26-009	-01	H26.05	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水		レベル4		○		734845		0.1度以下			○	1	原水						
H26-010	-01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	フトウ谷水源	地表水	フトウ谷水源取水施設				○	64		0.1度以下	○	3			原水						
H26-011	-01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	コウクルビ谷水源	地表水	コウクルビ谷水源取水施設				○	76		0.1度以下			○	1	原水						
H26-012	-01	H26.06	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系相生川	地表水		レベル4	○	○		21091		0.1度以下			○	1	原水						
H26-013	-01	H26.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水		レベル4		○		765677		0.1度以下			○	1	原水						
H26-014	-01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	神蛇洞水源	地表水	神蛇洞水源取水施設				○	286		0.1度以下	○	1			原水						
H26-015	-01	H26.06	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川	地表水	中津川取水場		○	○		60484		0.1度以下	○	1			原水						
H26-016	-01	H26.07	大阪府	大坂府	簡易水道	石川系水越川上流支川	地表水	青津浄水場	レベル4	○	○		90		0.1度以下			○	1	原水						
H26-017	-01	H26.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○		127000		不明			○	1	原水						
H26-018	-01	H26.07	香川県	琴平町水道事業/琴平町	上水道	堀池水源	不圧地下水(湧井戸)	五条浄水場	レベル3	○	○		9000		0.1度以下	○	1			原水						
H26-019	-01	H26.07	神奈川県	横浜水道局	上水道	道志川	地表水	青山ずし道出口				○	21000		0.1度以下	○	1			原水					浄水処理方法「膜ろ過」	
H26-020	-01	H26.07	東京都	東京都	上水道	-	地表水	三郷取水場	レベル4	○	○		1040000		0.1度以下			○	1	原水					・水源記載なし。 ・(給水範囲人口内訳)金町浄水場:2,500,000人、三郷 ・水源記載なし。 ・(給水範囲人口内訳)金町浄水場:2,500,000人、三郷浄水	
H26-021	-02	H26.07	東京都	東京都	上水道	-	地表水	秋ヶ瀬取水場				○	1040000		0.1度以下			○	1	原水						
H26-022	-01	H26.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水		レベル4		○		398,101		0.1度以下			○	3	原水						
H26-023	-01	H26.07	北海道	島牧村	簡易水道	高田の川	伏流水	永豊地区の配水池	レベル3			○	1,500		不明	○	1			浄水						
H26-024	-01	H26.07	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川河川水	地表水	栃木県栃木市大光寺橋付近					-		0.1度以下	○	2			原水					・水源種別「湧水」 ・(クリプトポリジウム等の検出)原水からクリプトポリジウム等 ・水道種別、浄水処理方法、給水範囲の人口について記載なし。	
H26-025	-01	H26.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○		-		0.1度以下	○	3			原水						
H26-026	-01	H26.08	北海道	富良野市	用水供給	-	伏流水	富良野市宇山部24線地先				○	93		不明	○	2			原水					・水道種別の記載は「飲料水供給施設(廣ヶ丘水道利用組合)」	
H26-027	-01	H26.08	岐阜県	岐阜県	専用水道	貝月谷支流水源	地表水	貝月リゾート水源:貝月谷支流	レベル4			○	800		0.1度以下	○	4	○	2	原水					「経緯」等の濃度の記載について一部矛盾がみられる。報告時 時点で、台風11号の影響による施設設備の影響が疑われている。	
H26-028	-01	H26.08	千葉県	千葉県広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水			○	○		4139442		0.1度以下	○	2	○	2	原水						
H26-029	-01	H26.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場		○	○		650000		0.1度以下			○	2	原水						
H26-030	-01	H26.08	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場		○	○		50700		0.1度以下	○	1			原水						
H26-031	-01	H26.09	岐阜県	岐阜県	簡易水道	東谷水源	地表水	東谷水源取水施設				○	72		0.1度以下	○	1			原水						
H26-032	-01	H26.09	北海道	釧路町	簡易水道	別子河川	地表水	秋田取水場	レベル4			○	195		0.1度以下	○	2			原水						
H26-033	-01	H26.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	小山取水場		○	○		231,672		0.1度以下			○	1	原水						
H26-034	-02	H26.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	板戸井取水場		○	○		231,672		0.1度以下			○	3	原水						
H26-035	-01	H26.09	東京都	東京都	上水道	-	地表水	扇浦浄水場水質試験室		○	○		2025		0.1度以下			○	1	原水						
H26-036	-02	H26.09	東京都	東京都	上水道	-	地表水	沖村浄水場着水井		○	○		463		0.1度以下			○	1	原水						
H26-037	-01	H26.09	東京都	東京都	上水道	-	地表水	榎原村北枝川浄水場原水蛇口				○	2,330		0.1度以下	○	1			原水					浄水処理方法の記載は「MF膜ろ過法」	
H26-038	-01	H26.09	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		1,290,000		0.1度以下			○	1	原水						
H26-039	-01	H26.09	長野県	長野県	簡易水道	汀ノ沢(なごのさわ)水源	伏流水	水源				○	1,200		0.1度以下			○	1	原水					・水源種別「湧水」 ・発生時期は採水が行われた「H26.09」としたが、異常が認めら	
H26-040	-01	H26.10	群馬県	みどり市	上水道	利根川水系川口川	地表水	塩原浄水場 第1水源取水口	レベル4	○	○		49,624		0.1度以下	○	1			原水						
H26-041	-01	H26.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○		-		0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。	
H26-042	-01	H26.10	広島県	広島県	簡易水道	才乙水源	伏流水	才乙水源	レベル3			○	130		0.1度以下			○	1	原水						
H26-043	-01	H26.10	栃木県	栃木県	用水供給	鬼怒川河川水	地表水		レベル4				-		0.1度以下	○	2			原水					・浄水処理方法、給水範囲の人口は記載なし。	
H26-044	-01	H26.10	千葉県	綾子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県香取郡東庄町新宿(465番地)地先		○	○		66,432		0.1度以下	○	1			原水						
H26-045	-01	H26.10	岐阜県	岐阜県	上水道	関ヶ原町藤吉川ダム	地表水		レベル4	○	○		3,000		0.1度以下	○	2			原水						
H26-046	-01	H26.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水		レベル4		○		398,101		0.1度以下			○	3	原水						
H26-047	-02	H26.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水		レベル4		○		264,689		0.1度以下			○	1	原水						
H26-048	-01	H26.10	東京都	東京都	上水道	-	地表水	秋ヶ瀬取水場				○	5,900,000		0.1度以下	○	1			原水					・水源名称は記載なし。 ・(給水範囲の人口内訳)東村山浄水場:2,600,000人、三郷	
H26-049	-01	H26.10	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○		127,000		0.1度以下			○	1	原水						
H26-050	-01	H26.10	群馬県	富岡市	上水道	南牧川	地表水	群馬県下仁田町富岡浄水場取水口		○	○		46,375		0.1度以下			○	1	原水						
H26-051	-01	H26.10	東京都	東京都	上水道	-	地表水	川苔谷(東京都奥多摩町)				○	3,629,800		0.1度以下	○	1			原水					・水源名称は記載なし。 ・給水範囲の人口は0箇所。浄水所の合計、内訳は割愛。	
H26-052	-01	H26.11	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○		154,000		0.1度以下	○	1			原水						

表 4-4 クリプトポリジウム等の検出状況 (2/9)

処理用通番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H26-053	-01	H26.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○				0.1度以下		○	1	原水						-給水人口は記載なし。	
H26-054	-01	H26.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	上水道	江戸川	地表水			○	○	4,139,442			0.1度以下	○	2		原水							
H26-055	-01	H26.11	岐阜県	岐阜県	簡易水道	-	平圧地下水(浅井戸)		レベル3		○		927		0.1度以下	○	1		原水							
H26-056	-01	H26.11	北海道	北海道	上水道	石狩川水系千歳川	地表水	中神測第一取水			○		75,000		0.1度以下	○		○	1	原水						
H26-057	-01	H26.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水			○	○	260,208			0.1度以下			○	1	原水						
H26-058	-01	H26.11	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川	地表水	東金分水工			○	○	143,404			0.1度以下			○	5	原水					
H26-059	-01	H26.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水		レベル4		○	○	398,101			0.1度以下			○	3	原水					
H26-060	-01	H26.11	群馬県	群生市水道局	上水道	利根川水系桐生川	地表水	上妻浄水場 跳滝取水口			○	○	21,889			0.1度以下	○	1		原水						
H26-061	-01	H26.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	2	○	1	原水					-給水人口は記載なし。	
H26-062	-01	H26.12	岐阜県	岐阜県	用水供給	高原川支流香木谷	地表水	香木谷水源取水施設				○		27		0.1度以下	○	1		原水						
H26-063	-01	H26.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬川(利根川水系利根川)	地表水		レベル4		○	○	765,677			0.1度以下	○	7		原水						
H26-064	-01	H26.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水			○	○	195,509			0.1度以下			○	1	原水						
H27-001	-01	H27.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	1	○	1	原水					-給水人口は記載なし。	
H27-002	-01	H27.01	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水		レベル4		○	○	1,290,000			0.1度以下	○	6		原水						
H27-003	-01	H27.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川水系利根川、鬼怒川	地表水		レベル4		○	○	455,717			0.1度以下	○	2	○	1	原水					
H27-004	-01	H27.01	岐阜県	岐阜県	上水道	関ヶ原町藤古川ダム	地表水		レベル4		○	○	3,000			0.1度以下	○	1		原水						
H27-005	-01	H27.01	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水及び伏流水)	地表水、伏流水	寒川浄水場		レベル4		○	○	1,280,000			0.1度以下	○	1	○	1	原水				
H27-006	-01	H27.01	北海道	北海道(増毛町)	簡易水道	岩老川水系カワキの沢川	地表水	増毛町岩老 道有林12林班		レベル4			○	31		0.1度以下	○	1		原水						
H27-007	-01	H27.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場			○	○	127,000			0.1度以下	○	5		原水						
H27-008	-01	H27.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼(湖沼)	地表水	印旛取水場		レベル1		○	○	315,000			0.1度以下	○	1		原水					
H27-009	-01	H27.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 利根川	地表水	木下取水場			○	○	1,011,000			0.1度以下			○	1	原水					
H27-010	-01	H27.01	千葉県	鎌子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県善取郡東庄町新堀1465番地地先			○	○	64,580			0.1度以下	○	1		原水						
H27-011	-01	H27.01	千葉県	鎌子市	上水道	利根川水系高田川	地表水	千葉県鎌子市白石町80番地地先			○	○	64,580			0.1度以下	○	2		原水						
H27-012	-01	H27.01	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水		レベル4		○	○	406,263			0.1度以下			○	2	原水					
H27-013	-01	H27.01	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三郷取水場(埼玉県三郷市新和)		レベル4		○	○	4,800,000			0.1度以下	○	8	○	1	原水				
H27-014	-01	H27.01	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	ダム放流水	地表水	大久保浄水場		レベル4	○	○			0.1度以下	○	2			原水					-給水人口は記載なし。	
H27-015	-01	H27.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	地表水		レベル4		○	○	61,638			0.1度以下	○	1		原水						
H27-016	-01	H27.01	長野県	(飯野町建設水道課)	飲料水供給施設	町沢水源(湧水)	水溜	平圧地下水(浅井戸)				○		35		不明	○	1		原水						
H27-017	-01	H27.01	高知県	高知県	専用水道	表流水	地表水		レベル4			○		50		0.1度以下	○	1		原水						
H27-018	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	2			原水					-給水人口は記載なし。	
H27-019	-01	H27.02	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水		レベル4		○	○	1,290,000			0.1度以下	○	9	○	1	原水					
H27-020	-01	H27.02	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	ダム放流水	地表水	吉見浄水場		レベル4	○	○			0.1度以下	○	5			原水					-給水人口は記載なし。	
H27-021	-01	H27.02	岐阜県	岐阜県	上水道	一級河川 神測川	地表水	麻生取水場		レベル4			1,830			0.1度以下			○	1	原水				-浄水処理方法は「膜ろ過」	
H27-022	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	2	○	8	原水					-給水人口は記載なし。	
H27-023	-01	H27.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	源沼川、那珂川	地表水		レベル4		○	○	758,362			0.1度以下			○	1	原水					
H27-024	-01	H27.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水		レベル4		○	○	4,155,481			0.1度以下	○	4	○	1	原水					
H27-025	-01	H27.02	北海道	北海道(上砂川町)	上砂川町簡易水道	石狩川水系バンケ歌志内川	地表水						4,610			0.1度以下	○	1		原水						
H27-026	-01	H27.02	岐阜県	岐阜県	簡易水道(深井戸)	室兼水源(浅井戸)	地表水	室兼取水場		レベル3			○	131		0.1度以下	○	1		原水						
H27-027	-01	H27.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水		レベル4		○	○	143,404			0.1度以下	○	3		原水						
H27-028	-01	H27.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	地表水	鹿又取水場			○	○	190,059			0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H27-029	-01	H27.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川水系鬼怒川、利根川	地表水		レベル4		○	○	455,717			0.1度以下	○	3	○	3	原水					
H27-030	-01	H27.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水		レベル4		○	○	4,155,481			0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H27-031	-01	H27.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水		レベル4		○	○	4,800,000			0.1度以下	○	1		原水						
H27-032	-01	H27.02	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水(ダム放流水等)	地表水	新三郷浄水場 江戸川右岸		レベル4	○	○			0.1度以下	○	4	○	2	原水					-給水人口は記載なし。	
H27-033	-01	H27.02	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場		レベル4	○	○	410,000			0.1度以下	○	2		原水						
H27-034	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場		レベル4	○	○	1,280,000			0.1度以下	○	4		原水						
H27-035	-01	H27.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水		レベル4		○	○	398,101			0.1度以下	○	6	○	8	原水					
H27-036	-01	H27.02	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川・長田川・北部河川・倉敷ダム	地表水	北谷浄水場原水		レベル4	○	○	400,000			0.1度以下	○	1		原水						
H27-037	-01	H27.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	1			原水					-給水人口は記載なし。	
H27-038	-01	H27.03	千葉県	鎌子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水			○	○		65,922			0.1度以下	○	2		原水						
H27-039	-01	H27.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川、鬼怒川	地表水		レベル4		○	○	231,672			0.1度以下			○	4	原水					
H27-040	-01	H27.03	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水		レベル4		○	○	3,330,000			0.1度以下	○	1		原水						

表 4-5 クリプトポリジウム等の検出状況 (3/9)

処理用通番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濃度	クリプトポリジウム等の検出		ジアルジア等の検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄	
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)							
H27-041	-01	H27.03	岐阜県	岐阜県	飛騨市神岡上水道	山田川支流穴谷水源	地表水	穴谷水源			○		6,213		0.1度以下			○	1	原水							
H27-042	-01	H27.03	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	秋ヶ瀬取水場(埼玉県志木市京田)			○		5,800,000		0.1度以下	○	3	○	1	原水							
H27-043	-01	H27.03	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○		410,000		0.1度以下	○	1	○	1	原水							
H27-044	-01	H27.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		1,290,000		0.1度以下	○	2			原水							
H27-045	-01	H27.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小瀬浄水場(取水場: 高瀬橋川(河口山4073))	レベル4	○	○		1,290,000		0.1度以下	○	1			原水							
H27-046	-01	H27.01	福岡県	北九州市	専用水道	遠賀川、紫川、河内貯水池の混合原水(比)	地表水	新日産住宅専用水道 戸畑浄水場			○	○	44,500		0.1度以下			○	1	原水							
H27-047	-01	H28.02	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	秋ヶ瀬取水場(埼玉県志木市京田)			○	○	5,410,000		0.1度以下	○	3			原水							
H27-048	-01	H27.04	北海道	(南富良野町)	簡易水道	石狩川水系エホロアカンベツ川支流一の沢	地表水		レベル4			○	95		0.1度以下	○	1			原水							
H27-049	-01	H27.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光取水場(千葉県山根郡長生町宮内751番地)	レベル4	○	○		61,638		0.1度以下			○	1	原水							
H27-050	-01	H27.04	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	新井山浄水場(埼玉県川島市高島町川島4番地)	レベル4		○		5,900,000		0.1度以下			○	2	原水							
H27-051	-01	H27.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○	—		0.1度以下			○	1	原水						-給水人口は記載なし。	
H27-052	-01	H27.05	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	桑野取水場(東京都板橋区桑野浄水場地区)	レベル4		○		4,800,000		0.1度以下			○	1	原水							
H27-053	-01	H27.05	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	神城取水場(茨城県水戸市神城浄水場地区)	レベル4	○	○		260,208		0.1度以下	○	1			原水							
H27-054	-01	H27.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口(江戸川七尾町門前地区)	レベル4	○	○		4,155,481		0.1度以下	○	1			原水							
H27-055	-01	H27.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	地表水	矢切取水場			○	○	650,000		0.1度以下			○	1	原水							
H27-056	-01	H27.06	栃木県	栃木県	用水供給	利根川水系鬼怒川(原水)	地表水	中津川浄水場(栃木県宇都宮市東区中津川)	レベル4			○	—		0.1度以下			○	1	原水						-浄水処理方法は記載なし。・給水人口は記載なし。	
H27-057	-01	H27.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○		410,000		0.1度以下	○	1			原水							
H27-058	-01	H27.07	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	神城取水場(茨城県水戸市神城浄水場地区)	レベル4	○	○		260,208		0.1度以下	○	1			原水							
H27-059	-01	H27.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場			○	○	127,000		0.1度以下			○	1	原水							
H27-060	-01	H27.08	愛媛県	愛媛県	表流水	地表水	北東部浄水場	レベル4				○	204		0.1度以下			○	1	原水							
H27-061	-01	H27.09	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三鷹浄水場(東京都板橋区地先)	レベル4		○		5,800,000		0.1度以下			○	1	原水							
H27-062	-01	H27.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		1,290,000		0.1度以下			○	1	原水							
H27-063	-01	H27.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○	—		0.1度以下	○	2			原水						-給水人口は記載なし。	
H27-064	-01	H27.10	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	神城取水場(茨城県水戸市神城浄水場地区)	レベル4	○	○		260,208		0.1度以下			○	2	原水							
H27-065	-01	H27.10	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、(ダム放流水等)	地表水	新三郷浄水場 江戸川右岸	レベル4	○	○		—		0.1度以下			○	2	原水						-給水人口は記載なし。	
H27-066	-01	H27.10	北海道	北海道(増毛町)	増毛町上水道	暑寒別川水系暑寒別川	地表水	増毛町暑寒沢482番地地先水源取水口	レベル4	○	○		4,159		0.1度以下	○	1			原水							
H27-067	-01	H27.10	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県企業局取水場(群馬県高崎市高崎浄水場地区)	レベル4		○		396,347		0.1度以下			○	2	原水							
H27-068	-01	H27.10	埼玉県	秩父市	簡易水道	寺沢川	地表水	寺沢配水場				○	30戸		不明			○	1	原水						-給水人口は「30戸」と記載。	
H27-069	-01	H27.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	道志川	地表水	川井浄水場	レベル4				540,000		0.1度以下			○	2	原水						-浄水処理方法は「膜ろ過」	
H27-070	-01	H27.11	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○		6,326戸		0.1度以下	○	1			原水						-給水人口は「6,326戸」と記載。	
H27-071	-01	H27.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○	—		0.1度以下	○	2			原水						-給水人口は記載なし。	
H27-072	-01	H27.11	大阪府	河内長野市	上水道	大和川水系 石川支流 石見川	地表水	三田市浄水場 取水口	レベル4	○	○		6,000		0.1度以下	○	2			原水							
H27-073	-01	H27.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川、鬼怒川	地表水	利根川	レベル4	○	○		491,880		0.1度以下			○	2	原水							
H27-074	-01	H27.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口(江戸川七尾町門前地区)	レベル4	○	○		4,155,481		0.1度以下			○	1	原水							
H27-075	-01	H27.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○		410,000		0.1度以下	○	1			原水							
H27-076	-01	H27.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系渡良瀬川	地表水	大瀬浄水場(群馬県桐生市大瀬浄水場地区)	レベル4	○	○		76,132		0.1度以下			○	1	原水							
H27-077	-01	H27.11	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県企業局取水場(群馬県高崎市高崎浄水場地区)	レベル4	○	○		396,347		0.1度以下			○	3	原水							
H27-078	-01	H27.11	北海道	北海道(江別市)	江別市上水道	石狩川水系千歳川	地表水	江別市ゆめみ野東町30番地先			○	○	119,897		0.1度以下			○	2	原水							
H27-079	-01	H27.11	長野県	長野県	伊那市上新山簡易水道	花平水源	地表水	花平水源	レベル4			○	200		0.1度以下	○	1			原水							
H27-080	-01	H27.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○	—		0.1度以下	○	4			原水						-給水人口は記載なし。	
H27-081	-01	H27.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	瀧沼川	地表水	茨城県企業局 瀧沼川浄水場 取水口	レベル4	○	○		101,798		0.1度以下	○	1			原水							
H27-082	-01	H27.12	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○		410,000		0.1度以下	○	3			原水							
H27-083	-01	H27.12	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三鷹浄水場(東京都板橋区地先)	レベル4		○		5,410,000		0.1度以下			○	2	原水							
H27-084	-01	H27.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		1,290,000		0.1度以下	○	4			原水							
H27-085	-01	H27.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	神城取水場(茨城県水戸市神城浄水場地区)	レベル4	○	○		260,208		0.1度以下			○	2	原水							
H27-086	-01	H27.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小瀬浄水場(取水場: 高瀬橋川(河口山4073))	レベル4	○	○		1,290,000		0.1度以下	○	2	○	1	原水							
H28-001	-01	H28.02	北海道	剣淵町簡易水道	簡易水道	湧水	その他	旧12区浄水場				○	2,547		0.1度以下	○	22	○	17	原水							
H28-002	-01	H28.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○	—		0.1度以下	○	3			原水						-給水人口は記載なし。	
H28-003	-01	H28.04	神奈川県	企業局水道部浄水課	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場			○	○	1,280,000		0.1度以下	○	1			原水							
H28-004	-01	H28.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼	地表水	印旛取水場			○	○	320,000		0.1度以下	○	1	○	1	原水							
H28-004	-02	H28.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 利根川	地表水	木下取水場			○	○	960,000		0.1度以下			○	1	原水							
H28-005	-01	H28.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光取水場			○	○	61,000		0.1度以下	○	1			原水							

表 4-6 クリプトポリジウム等の検出状況 (4/9)

処理用通番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄	
										凝集 沈殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)							
H28-006	-01	H28.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	2	○	1	原水						-給水人口は記載なし。	
H28-007	-01	H28.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	地表水	矢切取水場		○	○		710,000		0.1度以下			○	2	原水							
H28-008	-01	H28.05	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場取水口		○	○		6,392		0.1度以下			○	1	原水							
H28-009	-01	H28.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場		○	○		410,000		0.1度以下	○	1			原水							
H28-010	-01	H28.06	埼玉県	秩父広域市町村圏組合水道局	上水道	小森川	地表水	煤川浄水場			○		21		0.1度以下			○	1	原水							
H28-011	-01	H28.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○				0.1度以下			○	1	原水						-給水人口は記載なし。	
H28-011	-02	H28.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	2			原水						-給水人口は記載なし。	
H28-012	-01	H28.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	黒津谷	地表水	黒津浄水場 黒津谷取水地点				○	294		0.1度以下	○	1			原水							
H28-013	-01	H28.06	北海道	北海道(美幌町)	上水道	網走川水系女満別川	地表水	日登浄水場 着水井		○	○		113,180		0.1度以下	○	1			原水							
H28-014	-01	H28.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第二水道			○		760,198		0.1度以下			○	1	原水							
H28-015	-01	H28.06	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	地表水	高滝取水場		○	○		220,000		0.1度以下			○	1	原水							
H28-016	-01	H28.06	長野県	(長野市建設水道課)	簡易水道	飯沼沢水源	その他	飯沼沢水源				○	68		0.1度以下	○	1			原水							
H28-017	-01	H28.06	長野県	(箕輪町長岡地区住民組合)	簡易水道	郷沢水源	その他	郷沢水源				○	1,200		0.1度以下			○	1	原水							
H28-018	-01	H28.06	長野県	(長野市建設水道課、箕輪町建設水道課)	上水道	桑沢水源	地表水	桑沢浄水場着水井			○				0.1度以下			○	1	原水						-給水人口は記載なし。	
H28-019	-01	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	印旛取水場		○	○		320,000		0.1度以下			○	1	原水							
H28-019	-02	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○		960,000		0.1度以下			○	1	原水							
H28-020	-01	H28.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	1			原水						-給水人口は記載なし。	
H28-020	-02	H28.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下			○	1	原水						-給水人口は記載なし。	
H28-021	-01	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	印旛取水場		○	○		320,000		0.1度以下			○	1	原水							
H28-021	-02	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○		960,000		0.1度以下			○	1	原水							
H28-022	-01	H28.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道			○		265,903		0.1度以下	○	1	○	1	原水							
H28-023	-01	H28.07	北海道	北海道(羽幌町)	簡易水道	白浜名無川	地表水	白浜浄水場		○	○		219		0.1度以下	○	1			原水							
H28-024	-01	H28.08	長野県	長野県	上水道	葉谷保沢、一の沢、二の沢、黒川各水源	地表水	男沢浄水場 着水井				○	15,380		0.1度以下	○	1			原水						-給水人口はFILE02より。	
H28-025	-01	H28.08	新潟県	長岡市水道局	簡易水道	塩谷川支流	地表水	明道浄水場 着水井				○	300		0.1度以下			○	1	原水							
H28-026	-01	H28.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	地表水	矢切取水場		○	○		690,000		0.1度以下			○	4	原水							
H28-027	-01	H28.08	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第一水道			○		731,977		0.1度以下	○	4	○	2	原水							
H28-028	-01	H28.09	東京都	東京都	簡易水道	利島村浄水場(貯水池)	表流水	利島村浄水場(貯水池)				○	304		0.1度以下	○	1	○	2	原水							
H28-029	-01	H28.09	福井県	福井県	用水供給	九頭竜川水系竹田川	表流水	福井県福井市九頭竜川水系竹田川浄水場(貯水池)		○	○		135,000		0.1度以下			○	1	原水							
H28-030	-01	H28.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下			○	1	原水						-給水人口は記載なし。	
H28-031	-01	H28.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○		410,000		0.1度以下	○	1			原水							
H28-032	-01	H28.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県県央第二水道			○		760,198		0.1度以下	○	2			原水							
H28-033	-01	H28.09	千葉県	千葉市	専用水道	地下水		平圧地下水(浅井戸)				○	1,889		不明			○	7	原水						濁度記載なし	
H28-034	-01	H28.10	愛媛県	愛媛県	簡易水道	上須成水源	表流水	大洲市上須成乙733-1				○	964		0.1度以下			○	1	原水							
H28-035	-01	H28.10	埼玉県	企業局	用水供給	表流水(ダム放流水等)	表流水	吉見浄水場 荒川右岸		○	○		447,492		0.1度以下			○	1	原水						-給水人口はFILE02より。	
H28-036	-01	H28.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○				0.1度以下			○	1	原水						-給水人口は記載なし。	
H28-037	-01	H28.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	表流水	群馬県新田山田水道			○		265,903		0.1度以下			○	1	原水							
H28-038	-01	H28.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○		396,347		0.1度以下	○	1			原水							
H28-039	-01	H28.10	長野県	(伊那市高遠長谷水道課)	簡易水道	岩ノ沢水源(湧水)	その他	岩ノ沢水源 原水				○	100		不明			○	1	原水							
H28-040	-01	H28.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○		410,000		0.1度以下	○	1			原水							
H28-041	-01	H28.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○		1,310,000		0.1度以下	○	1			原水							
H28-042	-01	H28.11	広島県	広島県企業局	用水供給	沼田川	表流水	本郷取水場取水口		○	○	○	730,000		0.1度以下			○	1	原水							
H28-043	-01	H28.11	東京都	東京都	上水道	-	表流水	金町浄水場 金町取水塔				○	2,715,000		0.1度以下			○	2	原水							
H28-043	-02	H28.11	東京都	東京都	上水道	-	表流水	朝霞浄水場 秋ヶ瀬取水堰				○	2,887,000		0.1度以下			○	2	原水							
H28-044	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	8	○	1	原水						-給水人口は記載なし。	
H28-045	-01	H28.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口		○	○		4,220,073		0.1度以下			○	1	原水							
H28-046	-01	H28.11	大阪府	箕面市	上水道	-	表流水	箕面取水場				○	24,683		0.1度以下			○	10	原水							
H28-047	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○				0.1度以下			○	1	原水						-給水人口は記載なし。	
H28-048	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場		○	○		1,280,000		0.1度以下	○	1			原水							
H28-049	-01	H28.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○		396,347		0.1度以下	○	2			原水							
H28-050	-01	H28.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	群馬水道事務所利根川浄水場 取水口		○	○		260,208		0.1度以下			○	1	原水							
H28-051	-01	H28.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	7			原水							
H28-052	-01	H28.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場		○	○		179,000		0.1度以下	○	1			原水							

表 4-7 クリプトポリジウム等の検出状況 (5/9)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウム等の検出		ジアルジア等の検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H28-052	-02	H28.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場		○	○			154,000	0.1度以下	○	1			原水						
H28-053	-01	H28.12	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模湖	表流水	谷ヶ原浄水場		○	○			950,000	0.1度以下	○	1			原水						
H28-054	-01	H28.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県中央第二水道			○			760,198	0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H28-055	-01	H28.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	原野水道事務所水海道浄水場 小山取水場		○	○			231,672	0.1度以下			○	1	原水						
H28-056	-01	H29.01	千葉県	千葉県	上水道	養老川水系 高滝ダム	表流水	高滝取水場		○	○			46,902	0.1度以下			○	3	原水						
H28-057	-01	H29.01	埼玉県	企業局	用水供給	-	表流水	庄和浄水場 江戸川右岸		○	○			1,145,451	0.1度以下	○	2	○	1	原水						-給水人口はFILE02より。
H28-058	-01	H29.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	3			原水						-給水人口は記載なし。
H28-059	-01	H29.01	千葉県	綾子市	上水道	利根川水系黒部川	表流水	千葉南豊郡東庄町新館(465番地地先)		○	○			62,419	0.1度以下	○	4			原水						
H28-060	-01	H29.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)		○	○			179,000	0.1度以下	○	3	○	1	原水						
H28-060	-02	H29.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)		○	○			154,000	0.1度以下	○	3			原水						
H28-061	-01	H29.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	表流水	中野台取水場		○	○			127,000	不明	○	1	○	1	原水						
H28-062	-01	H29.01	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	遼川取水事務所		○	○			1,310,000	0.1度以下	○	4			原水						
H28-063	-01	H29.01	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000	0.1度以下	○	5			原水						
H28-064	-01	H29.01	東京都	東京都	上水道	-	表流水	東村山浄水場			○			5,887,000	0.1度以下			○	2	原水						
H28-065	-01	H29.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○			396,347	0.1度以下	○	3	○	2	原水						
H28-066	-01	H29.01	北海道	旭川市水道局	上水道	石狩川	表流水	石狩川浄水場		○	○			224,900	0.1度以下			○	0.25	原水						「ジアルジアの濃度=1個/40L」と記載
H28-067	-01	H29.01	千葉県	南房総広域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	表流水	大多喜浄水場		○	○			198,064	0.1度以下	○	5			原水						
H28-068	-01	H29.01	埼玉県	企業局	用水供給	-	表流水	行田浄水場		○	○			1,748,900	0.1度以下	○	1	○	1	原水						-給水人口はFILE02より。
H28-069	-01	H29.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	水海道浄水場 小山取水場			○			231,672	0.1度以下			○	1	原水						
H28-070	-01	H29.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	表流水	水海道浄水場 板戸井取水場			○			231,672	0.1度以下			○	2	原水						
H28-071	-01	H29.02	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000	0.1度以下	○	5			原水						
H28-072	-01	H29.02	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○			1,310,000	0.1度以下	○	5			原水						
H28-073	-01	H29.02	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水	佐野浄水場取水口		○	○				0.1度以下	○	1			原水						「給水範囲の戸数=6,392戸」と記載
H28-074	-01	H29.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口		○	○			4,220,073	0.1度以下	○	1			原水						
H28-075	-01	H29.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	表流水	矢切取水場		○	○			690,000	0.1度以下			○	1	原水						
H28-076	-01	H29.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県中央第一水道			○			731,977	0.1度以下	○	1			原水						
H28-077	-01	H29.03	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県中央第二水道			○			760,198	0.1度以下			○	1	原水						
H29-001	-01	H29.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-002	-01	H29.04	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	利根川水系	表流水	長沢浄水場 第一着水井(原水)	レベル4	○	○			1,350,000	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					市健康福祉部生活衛生部 環境衛生課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-003	-01	H29.04	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					市健康福祉部生活衛生部 環境衛生課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-004	-01	H29.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-004	-02	H29.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-005	-01	H29.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川 長田川・天龍川(表流水)倉敷ダム(ダム水) 眞手納井戸群(湧井戸)	その他	北谷浄水場	レベル4	○	○			400,000	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし					
H29-006	-01	H29.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口(松戸市七石町門前池田地帯)	レベル4	○	○			4,220,073	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし					厚生労働省、県総合企画部 総務課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-007	-01	H29.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川	表流水	比謝川	レベル4	○	○			400,000	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					→浄水高度管理の徹底
H29-008	-01	H29.05	岐阜県	岐阜県	上水道	今須中町水源	表流水	今須中町浄水場	レベル3	○	○			530	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					関ヶ原町、県西 濃保健所 →浄水高度管理の徹底、色濁 →浄水高度管理の徹底
H29-009	-01	H29.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-009	-02	H29.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-010	-01	H29.07	青森県	青森市	上水道	横内川	表流水	横内浄水場	レベル4		○			92,000	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし					国立感染症研究 所 →浄水高度管理の徹底
H29-011	-01	H29.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-011	-02	H29.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-012	-01	H29.07	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					市健康福祉部生活衛生部 環境衛生課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-013	-01	H29.07	北海道	初山別村	飲料水供給施設	茂葉別川水系湧水の沢川	表流水	東山浄水場			○			3	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					留前保健所 →浄水高度管理の徹底
H29-014	-01	H29.07	北海道	羽幌町	上水道	幸用河川福寿川	表流水	幸用河川福寿会 取水口	レベル4		○			6,650	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					留前保健所 →浄水高度管理の徹底
H29-015	-01	H29.07	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道	レベル4	○	○			396,347	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-016	-01	H29.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系江戸川	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			700,000	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし					県総合企画部水政課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-017	-01	H29.08	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	房総導水路東金分水工	レベル4	○	○			141,000	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし					県総合企画部水政課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-018	-01	H29.09	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島市南地区環状水道	指江第4(川内)水源	表流水	指江第4(川内)水源			○			1,177	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-019	-01	H29.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-019	-02	H29.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課 同一次 →浄水高度管理の徹底
H29-020	-01	H29.09	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川	表流水	新庄浄水場着水井	レベル4	○	○			62,508	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					厚生労働省、岩手県、盛岡 市保健所 →浄水高度管理の徹底
H29-021	-01	H29.09	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○			220,000	0.1度以下			○	19	原水	健康被害報告なし					県総合企画部水政課 同一次 →浄水高度管理の徹底

表 4-8 クリプトポリジウム等の検出状況 (6/9)

処理用番号	枝番	発生時期(年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名(記載がない場合、取水口等の記載があれば記す)	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口(人)	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄	
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)	検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)							
H29-022	-01	H29.09	神奈川県	横浜市内上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		市健康部保健衛生課生活衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-023	-01	H29.09	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	平野川	表流水	平野川	レベル4	○	○			40,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし			浄水高度管理の徹底		
H29-024	-01	H29.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	津川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-025	-01	H29.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○				不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-025	-02	H29.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○				不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-026	-01	H29.10	千葉県	千葉県	上水道	待崎川水系待崎川	表流水	鴨川市水道局横溝浄水場取水口	レベル4	○	○			6479戸	不明	0.1度以下			○	3		原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水道課	浄水高度管理の徹底	
H29-027	-01	H29.10	新潟県	新潟市水道局	上水道	中ノ口川	表流水	戸沼浄水場	レベル4	○	○			57,000	原水からクリプトスポリジウム	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		新潟県	浄水高度管理の徹底		
H29-028	-01	H29.10	大阪府	大阪広域水道企業団	上水道	淀川	表流水	一津屋取水場(三島浄水場)	レベル4	○	○			613,000	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし		大阪府健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-028	-02	H29.10	大阪府	大阪広域水道企業団	上水道	淀川	表流水	磯島取水場(村野浄水場)	レベル4	○	○			3,480,000	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし		大阪府健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-029	-01	H29.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼	表流水	印旛取水場	レベル4	○	○			320,000	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水道課	浄水高度管理の徹底	
H29-029	-02	H29.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 利根川	表流水	木下取水場	レベル4	○	○			1,000,000	不明	0.1度以下			○	4		原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水道課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-030	-01	H29.10	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	表流水	光取水場	レベル4	○	○			60,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水道課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-031	-01	H29.11	神奈川県	横浜市内水道局	上水道	相模川	その他	西谷浄水場	レベル4	○	○			790,000	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-032	-01	H29.11	岐阜県	西濃保健所	専用水道	貝月谷支流	表流水	貝月リフト水源:貝月谷支流	レベル4	○	○			800(1日最大利用者)	取水施設上流で動物の糞便等	0.1度以下			○	0		原水	健康被害報告なし		岐阜保健所	クリプトスポリジウムを除去	
H29-033	-01	H29.11	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○			6392戸	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水道課	浄水高度管理の徹底		
H29-034	-01	H29.11	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			147,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮崎県中央保健所	浄水高度管理の徹底		
H29-035	-01	H29.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○				不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-036	-01	H29.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口(松戸市七右衛門新田地帯)	レベル4	○	○			4,220,073	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水道課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-037	-01	H29.11	神奈川県	横浜市内上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-038	-01	H29.11	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢浄水場 第3取水井	レベル4	○	○			1,150,000	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-039	-01	H29.11	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県中央第一水道	レベル4	○	○			741,104	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし		群馬保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-040	-01	H29.11	神奈川県	神奈川県企業局	上水道	相模川	表流水	津川浄水場	レベル4	○	○			1,190,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-041	-01	H29.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			700,000	不明	0.1度以下			○	2		原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水道課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-042	-01	H29.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○				不明	0.1度以下	○	13			原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-043	-01	H29.12	宮崎県	宮崎市上下水道局水道部浄水課	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(相模川水系)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			357,000	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮崎県中央保健所	浄水高度管理の徹底		
H29-044	-01	H29.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県中央第二水道	レベル4	○	○			767,468	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		群馬保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-045	-01	H29.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	津川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-046	-01	H29.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○			220,000	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水道課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-047	-01	H29.12	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	ダム放流水	表流水	行田浄水場	レベル4	○	○				不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし		埼玉県保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-048	-01	H29.12	神奈川県	横浜市内水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-049	-01	H29.12	群馬県	群馬県水道局	上水道	利根川水系 渡良瀬川	表流水	太田渡良瀬川取水場	レベル4	○	○			116,915	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		群馬保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-050	-01	H30.1	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○				不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-050	-02	H30.1	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○				不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-051	-01	H30.1	千葉県	千葉県総合企画部水道課	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○			46,223	不明	0.1度以下	○	6			原水	調査中			調査中のため停止、案件継続を行っている		
H29-052	-01	H30.1	神奈川県	横浜市内上下水道局	上水道	相模川	表流水	社家取水管理センター取水口(有馬浄水場)	レベル4	○	○			400,000	不明	0.1度以下	○	15			原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-053	-01	H30.1	宮崎県	宮崎市上下水道局水道部浄水課	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(相模川水系)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			357,000	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮崎県中央保健所	浄水高度管理の徹底		
H29-054	-01	H30.1	東京都	東京都水道局	上水道	荒川	表流水	三郷浄水場、三園浄水場	レベル4	○	○			3,107,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		同一水系、感染対策課	浄水高度管理の徹底		
H29-055	-01	H30.1	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川、渡良瀬川	表流水	群馬県新田山田浄水場、群馬県東部地域水道	レベル4	○	○			677,630	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし		群馬保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-056	-01	H30.1	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼	表流水	印旛取水場	レベル4	○	○			320,000	不明	0.1度以下			○	5		原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水道課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-056	-02	H30.1	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 利根川	表流水	木下取水場	レベル4	○	○			1,000,000	不明	0.1度以下			○	4		原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水道課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-057	-01	H30.1	大阪府	河内長野市上下水道部水道課	上水道	大和川水系 石川	表流水	西代浄水場	レベル4	○	○			10,000	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし		河内保健所、大阪府府中保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-058	-01	H30.1	神奈川県	横浜市内水道局	上水道	相模川	表流水	津川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	11			原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-058	-02	H30.1	神奈川県	横浜市内水道局	上水道	相模川	表流水	津川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-059	-01	H30.1	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	ダム放流水	表流水	新三郷浄水場	レベル4	○	○				不明	0.1度以下			○	5		原水	健康被害報告なし		埼玉県保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-060	-01	H30.2	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	表流水	茨城県水道局水海道浄水場 飯戸井取水場	レベル4	○	○			231,672	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし		茨城保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H29-061	-01	H30.2	神奈川県	横浜市内水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし		横浜保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底		
H29-062	-01	H30.2	熊本県	熊本県水道局	上水道	一本木1号井(深井戸)及び一本木2号井(深井戸)	表流水	一本木水源池	レベル3					35,000	不明	不明	○	1			原水	健康被害報告なし		熊本保健所、市健康部保健衛生課	浄水高度管理の徹底		
H30-001	-01	H30.4	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系(渡良瀬川、利根川)	表流水	-----	レベル4	○	○			新田山田:27275人、	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし		群馬保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底	
H30-002	-01	H30.4	北海道	旭川市水道局	上水道	石狩川(表流水)	表流水	石狩川浄水場	レベル4	○	○			旭川市:約217,000人	不明	0.1度以下	○	0.5		○	0.75	浄水	健康被害報告なし		旭川保健所、市健康部保健衛生課、同一水系	浄水高度管理の徹底	「第2種」を採用。
H30-003																											

表 4-9 クリプトポリジウム等の検出状況 (7/9)

処理用番号	枝番	発生時期(年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名(記載がない場合、取水口等の記載があれば記す)	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口(人)	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)	検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)						
H30-005	-02	H30.5	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小瀬浄水場(取水場: 高瀬郡藤沢市(4473))	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	5	○	2	原水	健康被害報告なし					
H30-006	-01	H30.5	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下		○	2	原水	健康被害報告なし						
H30-006	-02	H30.5	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし					
H30-007	-01	H30.5	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○		約70万人(平成28年度)	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし				リスクレベルは、「ちば野菊の重浄水場」の値を採用	
H30-008	-01	H30.5	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		約119万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H30-009	-01	H30.5	大阪府	河内長野市	上水道	石川水系 石見川支流栗畑谷 表流水	表流水	石見川浄水場 原水	レベル4		○		321人(平成30年4月末)	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H30-010	-01	H30.6	熊本県	熊本県	上水道(原水)	一本木2号井(深井戸)	表流水	菅下地下水(深井戸)	レベル3		○		約35,000人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H30-011	-01	H30.6	岐阜県	飛騨市	上水道(上村第一)	上村第一水源(表流水)	表流水	上村第一水源	レベル4		○		390人	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし					
H30-012	-01	H30.5	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	朝霞浄水場	レベル4		○		朝霞浄水場: 3,078.0人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-013	-01	H30.7	長野県	長野県	小瀬上水、長野給水	水石水源(湧水)、舟ヶ沢水源(湧水)	表流水	小瀬上水	レベル3		○		小瀬上水: 約870戸(約)	不明	0.1度以下	○	0.5			浄水	健康被害報告なし					
H30-014	-01	H30.7	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	東部地域: 利根川(表流水)	表流水	東部地域: 405,355人	レベル4		○		東部地域: 405,355人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-015	-01	H30.7	茨城県	茨城県企業局	上水道	潮沼川水系	表流水	67,372人(潮沼川浄水)	レベル4	○	○		67,372人(潮沼川浄水)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-016	-01	H30.7	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系渡良瀬川(表流水)	表流水	74,073人(平成28年度)	レベル4	○	○		74,073人(平成28年度)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-017	-01	H30.7	大阪府	泉佐野市	上水道	大池(表流水)	表流水	約39,000人	レベル4		○		約39,000人	クリプトスポリジウム及びジアル	0.1度以下	○	2	○	3	原水	健康被害報告なし					
H30-018	-01	H30.8	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H30-019	-01	H30.8	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					
H30-020	-01	H30.8	埼玉県	深谷市水道事業	上水道	荒川(表流水)	表流水	川本浄水場 六堰取水口水源	レベル4		○		79,688人(3,127世帯)	不明	0.1度以下			○	6	原水	健康被害報告なし					
H30-021	-01	H30.8	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川(表流水)	表流水	4,271,696人(H29年度)	-	○	○		4,271,696人(H29年度)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-022	-01	H30.8	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)(表流水)	表流水	740,153人	レベル4		○		740,153人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-023	-01	H30.9	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中川(表流水)	表流水	新庄浄水場着水井	レベル4	○	○		62,145人(31,280世帯)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-024	-01	H30.9	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	三園浄水場	レベル4		○		三園浄水場: 766,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-024	-02	H30.9	東京都	東京都	簡易水道	表流水	表流水	御蔵島村浄水場	レベル4		○		298人(平成29年度)	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					浄水処理方法「膜処理」
H30-025	-01	H30.9	宮城県	石巻地方広域水道企業団	-	-	-	-	-				-	-	-			○	3	原水	健康被害報告なし				データがメールファイル(.msg)のみで、不明箇所あり。	
H30-026	-01	H30.9	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	北谷浄水場 原水	表流水	レベル4	○	○		約40万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-027	-01	H30.9	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	平南川(表流水)	表流水	平南川	-	○	○		約4万人	不明	-					原水	健康被害報告なし					
H30-028	-01	H30.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-029	-01	H30.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	①利根川水系 利根川(表流水)	表流水	①木下取水場	-	○	○		①約100万人(平成29年度)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-029	-02	H30.10	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川(表流水)	表流水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○		6,392戸(H29年度)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-030	-01	H30.10	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		約119万人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし					
H30-031	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下	○	7			原水	健康被害報告なし					
H30-032	-01	H30.11	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小瀬浄水場(取水場: 高瀬郡藤沢市(4473))	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし					
H30-033	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下	○	11			原水	健康被害報告なし					
H30-034	-01	H30.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川(表流水)	表流水	-	○	○		4,271,696人(H29年度)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-035	-01	H30.11	山形県	山形県食品衛生課	上水道(沼津町浄水場)	湧水	表流水	取水位置: 村山市大字岩野	レベル3		○		138世帯 427人	-	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-036	-01	H30.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系相生川(表流水)	表流水	20,207人(平成29年度)	レベル4	○	○		20,207人(平成29年度)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-037	-01	H30.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水	231,672人(水海道浄水)	レベル4	○	○		231,672人(水海道浄水)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-038	-01	H30.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○		約70万人(平成29年度)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-039	-01	H30.11	神奈川県	横浜市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし					
H30-040	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		約119万人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-041	-01	H30.12	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小瀬浄水場(取水場: 高瀬郡藤沢市(4473))	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし					
H30-042	-01	H30.12	大阪府	能勢町	上水道	表流水	表流水	妙見山浄水場	レベル4		○		給水人口 5人	原水でのクリプトスポリジウム	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					
H30-043	-01	H30.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	210万人(下北方浄水場)	レベル4	○	○		210万人(下北方浄水場)	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H30-044	-01	H30.12	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	群馬用水(利根川水系利根川)(表流水)	表流水	767,468人	レベル3		○		767,468人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H30-045	-01	H30.12	広島県	広島県企業局(指定管理者: 株式会社広島)	水道用水供給事業	沼田川(表流水)	表流水	74万人(計画給水人口)	レベル4	○	○		74万人(計画給水人口)	不明	0.1度超			○	9	原水	健康被害報告なし					
H30-046	-01	H30.12	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小瀬浄水場(取水場: 高瀬郡藤沢市(4473))	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-047	-01	H30.12	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小瀬浄水場(取水場: 高瀬郡藤沢市(4473))	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H30-048	-01	H30.12	岐阜県	高山市	上水道	三ツ谷水源(表流水)	表流水	三ツ谷水源取水場	レベル4		○		10戸	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-001	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	32			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-002	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-003	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-004	-01	H31.01	広島県	広島県企業局(指定管理者: 株式会社広島)	水道用水供給事業	沼田川(表流水)	表流水	本郷取水場取水口	-	○	○		74万人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし					
H31-R01-004	-02	H31.01	広島県	広島県企業局(指定管理者: 株式会社広島)	水道用水供給事業	沼田川(表流水)	表流水	本郷取水場取水口	-	○	○		74万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					

表 4-10 クリプトポリジウム等の検出状況 (8/9)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄	
										凝集 沈殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒 のみ				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)							
H31-R01-005	-01	H31.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川(表流水)	表流水	中野台取水場	-	○	○		127,000人	不明	0.1度以下	○	3	○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-006	-01	H31.01	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水(ダム放流水等)	表流水	行田浄水場 利根川右岸	レベル4	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-007	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-008	-01	H31.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系(表流水)	表流水	北取水場(山武郡榑波町安楽1751番地)	レベル4	○	○		60千人	不明	0.1度以下	○	13			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-009	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	-	○	○		約119万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-010	-01	H31.01	京都府	京都府船井郡京丹波町	上水道	京丹波町水道事業 中山浄水場 着水井	表流水	中山浄水場	-			○	○	約80人	不明	0.1度以下	○	1		原水	健康被害報告なし				対応終了日は2月1日		
H31-R01-011	-01	H31.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川(表流水)	表流水	鹿又取水場	-	○	○		160,070人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-012	-01	H31.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)/相模川水系(表流水)	表流水	西長沢浄水場	レベル4	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-013	-01	H31.01	広島県	広島県企業局(指定管理) 備前川(表流水)	水道用水供給事業	沼田川(表流水)	表流水	木瀬取水場取水口	-	○	○	○	74万人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし				対応終了日は2月14日		
H31-R01-014	-01	H31.02	長野県	長野県企業局	上水道	一級河川 千曲川(表流水)	表流水	上田市小牧地籍 上田農水頭首工	-	○	○		7.4万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-015	-01	H31.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	東部地域:利根川(表流水)	表流水	群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先	-		○	○		405,355人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H31-R01-016	-01	H31.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	-	○	○		約70万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-017	-01	H31.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川(表流水)	表流水	江戸川取水場	-	○	○		4,271,696人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-018	-01	H31.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川水系(表流水)	表流水	利根川取水場	-	○	○		308,341人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-019	-01	H31.02	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-020	-01	H31.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川水系(表流水)	表流水	利根川取水場	-	○	○		308,341人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-021	-01	H31.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	43	○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-022	-01	H31.03	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	三郷取水場(埼玉県三郷市新和)	レベル4				2,778,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-023	-01	H31.04	栃木県	企業局	上水道、工水	鬼怒川(表流水)	表流水	鬼怒水道事務所(板戸取水場)	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-024	-01	H31.04	千葉県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	17			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-025	-01	H31.04	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川(表流水)	表流水	中野台取水場	-	○	○		127,000人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-026	-01	H31.04	埼玉県	入間市	上水道	伏流水	伏流水	鍵山浄水場	レベル3	○	○		30,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-027	-01	R01.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-027	-02	R01.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	13			原水	健康被害報告なし					複数の水系の記録があったため、枝番付きで記載した	
H31-R01-028	-01	R01.05	高知県	高知県	簡易水道	伏流水	伏流水	橋原町簡易水道 六丁地区	レベル4			○	171人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-029	-01	R01.06	福井県	福井県	用水供給	九頭竜川水系竹田川(表流水)	表流水	福井県福井市上野町山崎下町2番地10地先	-	○	○		13万5千人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-030	-01	R01.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-031	-01	R01.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-032	-01	R01.07	千葉県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	利根川取水場	-	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	2	○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-033	-01	R01.07	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 利根川(表流水)	表流水	木下取水場	-	○	○		約100万人	不明	0.1度以下	○	1	○	3	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-034	-01	R01.08	滋賀県	甲賀市	上水道	表流水	表流水	小川浄水場(原水)	レベル4			○	441人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-035	-01	R01.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-036	-01	R01.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	利根川取水場	-	○	○		256,595人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-037	-01	R01.11	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小瀬浄水場(取水場) 戸塚区小瀬町2470	-	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-038	-01	R01.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし						
H31-R01-039	-01	R01.12	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水(ダム放流水等)	表流水	大久保浄水場 荒川左岸	レベル4	○	○		記載なし	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-040	-01	R01.12	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	利根川取水場	-	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R02-001	-01	R02.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
R02-002	-01	R02.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	酒匂川(表流水)	表流水	利根川取水場	-	○	○		67,372人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
R02-003	-01	R02.01	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	読谷川水系(表流水)	表流水	読谷川取水場	レベル4	○	○	○	約40万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R02-004	-01	R02.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○		21.0万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし						
R02-004	-02	R02.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○		14.7万人	不明	0.1度以下	○	7			原水	健康被害報告なし						
R02-005	-01	R02.01	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 利根川(表流水)	表流水	木下取水場	-	○	○		約110万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
R02-006	-01	R02.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水	利根川取水場	-	○	○	○	256,595人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
R02-007	-01	R02.01	福岡県	大牟田市企業局	上水道	菊池川(表流水)	表流水	あけけ浄水場 着水	レベル4			○		不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R02-008	-01	R02.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	-	-	西長沢浄水場	-	○	○			不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R02-009	-01	R02.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし						
R02-010	-01	R02.02	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4				21.0万人	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし						
R02-010	-02	R02.02	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4				14.7万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし						
R02-011	-01	R02.02	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	-	○	○		約60万人	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし						
R02-012	-01	R02.02	広島県	広島県企業局	上水道	太田川(表流水)	表流水	戸坂取水場取水口	-	○	○		19万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						
R02-013	-01	R02.02	岐阜県	白川村	簡易水道	三谷川(表流水)	表流水	三谷川水源	-			○	53人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					報告日はR02年3月10日	

表 4-11 クリプトポリジウム等の検出状況 (9/9)

処理用通番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝集沈 殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
R02-014	-01	R02.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			不明	0.1度以下	○	8	○	1	原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底		
R02-015	-01	R02.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底		
R02-016	-01	R02.06	愛媛県	愛媛県	簡易水道	-	表流水	新宮浄水場	-			550人	野生動物	記載なし			○	1	原水	健康被害報告なし		愛媛県環境保健衛生部生活衛生課、愛媛県衛生部生活衛生課、愛媛県環境保健衛生部生活衛生課、愛媛県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-017	-01	R02.06	東京都	東京都	上水道	-	表流水	秋ヶ瀬取水場	-			3201,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都環境局生活衛生課、東京都衛生部生活衛生課、東京都環境局生活衛生課、東京都環境局生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-018	-01	R02.06	東京都	東京都	上水道	-	表流水	三郷取水場	レベル4			2,696,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都環境局生活衛生課、東京都衛生部生活衛生課、東京都環境局生活衛生課、東京都環境局生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-019	-01	R02.07	北海道	北海道(羽幌町)	簡易水道	白浜無名川(表流水)	表流水	白浜浄水場	-	○	○	173人	不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		北海道環境保健衛生部生活衛生課、北海道衛生部生活衛生課、北海道環境保健衛生部生活衛生課、北海道環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-020	-01	R02.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-021	-01	R02.07	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 利根川(表流水)	表流水	木下取水場	-	○	○	約110万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		千葉県環境保健衛生部生活衛生課、千葉県衛生部生活衛生課、千葉県環境保健衛生部生活衛生課、千葉県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-022	-01	R02.07	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	築川(表流水)	表流水	沢田浄水場着水井	レベル4	○	○	94,601人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		岩手県環境保健衛生部生活衛生課、岩手県衛生部生活衛生課、岩手県環境保健衛生部生活衛生課、岩手県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-023	-01	R02.07	沖縄県	大宜味村(国頭郡)	上水道(簡易水道)	中津川(表流水)	表流水	津波取水場	レベル4			3,047人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		沖縄県環境保健衛生部生活衛生課、沖縄県衛生部生活衛生課、沖縄県環境保健衛生部生活衛生課、沖縄県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-024	-01	R02.07	新潟県	小千谷市	上水道	信濃川(表流水)	表流水	小千谷浄水場	レベル4	○	○	29,246人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		新潟県環境保健衛生部生活衛生課、新潟県衛生部生活衛生課、新潟県環境保健衛生部生活衛生課、新潟県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-025	-01	R02.08	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(相模湖)	記載なし	相模川(相模湖)	レベル4	○	○	79人	不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-026	-01	R02.08	北海道	北海道(羽幌町)	簡易水道	イカノ川水系イカノ川(表流水)	表流水	増毛取水場	-			47人	雨による河川濁度上昇	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		北海道環境保健衛生部生活衛生課、北海道衛生部生活衛生課、北海道環境保健衛生部生活衛生課、北海道環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-027	-01	R02.08	高知県	大豊町	専用水道	大豊町中村大王宇長橋 竹谷川(表流水)	表流水	ゆとりずとパーク専用水道	レベル4			50人	不明	記載なし	○	1	○		原水	健康被害報告なし		高知県環境保健衛生部生活衛生課、高知県衛生部生活衛生課、高知県環境保健衛生部生活衛生課、高知県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-028	-01	R02.09	熊本県	記載なし	上水道	八景水谷3号(認可浅1号) 浅井戸	浅井戸	八景水谷水源池	レベル3			約63,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		熊本県環境保健衛生部生活衛生課、熊本県衛生部生活衛生課、熊本県環境保健衛生部生活衛生課、熊本県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底	浄水処理方法:紫外線処理		
R02-029	-01	R02.09	神奈川県	横浜須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○	40万人	不明	0.1度以下	○	2	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-030	-01	R02.09	東京都	東京都	簡易水道	-	表流水	向沢浄水場(東京都青ヶ島村)	-			148人	不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		東京都環境保健衛生部生活衛生課、東京都衛生部生活衛生課、東京都環境保健衛生部生活衛生課、東京都環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底	浄水処理方法:緩速ろ過及び塩素処理		
R02-031	-01	R02.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-032	-01	R02.08	北海道	北海道(雄武町)	簡易水道	音福川水系音福川(表流水)	表流水	音福第二浄水場取水施設	-			3,988人(01-03合計)	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし		北海道環境保健衛生部生活衛生課、北海道衛生部生活衛生課、北海道環境保健衛生部生活衛生課、北海道環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底	報告日は令和2年9月30日		
R02-032	-02	R02.08	北海道	北海道(雄武町)	簡易水道	元沢木川水系元沢木川(表流水)	表流水	元沢木川浄水場取水施設	-			3,988人(01-03合計)	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし		北海道環境保健衛生部生活衛生課、北海道衛生部生活衛生課、北海道環境保健衛生部生活衛生課、北海道環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底	報告日は令和2年9月30日		
R02-032	-03	R02.08	北海道	北海道(雄武町)	簡易水道	観内川水系観内川(表流水)	表流水	観内川浄水場	-			3,988人(01-03合計)	不明	0.1度以下			○	14	原水	健康被害報告なし		北海道環境保健衛生部生活衛生課、北海道衛生部生活衛生課、北海道環境保健衛生部生活衛生課、北海道環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底	報告日は令和2年9月30日		
R02-033	-01	R02.09	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	ダム水	石川浄水場	レベル4	○	○		約40万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		沖縄県環境保健衛生部生活衛生課、沖縄県衛生部生活衛生課、沖縄県環境保健衛生部生活衛生課、沖縄県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-034	-01	R02.10	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 利根川(表流水)	表流水	木下取水場	-	○	○	約110万人	不明	0.1度以下	○	1	○	5	原水	健康被害報告なし		千葉県環境保健衛生部生活衛生課、千葉県衛生部生活衛生課、千葉県環境保健衛生部生活衛生課、千葉県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-035	-01	R02.10	神奈川県	横浜須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○	40万人	不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-036	-01	R02.10	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	谷ヶ原浄水場	レベル4	○	○	約45万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-037	-01	R02.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	利根川(表流水)	-			309,891人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		茨城県環境保健衛生部生活衛生課、茨城県衛生部生活衛生課、茨城県環境保健衛生部生活衛生課、茨城県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-038	-01	R02.11	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○	134万人	不明	0.1度以下	○	6	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-039	-01	R02.11	長野県	長野市	上水道	聖北水源(湧水)	湧水	聖北水源	レベル3			15人	不明	記載なし	○	2	○	15	原水	健康被害報告なし		長野県環境保健衛生部生活衛生課、長野県衛生部生活衛生課、長野県環境保健衛生部生活衛生課、長野県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底	浄水処理方法:塩素減菌 11月18日検査		
R02-039	-02	R02.11	長野県	長野市	上水道	聖北水源(湧水)	湧水	聖北水源	レベル3			15人	不明	記載なし	○	8	○		配水池水	健康被害報告なし		長野県環境保健衛生部生活衛生課、長野県衛生部生活衛生課、長野県環境保健衛生部生活衛生課、長野県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底	浄水処理方法:塩素減菌 11月19日検査		
R02-040	-01	R02.11	北海道	遠別町	簡易水道	本別地区水源(表流水)	表流水	取水場	-			2,602人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		北海道環境保健衛生部生活衛生課、北海道衛生部生活衛生課、北海道環境保健衛生部生活衛生課、北海道環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-041	-01	R02.11	神奈川県	横浜須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○	40万人	不明	0.1度以下	○	25	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-042	-01	R02.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		不明	0.1度以下	○	4	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-043	-01	R02.12	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○	約122万人	不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-044	-01	R02.12	熊本県	熊本市上下水道局	上水道	一本木1号(認可深1号)深井戸	深井戸	一本木水源池	レベル3			約35,000人	不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		熊本県環境保健衛生部生活衛生課、熊本県衛生部生活衛生課、熊本県環境保健衛生部生活衛生課、熊本県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底	浄水処理方法:紫外線処理		
R02-045	-01	R02.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		不明	0.1度以下	○	6	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-046	-01	R02.12	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	大久保浄水場 荒川左岸	レベル4	○	○		不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		埼玉県環境保健衛生部生活衛生課、埼玉県衛生部生活衛生課、埼玉県環境保健衛生部生活衛生課、埼玉県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-047	-01	R02.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○	21.0万人	不明	0.1度以下	○	2	○		原水	健康被害報告なし		宮崎県環境保健衛生部生活衛生課、宮崎県衛生部生活衛生課、宮崎県環境保健衛生部生活衛生課、宮崎県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-047	-02	R02.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○	14.7万人	不明	0.1度以下	○	1	○		原水	健康被害報告なし		宮崎県環境保健衛生部生活衛生課、宮崎県衛生部生活衛生課、宮崎県環境保健衛生部生活衛生課、宮崎県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-048	-01	R02.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	利根川(表流水)	-			310,081人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		茨城県環境保健衛生部生活衛生課、茨城県衛生部生活衛生課、茨城県環境保健衛生部生活衛生課、茨城県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-049	-01	R02.12	新潟県	新潟水道局	上水道	西川(表流水)	表流水	巻浄水場	レベル4	○	○	41,523人	不明	0.1度以下	○	2	○		原水	健康被害報告なし		新潟県環境保健衛生部生活衛生課、新潟県衛生部生活衛生課、新潟県環境保健衛生部生活衛生課、新潟県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-050	-01	R02.12	神奈川県	横浜須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○	40万人	不明	0.1度以下	○	6	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			
R02-051	-01	R02.12	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	相模川(表流水)	レベル4	○	○	134万人	不明	0.1度以下	○	7	○		原水	健康被害報告なし		神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課、神奈川県環境保健衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底			

## 5. 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理

### 5-1. 各国における薬品基準等の概要

#### 5-1-1. 日本

わが国では、主要な水道用薬品について日本水道協会（JWWA）規格と日本産業規格（JIS）がある。水道事業者は、これらの規格がある水道用薬品については、厚生労働省の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」や通知（「水道に使用する凝集剤、薬品等の取り扱いについて」昭和48年7月 環水第88号厚生省環境衛生局水道課長通知）に基づき規格品を使用している。

日本水道協会規格は水道事業者等の要請に基づき制定される自主規格であるが、水道の技術的問題に配慮して規定されており、水道事業者の購入仕様等において採用されている。

日本産業規格は産業標準化法に基づく国家規格であり、水道用硫酸アルミニウム及びポリ塩化アルミニウムについては主成分と重金属等について規格値を定めている。

#### 1) 日本水道協会（JWWA）規格

JWWA で制定している水道用薬品規格を表 5-1 に示す。

表 5-1 水道用薬品に関する日本水道協会（JWWA）規格

記号・番号	名 称	制定・改正	備 考
K 103:1979	水道用アルギン酸ソーダ	S54.4.26 改正	
K 107:2005	水道用水酸化カルシウム(水道用消石灰)	H26.4.1 改正	一部改正*
K 108:2005	水道用炭酸ナトリウム(水道用ソーダ灰)	H26.4.1 改正	一部改正*
K 111:1967	水道用ベントナイト試験方法	S42.8.22 制定	
K 113:2005-2	水道用粉末活性炭	H26.4.1 改正	一部改正*
K 120:2008-2	水道用次亜塩素酸ナトリウム	H30.4.6 改正	一部改正*
K 121:1975	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	S50.12.19 制定	
K 122:2005	水道用水酸化ナトリウム(水道用液体かせいソーダ)	H26.4.1 改正	一部改正*
K 134:2005	水道用濃硫酸	H26.4.1 改正	一部改正*
K 154:2016	水道用ポリ塩化アルミニウム(水道用塩基性塩化アルミニウム)	H28.8.9 改正	
K 155:2005	水道用硫酸アルミニウム(水道用硫酸ばんど)	H26.4.1 改正	一部改正*
K 159:2010	水道用ポリシリカ鉄	H22.4.1 制定	
K 162:2019	水道用過酸化水素	H31.3.31 制定	
K 163:2019	水道用ポリアクリルアミド	H31.3.31 制定	

#### 2) 日本産業規格（JIS）

水道用薬品についての JIS は、表 5-2 に示す硫酸アルミニウムとポリ塩化アルミニウムがある。

表 5-2 水道用薬品に関する日本産業規格 (JIS)

記号・番号	名 称	制定・改正
K1475	水道用ポリ塩化アルミニウム(水道用塩基性塩化アルミニウム)	2006/3/25改正
K1450	水道用硫酸アルミニウム(水道用硫酸ばんど)	2006/3/25改正

## 5-1-2. アメリカ

アメリカでは、主要な水道用薬品についてアメリカ水道協会 (AWWA) 及び NSF (National Sanitation Foundation International : アメリカ衛生財団) が規格を定めており、これらの規格がアメリカ規格協会 (ANSI) で採用され国家標準となっている。

## (1) アメリカ水道協会 (AWWA) 規格

AWWA で制定している水道用薬品規格を表 5-3 に示す。ANSI/AWWA 規格では、主成分や外観、形状、比重等の物理的性状が規定されており、重金属類の安全性については ANSI/NSF 規格で規定されている。

表 5-3 水道用薬品に関するアメリカ水道協会 (AWWA) 規格

記号・番号	名 称	改正
B200	塩化ナトリウム	2017
B201	ソーダ灰	2013
B202	生石灰、消石灰	2013
B300	次亜塩素酸	2018
B301	液体塩素	2018
B302	硫安	2016
B303	亜塩素酸ナトリウム	2018
B304	液体酸素	2018
B305	無水アンモニア	2015
B306	アクアアンモニア(液体水酸化アンモニウム)	2015
B402	硫酸鉄	2018
B403	硫酸アルミニウム	2016
B404	液体ケイ酸ナトリウム	2014
B405	アルミン酸ナトリウム	2016
B406	硫酸鉄	2020
B407	液体塩化第二鉄	2018
B408	液体ポリ塩化アルミニウム	2018
B451	ポリジアリルジメチルアンモニウムクロライド	2016
B452	EPI-DMA ポリアミン	2020
B453	ポリアクリルアミド	2019
B501	水酸化ナトリウム(苛性ソーダ)	2019
B502	ポリリン酸ナトリウム(ヘキサメタリン酸ナトリウム)	2017
B503	トリポリリン酸ナトリウム	2017
B504	リン酸一ナトリウム(無水)	2018
B505	リン酸二ナトリウム(無水)	2018
B506	オルトリン酸亜鉛	2018
B507	リン酸	2016
B510	二酸化炭素	2018
B511	水酸化カリウム	2017

記号・番号	名 称	改正
B512	二酸化硫黄	2015
B550	塩化カルシウム	2017
B600	粉末活性炭	2016
B601	メタ重亜硫酸ナトリウム	2011
B602	硫酸銅	2017
B603	過マンガン酸塩	2016
B604	粒状活性炭	2018
B605	再生粒状活性炭	2018
B701	フッ化ナトリウム	2018
B702	ヘキサフルオロケイ酸ナトリウム	2018
B703	ヘキサフルオロケイ酸	2019

## (2) NSF 規格

NSF で制定している水道用薬品規格を表 5-4 に示す。

NSF は第三者認証や試験・規格開発を行う、ミシガン州法に基づく非営利の法人組織である。規格開発に関しては、製造事業者や規制当局、消費者の代表で構成される委員会で策定されている。

水道用薬品の NSF 規格は ANSI/NSF60（飲料水処理用薬品－健康影響）である。この規格は、浄水処理薬品から飲料水に直接添加される化学物質や汚染物質及び不純物について、健康影響にかかわる最小要件とその評価手法を定めており、JIS や後述の EN 規格のように化学物質等の許容含有量を定めるものではない。また、浄水処理薬品としての性能や臭味の要件を定めるものでもない。この規格で扱われている薬品は、凝集剤及びフロック形成剤、軟化剤、沈殿剤、金属イオン封鎖剤、pH 調整剤、腐食又はスケール防止剤、消毒及び酸化剤、処理薬品及び給水のための薬品が記載されているが、記載されたものに限定されるわけではなく、その他の水道用に使用される薬品類について適用可能である。

なお、粉末活性炭については ANSI/NSF61（飲料水処理システム構成要素－健康影響）で規定されている。

アメリカの多くの州でこれら規格に適合する薬品の使用が義務づけられている。なお、わが国の給水装置の浸出性能基準は、NSF61 に準拠しつつ、わが国の水道水質や給水装置の使用実態、試験の簡便性等を考慮して修正が加えられている。

表 5-4 水道用薬品等に関する NSF 規格

記号・番号	名 称	改正
NSF60	Drinking Water Treatment Chemicals – Health Effects (飲料水処理用薬品－健康影響)	2016
NSF61	Drinking Water System Components – Health Effects (飲料水処理システム構成要素－健康影響)	2016

### 5-1-3. ヨーロッパ

ヨーロッパにおいては EN (European Norm) 規格がある。この規格は CEN (European Committee for Standardization : ヨーロッパ標準化委員会) により制定される地域規格であるが、CEN 構成国 (表 5-5 参照) においては、競合する国家規格を廃止して EN 規格を採用することが義務付けられている。従って、硫酸アルミニウムを例にすると、イギリス規格の「BS EN 878」とドイツ規格の「DIN EN 878」の内容は全く同一である。

水道用薬品に関する EN 規格を表 5-6 に示す。

表 5-5 CEN (ヨーロッパ標準化委員会) 構成国

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、マケドニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス (2017年10月現在)

表 5-6 水道用薬品に関する EN 規格

記号・番号	名 称	改正	記号・番号	名 称	改正
EN878	硫酸アルミニウム	2016/3	EN883	ポリ塩化アルミニウム	2004/11
EN896	水酸化ナトリウム	2012/11	EN897	炭酸ナトリウム	2012/11
EN900	次亜塩素酸カルシウム	2014/7	EN899	硫酸	2009/3
EN901	次亜塩素酸ナトリウム	2013/5	EN973	食塩	2009/8
EN12903	粉末活性炭	2009/3	EN1209	ケイ酸ナトリウム	2003/12
EN939	塩酸	2016/5	EN937	液化塩素	2016/5
EN12386	硫酸銅	2012/10	EN12672	過マンガン酸カリウム	2016/5
EN888	塩化第二鉄	2004/11	EN890	硫酸第二鉄	2012/8
EN1407	ポリアクリルアミド(アニオン)	2008/1	EN1410	ポリアクリルアミド(カチオン)	2008/1
EN12671	二酸化塩素	41214	EN938	亜塩素酸ナトリウム	2016/5
EN12120	亜硫酸水素ナトリウム	41214	EN12124	亜硫酸ナトリウム	2012/11

### 5-1-4. 中国

中国では、SAC (Standardization Administration of China : 中国標準化管理委員会) により作成される GB 規格 (Guojia Biaozhun : 国家標準) がある。GB 規格は強制力の異なる次の 2 種類がある。

- ・ GB : 強制規格
- ・ GB/T : 推奨 (任意) 規格

水処理用薬品に関する GB 規格を表 5-7 に示す。飲料水処理用の薬品については、強制規格としてポリ塩化アルミニウム (GB 15892) が制定されているのみである。なお、表 5-7 に挙げた規格に限らず、国際規格や他国規格と整合が図られている規格も多く、ポリ塩化アルミニウム (GB 15892) については JIS との整合が図られている (取り消し線は削除された規格)。

表 5-7 水処理用薬品に関する GB 規格

規格番号	名称	改正・制定	備考	国際整合
GB 15892	ポリ塩化アルミニウム	2009/4/8改正	飲料水処理用	JIS K 1475:2006
GB 4482	塩化第二鉄	2006/3/14改正	水処理用※	ANSI/AWWA B407:1998
GB 10531	硫酸鉄	2006/3/14改正	水処理用※	
GB 14591	ポリ硫酸鉄	2006/3/14改正	水処理用※	
GB 17514	ポリアクリルアミド	2008/9/18改正	水処理用※	

※これらには I 類と II 類があり、I 類が飲用水処理用である。

【出典】SAC HP GB database

(<http://220.194.5.109/stdlinfo/servlet/com.sac.sacQuery.GjbzcxServlet>)

### 5-1-5. 韓国

韓国では、飲水管理法第 36 条に基づき、環境省告示（第 2017-116 号）により水処理剤の基準・規格が定められている。環境省告示により性状や成分含有量等が定められている薬品は表 5-8 に示すとおりである。このほかでは、韓国水道協会（KWWA）規格がある（表 5-9 参照）。また、わが国の JIS に相当する KS 規格（Korean Industrial Standards：韓国工業規格）もあるが、水処理用薬品の成分量や含有物質量を規定する規格は存在しない。（取り消し線は削除された規格）

表 5-8 韓国環境省告示で規格・基準が定められている水処理薬品

ポリ塩化アルミニウム、硫酸アルミニウム、アルギン酸ナトリウム、ポリ硫酸ケイ酸アルミニウム、ポリアルミニウムヒドロキシクロロケイ酸塩、硫酸鉄、塩化第二鉄（液体）、EPI-DMA（ポリアミン）、ポリ水酸化塩化硫酸アルミニウム、高濃度次亜塩素酸、液化塩素、次亜塩素酸ナトリウム、二酸化塩素、オゾン、オンサイト生成オキシダント、過酸化水素、腐食抑制剤、水酸化カルシウム、活性炭、硫酸銅、水酸化ナトリウム、ゼオライト、イライト、硫酸、安定化二酸化塩素、二酸化炭素、過マンガン酸ナトリウム
--

表 5-9 水道用薬品に関する韓国水道協会（KWWA）規格

記号・番号	名称	改正
M 100	水道用アルギン酸ソーダ	2009/6/18
M 102	水道用ソーダ灰	2009/6/18
M 103	水道用メタリン酸ナトリウム	2009/6/18
M 104	水道用ベントナイト試験方法	2009/6/18
M 105	水道用粉末活性炭試験方法	2009/6/18
M 106	水道用次亜塩素酸ナトリウム	2009/6/18
M 107	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	2009/6/18
M 108	水道用ポリアクリルアミド	2009/6/18
M 109	水道用濃硫酸	2009/6/18
M 110	水道用二酸化塩素溶液	2009/6/18
M 111	水道用液体塩素	2009/6/18
M 112	水道用硫酸銅	2009/6/18

## 5-2. 各国における水道用薬品の現行基準・規格

各国における水道用薬品の基準・規格を一覧にして表 5-10～表 5-12 に示す。

表 5-10 水道用薬品の規格値 (1)

【凝集剤 (アルミニウム系)】

水道用薬品		硫酸アルミニウム										ポリ塩化アルミニウム											
		JWWA K155		JIS K1450		AWWA B403		EN878		韓国環境省告示2017-116		JWWA K154		JIS K1475		AWWA B408		EN883		韓国環境省告示2017-116		GB15892	
		2005		2006		2009		2016		2013		2016		2006		2010		2004		2013		2009	
		固体	液体	固体	液体	固体	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	固体	液体	固体	液体	固体	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	液体	固体		
ヒ素	最大値	-	-	4 ppm	2 ppm	-	-	14 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	20 mg/kg	10 mg/kg	-	1 ppm	-	14 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	5 mg/kg	0.0002 %	0.0002 %		
カドミウム	最大値	-	-	2.0 ppm	1.0 ppm	-	-	3 mg/kg of Al	50 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	4 mg/kg	2 mg/kg	-	1 ppm	-	3 mg/kg of Al	50 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	2 mg/kg	0.0002 %	0.0002 %		
クロム	最大値	-	-	10 ppm	5 ppm	-	-	30 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	20 mg/kg	10 mg/kg	-	5 ppm	-	30 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	10 mg/kg	0.0005 %	0.0005 %		
水銀	最大値	-	-	0.2 ppm	0.1 ppm	-	-	4 mg/kg of Al	10 mg/kg of Al	20 mg/kg of Al	0.4 mg/kg	0.2 mg/kg	-	0.1 ppm	-	4 mg/kg of Al	10 mg/kg of Al	20 mg/kg of Al	0.2 mg/kg	1E-05 %	1E-05 %		
ニッケル	最大値	-	-	-	-	-	-	20 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	-	-	-	-	-	20 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	-	-	-		
鉛	最大値	-	-	10 ppm	5 ppm	-	-	40 mg/kg of Al	200 mg/kg of Al	800 mg/kg of Al	20 mg/kg	10 mg/kg	-	5 ppm	-	40 mg/kg of Al	200 mg/kg of Al	800 mg/kg of Al	10 mg/kg	0.001 %	0.001 %		
アンチモン	最大値	-	-	-	-	-	-	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	-	-	-	-	-	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	-	-	-		
セレン	最大値	-	-	-	-	-	-	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	-	-	-	-	-	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	-	-	-		
シアン	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
アンモニア性窒素	最大値	-	-	300 ppm	100 ppm	-	-	-	-	-	0.03 %	0.01 %	-	100 ppm	-	-	-	-	0.01 %	-	-		
硫酸イオン	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.5 %	3.5 %	-	-	-	-	3.5 %	-	-		
鉄	最大値	-	-	600 ppm	200 ppm	-	-	-	-	-	1 %	0.3 %	-	100 ppm	-	-	-	-	0.01 %	-	-		
マンガン	最大値	-	-	25 ppm	15 ppm	-	-	-	-	-	50 mg/kg	25 mg/kg	-	15 ppm	-	-	-	-	25 mg/kg	-	-		
ふっ素イオン	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他		外観 酸化アルミニウム: 15.0%以上 pH値: 3.0以上 不溶分: 0.1%以下	外観 酸化アルミニウム: 8.0- 8.2%以上 pH値: 3.0以上	酸化アルミニウム: 15.0% 以上 pH値: 3.0以上 不溶分: 0.1%以下	外観 酸化アルミニウム: 8.0- 8.2%以上 pH値: 3.0以上	アルミニウム: 9%以上 (酸化アルミニウム: 17% 以上) 不溶分: 0.5%以下	アルミニウム: 4.23% 以上 (酸化アルミニウム: 17% 以上) 不溶分: 0.2% 以下	不溶分: 23g/kg以下 Iron free: Fe 1.6mg/kg of Al Low iron: 1.6Fe≤115	性状、確認試験 酸化アルミニウム: 16.0% 以上 pH値: 3.0以上 不溶分: 0.3%以下	性状、確認試験 酸化アルミニウム: 8.0% 以上 pH値: 3.0以上	外観 比重(20℃): 1.19 以上 酸化アルミニウム: 10.0- 11.0 塩基度: 45-75% pH値(10g/L溶液): 3.5-5.0	外観 比重(20℃): 1.19 以上 酸化アルミニウム: 10.0-11.0% 塩基度: 45-65% pH値(10g/L溶液): 3.5-5.0	アルミニウム: 2.5-13% 酸化アルミニウム: 5-25% 塩基度: 10-83% 濁度: 50NTU以下	各金属はアルミニウム(mg/kg)あたりの値				性状、確認試験 比重(20℃): 1.19以上 酸化アルミニウム pH値 塩基度: 35%以 上	酸化アルミニウム: 10.0%以上 塩基度: 40.0-90.0% 密度(20℃): 1.12g/cm <sup>3</sup> 以 上 不溶分: 0.2% 以下 pH度: 3.5- 5.0	酸化アルミニウム: 29.0%以上 塩基度: 40.0-90.0% 不溶分: 0.6% 以下 pH度: 3.5- 5.0			

【凝集剤 (鉄系、ポリマー)、凝集助剤】

水道用薬品		塩化第二鉄					硫酸第二鉄					ポリアクリルアミド			ケイ酸ナトリウム										
		AWWA B407		EN888			韓国環境省告示2017-116		AWWA B406		EN890			韓国環境省告示2017-116		JWWA	EN1407	KWWA	JWWA	AWWA	EN1209	KWWA			
		2005		2004			2013		2006		2012			2013		1980	2008	2009	K121	B404	2003	M107			
		液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	固体	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	固体	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3		
ヒ素	最大値	-	20 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	80 mg/kg	-	-	1 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg	-	-	-	-	-	5 ppm	-	9 mg/kg	5 ppm				
カドミウム	最大値	-	1 mg/kg of Fe(III)	25 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg	-	-	1 mg/kg of Fe(III)	25 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	10 mg/kg	2 ppm	-	2 mg/kg	2 ppm	-	15 mg/kg	2 ppm	15 mg/kg	2 ppm				
クロム	最大値	-	50 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	80 mg/kg	-	-	100 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg	-	-	-	-	-	9 mg/kg	-	9 mg/kg	-				
水銀	最大値	-	0.3 mg/kg of Fe(III)	5 mg/kg of Fe(III)	10 mg/kg of Fe(III)	3 mg/kg	-	-	0.1 mg/kg of Fe(III)	5 mg/kg of Fe(III)	10 mg/kg of Fe(III)	2 mg/kg	1 ppm	-	1 mg/kg	0.2 ppm	-	3 mg/kg	0.2 ppm	3 mg/kg	0.2 ppm				
ニッケル	最大値	-	60 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	-	-	-	300 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	-	-	-	-	-	-	9 mg/kg	-	9 mg/kg	-				
鉛	最大値	-	35 mg/kg of Fe(III)	100 mg/kg of Fe(III)	400 mg/kg of Fe(III)	80 mg/kg	-	-	10 mg/kg of Fe(III)	100 mg/kg of Fe(III)	400 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg	20 ppm	-	20 mg/kg	10 ppm	-	30 mg/kg	10 ppm	30 mg/kg	10 ppm				
アンチモン	最大値	-	10 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	-	-	-	10 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	-	-	-	-	-	-	33 mg/kg	-	33 mg/kg	-				
セレン	最大値	-	10 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg	-	-	1 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	10 mg/kg	-	-	-	-	-	60 mg/kg	-	60 mg/kg	-				
シアン	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15 mg/kg	-	15 mg/kg	-				
アンモニア性窒素	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
硫酸イオン	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	750 mg/kg	-	750 mg/kg	-				
鉄	最大値	2.5 %	-	-	-	9.6~ 16.2 %	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02 %	-	300 mg/kg	0.02 %				
マンガン	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
ふっ素イオン	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150 mg/kg	-	150 mg/kg	-				
その他		塩化第二鉄: 28-47% 塩化水素: 1% 以下 不溶分: 0.2% 以下	グレード1 0.5%	グレード2 1%	グレード3 2%	マンガン 2.5%	鉄(II) 2.5%	鉄(III) 2.5%	不溶分 0.2%	鉄(III)イオン: 18%以上 鉄(II)イオン: 1.5%以下 不溶分: 6.5% 以下 硫酸: 4.5% 以下 塩化物: 10ppm 以下/1% 鉄 (III)イオン	鉄(III)イオン: 10%以上 鉄(II)イオン: 0.5%以下 不溶分: 0.1% 以下 硫酸: 3.5% 以下 塩化物: 10ppm 以下/1% 鉄 (III)イオン	グレード1 0.5%	グレード2 1%	グレード3 2%	マンガン 2.5%	鉄(II) 2.5%	鉄(III) 2.5%	不溶分 0.5%	性状、確認試験 鉄(III): 18%以上 鉄(II): 3%以上 遊離酸: 4.5%以下 不溶分: 6.5%以下	アクリルアミドモノマー: 0.05%	アクリルアミドモノマー: 200mg/kg	アクリルアミドモノマー: 0.05%	比重(20℃): 1.38 以上 二酸化ケイ素: 28- 30% 酸化ナトリウム: 9-10% 不溶分: 0.2%以下	二酸化ケイ素: 28% 以上 (酸化ナトリウム比: 3.25±0.03)	比重(20℃): 1.38以上 二酸化ケイ素: 28-30% 酸化ナトリウム: 9-10% 不溶分: 0.2% 以下

表 5-10 水道用薬品の規格値 (2)

【アルカリ剤、酸剤】

水道用薬品 No. 年	水酸化ナトリウム						炭酸ナトリウム		水酸化カルシウム				硫酸		塩酸			
	JWWA K122	AWWA B501	EN896		韓国環境省告示 2017-116	JWWA K108	EN897	JWWA K107	AWWA B202	韓国環境省告示2017-116		JWWA K134	EN899	韓国環境省告示 2017-116	KWWA 2009	EN939		
	2005	2013	2013		2013	2005	2013	2005	2007	2013		2005	2009	2013	2009	2016		
		無水	液体		タイプ 1	タイプ 2					タイプ 1	タイプ 2			2013	2009	タイプ 1	タイプ 2
ヒ素	最大値	—	—	—	2 mg/kg	10 mg/kg	—	—	—	5 mg/kg	5 ppm	—	—	0.4 mg/kg	10 mg/kg	2 mg/kg	3 mg/kg	10 mg/kg
カドミウム	最大値	—	—	—	1 mg/kg	5 mg/kg	—	—	—	5 mg/kg	5 ppm	—	—	0.1 mg/kg	2 mg/kg	1 mg/kg	1 mg/kg	5 mg/kg
クロム	最大値	—	—	—	1 mg/kg	10 mg/kg	—	—	—	50 mg/kg	50 ppm	—	—	4 mg/kg	10 mg/kg	5 mg/kg	3 mg/kg	10 mg/kg
水銀	最大値	—	—	—	0.1 mg/kg	1 mg/kg	—	—	—	0.2 mg/kg	0.2 ppm	—	—	0.1 mg/kg	0.4 mg/kg	0.1 mg/kg	0.5 mg/kg	3 mg/kg
ニッケル	最大値	—	—	—	2 mg/kg	10 mg/kg	—	—	—	—	—	—	—	4 mg/kg	—	—	3 mg/kg	10 mg/kg
鉛	最大値	—	—	—	5 mg/kg	20 mg/kg	—	—	—	20 mg/kg	20 ppm	—	—	4 mg/kg	10 mg/kg	5 mg/kg	3 mg/kg	20 mg/kg
アンチモン	最大値	—	—	—	5 mg/kg	5 mg/kg	—	—	—	—	—	—	—	1 mg/kg	—	—	1 mg/kg	10 mg/kg
セレン	最大値	—	—	—	5 mg/kg	5 mg/kg	—	—	—	—	—	—	—	1 mg/kg	—	1 mg/kg	5 mg/kg	10 mg/kg
鉄	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100 mg/kg	200 mg/kg	200 mg/kg	170 mg/kg	170 mg/kg
二酸化硫黄	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100 mg/kg	—	—	—	—
その他	外観 水酸化ナトリウム: 45%以上 塩化ナトリウム: 1.5%以下	酸化ナトリウム: 74.4%以上 水酸化ナトリウム: 96%以上 炭酸ナトリウム: 2%以下	水酸化ナトリウム: 50%程度	塩化ナトリウム: 2.4%以下 炭酸ナトリウム: 0.4%以下 塩素酸ナトリウム: 0.7%以下	性状、確認試験 水酸化ナトリウム 塩化ナトリウム: 1.5%以下	外観 全アルカリ (Na <sub>2</sub> CO <sub>3</sub> として): 99%以上 加熱減量: 5%以下	不溶分: 200mg/kg以下	外観 酸化カルシウム: 72%以上 ふるい残分: 5%以下	酸化カルシウム: 80%以上 不溶分: 5%以下 水酸化カルシウム: 62%以上	性状、確認試験 水酸化カルシウム: 92%以上 ふるい残分: 5%以下	性状、確認試験 水酸化カルシウム	硫酸分: 93%以上	性状、確認試験 硫酸 強熱残留物: 0.05%以下	硫酸: 93%以上	有機ハロゲン化合物 (塩素換算): 17mg/kg以下			

【塩素剤、食塩 (生成次亜塩素酸ナトリウム原料)】

水道用薬品 No. 年	次亜塩素酸カルシウム				次亜塩素酸ナトリウム							食塩		
	EN900		韓国環境省告示2017-116		JWWA M120			EN901		韓国環境省告示2017-116	KWWA M106	AWWA B200	EN973	
	2014		2013		2008			2013		2013	2009	2007	2009	
	タイプ 1	タイプ 2	タイプ 1	タイプ 2	一級	二級	三級	タイプ 1	タイプ 2					
ヒ素	最大値	5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	1 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	1 mg/kg	1 mg/kg	—	13 mg/kg
カドミウム	最大値	5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	2.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	1 mg/kg	1 mg/kg	—	1.3 mg/kg
クロム	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	2.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	2 mg/kg	2 mg/kg	—	13 mg/kg
水銀	最大値	5 mg/kg of Cl	7 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	3.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	0.2 mg/kg	0.2 mg/kg	—	0.26 mg/kg
ニッケル	最大値	8 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	2.5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	—	—	13 mg/kg
鉛	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	1 mg/kg	1 mg/kg	—	13 mg/kg
アンチモン	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	20 mg/kg of Cl	25 mg/kg of Cl	—	—	—	2.6 mg/kg
セレン	最大値	20 mg/kg of Cl	20 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	20 mg/kg of Cl	25 mg/kg of Cl	—	—	—	2.6 mg/kg
臭素酸	最大値	2.1 g/kg of Cl	4.2 g/kg of Cl	—	—	50 mg/kg	100 mg/kg	100 mg/kg	—	—	12 mg/kg	—	—	—
塩素酸	最大値	—	—	—	—	4,000 mg/kg	10,000 mg/kg	10,000 mg/kg	—	—	2,000 mg/kg	—	—	—
塩化ナトリウム	最大値	—	—	—	—	4 %	4 %	12.5 %	—	—	—	—	—	—
臭素酸ナトリウム	最大値	—	—	—	—	—	—	—	2.5 g/kg of Cl	5 g/kg of Cl	—	—	—	—
その他		単位は、有効塩素1kgあたりを表す		性状、確認試験 有効塩素: 70%以上	性状、確認試験 有効塩素: 60%以上	製品 I は有効塩素12%以上、製品 II は有効塩素12%未満。製品 II の各値は、製品 I の値を有効塩素により案分。 外観 比重 (20℃): 1.16 以下 遊離アルカリ: 2%以下	製品 I は有効塩素12%以上、製品 II は有効塩素12%未満。製品 II の各値は、製品 I の値を有効塩素により案分。 外観 比重 (20℃): 1.16 以下 遊離アルカリ: 2%以下	製品 I は有効塩素12%以上、製品 II は有効塩素12%未満。製品 II の各値は、製品 I の値を有効塩素により案分。 外観 遊離アルカリ: 2%以下	単位は、有効塩素1kgあたりを表す		性状、確認試験 有効塩素: 12%以上 遊離アルカリ: 2%以下	有効塩素: 5%以上 遊離アルカリ: 2%以下 不溶分: 0.01%以下	色度 水分: 0.2%以下 カルシウム・マグネシウム: 0.15%以下 硫酸イオン: 0.35%以下 不純物: 0.5%以下 油分: 0.01%以下 塩化ナトリウム: 99.5%以上 pH: 5-9.5	

表 5-10 水道用薬品の規格値 (3)

【酸化剤】

水道用薬品	過酸化水素	過マンガン酸カリウム	二酸化塩素			亜塩素酸ナトリウム		
			No.	韓国環境省告示2017-116	EN12672	EN12671	韓国環境省告示2017-116	KWWA M110
年	2013	2016	2016	2013	2009	2016		
							タイプ 1	タイプ 2
ヒ素 最大値	1 mg/kg	20 mg/kg	—	—	1 mg/kg	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg	
カドミウム 最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	1 mg/kg	1.5 mg/kg	7.5 mg/kg	
クロム 最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	5 mg/kg	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg	
水銀 最大値	1 mg/kg	10 mg/kg	—	—	0.1 mg/kg	1.1 mg/kg	3.7 mg/kg	
ニッケル 最大値	—	50 mg/kg	—	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg	
鉛 最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	5 mg/kg	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg	
アンチモン 最大値	—	50 mg/kg	—	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg	
セレン 最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg	
その他	性状、確認試験 過酸化水素 遊離酸：0.05%以下 蒸発残留物：300mg/kg以下 リン酸塩：60mg/kg以下 安定性：97%以上		原材料による	使用基準	二酸化塩素：3%以上 (溶液中) 比重(20℃)：1.0-1.2 pH値：6.0-8.0 不溶分：0.01%以下	塩素酸ナトリウム：40g/kg以下 硝酸ナトリウム：1g/kg以下		

【還元剤、その他】

水道用薬品	亜硫酸水素ナトリウム	亜硫酸ナトリウム	粉末活性炭					硫酸銅			
			No.	JWWA K113	AWWA B600	EN12903	韓国環境省告示2017-116	KWWA M105	AWWA 602	EN12386	韓国環境省告示2017-116
年	2012	2012	2005	2010	2009	2013	2009	2008	2012	2013	2009
ヒ素 最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	—	—	10 mg/kg as dry	2 mg/kg	2 mg/kg	—	5 mg/kg	3 mg/kg	3 mg/kg
カドミウム 最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	—	—	5 mg/kg as dry	1 mg/kg	0.5 mg/kg	—	10 mg/kg	—	—
クロム 最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	—	—	50 mg/kg as dry	—	—	—	5 mg/kg	—	—
水銀 最大値	1 mg/kg※	0.5 mg/kg	—	—	1 mg/kg as dry	—	—	—	0.1 mg/kg	—	—
ニッケル 最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	—	—	20 mg/kg as dry	—	—	—	100 mg/kg	—	—
鉛 最大値	5 mg/kg※	2 mg/kg	—	—	10 mg/kg as dry	10 mg/kg	5 mg/kg	—	70 mg/kg	10 mg/kg	10 mg/kg
アンチモン 最大値	1 mg/kg※	2 mg/kg	—	—	5 mg/kg as dry	—	—	—	1 mg/kg	—	—
セレン 最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	—	—	10 mg/kg as dry	—	—	—	1 mg/kg	—	—
シアン 最大値	—	—	—	—	50 mg/kg as dry	—	—	—	—	—	—
多環芳香族炭化水素 最大値	—	—	—	—	0.2 mg/kg as dry	—	—	—	—	—	—
鉄 最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	200 mg/kg	0.1%	0.1%
その他	※単位は、 40%NaHSO <sub>3</sub> 1kgあたりmg		フェノール価：25以下 ABS価：50以下 メチレンブルー脱色力：150ml/g以上 よう素吸着性能：900mg/g以上 pH値：4-11 塩化物イオン：0.5%以下 電気伝導率：900μS/cm以下 乾燥減量：50%以下 ふるい残分：10%以下	水分：8%以下 見かけ密度：0.2-0.75g/cc ふるい残分 よう素吸着性能：500mg/g以上	灰分：15%以下 水分：5%以下 水溶物質：3%以下 亜鉛：0.002%以下	性状、確認試験 pH値 ふるい残分 乾燥減量：50%以下 塩化物：0.5%以下 亜鉛：50mg/kg以下 フェノール価：25以下 ABS樹脂：50以下 メチレンブルー脱色力：150ml/g以上 よう素吸着性能：950mg/g以上	ふるい残分：10以下(75μm, %) 電気伝導率：900μS/cm以下 フェノール価：25以下 ABS(界面活性剤)：50以下 よう素吸着性能：950mg/g以下 メチレンブルー脱色力：150ml/g以下 pH値：4-11 亜鉛：50mg/kg以下 塩化物：0.5%以下	硫酸銅(II)：63.92%以下 結晶水：36.08%以下 銅25.45%以下 硫酸イオン：38.47%以下 不溶分：0.5%以下	不溶分：0.5%以下 水分：0.5%以下 遊離硫酸：0.2%以下	性状、確認試験 硫酸銅一水和物：98.5%以上 不溶分：0.5%以下	比重(20℃)：2.28以下 硫酸銅(II)五水和物：98.5%以下 不溶分：0.5%以下

## 6. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理他

### 6-1. 内閣府食品安全委員会における評価結果の整理

令和2年3月以降、令和3年2月28日までに内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が公表された水質基準項目等は表6-1に掲げた7物質である。

これらの物質に関する評価の詳細情報として、TDIやADI等の根拠とされた動物実験の概要等を表6-2にまとめた。

入手 URL: <http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html>

表6-1、6-2は令和3年1月26日開催の令和2年度第1回水質基準逐次改正検討会等の会議資料の一部でもある。

また、過去の評価結果（H29年度調査業務の成果物をベース）について、上記の情報を追加して表6-3に評価値等を収集・整理した。農薬類は、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類及びその他農薬類を対象とした。

表 6-1 内閣府食品安全委員会における新規評価物質

No.	水質基準項目等	項目名	食品安全委員会における評価						
			評価品目名(評価書版No.)	CAS番号	評価品目分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI, ARID, TDI等)
1	対-031	キャブタン	キャブタン(農薬第3版)	133-06-2	農薬	R2.11.11	R3.2.16	ADI	0.1 mg/kg体重/日
								ARID	①3 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.3 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
2	対-056	チアジニル	チアジニル(農薬第2版)	223580-51-6	農薬	R2.2.13	R2.9.15	ADI	0.04 mg/kg体重/日
								ARID	1.5 mg/kg 体重
3	対-089	プロシミドン	プロシミドン(農薬第3版)	32809-16-8	農薬	R2.11.11	R3.2.16	ADI	0.035 mg/kg体重/日
								ARID	①0.3 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.035 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
4	対-104	ホスチアゼート	ホスチアゼート(農薬)	98886-44-3	農薬	H24.7.18	R2.12.15	ADI	0.002 mg/kg体重/日
								ARID	①0.007 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.002 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
5	他-055	トルフェンピラド	トルフェンピラド(農薬第4版)	129558-76-5	農薬	R2.7.28	R2.11.24	ADI	0.0056 mg/kg体重/日
								ARID	0.01 mg/kg 体重
6	他-059	バリダマイシン	バリダマイシン(農薬)	37248-47-8	農薬	H28.3.23	R2.9.29	ADI	0.36 mg/kg体重/日
								ARID	3.2 mg/kg 体重
7	他-061	ピメトロジン	ピメトロジン(農薬第2版)	123312-89-0	農薬	R1.12.18	R2.6.17	ADI	0.013 mg/kg体重/日
								ARID	0.1 mg/kg 体重

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (1)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価							不確実係数	評価結果 通知日		
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							種類	値(mg/kg 体重/日)
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント				
1	対-031	キャプタン	0.3(-)	キャプタン (農薬第3版)	ADI: 0.1 mg/kg体重/日	発生毒性試験	ウサギ	妊娠7~19日	経口投与	母動物: 体重増加抑制、胎児: 骨格変異(催)	NOAEL	10	100(種差10、個体差10、-)	R3.2.16
					ARfD: ①3 mg/kg体重(一般の集団) ②0.3 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)	①一般薬理試験 ②発生毒性試験	①マウス ②ウサギ	①単回 ②妊娠7~19日	①経口投与 ②強制経口投与	①雄: 自発運動低下及び軟便 ②母動物: 着床後損失割合及び死亡胚数増加; 胎児: 外表異常、内臓異常、骨格異常	NOAEL	①300 ②30	100(種差10、個体差10、-)	
				<p>キャプタン投与による影響は、主に体重(増加抑制)及び小腸(十二指腸粘膜過形成等: マウス)に認められた。繁殖能に対する影響は認められなかった。マウスでは十二指腸に腺腫及び腺癌が認められたが、トランスジェニックマウスを用いた遺伝子突然変異試験において陰性の結果が得られたことも含め、遺伝毒性試験の結果を総合的に勘案した結果、キャプタンは、in vitroでは遺伝毒性を示すが、生体にとって問題となる遺伝毒性はないと考えられ、腫瘍の発生メカニズムは遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ウサギ及びハムスターを用いた発生毒性試験において母動物に影響が認められている用量で外表異常、内臓異常及び骨格異常が認められた。ラットにおいては催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をキャプタン(親化合物のみ)と設定した。食品安全委員会は、各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量10 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.1 mg/kg体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。</p> <p>キャプタンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の30 mg/kg体重/日であり、認められた所見は母動物で認められた着床後損失割合及び死亡胚数増加並びに胎児で認められた外表異常、内臓異常及び骨格異常であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)は、これを根拠として、安全係数100で除した0.3 mg/kg体重と設定した。また、一般の集団に対しては、マウスを用いた一般薬理試験の最大無作用量である300 mg/kg体重を根拠として、安全係数100で除した3 mg/kg体重をARfDと設定した。</p>										
<p>JMPR: "CAPTAN (addendum)", Pesticide residues in food - 2004. Report of the Joint Meeting of the FAO Panel of Experts on Pesticide Residues in Food and the Environment and the WHO Expert Group on Pesticide Residues.; EPA: Amendment to the 1999 Captan RED, 2004; EFSA: Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance captan, 2009; 農薬抄録「キャプタン」(殺菌剤)(2016年9月4日改訂): アリスタライフサイエンス株式会社、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (2)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価								不確実係数	評価結果 通知日	
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ								
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
2	対-056	チアジニル	0.1(-)	チアジニル (農薬第2版)	ADI: 0.04 mg/kg 体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	カプセル 経口投与	雌雄: 体重増加抑制等	NOAEL	4	100(種差10、個 体差10、-)	R2.9.15
					ARfD: 1.5 mg/kg 体重	発生毒性試験	①ラット ②ウサギ	①妊娠6~19 日 ②妊娠6~ 27日	強制経口 投与	①母動物: 体重減少/増 加抑制及び摂餌量減少 ②母動物: 体重減少/増 加抑制	NOAEL	150	100(種差10、個 体差10、-)	
				<p>チアジニル投与による影響は、主に肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)及び腎臓(尿細管上皮空胞化等)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、マウスで肝細胞腺腫の発生頻度の増加がみられたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をチアジニル並びに代謝物D及びE、畜産物中の暴露評価対象物質をチアジニル及び代謝物C、魚介類中の暴露評価対象物質をチアジニル(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.04 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、チアジニルの単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験及びウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量150 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した1.5 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p>										
				<p>農薬抄録 チアジニル(殺菌剤)(平成19年2月26日改訂): 日本農薬株式会社、一部公表; 農薬抄録 チアジニル(殺菌剤)(平成31年1月10日改訂)</p>										

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (3)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果 通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
3	対-089	プロシミドン	0.09(-)	プロシミドン (農薬第3版)	ADI: 0.035 mg/kg 体重/日	発生毒性試験	ラット	妊娠6~19日	強制経口 投与	母動物: 体重増加抑制 等; 胎児: 肛門生殖突 起間距離短縮	NOAEL	3.5	100(種差10、個 体差10、-)	R3.2.16
					ARFD: ①0.3 mg/kg 体重(一般 の集団) ②0.035 mg/kg 体 重(妊婦又は妊娠 している可能性の ある女性)	①急性神経毒性 試験; 一般薬理 試験 ②発生毒性試験	①ラット; マウス ②ラット	①単回; 単回 ②妊娠6~19 日	①強制経 口投与; 強制経口 投与 ②強制経 口投与	①雌雄: 自発運動量減 少、筋緊張低下、よめ き歩行等; 雌雄: 異常 歩行、自発運動低下、 鎮静、呼吸数減少及び 四肢姿勢の異常 ②胎児: 肛門生殖突起 間距離短縮	NOAEL	①30 ②3.5	100(種差10、個 体差10、-)	
				<p>プロシミドン投与による影響は、主に肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)及び精巣(間細胞過形成等)に認められた。遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットで精巣間細胞腫の発生頻度増加が認められたが、発生機序検討試験の結果、プロシミドンはアンドロゲン受容体(AR)への結合性を有し、血中ホルモンの不均衡(LHの増加)を惹起することが明らかにされ、LHの持続的な刺激により精巣間細胞腫が発現したと考えられた。また、雄マウスで肝芽腫の発生頻度の増加傾向が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると判断された。繁殖試験及び発生毒性試験において、雄ラットに抗アンドロゲン作用に基づくと考えられる生殖器の異常(肛門生殖突起間距離の短縮、尿道下裂等)が認められ、雄の繁殖率が低下した。しかし、ウサギ及びサルの胎児には類似の所見はみられなかった。種差検討試験の結果、ラットでは主要代謝物である水酸化体の血漿中濃度が腸肝循環により高く維持されることが、種差の主たる要因であることが示唆された。各種試験結果から、農産物中のばく露評価対象物質をプロシミドン(親化合物のみ)と設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の3.5 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.035 mg/kg体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。</p> <p>プロシミドンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験②の3.5 mg/kg体重/日であり、認められた所見は母動物に毒性影響がみられない用量における胎児の肛門生殖突起間距離短縮であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARFD)は、これを根拠として、安全係数100で除した0.035 mg/kg体重と設定した。また、一般の集団に対しては、ラットを用いた急性神経毒性試験及びマウスを用いた一般薬理試験の無毒性量である30 mg/kg体重を根拠として、安全係数100で除した0.3 mg/kg体重をARFDと設定した。</p> <p>農薬抄録 プロシミドン(殺菌剤)(平成22年3月25日改訂):住友化学株式会社、一部公表; 農薬抄録 プロシミドン(殺菌剤)(平成27年9月29日改訂):住友化学株式会社、一部公表、Procymidone Technical: Dose Range-Finding Study for Acute Neurotoxicity Study in Rats (Ref.No BT-0267)(GLP 対応): The Institute of Environmental Toxicology, 2015</p>										

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (4)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価							不確実係数	評価結果通知日		
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							種類	値(mg/kg 体重/日)
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント				
4	対-104	ホスチアゼート	0.003(-)	ホスチアゼート(農業)	ADI: 0.002 mg/kg 体重/日	AChE 活性阻害検討試験	ラット	104週間	混餌投与	雌: 赤血球AChE 活性阻害(20%以上)	NOAEL	0.205	100(種差10、個体差10、-)	R2.12.15
					ARFD: ①0.007 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.002 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)	①ChE 活性阻害に対する日齢別感受性検討試験 ②AChE 活性阻害検討試験	ラット	①単回②104週間	①強制経口投与②混餌投与	①雌雄(11及び21日齢児動物並びに若齢動物): 赤血球ChE 活性阻害(20%以上)②雌: 赤血球 AChE 活性阻害(20%以上)	NOAEL	①0.7②0.205	100(種差10、個体差10、-)	
				<p>ホスチアゼート投与による影響は、主に赤血球及び脳ChE 活性阻害、副腎(皮質束状細胞質空胞化等)並びに血液(貧血)に認められた。ChE 活性阻害に対する影響は、ラットにおいて、雄に比べて雌で感受性が高いと考えられた。発がん性、催奇形性、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。ラットを用いた2世代繁殖試験において、性周期の乱れ、交尾所要日数延長及び妊娠期間延長が認められた。各種試験結果から、農産物中のばく露評価対象物質をホスチアゼート(親化合物のみ)と設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた104週間混餌投与によるAChE 活性阻害検討試験の0.205 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.002 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。</p> <p>ホスチアゼートの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いたChE 活性阻害に対する日齢別感受性検討試験(妊娠期ばく露試験)(以下「妊娠期ばく露試験」という。)における、妊娠動物での赤血球ChE 活性阻害に対する無毒性量0.1 mg/kg 体重/日であった。妊娠期ばく露試験は反復投与により実施されており、ほかに妊娠動物への単回投与による赤血球ChE 活性阻害に対する影響の有無を示す結果は得られていないが、ラットを用いた動物体内運命試験の結果からホスチアゼート投与による顕著な体内蓄積性は認められないこと、各反復投与試験において試料採取時期の違いによる赤血球ChE 活性阻害作用の顕著な差が認められないこと、ラットを用いたChE 活性阻害に対する日齢別感受性検討試験(反復投与試験)において非妊娠動物での赤血球ChE 活性阻害に対する無毒性量として0.7 mg/kg 体重/日が得られていることを総合的に勘案し、非妊娠動物に比べて妊娠動物で本剤のChE 活性阻害作用に対する感受性が高い可能性が考えられた。このため、妊娠期ばく露試験における最小毒性量0.7 mg/kg 体重/日の単回投与により妊娠動物で赤血球ChE 活性阻害(20%以上)が生じる可能性を否定できないと考えられた。一方、妊娠期ばく露試験の0.7 mg/kg 体重/日投与群における赤血球ChE 活性阻害の程度は、ラットを用いた104週間混餌投与によるAChE 活性阻害検討試験の最小毒性量(0.510 mg/kg 体重/日)における赤血球ChE 活性阻害の程度と同等であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARFD)は、ラットを用いた104週間混餌投与によるAChE 活性阻害検討試験の無毒性量0.205 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.002 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対しては、ラットを用いたChE 活性阻害に対する日齢別感受性検討試験における無毒性量0.7 mg/kg 体重を根拠として、安全係数100で除した0.007 mg/kg 体重をARFDと設定した。</p> <p>農薬抄録 ホスチアゼート(殺虫剤)(令和元年11月26日改定): 石原産業株式会社、一部公表; IKI-1145 Technical: Investigative Toxicity Study by Dietary Administration to Female Sprague-Dawley Rats for 104 Weeks(GLP): Huntingdon Life Sciences Huntingdon Research Centre, 2015年、未公表; 農薬抄録 ホスチアゼート(殺虫剤)(平成23年12月12日改訂): 石原産業株式会社、未公表; A Range-Finding Acute Neurotoxicity Study in Rats with Technical Fosthiazate(IKI-1145): Ricerca, Inc., 1996年、未公表</p>										

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (5)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果 通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
5	他-055	トルフェンピ ラド	0.01(-)	トルフェンピ ラド(農業第 4版)	ADI : 0.0056 mg/kg体重/日	慢性毒性/発が ん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雄: 肝及び腎比重量増 加等 雌: 体重増加抑制 等 (発がん性は認めら れない)	NOAEL	0.56	100(種差10、個 体差10、-)	R2.11.24
				トルフェンピ ラド(農業第 4版)	ARfD : 0.01 mg/kg 体重	発生毒性試験	ラット	妊娠6~15日	強制経口 投与	母動物: 体重増加抑制 及び摂餌量減少	NOAEL	1	100(種差10、個 体差10、-)	
<p>トルフェンピラド投与による影響は、主に肝臓(肝細胞肥大等)及び腎臓(近位尿管上皮肥大等)に認められた。神経毒性、発がん性、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2世代繁殖試験において、妊娠期間延長等が認められた。各種試験結果から、農産物中のばく露評価対象物質をトルフェンピラド(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.56 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.0056 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、トルフェンピラドの単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の1 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.01 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>トルフェンピラドの安全性評価資料の追加提出(要望事項に対する回答資料)-2001年11月-: 日本農業株式会社、2001年、未公表;ラットを用いた混餌法による慢性毒性・発がん性併合試験(GLP対応): 三菱化学安全科学研究所、1999年、未公表;トルフェンピラドの安全性評価資料の追加提出(要望事項に対する回答資料)-2001年7月-: 日本農業株式会社、2001年、未公表;ラットを用いた催奇形性試験(GLP対応): (株)三菱化学安全科学研究所、1997年、未公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (6)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
6	他-059	バリダマイ シン	(-)	バリダマイ シン(農業)	ADI : 0.36 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発が ん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雄: 体重増加抑制、雌: 毒性所見なし(発がん 性は認められない)	NOAEL	36.8(バリダ マイシンA 換算)	100(種差10、個 体差10、-)	R2.9.29
					ARfD : 3.2 mg/kg 体重	亜急性毒性試験	イヌ	90日間	カプセル 経口投与	雌雄: 軟便	NOAEL	327(バリダ マイシンA 換算)	100(種差10、個 体差10、-)	
					<p>バリダマイシン投与による影響は、主に体重(増加抑制:ラット)、消化管(下痢及び軟便)に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。ウサギを用いた発生毒性試験において、母動物で著しい毒性影響がみられる用量で胎児に骨格異常及び外表異常が認められた。ラットでは催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物中のばく露評価対象物質をバリダマイシン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の40.4 mg/kg 体重/日(36.8 mg/kg 体重/日)であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.36 mg/kg 体重/日(バリダマイシンA換算)を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、バリダマイシンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験において得られた500 mg/kg 体重/日(327 mg/kg 体重/日)であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した3.2 mg/kg 体重(バリダマイシンA換算)を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農業抄録バリダマイシン(殺菌剤)(平成27年3月12日改訂):住友化学(株)、未公表;バリダマイシン原体のビーグル犬を用いた90日間反復経口投与試験(GLP対応):(株)ボゾリサーチ、2013年、未公表;農業抄録バリダマイシン(殺菌剤)(令和元年11月22日改訂):住友化学(株)、一部公表</p>									

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (7)

No	基準項目 等番号	項目名	水質基準 等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
7	他-061	ピメトロジン	0.03(-)	ピメトロジン (農薬第2版)	ADI: 0.013 mg/kg 体重/日	繁殖試験	ラット	2世代	混餌投与	親動物 雄: 肝細胞肥大 雌: 副腎絶対及び比重量 増加 児動物: 低体重等 (繁殖能に対する影響は認められない)	NOAEL	1.30	100(種差10、個 体差10、-)	R2.6.17
					ARfD: 0.1 mg/kg 体重	発生毒性試験	ウサギ	妊娠7~19日	強制経口 投与	母動物: 初期胚吸収、 体重増加抑制及び摂餌 量減少	NOAEL	10	100(種差10、個 体差10、-)	
					<p>ピメトロジン投与による影響は、主に肝臓、甲状腺及び血液に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性、発達神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、雌ラット及び雌雄マウスで肝腫瘍の発生増加が認められたが、遺伝毒性試験が全て陰性であったことから、肝腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をピメトロジン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2世代繁殖試験の1.30 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数100で除した0.013 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、ピメトロジンの単回投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量10 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>US EPA③: Pesticide Fact Sheet Pymetrozine (2000); Australia APVMA②: PYMETROZINE (2000); 農薬抄録「ピメトロジン」(殺虫剤) (平成22年1月20日改訂); シンジェンタジャパン株式会社、一部公表; US EPA②: Federal Register/Vol. 69, No. 111, 32346~32351(2004)</p>									

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (1)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理 日	評価結果 通知日	評価値 種類	
1	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.7.3	TWI	0.007
2	基-003	カドミウム(清涼飲料水)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.9.25	TWI	0.007
3	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.10.9	H21.10.15	TWI	0.007
4	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.2.9	H21.8.20	TWI	0.007
5	基-004	水銀(清涼飲料水)	7439-97-6	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0007:水銀として (非発がん影響)
6	基-005	セレン(清涼飲料水)	7782-49-2	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.004
7	基-007	食品中のヒ素	7440-38-2	化学・汚染	H15.7.3	H25.12.16	-	-
8	基-008	六価クロム化合物(清涼飲料水)	7440-47-3	化学・汚染	H15.7.3	H30.9.18	TDI	0.0011
9	基-008	六価クロム化合物(水道により供給される水)	7440-47-3	化学・汚染	R1.7.29	R1.8.6	TDI	0.0011
10	基-009	亜硝酸態窒素	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
11	基-010	シアン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H22.10.19	TDI	0.0045 (シアンイオンとして)
12	基-011	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-55-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	1.5
13	基-011	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
14	基-011	亜硝酸態窒素(水道により供給される水の 水質基準の設定)	14797-65-0	化学・汚染	H25.6.3	H25.7.22	TDI	0.015
15	基-012	フッ素(清涼飲料水)	7782-41-4	化学・汚染	H15.7.3	H24.12.17	TDI	0.05
16	基-013	ホウ素(清涼飲料水)	7440-42-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.096
17	基-014	四塩化炭素(清涼飲料水)	56-23-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.00071
18	基-015	1,4-ジオキサン(清涼飲料水)	123-91-1	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.016
19	基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-59-2	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017 (シストランスの和)
20	基-016	トランス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-60-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017 (シストランスの和)
21	基-016	1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体)(水道水)	540-59-0	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.017
22	基-017	ジクロロメタン(清涼飲料水)	75-09-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.006
23	基-018	テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	127-18-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.014
24	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.00146
25	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんリスク	$8.3 \times 10^{-3}$ (mg/kg 体重/日) <sup>-1</sup>
26	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	TDI	0.00146
27	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	発がんリスク	$8.3 \times 10^{-3}$ (mg/kg 体重/日) <sup>-1</sup>
28	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.018
29	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんリスク	$2.5 \times 10^{-2}$ (mg/kg 体重/日) <sup>-1</sup>
30	基-021	塩素酸(清涼飲料水)	7790-93-4	化学・汚染	H18.8.31	H19.3.15	TDI	0.030
31	基-022	クロロ酢酸(清涼飲料水)	79-11-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0035
32	基-022	クロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-11-8	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0035
33	基-023	クロロホルム(清涼飲料水)	67-66-3	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0129
34	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0125 (非発がん影響)
35	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0129 (発がん影響)
36	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	発がんリスク	$7.8 \times 10^{-3}$ (mg/kg 体重/日) <sup>-1</sup>
37	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0125 (非発がん影響)
38	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0129 (発がん影響)
39	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	発がんリスク	$7.8 \times 10^{-3}$ (mg/kg 体重/日) <sup>-1</sup>
40	基-025	ジブromクロロメタン(清涼飲料水)	124-48-1	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0214
41	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.011
42	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんリスク	$2.8 \times 10^{-2}$ (mg/kg 体重/日) <sup>-1</sup>
43	基-027	総トリハロメタン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	設定できない
44	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006 (発がん影響)
45	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006 (非発がん影響)

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (2)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理 日	評価結果 通知日	評価値 種類	
46	基-028	トリクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006 (発がん影響)
47	基-028	トリクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006 (非発がん影響)
48	基-029	ブロモジクロロメタン(清涼飲料水)	75-27-4	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0061
49	基-030	ブロモホルム(清涼飲料水)	75-25-2	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0179
50	基-031	ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	50-00-0	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.015
51	基-032	亜鉛(対象外物質)(動物薬)(清涼飲料水の規格基準の改正)(肥料・飼料等)	7440-66-6	動物薬、化学・汚染	H29.6.15	H30.2.13	-	健康を損なうおそれのないことが明らか
52	基-033	アルミニウム	7429-90-5	化学・汚染	H22.3.18	H29.12.19	耐容週間 摂取量 (アルミニウムとして)	硫酸アルミニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて、 2.1
53	基-034	鉄(清涼飲料水)	7439-89-6	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.25	-	影響を与える可能性は無視できる
54	基-035	銅(清涼飲料水)	7440-50-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	許容上限 摂取量	9mg/ヒト(成人)/日
55	基-036	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル-V注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
56	基-037	マンガン(清涼飲料水)	7439-96-5	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.18
57	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル-V注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
58	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル-V注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
59	基-039	プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤(カルチャーJ)及びプロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.5.13	H20.7.24	-	影響を与える可能性は無視できる
60	基-039	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル-V注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
61	基-039	カルシウム・マグネシウム等(硬度)(清涼飲料水の規格基準の改正)	-	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.9	-	影響を与える可能性は無視できる
62	基-046	食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(水道水中の有機物(全有機炭素(TOC)の量))	-	化学・汚染	H20.5.22			回答文書
63	目-001	アンチモン(清涼飲料水)	7440-36-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.006
64	目-002	ウラン(清涼飲料水)	7440-61-1	化学・汚染	H15.7.3	H24.1.12	TDI	0.0002
65	目-003	ニッケル(清涼飲料水)	7440-02-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.7.23	TDI	0.004
66	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.0375
67	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がん リスク	6.3×10 <sup>-2</sup> (mg/kg 体重/日) <sup>-1</sup>
68	目-008	トルエン(清涼飲料水)	108-88-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.149
69	目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(清涼飲料水の規格基準の改正)	117-81-7	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.03
70	目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	器具・容器包装	H21.12.14	H25.2.18	TDI	0.03

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (3)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARID:mg/kg 体重)
71	目-010	亜塩素酸(清涼飲料水)	1318-59-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
72	目-012	二酸化塩素(清涼飲料水)	10049-4-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
73	目-013	ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	3018-12-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0027
74	目-014	抱水クロラル(清涼飲料水)	302-17-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0045
75	目-016	塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	7782-50-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.136
76	目-020	1,1,1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	71-55-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.6
77	目-021	メチルtertブチルエーテル(清涼飲料水)	1634-04-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.143
78	目-029	1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	75-35-4	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.046
79	目-029	1,1-ジクロロエチレン(水道水)	75-35-4	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.046
80	検-002	バリウム(清涼飲料水)	7440-39-3	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.02
81	検-024	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	器具・容器包装	H21.12.14	H26.6.10	TDI	0.005
82	検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	器具・容器包装	H21.12.14	H27.4.7	TDI	0.2
83	検-037	アセトアルデヒド	75-07-0	添加物	H15.11.21	H17.7.21		安全性に懸念がない
84	対-001	1,3-ジクロロプロペン (D-D)(農薬)	542-75-6	農薬	H20.3.3	H25.2.18	ADI	0.02
85	対-001	1,3-ジクロロプロペン(農薬2版)	542-75-6	農薬	H27.2.24	H27.10.20	ADI ARID	0.02 0.2
86	対-001	1,3-ジクロロプロペン(農薬3版)	542-75-6	農薬	H29.3.15	H30.3.27	ADI ARID	0.02 0.2
87	対-001	1,3-ジクロロプロペン(農薬3版)	542-75-6	農薬	R1.9.5	R1.10.15	ADI ARID	0.02 0.2
88	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.2.23	H29.5.16	ADI ARID	0.0099 0.15
89	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.6.22	H29.5.16	ADI ARID	0.0099 0.15
90	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H25.6.12	H29.5.16	ADI ARID	0.0099 0.15
91	対-004	EPN(農薬2版)	2104-64-5	農薬	H28.5.11	H29.2.14	ADI ARID	0.0014 0.0066
92	対-004	EPN	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0014
93	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H20.10.16	ADI	0.0014
94	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H20.2.5	H20.11.27	ADI	0.0014
95	対-005	MCPA(農薬)	94-74-6	農薬	H22.2.16	H23.6.16	ADI	0.0019
96	対-005	MCPA(農薬2版)	94-74-6	農薬	H26.3.25	H26.7.29	ADI	0.0019
97	対-006	アシュラム(農薬)	3337-71-1	農薬	H25.8.20	H26.10.21	ADI ARID	0.36 3
98	対-007	アセフェート(農薬)	30560-19-1	農薬	H20.7.8	H22.7.22	ADI	0.0024
99	対-007	アセフェート(農薬2版)	30560-19-1	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0024
100	対-007	アセフェート(農薬3版)	30560-19-1	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARID	0.0024 0.1
101	対-009	アニロホス	64249-01-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
102	対-010	アミトラス(農薬・動物薬)	33089-61-1	農薬	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
103	対-010	アミトラス(農薬・動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
104	対-010	アミトラスを有効成分とするみつぶちの寄生虫駆除剤(アピバール)(動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
105	対-011	アラクロール(農薬)	15972-60-8	農薬	H20.4.1	H23.8.25	ADI	0.01
106	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H25.1.30	H25.3.18	ADI	0.01
107	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H24.1.23	H25.3.18	ADI	0.01
108	対-012	イソキサチオン(農薬)	18854-01-8	農薬	H23.6.10	H28.2.23	ADI ARID	0.002 0.003
109	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬4版)	50512-35-1	農薬	H30.3.7	H30.8.28	ADI ARID	ADI:0.1 ARID: ・0.5(一般の集団) ・0.12(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
110	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	農薬	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
111	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	農薬	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
112	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
113	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	動物用医薬品	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
114	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	動物用医薬品	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
115	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	動物用医薬品	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
116	対-016	イプロバンホス(農薬)	26087-47-8	農薬	H19.12.18	H21.4.23	ADI	0.035
117	対-017	イミノタジン(農薬)	169202-06-6	農薬	H22.1.25	R1.6.4	ADI ARID	0.0023 0.053(イミノタジン換算値)
118	対-018	インダノファン(農薬)	133220-30-1	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0035
119	対-018	インダノファン(農薬2版)	133220-30-1	農薬	H22.1.5	H22.9.9	ADI	0.0035

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (4)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARID:mg/kg 体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理 日	評価結果 通知日	評価値 種類	
120	対-019	エスプロカルフ(農薬)	85785-20-2	農薬	H19.9.13	H20.1.17	ADI	0.01
121	対-019	エスプロカルフ(農薬2版)	85785-20-2	農薬	H21.1.20	H21.5.14	ADI	0.01
122	対-019	エスプロカルフ(農薬3版)	85785-20-2	農薬	H23.6.10	H24.2.23	ADI	0.01
123	対-020	エトフェンプロックス(農薬)	80844-07-1	農薬	H21.2.17	H21.11.19	ADI	0.031
124	対-020	エトフェンプロックス(農薬2版)	80844-07-1	農薬	H25.6.12	H25.8.5	ADI	0.031
125	対-020	エトフェンプロックス(農薬3版)	80844-07-1	農薬	H27.1.13	H27.6.9	ADI ARID	0.031 1
126	対-020	エトフェンプロックス(農薬4版)	80844-07-1	農薬	H29.1.25	H29.4.25	ADI ARID	0.031 1
127	対-020	エトフェンプロックス(農薬5版)	80844-07-1	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARID	0.031 1
128	対-022	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0090
129	対-022	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H20.6.3	H20.8.21	ADI	0.0091
130	対-023	オキシ銅(農薬)	10380-28-6	農薬	H24.8.21	H25.4.22	ADI	0.01
131	対-024	オリサストロビン(農薬)	248583-16-1	農薬	H16.2.3	H17.12.8	ADI	0.052
132	対-024	オリサストロビン(農薬2版)	248583-16-1	農薬	H20.1.11	H20.3.27	ADI	0.052
133	対-025	カズサホス(農薬)	95465-99-9	農薬	H16.10.5	H17.6.30	ADI	0.00025
134	対-025	カズサホス(農薬2版)	95465-99-9	農薬	H18.7.18	H19.2.22	ADI	0.00025
135	対-025	カズサホス(農薬3版)	95465-99-9	農薬	H20.3.3	H20.7.3	ADI	0.00025
136	対-025	カズサホス(農薬4版)	95465-99-9	農薬	H28.11.14	H29.5.23	ADI ARID	0.00025 0.005
137	対-026	カフェンストール(農薬)	125306-83-4	農薬	H19.8.6	H20.2.21	ADI	0.003
138	対-027	カルタップ(農薬)	15263-53-3	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARID	0.03 0.1
139	対-028	カルバリル(NAC)(農薬・動物用医薬品)	63-25-2	農薬・動物用医薬品	H24.9.18	H30.9.4	ADI ARID	0.0073 0.01
140	除外農薬	カルプロバミド(農薬)	104030-54-8	農薬	H19.8.28	H19.12.13	ADI	0.014
141	対-029	カルボフラン(農薬)	1563-66-2	農薬	H24.1.23	R2.2.4	ADI ARID	0.00015 0.00015
142	対-031	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H19.6.26	H29.3.7	ADI ARID	ADI:0.1 ARID: ・3(一般の集団) ・0.3(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
143	対-031	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H21.12.14	H29.3.7	ADI ARID	ADI:0.1 ARID: ・3(一般の集団) ・0.3(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
144	対-031	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H24.1.23	H29.3.7	ADI ARID	ADI:0.1 ARID: ・3(一般の集団) ・0.3(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
145	対-031	キャプタン(農薬第2版)	133-06-2	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARID	ADI:0.1 ARID: ・3(一般の集団) ・0.3(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
146	対-031	キャプタン(農薬第3版)	133-06-2	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARID	ADI:0.1 ARID: ・3(一般の集団) ・0.3(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
147	対-032	クミロン(農薬)	99485-76-4	農薬	H19.6.5	H19.8.9	ADI	0.01
148	対-033	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.2.16	H28.7.12	ADI	1
149	対-033	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.6.22	H28.7.12	ADI	1
150	対-033	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシMZHGOJG系統(飼料用)	1071-83-6	遺伝子組換え食品等	H29.2.24	H29.7.4	-	当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題は無い、ヒトの健康を損なうおそれはない
151	対-034	グルホシネート(農薬)	77182-82-2	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.021
152	対-034	グルホシネートP(農薬)	70033-13-5	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.0091
153	対-034	グルホシネート(農薬2版)	77182-82-2	農薬	H23.11.18	H24.3.8	ADI	0.0091
154	対-034	グルホシネート(農薬3版)	77182-82-2	農薬	H25.6.12	H25.7.29	ADI	0.0091
155	対-035	クロメプロップ(農薬)	84496-56-0	農薬	H20.10.7	H21.7.23	ADI	0.0062
156	対-037	クローピロホス	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H15.9.18	ADI	0.01(詳細不明)
157	対-037	クローピロホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H19.3.22	ADI	0.001
158	対-037	クローピロホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H16.11.2	H19.3.22	ADI	0.001
159	対-037	クローピロホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H18.7.18	H19.3.22	ADI	0.001
160	対-037	クローピロホス(農薬2版)	2921-88-2	農薬	H21.10.26	H22.11.4	ADI	0.001

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (5)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARID:mg/kg 体重)
161	対-037	クロルピリホス(農薬3版)	2921-88-2	農薬	H22.8.12	H23.6.2	ADI	0.001
162	対-037	クロルピリホス(農薬4版)	2921-88-2	農薬	H29.7.21	H30.7.24	ADI ARID	0.001 0.1
163	対-038	クロロタロニル(TPN)(農薬)	1897-45-6	農薬	H23.9.22	H30.3.27	ADI ARID	ADI(①クロロタロニル: 0.018 ②代謝物: 0.0083) ARID(①クロロ タロニル:0.6 ②代謝物: 0.025)
164	対-038	クロロタロニル(TPN)(農薬)	1897-45-6	農薬	H29.7.21	H30.3.27	ADI ARID	ADI(①クロロタロニル: 0.018 ②代謝物: 0.0083) ARID(①クロロ タロニル:0.6 ②代謝物: 0.025)
165	対-039	シアナジン(農薬)	21725-46-2	農薬	H28.10.18 H24.7.18	H29.2.28	ADI ARID	0.00053 0.045
166	対-040	シアノホス(CYAP)	2636-26-2	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARID	0.001 0.01
167	対-042	ジクロベニル(農薬)	1194-65-6	農薬	H22.9.27	H26.7.1	ADI	0.01
168	対-044	ジクワット(農薬)	85-00-7	農薬	H31.1.23	R1.10.8	ADI ARID	0.0058 0.75(ジクワットイオン換 算値)
169	対-047	ジチオビル(農薬)	97886-45-8	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0036
170	対-050	ジメタトリン(農薬)	22936-75-0	農薬	H19.10.30	H23.12.22	ADI	0.0094
171	対-053	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H20.8.18	H26.8.19	ADI	0.001
172	対-053	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H24.1.23	H26.8.19	ADI	0.001
173	対-053	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
174	対-053	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	動物用医薬品	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
175	対-053	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H29.5.24	H29.12.12	ADI ARID	0.001 0.025
176	対-054	ダイムロン(農薬)	412928-75-7	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.3
177	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:ダゾメット(農薬)	533-74-4	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARID	0.004 0.028
178	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メタム(農薬)	39680-90-5 (メタムアンモニウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARID	0.005 0.03
179	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メタム(農薬)	137-42-8 (メタムナトリウム塩) 137-41-7 (メタムカリウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARID	0.0075 0.021
180	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メチルイソチオシアネート(農薬)	556-61-6	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARID	0.004 0.1
181	対-055	ダゾメット(農薬2版)	533-74-4	農薬	R1.5.23	R1.8.27	ADI ARID	0.004 0.028
182	対-056	チアジニル(農薬)	223580-51-6	農薬	H19.7.17	H19.10.25	ADI	0.04
183	対-056	チアジニル(農薬2版)	223580-51-6	農薬	R2.2.13	R2.9.15	ADI ARID	0.04 1.5
184	対-060	チオベンカルブ(農薬)	28249-77-6	農薬	H19.8.6	H19.12.13	ADI	0.009
185	対-060	チオベンカルブ(農薬2版)	28249-77-6	農薬	H21.10.27	H22.8.5	ADI	0.009
186	対-065	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H22.6.22	H26.1.20	ADI	0.05
187	対-065	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H21.10.27	H26.1.20	ADI	0.05
188	対-066	トリフルラリン(農薬)	1582-09-8	農薬	H21.3.24	H24.1.26	ADI	0.024
189	対-069	ピペロホス	24151-93-7	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
190	対-070	ピラクロニル(農薬)	158353-15-2	農薬	H18.1.16	H19.8.2	ADI	0.0044
191	対-070	ピラクロニル(農薬2版)	158353-15-2	農薬	H22.6.18	H23.6.2	ADI	0.0044
192	対-073	ピリダフェンチオン	119-12-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
193	対-074	ピリプチカルブ(農薬)	88678-67-5	農薬	H19.8.6	H20.9.11	ADI	0.0088
194	対-075	ピロキロン(農薬)	57369-32-1	農薬	H19.11.27	H27.6.9	ADI ARID	0.019 0.2
195	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.14	H26.1.20	ADI	0.00019
196	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
197	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	動物用医薬品	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
198	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬2版)	120068-37-3	農薬	H27.10.13	H28.4.5	ADI ARID	0.00019 0.02
199	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
200	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (6)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
201	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H24.3.26	H26.6.3	ADI	0.0049
202	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H29.1.25	H29.8.22	ADI ARfD	0.0049 0.036
203	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	動物用医薬品	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
204	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	動物用医薬品	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
205	対-078	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
206	対-078	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
207	対-078	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
208	対-078	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.24	H25.9.9	ADI	0.013
209	対-078	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
210	対-078	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
211	対-079	フェリムゾン(農薬)	89269-64-7	農薬	H20.2.5	H20.11.13	ADI	0.019
212	対-079	フェリムゾン(農薬2版)	89269-64-7	農薬	H23.6.10	H24.2.2	ADI	0.019
213	対-080	フェンチオン(農薬)	55-38-9	農薬	H21.1.20	H22.4.8	ADI	0.0023
214	対-080	フェンチオン(農薬2版)	55-38-9	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0023
215	対-081	フェントエート(農薬)	2597-03-7	農薬	H21.6.9	H23.10.6	ADI	0.0029
216	対-081	フェントエート(農薬2版)	2597-03-7	農薬	H24.7.18	H25.1.21	ADI	0.0029
217	対-082	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0052
218	対-082	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H20.2.5	H20.12.4	ADI	0.0052
219	対-084	ブタクロール(農薬)	23184-66-9	農薬	H19.10.12	H23.8.25	ADI	0.01
220	対-085	ブタミノス(農薬)	36335-67-8	農薬	H20.4.1	H21.2.12	ADI	0.008
221	対-086	ブプロフェジン(農薬)	69327-76-0	農薬	H19.8.21	H20.5.15	ADI	0.009
222	対-086	ブプロフェジン(農薬2版)	69327-76-0	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.009
223	対-086	ブプロフェジン(農薬4版)	69327-76-0	農薬	H28.5.11	H28.12.13	ADI ARfD	0.009 0.5
224	対-086	ブプロフェジン(農薬3版)	69327-76-0	農薬	H31.3.19	R1.6.18	ADI ARfD	0.009 0.5
225	対-087	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.01
226	対-087	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H18.9.4	H25.11.11	ADI	0.01
227	対-087	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H19.2.27	H25.11.11	ADI	0.01
228	対-087	フルアジナム(農薬2版)	79622-59-6	農薬	H30.10.10	H31.2.5	ADI ARfD	ADI:0.01 ARfD: ・0.5(一般の集団) ・0.02(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
229	対-088	プレチラクロール(農薬)	51218-49-6	農薬	H19.9.25	H20.10.9	ADI	0.018
230	対-089	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H23.1.24	H26.1.20	ADI	0.035
231	対-089	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H28.10.18	H29.5.30	ADI ARfD	ADI:0.035 ARfD: ・0.3(一般の集団) ・0.035(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
232	対-089	プロシミドン(農薬3版)	32809-16-8	農薬	H28.10.18	H29.5.30	ADI ARfD	ADI:0.035 ARfD: ・0.3(一般の集団) ・0.035(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
233	対-090	プロチオホス(農薬)	34643-46-4	農薬	H25.6.12	H30.10.23	ADI ARfD	0.0027 0.05
234	対-090	プロチオホス(農薬)	34643-46-4	農薬	H30.5.17	H30.10.23	ADI ARfD	0.0027 0.05
235	対-091	プロビコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H22.11.12	H26.4.8	ADI	0.019
236	対-091	プロビコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H23.6.10	H26.4.8	ADI	0.019
237	対-091	プロビコナゾール(農薬2版)	60207-90-1	農薬、添加物	H28.12.14	H29.7.4	ADI ARfD	0.019 0.3
238	対-092	プロビザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H23.3.25	H26.1.20	ADI	0.019
239	対-092	プロビザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H22.3.23	H26.1.20	ADI	0.019
240	対-093	プロベナゾール(農薬)	27605-76-1	農薬	H22.8.12	H30.3.27	ADI ARfD	0.01 2

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (7)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理 日	評価結果 通知日	評価値 種類	
241	対-094	プロモプチド(農薬)	74712-19-9	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.04
242	対-096	ベンシクロン(農薬)	66063-05-6	農薬	H19.9.13	H20.10.16	ADI	0.053
243	対-097	ベンゾピシクロン(農薬)	156963-66-5	農薬	H19.3.6	H20.3.13	ADI	0.034
244	対-098	ベンゾフェナップ(農薬)	82692-44-2	農薬	H22.9.13	H27.8.18	ADI	0.002
245	対-100	ペンディメタリン(農薬)	40487-42-1	農薬	H20.6.3	H22.10.7	ADI	0.12
246	対-100	ペンディメタリン(農薬2版)	40487-42-1	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.12
247	対-101	ベンフラカルブ(農薬)	82560-54-1	農薬	H23.2.10	R2.2.4	ADI ARfD	0.0089 0.0092
248	対-102	ベンフルラリン(農薬)	1861-40-1	農薬	H20.3.25	H22.10.14	ADI	0.005
249	対-103	ベンフレセート(農薬)	68505-69-1	農薬	H19.10.12	H20.4.24	ADI	0.026
250	対-104	ホスチアゼート(農薬)	98886-44-3	農薬	H24.7.18	R2.12.15	ADI ARfD	ADI:0.002 ARfD: ・0.007(一般の集団) ・0.002(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
251	対-105	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.3.25	H26.5.13	ADI ARfD	0.29 1.5
252	対-105	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.4.25	H26.5.13	ADI ARfD	0.29 1.5
253	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬)	57837-19-1	農薬	H19.5.22	H21.3.5	ADI	0.022
254	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬2版)	57837-19-1	農薬	H22.9.13	H23.7.7	ADI	0.022
255	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬3版)	57837-19-1	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.022
256	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬4版)	57837-19-1	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARfD	0.08 0.5
257	対-110	トミノストロピン(農薬)	133408-50-1	農薬	H20.12.9	H22.3.4	ADI	0.016
258	対-112	メフェナセート(農薬)	73250-68-7	農薬	H19.9.25	H20.3.13	ADI	0.007
259	対-113	メプロニル(農薬)	55814-41-0	農薬	H20.4.1	H21.12.17	ADI	0.05
260	要-001	アセタミプリド(農薬)	135410-20-7	農薬	H20.2.12	H20.8.29	ADI	0.071
261	要-001	アセタミプリド(農薬2版)	135410-20-7	農薬	H22.8.12	H23.6.9	ADI	0.071
262	要-001	アセタミプリド(農薬3版)	135410-20-7	農薬	H26.7.2	H26.12.16	ADI ARfD	0.071 0.1
263	要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	農薬	H15.10.31	H16.1.15		製剤関連
264	要-002	イミダクロプリド(農薬)	138261-41-3	農薬	H19.2.27	H19.6.14	ADI	0.057
265	要-002	イミダクロプリド(農薬2版)	138261-41-3	農薬	H21.10.26	H22.9.9	ADI	0.057
266	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARfD	0.057 0.1
267	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARfD	0.057 0.1
268	要-005	エチプロール(農薬)	181587-01-9	農薬	H15.10.29	H16.7.22	ADI	0.005
269	要-005	エチプロール(農薬2版)	181587-01-9	農薬	H19.12.4	H20.2.28	ADI	0.005
270	要-005	エチプロール(農薬3版)	181587-01-9	農薬	H21.12.4	H22.7.22	ADI	0.005
271	要-005	エチプロール(農薬4版)	181587-01-9	農薬	H25.12.10	H26.3.24	ADI	0.005
272	要-006	クロロピクリン(クロロピクリン)(農薬)		農薬	H29.6.15	未通知		
273	要-007	テブコナゾール(農薬)	107534-96-3	農薬	H19.2.27	H19.7.5	ADI	0.029
274	要-007	テブコナゾール(農薬2版)	107534-96-3	農薬	H23.2.10	H23.9.8	ADI	0.029
275	要-007	テブコナゾール(農薬3版)	107534-96-3	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.029
276	要-007	テブコナゾール(農薬4版)	107534-96-3	農薬	H27.2.16	H27.9.8	ADI ARfD	0.029 0.3
277	要-007	テブコナゾール(農薬4版)	107534-96-3	農薬	R1.6.19	R1.10.1	ADI ARfD	0.029 0.3
278	要-012	プロマシル(農薬)	314-40-9	農薬	H25.6.12	H28.5.17	ADI ARfD	0.019 0.2
279	要-013	ペントキサゾン(農薬)	110956-75-7	農薬	H18.5.23	H21.10.22	ADI	0.23
280	要-014	ホサロン(農薬)	2310-17-0	農薬	H23.1.24	H26.3.10	ADI	0.002
281	要-015	メタアルデヒド(農薬5版)	108-62-3	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARfD	0.022 0.3
282	要-015	メタアルデヒド(農薬4版)	108-62-3	農薬	H25.6.12	H25.12.2	ADI	0.022
283	要-015	メタアルデヒド(農薬3版)	108-62-3	農薬	H22.9.13	H23.6.23	ADI	0.022
284	要-015	メタアルデヒド(農薬2版)	108-62-3	農薬	H20.12.9	H21.2.5	ADI	0.022
285	要-015	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H18.7.18	H19.7.19	ADI	0.022
286	要-015	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H15.12.26	H19.7.19	ADI	0.022
287	要-015	トラクロール(農薬)	51218-45-2	農薬	H20.6.17	H21.7.30	ADI	0.097
288	他-004	MCPBエチル(農薬)	10443-70-6	農薬	H26.3.25	H30.9.4	ADI ARfD	0.012 0.2
289	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H26.7.2	H27.3.24	ADI ARfD	0.077 0.5
290	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H23.10.11	H27.3.24	ADI ARfD	0.077 0.5
291	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H29.10.26	H30.2.13	ADI ARfD	0.077 0.5

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (8)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARID:mg/kg 体重)
292	他-006	アジメスルフロン(農薬)	120162-55-2	農薬	H19.4.10	H21.4.9	ADI	0.095
293	他-007	アミトロール(農薬)	61-82-5	農薬	H19.10.30	H22.10.7	ADI	0.0012
294	他-008	アトリン(農薬)	834-12-8	農薬	H19.3.6	H19.9.13	ADI	0.072
295	他-012	エトキシスルフロン(農薬)	126801-58-9	農薬	H22.9.27	H25.10.21	ADI	0.056
296	他-013	エトベンザニド(農薬)	79540-50-4	農薬	H19.8.6	H26.1.20	ADI	0.044
297	他-014	エンドタール(農薬)	145-73-3	農薬	H29.3.22	H29.3.28		回答文書
298	他-015	オキサジアルギル(農薬)	39807-15-3	農薬	H15.11.17	H19.10.11	ADI	0.008
299	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	農薬	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
300	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬3版)	14698-29-4	農薬	H25.8.20	H25.11.11	ADI	0.021
301	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H19.12.25	H20.7.24	ADI	0.021
302	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
303	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	動物用医薬品	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
304	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	動物用医薬品	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
305	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬4版)	14698-29-4	農薬	H31.3.19	R1.8.27	ADI ARID	0.021 0.06
306	他-018	キサロホップエチル(農薬)	76578-14-8	農薬	H19.8.6	H21.10.22	ADI	0.009
307	他-018	キサロホップエチル(農薬2版)	76578-14-8	農薬	H25.11.14	H26.4.8	ADI	0.009
308	他-019	クロチアニジン(農薬)	210880-92-5	農薬	H16.10.5	H17.1.27	ADI	0.097
309	他-019	クロチアニジン(農薬2版)	210880-92-5	農薬	H18.7.18	H18.12.7	ADI	0.097
310	他-019	クロチアニジン(農薬3版)	210880-92-5	農薬	H20.1.11	H20.2.28	ADI	0.097
311	他-019	クロチアニジン(農薬4版)	210880-92-5	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.097
312	他-019	クロチアニジン(農薬5版)	210880-92-5	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.097
313	他-019	クロチアニジン(農薬6版)	210880-92-5	農薬	H26.4.7	H26.10.7	ADI ARID	0.097 0.6
314	他-020	クロマフェノジド(農薬)	143807-66-3	農薬	H19.4.10	H19.10.18	ADI	0.27
315	他-020	クロマフェノジド(農薬2版)	143807-66-3	農薬	H23.11.18	H24.5.24	ADI	0.27
316	他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	97-17-6	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
317	他-025	シクロプロトリン(農薬)	63935-38-6	農薬	H22.1.25	H27.2.3	ADI	0.085
318	他-027	ジクロプロロップ	120-36-5	農薬	H25.3.12	H29.7.4	ADI ARID	0.036 0.3
319	他-029	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H19.8.6	H22.6.17	ADI	0.01
320	他-029	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H29.8.31	H30.12.4	ADI ARID	0.01 0.1
321	他-030	シノスルフロン	94593-91-6	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
322	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬5版)	165252-70-0	農薬	H25.8.20	H25.12.2	ADI	0.22
323	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬6版)	165252-70-0	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARID	0.22 1.2
324	他-031	ジノテフラン(農薬)	165252-70-0	農薬	H16.4.28	H17.6.16	ADI	0.22
325	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	農薬	H18.9.4	H19.7.26	ADI	0.22
326	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	農薬	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
327	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
328	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
329	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	動物用医薬品	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
330	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	動物用医薬品	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
331	他-031	ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エクスビード)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
332	他-032	ジフェノコナゾール(農薬)	119446-68-3	農薬	H22.9.27	H24.10.15	ADI	0.0096
333	他-032	ジフェノコナゾール(農薬2版)	119446-68-3	農薬	H26.9.9	H27.3.3	ADI ARID	0.0096 0.25
334	他-032	ジフェノコナゾール(農薬3版)	119446-68-3	農薬	H28.12.14	H29.2.28	ADI ARID	0.0096 0.25
335	他-032	ジフェノコナゾール(農薬4版)	119446-68-3	農薬	H30.4.18	H30.5.22	ADI ARID	0.0096 0.25
336	他-032	ジフェノコナゾール(農薬・添加物5版)	119446-68-3	農薬	H31.2.20	R1.6.18	ADI ARID	0.0096 0.25
337	他-034	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	農薬	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
338	他-034	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	動物用医薬品	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
339	他-036	シプロジニル(農薬)	121552-61-2	農薬	H22.9.13	H24.9.24	ADI	0.027
340	他-037	シベルメリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	農薬	H25.12.10	H30.2.13	ADI ARID	0.022 0.04
341	他-037	シベルメリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	動物用医薬品	H25.12.10	H30.2.13	ADI ARID	0.022 0.04
342	他-037	シベルメリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	農薬	H29.1.25	H30.2.13	ADI ARID	0.022 0.04
343	他-037	シベルメリン(農薬・動物用医薬品第2版)	52315-07-8	農薬	H30.3.7	H30.3.27	ADI ARID	0.022 0.04
344	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H19.6.5	H19.8.23	ADI	0.0085
345	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H20.10.17	H21.3.12	ADI	0.0085
346	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H23.3.25	H24.2.9	ADI	0.0085
347	他-038	シメコナゾール(農薬4版)	149508-90-7	農薬	H24.7.18	H24.11.12	ADI	0.0085

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (9)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理 日	評価結果 通知日	評価値 種類	
348	他-038	シメコナゾール(農薬5版)	149508-90-7	農薬	H27.10.13	H28.2.23	ADI ARfD	ADI:0.0085 ARfD: ・0.2 (一般の集団) ・0.09 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
349	他-038	シメコナゾール(農薬6版)	149508-90-7	農薬	H30.4.18	H30.5.22	ADI ARfD	ADI:0.0085 ARfD: ・0.2 (一般の集団) ・0.09 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
350	他-040	ジメピペレート	61432-55-1	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
351	他-041	シラフルオフェン(農薬)	105024-66-6	農薬	H19.10.12	H20.1.17	ADI	0.11
352	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H16.12.24	H22.4.8	ADI	0.024
353	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
354	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H29.5.24	H30.1.23		
355	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
356	他-043	スピノサド【残留基準の設定】(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H17.12.19	H22.4.8	ADI	0.024
357	他-043	スピノサド【残留基準の設定】(農薬・動物薬2版)	168316-95-8	動物用医薬品	H26.10.24	H27.2.17	ADI	0.024
358	他-044	セトキシジム(農薬)	74051-80-2	農薬	H23.10.11	H30.12.4	ADI ARfD	0.088 1.8
359	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H22.11.12	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
360	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H23.3.25	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
361	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H23.10.11	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
362	他-046	チアトキサム(農薬)	153719-23-4	農薬	H18.7.18	H20.4.3	ADI	0.018
363	他-046	チアトキサム(農薬2版)	153719-23-4	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.018
364	他-046	チアトキサム(農薬3版)	153719-23-4	農薬	H27.1.13	H27.7.28	ADI ARfD	0.018 0.5
365	他-047	チオシクラム(農薬)	31895-21-3	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARfD	0.021 0.1
366	他-048	チフルザミド(農薬)	130000-40-7	農薬	H22.8.12	H24.10.1	ADI	0.014
367	他-048	チフルザミド(農薬2版)	130000-40-7	農薬	H27.8.5	H28.1.26	ADI ARfD	0.014 0.25
368	他-048	チフルザミド(農薬3版)	130000-40-7	農薬	H31.3.19	R1.6.18	ADI ARfD	0.014 0.25
369	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H24.8.21	H27.8.18	ADI ARfD	0.004 0.05
370	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H20.7.8	H27.8.18	ADI ARfD	0.004 0.05
371	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI ARfD	0.004 0.05
372	他-051	テトラコナゾール(農薬2版)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI ARfD	0.004 0.05
373	他-052	テブフェノジド(農薬)	112410-23-8	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.016
374	他-052	テブフェノジド(農薬2版)	112410-23-8	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI	0.016
375	他-053	トリネキサパックエチル	95266-40-3	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0059
376	他-053	トリネキサパックエチル(農薬)	95266-40-3	農薬	H19.6.26	H21.10.22	ADI	0.0059
377	他-054	トリフルミゾール(農薬)	68694-11-1	農薬	H22.9.27	H25.11.11	ADI	0.015
378	他-054	トリフルミゾール(農薬2版)	68694-11-1	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI ARfD	0.015 0.25
379	他-054	トリフルミゾール(農薬3版)	68694-11-1	農薬	H30.1.24	H30.3.27	ADI ARfD	0.015 0.25
380	他-055	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H16.7.12	H16.10.7	ADI	0.0056

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (10)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
381	他-055	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H19.2.27	H19.5.31	ADI	0.0056
382	他-055	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H22.2.23	H23.2.10	ADI	0.0056
383	他-055	トルフェンピラド(農薬4版)	129558-76-5	農薬	R2.7.28	H23.2.10	ADI ARfD	0.0056 0.01
384	他-056	ナブロアニリド	52570-16-8	農薬	H24.2.24	R2.11.24		回答文書
385	他-057	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H25.12.20	H28.5.17	ADI ARfD	0.53 0.6
386	他-057	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H27.10.13	H28.5.17	ADI ARfD	0.53 0.6
387	他-058	バクプロトラゾール(農薬)	76738-62-0	農薬	H19.12.4	H21.4.2	ADI	0.02
388	他-058	バクプロトラゾール(農薬2版)	76738-62-0	農薬	H28.2.9	H28.9.6	ADI ARfD	0.02 0.3
389	他-059	バリダマイシン(農薬)	37248-47-8	農薬	H28.3.23	R2.9.29	ADI ARfD	0.36 3.2
390	他-061	ビメロジン(農薬)	123312-89-0	農薬	H20.3.25	H22.9.9	ADI	0.013
391	他-061	ビメロジン(農薬2版)	123312-89-0	農薬	R1.12.18	R2.6.17	ADI ARfD	0.013 0.1
392	他-062	ピラズスルフロニエチル(農薬)	93697-74-6	農薬	H22.3.23	H26.5.20	ADI	0.01
393	他-063	ピリミノバックメチル(農薬)	136191-64-5	農薬	H19.11.12	H22.4.1	ADI	0.02
394	他-065	ビレトリン	121-29-9	農薬	H29.4.19	未通知		
395	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
396	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
397	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	動物用医薬品	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
398	他-069	フラメビル(農薬)	123572-88-3	農薬	H21.1.20	H23.11.17	ADI	0.007
399	他-069	フラメビル(農薬第2版)	123572-88-3	農薬	H30.8.8	H31.2.5	ADI ARfD	0.007 0.3
400	他-070	フルアジホップ(農薬)	83066-88-0	農薬	H25.8.20	H27.7.7	ADI ARfD	0.0044 0.02
401	他-070	フルアジホップ(農薬2版)	83066-88-0	農薬	H30.1.24	H30.3.6	ADI ARfD	0.0044 0.02
402	他-071	プロバニル(農薬)	709-98-8	農薬	H30.5.17	H30.12.4	ADI ARfD	0.016 0.57
403	他-072	プロバホス	7292-16-2	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
404	他-073	プロバルギット又はBPPS(農薬)	2312-35-8	農薬	H19.3.6	H24.10.29	ADI	0.0098
405	他-076	プロメリン(農薬)	7287-19-6	農薬	H25.1.30	H27.9.8	ADI ARfD	0.03 1.5
406	他-077	ベルメリン(農薬・動物薬)	52645-53-1	農薬	H30.4.18	R1.5.21	ADI ARfD	0.05 0.5
407	他-078	ベンスルタップ(農薬)	17606-31-4	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARfD	0.025 0.3
408	他-079	ベンダイオカルブ(農薬)	22781-23-3	農薬	H20.3.11	H21.8.27	ADI	0.0035
409	他-081	ボスカリド(農薬)	188425-85-6	農薬	H15.11.17	H16.5.20	ADI	0.044
410	他-081	ボスカリド(農薬2版)	188425-85-6	農薬	H18.7.18	H18.10.26	ADI	0.044
411	他-081	ボスカリド(農薬3版)	188425-85-6	農薬	H20.12.19	H21.3.19	ADI	0.044
412	他-081	ボスカリド(農薬4版)	188425-85-6	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.044
413	他-081	ボスカリド(農薬5版)	188425-85-6	農薬	H28.5.11	H28.9.27	ADI ARfD	0.044 3
414	他-083	メタミドホス(農薬)	10265-92-6	農薬	H20.2.12	H20.5.1	ADI	0.0006
415	他-083	メタミドホス(農薬2版)	10265-92-6	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARfD	0.00056 0.3

\*網掛け: R2年度追加

注: 化学・汚染: 化学物質・汚染物質

## 6-2. 海外諸国・機関における基準値等の整理

### 6-2-1. 基準値等の更新

令和元年度調査業務において調査された（表 6-4）を対象に、基準値等の改訂の動向を調査した。なお、過年度調査業務と同様に収集の対象は主に消毒薬、消毒副生成物質、有機物質、無機物質とし、微生物、放射性物質、官能性にかかわる項目（色、臭気、味）は除いた。海外諸国・機関の更新状況を整理した。

国内外の基準値等のまとめを、表 6-5～6-10 に示す。網掛けは R2 年度に更新した内容である。

表 6-4 基準値・目標値等の調査対象とする国・機関

国・機関		調査対象規則等
1	米国	National Primary Drinking Water Regulations: NPDWRs
		National Secondary Drinking Water Regulations: NSDWRs
		Drinking Water Contaminant Candidate List (CCL) and Regulatory Determination: Contaminant Candidate List 5 (CCL 5)
2	欧州	Drinking Water Parameters: Microbiological, Chemical and Indicator Parameters in the 2014 Drinking Water Regulations 2014
		TEXTS ADOPTED Provisional edition P8.TA-PROV(2019)0320
3	カナダ	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality – Summary Table:September 2020
4	豪州	Australian Drinking Water Guidelines 6 2011: Version 3.5 Updated May 2019
5	韓国	飲料水水質基準解説書 2017 - 飲料水水質基準及び検査周期 (먹는물 수질기준 및 검사주기)
6	中国	中華人民共和国国家标准 GB 5749-2006「生活飲用水衛生標準」
7	WHO	Guidelines for Drinking-Water Quality: Fourth edition incorporating the first addendum (2017)

#### 1) 米国

EPA（米国環境保護庁）は、2018年10月4日、5番目の汚染物質候補リスト（CCL5: Contaminant Candidate List）検討のために、化学物質、微生物、又は他材料のノミネートを求めている。一般市民は、CCL5に関する連邦登録通知の指示に従って汚染物質をノミネートできる。ノミネートの締め切りは2018年12月4日。CCLは汚染物質のリストで、NPDWR（National Primary Drinking Water Regulations）の対象ではないが、公共用水システムでの発生が知られている、又は予想される汚染物質である。CCLリストの汚染物質は、SDWA（Safe Drinking Water Act）に基づき将来の規制を必要とする場合がある。

#### 2) 欧州

Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the quality of water intended for human consumption (recast) (1.2.2018)（人の消費を目的とした水質に関する欧州議会及び理事会の指令の提案（改訂版）（1.2.2018））に基づき、TEXTS

ADOPTED Provisional edition P8\_TA-PROV (2019)0320 European Parliament legislative resolution of 28 March 2019 on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on the quality of water intended for human consumption (recast) (COM(2017)0753 - C8-0019/2018 -2017/0332(COD)) (欧州議会及び人の消費を目的とした水質に関する理事会の指令の提案に関する 2019 年 3 月 28 日の欧州議会の立法決議 (改訂)) が暫定版として公表された。

### 3) カナダ

Guidelines for Canadian Drinking Water Quality - Summary Table: September 2020 として更新された。

### 4) 豪州

Australian Drinking Water Guidelines 6 2011: Version 3.5 Updated May 2019 として更新された。

### 5) WHO

WHO 飲料水水質ガイドライン第 4 版 (Guidelines for drinking-water quality) の、飲料水水質ガイドラインの段階的改訂：作業計画 (Rolling revision of the Guidelines for drinking-water quality: Programme of work:2017.8.2) では、第 2 補遺 (2nd addendum) 又は第 5 版の修正として PFOS (perfluorooctane sulfonate) and PFOA (perfluorooctanoic acid) がリストアップされ、第 2 補遺は 2019 年までに公開することが提案されている。

## 6-2-2. 国内の基準値等との比較及び毒性情報の整理

海外諸国・機関の基準値等の更新状況及び国内の基準値等の変更を踏まえ、国内と諸外国の基準値等の比較を行い、諸外国の基準値が国内の基準値等よりも厳しい物質を抽出し表 6-11 に示す。

R2 年度の内閣府食品安全委員会による評価物質のうち、表 6-11 に該当する物質はなかった。

そこで、今年度は、日本の基準値よりも諸外国・機関においてより厳しい基準値が設けられている「要検討項目」の物質うち、検-001 銀、検-005 アクリルアミド、検-009 エチレンジアミン四酢酸 (EDTA) を比較対象物質とした。

## 1) 検-001 銀

- ・日本：設定なし
- ・WHO：設定なし
- ・米国：NPDWR：設定なし
- ・EU：設定なし
- ・カナダ：設定なし
- ・オーストラリア<sup>1</sup>：0.1 mg/L

### <オーストラリアの基準の根拠>

自然発生源水中の銀濃度は一般的に非常に低く、0.0002 mg/L 未満である。いくつかの国では、銀及び銀塩が消毒や水の保存に用いられ、その結果銀濃度が高くなることもある。

銀は多くの生体物質に含まれているが、哺乳類にとって必須の微量元素とは考えられていない。

食事で摂取した銀のうち、消化管で吸収されるのは10%未満と推定されている。銀は主に肝臓と皮膚に貯蔵され、アミノ酸やタンパク質に結合することができる。

銀中毒の最もよく知られた臨床状態は銀中毒であり、皮膚、毛髪、粘膜、口および眼の青灰色の金属変色を引き起こす。ほとんどの症例は、銀製剤の自己投与又は銀及び銀化合物への職業性ばく露と関連している。

実験用ラット及びマウスを用いた実験でも、同様の結果が報告されている。飲料水中の非常に高い濃度(600 mg/L を超える)の銀を生涯にわたって摂取すると、甲状腺及び副腎、脳および眼の脈絡膜、ならびに肝臓および腎臓に変色を引き起こした。いくつかの活動低下も報告された。

銀の発がん性に関するデータは入手できない。銀塩は細菌を用いた試験で変異原性を示さないが、哺乳類 DNA に損傷を誘発する可能性がある。

### ガイドライン値の導出

飲料水中の銀のガイドライン値は以下のように導出された。

$$0.1 \text{ mg/L} = \frac{0.4 \text{ mg/day} \times 0.5}{2 \text{ L/day}}$$

- ・0.4 mg/day は、ヒトの生涯無影響量 10 g (Hill and Pillsbury 1939) に由来
- ・0.5 は、1日の総摂取量のうち、飲料水の摂取に起因する割合
- ・2 L/日は、成人が消費する水の平均量

<sup>1</sup> <https://www.nhmrc.gov.au/about-us/publications/australian-drinking-water-guidelines>

## 2) 検-005 アクリルアミド

- ・日本<sup>2</sup> : 0.0005\_mg/L
- ・WHO<sup>3</sup> : 0.0005\_mg/L
- ・米国 : 設定なし
- ・EU<sup>4</sup> : 0.0001\_mg/L
- ・カナダ : 設定なし
- ・オーストラリア<sup>5</sup> : 0.0002\_mg/L

### <日本の基準の根拠>

飲料水を用いた研究 (Johnson ら、1986) で雌ラットの乳腺、甲状腺及び子宮に腫瘍が監察された結果から線形マルチステージモデルを使用して  $10^{-4}$ 、 $10^{-5}$ 、 $10^{-6}$  の場合に生涯にわたる発がんリスクを求めると、それぞれ 0.005、0.0005、0.00005 となった。従って、アクリルアミドモノマーの評価値は、0.0005 mg/L となる。

### <WHO の基準の根拠>

アクリルアミドによる飲料水汚染の最も重要な原因は、アクリルアミドモノマーの残留レベルを含むポリアクリルアミド凝集剤の使用である。一般に、ポリマーの最大承認用量は 1 mg/L である。モノマー含量が 0.05% の場合、これは水中の理論上の最大モノマー濃度  $0.5 \mu\text{g/L}$  (NSF、1988) に相当する。

### <EU の基準の根拠>

飲料水における基準値は、水に接するポリアクリルアミドから水に放出される残留モノマーの最大放出量により計算された値である。

### <オーストラリアの基準の根拠>

アクリルアミドはポリアクリルアミド中の微量不純物として存在する。ポリアクリルアミドを水処理の凝集剤として使用したり、ポリアクリルアミドを含むグラウト剤を使用することにより、飲料水中に存在することがある。海外の研究では、飲料水中の濃度は最大数  $\mu\text{g/L}$  と報告されている。

非イオン性又はアニオン性のポリアクリルアミドを 1 mg/L の典型的な用量レベルで水処理に使用した場合、アクリルアミドの最大理論濃度は 0.0005 mg/L と推定され、実際の濃度はその 2~3 倍低い。カチオン性ポリアクリルアミドの使用

<sup>2</sup> <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/dl/ken05.pdf>

<sup>3</sup> [https://www.who.int/water\\_sanitation\\_health/publications/acrylamide/en/](https://www.who.int/water_sanitation_health/publications/acrylamide/en/)

<sup>4</sup> [https://www.echa.europa.eu/web/guest/quality-criteria-water/-/legislationlist/details/EU-HUMAN\\_WATER\\_QUALITY-ANX\\_I-100.001.067-VSK-5B18C1](https://www.echa.europa.eu/web/guest/quality-criteria-water/-/legislationlist/details/EU-HUMAN_WATER_QUALITY-ANX_I-100.001.067-VSK-5B18C1)

<sup>5</sup> <https://www.nhmrc.gov.au/about-us/publications/australian-drinking-water-guidelines>

によるアクリルアミドの残留レベルは、より高くなる可能性がある。

アクリルアミドは経口摂取、吸入あるいは皮膚から容易に吸収され、多くの代謝物を生成する。神経系の組織や血液に蓄積することがある。動物試験の結果から、大部分は代謝物として尿中および胆汁中に排泄されることが示されている。胎盤を通過する可能性がある。

アクリルアミドのヒト及び動物毒性データの詳細なレビュー及び要約が入手可能である (IPCS 1985)。

400 mg/L までのアクリルアミドで汚染された井戸水に短時間ばく露されたヒトは、錯乱、見当識障害、記憶障害および幻覚などの影響を示した。4 か月以内に完全に回復した。長期職業ばく露は皮膚刺激、疲労、足の衰弱、感覚変化をもたらした。

動物において、アクリルアミドは神経毒性物質を持つことがよく知られている。短期および長期の影響は類似しており、5 mg/kg 体重/日以上 of 暴露では、ネコ、イヌ、ラットの後肢に麻痺が生じる。動物は短期ばく露を中止すると完全に回復した。また、ラット、ネコ、イヌに同用量で投与した場合、生殖器を障害することがある。

動物実験ではアクリルアミドの発がん性が指摘されている。雄ラットに低用量 (0.5 mg/kg 体重/日) を2年間経口投与したところ、陰囊、甲状腺、副腎の腫瘍発生率が上昇した。18 ヶ月間ばく露した雌ラットでは、乳腺、中枢神経系、甲状腺、子宮の腫瘍が増加した。高用量に8週間ばく露したマウスでは、肺腺腫の発生率が上昇した。

アクリルアミドは細菌において変異原性を示さないが、*in vitro* および *in vivo* の両方で哺乳動物細胞において遺伝子突然変異および染色体異常を誘発することがいくつかの研究で報告されている。

国際がん研究機関 (IARC) は、アクリルアミドはヒトに対しておそらく発がん性を有する (グループ 2A、ヒトにおける不十分な証拠、実験動物における十分な証拠、および裏付けとなる機序の証拠) と結論付けている (IARC 1994)。

#### ガイドライン値の導出

アクリルアミドのガイドライン値 0.0002 mg/L は、一般的に利用可能な技術を用いた分析のための定量限界に関連した健康影響の考慮に基づいている。

健康に基づく導出は、次のようにして決定することができる。

$$0.0007 \text{ mg/L} = \frac{0.2 \text{ mg/kg body weight per day} \times 70 \text{ kg} \times 0.1}{2 \text{ L/day} \times 1000}$$

•0.2 mg/kg 体重/日はラットを用いた93日間飲水投与試験の無影響量である (Burek

他 1980)。長期試験では、最低影響レベルのみが特定され、計算に使用された無影響レベルよりも有意に高くなる。

- 70kg は、成人の平均体重である。
- 0.1 は 1 日の総摂取量のうち、飲料水の摂取に起因する割合
- 2 L/日は成人の平均的な水の消費量
- 1000 は、動物試験の結果をヒトばく露の根拠として用いる際の安全係数である（種間差については 10、種内差については 10、生涯試験ではない場合については 10）。神経毒性作用を引き起こす用量を超える用量で腫瘍が発生するため、発がん性に関する追加係数 10 は適用しなかった。この安全係数の使用は、毒性に関する NHMRC 常任委員会によって推奨された。

### 3) 検-009 エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)

- 日本<sup>6</sup> : 0.5 mg/L
- WHO<sup>7</sup> : 0.6 mg/L
- 米国 : 設定なし
- EU : 設定なし
- カナダ : 設定なし
- オーストラリア<sup>8</sup> : 0.25 mg/L

#### <日本の基準の根拠>

WHO の評価を踏まえ、体重 50 kg に換算した濃度 0.5 mg/L を評価値とすることが適切である（1 日 2 L 水摂取、体重 50 kg、寄与率 1%）。

#### <WHO の基準の根拠>

EDTA の使用のほとんどは、水生環境への放出につながる。廃水中には 50~500 µg/L の濃度が存在すると推定されている。ヨーロッパの地表水中の EDTA の年間平均濃度は、>1~>60 µg/L で、ヨルダンのゼルカ川では 900 µg/L であった（van Dijk-Looyard 他、1990 年）。天然水中の測定濃度も 10~70 µg/L で、中央値は 23 µg/L（Frank&Rau (1990 年)）であった。1993 年、ドイツの 29 の河川の 45 の異なる試料採取地点における平均 EDTA 濃度は、約 50 µg/L~数 µg/L (Wesel の Lippe River) であり、年間平均濃度の大部分は 5~15 µg/L (EFA ドイツ、1995 年) であった。EDTA は、表層水および表層水から調製した飲料水中にも 10~30 µg/L (van Dijk-Looyard 他、1990 年) の濃度で検出されている。

<sup>6</sup> <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/dl/ken09.pdf>

<sup>7</sup> [https://www.who.int/water\\_sanitation\\_health/water-quality/guidelines/chemicals/edeticacid/en/](https://www.who.int/water_sanitation_health/water-quality/guidelines/chemicals/edeticacid/en/)

<sup>8</sup> <https://www.nhmrc.gov.au/about-us/publications/australian-drinking-water-guidelines>

飲料水中の EDTA のガイドライン値は、JECFA の ADI の 1% (遊離酸として 1.9 mg/kg 体重) を飲料水に割り当てることで求めることができる (食品添加物として使用されるため、食品からの重大な曝露の可能性があるため)。したがって、60 kg の成人が 1 日に 2 L の飲料水を摂取すると仮定すると、EDTA (遊離酸) のガイドライン値は 600 µg/L となる。

#### <オーストラリアの基準の根拠>

EDTA は金属錯化剤であり、環境中で一部の重金属を移動させる作用がある。海外の飲料水供給で 0.9 mg/L までの濃度で検出されることがあるが、通常は 0.1 mg/L 未満である。

EDTA は工業及び農業で広く使用されている。洗濯用洗剤、軟水化、電気メッキ、織物や紙の製造、食品添加物、化粧品に用いられる。これらの用途のほとんどは、水環境への EDTA の放出につながる。キレート療法の薬物としても使用され、特に鉛中毒の症例で使用される。

EDTA は消化管で吸収されにくく、重要な代謝物を形成しない。体内に蓄積することはない。

重金属中毒の治療に EDTA を使用した臨床経験は豊富である。

ラット及びビヌを用いた長期混餌試験では、ミネラル代謝への影響は報告されていない。他の試験の結果は、消化管における亜鉛複合体の形成によって影響を受け、亜鉛の吸収が妨げられることが影響している。

#### ガイドライン値の導出

飲料水中の EDTA (遊離酸として) のガイドライン値は、以下のように設定されている。

$$0.25 \text{ mg/L} = \frac{1.9 \text{ mg/kg body weight per day} \times 13 \text{ kg} \times 0.1}{1 \text{ L/day} \times 10}$$

- 1.9 mg/kg 体重/日は、すべての発生源から摂取しても有害影響のない EDTA の量である (WHO 2003)。
- 13 kg は 2 歳児の平均体重である (この値が用いられたのは、ヒトの必須元素である亜鉛が錯体を形成する可能性があり、最も感受性の高いグループを保護する必要があるためである)。
- 0.1 は、1 日の総摂取量のうち水の摂取に起因する割合である。
- 1 L/日は 2 歳児の平均的な水分摂取量
- 10 は、EDTA のデータが比較的古いこと (WHO の評価は 1974 年に行われてい

る)、及び亜鉛錯体形成への懸念を反映した安全係数

WHO のガイドライン値 0.2 mg/L は小児の体重 10 kg に基づいていた。ガイドライン値の差は有意ではない。



表 6-5 「水質基準項目」の諸外国・機関の基準値等 (その 2/3)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO				米国※4				EU			カナダ※5			オーストラリア			韓国			中国				
			基準値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※2	比較※3	NPDR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L) ※6	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較			
基-027	総トリハロメタン		0.1	ガイドライン値に対する個々の濃度の比の和が1を超えない				0.08以下			●	0.1			0.1			0.25 e			0.1					化合物中の種々の化合物の測定された濃度の合計およびそれらのそれぞれの限界は、1を超えない		
基-028	トリクロロ酢酸	76-03-9	0.03	0.2				0.06(ハロ酢酸5種合計)、MCLG=0.02			●							0.1							0.1			
基-029	プロモジクロロメタン	75-27-4	0.03	0.06 a				総トリハロメタンを含む、MCLG=0			●										0.03				0.06			
基-030	プロモホルム	75-25-2	0.09	0.1				総トリハロメタンを含む、MCLG=0			●											0.1 (水質監視基準)						
基-031	ホルムアルデヒド	50-00-0	0.08	設定なし					CCL4			None required						0.5			0.5				0.9			
基-032	亜鉛及びその化合物	7440-66-6	1	設定なし					5																	1		
基-033	アルミニウム及びその化合物	7429-90-5	0.2	設定なし				0.05 to 0.2			●	0.2						AO: ≤5.0 c			3			3		1		
基-034	鉄及びその化合物	7439-89-6	0.3	設定なし				0.3				0.2						AO: ≤0.3 c			0.3			0.3		0.3		
基-035	銅及びその化合物	7440-50-8	1		2			TT Action Level=1.3	1			2						AO: 1 2			1			1		1		
基-036	ナトリウム及びその化合物	7440-23-5	200	設定なし								200						AO: ≤200 設定不要			180	●			200			
基-037	マンガン及びその化合物	7439-96-5	0.05	設定なし				0.05	CCL4			0.05						AO: ≤0.02 0.5			0.1			0.05		0.1		
基-038	塩化物イオン	16887-00-6	200	設定なし				250				250						AO: ≤250 c			250			250		250		
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300	設定なし								None required						設定不要 (as CaCO3)			200 (as CaCO3)	●		300		450		
基-040	蒸発残留物		500																					500				
基-041	陰イオン界面活性剤		0.2																					0.5		0.3		
基-042	ジェオスミン	19700-21-1	0.00001																						0.00002 (水質監視基準)		0.00001	
基-043	2-メチルイソボルネオール	2371-42-8	0.00001																						0.00002 (水質監視基準)		0.00001	
基-044	非イオン界面活性剤		0.02																									
基-045	フェノール類		0.005																						0.005		0.002	
基-046	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		3									No abnormal change															5	

表 6-5 「水質基準項目」の諸外国・機関の基準値等 (その 3/3)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO				米国※4				EU			カナダ※5			オーストラリア			韓国			中国								
			基準値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※2	比較※3	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L) ※6	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較							
基-047	pH値		5.8-8.6	設定なし										6.5-9.5				7.0-10.5		c		6.5-8.5					5.8-8.5			6.5-8.5		
基-048	味		異常でないこと											Acceptable to consumers and no abnormal change				Inoffensive		設定不要		Acceptable to most people				無味		無臭				
基-049	臭気		異常でないこと											Acceptable to consumers and no abnormal change				Inoffensive		設定不要		Acceptable to most people				無臭		無臭				
基-050	色度		5度以下											Acceptable to consumers and no abnormal change				AO: ≤15 TCU				15 HU				5度		15 (カラーユニット)				
基-051	濁度		2度以下								●			Acceptable to consumers and no abnormal change				Conventional and direct filtration: ≤ 0.3 NTU slow sand and diatomaceous earth filtration: ≤ 1.0 NTU membrane filtration: ≤ 0.1 NTU		c		5 NTU			0.5NTU	●	1NTU			●		

※1 諸外国の基準値等はシアンとしての数値

※2 表中の記号は次のとおり。P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値、C:その物質の濃度が健康に基づくガイドライン値以下であっても、水の外観や臭味に影響があり、消費者による苦情にまで至ることがある。

a:発がん物質と考えられる物質についてのガイドライン値は、10<sup>-5</sup>の生涯過剰発がんリスク(その物質をガイドライン値と同じ濃度で含む飲料水を、70年間摂取し続けることにより、10万人に1人ががんになることを意味する)の上限に相当する飲料水中の濃度である。

10<sup>-4</sup>および10<sup>-6</sup>の推定生涯過剰発がんリスクの上限に相当する濃度は、それぞれ、ガイドライン値に10を掛けること、および、ガイドライン値を10で割ることによって求めることができる。

※3 「比較」の欄の●とは、諸外国の基準値等が国内の基準値等よりも厳しい物質の意味である。以降の表も全て同様。

※4 表中の記号は次のとおり。MCLG (Maximum Contaminant Level Goal): The level of a contaminant in drinking water below which there is no known or expected risk to health. MCLGs allow for a margin of safety and are non-enforceable public health goals.

TT (Treatment Technique): A required process intended to reduce the level of a contaminant in drinking water.

※5 表中の記号は次のとおり。AO: based on aesthetic considerations and listed as aesthetic objectives, OG: established based on operational considerations and listed as operational guidance values, ALARA: as low as reasonably achievable

※6 表中の記号は次のとおり。c: Insufficient data to set a guideline value based on health considerations. f: No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.

e: The concentration of all chlorination byproducts can be minimised by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts).

Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.

※参考 WHO: Guidelines for drinking-water quality, 4th edition, incorporating the 1st addendum 2017

EU: Drinking Water Parameters: Microbiological, Chemical and Indicator Parameters in the 2014 Drinking Water Regulations 2014, TEXTS ADOPTED Provisional edition P8\_TA-PROV(2019)0320

米国: National Primary Drinking Water Regulations, Secondary Drinking Water Standards: Guidance for Nuisance Chemicals, Drinking Water Contaminant Candidate List (CCL) and Regulatory Determination

カナダ: Guidelines for Canadian Drinking Water Quality Summary Table June 2019

豪州: Australian Drinking Water Guidelines 6 2011: Version 3.5 Updated August 2018

韓国: <http://library.me.go.kr/search/DetailView.ax?sid=1&cid=5636646>

中国: <https://baike.baidu.com/item/生活饮用水卫生标准>

表 6-6 「水質管理目標設定項目」の諸外国・機関の目標値等 (その 1/2)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO		米国※2				EU			カナダ※3			オーストラリア			韓国		中国				
			目標値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR(mg/L)	NSDWR(mg/L)	CCL4	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator paramete r(mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic considerati on(mg/L)	比較	health (mg/L)※4	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感 覚 影 響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考 指標 (mg/L)	比較
目-001	アンチモン及びその化合物	7440-36-0	0.02	0.02			0.006			●	0.005		●	0.006		●	0.003		●	0.02(水質監視基準)			0.005		●
目-002	ウラン及びその化合物	7440-61-1	0.002(暫定)	0.03	P		0.03							0.02			0.017			0.03(水質監視基準)					
目-003	ニッケル及びその化合物	7440-02-0	0.02	0.07						0.02							0.02						0.02		
目-005	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	0.004	0.03	a		0.005			0.003		●		0.005			0.003		●				0.03		
目-008	トルエン	108-88-3	0.4	0.7	C		1							0.06	AO: 0.024	●	0.8	0.025	●	0.7			0.7		
目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	0.08	0.008		●	0.006			●							0.01		●	0.08(水質監視基準)			0.008		●
目-010	亜塩素酸	13898-47-0	0.6	0.7	D		1			0.25		●	1				0.8						0.7(亜塩素酸塩として)		
目-012	二酸化塩素	10049-04-4	0.6	設定なし			0.8 (MRDL)						None required				c	0.4	●						
目-013	ジクロロアセトニトリル	3018-12-0	0.01(暫定)	0.02	P												c			0.09					
目-014	抱水コロラール	302-17-0	0.02(暫定)	設定なし									Exposure levels in Canada far below concentration that would cause health effects; levels above 0.2 mg/L may indicate a concern for health effects and should be investigated.				0.1 e			0.03			0.01		●
目-015	農薬類	-	検出値と目標値の比の和として、1以下							0.0005		●													
目-016	残留塩素	7782-50-5	1	5	C		4 (MRDL)						None required				5	0.6	●	4					
目-017	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		10-100	設定なし									None required				設定不要	200			300			450	
目-018	マンガン及びその化合物	7439-96-5	0.01	設定なし				0.05	CCL4		0.05				AO: ≤ 0.05		0.5	0.1			0.05			0.1	
目-019	遊離炭酸	-	20																						
目-020	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	0.3	設定なし			0.2			●							e			0.1		●	2		
目-021	メチルエーテル	1634-04-4	0.02	設定なし					CCL4						AO: ≤ 0.013	●									
目-022	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	COD	3																		10			3	
目-023	臭気強度(TON)	-	3以下				3 threshold odor number																		
目-024	蒸発残留物		30-200																		500				
目-025	濁度		1度				通常ろ過・直接ろ過:1NTU、かつ月の毎日の測定値の95%値が0.3NTUを超過しない、それ以外のろ過:5NTUを超過しない			Acceptable to consumers and no abnormal change			・Conventional and direct filtration: ≤0.3 NTU ・slow sand and diatomaceous earth filtration: ≤1.0 NTU ・membrane filtration: ≤0.1 NTU				c	5 NTU		0.5NTU	●	1NTU			
目-026	pH値		7.5程度	設定なし			6.5-8.5			≥ 6.5 and ≤ 9.5				7.0-10.5		e	6.5-8.5			5.8-8.5			6.5-8.5		
目-027	腐食性(ラングリア指数)	-	1程度以上とし、極力0に近づける				noncorrosive																		



表 6-7 「要検討項目」の諸外国・機関の目標値等

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO	米国※2				EU※5			カナダ※3			オーストラリア			韓国			中国				
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCl4	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L) ※4	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
検-001	銀	7440-22-4	-	設定なし									None required			0.1		●					0.05		
検-002	バリウム	7440-39-3	0.7	0.7												2							0.7		
検-003	ビスマス	7440-69-9	-																						
検-004	モリブデン	7439-98-7	0.07	設定なし																			0.07		
検-005	アクリルアミド	79-06-1	0.0005	0.0005a		TT				0.0001		●				0.0002		●					0.0005		
検-006	アクリル酸	79-10-7	-																					0.5	
検-007	17-β-エストラジオール	50-28-2	0.00008(暫定)							0.000001		●													
検-008	エチルエストラジオール	57-63-6	0.00002(暫定)																						
検-009	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	60-00-4	0.5	0.6													0.25		●						
検-010	エピクロヒドリン	106-89-8	0.0004(暫定)	0.0004P		TT				0.0001		●				0.0005d							0.0004		
検-011	塩化ビニル	75-01-4	0.002	0.0003a	●					0.0005		●	ALARA: 0.002			0.0003		●	0.002(水質監視基準)				0.005		
検-012	酢酸ビニル	108-05-4	-																						
検-013	2,4-ジアミノトルエン	95-80-7	-																						
検-014	2,6-ジアミノトルエン	823-40-5	-																						
検-015	N,N-ジメチルアニリン	121-69-7	-																						
検-016	スチレン	100-42-5	0.02	0.02C						0.1						0.03	0.004		0.02(水質監視基準)				0.02		
検-017	ダイオキシン類	-	1 pgTEQ/L暫定							0.0000003 (2,3,7,8-TCDD)													3E-08	●	
検-018	トリエチレンテトラミン	112-24-3	-																						
検-019	ノニルフェノール	25154-52-3	0.3(暫定)									●													
検-020	ビスフェノールA	80-05-7	0.1(暫定)							0.0001		●											0.01	●	
検-021	ヒドラジン	302-01-2	-																						
検-022	1,2-ブタジエン	590-19-2	-																						
検-023	1,3-ブタジエン	106-99-0	-																						
検-024	フタル酸ジ(n-ブチル)	84-74-2	0.01																					0.003	●
検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	0.5																						
検-026	マイクロキシチン-LR	101043-37-2	0.0008(暫定)	0.001P						0.01			0.0015			0.0013			0.001(水質監視基準)				0.001		
検-027	有機すず化合物	-	0.0006 暫定(TBTO)																						
検-028	ブロモクロロ酢酸	5589-96-8	-	設定なし																					
検-029	ブロモジクロロ酢酸	71133-14-7	-																						
検-030	ジブロモクロロ酢酸	5278-95-5	-																						
検-031	ブロモ酢酸	79-08-3	-	設定なし																					
検-032	ジブロモ酢酸	631-64-1	-	設定なし																					
検-033	トリブロモ酢酸	75-96-7	-																						
検-034	トリクロロアセトニトリル	545-06-2	-	設定なし																					
検-035	ブロモクロロアセトニトリル	83463-62-1	-	設定なし																					
検-036	ジブロモアセトニトリル	3252-43-5	0.06	0.07																					
検-037	アセトアルデヒド	75-07-0	-																						
検-038	MX	77439-76-0	0.001	設定なし																					
検-040	キシレン	1330-20-7	0.4	0.5C						10			0.09	AO: 0.02	●	0.6	0.02	●	0.5				0.5		
検-041	過塩素酸	7601-90-3	0.025																						
検-044	N-ニトロジメチルアミン (NDMA)	62-75-9	0.0001	0.0001									0.00004		●	0.0001									
検-045	アニリン	62-53-3	0.02																						
検-046	キリジン	91-22-5	0.0001																						
検-047	1,2,3-トリクロロベンゼン	87-61-6	0.02																						
検-048	トリクロロベンゼン	12002-48-1	0.02	設定なし																					
検-048	トリクロロ酢酸 (NTA)	139-13-9	0.2	0.2									0.4			0.2									

※1(WHO) 表中の記号は次のとおり。

P:健康影響評価の観点からの暫定

T:浄水技術の観点からの暫定値

A:測定技術の観点からの暫定値

D:消毒技術の観点からの暫定値

C:その物質の濃度が健康に基づくガイドライン値以下であっても、水の外観や臭味に影響があり、消費者による苦情にまで至ることがある。

a:発がん物質と考えられる物質についてのガイドライン値は、 $10^{-5}$ の生涯過剰発がんリスク(その物質をガイドライン値と同じ濃度で含む飲料水を、70年間摂取し続けることにより、10万人に1人ががんになることを意味する)の上限に相当する飲料水中の濃度である。10-4および10-6の推定生涯過剰発がんリスクの上限に相当する濃度は、それぞれ、ガイドライン値に10を掛けること、および、ガイドライン値を10で割ることによって求めることができる。

※2(米国) 表中の記号は次のとおり。

MCLG(Maximum Contaminant Level Goal):The level of a contaminant in drinking water below which there is no known or expected risk to health. MCLGs allow for a margin of safety and are non-enforceable public health goals.

TT (Treatment Technique): A required process intended to reduce the level of a contaminant in drinking water.

※3(カナダ) 表中の記号は次のとおり。

AO: based on aesthetic considerations and listed as aesthetic objectives

OG: established based on operational considerations and listed as operational guidance values

ALARA: as low as reasonably achievable

※4(豪州) 表中の記号は次のとおり。

c:Insufficient data to set a guideline value based on health considerations.

f:No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.

e:The concentration of all chlorination byproducts can be minimised by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts). Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.

\*b: Sum of perfluorooctane sulfonate (PFOS) and perfluorohexane sulfonate (PFHxS)

※5(EU) \*a: per- and polyfluoroalkyl substance (chemical formula:  $C_nF_{2n+1}-R$ ).

※参考

WHO: [https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h24whogdwq/WHOGdwq4thJPweb\\_all20130423.pdf](https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h24whogdwq/WHOGdwq4thJPweb_all20130423.pdf)

EU: [http://www.epa.ie/pubs/advice/drinkingwater/2015\\_04\\_21\\_ParametersStandaloneDoc.pdf](http://www.epa.ie/pubs/advice/drinkingwater/2015_04_21_ParametersStandaloneDoc.pdf)、<http://www.irishstatutebook.ie/eli/2014/si/122/made/en/pdf>

米国: <https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulations#one>、<https://www.epa.gov/dwregdev/drinking-water-regulations-and-contaminants#Secondary>、  
<https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4>

カナダ: <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table-health-canada-2012.html>

豪州: [https://www.nhmrc.gov.au/files\\_nhmrc/file/publications/nhmrc\\_adwg\\_6\\_version\\_3.3.2.pdf](https://www.nhmrc.gov.au/files_nhmrc/file/publications/nhmrc_adwg_6_version_3.3.2.pdf)

韓国: <http://library.me.go.kr/search/DetailView.ax?sid=1&cid=5636646>、中国: <https://baike.baidu.com/item/生活饮用水卫生标准>

表 6-8 「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 1/3)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO		米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国		中国				
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等 ※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L) ※2	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
対-001	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	542-75-6	0.05	0.02		●										0.1									
対-002	ダラボン	75-99-0	0.08				0.2									0.5									
対-003	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2,4-D)	94-75-7	0.02	0.03			0.07						0.1			0.03			0.03(水質監視基準)			0.03			
対-004	EPN	2104-64-5	0.004																						
対-005	MCPA	94-74-6	0.005	0.002		●							0.1			0.04									
対-006	アシユラム	3337-71-1	0.9													0.07		●							
対-007	アセフェート	30560-19-1	0.006						CCL4							0.008									
対-008	アトラジン	1912-24-9	0.01	0.1(Atrazine and its chloro-s-triazine metabolites)			0.003			●			0.005			0.02						0.002		●	
対-009	アニコホス	64249-01-0	0.003																						
対-010	アミトラス	33089-61-1	0.006	除外												0.009									
対-011	アラクロール	15972-60-8	0.03	0.02 a			0.002			●									0.02(水質監視基準)		●				
対-012	イソキサチオン	18854-01-8	0.005																						
対-013	イソフェンホス	25311-71-1	0.001																						
対-014	イソプロカルブ (MIPC)	2631-40-5	0.01																						
対-015	イソプロチオラン	50512-35-1	0.3																						
対-016	イブロベンホス	26087-47-8	0.09																						
対-017	イミノクタジン酢酸塩	57520-17-9	0.006																						
対-018	インダナファン	133220-30-1	0.009																						
対-019	エスプロカルブ	85785-20-2	0.03																						
	エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)(除外農薬に変更)	17109-49-8	0.006																						
対-020	エトフェンブロックス	80844-07-1	0.08																						
	エトリジアゾール (エクロメゾール)(除外農薬に変更)	2593-15-9	0.004													0.1									
対-021	エンドスルファン (ベンゾエビン)	115-29-7	0.01	設定なし												0.02									
対-022	オキサジクロメホン	153197-14-9	0.02																						
対-023	オキシシン銅	10380-28-6	0.03																						
対-024	オリサストロビン	248593-16-0	0.1																						
対-025	カズサホス	95465-99-9	0.0006																						
対-026	カフェンストロール	125306-83-4	0.008																						
対-027	カルタップ	15263-53-3	0.08																						
対-028	カルバリル (NAC)	63-25-2	0.02	設定なし									0.09			0.03		●	0.07						
	カルプロバミド(除外農薬に変更)	104030-54-8	0.04																						

表 6-8 「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 2/3)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国			EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L)※2	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)
対-029	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	1563-66-2	0.005	0.007			0.04						0.09			0.01						0.007		
対-030	ACN	2797-51-5	0.005																					
対-031	キャプタン	133-06-2	0.3					CCL4							0.4									
対-032	クミロン	99485-76-4	0.03																					
対-033	グリホサート	1071-83-6	2	設定なし			0.7		●				0.28		●	1	●					0.7		●
対-034	グルホシネート	77182-82-2	0.02																					
対-035	クロメプロップ	84496-56-0	0.02																					
対-036	クロロニトロフェン	1836-77-7	0.0001																					
対-037	クロロピリホス	2921-88-2	0.003		0.03								0.09			0.01						0.03		
対-038	クロロタロニル (TPN)	1897-45-6	0.05	除外											0.05							0.01		●
対-039	シアナジン	21725-46-2	0.001	0.0006	●							撤廃												
対-040	CYAP	2636-26-2	0.003																					
対-041	ジウロン (DCMU)	330-54-1	0.02					CCL4					0.15			0.02								
対-042	ジクロベニル (DBN)	1194-65-6	0.03												0.01 f		●							
対-043	ジクロロボス (DDVP)	62-73-7	0.008	設定なし											0.005		●					0.001		●
対-044	ジクワット	85-00-7	0.01	設定なし			0.02						0.07		0.007									
対-045	エチルチオメトン ジチアノン(その他農薬に変更)	298-04-4 3347-22-6	0.004 0.03												0.004									
対-046	ジチオカルバメート系農薬	-	0.005																					
対-047	ジチオビル	97886-45-8	0.009																					
対-048	シハロホップチル	122008-85-9	0.006																					
対-049	シマジン (CAT)	122-34-9	0.003	0.002	●		0.004						0.01		0.02									
対-050	ジメタトリン	22936-75-0	0.02																					
対-051	ジメトエート	60-51-5	0.05	0.006	●								0.02		●	0.007	●					0.08		
対-052	シメトリン ジメビペレート(その他農薬に変更)	1014-70-6 61432-55-1	0.03 0.003																					
対-053	ダイアジン	333-41-5	0.003	除外									0.02		0.004			0.02						
対-054	ダイムロン	42609-52-9	0.8																					
対-055	ダゾメット、メナム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート		0.01												for MITC: 0.001		●							
対-056	チアジニル	223580-51-6	0.1																					
対-057	チウラム	137-26-8	0.02												0.007		●							
対-058	チオジカルブ	59669-26-0	0.08									CCL4												
対-059	チオファネートメチル	23564-05-8	0.3									CCL4												
対-060	チオベンカルブ	28249-77-6	0.02												0.04									
対-061	テフリルトリオン	173278-76-1	0.002																					
対-062	テルブカルブ (MBPMC)	1918-11-2	0.02																					
対-063	トリクロビル	55335-06-3	0.006												0.02									
対-064	トリクロロホソ (DEP)	52-68-6	0.005	除外											0.007									
対-065	トリシクラゾール	41814-78-2	0.1																					
対-066	トリフルラリン	1582-09-8	0.06	0.02	●								0.045		●	0.09								
対-067	ナブロバミド	15299-99-7	0.03												0.4									
対-068	バラコート	4685-14-7	0.005										0.01 as paraquat dichloride; 0.007 as paraquat			0.02								
対-069	ピペロホス	24151-93-7	0.0009																					
対-070	ピラクロニル	158353-15-2	0.01																					

表 6-8 「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 3/3)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO				米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国			
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等 ※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L) ※2	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較		
対-071	ピラゾキシフェン	71561-11-0	0.004																								
対-072	ピラゾレート	58011-68-0	0.02																								
対-073	ピリダフェンチオン	119-12-0	0.002																								
対-074	ピリプチカルブ	88678-67-5	0.02																								
対-075	ピロキロン	57369-32-1	0.05																								
対-076	フィブロニル	120068-37-3	0.0005																								
対-077	フェニトロチオン (MEP)	122-14-5	0.01	設定なし												0.0007											
対-078	フェノプロカルブ (BPMC)	3766-81-2	0.03													0.007		●	0.04								
対-079	フェリムゾン	89269-64-7	0.05																								
対-080	フェンチオン (MPP)	55-38-9	0.006													0.007											
対-081	フェントエート	2597-03-7	0.007																								
対-082	フェントラザミド	158237-07-1	0.01																								
対-083	フサライド	27355-22-2	0.1																								
対-084	ブタクロール	23184-66-9	0.03																								
対-085	ブタミホス	36335-67-8	0.02																								
対-086	ブプロフェジン	69327-76-0	0.02																								
対-087	フルアジナム	79622-59-6	0.03																								
対-088	フレチラクロール	51218-49-6	0.05																								
対-089	プロシミドン	32809-16-8	0.09																								
対-090	プロチオホス	34643-46-4	0.007																								
対-091	プロピコナゾール	60207-90-1	0.05													0.1											
対-092	プロピザミド	23950-58-5	0.05													0.07											
対-093	プロベナゾール	27605-76-1	0.05																								
対-094	プロモブチド	74712-19-9	0.1																								
対-095	ベニル	17804-35-2	0.02													0.09											
対-096	ベンシクロン	66063-05-6	0.1																								
対-097	ベンゾピシクロン	156963-66-5	0.09																								
対-098	ベンゾフェナップ	82692-44-2	0.005																								
対-099	ベンタゾン	25057-89-0	0.2	設定なし												0.4										0.3	
対-100	ベンディメタリン	40487-42-1	0.3	0.02		●										0.4											
対-101	ベンフラカルブ	82560-54-1	0.04																								
対-102	ベンフルラリン	1861-40-1	0.01																								
対-103	ベンプレセート	68505-69-1	0.07																								
対-104	ホスチアゼート	98886-44-3	0.003																								
対-105	マラソン (マラチオン)	121-75-5	0.7	設定なし									0.19		●	0.07		●						0.25		●	
対-106	メプロロップ (MCPP)	7085-19-0	0.05	0.01		●																					
対-107	メソミル	16752-77-5	0.03	除外												0.02		●									
対-108	メタラキシル及びメフェノキサム	57837-19-1	0.02																								
対-109	メチダチオン (DMTP)	950-37-8	0.004													0.006											
	メチルダイムロン(除外農薬に変更)	42609-73-4	0.03																								
対-110	メミノストロビン	133408-50-1	0.04																								
対-111	メトリブジン	21087-64-9	0.03											0.08		0.07											
対-112	メフェナセツト	73250-68-7	0.02																								
対-113	メプロニル	55814-41-0	0.1																								
対-114	モリネート	2212-67-1	0.005	0.006												0.004		●									

表 6-9 「要検討農薬」の諸外国・機関の目標値等

項目 番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			US				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			評価値 (mg/L)	ガイドライ ン値 (mg/L)	位置 づけ 等	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL 4	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic consideratio n(mg/L)	比較	health (mg/L)※1	aesthetic (mg/L)	比較	健康有 害影響 (mg/L)	感覚 影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考 指標 (mg/L)	比較
要-001	アセタミプリド	135410-20-7	0.2																						
要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	0.1																						
要-003	イブフェンカルバゾン	212201-70-2	0.002																						
要-004	イプロジオン	36734-19-7	0.3																						
要-005	エチプロール	181587-01-9	0.01																						
要-006	クロロピクリン	76-06-2	-	設定なし												c									
要-007	テブコナゾール	107534-96-3	0.07					CCL4																	
要-008	パラチオンメチル(メチルパラチオン)	298-00-0	0.04	設定なし												0.0007		●				0.02		●	
要-009	ヒドロキシイソキサゾール	10004-44-1	0.1																						
要-010	ピラクロホス	77458-01-6	-																						
要-011	フルスルファミド	106917-52-6	-																						
要-012	プロマシル	314-40-9	0.05													0.4									
要-013	ペントキサゾン	110956-75-7	0.6																						
要-014	ホサロン	2310-17-0	0.005																						
要-015	メタアルデヒド	108-62-3	0.06													0.02		●							
要-016	ストラクロール	51218-45-2	0.2	0.01		●		CCL4					0.05		●	0.3									

表 6-10 「その他農薬」の諸外国・機関の目標値等（その 1/2）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO				US				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国			
			評価値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4	比較	chemical arameter (mg/L)	indicater parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic consideratio n (mg/L)	比較	health (mg/L) ※1	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較		
他-001	MCPM	17639-93-9	-																								
他-002	2, 4-DB	94-82-6	-	0.09																							
他-003	DBEDC	-	-																								
他-004	MCPBエチル	10443-70-6	0.03	除外																							
他-005	アシバシソールSメチル	126448-41-7	0.2																								
他-006	アジメスルフロ	120162-55-2	0.2																								
他-007	アミトロール	61-82-5	0.003													0.009											
他-008	アマトリン	834-12-8	0.2												0.07			●									
他-009	イナベンフィド	82211-24-3	0.3																								
他-010	イマゾスルフロ	122548-33-8	0.2																								
他-011	ウニコナゾールP	83657-17-4	0.04																								
他-012	エトキシスルフロ	126801-58-9	0.1																								
他-013	エトベンザニド	79540-50-4	0.1																								
他-014	エンドタール	145-73-3	-						0.1							0.1											
他-015	オキサジアルギル	39807-15-3	0.02																								
他-016	オキサミル	23135-22-0	0.05	除外					0.2							0.007		●									
他-017	オキリニック塩	14698-29-4	0.05																								
他-018	キサロホップエチル	76578-14-8	0.02																								
他-019	クロチアニジン	210880-92-5	0.2																								
他-020	クロマフェノジド	143807-66-3	0.7																								
他-021	クロルタルジメチル (TCTP)	1861-32-1	-																								
他-022	クロルピリホスメチル	5598-13-0	0.03																								
他-023	シクロスルファミロン	136849-15-5	0.08																								
他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	97-17-6	0.006																								
他-025	シクロプロトリン	63935-38-6	0.008																								
他-026	ジクロメジン	62865-36-5	0.05																								
他-027	ジクロルブロッブ	120-36-5	0.09	0.1																							
他-028	ケルセン (ジコホル)	115-32-2	0.06													0.1											
他-029	ジチアノ	3347-22-6	0.03													0.004		●									
他-030	シノスルフロ	94593-91-6	0.2																								
他-031	ジノテフラン	165252-70-0	0.6																								
他-032	ジフェノコナゾール	119446-68-3	0.02																								
他-033	シフルトリン	68359-37-5	0.05																								
他-034	ジフルベシズロン	35367-38-5	0.05	設定なし												0.05											
他-035	シプロコナゾール	94361-06-5	0.02																								
他-036	シプロジニル	121552-61-2	0.07																								
他-037	シベルトリン	52315-07-8	0.06	除外												0.09											
他-038	シメコナゾール	149508-90-7	0.02													0.2											
他-039	ジメチルピホス	2274-67-1	0.01																								
他-040	ジスピベレート	61432-55-1	0.003																								
他-041	シラフルオフェン	105024-66-6	0.3																								
他-042	シンメチリン	87818-31-3	0.1																								
他-043	スピノサド	168316-95-8	0.06	設定なし																							
他-044	セトキシジム	74051-80-2	0.2																								
他-045	チアクロプリド	111988-49-9	0.03																								

表 6-10 「その他農薬」の諸外国・機関の目標値等（その 2/2）

項目 番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			US			EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国				
			評価値 (mg/L)	ガイドライ ン値 (mg/L)	位置 づけ 等	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4	比較	chemical arameter (mg/L)	indicater parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic consideratio n(mg/L)	比較	health (mg/L) ※1	aesthetic (mg/L)	比較	健康有 害影響 (mg/L)	感覚 影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考 指標 (mg/L)	比較	
他-046	チアトキサム	153719-23-4	0.05																							
他-047	チオンクラム	31895-21-3	0.05																							
他-048	チフルザミド	130000-40-7	0.04																							
他-049	テクロフタラム	76280-91-6	0.1																							
他-050	CVMP(テトラクロルビンホス)	22248-79-9	0.01													0.1 f										
他-051	テトラコナゾール	112281-77-3	0.01																							
他-052	テプフェノジド	112410-23-8	0.04					CCL4																		
他-053	トリネキサバクエチル	95266-40-3	0.01																							
他-054	トリフルミゾール	99387-89-0	0.04																							
他-055	トルフェンピラド	129558-76-5	0.01																							
他-056	ナプロアニリド	52570-16-8	0.02																							
他-057	ニテンピラム	150824-47-8	1.3																							
他-058	パクロブトラゾール	76738-62-0	0.05																							
他-059	バリダマイシン	37248-47-8	-																							
他-060	ビスピリバクナトリウム塩	125401-75-4	0.03																							
他-061	ピエトロジン	123312-89-0	0.03																							
他-062	ピラゾスルフロンエチル	93697-74-6	0.03																							
他-063	ピリミノバクメチル	136191-64-5	0.05																							
他-064	ピリミホスメチル	29232-93-7	0.06	設定なし											0.09											
他-065	ピレトリン	8003-34-7	0.1																							
他-066	フェノキサニル	115852-48-7	0.02																							
他-067	フェンバレレート	51630-58-1	0.04												0.06											
他-068	フラチオカルブ	65907-30-4	0.008																							
他-069	フラマトビル	123572-88-3	0.02																							
他-070	フルアジホップP	83066-88-0	0.01																							
他-071	プロパニル	709-98-8	0.04	設定なし											0.7											
他-072	プロバホス	7292-16-2	0.001																							
他-073	プロバルギット又はBPPS	2312-35-8	0.02												0.007		●									
他-074	プロヘキサジオンカルシウム 塩	88805-35-0	0.5																							
他-075	プロボキスル(PHC)	114-26-1	0.2	除外																						
他-076	プロトリン	7287-19-6	0.08																							
他-077	ペルメトリン	52645-53-1	0.1	設定なし				CCL4							0.2											
他-078	ペンシルタップ	17606-31-4	0.06																							
他-079	ペンダイオカルブ	22781-23-3	0.009											撤廃												
他-080	ホキシム	14816-18-3	0.003																							
他-081	ボスカリド	188425-85-6	0.1																							
他-082	チアジアジン	3773-49-7	-																							
他-083	メタミドホス	10265-92-6	0.001	除外				CCL4																		
他-084	メチルイソシアネート	624-83-9	0.006																							
他-085	モノクロトホス	6923-22-4	0.002	除外											0.002 f											
他-086	リニユロン	330-55-2	0.02																							

表 6-11 「諸外国の基準値等が国内の基準値等よりも厳しい物質」とその過年度の  
検討状況 (1/2)

項目番号	項目名	CAS番号	調査実施年度				食安委評価状況(R3.2) 評価結果通知日等
			過年度 (~H29)	H30	R1	R2	
基-003	カドミウム及びその化合物	7440-43-9	○				H20.9.25
基-013	ホウ素及びその化合物	7440-42-8	○				H24.8.6
基-017	ジクロロメタン	75-09-2	○				H20.11.6
基-018	テトラクロロエチレン	127-18-4	○				H20.11.6
基-019	トリクロロエチレン	79-01-6	○				H22.9.2
基-020	ベンゼン	71-43-2	○				H20.11.6
基-021	塩素酸	7790-93-4			○		H19.3.15
基-024	ジクロロ酢酸	79-43-6	○				H26.10.7
基-025	ジブromokロロメタン	124-48-1	○				H21.8.20
基-027	総トリハロメタン	-	○				H21.8.20
基-028	トリクロロ酢酸	76-03-9	○				H26.10.7
基-029	プロモジクロロメタン	75-27-4	○				H21.8.20
基-030	プロモホルム	75-25-2	○				H21.8.20
基-033	アルミニウム及びその化合物	7429-90-5			○		H29.12.19
基-036	ナトリウム及びその化合物	7440-23-5	○				H21.1.22
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	○				H29.4.25
基-045	フェノール類	-					-
基-051	濁度	-					-
目-001	アンチモン及びその化合物	7440-36-0	○				H24.8.6
目-005	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	○				H20.11.6
目-008	トルエン	108-88-3	○				H20.11.6
目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	○				H25.4.15
目-010	亜塩素酸	13898-47-0			○		H20.6.19
目-012	二酸化塩素	10049-04-4	○				H20.6.19
目-014	抱水クロラール	302-17-0	整理不可				H19.3.15
目-015	農薬類	-					-
目-016	残留塩素	7782-50-5	○				H19.3.15
目-020	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6	○				H20.4.17
目-021	メチル-tert-ブチルエーテル	1634-04-4	○				H20.4.17
目-028	従属栄養細菌	-					-
目-029	1, 1-ジクロロエチレン	75-35-4	○				H20.5.29
検-001	銀	7440-22-4				○	-
検-004	モリブデン	7439-98-7					-
検-005	アクリルアミド	79-06-1				○	-
検-007	17-β-エストラジオール	50-28-2					-
検-009	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	60-00-4				○	-
検-010	エピクロヒドリン	106-89-8					-
検-011	塩化ビニル	75-01-4					-
検-016	スチレン	100-42-5					-
検-017	ダイオキシン類	-					-
検-019	ノニルフェノール	25154-52-3					-
検-020	ビスフェノールA	80-05-7					評価要請 H20.7.8
検-024	フタル酸ジ(n-ブチル)	84-74-2	整理不可				H26.6.10
検-040	キシレン	1330-20-7					-
検-044	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	62-75-9					-
検-047	トリクロロベンゼン	12002-48-1					-
対-001	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	542-75-6	○				H27.10.20
対-005	MCPA	94-74-6	○(H25)				H23.3.16
対-006	アシュラム	3337-71-1	○				H26.10.21
対-008	アトラジン	1912-24-9					評価要請 H23.10.11
対-011	アラクロール	15972-60-8	○				H25.3.18
対-028	カルバリル (NAC)	63-25-2		○			H30.9.4
対-033	グリホサート	1071-83-6	○				H28.7.12
対-038	クロタロニル (TPN)	1897-45-6		○			H30.3.27
対-039	シアナジン	21725-46-2	○				H29.2.28
対-042	ジクロロベンル (DBN)	1194-65-6	整理不可				H26.7.1
対-043	ジクロロボス (DDVP)	62-73-7					評価要請 H21.3.24

表 6-11 「諸外国の基準値等が国内の基準値等よりも厳しい物質」とその過年度の  
検討状況 (2/2)

項目番号	項目名	CAS番号	調査実施年度			食安委評価状況(R3.2) 評価結果通知日等
			過年度 (~H29)	H30	R1	
対-049	シマジン (CAT)	122-34-9				評価要請 H25.1.30
対-051	ジメトエート	60-51-5				評価要請 H25.6.12
対-055	ダノメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチ オシアネート	533-74-4	○			H27.3.24
対-057	チウラム	137-26-8				—
対-066	トリフルラリン	1582-09-8	○			H24.1.26
対-077	フェニトロチオン (MEP)	122-14-5	○			H29.8.22
対-100	ペンディメタリン	40487-42-1	○			H24.8.6
対-105	マラソン (マラチオン)	121-75-5	○			H27.3.17
対-106	メコプロップ (MCP)	7085-19-0				評価要請 H24.9.18
対-107	メソミル	16752-77-5				—
対-112	モリネート	2212-67-1	○			H25.3.4
要-008	パラチオンメチル(メチルパラチオン)	298-00-0				評価要請 H21.3.24
要-015	メタアルデヒド	108-62-3	○			H29.2.14
要-016	メトラクロール	51218-45-2	○			H21.7.30
他-008	アマトリン	834-12-8	○			H19.9.13
他-016	オキサミル	23135-22-0				評価要請 H25.3.12
他-028	ケルセン(ジコホル)	115-32-2				評価要請 H18.7.18
他-073	プロバルギット又はBPPS	2312-35-8	○			H24.10.29

注: 目-030アルミニウム及びその化合物については、水質基準項目の項目名と重複しているため本表からは除外した。  
注: 目-025濁度については、水質基準項目の項目名と重複しているため本表からは除外した。

## 6-2-3. 有機フッ素化合物に関する調査

### 1) 調査目的

水質管理目標設定項目であるペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA) 並びに水質基準等には該当しないペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) について、海外諸国・機関において基準値・目標値の設定事例を調査し、知見を整理する。

### 2) 海外諸国・機関における状況

#### (1) PFOS 及び PFOA

##### ①欧州食品安全機関 (EFSA)<sup>9</sup>

2020年9月に食品中のPFASの存在に関する健康リスクの再評価を発表した。

「ヒト血清で観察される濃度に最も寄与する」ことが判明している4種のPFAS (PFOA、PFNA、PFHxS、PFOS) の合計値として TWI (耐容週間摂取量: Tolerable Weekly Intake) = 4.4 ng/kg 体重/週 が設定された。ワクチン接種に対する免疫系の応答低下 (1歳時のインフルエンザ菌 b 型に対する抗体価に基づく NOAEC=31.9 ng/mL) が、新しい TWI 値を導出する際の重要なヒト健康影響として用いられている。

##### ②EU

2020年12月23日飲料水指令 (DIRECTIVE (EU) 2020/2184<sup>10</sup>) が公布された。

欧州議会において合意がなされたパラメータ (リスク評価に基づかない) 予防的アプローチに基づくものであり以下の2つの値になる<sup>11</sup>。

PFAS total 0.50 µg/L

パーフルオロアルキル物質とポリフルオロアルキル物質の総量が対象

Sum of PFAS 0.1 µg/L

以下の20物質の合計値が対象

- Perfluorobutanoic acid (PFBA)
- Perfluoropentanoic acid (PFPA)
- Perfluorohexanoic acid (PFHxA)
- Perfluoroheptanoic acid (PFHpA)
- Perfluorooctanoic acid (PFOA)
- Perfluorononanoic acid (PFNA)

<sup>9</sup> <https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2020.6223>

<sup>10</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020L2184&from=EN>

<sup>11</sup> <https://cdn.dwi.gov.uk/wp-content/uploads/2021/01/12110137/PFOS-PFOA-guidance-2021.pdf>

- Perfluorodecanoic acid (PFDA)
- Perfluoroundecanoic acid (PFUnDA)
- Perfluorododecanoic acid (PFDoDA)
- Perfluorotridecanoic acid (PFTrDA)
- Perfluorobutane sulfonic acid (PFBS)
- Perfluoropentane sulfonic acid (PFPS)
- Perfluorohexane sulfonic acid (PFHxS)
- Perfluoroheptane sulfonic acid (PFHpS)
- Perfluorooctane sulfonic acid (PFOS)
- Perfluorononane sulfonic acid (PFNS)
- Perfluorodecane sulfonic acid (PFDS)
- Perfluoroundecane sulfonic acid
- Perfluorododecane sulfonic acid
- Perfluorotridecane sulfonic acid

## (2) PFHxS

### ①欧州食品安全機関 (EFSA)

- 1) の項を参照

### ②EU

- 1) の項を参照

### ③米国ミネソタ州<sup>12</sup>

2020年8月 Toxicological Summary for: Perfluorohexane sulfonate が公表  
短期、亜慢性および慢性\*非がん健康に基づく値 (nHBV) = 0.047  $\mu$ g/L

\*PFHxS は人体内で高い生物蓄積性を有するため、血清中濃度が最も適切な用量測定手法であり、HBVを導出するのに標準的に用いられている計算式を用いることはここでは適切ではない。さらに、蓄積した母体のPFHxSは子孫(すなわち、胎盤及び母乳)に移行する。

動物種：SD ラット

Critical effect：遊離 T4 の減少

Co-critical effect：遊離型および総 T4、トリヨードサイロニン (T3) の減少、コレステロール値の変化、および肝局所壊死の増加

Point of Departure (POD)：32.4  $\mu$ g/mL (or mg/L) serum concentration

UF=300

<sup>12</sup> <https://www.health.state.mn.us/communities/environment/risk/docs/guidance/gw/pfhxs.pdf>

#### ④米国イリノイ州<sup>13</sup>

2021年1月28日4種類の化学物質に健康勧告を発令

PFHxS HA Guidance Level= 140 ng/L

なお、健康勧告に含まれているガイダンスレベルは、強制力のある地下水や飲料水基準ではない。

#### ⑤米国ミシガン州<sup>14</sup>

2020年7月22日ミシガン州環境・五大湖・エネルギー省（EGLE）は、ミシガン州が飲料水のPFAS汚染を制限する国内で最も包括的な規則を制定することを発表した。

PFHxS Drinking Water MCL : 51 ng/L

#### ⑥IRIS<sup>15</sup>

Systematic Review Protocol for the PFBA, PFHxA, PFHxS, PFNA, and PFDA (anionic and acid forms) IRIS Assessments Update posted January 2021

【既存の毒性値情報のまとめ】

- ・SD ラットの28日間強制経口投与試験（雄：0-10 mg/kg 体重/日、雌：0-50 mg/kg 体重/日）で、雄ラットに遊離型および総T4、トリヨードサイロニン（T3）の減少、コレステロール値の変化、および肝臓の局所壊死の増加が見られた（NTP TOX-96（2019）<sup>16</sup>）。この試験は米国ミネソタ州のnHBVを求めるために使用されている。
- ・CD-1 マウスの強制経口投与による生殖・発生毒性試験で、14日間投与したマウスの子孫数の減少が見られた（Chang et al. (2018)<sup>17</sup>）。ニューハンプシャー州ではこの試験でMCLを求めている。
- ・CD ラットの強制経口投与による反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験で、雄ラットに血液学的変化が見られた（3M (2003)<sup>18</sup>）。テキサス州では、この試験からRfD=3.8x10<sup>-6</sup>を導出している。

<sup>13</sup> <https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=22728>

<sup>14</sup> <https://content.govdelivery.com/accounts/MIDEQ/bulletins/296ee62>

<sup>15</sup> [https://cfpub.epa.gov/ncea/iris\\_drafts/recordisplay.cfm?deid=345091](https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=345091)

<sup>16</sup> [https://ntp.niehs.nih.gov/publications/reports/tox/000s/tox096/index.html?utm\\_source=direct&utm\\_medium=prod&utm\\_campaign=ntpgolinks&utm\\_term=tox096abs](https://ntp.niehs.nih.gov/publications/reports/tox/000s/tox096/index.html?utm_source=direct&utm_medium=prod&utm_campaign=ntpgolinks&utm_term=tox096abs)

<sup>17</sup> <https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0890623817306317>

<sup>18</sup> <https://www.tceq.texas.gov/assets/public/implementation/tox/evaluations/pfcs.pdf>

## ⑦ドイツ

ドイツ連邦環境庁から公表されている PFAS に関するパンフレット<sup>19</sup>中に、PFHxS の GFS (Geringfügigkeitsschwellenwerten : 直訳すると、デミニミス閾値) として、0.1 $\mu$ g/L との記載がある。これは Ableitung von Geringfügigkeitsschwellen-werten für das Grundwasser 2017<sup>20</sup>からの引用であり、この値は論文<sup>21</sup>において実施されている動物試験の結果からヒト健康影響を算出したものである。

### ・SD ラットの 42 日間強制経口投与試験

LOAEL にて見られた症状：肝重量増加、肝細胞肥大、甲状腺過形成、  
ヘマトクリット値の低下

Point of Departure : 1mg/kg-d

ヒト相当容量 : 0.03 $\mu$ g/kg-d

飲料水中濃度 : 0.1037 $\mu$ g/L

GFS : 0.1 $\mu$ g/L

## ⑧カナダ<sup>22</sup>

カナダ保健省により、PFHxS の飲料水スクリーニング値が設定されており、0.6 $\mu$ g/L となっている。

大半の PFAS については、科学的な情報が限られているため、他のほとんどの PFAS の飲料水スクリーニング値は、PFOS および PFOA を代用として作成されたものであるが、それらは化学構造上、毒性が低いと予想される。

<sup>19</sup> <https://www.umweltbundesamt.de/en/publikationen/what-matters-1-2020-pfas-came-to-stay>

<sup>20</sup> [https://www.lawa.de/documents/03\\_anlage\\_3\\_bericht\\_gfs\\_fuer\\_pfc\\_endfassung\\_22\\_11\\_2017\\_2\\_1552302208.pdf](https://www.lawa.de/documents/03_anlage_3_bericht_gfs_fuer_pfc_endfassung_22_11_2017_2_1552302208.pdf)

<sup>21</sup> <https://link.springer.com/content/pdf/10.1186/s12302-018-0142-4.pdf>

<sup>22</sup>

<https://www.canada.ca/en/services/health/publications/healthy-living/water-talk-drinking-water-screening-values-perfluoroalkylated-substances.html>

## 7. 水質基準等に関する情報の更新

### 7-1. 水質基準等の見直しの動向

令和2年度水質基準逐次改正検討会が、令和3年1月26日に開催された。逐次改正検討会概要を、表7-1に示す（本業務に係る内容に限り抜粋）。内容は厚生科学審議会（生活環境水道部会）で審議された。また、過年度に整理された情報に追加し、諸外国等の基準値等の変更も含めて、令和3年2月18日時点での情報に更新して表7-2～7-7に取りまとめた。表中、網掛け部分が今回更新した情報である。

表7-1 令和2年度水質基準逐次改正検討会概要（R3.1.26）

#### 2. 食品健康影響評価の結果を踏まえた農薬類の見直し

##### （1）評価値の見直し

令和2年11月末までに内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が示され、これまでに厚生科学審議会生活環境水道部会で未検討のものは表1のとおり。

表1の網掛けの部分（対象農薬リスト掲載農薬類2物質、その他農薬類1物質）は、現行評価値と異なる評価値が得られたことから、見直しを実施すべき項目と考えられる。

表1 食品健康影響評価結果

略号 <sup>※1</sup>	項目	食品安全委員会 評価結果通知	評価内容・ADI (mg/kg 体重/日)	新評価値 <sup>※2</sup> (mg/L)	現行評価値 (mg/L)	対応方針
対-029	カルボフラン	R2.2.4	0.00015	0.0003	0.005	強化
対-056	チアジニル	R1.9.15	0.04	0.1	0.1	
対-101	ベンフラカルブ	R2.2.4	0.0089	0.02	0.04	強化
他-059	バリダマイシン	R2.9.29	0.36	0.9	-	新規
他-061	ピメトロジン	R2.6.17	0.013	0.03	0.03	

※1 略号について

対： 対象農薬リスト掲載農薬類（平成15年10月10日付け健発第1010004号局長通知 別添2）  
検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬

他： その他農薬類（平成4年12月21日付け衛水第270号 別表第6）

測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低い農薬類

※2 新評価値について

食品安全委員会が設定した許可一日摂取量（ADI）を用いて、1日2L摂取、体重50kg、割合率10%として評価値を算出。

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等（その 1/3）

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ**	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-001	一般細菌	100個/ml							感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く	
基-002	大腸菌	不検出							・糞便汚染の指標として適当	
基-003	カドミウム及びその化合物	0.003	0.01→0.003		0.003	H20.12.16	H20.9.5 答申済み		JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会(1970)ベースの0.01mg/Lを当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ を維持(寄与率10%で2.5 $\mu\text{g}/\text{L}$ ) ・食安委答申(食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3) →耐容週間摂取量 7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。)
基-004	水銀及びその化合物	0.0005	H15からの変更なし(メチル水銀)	0.7	0.006(2005)	H20.12.16	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申(魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4) →ハイスケルグループ(胎児)を対象とした耐容週間摂取量 2.0 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (メチル水銀) ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=0.7(水銀として) ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=0.7(水銀として)
基-005	セレン及びその化合物	0.01		4	0.04		意見募集終了 (H24.7.20 締切)	WHO第4版 暫定基準に変更	評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持	・食安委答申(H.24.10.29) →TDI=4 ・推奨摂取量=25~35mg/日(成人、上限量400mg/日)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)
基-006	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.01 A,T		審議中(専門調査会) 自ら評価	WHO第4版	4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的低減を図るとした。	・食安委検討中(H24.3.22専門調査会) 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討
基-007	ヒ素及びその化合物	0.01			0.01 A,T		H.25.12.16 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 A,T→P	発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10 $\mu\text{g}/\text{L}$ を維持	・WHO第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L ・食安委答申(H.25.12.16) ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。
基-008	六価クロム化合物	0.02		1.1	0.05 P(全Cr)	H31.3.13	H30.9.18 R1.8.6 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず	クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・Crは必要な元素だと考えられており、安全で十分な食事摂取量が設定されていた。しかし、最近の知見に基づくクロムが必須元素か疑わしい。 ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H30.9.18, R1.8.6) →TDI=1.1
基-009	亜硝酸態窒素	0.04	H26.4.1より水質基準に追加	15	0.9 (Nitriteとして)	H26.1.14	H25.7.22 答申済み	WHO第4版 Nitrite 長期暴露ガイドライン値		
基-010	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		4.5	設定せず	H24.3.5	H22.10.14 答申済み	WHO第4版:ガイドライン値設定せず ガイダンス値:短期暴露 シアン化物イオン 0.5、長期暴露 0.6(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)	水質基準として維持	・食安委答申(H22.10.14) →TDI=4.5(非発がん)
基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			50(NO3として) 3(NO2として)		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	亜硝酸性窒素についてはWHO/GDWQが毒性評価の観点から暫定値とされていることから水質管理目標設定項目	・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15
基-012	フッ素及びその化合物	0.8			1.5		H25.1.21 答申済み	WHO第3版 第2次追補版 追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値:0.8mg/Lを継続	・食安委答申(H25.1.21) →TDI=0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L
基-013	ホウ素及びその化合物	1		92(AF=40%)	2.4		意見募集終了 (H24.7.20 締切)	WHO第4版 変更 2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバスケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地質等の影響	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=96 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切) ・WHO/GDWQ:2008年合意にてGV値2.4mg/Lで合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等 (その 2/3)

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-014	四塩化炭素	0.002	H15からの変更なし	0.71	0.004	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=0.71
基-015	1,4-ジオキサン	0.05	H15からの変更なし	10-5Risk	0.05(2005)	H19.10.2	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=18
基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	異性体の合算評価に変更	17	0.05	H19.10.26	H19.3.15 (シス体) H20.5.29(トランス体) 答申済み	WHO第4版 追加	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(トランス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)
基-017	ジクロロメタン	0.02	H15からの変更なし	6	0.02	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で60%を超えており継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=6
基-018	テトラクロロエチレン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.04	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=14
基-019	トリクロロエチレン	0.01	0.03→0.01	10-5Risk	0.02 P (2005)	H22.2.2	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H22.9.2) →TDI=1.46(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =1.2 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
基-020	ベンゼン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.01	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		概ね評価値の10%以下であるが過去に基準値を超えていた例もあり、継続性の観点から当面、水質基準として維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=18(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.40 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
基-021	塩素酸	0.6	H20.4.1 水質管理目標設定項目から移行	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4	H19.3.15 答申済み		ヒトへの暴露は基本的にClO <sub>2</sub> が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO <sub>2</sub> が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 水質基準の設定等はClO <sub>2</sub> の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30
基-022	クロロ酢酸	0.02		3.5 (AF=20%)	0.02 (AF=20%)		H26.10.7 答申済み			食安委答申(H26.10.7)はTDI=3.5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ であり、過去の評価結果と同じ
基-023	クロロホルム	0.06	H15からの変更なし	12.9 (AF=20%)	0.3 (AF=75%) (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=12.9(非発がん)(TDI不変)
基-024	ジクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	1.3 (10 <sup>-5</sup> リスク 相当)	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D		・食安委答申(H26.10.7) →非発がん影響 TDI=12.5 発がん影響 TDI=12.9 SF=7.8E-3
基-025	ジブromクロロメタン	0.1	H15からの変更なし	21 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=21.4(非発がん)(TDI不変)
基-026	臭素酸	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT (2005) ←0.002	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO <sub>3</sub> 濃度の調節やH <sub>2</sub> O <sub>2</sub> -UV法に限定	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=11(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.36 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
基-027	総トリハロメタン	0.1	H15からの変更なし		設定せず (2005) 総評価は推奨	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない
基-028	トリクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.2→0.03	6 (AF=20%)	0.2 (AF=20%)	H27.2.5	H26.10.7 答申済み			・食安委答申(H26.10.7) →TDI=6
基-029	ブromジクロロメタン	0.03	H15からの変更なし	6.1 (AF=20%)	0.06	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第4版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=6.1(非発がん)(TDI不変)

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等（その 3/3）

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ( $\mu$ g/kg/日)	WHO/GDWQ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-030	プロモホルム	0.09	H15からの変更なし	17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=17.9(非発がん)(TDI不変)
基-031	ホルムアルデヒド	0.08	H15からの変更なし	15 (AF=20%)	設定せず (2005) ←2.6	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	入浴時等の水道水からの気化による吸入 暴露による影響も考慮	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=15
基-032	亜鉛及びその化合物	1	味覚及び色				H29.4.25 答申済み			・推奨摂取量=7~10mg/日(成人、上限量30mg/日)の必須元素
基-033	アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共存時)			H19.10.26			多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合 にも技術的に0.1mg/Lを達成可能である かについてはなお疑問の余地有	H19に水質管理目標値を0.1に設定
基-034	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず*		H29.4.25 答申済み		水質基準として維持	・推奨摂取量=10mg/日前後(成人、上限量40~50mg/日前後)の必須元素
基-035	銅及びその化合物	1	洗濯物への着色		2 (洗濯染みは生じる可能性有)	H20.12.16	H20.4.17 答申済み		水質基準として維持	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト(成人)/日 ・推奨摂取量=0.7~0.9mg/日(成人、上限量10mg/日)の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。
基-036	ナトリウム及びその化合物	200	味覚		50(ジクロロイソシ アヌル酸ナトリウム として)			WHO第4版 追加		
基-037	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず*		H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.4C		・食安委答申(H.24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日前後(成人、上限量10mg/日前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)
基-038	塩化物イオン	200	味覚							
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず*		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日前後(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日前後(成人)の必須元素
基-040	蒸発残留物	500								
基-041	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果 が見られる場合があり知見の充実を図る 必要がある	
基-042	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合: 10ng/L	
基-043	2-メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合: 10ng/L	
基-044	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果 が見られる場合があり知見の充実を図る 必要がある	
基-045	フェノール類	0.005	臭気						水質基準として維持	
基-046	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物			H19.10.26			旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに 相当するTOCは相関性から1~4mg/Lで 上限値に危険率25%を見込む	
基-047	pH値	5.8-8.6	腐食防止						水質基準として維持	
基-048	味	異常でない	基本指標							
基-049	臭気	異常でない	基本指標							
基-050	色度	5度	基本指標						水質基準として維持	
基-051	濁度	2度	基本指標						水質基準として維持	

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値  
 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。  
 ※2 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-3 「水質管理目標設定項目」の設定状況等 (その 1/2)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ( $\mu$ g/kg/日)	WHO/GDWQ ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
目-001	アンチモン及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.015→0.02	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		三酸化アンチモンの研究を根拠としたかなり安全側の評価	・食安委答申 (H24.8.6) →TDI=6
目-002	ウラン及びその化合物	0.002 (暫定値)	H15からの変更なし	0.2	0.03 P	H24.3.5	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P← 0.015P,T	・LOAEL:0.06 mg/kg日, UF:100 ・寄与率:10% ・評価値:0.002 mg/L	・食安委答申 (H24.1.12) →TDI=0.2 (LOAEL:0.06 mg/kg/日, UF:300)
目-003	ニッケル及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.01(暫定値) →0.02	4	0.07 (AF=20%)	H26.1.14	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補 版追加		・食安委答申 (H.24.7.23) →TDI=4
目-004	1,2-ジクロロエタン	0.004	H15からの変更なし	10-5Risk	0.03	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) →TDI=37.5(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.18 $\mu$ g/kg体重/日
目-008	トルエン	0.4	0.2→0.4	149 (AF=10%)	0.7 (C)	H22.2.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) →TDI=149
目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	H27.4.1より 0.1→0.08	30 (AF=10%)	0.008 (AF=1%)	H27.2.5	H25.4.15 答申済み			・食安委答申 (H25.4.15) →TDI=30 $\mu$ g/kg/日
目-010	亜塩素酸	0.6	H15からの変更なし	29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16	H20.6.19 答申済み		・ヒトへの暴露は基本的にClO <sub>2</sub> が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO <sub>2</sub> が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO <sub>2</sub> の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申 (H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・添加物としてはTDI29を答申 (H18.11)
目-012	二酸化塩素	0.6	H15からの変更なし	29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16	H20.6.19 答申済み			・食安委答申 (H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lと設定
目-013	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定値)	0.04(暫定)→ 0.01(暫定)	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申 (H19.3.15清涼飲料水) →TDI=2.7
目-014	抱水クロラール	0.02 (暫定値)	0.03(暫定)→ 0.02(暫定)	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補 版追加		・食安委答申 (H19.3.15清涼飲料水) →TDI=4.5
目-015	農薬類		検出値/目標値の総和が1以下						・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)・現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群・国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群・国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル(殺虫剤)を追加 (H20.4.1)
目-016	残留塩素	1 (遊離塩素は 0.1mg/L以上)	H15からの変更なし	150	0.5~5 C (上限値は AF=100%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み		おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申 (H19.3.15清涼飲料水) →TDI=136

表 7-3 「水質管理目標設定項目」の設定状況等 (その 2/2)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚労省	食安委	WHO等		
目-017	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100					H29.4.25 答申済み			
目-018	マンガン及びその化合物	0.01								
目-019	遊離炭酸	20							おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	
目-020	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	H15からの変更なし	600		H20.12.16	H20.4.17 答申済み		健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=800
目-021	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	H15からの変更なし	143	設定せず (2005) ←0.015	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補 版追加	地下水で一過的に高濃度で検出されるとの情報もある	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=143 ・WHOは異臭閾値を0.015mg/Lと設定
目-022	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持	
目-023	臭気強度(TON)	3TON							おいしい水の観点から維持	
目-024	蒸発残留物	30-200								
目-025	濁度	1度							より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を設定	
目-026	pH値	7.5							より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を設定	
目-027	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上とし、極力0に近づける							水道施設の維持管理やCaCO <sub>3</sub> 析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする	
目-028	従属栄養細菌(HPC)	2000cfu/ml (20℃7日間)	異常増加が生じないことを確認		USEPA処理 基準 500cfu/ml以下	H18.8.4			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断
目-029	1,1-ジクロロエチレン	0.1	水質基準から移動 0.02→0.1		設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26	H20.5.29 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H20.5.29) →TDI=46
目-030	アルミニウム及びその化合物	0.1					H19.10.26			
目-031	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFO S)及びペルフルオ ロオクタン酸(PFO A)	0.00005	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオク タン酸(PFOA)の量 の和として、 0.00005mg/L 以下(暫定)	0.02						

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 1/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ ※	評価値 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検01	銀	-									浄水器等で消毒のために利用する事例があること等から知見収集に努める	
検02	バリウム	0.7			1.3	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補 版変更		・食安委答申(H24.10.29) →TDI=20(ヒトNOAEL 0.21(mg/kg 体重/日)、UF 10)
検03	ビスマス	-									鉛代替品としての利用が考えられており 材質管理の観点で留意	
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3(個体 差)を適用し基準値を 導出			WHO/GDW Q第4版変更 設定せず← 0.07		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10-5		線形多段階モデルを 適用				高分子凝集剤の製品管理において残 留モノマーの確実なコントロールが必要	
検06	アクリル酸	-									日本水道協会規格の塗料の品質として 0.002mg/L以下を設定	
検07	17- $\beta$ -エストラジ オール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定デー タ等知見の充実に努めていく必要あり	
検08	エチニル-エストラ ジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定デー タ等知見の充実に努めていく必要あり	
検09	エチレンジアミン四 酢酸(EDTA)	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900						
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14						
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10-5		線形外挿法を適用				10-5リスク相当VSDから設定	
検12	酢酸ビニル	-									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを 設定	
検13	2,4-ジアミノトルエン	-									施設基準省令で溶出基準0.002mg/Lを 設定	
検14	2,6-ジアミノトルエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを 設定	
検15	N,N-ジメチルアニ リン	-									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを 設定	
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7					臭気の閾値と一致	
検17	ダイオキシン類	1pgTEQ/ L	暫定値	4pgTEQ/k g/日								
検18	トリエチレンテトラ ミン	-									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを 設定	
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100							社会的関心の高い物質であり測定デー タ等知見の充実に努めていく必要あり	
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50							社会的関心の高い物質であり測定デー タ等知見の充実に努めていく必要あり	・食品安全部→食安委員会諮問 (H20.7.8)
検21	ヒドラジン	-									日本水道協会規格の塗料の品質として 0.005mg/L以下を設定	
検22	1,2-ブタジエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを 設定	
検23	1,3-ブタジエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを 設定	

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 2/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ ※	評価値 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より 0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5mg/kg/d 、安全係数500	H27.2.5	H26.6.10 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査会)→TDI=5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5		200		200		H28.2.17	H27.4.7 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H27.4.7 器具・容器包装専門調査会)→TDI=200 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
検26	マイクロシスチン-LR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04						
検27	有機すず化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25								
検28	ブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検29	ブロモジクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検30	ジブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検31	ブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検32	ジブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検33	トリブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検34	トリクロロアセトニトリル	-										
検35	ブロモクロロアセトニトリル	-										
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11						
検37	アセトアルデヒド	-	H15からの 変更なし					H20.12.16	H17.7.21 答申済み			・食安委答申(添加物、H17.7.21) →食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)
検38	MX	0.001		10-5Risk		0.0018	検出濃度は 評価値に対し極めて低 く、基準値は 設定しない					・線形多段階モデル を適用
検40	キシレン	0.4		179	0.5 (C)	179						

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 3/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ( $\mu$ g/kg/日)	WHO/GDWQ ※	評価値 ( $\mu$ g/kg/日)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 (H22)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、15 <math>\mu</math>g/lを定めている(RfD: 0.7 <math>\mu</math>g/kg/日に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。</li> <li>・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制</li> <li>・JECFA評価(2010.Feb.) BMDL50=0.11 mg/kg/d (ヒト) UF=10 PMTDI=0.01 mg/kg/d PMTDI: 暫定最大一日耐容摂取量</li> </ul>
検44	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ第3版第2次 追補版追加		<ul style="list-style-type: none"> <li>・WHO/GDWQ第2次追補版追加(0.1 <math>\mu</math>g/l)</li> </ul>
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL=7 mg/kg/日 UF=1000 TDI=7 $\mu$ g/kg/日	H24.3.5				
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS:10 <sup>-5</sup>	H24.3.5				
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず (健康に基づく 評価値 =0.02 TDI=7.7)	0.02	WHO(参考値)	H24.3.5				
検48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2	追加		0.2 (TDI=10)	0.2	WHO(ガイドライン 値)	H24.3.5				

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値  
 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。  
 ※2 英国健康保護庁 (HPA) による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01mg/L、PFOSは0.0003mg/Lで評価している。  
 ※3 クロロピクリン(検39)はH25.3に削除された  
 ※4 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 1/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu$ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu$ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-001	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	殺虫剤	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02	H31.3.13	H25.2.18 H27.10.20 H30.3.27 R1.10.15 答申済み		・食安委答申 (H25.2.18, H27.10.20, H30.3.27, R1.10.15) → ADI = 20
対-002	2, 2-DPA(ダラボン)	除草剤	0.08		30		H30.2.15	H29.3.28 答申済み		・平成29年3月28日府食第199号
対-003	2, 4-D(2, 4-PA)	除草剤	0.02	H30.4.1より 0.03→0.02	10	0.03	H30.2.15	H29.5.16 答申済み		・評価第四部会審議中 (H25.7.10) ・食安委答申(H29.5.16) → ADI = 9.9
対-004	EPN	殺虫剤	0.004	H21.4.1より 0.006→0.004	1.4		H30.2.15	H20.10.16 H20.11.27 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H20.10.16, H20.11.27, H29.2.14) → ADI = 1.4
対-005	MCPA	除草剤	0.005	変更なし	2	設定せず	H27.2.5	H23.6.6 H26.7.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補 版変更	・食安委答申 (H23.6.6, H26.7.29) → ADI = 1.9
対-006	アシュラム	除草剤	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み		・食安委答申(H26.10.21) → ADI = 360
対-007	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H30.2.15	H22.7.22 H25.9.30 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H22.7.22, H25.9.30, H28.12.13) → ADI = 2.4
対-008	アトラジン	除草剤	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002	・評価申請 (H23.10.11)
対-009	アニロホス	除草剤	0.003		1			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申 (H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
対-010	アミラズ	殺虫剤	0.006	0.003→0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み		・食安委答申 (H19.5.17) → ADI = 2.5

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 2/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu$ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu$ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-011	アラクロール	除草剤	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H23.8.25 H25.3.18 答申済み		・食安委答申 (H23.8.25, H25.3.18) → ADI = 10
対-012	インキサチオン	殺虫剤	0.005	H30.4.1 より 0.008→0.005	2		H30.2.15	H28.2.23 答申済み		・食安委答申 (H28.2.23) → ADI = 2
対-013	イソフェンホス	殺菌剤	0.001		0.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-014	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01		4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-015	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.3	H22.4.1 より 0.04→0.3	100		H31.3.13	H20.2.28 H22.9.16 H24.12.10 H30.8.28 答申済み		・食安委答申 (H20.2.28, H24.12.10, H22.9.16, H30.8.28) → ADI = 100
対-016	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申 (H21.4.23) → ADI = 35
対-017	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006	総合評価	2.3(イミノク タジンとし て)			R1.6.4 答申済み		・食安委答申 (R1.6.4) → ADI = 2.3
対-018	インダノファン	除草剤	0.009	H15年からの 変更なし	3.5		H24.3.5	H20.1.10 H22.9.9 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10, H22.9.9) → ADI = 3.5
対-019	エスプロカルブ	除草剤	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H20.1.17 H21.5.14 H24.2.23 答申済み		・食安委答申 (H20.1.17, H21.5.14, H24.2.23) → ADI = 10
除外農薬 に変更	エディフェンホス (エジ フェンホス、EDDP)	殺菌剤	0.006		2.5				WHO第4版 変更 削除← 0.05	・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-020	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08	H15年からの 変更なし	30		H31.3.13	H21.11.19 H25.8.5 H27.6.9 H29.4.25 H30.7.24 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9, H29.4.25, H30.7.24) → ADI = 31
除外農薬 に変更	エトリジアゾール (エクロメ ゾール)	殺菌剤	0.004		1.6					

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 3/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)	WHO/GDW Q※ ( $\text{mg}/\text{L}$ )	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-021	エンドスルファン(ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-022	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	H26.4.1より新規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) → ADI = 9.0 ・食安委答申(H20.8.21) → ADI = 9.1
対-023	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申(H25.4.22) → ADI = 10
対-024	オリサストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新規設定	52		H26.1.14	H17.12.8 H20.3.27 答申済み		・食安委答申(H17.12.8, H20.3.27) → ADI = 52
対-025	カズサホス	殺虫剤	0.0006	H26.4.1より新規設定	0.25		H30.2.15	H17.6.30 H19.2.22 H20.7.3 H29.5.23 答申済み		・食安委答申 (H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3, H29.5.23) → ADI = 0.25
対-026	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	0.008	H15年からの 変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申(H20.2.21) → ADI = 3
対-027	カルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.3		100			R1.6.4 答申済み		・食安委答申(R1.6.4) → ADI = 30 (グループ評価:16)
対-028	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.05		20		H31.3.13	H30.9.4 答申済み		・食安委答申(H30.9.4) → ADI = 7.3
除外農薬 に変更	カルプロパミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年からの 変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申(H19.12.13) → ADI = 14
対-029	カルボフラン	代謝物	0.005		2	0.007		R2.2.4 答申済み		・食安委答申(R2.2.4) → ADI = 0.15
対-030	キノクラミン(ACN)	除草剤	0.005	H15年からの 変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申(H25.10.7) → ADI = 2.1
対-031	キャプタン	殺菌剤	0.3		125		H31.3.13	H29.3.7 H30.7.24 R3.2.16 答申済み		・食安委答申(H29.3.7, H30.7.24, R3.2.16) → ADI = 100

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 4/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu$ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu$ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-032	クミルロン	除草剤	0.03	H15年からの 変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申 (H19.8.9) → ADI = 10
対-033	グリホサート	除草剤	2	H30.2.15 現 行値を継続	1		H30.2.15	H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H28.7.12) → ADI = 1000
対-034	グルホシネート	除草剤 植物成長 調整剤	0.02	H26.4.1より新 規設定	9.1		H26.1.14	H22.2.25 H24.3.8 H25.7.29 答申済み		・食安委答申 (H22.2.25, H24.3.8, H25.7.29) → ADI = 9.1
対-035	クロメプロップ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申 (H21.7.23) → ADI = 6.2
対-036	クロールニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0001		設定せず					
対-037	クロールピリホス	殺虫剤	0.003	H21.4.1 より 0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H31.3.13	H19.3.22 H22.11.4 H23.6.2 H30.7.24 答申済み		・食安委答申 (H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2, H30.7.24) → ADI = 1 ・WHO/GDWQ第2次追補版追加 (30 $\mu$ g/L)
対-038	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H31.3.13	H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H30.3.27) → ADI=クロロタロニル:18, 代謝物:8.3
対-039	シアナジン	除草剤	0.001	H30.4.1より 0.004→0.001	1.5	0.0006	H30.2.15	H29.2.28 答申済み	WHO第4版 追加	・食安委答申 (H29.2.28) → ADI = 0.53
対-040	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003	H15年答申	1		H31.3.13	H29.10.17 答申済み		・食安委答申 (H29.10.17) → ADI = 1
対-041	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-042	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申 (H26.7.1) → ADI = 10
対-043	ジクロロボス (DDVP)	殺虫剤	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請 (H21.3.24)
対-044	ジクワット	除草剤	0.005		1.9			R1.10.8 答申済み		・食安委答申 (R1.10.8) → ADI = 5.8
対-045	ジスルホトン (エチルチオ メトン)	殺虫剤	0.004		1.4					
その他農 薬に変更	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10		H30.2.15	H22.6.17 答申済み		・食安委答申 (H22.6.17) → ADI = 10 ・評価要請 (H29.8.31) ・その他農薬に変更

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 5/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu$ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu$ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-046	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤 殺菌剤	0.005	H26.4.1より新規設定			H26.1.14			二硫化炭素として
対-047	ジチオピル	除草剤	0.009	H22.4.1より 0.008→0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10) → ADI = 3.6
対-048	シハロホップブチル	除草剤	0.006	H15年答申	2.4					
対-049	シマジン(CAT)	除草剤	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-050	ジメタメリン	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申 (H23.12.22) → ADI = 9.4
対-051	ジメトエート	殺虫剤	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-052	シメリン	除草剤	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
その他農薬に変更	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H30.2.15			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため) ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意見書提出 ・その他農薬に変更
対-053	ダイアジノン	殺虫剤 殺菌剤	0.003	H28.4.1より 0.005→0.003	2		H31.3.13	H26.8.19 H29.12.12 答申済み		・食安委答申 (H26.8.19, H29.12.12) → ADI = 1 ・評価要請 (H29.5.24)
対-054	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤	0.8	H15年からの 変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8) → ADI = 300
対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:ダゾメット	殺菌剤	0.01	H29.4.1より新規設定	2.5		H29.1.31	H27.3.24 R1.8.27 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24, R1.8.27) → ADI = 4
対-056	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新規設定	40		H26.1.14	H19.10.25 R2.9.15 答申済み		・食安委答申 (H19.10.25, R2.9.15) → ADI = 40
対-057	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-058	チオジカルブ	殺虫剤	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-059	チオファネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 6/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)	WHO/GDW Q※ ( $\text{mg}/\text{L}$ )	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-060	チオベンカルブ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H24.3.5	H19.12.13 H22.8.5 答申済み		・食安委答申 (H19.12.13, H22.8.5) → ADI = 9
対-061	テフリルトリオン	除草剤	0.002	H29.4.1より対 象農薬に格 上げ	0.8		H29.1.31	H21.2.19答 申済み		・食安委答申 (H21.2.19) → ADI = 0.8
対-062	テルブカルブ (MBPM C)	除草剤	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り (浄水、原水からの検出が確認されたた め)
対-063	トリクロピル	除草剤	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-064	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005	H26.4.1より 0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-065	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.1	H28.4.1より 0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20) → ADI = 50
対-066	トリフルラリン	除草剤	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26 答申済み		・食安委答申 (H24.1.26) → ADI = 24
対-067	ナプロパミド	除草剤	0.03		12.5					
対-068	パラコート	除草剤	0.005	H15年答申	2					
対-069	ピペロホス	除草剤	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関す る意見書提出
対-070	ピラクロニル	除草剤	0.01	H26.4.1より新 規設定	4.4		H26.1.14	H19.8.2 H23.6.2 答申済み		・食安委答申 (H19.8.2, H23.6.2) → ADI = 4.4
対-071	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申 (H20.4.24) → ADI = 26
対-072	ピラゾリネート (ピラゾレー ト)	除草剤	0.02	H15年答申	6					
対-073	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提 出		・食安委答申 (H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関す る意見書提出
対-074	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申 (H20.9.11) → ADI = 8.8
対-075	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申 (H27.6.9) → ADI = 19

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 7/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)	WHO/GDW Q※ ( $\text{mg}/\text{L}$ )	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-076	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005	変更なし	0.2		H29.1.31	H26.1.20 H28.4.5 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20, H28.4.5) →ADI=0.19
対-077	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5		H30.2.15	H26.6.3 H29.8.22 答申済み		・食安委答申 (H26.6.3, H29.8.22) → ADI = 4.9
対-078	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15年からの 変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申 (H25.9.9) → ADI = 13
対-079	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H20.11.13 H24.2.2 答申済み		・食安委答申 (H20.11.13, H24.2.2) → ADI = 19
対-080	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006	H25.4.1 より 0.001→0.006	2.3		H24.3.5	H22.4.8 H25.9.30 答申済み		・食安委答申 (H22.4.8, H25.9.30) → ADI = 2.3
対-081	フェントエート(PAP)	殺虫剤 殺菌剤	0.007	H25.4.1より 0.004→0.007	2.9		H24.3.5	H23.10.6 H25.1.21 答申済み		・食安委答申 (H23.10.6, H25.1.21) → ADI = 2.9
対-082	フェントラザミド	除草剤	0.01	H26.4.1より新規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申 (H20.12.4) → ADI = 5.2
対-083	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1		40					
対-084	ブタクロール	除草剤	0.03	H15年からの 変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申 (H23.8.25) → ADI = 10
対-085	ブタミホス	除草剤	0.02	H23.4.1 より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) → ADI = 8
対-086	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H30.2.15	H20.5.15 H24.12.10 H28.12.13 R1.6.18 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13, R1.6.18) → ADI = 9
対-087	フルアジナム	殺菌剤	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 H31.2.5 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11, H31.2.5) → ADI = 10
対-088	プレチラクロール	除草剤	0.05	H23.4.1 より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI = 18

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 8/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu$ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu$ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-089	プロシミドン	殺菌剤	0.09	変更なし	35		H30.2.15	H26.1.20 H29.5.30 R3.2.16 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20, H29.5.30,R3.2.16) → ADI = 35
対-090	プロチオホス	殺虫剤	0.004	オキソン体の濃度と合計して算出すること(H30.4.1より)	1.5		H30.2.15	H30.10.23 答申済み		・代謝物であるプロチオホスオキソンも測定し、原体の濃度と、オキソン体の濃度を原体に換算した濃度を合計(H30.4.1から適用) ・食安委答申(H30.10.23) → ADI = 2.7
対-091	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	変更なし	18		H30.2.15	H26.4.8 H29.7.4 H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H26.4.8, H29.7.4, H30.3.27) → ADI = 19
対-092	プロピザミド	除草剤	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20) → ADI = 19
対-093	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.05		20		H31.3.13	H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H30.3.27) → ADI = 10
対-094	プロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1	H22.4.1 より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10) → ADI = 40
対-095	ベノミル	殺菌剤	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-096	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H23.4.1 より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申(H20.10.16) → ADI = 53
対-097	ベンゾビスクロン	除草剤	0.09	H26.4.1より新規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申 (H20.3.13) → ADI =34
対-098	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	H29.4.1より 0.004→0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申 (H27.8.18) → ADI = 2
対-099	ベンタゾン	除草剤	0.2		90					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-100	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3	H25.4.1 より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H22.10.7 H24.8.6 答申済み		・食安委答申 (H22.10.7, H24.8.6) → ADI = 120
対-101	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.04		15			R2.2.4 答申済み		・食安委答申 (R2.2.4) → ADI = 8.9
対-102	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申 (H22.10.14) → ADI = 5
対-103	ベンフレセート	除草剤	0.07	H15から変更なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22) → ADI = 23
対-104	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	H15年答申	1			R2.12.15 答申済み		・食安委答申 (R2.12.15) → ADI = 2

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 9/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu$ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu$ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚料審	食安委	WHO等	
対-105	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申(H26.5.13) → ADI = 290
対-106	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-107	メソミル	殺虫剤	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-112 (~H27)	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メタム	殺虫剤	0.01	H29.4.1より新規設定	7.5		H29.1.31	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 7.5 ⇒対-060に統合設定
対-108	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H31.3.13	H21.3.5 H23.7.7 H26.1.20 H29.10.17 答申済み		・食安委答申(H21.3.5, H23.7.7, H26.1.20, H29.10.17) → ADI = 22 (メタラキシル及びメフェノキサムとして)
対-109	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
263 その他農薬に変更	メチルダイムロン	除草剤	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.12.14) ・H18.8.4厚料審で取扱について検討
対-110	メミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 答申済み		・食安委答申(H22.3.4) → ADI = 16
対-111	メトリブジン	除草剤	0.03	H15年答申	12.5					
対-112	メフェナセット	除草剤	0.02	H22.4.1より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI = 7
対-113	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15から変更なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申(H21.12.17) → ADI = 50
対-114	モリネート	除草剤	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申(H25.3.4) → ADI = 2.1

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-6 「要検討農薬」の目標値の設定状況等 (その 1/2)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu$ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu$ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
要-001	アセタミプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.2		71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71
要-002	イミダクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.1	0.2→0.1	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14, H22.9.9, H28.7.12) → ADI=57
要-003	イプフェンカルバゾン		0.002	新規追加						
要-004	イプロジオン		0.3	除外農薬から						
要-005	エチプロール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	変更なし	5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み		・食安委答申 (H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24) → ADI = 5
要-006	クロロピクリン	殺虫剤	-							・評価要請 (H29.6.15)
要-007	テブコナゾール	殺菌剤	0.07		29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 R1.10.1 答申済み		・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8, R1.10.1) → ADI = 29
要-008	パラチオンメチル	殺虫剤	0.04	H15年答申	15					・評価要請 (H21.3.24)
要-009	ヒメキサゾール (ヒドロキシ イソキサゾール)	殺菌剤	0.1	H15年答申	50					・評価要請 (H25.8.20)
要-010	ピラクロホス	殺虫剤	-	-	-					
要-011	フルスルフアミド	殺菌剤	-	-	-					・評価要請 (H24.8.21)
要-012	ブロマシル	除草剤	0.05	H29.4.1より 新規設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H28.5.17) → ADI = 19
要-013	ペントキサゾン	除草剤	0.6	0.2→0.6	230		H22.12.21			

表 7-6 「要検討農薬」の目標値の設定状況等 (その 2/2)

分類	項目	用途	目標値 (mg/L)	目標値に係 る備考	根拠ADI ( $\mu$ g/kg 体 重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu$ g/kg 体重/日)
							厚科審	食安委	WHO等	
要-014	ホサロン	殺虫剤	0.005	H27.4.1より 新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申 (H26.3.10) → ADI = 2
要-015	メタアルデヒド	殺虫剤	0.06	変更なし	22		H30.2.15	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 22
要-014 (~H27)	ダゾメット、メタム及びメチ ルイソチオシアネート:メ チルイソチオシアネート	殺虫剤	-	H29.4.1より 新規設定	-		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24) → ADI = 4
要-016	メトラクロール	除草剤	0.2	H15から変 更なし	97	0.01	H22.12.21	H21.7.30 答申済み		・食安委答申 (H21.7.30) → ADI = 97

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 1/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu$ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu$ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)	農薬等原料	-		-		H25.3.19	H24.10.29 答申済み		・食安委答申(H24.10.29) → ADI = 9.8
他-002	2, 4-DB	除草剤	-		-	0.09		審議中		・食安委検討中
他-003	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	-		-					
他-004	MCPBエチル	除草剤 植物成長調整剤	0.03	H15年答申	33		H31.3.13	H30.9.4 答申済み		・食安委答申(H30.9.4) → ADI = 12
他-005	アシベンズラルSメチル	殺菌剤	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50		H31.3.13	H27.3.24 H30.2.13 答申済み		・食安委答申(H27.3.24, H30.2.13) → ADI = 77
他-006	アジムスルフロン	除草剤	0.2	H15から変更なし	95		H22.12.21	H21.4.9 答申済み		・食安委答申(H21.4.9) → ADI = 95
他-007	アミトロール	除草剤	0.003	0.06→ 0.003	1.2		H24.3.5	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7) → ADI = 1.2
他-008	アメトリン	除草剤	0.2	0.003→0.2	72		H20.12.16	H19.9.13 答申済み		・食安委答申(H19.9.13) → ADI = 72
他-009	イナベンフィド	植物成長調整剤	0.3	H15年答申	130					
他-010	イマズスルフロン	殺虫剤 除草剤	0.2	H15年答申	89					
他-011	ウニコナゾールP	植物成長調整剤	0.04	H15から変更なし	16		H20.12.16	H19.5.31 答申済み		・食安委答申(H19.5.31) → ADI = 16
他-012	エトキシスルフロン	除草剤	0.1	H15年から変更なし	56		H26.1.14	H25.10.21 答申済み		・食安委答申(H25.10.21) → ADI = 56
他-013	エトベンザニド	除草剤	0.1	変更なし	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI = 44
他-014	エンドタール	除草剤	-					H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-015	オキサジアルギル	除草剤	0.02		8		H25.3.19	H19.10.11 答申済み		・食安委答申(H19.10.11) → ADI = 8
他-016	オキサミル	殺虫剤	0.05	H15年答申	20					評価要請 H25.3.12

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 2/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu$ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu$ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-017	オキシリニック酸	殺菌剤	0.05	H15年から 変更なし	21		H26.1.14	H20.7.24 H23.6.30 H25.11.11 R1.8.27 答申済み		・食安委答申 (H20.7.24, H23.6.30, H25.11.11, R1.8.27) → ADI = 21
他-018	キザロホップエチル	除草剤	0.02	変更なし	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22, H26.4.8) → ADI = 9
他-019	クロチアニジン	殺虫剤 殺菌剤	0.2	変更なし	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申 (H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7) → ADI = 97
他-020	クロマフェノジド	殺虫剤	0.7	H15から変 更なし	270		H20.12.16	H19.10.18 H24.5.24 答申済み		・食安委答申 (H19.10.18, H24.5.24) → ADI = 270
他-021	クロルタールジメチル (T CTP)	除草剤	-		-					
他-022	クロルピリホスメチル	殺虫剤	0.03	H15年答申	10					
他-023	シクロスルファミロン	除草剤	0.08	H15年答申	30					
他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
他-025	シクロプロトリン	殺虫剤	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申 (H27.2.3) → ADI = 85
他-026	ジクロメジン	殺菌剤	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事: H19.10.12部会)
他-027	ジクロルプロップ	植物成長調整 剤	0.09	H30.4.1より 0.06→0.09	22	0.1	H30.2.15	H29.7.4 答申済み		・食安委答申 (H29.7.4) → ADI = 36

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 3/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu$ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu$ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-028	ジコホル(ケルセン)	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定せず			WHO第4版 第1次追補 版変更 設定せず ←0.006	
他-029	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10		H30.2.15	H22.6.17 答申済み		・食安委答申(H22.6.17) → ADI = 10 ・評価要請(H29.8.31) ・その他農薬に変更
他-030	シノスルフロン	除草剤	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
他-031	ジノテフラン	殺虫剤 殺菌剤	0.6	変更なし	220		H30.2.15	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申(H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 220
他-032	ジフェノコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.02				H31.3.13	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 H30.5.22 R1.6.48 答申済み		・食安委答申(H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28, H30.5.22, R1.6.48) → ADI = 9.6
他-033	シフルトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H15年答申	20					
他-034	ジフルベンズロン	殺虫剤	0.05	H28.4.1より 0.03→0.05	12	設定せず	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず ← 0.12	・食安委答申(H27.7.28) → ADI = 20
他-035	シプロコナゾール	殺菌剤	0.02	H15年答申	9.9					

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 4/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu$ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu$ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-036	シプロジニル	殺菌剤	0.07				H25.3.19	H24.9.24 答申済み		・食安委答申 (H24.9.24) → ADI = 27
他-037	シペルメトリン	殺虫剤	0.06	H15年答申	50		H31.3.13	H30.2.13 H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H30.2.13, H30.3.27) → ADI = 22
他-038	シメコナゾール	殺菌剤	0.02		8.5		H31.3.13	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 H30.5.22 答申済み		・食安委答申 (H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23, H30.5.22) → ADI = 8.5
他-039	ジメチルピビンホス	殺虫剤	0.01	H15年答申	4					
他-040	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H30.2.15			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため) ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意見書提出 ・その他農薬に変更
他-041	シラフルオフエン	殺虫剤 殺菌剤	0.3	H15から変更なし	110		H24.3.5	H24.2.9 答申済み		・食安委答申 (H24.2.9) → ADI = 110
他-042	シンメチリン	除草剤	0.1	H15年答申	42					
他-043	スピノサド	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H15年答申	24		H25.3.19	H22.4.8 H27.2.17 答申済み		・食安委答申 (H22.4.8, H27.2.17) → ADI = 24 ・評価要請 H29.5.24
他-044	セトキシジム	除草剤	0.4	H15年答申	140			H30.12.4 答申済み		・食安委答申 (H30.12.4) → ADI = 88
他-045	チアクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	-					H30.10.23 答申済み		・食安委答申 (H30.12.4) → ADI = 12
他-046	チアトキサム	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申 (H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28) → ADI = 18
他-047	チオシクラム	殺虫剤	0.03		12			R1.6.4 答申済み		・食安委答申 (R1.6.4) → ADI = 21 (グループ評価:16)

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 5/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu$ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu$ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-048	チフルザミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	20		H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 R1.6.18 答申済み		・食安委答申 (H24.10.1, H28.1.26, R1.6.18) → ADI = 14
他-049	テクロフタラム	殺菌剤	0.1	H15年答申	58					
他-050	テトラクロルピホス(CVMP)	殺虫剤	0.01	H15年答申	4			H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-051	テトラコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	H28.4.1より 新規設定	4		H31.3.13	H27.8.18 H30.3.6 答申済み		・食安委答申 (H27.8.18, H30.3.6) → ADI = 4
他-052	テブフェノジド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	0.02→ 0.004	16		H29.1.31	H19.11.8 H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8, H28.5.17) → ADI = 16
他-053	トリネキサパックエチル	植物成長調整剤	0.01	H15から変更なし	5.9		H22.12.21	H21.10.22 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22) → ADI = 5.9
他-054	トリフルミゾール	殺菌剤	0.04	H26.4.1より 新規設定	15		H31.3.13	H25.11.11 H28.5.17 H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11, H28.5.17, H30.3.27) → ADI = 15
他-055	トルフェンピラド	殺虫剤	0.01		5.6		H25.3.19	H16.10.7 H19.5.31 H23.2.10 R2.11.24 答申済み		・食安委答申 (H16.10.7, H19.5.31, H23.2.10, R2.11.24) → ADI = 5.6
他-056	ナプロアニリド	除草剤	0.02	H15年答申	7					
他-057	ニテンピラム	殺虫剤 殺菌剤	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H28.5.17) → ADI = 530
他-058	パクロブトラゾール	殺菌剤 植物成長調整剤	0.05		20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申 (H21.4.2, H28.9.6) → ADI = 20
他-059	バリダマイシン	殺虫剤 殺菌剤	-					R2.9.29 答申済み		・食安委答申 (R2.9.29) → AD = 360
他-060	ビスピリバック	除草剤	0.03	H15年答申	11					
他-061	ピメトロジン	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15から変更なし	13		H24.3.5	H22.9.9 R2.6.17 答申済み		・食安委答申 (H22.9.9, R2.6.17) → AD = 13

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 6/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu$ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu$ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-062	ピラズスルフロンエチル	除草剤	0.03	H27.4.1より 0.1→0.03	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申 (H26.5.20) → ADI = 10
他-063	ピリミノバックメチル	除草剤	0.05		20		H25.3.19	H22.4.1 答申済み		・食安委答申 (H22.4.1) → ADI = 20
他-064	ピリミホスメチル	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定不相当 ADI0.03mg/ kg/日			WHO/GD WQ第3版 第2次追補 版追加	
他-065	ピレトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	40					・評価要請 (H29.4.19)
他-066	フェノキサニル	殺虫剤 殺菌剤	0.02		7		H25.3.19	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申 (H15.9.18) → ADI = 6.9 ・食安委答申 (H20.11.27) → ADI = 7
他-067	フェンバレレート	殺虫剤	0.04	H26.4.1より 0.05→0.04	17		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申 (H25.7.29) → ADI = 17
他-068	フラチオカルブ	殺虫剤	0.008	H15年答申	3			H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-069	フラトピル	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15から変 更なし	7			H23.11.17 H31.2.5 答申済み		・食安委答申 (H23.11.17, H31.2.5) → ADI = 7
他-070	フルアジホップ	除草剤	0.01	H28.4.1より 0.03→0.01	10		H31.3.13	H27.7.7 H30.3.6 答申済み		・食安委答申 (H27.7.7, H30.3.6) → ADI = 4.4
他-071	プロパニル(DCPA)	除草剤	0.04	H15年答申	17			H30.12.4 答申済み		・食安委答申 (H30.12.4) → ADI = 16
他-072	プロパホス	殺虫剤	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提 出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
他-073	プロパルギット(BPPS)	殺虫剤	0.02	H15年答申	8.3		H25.3.19	H25.11.11 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11) → ADI = 21

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 7/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ( $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)	WHO/GDW Q ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-074	プロヘキサジオン	殺菌剤 植物成長調整剤	0.5	H15年答申	180					
他-075	プロポキスル(PHC)	殺虫剤	0.2	H15年答申	63					
他-076	プロメトリン	除草剤	0.08	H28.4.1より 0.06→0.08	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申(H27.9.8) → ADI = 30
他-077	ペルメトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15年答申	48	設定せず		R1.5.21 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず ← 0.3	・食安委答申(R1.5.21) → ADI = 50
他-078	ベンスルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.09		34			R1.6.4 答申済み		・食安委答申(R1.6.4) → ADI = 25 (グループ評価:16)
他-079	ベンダイオカルブ	殺虫剤	0.009	H15から変更なし	4		H22.12.21	H21.8.27 答申済み		・食安委答申(H21.8.27) → ADI = 3.5
他-080	ホキシム	殺虫剤	0.003	H15年答申	1.2			H21.2.3 審議中		・食安委検討中 ・評価要請(H21.2.3)
他-081	ボスカリド	殺菌剤	0.1		44		H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み		・食安委答申 (H16.5.20, H18.10.26, H21.3.19, H24.8.6, H28.9.27) → ADI = 44
他-082	ミルネブ(チアジアジン)	殺菌剤	-							
他-083	メタミドホス	殺虫剤	0.001	H30.4.1より 0.002→ 0.001	0.6		H30.2.15	H20.5.1 H28.12.13 答申済み		・食安委答申(H20.5.1) → ADI = 0.6 ・食安委答申(H28.12.13) → ADI = 0.56
他-084	メチルイソシアネート	殺虫剤等中間体	0.006	H15年答申	2.5					
他-085	モノクロトホス	殺虫剤	0.002	H15年答申	0.6					
他-086	リニュロン	除草剤	0.02	H15年答申	7.7					

※網掛けは昨年度からの変更箇所

## 7-2. データベースの整理・情報更新

水道水質基準等に係る最新の科学的知見に基づく基準値等又は分類の設定又は見直しの検討に資するよう、平成 25 年度業務までに水道水に関する有害物質の健康影響等のデータベース（以下、「データベース」という。）が構築され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベースの使用目的を踏まえて、①情報収集の対象とする物質の整理②収集するデータ項目の整理・拡充③情報の更新等が実施されている。

### 7-2-1. 情報収集の対象とする物質の整理

データベースには、平成 25 年度までに 4,000 を超える項目が収載され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベース作成の目的が水道水質基準等に係る基準値や分類の見直しに資することであることを踏まえて、当面の情報収集の対象とする物質を表 7-8 のものとし、データベースの構成を再整理して、これら物質に関する情報を充実させることを優先し、その後、順次対象とする物質を拡張していくことが望ましいとしている。令和 2 年度文献調査業務においても、この考え方を踏襲して主にデータの更新を実施した。

なお、出力例は、報告書「平成 27 年度水道水及び水道用薬品等に関する調査業務；6.4.2.3 検索要領：出力（物質別）」と基本的に同じであるので省略した。

表 7-8 情報収集の対象とする物質（H26 年度文献調査業務の表 25）

	物質グループ	物質数*
1	水道水質基準項目	51
2	水質管理目標設定項目	26
3	要検討項目	47
4	対象農薬	120
5	要検討農薬	16
6	その他農薬	84
7	除外農薬	14
8	基礎情報収集対象物質	170
9	浄水処理対応困難物質	14
10	過去に水質事故の原因となった物質等	21
11	PRTR対象物質(化管法第一種指定化学物質)	462

\*各グループに該当する物質数を示すが、他の物質グループと物質が重複する場合がある。

#### 1) 収集するデータ項目の整理・更新

令和 2 年度文献調査業務では表 7-8 の対象物質の更新を適宜実施すると共に、データベース出力の適正化を実施した。更新内容は網掛けを付した。

## (1) 更新フィールド

以下のサイト並びに官報をあたり、過年度データとの比較を行った。

- ・ 製造輸入量：[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/information/volume\\_index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/volume_index.html)
- ・ PRTR 排出（公水）：<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>
- ・ 水質基準項目、水質管理目標設定項目、農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬、要検討項目：官報並びに  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/kijunchi.html>
- ・ 水道統計：<http://www.jwwa.or.jp/mizu/>
- ・ ゴルフ場排水口等における水質調査（環境省）：  
<http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golfchosa.html>
- ・ 要調査項目存在状況調査：<http://www.env.go.jp/water/chosa/index.html>
- ・ 化学物質環境実態調査（水質；初期環境調査結果、詳細環境調査結果）：  
<http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html>

## (2) 過年度データの活用

- ・ 薬品基準、資機材基準、給水装置基準、水質環境基準（人健康）、水質環境基準（地下水）、要監視項目（人健康）、要監視項目（地下水）、水濁法、毒劇法、化審法、化管法
- ・ WHO ガイドライン値・評価値、EU 基準値、カナダガイドライン値、オーストラリアガイドライン値、韓国基準値、中国基準値、国際機関評価値
- ・ 有害性情報
- ・ 農薬登録情報、登録失効有効成分一覧、TX01\_有効成分名、化審法旧

## 8. 要検検討項目への追加物質案の検討

基礎情報を整理して要検討項目への追加物質案を検討し、資料案を作成した。令和2年度第1回水質基準逐次改正検討会の資料1「水質基準等の改正方針について(案)」の「4. 要検討項目の追加」において活用された。